

新村出編　第一輯

海表叢書

南蠻紅毛史料

京都　更生閣發行

例言

一、海表叢書は、近世日本と海外殊に南國遠西との交渉に因める所の史料と典籍とを彙集し且つ異國情趣の豊かなる著作を加へたるものにして、その收むる所の範圍は、我邦の近世文化史に關係深き吉利支丹宗の弘布と禁制、またその敎儀書と破邪論、次には阿蘭陀貿易と之に伴へる西洋文物の東漸や所謂洋學の興隆、支那貿易と唐土新代文化の傳來、鎖國日本が特色を織成せる長崎の風土記、海洋文學の感興、日本と南國との往來など、すべて是等の事どもに聯りて、詩趣に富める近世文化史料と文化史的なる詩篇とを包含せ

しめんとすること、既に發刊之辭に見ゆるが如し。たゞ餘力乏しきに人手少く時日亦限られたれば資料を多くは近きに求めて敢て遠きに及ぼさず、成るべく卷數の少きものを收め印行し難き嫌あるものを避くるを以て編纂の主眼とするなど、想到りて手達せざるの憾頗る大なり。未刊の書あり、既刊の書あり、悉くこれ稀覯の典籍なりと謂ふべきにあらず。

一、初め更生閣主人より叢書監修の事を托せられ、尋いで命名の事を囑せらるゝや、嘗て海表異聞といへる古き叢書のありしを想出して、他二三の名稱と共に海表叢書の名を提示したり。海表の名、尙書卷十周書立政第二十一「方行天下、至

于海表、罔有不服」の句に出で、註に海表は蠻夷戎狄と見ゆるに據りたれど、實は古典に僻したるの嫌なきにあらず。此名誤つて選擇を見るに至りしが、世の耳目に遠くして往々人の誤解質疑を受くるの失あるを免れざるは、予甘んじて責に任せざるを得ず。

一、叢書は大體に於て類を立てたりといへども、紙數の過不足と集書の過不及とは、遂に嚴重なる彙集を許さず、異種相錯り同種互に分れ、やゝ離合の避けがたきに至れるは致方なし。

一、印刷に際しては、成るべく原本底本の文字を保存するに勉めたれども、強ひて拘泥せざりし點、甚しき誤字を改めし

場合、印刷の都合上寛容せざるを得ざりし所等、處々に存せり。字體はもちろん送假名など殊に然りとす。句讀點及び濁點を施こし、又原書の洋語の平假名なるを片假名に書改めたるは、讀む人々の便を計りたるなれど、さりとて他の諸點に於て便宜にのみ循ひて原形を無視せしといふ程にあらず。書中の洋語と原語譯語及び釋義との對照表の如きは、書肆の意によりては、或は補遺の別冊としてか、或はその他便宜なる形に於て、後日附載したく思へり。

一、裝幀はルーフアール及びヨインボル兩氏編輯の爪哇更紗圖譜の着色圖に依り、題簽は內藤湖南博士の筆を煩はせり。記して謝意を表はす。

一、編輯の實務をはじめ校勘校正等の事に關しては、主として藤堂祐範氏之に當り、謄寫と校正とに就いては、杉山理吉氏最も意を致せり。解題は監修者自ら筆を執りたれども書物の性質來歷などによりては、所說繁簡精粗一ならず、時に後版に於て補訂を要すべきもののもあるべし。

昭和二年最初の明治節後二日

新村出識

再序

更生閣主吉田君、海表叢書を改裝し且つ改題して之を再刊せんとす。海表叢書それ果して更生せるか。

更生か再刊か、輙ち分つべきにあらざらんも、改裝や改題や、共にこれ喜ぶべきにあらざるか。絢爛なる爪哇更紗の裝幀は、瀟洒たる古渡りの阿蘭陀更紗に更まれり。これ豈に更生ならざらんや。曩に編者の選びし所の海表の二字、頗る縹渺として捉へ難かりしもの、今や南蠻紅毛史料と改稱して端的に其の所收本の內容を髣髴するに至る。書の名即ち自然に歸したるものと謂はざらんや。若し夫れ湖南博士の題簽を失ひて之に代ふるに予の禿筆を以てせしは改惡の甚しきもの。

舊刊本六册なりしを新刊本は二册とす。而して舊刊本に添へて每册頭

たれし所の小紙葉、既に予の數年を越す。乃ち新刊第二冊の尾に收めて之を一括改刷し、且つ其の末新に書誌に關する冗語若干章を加へて參照に資せり。

昭和五年八月十五日

新村　出

海表叢書 巻一目次

海表叢書 第一卷 解說

知耻篇 三卷

知耻篇といふ名は向井元升の著書として古くより聞こえてはゐたが、久しく藏書家の秘庫の裡に埋沒して廣く學界には出でずに過ぎた。それが昨年名古屋の平出文庫から鹿田松雲堂の手に歸し、本年夏京都大學圖書館の架藏に入つたのは慶ぶべきである。而も太田南畝の舊藏本で卷首に南畝自筆の識語が錄してあるのは更に珍重すべきである。

文政改元戊寅仲夏八日、石町書肆曬□堂携一書來示曰、養生善道家秘禁方、署洛下靈蘭堂拾棄奴向井元升以順撰、延寶甲寅所刻也、此知耻篇三

卷、不題撰者姓名、唯稱拾棄奴、未知何人者數十年、至讀養生善道家秘禁方、而始知向井元升以順所著、疑團一時氷釋不亦快乎、

戊寅仲夏九日　　七十翁杏花園書

靈蘭堂向井氏墓銘貝原益軒所著、予抄出于瓊浦遺佩中、可併見、

杏花園又書

向井氏の養生善道秘禁方は予が未見の刊本であるが、太田氏がそれによつて知恥篇の著者たる拾棄奴を向井元升と定むるに至つたのは、一の發見である。瓊浦遺佩は蜀山人全集には除かれたが、今内閣文庫に藏せられ二卷あつて向井氏一家に關するその他の資料をも含み有益な長崎の文化史料に充ちてゐる。

知恥篇三卷一冊本、本文及び序跋をあはせて百四十三葉、十行平假名交りの大

本、裏打を施こし修理を加へた本で、卷末には隱元禪師の諡號と追慕とに關する寛文十三年、享保七年、明和九年の勅諭三章を貼附してある。卷首に「南畝文庫」と、「平出氏書室記」との朱印もある。南畝の識語によれば、安永天明頃の壯時からの舊藏本であつたらしい。

明曆三年四月伊勢山田の與村弘正なる者の跋文によつて見ると、向井元升は拾棄奴といふ匿名で、同元年この書上中下三卷一册を外宮の神主度會常晨に寄せたのである。明曆元年は隱元禪師渡來の承應三年甲午の翌年にあたり、著者元升がまだ長崎に在住時分である。その時元升は四十七歲、次男去來が三つ四つ五つ頃で、三男元成が生れる前年のことである。彼が上京したのは、それから三年後の萬治元年五十歲の時で、上京するや先づ伊勢に參詣して髮を束ねたといふほど、彼は敬神家であつた。その歲には闇齋は四十一歲、益軒は三十歲、蕃山

が四十で、素行が三十七といふ時代だ。その前年に林道春は死んでしまつた。彼が南蠻天文學の批評をした乾坤辨說四卷に序したのはその翌年の萬治二年のことで、後年(寛文十一年)京都の靈蘭堂刊行の自著、孝經辭傳(寛文四年自序)よりも前に、孝經刊誤考例といふ書を作つたのも同じく萬治二年のことである。彼が延寶五年六十九歲を以て京に歿するまでに著書十有七部を著はしたさうで、古來よく知れてゐるのは庖厨本草十三卷(貞享元年刊行)で、近年ひゞいてゐるのは乾坤辨說四卷である。然るに今この知耻篇三卷は、元升の精神氣魄を知るに最も適した未刊の書物であつたのが、はしなくも世に出づるに至つては、著者にとつても亦欣ぶべきことゝいはねばならぬ。前記の孝經辭傳の自序に見ゆる所および辭傳本文に散見せる所を見ても、元升が敬神家たるは顯著であるが、この知耻篇には到る處に同じ精神が溢れてゐるのを見る。この點に於て彼は闇

齋や蕃山等と共に考へ合はすべき學者である。然し彼は長崎に成長したためか、幕府を重んじ東照公を崇めてゐる點について他の儒者と大に趣を異にしてゐる。但しそのあまりに東照大權現を尊崇し過ぎた結果として、多少不穩當と思はれる文字もまじつてゐるので、その稍度を超えた二箇所各二三十字を削除するの止むを得ざるに至つた。十三頁(上卷)末行に三十五字、五十八頁(中卷)末より二行に二十四字、各一句だけである。

文章やゝ冗漫の嫌あり老人の繰言めく所もあるが、佛教就中新渡の黄檗宗に對して排斥到らざるなき語氣の猛烈なるは、時に儒教に對してまでも波及し、極力、國體擁護と皇室中心とを主義せる著者の精神と共に、德川初期の反動思想の一面を代表するものであつて、吉利支丹排擊の如き、彼にあつては寧ろ末たるの觀がある。その點に於ては蕃山の論著に見ゆる思想と揆を一にするを認める。

然しさういふ近世思想史上の重要なる資料と同時に、本書は布教通商等に關する異國史料をも幾分含有するのは、その道の人にとつて亦有用たるを失はぬ。

本書中にも一二の洋語散見するが、原文のまゝ平假名にしておいた。敢て讀みにくいほどではないからである。

鬼利至端破却論傳　三卷

天草一揆以後寛文年間に至る三十有餘年間に刊行された破邪書數部の中の一である。破提宇子(元和六年成)は更に年代が二十年程も遡り得るから別とすると、寛永版の吉利支丹物語二卷以後では、寛文年間に入つて、二年刊行の破吉利支丹一卷、五年の吉利支丹退治物語(寛永版本の改修)三卷、六年の海上物語二卷(これは少し違ふが)これらと共に同年代刊行の鬼利至端破却論傳三卷が存する。

尤も島原記三卷の原刻は、恐くは寛文版ではなからうかと思ふが、未だ予の目睹に上らない。而して今この叢書に收めて初めて飜刻する所の鬼利至端破却論傳は、寛文十年版の書籍目錄に於て、破吉利支丹の次に、同傳破却論、淺井松雲了意とある書と同一であらう。私は京都大學所藏の合綴一冊本(明治四十四年鹿田松雲堂より購入)の外は見たことがない、又他本の存在を知らない。表裝も題簽も原形の失せた本であるが、毎頁十一行、上卷二十四枚四圖、中卷二十枚二圖、下卷二十五枚無圖で、末に山田市郎兵衞と書肆の名を刻してある。序跋も刊行年月もない。中卷の末に洛下野史瓢水子述とあり、下卷の首に正三道人述、瓢水子傳とあるので、淺井了意の著述たることが明かである。上中の二卷は主として島原亂の始末を記るしたものであるが、上卷の初の方には西教傳播の來歷を略述し、中卷の末の方には鈴木正三の略傳及び著書を揭出し、二弟たる三郎九郎(天草

代官）兵左衞門との關係について說及んでをる。正三の著書のいはゆる七部書の名とその解題とを擧げて、その第七に「貴利至端破却論は大外道の邪法をしりぞくる所也」とあるのは、寬文二年單行本の破吉利支丹一卷であつて、同時に淺井了意が敷演して傳を加へて本書の下卷とした所のものであらう。即ち此書の下卷の首にことわり書きをしてゐる通りである。されば海表叢書の破吉利支丹は除いても差支はなかつたのであつた。たゞ右の下卷には「傳曰」として了意の考を附した所を注意すべきである。

この書にはキリシタン其他邪宗緣故の名に故らに漢字を充て又屢々嫌惡すべき文字を選んだのは滑稽だ。但し原本のまゝ振假名を存したから讀みにくい所はない。

鈴木正三の事は、藤井紫影博士の江戸文學研究中の論文を參考すべきである。

伴天連記　一巻

本書は古くは明治四十年續々群書類從第十二(宗教部)と、近くは昨大正十五年比屋根安定氏の吉利支丹文庫第一輯とに收められて出版されたことがある。前者は原本に忠實であつた樣であるが、後者はこの續々類從本に於ける洋名の平假名を片假名に書改め、又平假名を漢字に書變へたりして讀易くしようとして却て往々甚しき誤謬を犯した。「はん」(パン)とあるをハンとしておけばよいのを「飯」とした如きは極端である。然し解題はさすがに前者よりも進んで有益な指示もないではない。但し二者とも所依の原本を示してない。

今この叢書の底本としたのは、故黒川眞賴眞道兩翁二代相傳の舊藏本であつたのを、飯島幡司氏が鹿田松雲堂を經て近年購入された舊寫本であるが、續々類

從本も恐くは直接か間接かにこの本に由つたのではあるまいかと思ふ。　原本には内題も編者名も序跋も何等の識語もない。　本文三十一葉、章節を分たず編目を設けず單に一ツ書きにしてあるだけである。　十一行の平假名交りの文章に藍色を以て文字を正し漢字を以て又句點濁點をほどこし、まゝ洋名に縱線を引き、稀に朱筆を以ても洋語等に圏點などを加へ、時に和漢語の假名の右傍に漢字を記入してある。　雲母びきの模様の表紙に「伴天連記」といふ外題を草書で墨書してあるが、本文の筆者とは別筆である。　表裝の右上部には又別に「珍本」といふ二字を書き、その上に「外教」の二字が開き朱印で押されてゐる。　この印は黒川氏の手に由ると思はれる。　開卷初紙の第一第二行に、舊藏者雨翁の藏書朱印が相並ぶ。　用紙は美濃紙版。

本書には類本があるかとも思ふ。　明治四十二年頃私の續々類從本に書入れ

た所によると、「吉利斯督實記」に同じかとあり、又舊著の南蠻記(二七八頁)にも「伴天連記一名契利斯督記」と書いておいたことがある。後者は恐くは誤記であらう、前者も亦或は誤解なきを保し難いが、今回解題を作るに際して、自分の舊記を探し心當りの文庫を索めたが、遂に確定することを得なかつた。後日に徴することとしよう。

この伴天連記一冊は、何人の編纂にかゝるか不明であるが、今試にその篇目を分けてみると、次の五小篇より成ることは讀者の容易に首肯する所であらう。括弧内の文字は此叢書本の頁附である。

第一　七つのサカラメントの事(一―五)

第二　ルシヤ姫の話(五―九)

第三　伴天連ヘルナンドと乳母サビイナの物語(九―一四)

第四　シャムロウに弘法の事（一四―一六）

第五　モンテフラタ征伐の事、日本教化の事（一六―三七）

第五もいくつかの章に小分けすることが出來るが、話の筋は大體一貫すると見做される。

第二のルシヤ姫の話の末文には「これは日本にてタウインビセンテの作りなし也、在所上方の人也」とある。原本には「たういんびせんて」とあるが、フロイスの日本史（九六頁及脚註）に出てくるVicente Hōin (Tōin) であつて、「パウロやうはう」の子として知名のイルマンである。牛津大學本の加津佐版「サントスの御作業拔書」の一部も同人の作である。これらについては村岡氏の吉利支丹文學抄（序考一三頁以下等）をも參照する要がある。譯本日本西教史には、ワンサンとして屢々出てくるそれも同人かと思はれる。タウインは洞院とすべきか明かでない。

ハウインならば法印だらうが、タウインの方が正しいやうだ。ともかくもこのルシヤ姫の話は、日本に遺存した寫本系統の吉利支丹文學中では白眉とすべきであらう。それに次ぐ第三篇の乳母サビイナ物語も讀物として興味が深い。こゝにも第四第五の兩篇とあはせて吉利支丹の侵略に關する恐怖觀念があらはれてゐる。ヲスピタリ(英語のホスピタルに當る葡語)を養生屋としたのも面白い。

第五篇のモンテフラタ征伐記は、前半は冒險談として吉利支丹武勇傳として見るべく、後半は日本布教史料として史實を含有する所が多くしてかれこれ内外の記錄に該當する所も少くない。文學として史料として無二の文獻である。モンテ・フラタは正確にいへばモンテ・プラタ Monte Prata 葡語にて銀山(銀島)の意である。私が古く「南風」に於ても取扱つた題材だ。長崎夜話草卷二に「世界の圖

に日本の東海に金島銀島ありとは云々」とも見え、ルシアダスの日本の條にもこれに觸れてゐる。本篇の首めに「スタウテスの言葉に曰く」とあるのは「アリストウテレス」の轉訛であらう。別の文獻にもアレスタウレスとも見えてゐる。次で「サンタ・マルヤのたまふには、ヒロソホと云本を見るに」などとあるのと對照して愈々興味が多い。契利斯督記にはヒイロソヒヤとある。これは「學文之事」を叙した條に見え、今のは通俗の讀物である。本篇中には、臥亞(ゴア)や天川(マカヲ)をはじめ薩摩(坊の津)豐後また平戸博多それから長崎の外に横瀨浦・福田・浦上・大村などの地名が散見してくる。伴天連カウツメ(二八頁)とは、或はコスモ・デ・トルレス Cosmo de Torrez に當るかも知れぬ。コスモ師はシャビエルと共に薩摩來渡後永く本邦に留りて布教の根柢を築上げた有名な宣教師である。肥前の國の產といふロレンソを大和の者で名を「りやう西」としたのは異聞である。その他フランシ

ジコ・ガネハルとあるは、フランシスコ・カブラルか、それともガスパル・ビレイラか。中には試みにも姓名を當て難いものもあるが、他日の攷究にゆづるの外はない。唯三四頁のイルマン、パイアンを私は往年例の名高いハビアンに擬し、比屋根氏もさうされたが、私は今に至つて疑を存する。何となれば同じ慶長十一年の夏には、例の不干ハビアンは京都の南蠻寺にゐて林道春と論爭した事柄が羅山文集にあるから、時日の相違はあるにはあるが、むしろ別人とする　が穩當であらう。辻登明といふ日本人の伴天連のことはパジエスにも散見し一六二七年九月長崎にて刑死した有名な宣教師である。三四頁の黒田早衛門もパジエスに散見しツーエモン殿とて秋月の支藩を領した信者として名高い。三六頁にある村山等庵の子フランシスコも亦伴天連としてパジエスにあらはれてゐる。三五頁の末行にあるツフツ伴天連とは、私の推定ではツウズ(通事)伴天連として

有名なロドリゲースのことだと思ふ。シュールハンメル氏に據つても彼はジヨアン・ロドリゲース・ツウズ（通事）と稱せられた事が知られてゐる。ペ、タラッセに據つても彼が慶長八年（一六〇三）村山等庵と共に上方に赴き此種の案件について交渉した形跡があることがわかる。果してそれがロドリゲースだとすれば、長崎吉利支丹版日本文典の著者が日本の文献にもあらはれてゐるといふわけで私たちの史興が益々つのるのである。轉宗した大村喜前が肥後熊本より日惠上人を大村の本經寺に招いたのは慶長十年のことであるから、今此の伴天連記の末文に記るす所ともよく合ひ、且つパジェス（三二八頁）の錄した一六〇三年の記事とも照應するのを認める。

この他の點についても史實を含む所が頗る多いが、不明未詳な所も少くない。多少の出入を免れぬ所もあるのは止むを得ない。然し本邦に稀存する比較的

正確な吉利支丹古史籍として、又それが同時に吉利支丹文學書として、この伴天連記一巻くらゐ貴重なものはなからう。

上記の如く本書は一部まとまつた著述といふよりも寧ろ數種の抄物から寄集めたやうに見えるもので、末段に慶長十一年の事件を叙し、又慶長十年前後の事柄を擧げてをる所から察して慶長十二三年十四五年頃に成つたものと考へ得られる。殊に最後に天正年度の大村有馬兩氏よりの遣歐正使であつた千々岩清左衞門が轉宗者(アホステート)になつたことや又その年代もほゞわかり、重ね〲有益な資料たることがわかる。

本書に於ては洋語を片假名に書改めたが、原名の不明なものや、未だ該當するを得ざるものなどが少くないから、後日對照表を製するの期まで成るべく手をつけぬことにした。

再刻とがのぞき規則　一巻

胡無知理佐无之略　一巻

こゝに再び飜刻する本は、唐紙刷合綴一冊本（伊藤小三郎氏所藏）に由る明治二年（一八六九）日本司教ベルナルド・プチジャン師 Bernard Petitjean が慶長の古吉利支丹版より飜刻したもので原本の所在は羅馬の文庫とある。私が本年夏北有馬で聞く所によると、コンチリサンの慶長八年版を保存してゐた五島の舊信者がそれを羅馬法王に呈上したといふ話がある。私の南國巡禮の第十節にも述べておいた通りである。とがのぞき規則は千六百年（慶長五年）の此の版行で羅馬の文庫に所藏すとプチジャンはこの再刻本の題書中に書いたが、コンチリサンの原版本もやはりさうではないかと思ふ。私は二書とも未だ古版は見ない。

明治二年の再版本は、上海・香港・瑪港或は又摩尼羅などの地で石版に摺らせたものと思ふが、出版地は印してない。本文は十二行、プチジャン師の題言を加へ、扉（とびら）をも備へ、振假名を附けた本であるが、文字用語多少の改修を經たことゝ推察される。慶長の原本が羅馬字本であつたか、平假名本であつたか、兩方存在したか、その邊はわからないが、多分平假名交りであつたことゝ思ふ。再版本には、假名に多少の補修を施こし、殊に振假名は新に添へたものに違ひない。

私は所藏者伊藤小三郎氏の小引を乞ひ、大正四年十一月號の藝文第六年第十一號以降に於て飜刻を圖つたが、出版規則のかどによつて中止することゝなつた。但しこの時には、既に長崎大浦天主堂の浦川和三郎氏が、その名著たる日本に於ける公教會の復活（前篇、大正四年一月刊）の附錄にコンチリ・サンだけを飜刻掲載してあつたことを私たちは知らなかつたのであつた。又近くは九州大學

の長沼教授の南蠻文集(警醒社)にも收められる筈だといふが、未刊である。所依の再刊本も今日に至つては稀覯の書であるが、諸家の校刻本をも併せ參考したらば得る所があるであらう。

尙ほ浦川氏の公教會復活の二四六頁(安政三年の條)等をも參考すべきである。

聖教日課　一卷

本書の底本に用ゐたのは、一八七四年明治七年再刊の縱五寸橫三寸二分本文百六十八頁の洋紙石版摺の小本である。柳村上田敏博士愛藏の書にして今は京都大學の架藏本である。故人は大正元年九月十日藝文第三年第九第十の兩號に於て、小引を附して飜刻し、歿後一年大正六年秋、未亡人がそれを單行して知己に頒たれたことがある。私は本年七月、本邦吉利支丹版の最古のものを出し

た地として名高い肥前島原半島の南端加津佐の地に於て、同地の藏書家元山元造氏の所有に、明治四年の初版本を見て、その事を南國巡禮の第十五節に記るしておいた。初版本は殆ど同じ大きさで明治四年の唐紙摺和裝で、七年再版本の洋紙摺洋裝本に比して更に風雅である。私はこの叢書には初版本を取りたかつたが、遂に間に合はなかつたのを遺憾とする。又初版本に依つて校合を盡くす暇のなかつたことについても讀者の寛恕を乞ひたい。他日何等かの形で補遺を試みるつもりである。

なほ上田氏の飜刻は、單なる飜刻ではなくて、羅馬字文や拉丁文をはじめ、種々の對照文を脚註し校勘した善本である。是亦今日に於て容易に得がたき稀籍であらう。吉野博士の力を竭くされてをる明治文化全集の第十一篇宗敎篇にも亦聖敎日課が收められて漸次刊行されんとしてゐる。多分專門の松崎實氏

によつて完全なる解題が揭げられることゝ思ふ

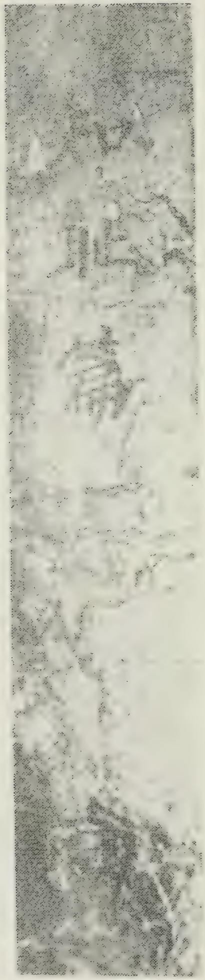
本書は明治初年やはりベルナルド・プチジヤン師の編集印行したものではあるが、各經文のテキストは、實は古來迫害の裡に固き信者たちが日々相誦したものであつて、幕末乃至明初の新譯新作ではない。　されば本書は、柳村氏がいつた如く、眞に國文學上の價値ある一文獻であつて種々の方面から學究の士の注意をひくべきものなること疑を容れない。　但し本文所充の漢字は、漢譯聖典の文字を循用して日本の和臭を去らんとしたのは、却て雅趣を逸して惜しいと思ふ。言語の典雅に反して文字の唐様なのは物足らない。

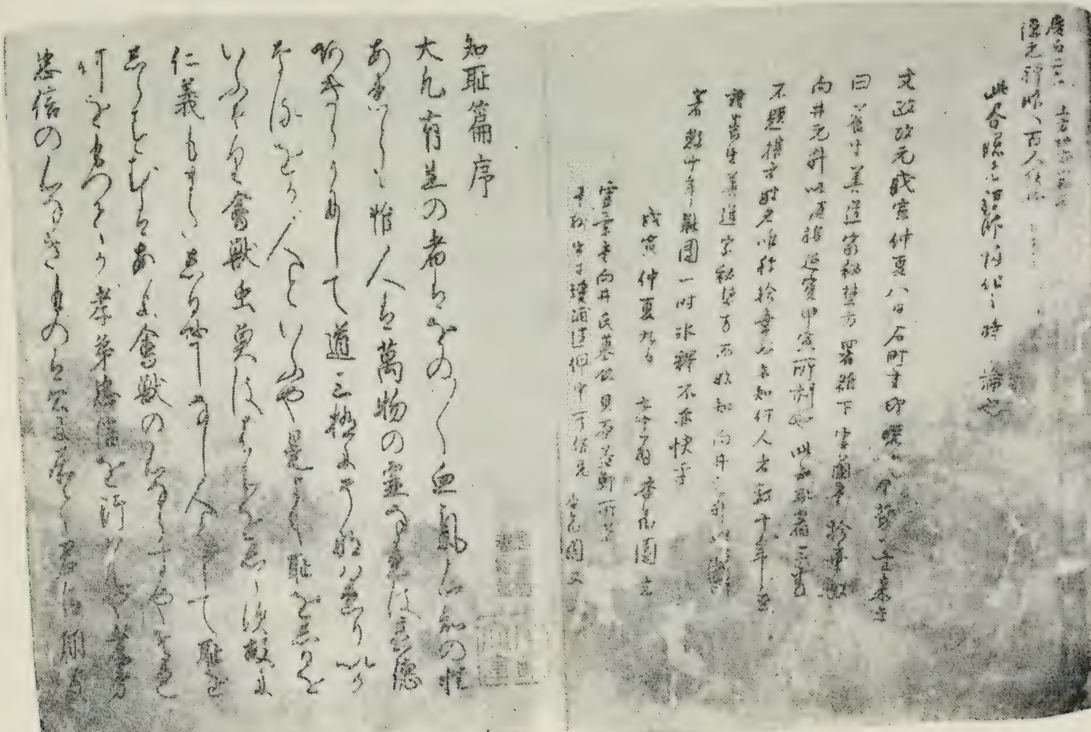
再版本は六行、本文は片假名交りで平假名を振つてあるが、初版本は七行になつてゐる。　この叢書本は讀み易からしめんが爲に、上田氏の飜刻本に倣つて本文をも平假名に書き改めた。　初版本の體裁は前記の點を除き、所頁（イトパイイシ）もあり目錄

も添ひ、大體再版本に同じだ。京大本の手づれた水色表裝もなつかしいが、タイトルペイジの前に、見返しに書名が印してあるのも形式がかはつてゐる。

附言

第一卷所收書目に豫告せるものゝ中、**聖教初學要理**、**海上物語**、**破吉利支丹**、**吉利支丹退治物語**の四書は、印刷既に成りしも紙數の超過甚だしく製本上の支障もありて、遂に第一卷より除き、之を後卷に保留して類書と合綴するの止むを得ざるに至れる由なり。但破吉利支丹の如きは削除しても可ならんか。併せて讀者の諒解を希ふ。




知恥篇序

大凡有生の者[illegible]

知耻篇序

大凡有生の者はをの〳〵血氣心知の性あれども、惟人は萬物の靈なれば、其の德あきらかにして、道三極にそなはれり、いかなるをか人といふや。是よく耻をしるをいふなり。禽獸蟲魚ははぢを知らず。故に仁義もまたしる事なし。人として耻を知らずむばあに禽獸の心ならずや。それ何をもつてか孝弟忠信を行はんや。孝弟忠信の心なきものは、公に居て君臣朋友を耻る事を知らず。

父子兄弟君臣朋友を耻る事をしらざるものは、國に居て國のはづべきゆへを知らず。國の耻べきゆへを知らざるものは、天を戴きて天を耻づべきゆへをしらず、天を耻ず地を耻ず、君臣朋友をはぢず、父子兄弟をはぢざるものは、禽獸とひとしかるべし。あゝ人として禽獸とひとしからん事を耻ずんば、まことに是禽獸の心なるべし。承應甲午の年、不幸に愁にこもりゐて、ずるわざにもたゝず、とぶらふ人もなきまゝに、硯にむかひ筆をならし、こし方思ひし事ども、かきやりければ、紙の數かさなるまゝに、つゞりて一篇となしぬ。退き見れば、俚語口にまかせ、鄙言

筆にしたがへり。文義無章のことぐさみだりに紙かずをつゐやしぬ。是にむかへば汗顔ぬぐひあへず、巻おさめて朽しめんもよし。然其愛子のあはれなるをかへり見て、やみがたきゆへあり。あふぎこひねがふ同志潤色の徳を蒙むらんと。茲におゐて草創し知耻篇と名づけぬ。おもへば耻をしらざるべし。

知耻篇引

古往今來、惟神爲福、惟辟備德、福德竝育、民淳其中、伏惟至愚、而好自用、卑賤而好自專、不知其罪何如、然余生長於日本眞國之野、化育於神道正直之德、沐浴於松平至治之澤、是以伐有道之化、敢述情素也、夫日本者、天命一介之分域、神聖正化之直國也、故五性之秀、二儀之靈、咸備矣、

國常立尊、資始於此、

天照皇太神、以成於此、繼天御極、洞一幽明、生元死貞、渾然終始、斯時人物、太和保合、性命各正、道義正直、德化和光、上以此而臨下、下以此而事上、神風扇斯人、靈澤至昆蟲、民業且利、又無有外求之累、是故外國各輸方物、儒佛各獻其術、以奉事我

神明、可謂世界第一之貴國、道德淳素之良民也、所以外國稱斯國、曰神國・倭國・日本國・君子國・蓬萊山・極樂國者、良有以也、可見上古王者、皆以尊而稱亦非我私也、及至浮屠浸潤之後王化既衰、而後有譁氏自私之徒、以亂神道、以犯佛儀、

當此之時、良民鮮徳、國家無道浮屠狂金革、禪氏説連衡、乘此南蠻邪僧因斯民困窮愚暝者、以惠行間、歸人於己、假用禪語説破神佛、以變民願、演説蠻法、創立婬祠、以移風俗、愚而窮者、中其酒飲、醉而不醒、遂陷厥鬼窟、祀厥邪佛、飲食衣服、道德禮節、男女性名、言語動靜、無不夫邪法也、孰不云變於夷耶、我

君上以蠻僧謂亂賊謀徒者、深哉、以惠行間、乘間爲襲、依襲議滅、儒佛二門、無能知其機者、舉此良民、安宅傾覆、國家壞亂極矣、義士裂膽、忠貞切齒、未知之何、可太悲矣哉、

東照大權現宮、降生於衰世、繼絶興廢、

神智釣採邪宗之深頤、觀察蠻僧之陰謀、
神武誅戮亂臣賊子、赤族魔法之徒黨、又克制浮屠之誇奢、
神德仁斯人、 神道道斯人、斯人迷途未遠而復、於是歸正
道以樂天、化正德以安土、於戲非
東照大權現宮在位、其孰能脩斯人於斯極、於戲非
東照大權現宮在位、其孰能亨斯屯拯斯溺耶、於戲非
東照大權現宮在位、其孰能不左斯衽、言語鴃舌耶、於戲非
東照大權現宮在位、其孰能戴斯旻天、蒙斯日月耶、而後
台德院殿、
大猷院殿、聖位繼立、敬愼其、神遺策、終始其神遺功、繼述之德

日新、親民、之功不荒、士農工商各興其家、儒佛醫陰各修其業、外國萬邦、邦君各翼通信於斯國、其商旅各翼出於斯市、其諸生各翼述於斯學校、其浮屠各翼說於斯寺院、大哉有道之

日本、治教不可以恥古矣、斯民日用、仰事

神明、俯安其分、孝弟忠信、各得其處、死生心安、又何求焉、孰不云乎、

東照大權現宮之神武、

台德院殿之聖功、

大猷院殿之清治、蓋如此也、亂賊不興、謀士不入、虎狼絕蹤、砒

就不產、斯民何恐何悔、何思何慮、惟逍遙乎自得之場、謳歌
乎無爲之巷、以是爲事也耳、可謂樂土之民也、於是有可慮
者、紅紫奪朱、遠親孰察、美言亂眞、是非難辨、是故君子察其
所同、以知其所異、而後備禦非常、征伐無道、治亂安危之機、
不可以不敬也、不可以不審也、亦治世之能事畢矣、去歲承
應甲午七月初旬、黃檗隱元來矣、僧俗奔趨拜事隱元者、可
以千數、倭僧參隱元者、悉變改倭僧風儀、誦經稱名、言語禮
節、飲食衣服、皆無不然也、禪師乘此勢起此時、則禍福之分
不可得而知之、黃檗草錄云、夫掛一祖燈於扶桑、朗耀百千
萬劫、福國庇民、無窮無盡、誠非細事云云、有見於此者、謂非

以彼變此、我未之信也、本紀曰、由來不識、若斯事矣、宜思茲
在茲、余關西僻地之鄙産、性識偏陋之愚頑、無知所覺、無識
所記、無偏可倚、無黨可比、顧是負
神日東照之暄拤　治教休明之野、可畏與
君上共戴斯、天共安此地、寧無情耶、寧無言耶、恭以
東照大權現宮、神遺策、瞭然在人之心目、士君子之義、當在此
時也、於是窃本
倭姬命之遺教、感守屋公之節義、又憐韓退之佛骨表之忠、動
王守仁佛書表之情、余至愚也、則以倭字妄筆鄙語、紙葉若
干、名曰知恥篇、要非敢求聞達青天白日、余是日本人也、敢

鋭ニ予（トクシテ）成言ニ而未レ知ニ禁戒ヲ臨ンテ稿ニ履ム春氷ヲ戰競トシテ失レ所ヲ言フ、

明暦元年乙未孟春之日、謹書於拾棄處、

誓願頌

秋津須は内外宮にてましませば
いづくか神の御まへならざる、
神風やみもすそ川の末かけて
吹なよばりそ秋津國なみ、
世の中の人のこゝろの神すぐに
まもりたまふな千代萬代も、

[illegible]耻[illegible]引

知耻篇上

一　千早振神の道たゞしく、世すなほに民あつきこそめでたき。拾棄奴が云、我國日本は、天の道たがはず、神のいつくしみ明かに、民のつとめよろしうして、外國の風儀にけがれざりしほどこそ、耻なかりし。末の世になりてあに耻なからんや。是を思ひさとりて、耻をさるべし。

一　拾棄奴が云、天道にそむき、天命をたもちえざる、第一の耻なり。何をか天道といふや。天は神道を以て萬物を治め給ふ。況や日本は神國にて、此國に生るゝ人をば日本人と云ふ也。然により日本人をのづから君子の德そなはり、正直を宗とし。無事を行とせり。古への人は上下うらみなく、外慕入ずしてよく治まり、めでたき國なる故に、漢土の聖賢は、日本を君子國と稱し給ふ。誠にめでたき神國、ありがたき天命にて、天道たがはざる

日本人なり、かくてこそ國家の耻なかるべし。

一 拾栗奴が云、震旦の國外四方ゑびすの諸國、古へより皆震旦の暦儀をうけ、其年號を用て、いづれも震旦の臣國となれり。我日本は本朝の明暦ありて、つゐに震旦の年號を用ひ玉はず。是天道神國のしるしとして、震旦の明王も終に日本を臣國と爲し玉ふことあたはず、又日本終に異國の耻かしめを受玉はぬ、世界第一の貴國也。今我日本人にして、是をいふは私をいふにあらずやといふ人あり。然共天道天命をはづかしめ奉らぬ事なれば、是ぞまことの至公無我の見といふべし。私を云ふに似たりとて、いはでやみなば耻なからんか、耻あらんか、我とひとしき人しなくとも、いひてこそ止みなん。おもふこといはぬは腹ふくるゝ。

一 拾栗奴が云、日本は天地ひらけ、國々定るより、此國は國にて、人物世界第一の秀國なれば、人間衆生も天地と共に化生して、外國の種類にあらず。天神七代地神五代の神聖遂次萬々に、あまくだりましまして、日本の人物末世に盡る事なし。然るにより日本の

種姓は、皆神々の子々孫々なるぞめでたき。いづれの時いかなる物好みをする人ありて、日本人は震旦のいにしへ、周の大王といひし賢王の長子、太伯と申せし聖人、此國に來り玉ひてより此かた、日本人の種姓相續せり。太伯は日本人の元祖にて在しければ、宗廟に祭り奉る。今の天照太神宮と崇め奉るは、是にて渡らせ給ふ。其外萬民先祖の神々は、もろこしの賢人たち、次第〳〵に來りたまひ、神々といはひ奉ると、いふこそいたく日本の耻としるけれ。是らの傳へにより、日本人終に天道をしらず、天命を保ち得ざる、淺ましき罪にもおちぬれ。是第一の耻にて、末世の人の迷ひも是よりはじまるべし。太伯は聖人なればとて、何ぞ天命をすて天道にそむき、此日本人をば異國人の種類とは云ふべきや。かたじけなくも日本人は、天命自然の人物にて、神聖たちの末なるを、かくいひし人は、神慮に耻なからんか。日本人たとひ猿のごときの人物なりとも、他方の聖賢をうらやみ、我先祖といへるは、實に口惜きことなるべし。他人の能事を我物と云はゞ耻ならざらんや。況や太伯は漢土の呉國に住み果て玉ひ、其祠り世久しく傳りたる事、異國の記錄に

見えたり。日本の人物神種の儀は、本朝の書記につまびらかなり。太伯は周をさりて、荊蠻に行き、身に文をなし髪を切り玉ふといへり。荊蠻とは呉國也。福州の南海中にたかさごと云へる島あり。琉球などのやうの國といへり。此島の一方にすむ人は、男女皆墨にて全身に文をなすとなり。太伯の遺法と云はんはさも有ぬべし。此たかさご人長崎に年久しく住はてたる者一人あり。其名をばれんと云へり。絹のはだぎぬを着たるやうに、身體手足まで墨にて文を入たり。籠をつくりていとなみとせり。長崎に往來せし諸國の商人、皆見てよくしれり。茶の遊、風流の人のもてあそべる花かたみは、此ばれんが作りし籠なり。日本には古へよりかくのごときの人物なし。後の世の人をのれ〳〵心のおもむきにまかせ、かき捨ける草紙共、殘とゞまりぬれば、又其後の世の人、似たるを以てあひしたがふならひこそうたてけれ。よしなき筆のすさび共を、誠とこゝろへ、いよ〳〵たゞしきやうにかきなしける、人のまよひに入やすきもむべならずや。天道を知り天命をつゝしむ人のいへるにはあらざるべし。

一　拾棄奴が云、日本人は天生自然の人物なれば、外國の種類にあらざるしるしおほしといへども、殊にすぐれてたしかなるしるしは、人の言語に如くはなし。其有様は時にしたがひゆき、願ひつとめはおしへによりてかわりぬれば、外國の風儀に成行ためしもおほかり。然共、言語はいまだことごとく變ぜざるぞ有がたき、神代よりいひ傳へたる言語なれば、日本の眞言なるゆへに、外國に又も似たる言語なし。古へは神語のまゝに言へりけるを、儒佛のおしへ弘通せられしより、漸に漢語まじはりて、云なるゝにより、日本の眞言をばかへて異語のやうに思ひたるこそあさましき。あまさへ、たかきことばといへば、皆漢語やうにぞきこゆる。人のかたへつかはしけるそうそこなども、和語を書たるをいやしみ、漢語を漢字にてかきたるをば、たかき事にいへる、我本國の言語をいやしみ、外國の言語をたふとむ、口惜くや。人のことばは大事の物かな。言語は國の印なり。世界の萬々國は、人のことばかはりたるにこそ、彼國此國の人物とは知るけれ。すべて言語同じからば、何國の人物と知りがたかるべし。國俗風土のかはりにより、其あり樣同じからずとい

へども、姿有様は外よりかざるものなれば、變じやすし、言語は本來自然の國印なるゆへにや、日本人のみに限らず、變じがたきもの也、摸こそ日本人の言語は、天然自然の眞言にて、神代よりいひつたへ來る言語なれば、神慮にもよくかなふべくぞおぼゆる。今佛家に用る眞言は別用の事なるべし。然ども本朝異國いにしへより、用ひなれて、眞言といへば今更變ずべからず。されども是は外國の眞言にて、我日本の眞言にはあらず、神慮にかなふことも、日本本來の眞言にはしかじ。此眞言は神言なる故也。事を好む人のいへるは、國語さま〴〵にかはりたるぞ悲しき、本來面目本地風光には、かはりたることばもなく、しらざる人もあらざれば、人我の見もをのづからなく、萬身は一身に等し、されば、衆生本來をまよひ出て、己がさま〴〵になりきたるとも、世界のことばすべて同じからば、牛馬の會には似るべからず、今外國人おほく長崎にきたるを見るに、日本人に立まじはりては、日本人外國人各をのが言葉ごちかたらひて牛馬の會にこそならず、願くは自國他國の差別なく、心よりことば、しなくだりまで同一にして、本來の[illegible]なりなんこそあらま

ほしきと云へるは、道知る人と云はんか。世知る人といはんか。かくのごとく事を好む人は、人の身體に耳目手足のかはりあるを、本來性にあらず、其つとめも二つならんこそ、よかりなんと云へり。夫人の目は見るによく、耳はきくによく、手はつとめにあしはあゆみをはこぶによく、耳目手足の所能もすべて同じからん事をねがはゞ、すべて耳のごとくなれとか、或は目のごとくなれとにや、手のごとく足のごとくして、よかりなんとか、耳目口鼻、手足身體、其所能さまぐ＼にかはりたるにこそ、人はめでたけれ。これらの所能すべて一つ也せば、人とはいひがたきにや。又如此人の云ふことあり、天地同根萬物一體なれば、萬物皆一體同然のつとめありてこそ、本來の性分もおだやかなれ、人倫より有情非情に至るまで、そのぐ＼其所能かはりたるはかなしきといへり。此人の願ふところはすべて鳥に同じからん事を願ふか、すべて獸におなじかれとか、虫魚草木に同じかれとにや、抑又人倫に同じかれとか。人倫より鳥獸虫魚草木土石まで替りたるにこそ、天地もおだやかに、本來の面目も安らかにしるけれ。物のひとしからざるは物のまこと也、

此差別あるにふかき旨あるべし。いつかしる人にあふてかたらん。萬物皆同じからざる事をねがふ人は、誠をしらざるにや、耻をしらざるにや。道にしたがふ事をくるしみて他を願ひ、かへて人我の見を貴び、外國人の言語の聞がたきをうらみて、世界の言葉すべて同じからん事をねがふは、あさましくぞおぼゆる。耻をしる人かくのごとくならんや。我ながら我國をいやしむるものは日本人のみなりと外國人の云へりとなり。我日本の風儀をすてゝ外國の風儀になり、日本の人物をいやしみて外國の人物を貴み、日本の神祇を輕んじ奉りて外國の佛をおもんじつゝ、人我見をなさずと云へり。日本人は我ながら我國をいやしむとて、外國人のわらへるそむべならずや。

一　捨棄奴が云、日本の道は神道なり、其神は天神七代地神五代の神聖まし〱て、道たゞしくおさめ玉へり。中につゐて伊勢の神風こそ、秋津國なみの立かぎりは、吹傳へたまへり。近きころ異教王化をみだり、悲願人の心に入しより、王道おとろへ神道かくれ玉ふ。まことにかなしむべし。然れども東照大權現宮人間に出玉ひ、亂たる世を治め、まよ

へる民を導びき、王化をたすけ、神道をうけつぎ玉へば、神風いにしへに吹かへるべき時しるく、二世安樂のねがひもたりぬべし。

古へは外國も日本の神道にしたがひ、日本の神祇を祭り奉り、其國もおだやかに治まりたりといへり。是神の道明らかにましまして めでたき事なりしを、欽明天皇十三年の九月、百濟國より佛像經論に表を添て奉る、天子群臣をめして、僉議ましましければ、蘇我稻目やゝすゝめ奉らる、物部守屋公其外の諸臣申さく、我國日本は神明のおしへ正しく、天神地祇を祭り奉る、若外國の神をまつらば、神慮もおそれあり、何ぞゐびす神を祠り玉ふべきと、諫め奉る。それより佛像經論を蘇我稻目にぞたまはりける。稻目佛法歸依の人と成けれども、猶忍びの事なるを、用明天皇ふかくまよひ入せ玉ひぬ。御惱おもらせ玉ひし時に、佛法歸依をなげかせ玉へども、群臣の義をはゞからせ玉ひて、蘇我馬子になげかせ玉ふ。蘇我馬子其身王家の御外戚として、職大臣に居られければ、はゞかるかたもなく、あながちにすゝめ奉りて、僧を參內せしめられけり。是ぞ佛僧參內仕る事の初めと

して、日本の神種を皆佛衆生とよばるゝ事のはし也。用明天皇崩御ましく、御忌いまだあき玉はず、御即位のさたもなき内に、蘇我馬子諸の王子達をすゝめ奉り、俄に干戈をおこし軍兵を催し、守屋公の屋かたにおしよせたまへり。守屋公おもひかけざる敵をうけ、手いたく防ぎ玉へども、寄手雲霞のごとくなれば、入かへくせめける故に、守屋公つゐにうちまけ玉ひぬ。此陣聖徳十六七歳に成らせ玉ふが、後陣につとめ玉へり。ぬりての木にて手づから四天王の像をきざみ、頭にいたゞき玉へり、其戦に勝を得玉ふ事は、ひとへに此四天王の加護なればとて、太子の御願として四天王寺を建立し玉ふ。蘇我馬子は法興寺を立たまへり。是を佛法興隆の初として、代々の御門も歸依ましく、我神道はかりの事におぼしめしくださせ玉ふぞあさましき、神明是より王家を守り玉はず、天下の大事を武家に授け玉へり。是王家の址にあらずや。されば後生のためをなげく人は、忠孝の人と遙かにかはれり。物部守屋公は蘇我馬子の親戚なりしかども、法のために討れければ、彼法に歸依深き人は、其心計りがたし。日本にて帝都の亂し事は、佛法故にぞはじまりけ

る。

一 拾棄奴が云、王家おとろへ玉ふも理しるし、聖德太子の兼て御はかをつかせ玉ふに、こゝをきれかしこをきれ、子孫あらせじと思ふ也、と宣ふ。其後代々の御門も、終に恢復の御心ざしましまさず、かなしからずや。王家何を以てか再興ましますべき。然共、天照大神宮の御神嗣なれば、王位をうばひ奉る人もなく、天照大神の御祭祠たへ玉ふことましまさず、百王百代の御神契ありがたくぞ覺る。

物部守屋公の御心は、天子佛法歸依まし〳〵なば、神道おとろへ日本の風儀うすく成、天神地祇の御祭祠たへて、終に外國のしたがひに成なん事をおぼしめして、神道王化のために、義死をとげ玉ふ事有がたしたうとし。義心忠膽の日本人はいづれも守屋公を貴み奉るべき事をしらで、天魔破旬のごとく、皆にくみ奉るは末世の僧の悪口より出たり。故に末世の日本人終に神道眞實のことはりをしらず、此國の國たるゆへをしらで、かへつて我國をいやしみ我人物をうとんずるは耻ならざらんや。

一　抬東奴が云、南蠻魔法のきりしたん此國にきたり、日本人を惑亂せし事は、其根佛法に根ざせり。古は神道おこなはれて、正直を宗とし無事を行とする故に、上下たがひに慢なく、民をのづから治まれり。然るにより三世のおしへなく、して人は三世常住の身となり、二世の苦樂を示さずして、人は二世安樂の境に住みければ、をのづからしたふかたもなかりしに、佛法到來して、三世の敎あれば、人は三世にまよひ、二世の樂みをすゝむれば、人は二世のねがひにくるしむ。かゝるまよひの中にきりしたん邪法を說く。後生たすかる道はきりしたんにあり、其餘の諸宗は皆地獄に入ると示して、じひをおもてにほどこし謀をふかくかくしてすゝめければ、人みな慈悲になつき後生にまよひて、邪法のきりしたんにかたぶき、正道をしらず、神道をなるがしろにし奉り、日本の人の耻は此時に極れり。是ひとへに後生おしへ久しく傳りて、人皆二世の苦樂をまよひふかき故にきりしたんの謀におとされたることこそ猛火のかれ野をつたふるがごとく、南蠻邪人におとされしこと、口惜くぞおぼゆる。

一　拾薬奴が云、聖徳太子の儒佛二教を弘通し給ふこと、其本意は日本の神道をいよ〳〵あがめたまはんため也と云。然るにより太子云、神道は根本儒道は枝葉佛法は花實、今儒佛の二教日本に來りしことは、神道いよ〳〵あらはれ玉はんため也と宣ふと也。末世の僧心得相違して、佛は本地神は垂跡と教へなすにより、神國を佛地と云、日本人を佛家生といへる、恥てもなを餘あり、聖徳太子の御本意にもあらず。

物部守屋公は道にさとく、聖徳太子はおしへひろし。正しきは立がたし、故に守屋公は、神道のために義死をとげ玉ふ、廣きはやぶれおほし、故太子は禪家のそしりを得、きりしたんのはづかしめをうけたまふ。其わざはひ淺からず。王道おとろへて王家の恥すゝぎがたし。然ども物極まれば道かへる。守屋公の正道立がたしといへども、天運時いたり、東照大權現宮和光を塵に同し玉ひ、人間に出たまひて、きりしたんのはづかしめをすゝぎ、佛僧のおごりを制し玉ふ。是によりて神道正直の德世にあきらかに、王家も繁榮まし〳〵、萬民太平の化を蒙り奉る。神道再興まし〳〵て、道いにしへに歸るべし。〔＊〕東

照皇現宮御示現ましまさずんば、日本人終に外國の耻かしめに朽果つべし。口惜からずや。

一 拾薬奴が云、儒佛の二教傳へ来りてこそ、神道の内證もよくしり、天理人事をもわきまへ、三世本来をもさとり、世間の雜用も能とゝのほる也、是なくば暗夜にまよひ行にひとしかるべし、と云ふ人有けるぞおろか也。今佛法混濟の中にすむ人の、神道眞實の理りをしるべからざる事は、たとへば濁水にすむ魚の清水をしらざるがごとくなるべし。日本に漢字を用る事は、いまだ二千年に及ばず。其以前は幾萬年と云事をしらざるべし。其久敷世々何を以て治まりたるや。日本の文字有て、天理人事を明らめ、自心正直の面目をさとり、天下こぞりて無事に治り、代々めでたかりしぞかし、天竺南蠻西戎北狄などやうのゑびす國も、皆虫のはふたるやうなる横文字にて、其國々の道おこたらず、學をつとめぬれば、いやしながらも風俗とゝのほるとかや。日本今にいたりて漢字なくとも、和字有て其用こともしかるべからず、漢字を用なれて、和字をしるものなく、是をくやみ耻共、今更

文字を作りがたし。然るによりひたすら漢字を用なれて人に便りあり。吉備公かたかなをつくり玉ひ、弘法大師ひらがなを作り玉ふ。漢字に本づくといへども、漢字を變じて和字になしたまへば、大唐の博士ども此のかなもじを知ものなし。異國の文字を日本の文字に變じ用る事、せめてめでたき事也。日本の文字すたりたるうへは、かくこそあらまほしけれ、末世に成ぬればかなもじなくんばよからんものをと云人あり。道知る人といひがたし。

一 拾棄奴が云、もろこしの人は古へより己が國を中華といひ、其外の國をば夷狄といふ。是によりて、日本學者も皆もろこしを中華といひて、日本を東夷と云人あり。是日本の眞儒にあらず。中華とは震旦の國號にあらず。彼國の人民皆己が國をほめたる言葉にてこそあれ、日本人にて震旦を中華と云へば、日本を我ながら夷狄といふにあらずや。物部守屋公は日本の外をば皆外國といひ、佛をば外國の神と宣ひけるとかや。

一 拾棄奴が云、平家の小松殿不例大事に及ぬ比、大唐の名醫きたり、良醫のきこえ有け

れば、親父清盛入道淨海公より、大唐の名醫にあひ玉へと、御使者ありしに、小松殿仰られしは、延喜御門大唐の相人を都の内に入れ玉ひし事、末代までも聖王の上の耻とこそきけ、今小臣の身として、大唐の名醫なればとて、王城に入れゆはん事、國の耻又身の耻なるべしと宣ひて、終にあひ玉はず逝去し玉ふ。有がたき賢人義士とこそきけ、人のまさに死せんとす、そのものいふ事やよしとは、かゝる事をや云らん。

平家天下を失ひ一族滅亡して、耻を末代にさらされし事は、淨海公の悪逆、宗盛公の蒙昧ゆへとは云ひながら、其罪の歸する所は、小松殿に有べし。小松殿は才智言行一門にすぐれ、賢君のきこえありて、其家に生れ其任にあたり玉へば、進むでは天下の難をすくはん事をなげき、退ては一門のあやまりを補はん事をなげき玉ふべき人の、佛法歸依ふかく未來の望あさからず、平家全盛のうちに、世をはやう去たまはんとのなげきこそかひなき、生死は人の願ひによるべからずといへども、其念願のほどこそあさましき、大節に臨んでも、異國の耻かしめをおぼし、名醫にあひ玉はず、心しづかに逝去し玉ふ。あはれ此

心を以て家の耻を思ひ玉はゞ、平家なを天下をたな心にしり玉ふべし。是但未來のたのしみを望み玉ふ執心深き故なれば、末期の一言も眞實ならずぞ聞ゆる。夫始を建立する事はかたく、終を保つ事尤やすからず。淸盛公かひ〳〵敷も、始を立玉ふに其終を保ち得玉はぬは、小松殿のあやまりならずや、小松殿其家の嫡子にむまれ、淸盛公の莫大の勳功を、西海の浪の底に沈めたまふ、君上をなやましめ奉り、天下の民を兵亂にくるしめ、家を亡し耻を末代にさらされたるは、小松殿の罪也。自身一己の悲願ふかき故に、君のためには不忠の臣、父のためには不孝の子、天下の爲には不仁の君、家の爲めには不義の主といふべし。扨は耻なからんか。

一 拾薬奴が云、古への神代王代には、政教皆朝廷より出て、三韓迄も日本の道にしたがひめでたかりしを、守屋公うたれ玉ひて後、代々の帝王佛法歸依あらせ玉ふ故に、我日本の風儀うすくなり、神道したざまになり玉ひて、今の宮社はことぐ〳〵く內證を佛殿となせり。是より政教おほく僧房より出て、實は朝庭の制にあらず。政教下より出て、國家おだ

やゝかなるものはあらじ。されば神は人の敬ひによりて威をまし玉ふ。然るに神の内證は皆佛なりとて、祭禮をも佛法にしたがひつとめらるゝ事なれば、神慮感應ましまさぬも、神威あらはれたまはぬも理りしるき事也。人は神の運によりて德をます、代々の天子神祿相續まし〳〵けれども、神道發起の皇帝もましまさず、唯禁中の公事のみ、神道の行をなし玉ふといへども、是も外相斗の御つとめにて、御内證は佛法に歸依まし〳〵けると聞えし。外相は能神道に似たりとも、其眞實は神道に非ざるべし。然るにより神明安からず、天下の大事を武家に授け玉へば、王家はたゞ官職の預りばかりにて、武家の保養を受玉ふ。是誠に王家の恥あさからず、是くひかなしみ玉ふ。三公三卿もましまさぬこそ、うたてかなしけれ。源頼朝公天命をうけ、神慮に應じ奉玉ひ、天下を平治し玉ふ。其後北條家其職をうけつぎ、百五六十年の治世めでたかりしは、第一神道を尊崇ありし故とぞ聞えし。然るにより、鎌倉の式目開卷第一に、神道を尊崇し奉るべき事をぞ定められける。今にいたりて天下人の知る所也。其後足利尊氏公、天下の權柄をあづかり玉へども、代々皆

佛法歸依ふかくまし〳〵ければ、其家十二三代に及ぶといへとも、天下おだやかならず、年として所として、一揆兵亂おこらずと云事なし。是又尊氏公方家武將の耻と申べし。王家公方家君臣上下皆佛法歸依ふかく渡らせ玉ひて、神道を下さまにおぼしけち玉ふ故にや、神道のすたれ玉へる事此時に極り、天下無道も此時にきはまり、天下の兵亂も此時に極まり、天下の民の苦める事も此時に極り、王家武家のおとろへも此時に極れり、かゝるおりに南蠻魔法のきりしたん、此つゐへに乘り、邪法を傳へ淫祠をたて、慈悲を以て開をおこなひ、無道にくるしむ日本人をまよはせり。王家武家の耻此時に極り、日本の耻是に過たるはなし。きりしたん魔法をつたへ、日本の風儀破りし事、王家武家の耻とは申しながら、殊更神道佛法の預りある人のあやまりより出て、其耻尤あさからず。神職の家には伊勢家吉田家をさきとし、國々の宮社の禰宜神主等いづれも衣冠束帶して、祈禱をし祝頌を申し、初尾を取るに便有事を本として、異教邪說のはびこるをもかへりみず、神道正義の宗をも人に示すことなし。佛家は諸宗たがひに是非邪正をあらそひ、淨土法化の宗論た

がひに生害に及ぶといへども、彼きりしたんをひらきしりぞくるものなし。禪宗は敎家を破するといへ共、きりしたんにあふては、口をつぐみけるにや、終に彼を退る事なし。然るにより南蠻人ほしゐまゝに法をすゝめ、邪僧國々に分散し、神宮佛刹を破り、南蠻法度をなしゝは、神氏佛氏の耻すゝぐに所なし。日本の壞亂此時に極れり。東照大權現宮人間に出玉ひ、天命をうけ、時運に乘じ天下の乾綱を正し玉ずんば、日本人終に彼南蠻邪人のしたがひになり、魔法を受用て、大耻辱の身となるべし。今の日本人耻すくなく二世安樂の望みも足りぬべき身となる事、ひとへに東照大權現宮の神德神恩にてましますや。

いつの頃にや、豐後太守大友の何がし、南蠻魔法のきりしたんのすゝめを、まことの道とまよひ入、きりしたんになり、國人をも皆其法にすゝめ入、神宮佛寺を打破り、先祖代々の祭祠を絶すてられしとぞ大きなる耻也。其耻辱罪ふかく、天罰神罰のがれがたく、大友は國を失ひ家をやぶり、其子々孫々世に有やなしやも知人なく、成果たるぞ口惜しき。耻ても猶餘りあり〳〵。それのみならず、大名には小西攝津守、高山右近、陪臣に加賀山

隼人、内藤飛彈、此外歴々の武士、日本の道をうとみ、きりしたんの魔宗に入し罪、つゐに遁れ得ず、天罰神罰にあたり、恥をさらされたる事諸人のしる所也。さて士民商人のきりしたんにたらされ、わざはひにあふたりし者、其數をしるすに、誰かよく記しえん。天道天命おそろしき事ならずや。人々是をかゞみとして、異國の法にしたがふ事は、天罰のがれえぬおそろしき事としるべし。恥をしる人は誠に天道にかなひ天命を保べし。

或翁かたりけるは、きりしたんさかむなりし時の世のありさま、國を取謀にて候は、うたがひなき事にて候。人には南蠻名を付てよび、歳月時節の風儀も、冠婚祭葬の禮儀も、賓客朋友のまじはりも、道德節義の心操も、飲食衣服の調ひも、南蠻様を用させたまふとませ、國家の政道をすゝめ、人の成敗をいたし、百姓耕作の事まで指圖をなす。かくのごとく他國に政道を立たるは、國を取る謀にあらずや。彼法に入たる日本人何も義をわすれ、道にそむき、其國主郡主の命をかろんじ、蠻僧ばてれんが下知をおもんじければ、蠻僧いよ／＼機にのり、ほしゐまゝに法をすゝめしと也。かくのごとくする事は、國に法度を立

たるさ申べし、國を取に兵革を用るは下策也。謀にて國をとり、一人も殺さずして治めたるは上策也。法をすゝめて風俗をうつし、其國よろこんでしたがひ來るは上上策也。南蠻人此上上策を以て國をとらんとせり。此謀におとされわざはひにあふて、死たりし者はかばねの上の耻ならずや。其屍をうづむに、日本の地には入玉はぬ故にや、皆灰に成て海水にながれうせぬ。是にかゞみて外國のおしへにしたがふ事は、大事の中の一大事と知べし。きりしたんのわざはひにあふて死たりし者は、あわれなる事にあらずや、此者共の子孫若し一人も世にあらば、南蠻人きりしたんは父祖のかたきと心得て、子々孫々まで其耻をすゝがんと思ふべし。おもはずんば又耻しらざる者也。

一　拾栗奴が云、天道むなしからず、神明にゞ敷まし／＼ければ、東照大權現宮權新之命をうけ玉ひ、きりしたんの宗族ことゞ／＼く退治し、佛僧のおごりを制し、亂臣賊子を誅罰し玉ひてより、天下五六十年うれひもすくなし。是ひとへに神道御崇敬深くましますゆゑとぞ思ひ奉る。然故にや、御身東照大權現と現し玉ひ、御世太平久遠の柱石とならせたまへ

ば、天下人も此世にこそ、眞の日本人に立歸るべき道を得て、三世常住二世安樂の願ひも得べし。神道再興まし〳〵、王家繁榮なり玉ひ、日本人久敷汚たる恥をすゝぎ、其徳世界にあらはれ玉へば、世界の人物來りて、日本の命をつゝしみ、制にしたがひ奉る事、諸人のしる前なり。今ぞ日本の恥すくなしと申すべし。

一　拾棄奴が云、外國人の種類を、日本にをき玉はぬ事深き故ある御政道なるべし。南蠻人おらんだ人の種類一人も不殘逐放し玉へり。唐人は日本に年ひさしき住人をばゆるし玉ひ、新渡の唐人は日本住居を禁じ玉へり。扨は外國人の來朝は、南蠻人來朝をかたく禁じめたまひ、其餘の國人は心のまゝに、來渡を許し玉へり。然れども日本に留るを許したまはず。ふかき御政道とこそおぼゆれ。

承應甲午の七月福州黄檗山の住隱元禪師來渡して、長崎興福禪寺に寓住せらる。此禪師は臨濟三十二世的傳正宗の祖師、大唐中にも希有之大善知識といへり。隱元に參する僧衆のいへるにや、三百餘年日本に悟道の知識なく、此禪師は悟道の善知識にてましませば、釋

迦達摩の再來とて、僧俗男女入かへ〳〵、夜となく晝となく、三拜せさるものはなし。着渡の唐俗共はかへてさもなくぞ聞えける。されば日本の覺もすさまじく、外國の聞えも耻かし。是非榮辱は知らぬ事ながら、關山一派の僧衆のみ、老僧も若僧も紫衣も黑衣も、來々去々ひまもなし。隱元會下に二百人ほどあつまり居らるゝ僧衆も、皆關山一派の僧衆とぞ聞えし。然る故に隱元禪師の頌にも、僅得一條生活路來々去々妙心人と作られしと也。此句は妙心派の僧尾州乾德寺の住持きたりて、隱元に問答せられしに、與へられたる詩の三四句なりと云云。此比日本にて悟道の聞えある老僧衆は、皆關山派の僧衆と聞えけるが、隱元禪師の道德大悟のほどもこゝろみず、愚昧の僧初心の道者の云にまかせて、聞より心はやりせられける妙心老僧の心地の塵こそさはがしけれ。妙心一派の水浪立さはぎて、禪派きよからぬといへるは、日本僧衆の榮辱わきまへがたきもの也。

隱元禪師の會下にあつまられける和僧衆、いづれも日本の僧風をすてゝ、唐僧の風儀に變改せられけるこそ、おかしく耻かしけれ。和僧の風儀昔より用なれてたゞしき風儀なる

を、故なく變改せられし事、あさましくぞおぼゆる。若隱元禪師のすゝめならば、其底意も如何なる故ぞや。

一　拾棄奴が云、當世日本の儒者、深衣を着し、幅巾をかうぶる人有けるを、日本の眞儒にあらずといふ人あり。げにもとぞ覺ゆる。然ども深衣は德服なれば、道を行はんとこゝろざし有人の着たるは、何かくるしかるべき。其内に唐俗の風儀をしたひ、唐俗の裝束を好む人ありけるこそおかしき。隱元會下の僧衆の心むけにひとしかるべし。されば日本の儒者は唐俗の風儀になりなば、日本人皆唐人となりかはりて、國土ばかりむなしく、日本の名のみあるべし。もしさあらんにおゐては、口おしかるべし、耻かしかるべし。

　心ある人は、同じ國ながらも、古の正しき道はうとく、今やうに成行くをいたくなげきかなしびてあまたの記錄共に、書おかれし事日本のみにかぎらず。まして況や同じ世に居て、我國やう／＼古の道に耻べからずと見るうちに、我國のたゞしき道をうとみすて、心よりことばしなかたちまで、異國の風儀に成なんこそ、口おしかるべし、耻かしかるべし。

日本人恥ても猶恥づべきは、異國の掟にしたがひ異國の法を用ひ、異國人にへつらう事なり。むかし南蠻人きりしたんの法をすゝめし時は、慈悲をおもてとせし故に、其の利美にほだされ、道しる人も道すて、義ある人も義をわすれ、南蠻人を世界第一の人物と思ひ、蠻僧を貴み、蠻俗をおもんず。然るにより日本人の本性亂て、天道にそむき、神道をすてゝ、彼魔宗に成て、わざはひ子々孫々に及べり、又この比隠元禪師の來渡有ければ、諸人此禪師を拜みたうとむる事、佛をおがむにまされり。僧俗男女の心ものくるはしくて、しづかならず。平常の事もみだれたるやうなるぞ恥かしき。心しづかにおんびんなりせば、よかりなん。

一　拾栗奴が云、人はたゞ恩をしるを至れりとす。恩を知る人は、道に入、德を積むのさかひにいたるべし。されば大恩は知りがたく、小恩はまよひやすし。大恩はたとへば大光明のごとし、廣大無邊にして分界なし。小恩はたとへば小光明のごとし、其光分界あり。大光明は日の光にしくはなし。故にひるは天地も明也といへども、人常になれて、光りに

かぎりなきゆへに、よろこぶべき故をしらず。大恩のしりがたき事かくのごとし。夜中の月の光室中の燈の影、其光りに限りある故に、人其光を知て悦びとせり。小恩のまよひやすき事又かくのごとし。日の大光明をよろこぶ事をしらざる故に、夜明け朝日さしわたれども、猶ほあさねをし、日中には有情非情も皆よくつとむれども、又ひるねをす。月には夜もすがらうかれありき、燭をとりて夜あそぶ。大恩しりがたくして人常にそむき、小恩まよひやすくして、かへり見る事をしらざる事又かくのごとし、夫大恩をよく知人は、又よく小恩をしる。大恩をよく知て、忠臣孝子とならざる人はあるべからず。大恩をしらずして、小恩にまよはざる人はすくなし。小恩にまよひて、亂臣賊子とならざるものも又すくなし。故に恥辱をうくる事は、大恩を知らず小恩にまよふよりおこる。恥を知んと思はゞ、先よく大恩を知るべし。大恩とは何をかいふ。父母の恩と主君の恩となり。父母主君の恩をよく知人は、天道神明の恩をしるべし。天道神明の恩を知人は君子なるべし。我生涯は父母骨肉のゆづり也。子々孫々まで、此骨肉を傳へおくる、是大恩の本也。此外の親

恩をばあげていふべからず。然ども子常になれて、恩にかぎりなき故に其恩をしらず。我此世に住める父祖先々より子々孫々まで、國家太平の化をかうぶり、安土に住するは君恩にあらずと云事なし。然ども人常になれて、恩にかぎりなき故に、其恩をしらず。故に一端のことばにほだされ、わづかの利養にまよひ、我身命をなげうち父母をすて主君にそむく者は、いかんとかいはん。一言のなさけを感じて、普代の主君に背き、わづかの恩をよろこびて、骨肉の父母を捨る。禍是より入、耻是よりうくる。君恩と親恩とよくたもちて耻なき身となるべし。

一　耻と禍ひとは、能其根元を知てさるべし。父母をうとみ我主君をうとみ、我國家をうとみ、我道徳をうとみ、我本尊をうとみ奉るは、其根元としるべし。此五つは我道の本也。よく貴み親しみしたがひたもちぬれば、天道神明の冥助ありて道に入べし。此内一つもそむきぬれば、耻うくる事あり。ひとつをうとみ背く人は、必ず五つとも疎み背くにいたる。此極にいたりては耻辱と禍害とのがるべからず。されば南蠻人きりしたんの法をす

ゝむる時、其門に入はじめに、後生の親とて他人を父母とさだめ、たがひに親しみをふかくなさせ、生得の父母をうとませしと也。きりしたんのおがむ佛は、法王なれば世界にゐては、帝王の上の帝王と云ほこりて、日本人普代の主君をそむかせしと也。南蠻の人物は世界第一の人物と云ほこりて、日本人みづから我國をうとみいやしむやうにせしと也。南蠻佛は天地の主後生の助け手と云ほこりて、日本人本來尊み奉る神々を疎み奉るやうにすゝめしと也。此すゝめにまよひ誠と思ひ入てきりしたん宗旨に成たる日本人は、いづれも皆我親をうとみ、我主君を疎み我國家をうとみ、我道義をうとみ我本尊をうとみ奉り、きりしたんの法に入たるものゝ禍ひにあふて恥をさらしたるは、諸人の見る前也。わざはひせし故にきりしたんに過たる魔法は有べからず。是をかゞみとして異國のおしへうけ異國の人にしたがふべからず。大小遲速は同じからず共、禍ひをうけ恥をさらさん事遁るべからず。天命をおそれず天道にそむきたるつみのゆへなり。

一 拾棄奴が云、亂るゝにも治まるにも道をつゝしむべし。況や治れる世に住で、道の道

たる時にあふて、已れ道をつゝしまずんば、禍ひなくとも恥のがるべからず。天下道の道たる時に往では、民も又道の道たる民となるべし。道は五倫の外になし。五倫をすて、道を立つる是を異端といふ也。天道にあらず又人道にあらず、此正道の外に立つるは皆邪見偏僻なる故に異端と云なるべし。五倫の外に出なば必異端に入べし。五倫とは君臣也、父子也、夫婦なり、兄弟也、朋友也、此五倫皆己々の職分を勤めて、よくおさまりぬれば己々人たるにおゐて恥すくなし。君としてはよく君の職分をつとめ玉はば、仁君と申べし。臣としてはよく臣の職分をつとめなば忠臣なるべし。父は能く父の職分をつとめて、慈父と成べし。子はよく子の職分をつとめて孝子と云べし。夫は嚴夫に婦は順婦に、兄は惠兄に弟は孫弟に、朋友のまじはりたがひに信あさからず、行ひゐなば、道は其中に立て身心安樂なるべし。五倫つとめざれば、恥をもうけ禍をまねくつゝしむべし。

五倫の間に五常をおこなふ。五常は人の性也。性外に性を立るは天命をしらざる故也。天命をすてゝ性をいふは、邪なる見解也。邪見より出たる法をば異端と云也。五常とは仁

義禮智信也。仁とは人を愛するを云と也。人を愛する心ふかく物ごとに情ありて、人のまじはりおんびんに、慈悲をする事道にそむかず、おしまざるは仁と云べし。此心なき人は無下になさけもしらぬ虎狼野犴なるべし。然る故に人におゐて仁の心なきは耻也。義とは事を宜ふすといへり。よろしふすべき事をせざるは、或はいさみなき人か、或は慾ふかき人かなるべし。慾ふかくして耻をしらざるものは、盗みをす。いさみなくして耻をしらざる人は、大人は國を奪はれ、小人は身をおとす。皆人に耻かしめられて甲斐なし。故に義を知らざる者は、最もはぢおほし。又一座の會、一往の禮よくおさめてあらそはずおこたらざるも宜なるべし。禮とは今をうやまふを云ふと也。己自いやしみて人をうやまふ。然るにより人をうやまふ心なきは、禽獸の心なるべし。人として禽獸とひとしからんは、耻ならざらんや。禮の品々おほしといふとも、人をうやまふを本とすべし。智とは人をしるを云と也。夫人の智愚賢不肖貴賤男女老少親疎をしらざれば耻をとり、禍ひにあふ事おほし。人をしらざれば邪人のかたりにまよひ、賢者のいさめをうとむ。故に人をしるを第一

とす。信とは諸事におゐてうたがひなく、いつわりなきを云也。仁義禮智信うたがひなく勤ぬれば、其人は則仁義禮智信の人也。人をあざむかず、人にあざむかれず、互にいつわりなきは信也。然ども信の一徳きはめて大事の受用あり。正道を信ずれば道を立て、家をたて身をはづかしめず、父祖を耻かしめず。邪法非道を信ずれば、禍のがれがたく耻さりがたし。道をきはめず人をしらずして信をなす人の有様、後生は有といへば信じ、無といふも信じ、有にもあらず無にもあらずといふも信じ、有無の中道といへば信じ、因果とて死で又他身に生れかはるといへば信じ、心中にさとりて口に言がたしといへば信じ、此人は神の化身といへば信じ、生身の佛といへば信じ、是は不老不死の薬といへば信じ、神變奇怪ありといへば信じ、なしといふも信じ、人のかたりに隨ひひたすら信をなすことあさましき。信深くして禍ひの來るをもしらず、終に信窟におち入たるおほし。南蠻邪法のきりしたんを信じ、わざはひにあへるものにてしるべし。善惡禍福は信より入なり。信をみだりに用べからず。

一　拾棄奴が云、信をなすに道あり。父母には孝行をつくし、主君には忠義をつくし、すべて五倫の道をふかく信じて、五常をおこなひなば、天道神明にかなふべし。わざはひをのがれ恥なかるべし。

知耻篇中

一　拾粟奴が云、耻つもりぬれば、禍ひ遁れがたし。たとひわざはひなくとも、生て甲斐なき事也。耻は外よりきたるにあらず、己れより出て後に人是を知也。耻をさり禍ひをのがれんと思はゞ、先孝と忠とをつとむべし。忠孝は道にちかし。家に居て父母に不孝の者は耻おほし。國に居て主君に不忠の者は禍ひをまねく。忠孝行ひえて二字の士と云べし。是をつゝしみぬれば、耻をさり禍ひなくして、身おさまり家とゝのほりて、親族和睦し家類無事也。

一　拾粟奴が云、身をおさめ道を行はんと思はゞ、先大人をおそるべし。聖人宣く、君子は三のおそれ有、天命をおそれ大人をおそれ聖人のことばをおそると宣ふ。此三をおそれざる者は、耻をさりがたし。身もおさまるべからず、故に人としては、天下國家の法度を

やぶり、禁制を犯す事なかれ、是をつゝしみぬれば、天命をおそれ聖人のことばを恐るゝ事も、其中にこもるべし。然る故に此三を恐るゝ人は、心安樂にして、うれひなく耻なし。然時は國法をやぶり國禁を犯す事は、至極無二の耻辱也。縲絏の苦をうけ、面目を市朝にさらし、屍を埋むに地なし。佛祖のおしへにしたがひ、二世安樂をねがふと云共、國法をやぶり國禁を犯す人ならば、加へて二世の苦患にせめらるべし。世をすて身をすて、父母妻子をすて、山林幽谷に心をすますといふとも、國法をやぶり國禁を犯して、なす行ひならば耻辱をうくる事、うたがひなゝ寂莫のすまゐ、ことごとく煩惱窟となるべし。くひかなしむ共甲斐なき事、天道にしたがひ天命を守り、神明を尊み奉らんとおもふ人は、大人をおそるゝを先務とす。大人をおそるゝ人は、國法をやぶる事なく、國禁を犯す事なし。是れ第一義也。

一　拾棄奴が云、世にすむは大事也。つゝしむべし。己れに得す心にまかせざるふしにあへば、やがて恨のなかだちとなして、世を恨み人をとがむ。猶たえ得ざれば、公儀をそし

り、天道神明を恨み奉るまでに成ゆく。此極にいたりて耻と偏ひとのあるべきや。かゝる人ぞやゝもすれば、古へをしたひ後世をねがふ。古へをしたひ今をうらむる人の歌とて、

ながらへば又このごろや忍ばれんうしと見し世ぞ今はこひしき

此歌は戀の歌といへば、いや世を恨る歌なりといふ。此うたよみけるころは、世のおさ〳〵しからざるにや、うしと見て過し世をさへ、今は戀しと詠みければ、此歌よみしころの、世の有さまをしてしりぬべし。末の世に此歌を見る人、此心にならひて過にしかたをしたふ心、おだやかならず。されば今の世にも、かくのごときの人なしと云べからず。つら〳〵おもんみるに、人の心はすべて物に堪がたき者なりければ、此歌よみけん何がしが心の、よく物に堪けんかも知がたし。又此ころといひし世もうしと見て、過し世におされるとは、誰か知べき。扨も古へをしたひ今を恨るに、おほくの故有。世たゞしからず政からふじて、人情すべていつくしみなき中にすみて、出るも入るも、身をよすべきかたなき

まゝに、古をしたひ今を恨るもの有。さも有なんかし。世たゞしく政安らかにて、人の心いつくしみふかき時に、己れよはひつもり身つかれ徳おとろへて、いつくしみあつき世にするわざにもたえ得ず、わかくさかんなりせばと、身のいにしへを慕ひ今の身を恨るあり。あはれにぞ聞ゆめり。わが世の古へはとみさかへ、つきくらゐなども貴とかりしに、我身になりて家おとろへ、とみつゐえ朝夕の事も、他のなさけをたのむところに、我家のいにしへをしたひ今を恨るあり。己れ徳なく才なく、心みじかく望ながく、すべて物事にたえ得ず、いにしへの見ずしらぬ世を、己れに得べきものゝやうにしたひ、今の得べき事には堪かねて、古をしたひ今を恨る有。これつらの人ぞ、やゝもすればいにしへをしたひ今を恨る事をいふめり。又これつらの人ぞ世の中にもおほく侍り、己れとみさかへ家おごり、其そなへ國守などのもてあそび玉ふやうなるふるまひしても、なを古へをしたひ今をうらむる有。大凡人の心千萬趣、たゞ己れ堪得ざるふしにあたりては、やがて古をしたひ今を恨る口すさび、おだやかならずぞあさましき。古をしたひ今を恨るやうなる人も、人

によりてまことしくたうとくぞおぼゆる。

百敷やふるき軒端の忍ぶにも猶あまりある昔なりけり

此歌はいづれの御門の御製にやまし〳〵けん。天子の御製には有がたく、たふとくまことしくおぼゆかし。天下をしろしめし、民の憂をさへにうれひ玉ふ。御心よりよみたまへば、あきからぬ御いつくしみより、古のひじりの御代をおぼしめし、古にはづかしめなからん事をなげき玉ふめり。下民の古をしたへるは、たゞ己に得ざる時につぶやくめり。聖人は古へを好し玉へども、したひ玉はず、今をなげき玉へども、恨み玉はず、徳と位となき人の、古をしたひ今を恨るは、耻なしといはんか、耻ありといはんか。

古の聖代は、傳へきくばかりにて、よくしりがたし。今此天下五六十年、八すみの外までよく治まりて、國家靜平也ければ、つくしの長崎より、東のそとのはまゝで、數のたからを送りつかはす時に、かひ〴〵しき宰料人もなく、青男のなま〳〵しきが、ひとりして

宰料がましく物し行ども、海陸のさはりなく盜人のおそれもなし。國々家々村々里々邑々におさまりて、誠に古にはづまじき御代と申べし。又民のさかふる事も此御代にしくはなし。昔何がし長者などいへるは、かひゞゝ敷事のやうに傳へいへども、國にひとりも有けらし。むかし長者といひしほどの富人は、今はかぞふべからず。世のゆたかなるも此時にしくはなかりけんか。今此御代に居て、いにしへをしたふ人はいかなる故かありけん、古への聖代にあらましかば、己れ其時にあふべしとにや。今の代に居て今の代に堪得ざる人は、古に居たりともよく堪べきものかは。不仁者は長く樂にもおるべからずと、聖言いつわり有べからず。此世におり己れたのしむべき道をしらでうしなひ、歸るまじき古をしたふおろかにぞおぼゆる。かゝる人ぞ此世此樂をしらで後の世の樂とてねがふ。

古をしたふ人は、かならず古の聖君賢臣の道德を稱して、今の世の君臣をせめ、後の世をねがふものは、かならず釋迦達摩の心操を證して、今の世の人倫を非とす。古昔はしたふとも歸るべからず。後世は願ふ共得べからず。歸らざるをしるてしたふ人は、心必放逸

し、得まじきをこひて願ふ人は、心必狂亂す。聖賢は古を好し玉へども、したひ玉はず。後をあはれみ玉へども願ひ玉はず。俗儒は古へをしたひ俗佛は後の世を願ふ。己れ此世に堪得ざる事をかへりみず、ともすれば此世をそしる。此人耻なしといはんか。たとひ此世をうしとおもふとも、己れ住みはつべき世也。父母の餘年を養ひ送るべき世なり。行末めでたかるべき子孫を長したつべき世なり。政道からく手足の置所なしと云とも、心よくして住なば、かへらぬ古をしたひ、得まじき後の世をねがふよりは、なを住よかりなん。いかにいはんや今此御代は、天下靜平にして兵亂水火のうれひなし。いつくしみふかくまし〳〵て、民恩澤にうるほふ、此世此時に生れあへる人はたのしからずや。此御代萬歲萬々歲と願ひいのり奉るべし。末世の政道又しるべからず。

一 拾薬奴が云、東照大權現宮の神德神恩あさからず、其神遺策たゞしくまし〳〵けるぞめでたき。是をかへり見づして 今の世をうしと思ふ人もしあらば、天道神明にそむきなん。耻なしといひがたし。

汝達よく〳〵おもへ。汝達の行末時うつり事かはり、世道おとろへ政からうして、墟かたき世なりとも、汝達の心を靜平にして過すべし。古をしたふ事なかれ。未來をねがふ事なかれ。己れを正しく納めぬれば、外物のおかしなし。況や遠き古まだ來ぬ後世をのれをおそふべからず。たゞよく己れをおさめてみづから守るべし。他の心をはかるべからす。他の心知がたし。國家の政を治めてみづから守らば、上もすて玉はじ。人の犯しも有べからす。

一　拾棄奴が云、己れ貧乏困窮にして、上をそしり人をとがめ、天道神明を恨み奉るは、己が分限をしらす理くらく、欲心ふかくきたなき心たへざる故也。是をよくつゝしみておのれがほどをしるべし。聖代にも貧窮の者有。亂世にも貴富なる者有。天道神明は私ましまさず、人のつとめによる事あるべし。つゝしむべし。

一　或人後生の說を問ふ。拾棄奴が云、後生の說は、天道天理至極無二の說にあらず。是たゞ人情すべて生をむさぼり、死を恐る所より出たり。天理とは一切衆生一致にうけて、

かれこれへだつる事なし。人の工夫を付て爲す所作にもあらず、自然に至りて一切衆生の辭することあたはず、覺るゝこともなき道也。先それ人のちかく知やすきを以ていふべし。生死は天理也、故に一切衆生是をのがれず。飲食は天理也、故に一切衆生皆飲食せり。男女は天理也、故に一切衆生皆男女の道あり。かくのごとくいへば一々つくしがたし。又天道天理唯一無二の所は、一切衆生のおもむく所もいふ所も二致なし。假令火は物をやく故に、一切衆生の趣向一同にして言葉も其理二なし。水は物をうるほす、故に一切衆生の趣向一同にして、いふ言葉も其理たがはず。寒のさむきは天理なり、熱のあつきは天理なり、故に衆生皆寒をさむがり熱をあつがる。かくのごとくかぞふるに、日をかさねてもつくすべからず。然るに後生の說は、一切衆生一致に受るものなし、人のおしへに付てさま〴〵の趣向出たり。然る故に佛法一味の内より出て、諸宗たがひに是非有無をあらそふて、唯一無二の趣向なし。又一世界中に後生の說なき國有。後生の說ある國あり。後生の說なき國に、他國より後生の儀をすゝめて、信用せざる國あり。又後生のおしへありといへど

も、願ふ者有、ねがはざるもの有。されば後生の儀唯一無二の誠ならば、何ぞかくのごとくさま〴〵の趣向有べきや。又何ぞ一切衆生是を一致に受ざるや。又何ぞ聞て信用せざるや。夫天理と云ふは、天人唯一の誠にて無二無三の說也。生死は人の大事にて、是又無二無三の天理なり。故に天理原來一切衆生こと〴〵くのがれえぬ道なれば、一切衆生一致の趣向有もの也。後生の儀誠に唯一無二の天理ならば、一切衆生一致の趣向有べきに、國により人により趣向さま〴〵になりて、をのれ〳〵の心にしたがひゆくは、唯一無二の誠にてなき故也。二となき後生の道かくのごとく各別なるべきや。たゞ是人爲のわたくしより出て說をなす故に、一味の佛法かへて趣向各別になりゆきぬ。佛法に入し人は是を佛法の廣き故といへどもいかにぞや。たとひ廣大無邊也とも、衆生唯一の趣向は有べし。唯一無二の趣向なき故に、ひろくして破れやすし。故にきりしたんの魔法にやぶれて、日本の佛法漸破滅に及なんとせり。天下一統の御政道、國王の大恩にあらずんば、佛法つゐに破滅すべし。是則眞實無二の趣向なき故也。たゞ汝達よく天理にしたがひて身をおさめよ。

後生もしあらば天理にしたがふ人はうかぶべし。天理にそむきて後生をねがはゞ願ふことも得べからず。能々つゝしむべし。

一 拾棄奴が云、一切衆生おしへを受ずしてなす所作あり。皆是唯一無二の誠にて、其時にたがはず時至りて其の所作をなす、假令人のむまれおちては、乳味をおもふ、是にいつはりにあらず。四五歳に成ぬれば、手足やうやく力を得て、よしなきわざをし陸地を走りまはる。是僞にあらず。十五六歳より精氣充ちあふれて、色を思ひ香をしたふ。是僞にあらず。二十歳前後より筋骨に力みちて、うでつよく氣勢はる。故に戰ひを好みあらそひを好む。是僞にあらず。三十歳已後は精氣かたまり智慧漸く成る故に宗家を治め公儀をつゝしむ。是いつはりにあらず。五十歳以後は智慧いよ〳〵明らかなる故に工夫つよく人におしへをなす。是僞にあらず。七十歳前後より身體つかれ氣力おとろへて、世事不用の身となる故に死期漸く近づく。こゝにおいて死期の勤をなす。是僞にあらず。皆天生自然の時節にて、人の教によらず、然る故に少壯の時にして、死期をおもひ、其勤を爲す事七十前

後の人のごとくなる者は、其人かならず長命ならず。六七十歳にても、筋力猶つよく壯年の所作ある人は、死期猶とほくして、いよ〳〵長命なり。故に人にかはりて死期をなげく者は短命也。世間にそむきて、一家皆死期なげく家は、かならず其家たちがたし。萬民おしなべて、死期の勤をする國は、必ず變有。聖典に曰、國家みだれんとする時は、是を神にきくと云云。人間世事の勤を思はず、神靈佛陀の事のみ好む故なるべし。是も國家の間と云ふべし。貴人大人の死後をなげき玉ふ事尤大事也。萬民おしなべて後生を願ふ國は、其國の政道からく身の置所もなきまゝに、此世の苦患をのがれん事を歎きて、未來の安樂を願ふめり。心あるも心なきも、富るも貧しきも、風流に成行て、心はやりするもの也。又富貴壽命をおもひ、此世に安土せん事をねがふものは、ひたすら神靈に祈りて福を求む。祈禱を事とし佛事をのみ勤むる事、萬民こぞりてかたぶきぬれば、其國は國家のつとめすさめり。國家すさめられて變なきものはあらじ。況や一人の身時いまだ至らざるに、神靈佛陀にふかくおもひ入もの變あらざらんや。神靈佛陀にしたしみ未來の望みをふかく

なすべからず。是をつゝしむべし。未來をなげく事はをのづから其時至るべし。見ならひ聞ならひてなす事なかれ。たゞ明ても暮ても孝弟忠信の道にしたがふべし。

一　或人三世因果の道を問ふ。拾葉奴が云、三世因果の說は、佛家より出たり。其中に是あり非あり。昨日は過去今日は現在明日は未來と立ときのたゞひは道にちかし。死て後に又他身にむまれかはるといふは、まよひの凡夫におしゆる法也。此おしへをうけていよ〳〵まよひに入なり。夫善惡の因果ははやきは其身にむくひ、遲きは子孫にむくふ。人の生ずるは、本分不生不滅の者と、色體と妙合して生ずとかや。人死する時には、本分色體分離して、色體はくちすたり、他身に入りかはる事あたはず、本分は本より不生不滅の體なれば、人生ずれども生ぜず、人死すれども死せず、我本分と成しものとて各別ならず、他身に又入といふ事なし。不生不滅の體なる故に、善惡のけがれをうくることもなく、善惡のけがれにひかれて、他身に入事なし。故に死て後又他身に生れかはるといふは皆虛說なり。子孫は我色體骨肉の、此世に殘りとゞまりたるものなり。善惡は皆色

體の上の所作なれば、其むくひも色體の上にうくる事至極の道也。故に善惡のむくひは、はやきは己が身にむくひ、おそきは子孫にむくふことうたがひなし。

日本武家に入て、天下をたなごゝろにしろしめすは、たゞ源平兩家のみ也。むかし源爲義公朝敵たるによりて、其子息義朝公に誅戮を仰付らる。君命とは云ながら、親父の首をきられし故に、耻を天下にさらされたり。又義朝公朝敵と成て、不忠不孝の罪つもり、平清盛公に亡されて、天下清盛公に屬す。清盛公政道惡逆なりければ、終に源賴朝公に滅せられ、耻を末代にさらさる。賴朝公私慾ふかくして、罪なき一門兄弟を誅戮し玉へば、賴家實朝の代にいたりて、兄弟たがひに切害に成て、源家自滅しければ、天下自然に北條時政に歸服せり。源家自滅の儀は、北條時政の胸臆より出たり。時政は平家也。北條九代の間、天下平靜なりといへども、高時入道のおこりあさからず、無道頻りなる故に、後醍醐天皇高時追討の勅諚をめぐらされ、足利尊氏公新田義貞公に綸旨を成くださる。兩將終に平氏北條家を滅し玉へり。足利新田兩公は、又源氏也。足利公方家十二三代政道たゞしか

らざる故に、三好何がしがために亡されたまへり。三好悪逆を以て主君を亡し奉ける故に、不日に滅亡し、天下は織田信長公に属す。信長公は惟任日向守が悪逆に討れ玉ひ、其職分を豊臣太閤関白殿下うけつぎ玉へり。天下一統の功をなし玉ふ。信長公は平氏也。豊臣殿下も本氏は平家にてわたらせ玉ふとぞ或老翁の語りける。殿下薨去まし／＼て後、二代秀頼公いまだ幼少にわたらせ玉ふを、亂臣私慾をさしはさみ、謀叛をすゝめ奉ければ、終に豊臣家滅し玉ひて、日本悉く松平家に属し奉らる。松平家は源氏なり。天下泰平にまし／＼、政道たゞしく治め玉へば、士農工商いづれも安土の地に住し、御代萬歳萬々歳を祈り奉る。是を以て見れば、天下はたゞ源平両家の外にしる人なし。善悪のむくひ子孫にむくふ事うたがひなし。子孫なき人は、其氏族にうくるものなり。是は大分の儀にて、天下諸人の知れる所也。小民のうくる報ひは、日にたつばかりもなき故に、ためしをいふによしなし。然共其報ひ遁ざる事なれば、善悪をつゝしみ身を治め道を修すべし。聖人のつゝしみ玉ふ所子孫のうへに有べし。或人の云、三世因果の説はうたがひなくば、大明の一

僧あり、修行純一にして遷化す、遺言に云、我死體をば棺に納め、佛檀のわきにおき香花をそなへて、あへて棺をひらく事なかれと云云。遺言のごとくとりおさめて、香花おこたらず。四十年以後に一人の儒者あり。其名を王守仁と云。博學德行によりて、其所の奉行人となる。其僧の遺言遺迹寺僧おこたらず守るよしきゝつたへて、王守仁其寺に詣て、彼棺をひらき見んと云、寺僧遺言の旨を守りて、あへて命に應ぜず。奉行其從者に命じて、遂に棺をひらかせ見れば、棺中に死骸はなくして、一首の詩有。其詩に云、四十年前王守仁、開門本是閉門人、精靈剝後又歸復、始信如來不語身とかけり。奉行王守仁此詩を見て、扨は此僧は我過去身なりと觀感じて、則儒をすて佛法に入し事百年の內の事也。王守仁語錄文集之儒書有、儒道を述といへども、大方佛心より云述べたり。此事長崎來渡の唐儒者のかたりけると也云云。拾棄奴が云、棺の內の詩に、四十年前王守仁、此の王守仁の三字あるを證據にて、奉行王守仁我前身也と、觀感ぜられゆは、日本にても世俗の語りつたへに、かくのごとき事ゆ、加藤清正肥後入國の初め、きちしたうけと云ふ所の百姓等

を、数十人はたものにかけらる。何の罪科ありとも知人なし。清正他界の時遺言して、墓所を定めらる。遺言の如く棺をおさめんとするに、土中より一の石棺をほり出す。棺に清正坊と云銘あり。其所の老民の云、是はむかし清正坊と云ひしひじり、きちし峠にて、山賊に害せられ候を、此所におさめたる棺にて候と申す。扨は清正は古の清正坊といひしひじりの化身にて、きちし峠の百姓等数十人誅せられしも、前生の敵なる故にこそと、皆人感じけると也。彼きちし峠は、昔より悪黨おほき所にて、往來の人を害しはぎとる所なれば、清正入國の初め、國家の治教見せしめのためとぞうけたまはる。此石棺の銘も、王守仁が詩に相似たり。されば昔の人の名に似たりとて、其人の生れかはりと云べきや。世界の人物は無量不可思議也。名は限りあるものなり。かぎり有名をかぎりなき世々の人に名付る事なれば、同じ名おほからざるべきや。同じ世にすむ人の、同じ名を付たるを何と云ふべきや。されば王守仁が年譜を見るに、昔の王義之が末孫にて、四五歳の比より聰敏穎悟は人にすぐれ、常に佛家禪門に入て佛法心印を得たり。其内にも又孔老の門に出入

せり。三十七歳謫居にして、一夜豁然として格物致知の旨を得たり、是より後やうやく佛家を出て儒門に入て、浮屠氏は自私自利のみの法たる事を說破せり。儒門に獨立して致良知の說を述て、二たび禪門にかへらず、南方征中にして卒せり。今にいたりて明朝の儒宗と云。近世の儒者此陽明王守仁が風を慕ふ者おほし、其語錄の中に、佛氏作善の儀自性の見解を少たすけたる言句あり。故に佛氏も王守仁を證する事おほし。王守仁は佛法を出て儒門に歸入せる事明らか也。俗にしたがひ風にならふものは、學者といへども儒道眞實の說、天人一致の理を知學せざる時は、耳をたふさみ心をいやしみて、人のかたりにまよひ行なんあさまし。己が心のまよひをしらで、利口を本としことばを色どり人にかたり傳る。きくもの、心本より知らざる事なれば、さもありなんかしとおもへり。王守仁一生の事はかの年譜にくはしく出たれば、四十年前王守仁と書きたる詩は、後の佛者の作りごとなりと云人あり。是も又いかんぞや。凡古人のかきおきし事末の世にいたりて、違はざる事あり。知者のかきおける讖はかならずたがはず。邵康節が椅子を作りけるに、易數を

考へて、椅子の裏に書き付けるは、此椅子いづれの年の其月其日に仙客ありて、やぶるべしと書付けり。其年月日時にあたりて、仙人来りて此椅子にかゝりければ、其椅子たちまちにやぶれたり。かくのごときたゞひあげてかぞふべからず。是を以て見れば、彼前の僧深く易数に達し、己が死棺を埋むまじき事の吉凶を、易数を考へて、死て後四十年過ぎなば、王守仁といふ人ありて、此棺をひらくべしとあらかじめ考へしり、此詩を作り棺の内におきけらしとぞ思はる。しかれども此事王守仁が年譜になし。然時は後の佛者の作りごとなりといへるも、さも有なんかし。されば人の修行執心によりて、未来の他身に生れかはると云は、皆いつわり也。むかし外國人石を求むとて古き塚の有けるを、毀ちければ、一の石棺あり。棺内に石に似て石にも非ず、玉に似て玉にもあらざるもの有。是をさきて見れば、みどりの色うるはしく水山を書たる繪圖あり。新に書けるがごとし。かたはらに二八ばかりの美女の、容顔うるはしきが、欄干にかゝりて、山水をながめゐたる風情、誠に丹青あり／＼と見えたり。是は其所の大富人のむすめの死せるを、埋みし塚なりと、古き者

ごもの語りつたへゆと、其里人云けると也。此女容顔美麗なるが、常は山水を愛せり。自らけはひうつくしくよそほひ、朝夕欄干にかゝりて、山水に心をうつしけるが、二八ばかりにてやまひにおかされ、死けると也。又ひとりの禪僧あり。坐禪修行おこたらざりしが、病で死しけるを火葬しければ、灰の内にやけざるもの有。とりあげ見れば、新にきざみなせるごとくなる觀音の像有。其形面目たゞ敗光りあるがごとし。此二の物はみなやまひ也。愛癖疾といふ。彼は山水を愛して愛山癖となり、是は禪觀を愛して愛觀癖となる。皆心術たゞしからざる所より出たり。此事本草綱目に見えたり。されば愛佛愛物の心たゞしからず。人間世事おさまらざれば、精氣執滯して、つゐに癖疾となる。今の五積六聚痃癖の類なり。人の七情たゞしからず。喜怒哀樂愛惡欲の心動じて、精氣是にしたがへば、執滯して散ぜず、終に癖疾となる。其體血にもあらず肉にもあらず骨にも非ず、其形鳥獸虫魚の像有。是皆心氣執着より生ずる疾なり。癖生じて身死し、身死して癖のこる。善念惡念をえらまず、執着留滯すれば、皆かくのごとし。此理りを以て見れば、一念の執着に

より、未來の他身に生れかはるといふは、皆虚誕也。然時は王守仁は禪僧の再生にあらず。清正は清正坊が化身にてなき事疑ひなし。

一　儒釋道の三教差別ありといへども、究竟の所は善をすゝめ惡をしりぞけ、人の無事におさまるべきがため也。然ども人々緣にひかれ類にふれて、是にしたがへばかれをそしり、かれを用れば是をそしる。たがひに是非のあらそひ、古今やむことなし。さればいづれを用て道に入べきや。捨棄奴が云、唯神道を用て耻なかるべし。神道は我日本の道なる故なり。異國の法に從ふは耻多し。神道は誠の道正直の面目也。此道にしたがふ人は、今生にて耻なく未來安樂也。神道の外には聖人の教は正道なり。老佛の教は奇怪おほし、奇怪の說は道にそこなひあり。すべからく神道にしたがひ奉りてたゞしき教を用べし。奇怪は風流のたぐひ也。用る人の心さう〳〵敷、家もおだやかならず、我道德を守るべからず。然れ共日本に久しく是を道とする事なれば、時にしたがひてもてあそぶべし。

神道にしたがひ奉るに大事あり。世人の神道を用るを見るに、利生を望み冥罰を恐れ、

神變奇怪をたふとむ。是によりて神道にしたがふ人の心たゞしからず、身おさまらず、正直の神道もひたすら奇怪の成行なんあさまし。一家に奇怪を好みぬれば一家おさまりがたく、一國奇怪を好みぬれば、一國みだるゝ端おこる。扨こそ國家亂れんとては、是を奇怪にきくといへり。奇怪は好むまじき者なり。すべからく鬼神はうやまひつゝしみ奉つて、常になれしたしまず、道の正直なるを宗と守りて、屢をも捨て玉はぬ御いつくしみを尊み奉るべし。又聖人の教を用るも此心なり。されば異國の聖人孔子ごときの人來朝ありとも、あはてゝたやすくしたがふべからず、其聖人にしたがふ事、おそしといふとも難なかるべし。

物をもてあそぶ事ふかければ、つゐに奇怪にわたる。古へより花鳥月雪のたゞなるを愛しあくがれて、世にそむき人にそむける人おほし。世にそむくさだにいへば、有がたくたふとしとて、もてきやうず。物を愛し、世にそむけるをたふとしといはゞ、色を愛し寶を愛する人をば、なごかたふとまざるや。これつらの人も人にそむき世にそむく人おほし。

是たゞ道にそこなひある故に、此人をたふとみず、げにもとぞ覺る。されば、花鳥月雪をふかく愛して、道にそこなひなからんか。人は天地の貴物也。花鳥月雪のならべていふべきたぐひにあらず。此貴き人を愛する人は、誠にたふとき人也。然共是をたふとまずかへてまよひと云おとし道有世をも、花鳥月雪におもひかへけん人は耻ありや、耻なしや。然共又世治り道たゞしき時にすみて、己れするわざもなく、いきどほるべき根もなくて、花鳥月雪に心をなぐさむらんは、さもあれいやしからず、濁夫のむさぼりあかず道にそむけるものと、同じ日にも語るべからず。

一 拾葉奴が云、異人のすゝめを信用すべからず、假令孔子ごときの聖人來朝すとも、眞聖人と知ざるほどは、心中の是非をば誰かしり侍らん。昔より謀人邪徒の正道をかり、聖賢の名をつくりて、心をひきゐる事おほし。燕子之漢王莽これらはみな聖賢のまねをして、終に國家をむばへり。此比大明の李公子といふもの、聖人のまねをして、終に明朝をほろぼせり。かくのたぐひおほかるべし。是を以てみれば、異國の眞聖人來朝すと

も、五年も十年も日本住居ありて、其言行日本に對せらるゝにしるしあるべし。口に言はやすく身におこなふはかたし。身に行ふは易く己れに處するはかたし。己に處するは安く法を天下になす事はかたし。天下其法をうけ用て、天命國性の眞正にたがはざる事尤かたかるべし。こゝにおいて眞聖人のしるしたがはずんば、神聖とあがめ奉るべし。其のしるし見えざるほどは、是に從ふ事をつゝしむべし。世人皆信用すといふとも其眞をみよ。

若日本に聖人降生ましまさば、いかんとかすべき。拾棄奴が云、日本に聖人降生ましまさば、此上何かあらん。然共たゞ貴みあがめてしたがふべからず。たしかに其道德を見て、後にしたがふべし。世人皆したがふと云共、其心志をよくわきまへよ。又上の御用を見よ。天下に對せらるゝ所にしるしあるべし。此所大事なり。佛家には祖師のすゝめに入す、祖師を拜せざる人をば、外道天魔のごとくいひけちて、其人の賢否をしらず、己にしたがはざるを惡道とせり。聖人の道はしからず。むかし孔子諸國をめぐり玉ふ時、賢人の隱居したるおほし。孔子の教にしたがはずといへども、孔子の道德を稱美せらる。孔子も

亦其人を聖人なりと宣ふ。是非眞僞をわきまへず。其人にしたがふをのみ道とすべからず。道は自己の心身受用にあるべし。つゝしむべし〳〵。

人の是非眞僞をわきまへ、よくしらんとするものをば、世人のはらあしくいひなせるぞあさましき。然のみならず、外道天魔のごとくおもひなせる、誠に口おしくぞ。列子曰、後世其旨を明らめず、みだりに其形にならふて、しひて其風をしたふ、其轍あげてかぞふべからずと云云。其形ちよく似たり共其人をよくしるべし。其人をよくしらば、其旨をよく察すべし。形ちよく似て心別なるものあり。よく〳〵つゝしむべし。

一　拾栗奴が云、神道受用の事、天神地祇は尊敬し奉りて、なれしたしむべからず。天照皇太神八幡大菩薩春日大明神殊更尊敬し奉り、其道にしたがふべし。東照大權現人間に出て玉ふ事、日本久しく兵亂にくるしみ、萬民土炭におちたる事を、天照太神あはれみの神慮をめぐらされ、神武をそなへ衆生を御掌にすくひ玉ふとぞ覺え奉る。「*」神徳神恩一致にてまします事なれば、うたがひ奉るべからず。汝達の子々孫々、末世濁亂になり代かは

り事變する共、東照宮の神恩をわすれ奉る事なかれ。天地有限りは、天照皇太神宮の神風ふきつたへ玉ふべし。東照宮の御神契も、かくのごとくましますなれば、神道天地と共に、萬民あがめ奉るべし。ふかき旨あり、おろかにこゝろへべからず。此道に背きなば異人の耻しめあらん。

一　拾菓奴が云、東照大權現宮の神德神恩を見しり奉る人のすくなきかと覺て淺まし。其儀廣大無邊にして、述べからずといへども、恐れはゞかり奉りて、いはざらんは本意にあらず。汝達の子孫の衆岐に迷ひ、異敎に陷りなん事をあはれみおもふ故に、身のいみ憚りもかへり見ず、ちかく人のしりやすき事を一二述ならし。足利公方家の御代には、國々に干戈おこり天下分離しければ、貴賤男女僧俗智愚をゑらばず、年として兵亂にくるしまざるものなし。豐臣殿下機に乘り運に應じ、天下一統の功を遂玉ふといへども、薨御成玉ひて後、天下みだれ日本東西にわかれ、大亂に及べり。こゝにおゐて東照宮神武をふるひ、神策をめぐらし、遂に天下一統の神功をなし玉ふ。天下今に至りて五六十年、兵亂水火の

うれひなく、萬民安土の地に住し、父母の餘年を敬みをくり、子孫を無爲の地にやしなひ、人となすべき道を示し、家をたつるは、此御代平靜の德也。是神恩の一也。足利公方家の御代に、南蠻邪人きりしたんの法をすゝめ入ければ、萬民大半此魔法にまよひ入て、彼の魔僧愈勝にのり、神道佛法を破滅し、日本の道を變じ、天下皆きりしたん一統の法をなさんとの謀をなしけれども、豐臣殿下も御禁制ましまさず、きりしたんいよ／＼ほしゐまゝに法をすゝめけり、然に東照宮神智明らかにまし／＼、彼魔宗を御禁制なし玉ひてより、天下今に至りてきりしたん一人もなく、今の日本人は本來天性の日本人に立かへりて、三世常住二世安樂の身と成けり。今生後生のたすかり、東照宮の神恩にあらずや。是その神恩の二也。天下太平なるにより、絶たる道もつぎ、すたれたる家もおこり、神風古へに吹かへり、儒佛醫陰の四家各其學をつゝしみ、士農工商をの／＼其職をおさめ、村々里々に孝弟忠信をすゝめ、竹馬に鞭うつ童蒙までも、道德を論じ邪正をあらそふは、天下太平の化の至り也。是其神恩の三也。天下萬民貴賤老少同じく、此化を蒙り奉る。誰か此

神恩を仰ぎ奉らざるべきや。是其の大概を述るもの也。究て一口を論ぜば、此三神恩の儀も述つくすべからず。又東照宮の功徳利生は、他神よりすぐれ玉ふ事あり。天照皇太神八幡大菩薩と一體同然の功徳利生にて、わたらせ玉ふとこそ覺え奉る。下賤愚昧の辨、まことに其おそれ有ばかりありいみ奉るべき事なれども、神はいづれも正直の眞體にてましませば、つゐに其功徳利生を述べし。天照宮八幡宮は其功徳利生きゝ也。其餘の他神は何ら其悲願とげ玉はぬ故に、あはれ末世の衆生の願をかなへ玉ふべきとの御誓願にてまします。東照宮は諸願成就の神にてわたらせ玉ふ故に　其の功徳利生も殊にすぐれ玉へり。若武運を願ふ人あらば、深く東照宮に祈り奉るべし。武運は天にかなひ玉ひ、武道計策古今にすぐれ、天下を御掌に入玉へり。若知行立身を願ふ人あらば、東照宮に祈り奉るべし。三河國より御小身にて出玉ひ、龍の雲井にのぼるごとく、次第に御立身まし〳〵、終に天下を領し玉へり。若財寶を願ふ人あらば、東照宮に祈り奉るべし。金銀財寶は古今にならぶ御方もなきまでとみさかへ玉へり。若官位を願ふ人あらば、東照宮に祈り奉べし。官位太

政大臣に任じたまへり。若無病を願ふ人あらば、東照宮に祈り奉るべし。御在世の間つゝがましまさず。若し壽命を願ふ人あらば、東照宮に祈奉るべし。御壽命七十餘歲めでたく渡らせ玉ふ。若子孫繁昌家運長久を願ふ有ば、東照宮に祈り奉べし。御子孫の繁昌御家運の久遠天下萬人の知所なり。若後生を願ふ人あらば、東照宮に祈奉るべし。東照大權現と現じ玉ひて、天下の尊敬をうけたまふ。若道を以て人のまよひをすくはんと願ふ人あらば、東照宮に祈奉るべし。萬民の道におもむく事は、東照宮の神恩にてましますゝ。かくの如きのたぐひ舉て數ふべからず。

伊勢太神宮は、周太伯の廟と云ふものあり。野馬臺の讖文に東海姫氏國と書きたるを、證文としけらし。此の讖文も初め日本人の、云ひしことばにしたがつて書たりとみえたり。大唐より日本を東夷といひていやしむするにより、入唐したる日本人、大唐にて云けるは、我日本は周泰伯のがれすみ玉ふ所にて、人物皆泰伯の後裔なりといひしより、其言葉に付て唐人もかくいひけらし。日本儒者の附託したる言葉より出たり。又野馬臺の三字

も、やまとゝ讀むべきを、文字のまゝにやばたいと讀みて、野馬は陽焔也蜻蛉也、蜻蛉はとんばう也、日本の國形とんばうに似たる故に、野馬といへりなどいふ。所見なきに似たり。又内宮は堯の宮外宮は舜の宮と云ふ者あり。伊勢の宮たち、けづらざる柱たるきに根びきかやにてふき玉ふを、堯舜の宮殿は、茅茨きらず椽けづらずと云句を證文としけらし。是も又本朝の儒者の聖人に附託していへることとぞ思はる。儒法をたてんとての下意なるにや。佛者の日本人を佛法に引入むとて、神は垂跡佛は本地なれば、太神宮の御本地は虚空藏と云、或大日如來と云、或阿彌陀佛と云て、人を佛法にすゝめ入ける企てに等しからずや。かくのたぐひの諸說は、皆後代の儒佛の附會したる虚說なれば、證文ありといふとも、信用しがたし。孟子曰、盡く書を信ぜんは書なきにしかじと。此ことば誠に旨ある人の云へる事もかくのごとし。扨こそ後の人手筆に出たる事はこと〴〵く信用しがたし。日本の正統は、國常立尊より天神七代地神五代人皇に及ぶまで、神道たゞ敷立玉ふに、用明天皇佛法歸依ならせ玉ひてより、神道こと〴〵く佛法に混亂せられ、天性正直の

日本人すべて佛法下の衆生と成ければ、日本國は外國のしたがひとなりて、我天道神明を見しり奉る人のすくなきこそ耻かしき。

一　捨棄奴が云、君子の道は、近きにおこなひて遠に及す、父母は我にちかし。妻子は我にちかし。兄弟は我にちかし。父母妻子兄弟の間に、道を致して後は、他に及ぼすべし。主君は我にちかし。よく我主君につかうまつるを道とす。我國は我にちかし。よく神道にしたがひ、つゝしみ奉べし。今生は我にちかし。よく今生をおさむべし。古の人はすくふべからず。未來の人はひきがたし。たゞ己が同世同居の人を、よくおさめみちびかば、古人も其德をうけ、未來の人も其道にしたがふべし。同世同居の人は、己れも是をすくふにたよりあり、己に近き故也。道は遠近なしといへども、道を行ふに先後あり。是ちかきよりはじむ、此理りをしらざる人や今生をわすれて後生を願ふ。又かゝる人ぞ我ながら日本人をいやしみ外國人をたふとむ。日本の道をすてゝ、外國の法にしたがふこと耻おほし。

一　生死禍福は天の命也。つとむるともえがたく、遁れんとするとものがれゑず、道義は

人のつとめにあり、よく勤なば君子の道に入べし。生死禍福に心をみだるゝことなかれ。是に心をみだるゝ人は、道義をはなれて、恥辱をうくる事おほし。口おしからずや。

一　或人の云、起請誓文も、人により事により、其罰もなき事にてゆが、豐臣殿下薨御成玉ひし時は、秀頼公御幼少にわたらせ玉ふにより、天下東は松平家、西毛利家の御あづかりにて、其下を豐臣家の老中うけたまはり、秀頼公十五歳の時、天下を渡し奉らるべきとの御遺言にて、各御起請をなされ、熊野の牛王に御血判をするさせ玉ひ、きびしき御誓文と風聞ゆひしかども、秀頼公天下を失ひ玉ひて、豐臣家絶はて、松平家天下をしろしめし、千代萬代めでたく渡らせ玉へば、萬民も安土の化を蒙奉る事、古にも稀成べし。是を以て見れば、起請誓文の罰も人により事によりたるものと覺えゆ。拾栗奴が云、其罰はのがれざるものにてゆ。松平家は御起請の旨、かたく守らせ玉へども、石田治部少輔毛利家と心をあはせ、御幼少の秀頼公に謀叛をすゝめ參らせ、松平家を亡し奉らんとて、西國勢を催しけり。石田治部少輔公儀のよしを申ふれ、其下意は天下を我しらんとの謀なりとき

く。然故に起請文の冥罰のがれ得ず、西國勢敗北して石田毛利安國寺三人生捕られ、終に四條河原に梟首せられけること也。毛利家は八ヶ國の主たりしかども、僅に二ヶ國を松平家の御恩に蒙り奉る。是ひとへに起請誓文をやぶられし罰なれば、神罰冥罰のがれがたき事を知べし。然るに松平家なを御誓旨をつゝしみ玉ふ故にや、大阪城をたておかせ玉ひけれども、日本六十餘州の大名小名、大阪へ出仕の人もなく、只使者ばかりを參らせられしとぞ聞えし。かゝりけれども松平家いよ〳〵御つゝしみふかく守らせ玉へば、秀頼公內大臣にまで升進させさせ玉ひ、二條の御城にて、御會盟なされけれども、秀頼公謀臣のすゝめにおぼれたまひて、諸牢人を抱へ籠城をなし玉ふ。此時にいたりて、松平家御力に及ばせ玉はず、御馬を出させ玉へば、東國西國の大名小名のこらず、大阪城に馳參じ、松平家の幕下に侍候し、御軍令をうけたまはり、大阪城を攻られけれども、一人も秀頼公に參り御方を申人はなし。大阪城終におちて、秀頼公御自害まし〳〵ければ、天下の大名小名いよ〳〵つゝしみふかく、松平家の御政道を守らる。此次第を以て見るに、石田毛利の人々

は、はやく起請誓文をそむかれし故に、神罰のがれ得ず、松平家は起請の旨を、かたく守らせ玉ふとぞ覺え奉る。然る故に天下の大名小名いづれも豐臣家にそむき、松平家に歸服し奉り、松平家天下一統の御政道は、神助ありとおぼえて私ならぬ事なり。むかし周武王殷紂王を攻め玉ひし時に、孟津といふ所まで、馬を出し玉へば、八百國の諸侯不日に馳あつまり、武王をたすけ紂王を亡し、天下皆周に歸服せり。後の聖賢君子の評判きゝつたへて、諸人の知る所也。されば天命をおそれ天道をつゝしむ人は、天照宮東照宮の御神契を觀念し敬み奉りて、神道をあがめたふとむべし。松平家御一統の儀、私ならぬ御事なり。起請誓文はたゞしく、おそろしき事ならずや。

知耻篇下

禍ひは人のおそるゝ所、耻は人のにくむ所なり。禍ひをのがれ耻をさけんと思はゞ、異人にしたがひ異法を信ずる事なかれ、悪逆無道の者には、本より近づくべからず、勤めて悪をさるべし。悪逆無道のやからならず共、異人にしたがひ異法を信ずる事はつゝしむべし。夫人の異人にしたがふ事は、慾よりおこり、異法を信ずる事はまよひよりいるもの也。慾とまよひとをすてゝ、人は無事になるべし。慾をすて迷ひをさるには、智力をつよくして用べし。智は人をしるを第一とす。人を知に大事あり。紫のあけをうばひ、美言の眞をみだす事、わきまへがたきもの也。故に他の道をうばはんとては似たるを以てしめし、他の法をやぶらんとてはうるはしきを以てあらそふ。是をわきまへしる人をば明人といふべ

し。是に入ざる人をば義人と云べし。されば日本人後生の望ふかき故に、南蠻人來りて、後生のおしへをしめし、日本の神道佛法をやぶりたるは、似たるを以しめし、他の道をうばへるにあらずや。慈悲と寶財とは人の望む者也。南ばん人來りて專慈悲をほどこし、外國の寶財を以て人にほこり、日本人の心をみだし、本性をうつさせしは、國法をやぶるにうるはしきを以てするにあらずや。似たるを以てしめす人あらば、敬て其眞僞を察すべし。うるはしきを以てあらそふ人あらば、詳かに其の邪正をわきまへよ。是又人をしるを本とす。君父兄弟は邪人にあらず正人也。師弟朋友の中に邪人は有べし。邪師にしたがひて道をやぶり人をそこなへるもの古へよりおほし。殊にえらびしるべきは師也。師の邪正をわきまへずんば、あはてゝ其師にしたがふべからず。況や異人異法をすゝむるをや。異人のすゝむる法は、其邪正眞僞をよくわきまへて、其すゝめにも入べし。又入ざるもわざはひなし。抑も我今道の道たる世にすみて、異人にしたがはず異法に入ざるしるしとして、言葉口にまかせ又此篇をしるして知耻篇の下に付ぬ。日本有道の化にほこり、危言か

くすことなきにあらずや。朱紫のみだれをあきらめ、美言の邪正をわきまへ、禍ひをのがればやをきらんとおもふ。子孫のもうけにそなふる浸潤之譖膚受之愬不可行とぞおもふ。

一 長崎崇福寺に住せらるゝ、唐僧道者禪師は、會下の僧衆に示さるゝに、坐禪行禪を旨とし、誦經稱名おこたらず、謙德をつとめ質朴をおこなふ。故に米をかひ薪をかふては、道者みづからになへり。會下の僧衆も皆是をになふて寺にはこばれけり。在家の者も是を善根とおもひ入て、貧俗も富俗も共に荷て寺にはこぶ者おほし。拾栗奴が云く、道者禪師の此作善は、釋迦如來の薪を取水を汲たまふに、みちかはりておぼえ侍る。釋迦如來は法のため師のためにつとめ玉ふ。法の爲とは法を求めんとのため也。師のともしきが爲なり。此なげきにあらずんば、釋迦も法を得玉ふまじきために、みづから此苦行をなし玉ふとぞ聞えし。誠に殊勝唯一の修行と申べし。道者禪師は崇福寺に住し富人且那有ながら、此苦行を勤られし事、善根と云がたし。又法のため師のためといはんとすれば、法をえら

れし師は、異國に有事なれば、法の爲師の爲とも云ひがたし。されば善根にてあるべけれ共、傭夫の食分をうばひとるにてぞ有ける。凡そ荷擔の物は、みな天下おしなべて傭夫の食分也。道者もし其つくのひを傭夫にほどこし、其旨をことはり、自身荷擔せられなば、善根ともいはんが、其れさへ福寺の住持には、おかしかるべし。佛法は荷擔の上に有にもあらじ。謙德は傭夫の所作にもかぎるべからず。原來非もなき世間を非と見る眼にては謙德かへて大我慢と成べし。いはんや傭夫の食分をうばひとりて我善根とせるをや。

一 承應甲午の春、道者禪師の示しにて、會下の僧衆皆坐禪行禪おこたらず、毎日申のかしらより酉のおはりまで、堂內堂外を行堂せらる。在家の老少男女是を殊勝と思ひけるにや。僧衆と共に行堂をなす。其儀式は道者禪師導師にて、僧俗男女老少共に打つれ手をあはせ、唐音に念佛稱名して、堂內堂外をめぐりけり。毎日五人十人くははりければ、五百人も七百人もあらるん。後には千人にも餘るべしとぞ聞えし。百日ほどが間は毎日おこたる事なし。極樂淨土もこゝに有、彌陀の來迎もうたがひなしといはんばかり也。僧俗男女

の心うかれ、身おだやかならず、貧者は家の勤めを忘れ、朝夕のそなへともしくなりければ、人のつまこは耻をすてゝ、見物の群集に面をさらす、男女おしまじはり目もあてられず、はづかしとぞ見物したる人は語りける。或翁の云、佛法にて國家よく治ることは誰かいふらん。治りたる國家は、女は内につとめて外に出ず。男は外にいとなみて夜ひる内のみおらず。然る故に道路には女の往來する事まれにして、群集の中に女のおしまじはる事なし。たま〳〵道を往來するにも、男は路の左につき、女は道の右に付て往來すれば、男女かたをならべ袖をふりあはする事もなしとぞ聞えし。扨も後生のためといへば、まだ明やらぬ夜におき出て、佛場ほのくらく燈明のかげほそきに、男女おしまじはり、らうがはしくなみゐたれば、又かたはらの戸ぼそのかげ、堂のうしろ墓所のあたりに、立やすらふ者も有けると見ゆるは、後生のためはさもあれ、今生におゐては扨もおさまらぬ人の有様かな。か樣の所よりこそ寸善尺魔のさはり出き禍ひおこりて耻をさらす事おほし。よからぬ事のはしとぞつぶやきける。

此作善に入ものは、おほくは物はやりする若者どもにて、おとなしやかにおもひ入たるものはすくなしとかや。道者のいへるは、いたづら者ども此作善に入事尤よろし。其間も悪事をせざるは、佛法の德なれば、はやりをの悪道者は、なを來れ〳〵と、門ひろくひらきて入れると也。道者は唐人なれば一句の示しもなく、たゞ坐禪行堂のみを佛法作善とする故にや、此すゝめに入し若もの共、寺にては坐禪行堂毎日おこたらずといへども、家にかへりては我意彌きたなく、道者のすゝめに入ざる者をば、外道天魔のごとくおもひなし、親の教訓にそむき、或親を打擲するものあり。或は十歳にも足らぬ子を二三人持ちたるが、我老親に打かけ、己れは出家して道者の弟子に成たるあり。一母一子まづしく我かたなくあはれなるが、老母餘年のおくりがたきをふりすて、己れ出家して道者の弟子に成もあり。人をたばかり物をぬすみとりたる僧もあり。行堂のまぎれに男女まさな事したるもあり。道者禪師の此作善なかりせば、人はおだやかならんものをと云人有けるは、げにもとぞ覺る。かくのごとくみだりがはしき故にや有けん。其後は坐禪行禪はやみてけり。

公儀の聞えおもはしからず、此作善を御停止なされしともいへり。

親にそむきて出家をし、老母をすてゝ佛法に入たる、此二人ともに道者禪師の弟子になり、會下にやしなはれて居たれ共、世間の風説あさましく、親にそむき老母をすてゝ不孝のつみあさからざる身の、道者の弟子に成ければ、今より後は、父母にそむくものおほかるべしと、流言やまざりける故にや、彼崇福寺の大檀那共、父母にそむきて出家したる人をば、崇福寺にはかなふまじとて追出せり。道者禪師何の子細もなくゐたれば、此二人の僧是非なく寺を出て、家に歸るべきにもあらず、他國に行かんとすれ共、道路往來のわりふをきたすべきのみもなし。一日も身をよすべきかたなくて、くひかなしめ共かひなし。道路に徘徊しけるが、光雲寺の融和尚は殊勝無事の僧にて、此二人をしばらくやしなひおかれけるとぞ聞えし。光雲寺貧僧にてきとくなる事と人皆いへり。拾薬奴が云、道者禪師は佛法修行の僧か、寺相續の僧か、名聞利養の僧か、世間邪媚の僧か、二人の僧は道者の弟子と成たる事なれば、教化して家にかへし、父母をやしなひ家を相續する心をおこさ

せ、父母の前をもことはりなぐさめて、親子和睦せしむるか、しからずば此二人をひきつれ、道者も共に寺を出て、師弟三人共に鉢をひらき、夜は野山を臥所として、ひとへに佛法修行の儀のみせられなば、其道におゐては殊勝たるべきに、二人の弟子をあへなくおひ出し、身の置所もなき者となし果されぬ事、佛法修行の僧といふべきや。此道者捨身捨物におゐては、出家のはじめに妻子をすて出家し、後は此二人の弟子をよく捨てらるれども寺をすて得ざるは、名利邪媚の僧と誰かいはざらんや。是非邪正の分をわきまへず、道者禪師のすゝめに入し者、おろかにこそあはれなるべし。

一　承應甲午の春、長崎興福寺の主逸然より福州黄檗山の隱元禪師をむかへに、古石といへる僧をつかはしける時、隱元禪師の返簡に云、

蒙召、本當從命、奈山僧老矣、弗獲遂應、是所歉也、但最尊者道、至貴惟王、非王無以重其道、非道無以祝其王、故靈山佛法付屬國王大臣、良有以也、彼此各土、語言禮節、佛法人情、恐不貫通、而見責于外方、則進退兩難矣、昔達摩初祖觀震旦有大乘根器、航海而來、

作不請之友、遊梁涉魏、機緣不契、面壁九載、使非斷臂一接、今寧有佛法、烜赫中國、繩々不斷乎、然其中亦有毀之擧之忌之妬之者、可見行道難于學道、而獲法不易請法也、倘因緣出現于此、則龍天相焉、王臣重焉、有召則應、開化一方、卽未敢望達摩來震旦、要非圖聲名利養而已也、夫懸一祖灯于扶桑、朗耀百千萬刧、福國庇民、無窮無盡、誠非細事、他日載之史、某朝請某和尙、開禪宗之始、可謂君聖臣賢並傳萬古、則庶幾不負靈山付屬、上人其亦商確乎、老僧全錄又錄雲濤集、意其亦進上乎、所惠盛儀等物悉拜登、謝々、

此文黃檗草錄に見えたり。

拾栗奴が云、此文を見て、隱元禪師の來朝の本意を察すべし。此中に誹誕謫のことあり。人をあざむく事あさからず、大意はたゞ日本に隱元の法をひろめんとの企てと見えたり。其意趣はたれも有べし。聖人も其道の天下に行れん事を願ひ玉ふ。悪逆無道の者も其徒のひろくなるをよろこぶと見えたり。是人情すべてかくのごとし。隱元禪師其家に長老として、其任にあたりたれば、法ひろく日本人こと〲く其すゝめに入なん事を願はるべ

き本意尤也。然るにより日本人思惟すべき事有。隱元のすゝめに入、法に順はん事は、おそくともやすかるべし。早くすゝみ入て是非邪正をわきまへず、深くたち入てかへる事をしらず、事ひろくはびこりては悔かへす共かたかるべし。されば佛法は日本ともしき事なし。一代釋迦の教意そなはれり。禪流も又日本人の機發は異人の及ぶ事にあらず。又禪法佛心印は心傳心教外別傳といへども、教意純熟の外にあるべからず。但し示しに頓漸ありといへども、頓漸終にみな悟徹す。又かならず禪家のみ佛法の正脈といふべからず。しからば隱元禪師の示し、別に又何か有べき。然時は日本人みだりに異人の示しをうけ、其法にしたがひなば、もしくやしき事ありやせん。夫悟道安心は自己の見解也。修行戒定は佛家の法儀也。日本の佛法僧儀古來其傳ひさしけれども、つゐに是邪魔外道の法流にあらず、専一に舊軌を守り行ひえなば、ともに覺悟にいたるべし。人々の機用により先づさとり得てのちに修行すると、先修行しえて後に悟ると、前後遲速は有といふとも、佛家の外に出べからず。究る所は名利の心を治て學文修行をつとむるにあるべし。隱元の佛法も此

外何かあらん。然るに故なく異人の法をたてんとて、言語禮節衣服まで日本佛家の道軌を引かへて、唐僧風になりなん事は、日本僧の恥辱ならずや。日本僧の恥辱は日本の恥辱也。されば異人のすゝめに入事は究めて大事なり。

一 或人の云、明朝三百餘年悟道の善知識なし。隱元禪師は三百餘年希有の僧、大善知識なれば、此祖師のすゝめに入なん事は、たれもねがはしき事ならずや。本朝も三百餘年悟道の善知識なし。隱元禪師の來朝は、日本佛法再興ありがたき事とぞ覺る。たとひ僧風かはりたりとも、何かくるしかるべき。佛法は心傳の事なれば、風儀はともあれかくもあれ、くるしからぬ事也。拾栗奴が云、風儀は心悟の印也。釋迦心悟ありて袈裟をかけ說法し玉ふ。達磨心悟ありて坐禪有、說破あり。隱元心悟有て疑ながし。是風儀は心悟の印にあらずや。拂子柱杖は祖意の印、言句打破は示しの印、是風儀は心悟の印にあらずや。隱元禪師大善知識といふとも、今さかやけをそりかみしも三拜をいたさん、誰か祖師といはんや。然る時は和僧衆の唐僧風儀に成たるをば、唐人とこそいふべき。誰か日本人と云はん

や。かくのたぐひ大事の故あり。本より和僧の風儀は佛法の邪魔外道にあらず。みだりに風儀を變じて日本人を唐人となす事なかれ。大明近年達子にやぶられ、唐人かみひげをそりすて、衣裳をたちかへ、達子の風儀に成ければ、唐人皆達子に成て、長崎に来を眼前見る所なり。抑も我本國の風儀をすてゝ、異國の風儀なる事耻かしからずや。口おしからずや、又明朝三百餘年悟道祖師なかりけれども、天童密雲、徑山費隱、黄檗隱元此の三祖師にいたりて、悟道發明せられけるにより、佛法發起せると也。佛法發起して大明破滅す、不吉の例と申すべし。日本にも三百餘年悟道の知識なしと、僧衆ことにいへども、今もうづもれてやあるらんしるべからず。其顯達は人の用ひによる事なれば、韓退之が千里の馬はありといふとも、馬をしる伯樂のなき事をうらみけんやうにて、人の用ひなき故に、悟道者もなきになれり。然れども悟道者の顯達なく、佛法の發起せざるは、世道發起の吉祥なり。佛法と世道と兩立しがたし。彼發起すれば此おとろふ。これ發起すれば彼おとろふ。むかしより先蹤おほし。佛法も世道の中に化せられたるぞ世はめでたき。たとひ釋迦

達摩來朝ありて、日本の佛法興隆すといふとも、世道おとろへては何の用にかなるらん。一國一宗一人の身上といふとも、皆かくのごとし。能々つゝしむべし。

一　承應甲午七月上旬、隱元禪師の乘船長崎に入津せり。長崎住居の唐僧俗こと〴〵く船津まで迎出けり。和僧もおほく出ぬ。見物の群集は所せきあへず、道の行列殊勝に見えたり。隱元禪師は輿にて、合掌默念せられ、輿の先には唐僧をの〳〵手に線香をともし持て一行に列を引。迎に出たる和僧は、上下を着し頭をかたぶけ、足をためず汗をとりてはしりまはる。新渡の唐俗はかへつて路次に立ふさがり、何ものやらんといふやうなる體にて、見物してぞ居たりける。興福禪寺に入られければ、椅子に坐し合掌し前には高几をたてゝ香花をそなへ、左右に蠟燭をともし佛前のかざりにひとしく、禪師の左右に侍者四人侍立せり。七尺餘の柱杖を右に立たる侍者に持せたり。僧俗の囲繞かぎりなし。男女老少入かへ〳〵隱元を三拜する事、夜晝隙もなくぞ聞えける。隱元禪師かほどの囲繞には、初てあはれけると也。隱元禪師詩を作りて云、

百鎰黄金未足奇、唐僧圍繞古今稀、東興祖意初秋月、皎潔分在此時。拾菓奴が云、日本人は素性正直にして信あつく、氣質潔白にして量ひろし。正直なる故に、人の僞をも眞とおもひ、信のあつき故に、一度信をなしてはうたがふ事なし。潔白なる故に物に染やすく、量ひろき故にうけてはすてがたし。故に長崎の唐僧唐俗のかたりけるを日本人僧俗ともに、一すぢに信をなして、隱元和尚を圍繞しけらし。此禪師は臨濟三十二世の的脉正傳の祖師なれば、釋迦如來の再來別になしとかたりつたふるぞあやしき。唐俗ともたちならびて見物したる中には、蒙昧の愚人も有。又博學の士もあるべし。これらが見る所日本人の有様外國の聞えもはづかし。されば唐人の素性詭變おほきものにて、詭誘謀計ふかし。人をあざむき身を立るをむねとせり。此隱元禪師は臨濟三十二世の的傳にて、大善知識なるを、日本に渡しつかはす事ふしんはれがたし。大明國近年逹子の亂にくるしみ、防戰なりがたきにより、先年日本に官使を進上いたし、日本の御加勢を望み奉りけれども、其旨天下に御許容ましまさず、其の便船の者を一人も船より上たまはぬ、其まゝにておひかへし

玉ふ。官使りにおよばず、長崎の港にて日を送り、順風を待えて歸帆せり。此官使は國王將軍の左右をさらぬほどの官人也と風聞す。それより以前はよき商人にて、長崎へも數度來りけるが、其比日本の御加勢を申請べきために、日本の案内をよく知たる者とて、高官の大名になし日本につかはしけると云云。天下に御許容ましまさず、おびかへし玉ふは、其後は此官人又商人船の船頭をし來れるよし風聞しけるは、人の笑ひしもことなりならずや。又其後如何にしけるにや。達子に屬しける唐人、達子の官を得たるが、大風に船を乘損じたりとて、琉球にながれよりけるを、薩摩より長崎におくられけり。此官人達子の束帶して、長崎奉行所に參りけるが、大門さしたるを見て、門前にてのゝしるは、我も官人也、大門をひらきて入べしとて、行儀たゞしく立けるを、通事どもひつたて、くゞり戸よりおし入ければ、是非なく内に入しと也。大風に船を乘りあやまりたりといへども、達子の日本を望む事古へよりふかし。達子はいにしへの蒙古也と云云。三百年以前に大元より兵船數萬艘渡しつれども、日本をとりゑず、船みな破損せり。大元といへるも此達子也

と云云。然時は、此官人いかなる故もありて、わざと琉球に入けんも知べからず、此官人を其まゝおひかへし玉ふ。皆たゞしき御政道とぞおぼえ侍る。又今にいたりて達子に敵たうものは、國姓爺といふ大將也。此國姓爺日本人の武勇をよくしり、又外國は何も日本をおそるゝ事をしりて、日本人を望む事あさからずといへり。然るに隱元禪師來朝の時は、國姓爺ちさうをして渡けると也。されば國姓爺隱元に、何事を云けんも誰かしるべき。又隱元の師匠は、南京經山寺の費隱禪師也。南京は達子の手に入て、四方數十ヶ國皆屬しけるときく。是もまたおぼつかなし。隱元來朝ありて、四五ヶ月過ければ、費隱禪師へ使僧をつかはし、音物大分おくられけると也。風説かくのごとし。是を以ておもふに、隱元禪師たとひ釋迦達摩也とも、貴人大人の前には近付玉ふまじき事とぞおもはる。況や都に入玉はんをや。若此禪師を京關東に請じさせ給はゞ、長崎には隱元の一弟子をおかんとて、黄檗山よりよびこさるゝよし風聞す。然るにおゐては、京關東の有樣、大名高家の御事、南京達子方に、鏡にかけて見るごとくしるべし。

豐臣太閤關白殿下、朝鮮を征し玉ひし時、大明までもあやうかりければ、大明より知謀第一の者を、遊擊將軍になし、日本に降參のため、質人に成遣はしけるが、殿下の御前に侍候のたび每に、不老不死の藥とて、不斷用ける故に、殿下藥の功を御尋ねなされて、つゐに御望みありけれども、遊擊かたく辭退仕る、しゐて御望みあるにより、おそれながらのよしにて進上仕る、遊擊御いとま下され、大明に歸りてのち、いくほどなく、關白殿下薨御なり玉ひしと、今にかたりつたふるは、いつわりかいざ知らず、まことしくておもはる。扨こそ異國にすぐれたる知者の、日本にきたる事いか樣ゆへあるらんかと覺て、大事の中の一大事とつゝしまざるべきや。

一　拾棄奴が云、日本は世界第一の秀國にて、人物をのづから君子の德そなはれり。五穀鳥獸ともしからず、故に外國より望む事、古へより今にたえず。昔は大唐蒙古、近頃は南蠻人、あるひは兵船をわたし、或計策を入、或は間をなす。しかれども日本終に外國の耻かしめをうけ玉はぬ事、諸人の知所也。三韓は神功皇后の征し玉ひしより、たえず貢物を

そなふる。天竺は日本より征し玉はね共、慶長元和の頃より、貢物をおさめけり。此國ごとき國は、世界に又もあらず、世界第一の秀國のしるし是也。人物をのづから君子の德そなはりたる事、うたがふべからず。

一　拾棄奴が云、後漢諸葛武侯が奇傳に、倭國は人禮儀をしりて、同姓をめとらず、國家無事にして君臣和睦し、黎民安喜なる時ははかるべからず。上みだれ下はなるゝ時は、間を行なふべし。間おこらば德を治めて、其人をまねき、其人を以て討べしと、かきおきしこそふしぎなれ。此諸葛武侯は、三國蜀の劉備の相丞にて、古今無雙の軍師也。然れども日本は武德そなはりたる事、世界第一にして、正直も亦日本に及ぶ世界なし。故に日本終に外國の謀におこされたる事なし。但公方足利家の御代には、綱紀みだれて、天下無道也ければ、國家分離して、人民くるしむ事限なし。諸葛がいへる、上みだれて、下はなるゝの時なり。此ひまに南蠻僧きたりて、慈悲を以て間をおこなふ。亂世にあいわくし無道にくるしむ。土民ともなさけあるをたよりに、彼魔宗のきりしたんに成たる事は、かれ野につ

たふるものごとし。扨きりしたんに成たる日本人には、南蠻の仕置をいたし、次第に日本きりしたんに成りなば、上策を以て國をとるべし。若しきりしたんにしたがはざる國あらば、きりしたんに成たる日本人を以て、うち取べしとのはかりごと也と、長崎住居の老人共かたりしを、きゝし事あまた度なり。然ども日本は神道たゞ敷國なれば、忝も／＼東照大權現宮御示現まし／＼ければ、南蠻人終に間を窺し得ず、きりしたんのこらず滅亡したるにて見るべし、しるべし。されども南蠻人より日本を望む事あさからず。記錄に載て末世までも傳ふるとこそ聞け。誠かいつわりかしらざる事ながら、日本人は遠國岐島の下まで、たしかに此事をきゝしりて、僅にても異人のすゝむる事あらば、かたぶくまじきもの也。かのきりしたん宗類は、日本人のかたきとよく心得べし。

一　拾棄奴が云、日本に異國人の住居を、かたく御禁制なし玉ふ事、其旨ふかく覺ゆ。或翁の語りけるは、慶長元和の比までは、日本人の呂宋に渡りし事、御禁制なかりしに、本より唐人の呂宋往來するおほくて、呂宋住居の唐人五六萬有りけるが、如何なる故にや謀

叛を企て、一揆をおこしけり。南蠻人は呂宋中に、僧俗三千餘には過ず、皆籠城しけり。其比呂宋に有合し人、三百人にたらざりけるが、いづかたへも付ず見物して居けるを、南蠻人使を以て賴けるは、今度一防戰を日本人に賴むべしといへり。日本人こたへて、我々は商人の事なればとて辭退せり。南蠻人又いはく、日本の武勇は世界にそのかくれなし、今度の一防戰日本の大恩に受べし、日本と南蠻と和睦通の事にゆ得ば、是非に賴むよし、使しきなみなるによりて、日本人さのみは辭退も成がたく、うけあひけり。扨南蠻人は僧俗皆籠城して、門を閉かため一人も出ず、日本人三百人は城外に陣をとる。五六萬の唐人雲霞のごとくおしよせけるを、三百人の日本人手いたく防戰しければ、唐人ためもあへず、四角八面ににげ散ぬ。手おひ死人は數をしらず。然ども日本人は一人も死せず、皆小山の上にとり上り、陣取て息をつゝ。其後唐人よすることなし。南蠻人やう／＼城を出て、殘黨をしづめしとぞ語ける。又南蠻人の呂宋をとりたるも、商人船數年往來して、五人十人づゝ年々に殘し置て、終に呂宋をとりしと也。此事をきくに、唐人も南蠻人も群集

して、勢さかんなりし所より、謀叛をなすとみえたり。かくのごときのたぐひ、和漢むかしより其例おほし。僧俗にとらぬとみえたり。地體唐人南蠻人は、機變おほきものにて、謀計ふかし。されば異國人の日本住居を、御禁制なし玉ふは、ふかき御政道とぞおぼゆかし。

一　拾菓奴が云、邪魔は人の望みふかき所より入。大事は望みをとげ、こゝろにかなふ所よりおこる。是をつゝしむべきもの也。きりしたんのわざはひ、國家の大事に及なんとせし事は、日本人もとより後生の望みふかゝりし所よりぞおこりける。佛法おなじ法ならば、外國人のすゝめを受べからず。外國人のすゝめを受ぬれば、かならず我本國をはづかしむ。かくして氣勢さかんに成ぬれば、大事に及ぶ事も有もの也。大事の本を植る人は、正道を以すゝむとも、其人は邪人魔徒なるべし。邪人の仁をかり正道の名をかりて、法をすゝめ人を心服せし事其例すくなからず。きりしたんは後生の説をすゝめ、慈悲を面にたてたるにて知べし。大事の入べき道をふさぎ、邪魔をまねく友をいましめよ。大事の入べ

き道おほしといふとも、後生のすゝめを第一とす。千萬人の心も不日に同心しやすし。利慾は此次也。色慾は又此次也。高慢は又此次なり。たゞ己一分の耻辱也。後生の望みふかきものは、かならず現在をかろんず。然るによりやゝもすれば君父をわすれ、國家をわする、君父をわすれ國家をわすれては、邪魔是より入、大事是よりおこる。わざはひにあらずと云事なし。

大事のおこる所をしらむとおもはゝ、法と物と勢と時と此四つにて知るべし。法同じきものは、遠近こゝろざしを通して、又あつまりむれをなしやすし、物あつまりてそなへともしからず。されば其氣勢にのりて、心おだやかならず、時いたりぬれば、いきおひいよ〳〵やみがたく、大事にても小事にても、おこらざるはまれ也。こゝにいたりては禁じがたし。故に同法のもの來る時、自國他國の義をすてゝ、一向に信をなしぬれば、邪人悪徒の入をも知らず、禍ひにあひ耻をさらす事おほし。然時は同法同類といふとも、他國より來るものは、能其人をしるべし。況や外國人をや。

一　拾棄奴が云、外國人の來朝は、僧ならず共、必ず謀叛の心をさしはさみて來るにはあるべからず。況や隱元禪師は、臨濟的傳の祖師なれば、彼此各土の差別もなく、一切衆生を一變の中に、濟渡せんとのためのみなるべけれども、たゞ人の性は物にひかれてうつりやすし。わづかにもうつりぬれば、いよ〳〵したがひてゆきてやみがたし、かの法と物と勢と時とにあり。類法類物あつまりむらがりて、氣勢まうになり、時運おこりぬれば、かの氣勢にのり、時運をうかゞふ陰謀の者ありて、かならず事をすゝむる例、むかしもおほかりけんかし。されば隱元禪師の錄をみるに、因緣こゝに出現し、時節こゝにおこらばといへる事あり。是を見る時は、隱元禪師は何の心もなく、氣勢にのり時運に應じて、ものせらるべきとみえたり。夫因緣に邪正有といへども、時節いまだ是非をえらまず、故に因緣に乘り時節におこる事、其人に邪正あり。其法に是非あり、よく〳〵察すべし。鐵心石腸の僧、忠貞諒實の士といふとも、いきほひさかんなるにしたがひ、始めよりはからざる事になりゆくためしも有なん。

近年大明の亂し事は、李公子といふもの、一揆の大將也。李公子が本意は、陰謀の企てにはあらざれども、同類おほく氣勢さかんなるに乘りて、終に大明を滅しけり、又天草嶋原の一揆原は、升田四郎といふ十六七歲の童子を大將とせり。此四郎は下賤の身、童子の小何として謀叛の企有べきや。然ども天草嶋原の百姓原、きりしたんの熱心あさからず、後生の望みふかき者共、むれあつまり氣勢やみがたきに成ければ、はからざる謀叛を企て在々所々を打やぶり、終に原の舊城を俄にこしらへたてこもりて、天下の御勢を待うけて自滅せり。又此ころの由比の正節は軍法の弟子、從類衆多なるいきほひにのり、謀叛をなして亡たり。後漢の黃巾張角は、神仙の妙藥にて、難病宿病を治しければ、手に煎じて皆平癒するにより、神醫の名を得て、國々に弟子おほく、病ひ平癒の者もかぞふべからず。故に諸人皆彼張角をあがめたうとみしたがふ者おほかりければ、やがて其氣勢にのりはじめより計らざる一揆をおこし、國家をみだしけると也。是を以て見る時は、慈悲誓願の佛法といふとも、自性見解の禪觀といふとも、邪人其法をかり用て、人にすゝめをなす

時は、大事おこらずといふ事なし。然ども其すゝめ慈悲善願なる故に、其人の邪正わきまへがたく、凡夫のしたがひ入事やすし。このゆへに君子は道おなしといへども、異人のすゝめを用ひたまはず、德貴しといへども、異人を尊み玉はず。是れまことにふかき故あるべし。

一　捨棄奴が云、道は上よりおこなひ玉ひ、教へ上よりなし玉ふをよしとす。道上より行なひ玉ひ、教へ上よりなし玉ふ時は、上安すくして下たのしめり。國治まり家齊りてわざはひ入事なし。道とおしへとを上よりなし玉へとこそ願ふ。孔子孟子道を以て時の王公に說玉ふ。下よりおこる道はかならず上の道とひとしからず。異人のすゝむる法は、我國法と同じからず、不同の道をもつて下よりおこりぬれば、かならず是國法をやぶり、國禁を犯す。是につのりて氣勢さかんなれば、戰野の龍のうたがひ遁れず、玄黃の血のうれひふかし。つゝしむべし〳〵。今の世にむまれて、古の道にかへる。わざはひ其身に及ぶと云云。

一　承應甲午七月十八日長崎興福禪寺に於て、隱元禪師初て上堂せられたり。其視聽第一番

の焼香に、祝日今上皇帝聖壽無疆と云云。此日よりわづか六十餘日にして、先帝崩御ならせ玉ふ。されば死生有命ときく、生死は人の祝聖によるべからずといへども、隱元禪師來朝の初に、天子を祝聖し奉られ、いくほどなく崩御ならせたまへば、かの黃檗山草錄にみえたる、非道無以祝其王とかゝれしは、虛誕詭譎にあらずや。祝辭も又何の用ぞや。

一　拾棄奴が云、日本は神國也。神は神道也。天子は神道主宰。三公九卿は神道之有司、大將軍は神道の守護にてわたらせ玉ふらんとぞ覺え奉る。然る故にや、日本人は齋戒もふかく、敬み玉ふとぞうけたまはる。

一　興福禪寺の後山、隱元禪師の方丈ちかき所に、ふるき墓所有。隱元禪師云、此墓所は、我頭の上にあたりてあれば、墓中の人うかびがたく、めいわくなるべし。いそぎ此墓所をなをすべしといへりければ、其墓所の主いそぎ其墓をほりなをしぬ。其跡に禪師の方丈を立られけると也。拾棄奴が云、おかしげなる事なれども、異端妖術の手段いかなる旨ありけんも誰か知り侍らん。扨も隱元の一言にて其まゝほりなをしたる者は、日本人か唐

人かたとひ唐人なりとも、一度うづみたる親のかばね、故なくほりあばくはむざんなる事也。口おしからずや、恥しからずや。秦の趙高が二世皇帝のまへにて、群臣に鹿を馬といはせたりし氣勢を思ひしるべし。

　隱元禪師興福禪寺に住せられて、いくほどなく佛殿を改め、禪堂方丈など普請あまたせられけるが、門の立所あしきとて、舊門よりはるか東のかたに、門をひらきなをし、門がまへ異樣なり。是は福澤豐盛を求むるためのまうけ也と云云。門がまへを以て富貴福澤をはかる人は、悟道安心の禪師のするはかくのごときものか。普請場に每日自身立まはりて下知せられけると也。

　始がほどは望あるも望なきも法名を付られけると也、其事次第にひろごり、はやりごとのやうなれば、法名をうけざるものは、無下におもひけるにや、後には法名を望むものかぎりなし。其體は大文字に黃檗座下とかき、其下に法名をしるし、朱印をおして出されけり。法名をうけたるものは、自宗他宗のえらびもなく、黃檗座下に成て、隱元の記錄にの

せられければ、皆黄檗門徒興福禪寺の旦那とぞ成けらし。望みたれによらずと云はれしと也。自宗をたて他宗をやぶり、我門徒のひろくなる事をば、いづれの宗いづれの僧か望まざるべき。愚痴の凡夫此法名をうけたる斗にて、功德利生と成るべきや。未來の利益を望まんより、唯現當無事ならばよからん物をとぞ思はる。

一　隱元禪師の操履、黄檗山にてはいかゞ有けん。長崎にての有樣はゆたかにぞ聞えける。禪師本望の趣きか、諸人の取持ある故か、おごりのやうにぞ見えける。道者禪師は質朴を好み謙德を行ひ、いかさま佛法はさもあるべく、出家の作法かくこそと思ふやうなれども、的傳正脉の隱元ゆゝしく物せられけるにより、かれと是といづれか眞實なるべきとうたがはし。隱元禪師の本意は、靈山佛法を國王大臣に付屬し玉ひしごとく、來朝ありて日本の國王大臣に付屬し奉らんと也。其說黄檗草錄に、又草錄に云、夫懸一祖燈于扶桑朗耀百千萬劫福國庇民云云。されば福國庇民の事は、日本にては公方家の御職分にてましまさずや。然るに隱元禪師大明の亂るゝ國に福祐せず、明國の民に廕庇せず、かへて日本に

来り、福國庶民せんとは何事ぞや。今天下諸國皆福ひあつく、萬民ことごとく其蔭庇に休息し、兵亂水火のうれひをしらず、今生無事にして後生いたり安し。或人云、汝が云所は皆身體福田の上の事のみ也。心法佛法のすゝめは、各別の事なるべし。此さとりに入ざるものはたとひ平靜の世に住とも、二世安樂の境地にいたりがたく、未來の輪廻かぎりあらじ、故に佛法は天下太平の世に其德なをふかし。是を福國庶民といへるなるべし。拾栗奴が云、佛性と身體と二物にあらず、心法と福田と二致なし、心を以て身を治め、身を以て心を安す。心身はなれず故に身無事にして、心安からざるものはあらじ。心たゞ歛して、身おさまらざるものはあらじ。富貴貧賤によらぬ事也。二世安樂を他に求むべからず、是心身安靜の所にあるべし。然る時は今此天下太平にして、萬民安土に住しぬ。身無事の時也。兵亂水火のうれひなし。心安樂の時也。たゞ人々をのれ〳〵名利色慾のわづらひあれども、是も又天下平靜の化をかうぶり、神道の蔭庇に穩座しければ、人民皆よく道にもとづき、理をみがく心あらはれて、名利色慾の心も、次第にたゞしく成べき時也。國々家々

無事にして、已々仁義忠信の道におもむく、此上又何かあらん、もし隱元禪師の福國庇民まことならば、戰野之龍、玄黃之血、日本人躋をくふ事なかれ。

一　拾棄奴が云、亂るゝにも治るにも、間の入は大事なり。むかしよりたからを好み色を好み、古器奇物を好み快樂を好み、後生を好みて間の入をもしらず、國を失ひ家を亡し、身をおとせしものかぎりなし。間は人の好み深き所より入るものならし、千仞の塘も蟻穴より毀ると云云。蟻穴をよくふさぎて千仞の塘全し。然に今天下綱紀たゞしく立玉ふ故に、文武兩家の御方皆道たゞしく、理明らかにわたらせ玉ひ、農工商の三家も、暇日には邪正を論じ、孝弟忠信の德を好み、天下靜平にして、古に耻べからざる時なれば、大公望が陰謀諸葛亮が正策を以て、間をおこなふこともかたかるべし。是東照宮の神德神恩にてわたらせ玉ひ、萬民の福ひならずや。

一　隱元禪師來朝ありければ、世人の尊敬かぎりなく、公儀の御用もめでたしとて、男女老少參り、三拜する者晝夜ひまもなし。法名を望み示しを望み、銀子俵子紙帛を運ぶ事、

たゆる日もなし。拾桒奴かつて參詣せず。或知音の敎訓して云、隱元禪師は臨濟的傳の正脉として、世人皆崇敬せり。何の故ありて一度も三拜せざるや。何事も世と共にしたるにしくはあらじ。共見共聞は邪也といへども、獨見獨聞は正しといへども、私なればたとひ獨見ありとも、私を立つるはしかるべからずとぞいひける。拾桒奴答て云、某甲が愚痴なる、何の見聞あるべきや。然ども手を合せ拜を致し候事は、人間の所作において、高上至極の所作にて候。然るにより天道神明父母先祖を拜し申より、外には此所作を奉るかたはなく候。原來日本人の氣象にて、身命破滅に及ぶといへども、手を合せ拜をいたして身命をたすからんとする者はなく候。若おもひの外に身命のたすけをかうぶりぬれば、其恩德を感して、高上至極の所作を以て拜をいたし、禮をとぐる事はある也。隱元禪師は臨濟正宗の祖師といへる事は、うたがひあるまじく候。然ども其自身のおさめにおいては、生身の佛陀にて候やらん。又虎狼の衣きたるにて候やらん、わきまへしらず候。故に高上至極無二の所作をばいたしがたく候。しかのみならず天下の御川捨もしりがたし。天

下御法度の外をば、何事も／＼も人々の心のまゝにゆるさせ玉ふ御代にすみて、我心のまゝになすべし。彼禪師を拜せざるとて何の罪にか成べき。

世間の風說に、隱元禪師は的傳の祖師なれば、天下に御擧用まし／＼て、江戸に住し玉ふべしといへり。或老翁の云、いかゞ候はんや、今公方家御幼少にまし／＼ければ、かりそめにも治國平天下の御事をこそ、御老中もすゝめ奉り玉ふべき。然とて異國の聖人來朝候共、容易に御擧用ましますべきとも覺えず、況や御代のはじめに誰有てか、佛法僧のすゝめを御擧用なされ候へとは、上聞に達し玉ふべき。三教は一致別致の論、古今やみがたしといへども、極る所は儒道は身をおさめて心を安ずる道にて候、佛法は身をすてゝ心を安ずる法にて候。然るにより世人いへるは、儒道は現世のおこなひ佛法は後生のすゝめといふ也。然る時は天下國家の主君は、神道御信用の外には、儒道を御擧用まし／＼て、天下國家を太平に治め玉ひ、御身を正しく修し玉へば、御安心うたがひなく未來の御もとめ願ひにまはずとて、何の御さはりか有べき。天下萬民を平靜に治め玉ふ。是に過たる大善

根大慈悲大功德はあらじ。御身を正しゝ修し玉ふ、是に過たる御安心御得道はあるまじく候。かくのごとくつとめ玉はゞ、其君は聖君其臣は賢臣とこそ申べき。近年大名高家の若公達、ゆへなく遁世し玉ふは、僧尼のすゝめ受用まし〳〵ける故とぞうけたまはる。佛法にて天下國家を治むといへども、是唯畫餅にて飢をすくはず、日本佛法國と成しより、闘爭兵亂の時には、干戈を帶する僧法師はおほけれ共、治世に自私に威勢をあらそはざる僧はまれ也。ともすれば佛法を本たて天下に背く僧法師はおほけれども、佛法をすてゝ天下の命を敬む僧法師はすくなく候。然るに此御代君上猶御幼少にましますといへども、忠貞諒實の賢臣達、御政道ならぬ事をば、あはてゝ上聞に達し玉ふまじきとぞおもはる。さればば隱元禪師天下に御擧用有べしとは虛說なるべし。但し上の御事は、いかゞましますべきもはかり難き事也。下として上をはかり奉るは、恐れあり憚りありといへり。又一人の云、鳳凰は千仭にかけり德輝を見て下る、古へ聖代に鳳凰來儀せり、聖人の出世に應じて麒麟出たり。隱元和尙は大明國にも希有の僧なれば、此禪師來朝候事、天下太平御代長久

のしるしにあらずや。いかさまにも御擧用ましく〳〵て、貴み玉ふべきとこそ人も申候といふ。拾薬奴が云、天下太平御代久遠のしるしは、日本におほくそなはり候、一々かぞふるにいとまなし。隱元來朝ばかりにて御代長久のしるしとはいかなる謂れにて候や、此禪師來朝なくとも、天下太平御代長久くらからず候。總而異國人の來朝は、年々歳々往來たゆる事なし。日本住居を望む唐人も、おほく候よし風聞候。是はそも何と申べきや。但し隱元禪師黃檗山より、日本太平の德を感じ化を望で、來朝せられたるにやとぞおもはる。然ども いまだ御擧用のさたもなし。いかさまにもふかき御事とこそ覺え奉る。今の天下はづかしめなきもことはりしるし。又或人の云、隱元禪師御用捨の儀は、安からざる故あるべし。若此禪師を御擧用ましく〳〵て、隱元の法おこなはれなば、國家僧尼の耻なしと云ふべからず。又大唐にかへし玉ふべきもいかにぞやとおぼゆ。ことにむつかしき御用捨成べし。

拾薬奴が云、天下の御奉行所、何も賢明頓悟にして、忠貞老成の御方なれば、天下の御大事をも能くおさめ玉へり。隱元禪師たとひ釋迦達磨なりとも、其御用舍においてはむつ

かしかるべからず。此禪師の事は、御政道のあづかる事にてなき故に、未だ其沙汰にも及び玉はぬなるべし。一老人の云、此禪師來朝は、その法をひろめんとの望みなるを、容易に御擧用ましましゝ事、恐れながら天下の御評議未熟より出たるやうに覺え奉る。此御擧用まし〳〵て、若大名高家にも法名をうけ玉ひて、黄檗座下に成玉ひ、黄檗山より老僧一人來り、上策を以て日本をしたがへたるに近かるべし。又大唐にかへし玉はゞ隱元禪師の筆の跡、たゞしかるべからず、まことに御用舍のむつかしきは、來朝をゆるし玉ひし故ならずや。故に御評判未熟より出たるかと覺ゆかし。拾棄奴が云、大凡天下の御事は、東照宮神遺策の外をばなし玉はぬなるべし。然れば異人異法のすゝめを御用舍の儀も、かろからぬ事なれば、定めて東照宮遺策を敬み玉ふらん。下賤の者の評判及べからず。恐れあり憚りあり。唯ねがはく天下國家いよ〳〵平靜にまし〳〵て、下民も太平の化をかうむり奉らんことをこそ。

一　拾棄奴が云、隱元禪師福國庇民の手段か。

○會下にあつまられける倭僧衆、其衣裳冠履飲食禮節誦經稱名作善事佛まで、ことごとく日本の僧儀をすてさせ唐僧風儀に變改せられし事。

○會下の僧衆二百人に及べるを、皆やしなひ扶持して禪師恩下の者をおほくせらるゝ事。

○自宗他宗をえらばず法名を授け、黃檗座下の者をおほくせらるゝ事。

右樹黨に似たり。

一　隱元禪師祝聖之例

○大明崇禎甲申のとし嘉興府崇德縣と云所の福嚴寺に住せらるゝ最初の上堂に祝して云、今上皇帝聖壽萬歲萬々歲。

○同弘光元年福州府長樂縣龍泉寺に住せらるゝ最初の上堂に祝して云、當今皇帝聖壽無疆。

右隱元又錄に見えたり。然れども明朝ほろびて天子非然の崩御なり玉ふ。

日本肥前長崎興福寺に住せらるゝ最初の上堂に祝して云、今上皇帝聖壽無疆。

右扶桑撰述隱元語錄に見えたり。承應甲午七月十八日の上堂なり。此日よりわづか六十餘日にして先帝崩御ならせ玉ふ。

右隱元禪師の聖祝不吉之例と申べし。

一 或人の問ク、林道春は博學多識にして、本朝の儒宗と申すべし。今大唐博學多識のものとたくらべなば何ほどの差等あるべきや。拾菓奴が云、道春の事は聞及たるばかりにてり。大唐の學士も雙方いづれも、博學達識の上にて申べし。大唐の博學達識の者は、道春半だけと申度り。故いかんとなれば、大唐の博學多識の者は、大唐中の書籍のこらず通じりとも、和書をば知らざるべし。和書も又莫大あり。此和書の分、道春はたちのぼりり。總而和漢の達學は外國人の及ざる事也。或人又云、和僧第一の善知識と隱元禪師とは、いくばくの差等有べきや。拾菓奴が云、是も隱元禪師は和善知識の半だけと申度り。右の理を以てしらるべし。或人又云、隱元禪師に參ぜらるゝ和僧衆のいへるは、隱元禪師の才智

のふかき事は、何ほどくみゆとも底しれまじくゆ。其たかき事はかけはししても及ぶべからず。筆談の時にも一句の思惟もなく、一字のとゞこほりもなし。日本の善知識は筆を取て、やゝしばらく思惟せられゆ。是和僧は隱元禪師に及ざるしるしにてゆ。拾棄奴が云、隱元禪師は、我文字にて我ことばをかゝれゆへば、思惟なきは理りにてゆ。和僧衆は外國の文字にて外國のことばをかゝれゆへば、思惟あるも又理りにてゆ。日本人なればこそ、外國の文字にて外國のことばをかきて、唐人の文章詩賦に優劣をあらそふほどにゆ。隱元のことば也共かなもじにてかきたるをば、隱元禪師も通ぜられまじくゆ。まして況や和語をかなにかきたるは、的傳正脉の祖師と云共、擬議閉口より外あるまじくゆ。然時は隱元禪師は和僧の半だけと申べし。或人又云、和字和語は禪師原來學びたまはぬ事なれば、知たまはぬは理り也。よしともあしともさたをなすべからず。たゞ同じ道を以て其優劣は見るべし。拾棄奴が云、しらざるを以ておとれりとする事は、世界の通義公道にてゆ。隱元禪師和語和字しられざるは、和僧に及ばざる所にてゆ。和僧漢字を以て漢語をかき、和漢

の心に通じ候は、唐人にひとしき所にて候也。日本人の文章風體の唐人に似ざる所あるべく候。それは大唐にても時代により人により、文章詩賦の氣象風體かはりあるならびに候。いかにいはんや日本人は、外國の文字にて外國のことばをかり、我心を述て唐人に似たるいなやに候事、日本人の手がらにて候。此道理をすてゝ唐人に及ばぬといふのみならず、日本人にして日本の知識をそしりわらふものは、血を以て血をあらふにあらずや、是を物にたとふるに、鸚鵡の鳥がからすの鳴聲をよく似たるをきゝて、烏ほどは得なかぬとわらへるがごとし。あふむの鳥なればこそ、烏のなくこゑをばよく似つれ、あふむの鳴聲をば烏は得にせまじく候。日本人なればこそ漢字をもつて漢語をかき、唐人の文章に似たるやいなやにも又たちまさりてもあれ、外國人は和字にて和語を書き候事、隱元禪師といふとも成べからず。是隱元禪師も和僧善知識に及ざるしるしにて候。しかのみならず及ばれざる事はおほかるべし。凡そ日本人の氣象をのづから君子の徳をそなはりたる故に、異國人のあやまりあるをば、是は異國人なればさてゆるし、才智のたらぬあるをば、原來學び

ざる事は知らざるべしとてゆるし、一も能くする事あれば珍らしげにもてけうず。故に其名たかく聞えて、世上かたり傳ふるにより、日本人よりすぐれたりといへり。されば物のたくらべをなすにはたがひに得たる事をもつて合すべし。心中の悟り自性のおさめはいづれの道よりもいたるべし。むかし唐朝の白樂天來朝の時薩摩の沖にて、釣舟に老たる海士一人釣をたれてゐたるにあひ、日本の風俗をこゝろ見んために、この漁翁におくる。其詩に云、

青苔帶衣懸巖肩、白雲似帶廻山腰、

漁翁この詩をみて、日本の風俗は、和歌をもつて心ざしを述るとて、和歌にて詩の心を述て返しぬ。其歌に

苔衣きたる岩ほはさもなくて衣きぬ山の帶をする哉

とよみければ、日本人はいやしき海士人さへ、やさしくはづかしとて、白樂天其まゝ船をもどしけると也。是をばなき事なれ共、うたひものゝ作り事也といひけす人ぞ恥しき。な

き事を作りたて此うたひものをかきつらねたる人は、耻有日本人と申べし。孔子のおしみ玉ひし、告朔の儀羊の心によくかなひたる人か。日本の耻をよくおもへる人か。此うたひものを作りし人は、たゞ人とも覺えず。されば凡下愚人の知者に及ざるは、學文せざる故に、才智及ばぬと申候。隱元禪師も和字和語を學せられざれば、知られず候。しらざるはしりたる人よりもおとり申候事、世界の通義公道にて候。和僧衆中にも佛法道學の隱元よりすぐれたる善知識のありやなしやもいまだしるべからず。

一 或老人云、江月和尚大德寺に、法堂なき事をなげき、玉室澤庵兩和尚に其意趣を述て、建立すべきよしこひとはる。兩和尚許容有て、一山の衆議一同なりければ、江月和尚一人の勤功にて、法堂結構に成就せり。其次に江月和尚又兩和尚に本堂と山門と改作せん事をなげかる。兩和尚の云、本堂は堺の住人宗臨といふもの一人にて建立し、大德寺今に至りてめでたく每月宗臨忌を勤む。金銀ともしき時代に、一人のちからにて建立しける功德は、今七珍萬寶をちりばめ天下無雙の建立といふとも、宗臨が質朴の功德には及べから

す。たとひ天下の御改作なり共、一往は此理りを申上べし。其外の改作はおもひもよらぬ事なるべし。又山門は堺の住人利休一人にて建立せり。是も今に至りて毎月利休忌をつとむ。此二の改作はかなふまじき旨述られければ、一山の衆議一同して、許容なきときくこそ殊勝なれ。一人かたはらよりいへるは、寺をたて僧を度するは、さして佛法心印の本旨にあらず、梁の武帝寺をたて僧を度せられしを、達磨大師無功德と截せられ候。然時は本堂山門の改作何のあやまりかあらん。舊甚のまゝにておかれ候事、何の功德にかなるべき。佛法の本意は堂塔建立の儀にはかぎるべからず。たとひ改作せられ候とも、宗臨利休が月忌のたゆべきにもあらず。又玉室澤庵大德一山の衆議さのみ殊勝ともおぼえ侍らず候と云云。拾棄奴が云、老人の物がたり心ありて覺え侍る。達磨大師の說破は武帝有功德の慢心を截斷せられ、玉室澤庵の議論は宗臨利休が功德の無心を證明せられ候。其當機や同日にもいふべからず。凡そ祖師知識の話頭は、當機々々の說破とこそ見え候。古人の言句を以て今の機前にあてゝ候事、かたはらいたくも候べし、凡夫の心にて本來無一物と申な

ば、六祖の見解とおなじ機前にてゆべきや。凡心治りがたゝ見るに付きくにしたがひ、念想おこりやすきをば、對境心數起と申なば、六祖の心操とおなじ當機といふべきや。さればば祖師の答話に、水中に火をたき火中に花をさかせ、天地も微塵よりほそく、蚊脚にても大千世界を踏破するやうなる說破も、皆其當機々々の事なるを、今の禪家の僧俗平常無事の時にも、ともすれば左樣體の說破を以て問答せられゆ。いかにぞやとおぼゆ。抑も大德一山衆議にて、宗臨利休が舊基を末代につたへられゆ事、殊勝におぼえ侍る。若傳る人なくんば、聖賢佛祖の旨、末世にいたりてしるべからず、古人の遺言遺旨傳りゆにこそ、古人の德行心術も知るべけれ。此頃隱元禪師來朝ありければ、妙心一山の衆議として、本寺に住せられん事をなげき、天下に訴訟申さるゝよし風說するは、實否はしらず、あやしくぞおもはる。若妙心寺に住せられゆとも、關山禪師の下をうけ、虛堂的派をつがるべきとも覺えず、密雲費隱の系脉をたて、隱元の法流おこなはれ、中峯派の妙心寺となるべし。もしさあらんにおゐては、關山大勳功の妙心佛法ゆへなく改作せられんこと、一山の僧衆

はいかゞおもはれけるぞや。虚堂中峯兩派異岐のことなれば、是も又思惟すべき事ならずや。妙心一山の僧衆は、關山和尙の洪恩をかうむりながら、たちまちに其恩をわすれ、別心異儀のくはだて耻かしめなからんか。或人の云、關山和尙の洪恩は莫大なりといへども、佛恩にはしかざるべし。拾棄が云、關山和尙の洪恩は、佛恩にあらずして何ぞや。恩を知らざるをば耻辱の本とすべし。妙心一山の衆議もいまだ實否を知べからず。

知耻篇跋

粤有大丈夫、字拾粟、肥之長崎人也、未知其姓名、學習行業、未知其幾年、師友親族不知幾何人、無半面之識、故未見其容貌威儀、無一日之雅、故未識其忠信節義、況肥西與勢南、海陸隔雲、風土異俗、胡爲知其行實哉、昔明暦木羊春、丈人著書一卷、分爲上中下、寄于　外宮官長從四位下度會常晨神主、而曰、此書要不敢求聞達、猶有所甚諱憚矣、官長秘而閟之、以不出閫窓者三十年于茲、感歎不能已、一日示予曰、丈人作爲之意、與小官耽愛之志、須書于卷尾、予幸覩標目、名知耻篇、喟然歎曰、題辭有意、全篇豈無意味哉、官長曰汝說其意、予曰全書定說耻字、今何贅之、我聞知耻近乎勇、凡君子有五耻、語孟說耻不一、孔子左氏共有耻、夷齊耻食周粟、勾踐雪會稽耻、有抱耻死者、有寡耻者、有無耻之耻、皆布在方策、何說之有哉、披而見其篇引、以天立言、以神統道、嗚呼其旨大哉至哉、　神聖之

降誕 天皇之王制、國王政務、稽古證證今、掖廷與柳營兩相存、本朝與外國道相分而貴我 神孫國、賤彼蠻夷域、好和語、嫌鴃舌、本倭姫守屋之遺言、斥蠻人唐僧之來歷、嗚呼其意大哉至哉、其中一言蔽之、以彼變此、予亦思茲在茲、昔年厩戸王子、遊和之片岡、見一飢人、有一應對、其流弊濫觴於富小川而無底於秋津島、于漢明帝權輿之、于倭欽明潤色之、草錄豈不云哉、掛一祖燈於扶桑、朗耀於百千萬劫、是一異人之陰謀、雖千萬世可知也、吁可畏哉、丈人所謂欲被變於夷、亦在此歟、蓋扶桑六十之昧者、雖一爲彼被變、我內外二宮之神官、豈被能陷溺于此哉、況倭姫遺誡、 二所宗廟、禁一切斷髮者、而不入瑞籬中、齋宮忌詞、定內外七言、內侍所苻禁僧尼贖、是皆禦異人、禁異言、制異服、希世之今、告朔之羊、以足爲徵、縱枕 宗社而至死、亦何爲彼被變哉、曩所謂知耻者、寔無此勇哉、噫與神官者、其唯篇引乎、今周覽於全篇、設神理以易俗、敷文化以柔遠、有顯此而起彼者、有書事而見意者、退邪而進正、懲惡而勸善、有一字褒貶、有千金譏

諫、我　國之春秋乎、最　宗社之神籍乎、於戯丈人感
天照太神之威、而化
東照神君之德、故以神道起筆、以國政絕筆、學者不過其實、毀者不損其眞、克守法
不阿意、引繩墨切事情、文必極美、辭必盡麗、未嘗顯自長、未嘗言他短、一條一事、
數條數理、渙然氷解、怡然理順、一覽且唯、再見且諾、胸襟惺々、意思欣々然、而不
覺手舞足蹈、其中間有發明、可以概擧者、何啻數十條而已耶、然猶有以可三反
者、又有以可廢書而歎者、於是撮其要、摘其萃、以言之、稱君子之國號、詛異朝年
號、中華者異人之辭、深衣者異服之制、專正　神孫之末、而譏非泰伯之後、荒字
漢文傳、而神代文字亡、吉備之片假名、空海之伊呂波、蓋神風之餘韻也、猶日勸
欽明帝、馬子進用明帝、守屋諫之、其道正、正斷立、廐戶未背、其教廣廣易、破馬子
之干戈、遂成法興寺、太子兵馬、建四天王寺、守屋之義死、未埋正名忠膽、
東照之神威、擧吉利支丹、其德終不可讃、小松殿之可不可、賴朝公之天與命、詭因

果之三世、而明源平之兩家、以治亂言之、則足利公方之不治、豐臣殿下之無後、石田之反逆、小西之阿黨、毛利安國寺等之雷同、皆蒙起請罰、 松平一家高族、共有盟會之福、天子神道之主宰、公卿神道之有司、將軍神道之守護信哉此言、 皇孫降臨之神器、 神武東征之一統、將軍四道之征伐、皆爲神、而非爲私也、中世蒙古覆船漂骸、近世南蠻鋸項磔軀、是所以風神之德不空、君子之名不朽也、 皇后始征三韓、豐臣復定朝鮮、孔明豈不言也、耶蘇間入豐臣政治間、遊擊來朝、毒氣及國、如此害有法物勢時、四者、後漢張角、明李公子、天草四郎、由比正節、是其證、皆履霜至氷、可不恐哉、余讀隱元發人墓而建方丈、未曾不廢卷而流涕也、甚哉人之好利、放於利行則多怨、禪者猶自利、人皆義之、爲其近於利也、譬之趙高之馬鹿、又類於太子斷墓徑乎、一味禪法何有陰謀、然逼進說、則遂陷異端、而欲變俗、蠱毒蠱國、殊妄及神、則其害不爲不多、彼所謂禍國庇民、猶救火揚沸乎、是丈人作爲之微意、可謂傳神器之重、而用國柄之才者乎、程子破石佛、守

屋燒佛像、韓愈拒佛骨、丈人作此篇、和漢易地、古今皆然、余因此篇、以想見其爲
人、未接紫眉、而如逢故舊、未傾紗蓋、而似全硯席、不移跬步於咫尺、而結心交於
千里、於是知姓氏名字、稱拾稟之外、豈又何求哉、孔孟惟其師友、夷齊惟其親族、
篇引示容儀、全篇論忠義、厥行實何疑之有、今也在肥之西島、於其地偏僻也、於
其樂陰逸也、吾聞長蓬茨之下、事草莱之業、然用之
朝廷、則不耻樗櫟之位、用之、
宗廟、則不耻瑚璉之器、若夫天下、有晋楊賢才、延英俊、則如何、此人而安僻地、樂陰
逸哉、天只使此書盡此才乎、如予加一語於其間、譬如代大匠斵木者、必傷其手
皦然　官長命匠拒、況於神道、丈人與祠官、分節合符、宛如落葉俟秋風以隕、似
積雪得春暖以融、於是乎跋、跋其所以爲作者之意、而未跋余志之所之、蓋又同
志則何所隱之有、庶使万万世世少有悟云。

明暦三年丁酉夏四月上浣

勢南山田

與郁氏源弘正謹誌

知耻篇畢

引用ずみ

鬼利至端破却論傳

鬼利至端破却論傳巻上

それ圓成平等のさとりの前にの萬法一如にして、邪正不二なればさるべき物もなく、すつべき物もなし、しかりといへども、唯理唯性にしづみぬれば、猶斷無の見におちいりやすし。いはんや自性本有の覺域にまよふともがら、愛見黐膠の浪にたゞよひて、常執偏着するにいたつては、何ぞ善惡迷悟のへだてなからん。こゝに南蠻異邦に一宗あり、貴利死貪宗と名づく、そのをしへは五時八教の佛說にもあらず、三綱五常の儒流にもあらず、又本朝宗元の神道にもあらず。さだめて九十五種の外道の法、六十二見の偏執をたつる歟。只これ天魔破旬のをしへとして、王法神佛の大敵といひつべし。その本尊を提宇子と名づけ、または天帝といふ、その行ずる所の法を毀理至炭宗と名づけ、そのとなふるところは

是須寅婁といふ、その修行者を罰天連と名づけ、その地ごくをば患然毘婁那と名づく。勝須鬼理至居は悟道の名なりといへり、されどもこれみな南蠻の聲なれば、いかなる義理ともしりがたし。去ぬる元龜天正のころ、攝州大阪に來り、城州伏見の里に及び、初めてこのをしへをひろむ、愚朦の土民等これをきくに、辨口利才の言葉にたぶろかされ、心をかたふけ、信をおこす、これをたうとむ事いふはかりなし。それより花洛にいたり、五條わたりにして、草庵をかまへ、ひそかに人をまねきよせてすゝめしかば、いつしかこの宗門はんじやうして、貴賤上下の愚人ども、皆此をしへに心をよせたり。時すでにいたり、機もまた熟せりとや思ひけん、かの國より雜學辨才の鐵に、印葵慢婆天連といふ、宗門の長車等を日本に渡し、天帝子の法をひろめさするに、日をわたり月をこえ、年を重ぬるにしたがひて、さかえひろまる事いふはかりなし。儒釋神道はかへつて邪法非道の教なりと思へり、草庵のうちも莊嚴奇麗にして、こがねをちりばめ、玉をつらぬ、倶留須とかやいへる、幡をかけ、華幔天蓋は目にかゝやき、光あまねく四邊をてらす、まことに目をおどろ

かす事共也。印留慢作氏烈ひそかにかの宗門に歸依するともがらの中に、まづしきものには助成のためとて、金銀をつかはし、四海のうちみな兄弟のおもひをなさしむ。此故に老たるもわかきも、まづ只今のわびしきをみつぎ、まづしきをたすけらるゝ事をうらやみ、現世後生二世の利やくにあづかるみのり、これに過たるはなしといふて、利欲にふけりて、歸依するものも、いよ〳〵おほかりし、ひそかにその底をさぐるに、これいかにもして、本朝をかの異國のかたへ、打とらんとする策なり。かくて慶長年中に及びて諸宗の僧侶儒學の碩才、をの〳〵一同して、奇栗叱嘽のをしへ、更に正道にあらず、ひとへに邪法亡國の最上たるおもむき、理きはまり事きはまりて、決せしかば。すなはちかの寺を破却して、宗門を追放し給ふ、これに歸依せし門徒等、ころびて佛道にかへるをはたすけ、心ざしをあらためざるをば、あるひは死罪、あるひは流刑に處せらるゝ。すべてその根をたち、葉をからさんとして諸國在々に制札をたてられ尋ねさがし給ふ。その中にも外にはころぶに似て、内心更にあらたむることなき者、諸國にこれあり、尋出しさがし出して、つ

よくいましめらる、つゐに本朝の諸國、本寺末寺、八宗九宗の諸僧にあづけて、かたく證文をとつて、政道あり。然りといへども、藕の糸の絕がたきがごとく、在々所々に殘りて、隱しおこなふ輩これおほし。訴人をたてゝさがしもとめらるゝに、爰かしこより、さしあらはし、とらへいましめ、つよく成敗をおこなひ給ふ。爰に九國肥後國天草といふ所に、大矢野甚兵衞とて、ふるき貴利死貪の逆徒あり、年頃たび〳〵に、國中吟味の折から、只上部(うなべ)ばかり、此宗旨をすて、はなれたるに似て、内心さらにあらたむることなし。一宗極意の悟道人なりと、みづから思へるけしきにて、諸方をめぐり、忍び〳〵に、人をすゝむ、まことにこれ非因計因非道計道の大外道といひつべし。そののちはおなし國のうち、宇土郡(の)に居住して、田畠をたがやし、世をわたるいとなみとせり、甚兵衞に一子あり、年十五歳にいたつて、其かほかたち世にすぐれて、はつめい利こんのほまれあり、名づけて四郎といふ、父も世のつねならずおもひければ、學文につけてつとめさするに、およそ一を聞て十をさとるがごとし、才智辯舌は日にしたがひてまさり、やうやく十七八さ



いの時分はすぐれたる學文者といはれ、肩をならぶるものなし、いつしか変が信ずる、キリシタン宗をたつとみ、剰さへそのあひだに、めづらしき奇術をたんれんし、さま〴〵の辯口を吐ちらし、愚人共をまねきあつめ、かの奇術をいたし、これはわがするにあらず、提宇子のなし給へる、御はうべんのきどくなりとて、おがませけり。又金銀をおほくあたへて、まづしきをすくひ、おちぶれたるをたすけ、めぐみをふかくし、恩をあつくして、此事ゆめ〳〵他言すべからず、をの〳〵心の閒にかくして、信仰せよと、約をかたく、いましめをつよくせしかば、これにかたぶきて、すゝめをうくるともがら、親子兄弟の中といへども、更に心をゆるしてかたらず、甚兵衛四郎父子心をあはせて、いかにもして此宗をあまねく、ひろめんと時をまち折をうかゞふ。

そのころ寛永十四年ひのとのうし、十月下旬にあたりて、肥前の國島原といふところに、むほん一揆のわざはひおこりて、松倉長門守勝家の居城、高来といふ所に、とりかけ合戦の事あり。これ日ごろ長門守家に、深江村の郡代、つね〴〵百姓にきびしくあたり、

課役をむさぼり、年貢をこきとり、よろづにつけて苛目(からきめ)みせける、いきどほりをはらさんために、くはだてたるよし風聞せしかども。まことにはキリシタン宗を此とし比いましめられて、すでに絶はつることを歎き、をのれらが一類、おほく此あらためにうしなはれまいらせし、そのうらみをはらさんとて蜂起せしと也。

こゝに深江村に、森宗意。千束善左衛門。大矢野松右衛門。大江源右衛門。山善右衛門とてこれあり。そのかみ慶長五年に石田治部少輔ほんぎやくのおりふし、小西攝津守と云もの方人(かたうど)して、美濃國關ヶ原にてかつせんありけるに、治部少輔大に利をうしなひ、めつきやくせしかば、かの五人は攝津守の家來のもの共也ければ、此時落人となり、諸國をるらうして影をかくし、深江に居住して土民となりけるが、かの一宗の頭となり、口才智辯をみがきて、人をすゝむ、ある時此宗にかたぶきたる土民どもをあつめて、かたりていはく、去ぬる慶長のすゑにあたりて、あま草上津浦に一人の伴天連の大智人あり、そのころ天下のキリシタン宗の御法度はなはだしかりければ、異國にかへり給ふ、その遺物とてひとつ

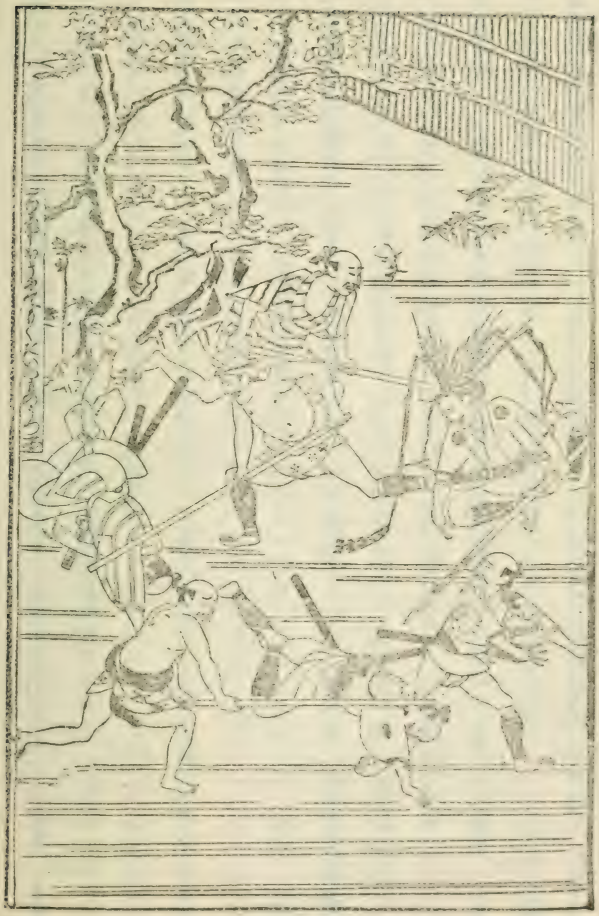
の未來記をかきとゞめらる、これを末鑑と號す、我々五人のうちに附屬し給へり。時いたりなば世にひろめよとの給ひしが、今これその時節にいれりとて、ひそかによみきかせたり、五人等大に歡喜し、未曾有の事なりとかんじけり、その末鑑のこと葉にいはく。

從向年及五々之曆數時。於日域善導之人出生于世。不習而通諸道。不學而悟深義。其行雜實嚴重。至斯時雲燒東西。花開枯木。而我宗大興。信敬之雜甚影。頭戴鳩婁須。口唱是須摩留。海河浮兵船。山野靡旌旗。大擊怨害。而天帝之傘威露焉。

龍集　年　月　日

とかきたり。その心ざしひとへに、唐土の傅大士の讖文に比し、本朝の聖德太子の未來記になぞらへて、只この宗をすゝめんとするところ、いつはりあざむく事かくのごとし。これをよみてつるにその義理を釋す、慶長より五々の曆數廿五年は、今のころにあたれり。善導の人世に出て、習はずして諸道に通じ、まなばずして道をさとりしは、今聞及ぶあま

草の大矢野甚兵衛の子息四郎殿こそ、弱年なれどもよく貴利至炭の大道をさぐり、もろ〳〵のじんべんきどくをあらはせり、さだめてこれ天帝の化現なるべし。いはんやその身の行粧世の常にこして、容貌たぐひなし。又雲東西をやくといへり、このころ朝暮東西のあかき事火のごとし、これ軍氣のもよほす所也。花枯木にさくとは、大江の源右衛門が庭前の紫藤は數年枯はてたるが、當年俄にわかやぎ、花さき出たり、しかもそのかみはむらさき一色の藤なりしが、今年はじめて白色を咲まじへたり、まことにふしぎの事也。此時にあたつて、諸人この宗をたうとむ者おほく、諸國にはんじやうすべし、しからば海河山野のあひだに、すみやかに旗をなびかし、弓矢をうごかし、提宇子一宗を退却せられし、いきどをりをはらし、親子兄弟その外友同行、此宗に歸依して、死罪火刑をかうふりしものどもの、うらみをもほうぜよと也。かやうの未來記をば、いかでうたがひ奉るべきやと、ふかき義理をたて、辯舌こま〴〵と釋しければ、片田舍にそだちて、心の偏屈なる無方の愚人共なれば、まことにたうとき御事なりと、涙を流し禮拜せり。かさねていはく、





時すでにいたれり、はやくおもひ立て、未鑑の未來記にしたがひ、年ごろのうらみをはらさんといふ、彼五人のものどもは、いかにもして、思ひ立事あらば、諸國にかくれ住ける、貴利死貪ども、國々にあつまりおこり、天下大に亂れ、所々にいくさあらば、手がらをも顯はし、大名にもならばやと思ひ、かやうには謀けると也。され共座中の愚人共は、此卷物を寶の未來記なりと心得、我々いかにも宗旨のため、一命を捨て、前代の憎をはらし申すべし、此上はいかでか二心あるべきとて、やがてその座にありける者共、血判連署して、一味同心いたしけるこそ淺ましけれ。

こゝに又この村に左志來右衛門といふ農夫有、おなじく日ごろより鬼利死炭宗をたうとみ、天下度々のせんさくにも、さらぬやうにてうち過し、そのあひだにふるき提宇子の繪像をもとめ、ふかく隱して安置せしが。いかにもしてこれに表補衣せばやと思ひながら、世をはゞかり、人を忍ぶ事なれば、たれをたのみて表具すべきやうもなくて、月日をおくりけるが、森宗意に心を合せ、とりあへずに奇麗の表具をいたし、諸人に披露せしやう、

我このとし比ねがひもとむるところ、世をはゞかりて打過しを、一夜のうちに、かゝるきどくの有けるこそ、ありがたけれ、是をかくしをかん事は、おそれあり、結縁のためおがませ侍べらんとて、キリシタンども手次々々に相かたりければ、しるもしらぬも聞つたへ〳〵、一夜のうちに表具みづからあらはれ給ふ、天帝の御影おがまんとて、左志來が家にまうであつまる事市のごとし、これ獪人の心をかたぶけんとする手だて也。是をば夢にもしらず、貴賤くんじうして、たうとききどくの事なりと、もてはやしけるほどに、所の代官聞つけて左志來が家に行むかひ、こはそもをのれらいかなる、天魔の所爲にばかされて、これほど天下の御法度たる邪法を信じて、あつまりおがむぞや、一々に首きり、手足をもぎ、一門をめつきやくすべしとて、かの繪像を引おとし、打やぶりて火になげ入たり。あつまりけるものども、此よしを見て、こはいかにもつたいなし、その罰あたりのがすまじとて、是非なく代官をとらへて、打ころしぬ、これこそ宗門はんじやうのもとひなれ、片時もはやくとりたてよと、いふほどこそありけれ。天草大矢野甚兵衛父子がもと

に人をつかはし、有津村代右衛門。阿萬玄蕃、會津宗印。木渡但馬、渡邊小左衛門•口津左兵衛、その外遠所近隣の宗門にかたぶきたるやから、たとひ何事ありとも、一方の下知をもさゝべきほどの、同行どもにふれつかはしければ、内々五人の張本等、しめし合たる事なれば、おなじく一味して心をあはせたり、深江のキリシタン等初めこそ、公義をも忍び、諸方をもはゞかりけれ、今はひたすら穂にあらはれて、一揆をもよほし、此上にはとにもかくにも、のがれぬところなり、縲紲死刑のいましめにあはんよりは、日比のいきどをりをはらさんとて、近里の村々在々に、をしよせ／＼、あるひは諸宗の出家、あるひは當時の代官、または田野の百姓等にいたるまで、鬼利至端に歸依せしめ、これにそむくともがらは、みなことごとく打ころしければ、もとよりその宗門に入たるものは、時いたれりとよろこびて一味いたし、又其心はおもむかねども、せめて命のおしさに、此宗門になるもおほかりけり。

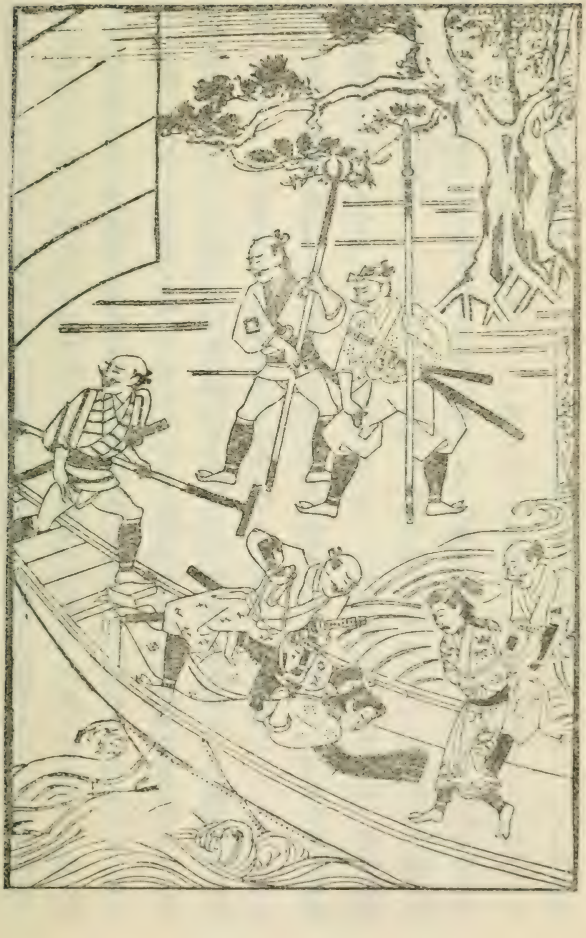
そのころ松倉長門守は、在江戸にて、高來の城には留守居の家老、人數わづかにして侍

べりしに、村々より此事注進せしかば、おほいにおどろき、時こくうつさず、うちはたすべしとて、騎馬の侍十四五騎、雑兵三百餘人に、鐵炮八十餘丁をさしそへ、深江村につかはしけるに、一揆の奴ばら物ともせず、近郷五六ヶ村よりして、一千餘人おこり立て命をかへりみず、一人もあまさじとふせぎたゝかふに、馬のり五六騎、雑兵百餘人、矢庭に打れけれは、かなはじとおもひ、跡をも見かへらず、高來の城ににげこもる。一揆のやつばらにぐるを追て、城に取かけ、城下の町屋敷數百家に火をかけたれば、町人どもは俄事に肝をけし、思ひもよらぬ亂逆に、度をうしなふて、子をさかさまに負、四方ににげかくる。一揆の奴ばらはこれには目をかけず、城にむかつて、只一もみにおとさんとこそせめよせたれ。もろこしの陳勝がむほんをおこして、一萬よ騎になりける時に、武具にともしくして、あるひは竹をきりて鋒につくり、又は木刀さいぼうをもつて、いくさせしがごとく、さびたる鑓を竹にすげ、古き鎌を棒につけて、手ごとにとりもち、鐵炮はもとより、野山をはしりめぐり、鳥兎をうちならはしたる事なれば、みな家ごとにこれあり、手なれて打ける

ゆへにや、日當こまやかにして、あだ矢はさらになし。城中こゝをせんどゝ、ふせぎければ、キリシタン二百餘人うたれて、かなはじとや思ひけん、引しりぞきけり。城内の武士わづかに五十餘騎、雜兵七百餘人なりしも、みな一揆の縁人に、所縁ありけるものどもは、城中の武具をぬすみとりて、おちうせたるもおほし。これによつて、つよく吟味をくはへ、百餘人が首をきりたり。猶城内人數すくなし、これにてはかなふべからずとて、鍋島細川の兩家に使者をたてゝ、人數の加勢し給へと申つかはす。兩家も在江戸のことなれば、いかゞあらんと評定あり。鍋島信州の家老、伊左遠豐前、三千よ騎にて、なべしまの城邊、龍造寺より五六里をし出して、刈田の庄にひかへたり。細川家よりは清水伯耆、四千よ騎をもよほし、肥後國川尻といふ所にをし出しけれども、天下の御下知をまちてすゝまず。鎭西の目付牧野傳藏、林丹後守は豐後の府内に居住あり、このよし注進せしかば、まづ上意をまもるべき由、仰せあるゆへ、いよ／＼ひかへてすゝむことなし、逆徒ます／＼蜂起して八千人にあまれり。

おなじき十一月上旬、島原の北に三江といふ所あり、長門守の庫ありて、米穀數萬俵こめをかれしを、高來の城にとりいれんとして、高橋彌次右衛門、高畠次郎左衛門、入江與右衛門に騎馬十四人、雜兵三百餘人に、鐵炮百丁さしそへて、米穀をとりにつかはしけるを、一揆數百人おごり出て、追まくりければ、城方のものども、あわてふためき、しかじか鐵炮をだにうたず、我さきにとにげたり、高はし、高畠、入江三人は一所にてうたれけり。

かゝる所に肥後の國內、あま草といふところは、寺澤兵庫頭の領分なり。大矢野甚兵衛その子四郎こゝにありて、キリシタン宗をすゝめて、大かた諸民かたぶきけり。甚兵衛が弟に渡邊小左衛門其外、あま草にそれと名をよばるゝほどの者どもを、まねきあつめ。島原深江のともがら、すでに義兵をあげたるよし、いざや我等も旗をあげて、かれらに力を合せん。もし安然としてあるならば、一定こゝもこの宗門、またためつきやくせられん、しからばくやむとも詮あるまじといふ。天草の大司庄(ししやう)渡邊小左衛門をはじめとして、みな一





同しておもひたちけり。さらばまづ甚兵衛が老母兄弟みな宇土郡にあり、それがし行て引こさんとて、上下四五人小舟にのり、宇土郡甲浦にあがりけるを、細川家より番をおきてあらためさせられしかば、小左衛門陳謀するに、かなはずしてからめとられ、老母兄弟こと〴〵く、牢舎せられたり。

甚兵衛この事を聞て、口おしき事かぎりなく、いよ〳〵一揆の計策をなし、年貢運上の物をさへとり、村々一味しておこり立ければ、田居の侍、奉行代官どもかなはじと思ひて、みな富岡の城に引こもる。城代三宅藤兵衛大におどろき、島原の一揆を耳の餘所に聞しを、牆壁のもとより、此わざはひのおこりけるこそやすからね。逆徒多勢にならぬうちに、はやくほろぼすべしとて、手勢百餘人、其外唐津の在々に、めしをきし人數をまねき、都合三百餘人に鐵炮六十餘挺をさしそへて、上津浦にむかはせんとする所に、大矢野千束増々島柳の瀬戸にいたるまで、こと〴〵くかの宗門に與力して、いく千騎ともしらす、多勢になりしと聞えければ、中々これほどの人數をさしむけたらんは、物の數ともせ

じ、まづ近郷を治めよとて、城ちかき在々所々百姓の妻子を人質にとり、唐津へ此よし注進す。家老衆大におどろき、さま〴〵評義ありけれども、ことゆかずして、日を重ぬるあひだに、あま草の一揆漸々に村々里々打したがへ、多勢になるよし、富岡に聞えしかば。三宅やすからず思ひ、櫛の子をひくがごとく、唐津に注進すれども、四十八里の海路をへだてたれば、往來の日數重なりぬ。から津にはさまでの事共おもはず、田夫百姓の一揆何ほどのことかあるべきとて、いささはがぬ躰なり。さればとてうちすてゝをくべきにあらず、人數をさしむけよとて、鬮どりにしてむかはしむ。岡島次郎左衛門、おなじく七郎左衛門、澤木七郎兵衛、原田伊豫守これらを大將として、一千五百人、十一月五日に唐津を出船し、同じき七日に、富岡の城につき、次の日五里の道をこして、本渡といふ所につく。本渡の逆徒いつはりて、唐津勢に心をあはせ、わざと己れ等が家々に、人數を宿らせ、明る九日に三宅藤兵衛を大將として、林又右衛門、おなじく小十郎、大野助左衛門、國枝清左衛門、その外侍十五人、都合二百餘人、鐵炮五十挺もたせ、島子といふ所にをし



よせたり。此島子と申すはみなみに高山あり、北は大海なり、東西は山道わずかに一騎打の殺所なり。島子より上津浦へは一里の間也、かゝるところに逆徒等篝をめぐらし、唐津勢をわかちちらさんがために、こゝの村かしこの里、方々に火をかけければ、唐津勢これを防がんとて、十騎廿騎分ちてこゝかしこにちり行て、本渡の人數無下に少なかりければ、思ふ圖にたがはずとぞよろこびける。

鬼利至端破却論傳卷中

島原の逆徒等は大矢野四郎を大將にとりたて、一味になりていくさせんとて、八千餘人誓紙連判をもつて、一味同心のよしいひつかはしければ、四郎大によろこび。それよりひそかに島原へ立こし、人煙をはなれたる小島に打より、いくさの評定いたしけり。人數一萬二千を二手にわけ、もぎ峠日比峠にさしつかはし、長崎の方へ使をつかはし、火をかけて燒はらひなば、味方はいよ〳〵はせつきて、勢ひ強くなり、敵はさだめてたつあしなからん。その間にこゝかしこにをしよせ〳〵せめしたがへば、內々此宗に心ざしある者も、世をはゞかりてうち過ぐる方々、皆はせつかん事疑ひあるべからずと、いさゝこともなく申けり。

かゝりし所に本渡の郷人ばら、敵を思ふ圖に引いれ、時節よしと見すまし、かうつうらに内通せしかば、死生不知の一揆ども、島原へも牒しあはせず、十一月十三日に島子本渡にをしよせんとせしが、日柄あしとて一日二日とりのべたり。島原大江には、から津勢とも、天草にせめよするよし聞て、長崎を焼はらはん事をばさしをきて、あま草の後詰をいたして、から津勢を追はらはんとて、天草四郎時貞五千餘人の軍を引つれて、上津浦にこぎつけ、その夜ひそかに、河内の郷島子にをしよせ、未明につめかけたり、からつ勢は思ひかけずゆる／＼と心得たるを、時の聲におどろきて、太刀よかたなよ馬物の具よと、ひしめく所に、島子の東口大森のほとりにせめよする、海手のかたよりは、島原の逆徒等、舟をこぎつけ打てあがり、おなじく時の聲をあげたり。女房わらはべまで、皆男のすがたに作りたて、白布しら紙の旗をかろ／＼とつくり、兩の手にもたせて、うしろより續きたり、一人して三本づゝの旗をさしあげければ、いく千萬人ありともしらず、夥しうぞみえにける。兼てはかりし事なれば、郷人ばらをのれ／＼が家々に火をかけて打て出しかば、

雑人どもは度をうしなふて、燒死たるもおほかりけり。島原の逆徒は四郎が下知により
て、本渡の道をとりふさぎ、中にとりこめ一人ももらさず打べしとて、西の手になびきた
ちたり。三宅藤兵衛此よしをみて、道をとりきられじと、本渡のかたに引ければ、唐津勢
も敗軍して、みなみの山にたどりあがつて、洲本のかたへぞおち行きける。

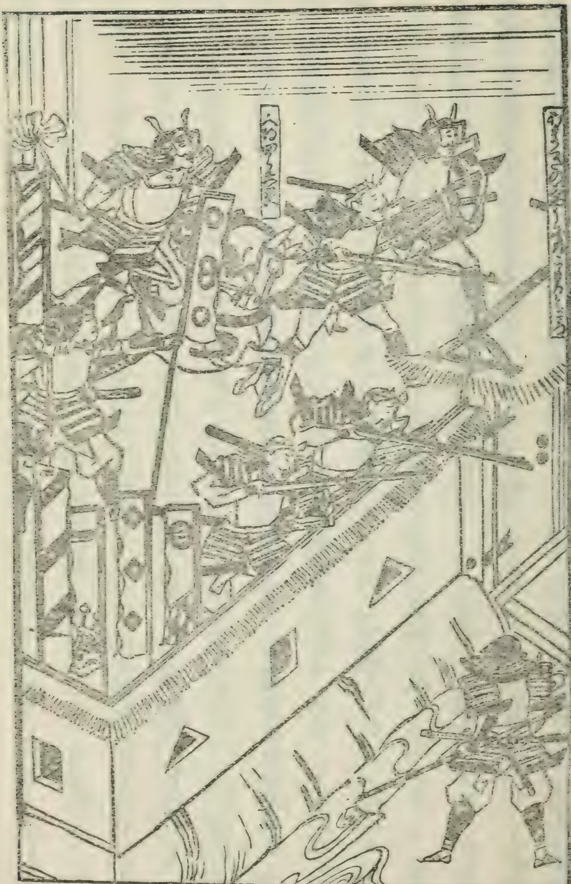
その中に林又右衛門、同じく小十郎、大野助左衛門三人は、口惜しき事也とて、大勢の
中に斬入りて、敵六七人打ちとり、つゐにそこにてうたれたり。逆徒は勝に乘り、すぐに
本渡にをしよせければ、三宅はおちのびたり。柳が瀬戸には澤木七郎兵衛五十餘騎にてさ
ゝへたりけれども、敵大勢にて、せめよりければふせぎかねて、廿餘騎打れて、本渡をさ
して引とりしを、逆徒いよ〳〵いさみをなし、つゞいて追ひかくる。本渡の郷人ばら、兼
て相圖の事なれば、をのれが家々に火をかけて、前後左右よりをしつゝむ。寺澤このうら
切に制しかねて、四鬼(しき)のかたへはふ〳〵引とりぬ、中にも三宅藤兵衛、佃八郎兵衛、並河(なみか)
九兵衛、青木勘右衛門、佐々小左衛門、五人の武士ふみとゞまりて、猛威を振ひ、敵廿餘

人手のしたにつきふせ、大勢を追しりぞけしかども、味方はおちうせて、逆徒は大勢なり重なり、遂に五人ながら鐵炮に打たれて死けり。その日もすでに暮ければ、逆徒等は本渡に陣とつてやすみゐたり。

さるほどにとみ岡の城に、おちこもりたる唐津勢、岡島二郎左衛門、同じく七郎左衛門、原田伊豫守、大竹加兵衛、稻田平右衛門、淺井卜庵、三宅藤右衛門、澤木七郎兵衛、以下侍十七人、ようがいきびしくして立籠りけり。同じき十八日逆徒一萬餘騎、城より一里をへだてゝ、四鬼と云ふ處におしいだす。次の日早天にとみをかの城におしよせて、時をつくりてせめかゝる。城中よりうちいだす鐵炮に、逆徒二百餘人うたれて、かなはじとや思ひけん、やがて陣を引とりけり。

おなじき廿一日四郎時貞、一萬二千の人數を引率して、またしのゝおに又とみ岡の城にをしよせ、時の聲をあげ、竹たばをもちたてつきならべ、只もみにせめおとさんとす。城内もふせぎかねて三の丸をやぶられ、二の丸にとこもりける。三宅藤右衛門手のもの、屈強





のが下廿餘人、火矢をい出しければ、逆徒等いさみすゝみて、つきかざしける。持ちたて竹たばにもえつきければ、引色になる所を、鐵炮を雨の如く打かけしに、五百餘人うたれて、四郎は島原に歸り、歸人ばらはからつ浦にこもりて、用心きびしくしてやすみゐたり。此事すでに關東に評定ありて板倉内膳、石谷十藏兩上使として、島原に下向あり。いかにも一揆のともがら、松倉寺澤に意趣あらば、なだめられんためとかや。されどもひたすら、上使をも物ともせざる氣色なれば、兩使は案に相違して、肥前島原の松倉の城に入給ふ。鎮西の日つけ牧野傳藏、林丹後守、長崎守護代馬場三郎左衛門、をの〱舟にのり、高來の城にあつまり、いくさの評定あり。松倉長門守、寺澤兵庫頭も御いとま給はりて、夜を日につぎて本國へ歸城あり。かくて上使の仰せとして、近國の武士をめさるゝ、鍋島の軍勢は島原によせらるべし、又筑後國兩城の軍兵は、松倉城に出陣あるべし、あま草へは細川の軍勢をつかはさるべしと、使をもつて仰せふくめらる。鍋島信州の子息、紀伊守元茂次男甲斐守直澄、一萬五千餘騎にて島原にはつかうあり。筑後國久留米の城主有馬

玄蕃允豊氏の子息、兵部太輔忠里八千餘騎にて、おなじく島原にむかはる。おなじ國柳川の城主立花飛騨守茂政猶の子左近大夫忠茂五千餘騎にて高來の城にはせくはゝる。細川父子は在江戸なれば、家老長岡佐渡守有吉一萬餘騎にて、天草にはつかうす。寺澤兵庫頭は富岡にこもりし勢のほか、から津にのこりし軍勢八百餘人を引つれて、天草おもてへ出船あり。軍奉行は牧野傳藏、松平甚三郎、林丹波守三人なり、細川越中守の子息、肥後守光利、生年十八歳にして御いとま給はり、下國して一萬餘騎をめし具して、十二月六日に同じくあま草にをしよせらる。天草の逆徒等このよしを聞てかなはじとやおもひけん、やがて、舟にとりのり、島原にをしわたりて、一つになりてたてこもりしかば、細川むなしく本國川尻の津に引返し、島原の加勢を望み申さる。天草のいくさ奉行三人は有馬のうらにをし渡り、上使の手にくはゝるキリシタン等は四郎を拗あとして、島原の城は古しへより名城なりしを、一國一城の御さだめなる故に、今は荊棘のはやしとなる。されどもようがいは猶むかしにかはらず、殘りけれど、兵糧玉薬だにあらば、天下こぞりてむかふとも、

おつることあるまじとて。十二月朔日より十日のあひだに古城をとりたて、兵粮をとりいれ、人數をこめたり、かの城の有さま二方は海にて、しかも岸たかくそばだちて、舟をよするにたよりなし、一方は切岸たかくその下は深田の沼なり。城のめぐり百餘町つゐ地たかく、狹間をきりさかもぎをひき、一萬餘人の凶賊、その外雜弱の女ばらは一萬六千餘人、つがふ三萬六千餘人、あま草四郎時貞を大將として、芦塚忠右衛門、渡邊傳左衛門、赤星主膳、馬場休意、會津宗印、おなじく右京、毛利平左衛門、林七左衛門、松竹陸右衛門三宅宇右衛門、久田七郎衛門、森村休澤、打田杢の丞、この十三人は牢人にて、武略あるもの共也ければ、土民等崇敬して、四郎に同座して、本丸にこれあり。城中持口の大將に山田右衛門作、大浦四郎兵衛は逆徒二千餘人をあづかつて、本丸のもち口をかたむ。千束善右衛門、上總の助衛門、おなじく三平、戸島惣右衛門、この四人は五千二百人の土民をあづかりて、二の丸をかたむ、二の丸のとり出しは田崎刑部五百餘人にてかためたり、三の丸は大江源右衛門、布津村吉藏、堂崎對馬、北有馬久衛門、三千五百餘人にてひかへた

り。おなじき出丸には、道徒五百餘人、有馬掃部助あづかりてかためたり。大江口をば大矢野三左衛門、樫山、小濱、千々輪、鶴津、上津浦五ヶ村の凶民、一千四百餘人にてかたむ。池尻口は蓑村右兵衛　木場作左衛門、安徳木場の土民六百餘人にてかためたり。田尻口は深江次右衛門五百餘人にてかためたり、大矢野松右衛門、山野善左衛門兩人はすくやかなのものども、二千餘人をあづかり、いづれなりともあやうからんかたにむかはんとて、加勢のためにひかへさする。有江監物入道休意、芦塚忠兵衛、松島半之亟、あま草玄札、布津村代右衛門、以上五人は軍奉行、在々村々の頭民廿三人は、城中諸事の評定衆とさだめたり。使番は池田清左衛門、鶴乃津左兵衛、千々輪作右衛門、夜廻の番頭は四鬼丹後守義安、栖本右京進之時なり。こゝさら此二人は古老武邊のものなりとぞ聞えし、柳瀬茂右衛門、鹿子木右馬助、時枝隼人正三人は、六十有餘の古武者にて、城中鐵炮二千餘挺の大將して、晝夜をいはずはせめぐりて、もち口をふせがせ、鐵炮をうたせけり。高來權八、楠徳孫兵衛、二人は旗がしら也、城中の惣奉行は、蜷川左京、森宗意軒兩人なり、手くばり

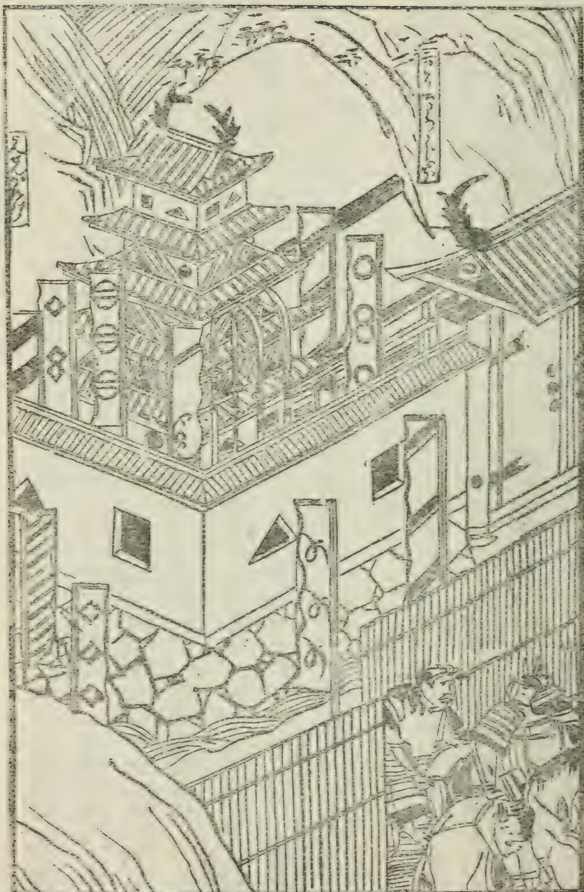
ゆゝしく一味同心せしかば、まことに堅固の籠城なり。さるほどに松倉長門守を前手さし、なべ島立花有馬家の人数、島原の城にをしよせらる。両上使まづ城のありさまを見て、これはたやすく落まじきとて、むかひ城をとらせ、石火矢うたせらるゝに、城中さらに物ともせず、十二月十九日両使のはかりごとによりて、夜がけの體をみせつゝ、仕よりをつけて時の聲をあげさせらるゝに、城中も時をあはせながら、さはぐけしきすこしもなし。板倉内膳やすからぬ事なり、さらば手だてをなすべしとて、鍋島の軍勢を西の松山にうちあげ、時をつくらせ、城中西の手へ打出んとき、東の大手へ立花家の人数をつめよせ、大手からめ手一同にせめいらば、たやすくおとすべしと相圖して、西の手につめよせ、時をつくりてのりあげしに、城中さらにさはぎたる色なく、弓鐵炮を雨のごとくにうちいだせば、鍋島の軍勢しどろに成て引しりぞく。立花家の人数は夜の内につめよせ、五千餘騎かづきつれてのらんとするに、鐵炮大石にうちくらまされて引しりぞく、立花手に手負死人三百八十餘人、なべ島手に二百餘人なり、されども城中には手負は少々ありけれども、死

たるものは一人もなし。

關東より重ねて兩使をつかはせ給ふ、松平伊豆守信綱、戸田左門氏鐵、明後日下着あるべしと風聞せしかば、十二月廿九日前の兩使、口おしくおぼしけるにや、諸軍にあひふれ、いまだ上使の下着なきうちに、せめやぶるべしとて。あくる正月元日に總ぜめにすべきなり、辰の一點に諸軍一同に、をしつめよと下知して、有馬兵部大輔前陣にて、相圖をまつところに、有馬ぬけがけして、一千餘人うたれて敗北す。後陣は刻限を待うけて、諸手に一同して、大手の木戸につめよせ、時をつくりかづきつれて、塀際につきけれども、城中つよくふせぎければ、手負死人數しらず。板倉内膳一陣にすゝみて、下知せられける所に、城中よりはなちいだす、鐵炮にうたれて馬より落らる。石谷十藏、松平甚三郎手負ければ、諸軍いかりをとゞめて、本陣に引しりぞく。諸軍の手負死人都合三千九百廿八人なり、城中には手負死人わづかに九十餘人と聞えし。

次の日後の兩使着岸ありて、よせ手無勢也とて、肥後守へ軍勢のさいそくありければ、





細川家より二萬三千餘騎、正月三日の曉天に川尻の津をこぎ出し、四日の晩景に肥前國湍川のうらにつく、城よりわづかに一里なれば、次の日の巳のこくばかりに有馬へをしいれ、城のいぬゐの山の手に陣をとる、やがて松倉にかはりて大手の先陣とさだめらる。同じき中旬に筑前の守護黒田右衛門佐の舍弟、甲斐守一萬八千餘騎にて、有馬の浦につく、島津下野守六千餘騎にてはせつく。九州の諸將はみな在江戸なりしが、いづれも御いとま給はりて、島原の城にはつかうあり、されども軍をとゝめ、兵粮づめにすべし、これ人數をそこなはずして、城をおとす手だてなりと、御上使の仰せによりて、陣をかまへて日をおくる。

是にこそ城中氣を屈して夜うちの用意をいたしけれ、二月廿一日の夜二千餘人を三手にわけて、夜うちに出たりしが、二百五十八人うちとられ、いけどりは廿四人と聞えし、よせ手の中にも黒田監物が手をはじめて、なべ島寺澤黒田三家にも、おほくうたれけり。

二月廿七日は榊原飛驒守が子息、左衛門佐は生年十七歳にて、軍法のわきまへもなく、

鍋島の軍勢出丸をせむる手にくはゝり、二の丸にかけのりつゝ、原の城一番のり榊原左衛門佐と名のらる。親父飛驒守此よしを見て、軍法を破る事はわたくしなれども、左衛門佐をうたせては後榮何のたのしみあらんやとて、聞ごとのりいれられしかば、後陣の鍋島衆おなじくつゞいてをしこみしに。城中にはこのあいだ兵粮つきはて、飢つかれたれば、中々ふせぎたゝかふちからもなし、よせてすでに焙烙火矢をなげければ、二の丸の大手ぐちは焼くづしぬ。鍋島に出しぬかれけりと、諸軍俄にのりいれければ、軍勢多分はすはだなるもありけり。されども二の丸には數千の凶賊さゝへてふせぎける所に、細川勢うしろの濱手よりこみいりて、打ふせつきたをし、一揆のやつばらが陣小屋に、火をかけたり。それより本丸にこもりて大石大木をなげかけ、弓鐵炮をはなち、苫茨に火をつけてなげ出し、こゝをさいごとふせぎけれども、細川の大軍あら手を入れかへもみければ、廿七日の酉のこくに本丸を半、ひがしの濱手をのりとつて、九曜の旗をたてられけり。黑田右衛門佐も大江口を打やぶりて、本丸につめよせ、日すでに暮ければ、大江の丸にさゝへたり。その外

の諸軍いのちをすてゝ、せめいりしかども、いづれも本丸にはのり得ず、二の丸に陣をとりて、夜のあくるをまち居たり。次の日諸軍一同に、本丸をのりとらんともみけれども、凶賊つよくふせぎければ、諸軍おほくうたれけり。こゝに黒田の家臣、同名美作、その子三左衛門、眞前かけてせめたゝかひ、ついに本丸の一番のりは、黒田の手よりいだしけり、又本丸四郎が居陣は、細川の手より火矢をもつて、燒たつる折ふし、風あらく、數百間つくりならべし小屋共、一同に燒あがりしかば、諸軍同時に勝鬨をつくり、凶賊共は男女はいはず、つきふせ切たをしければ火の中に飛入もありうち死するも有けるが。大將四郎は人手にかゝらじとて、腹かき切てふしけるを、細川越中守の家人に、陣佐右衛門といふもの、四郎が首は打とりぬ。廿八日の午のこくには一揆ことごとくほろびけり、原の城敵味方の死骸は、山に山を重ねたり、死するところの一揆男女すべて三萬七千餘人、よせ手諸軍のうちに打死一千百卅六人、手負六千九百五十餘人、其外諸牢人これを望みて、出たるともがらは、打死の數しらず。

かくて卯月のはじめには、諸軍をの〳〵歸陣あり、關東より太田備中守新上使として下向あり。豐前國小倉といふ所にして、九州の諸將をめして、上意のおもむき申し渡さる、今度あま草島原兩所の一揆は、すべて所守の政道のたゞしからざる故なりとて、死罪一等をゆるされ、松倉長門守は美作に流して、森内記にあづけらる。その弟右近は讃岐にながして、生駒壹岐守にぞあづけらる。寺澤兵庫頭は流罪をゆるされ、天草四萬石をめしあげられたり。榊原父子は手柄あるに似たりといへども、軍法を破りし罪科かろからずとて、閉門せられしが、程なくゆるされ侍べりといふ。

かくてのち鈴木三郎九郎に、天草の代官おほせつけられて、くだられたりしに、舍兄九大夫〻道正三道人もろともに、かしこにおもむき、貴利至食邪執の習氣を除かんとして、國民のために八宗の寺をとりたてゝ、それ〴〵の宗旨のものを、その寺々につけて、佛法をひろめしめらるゝに、すなわち將軍家へ訴訟して、三百石の知行を申給り。これをかの八宗の寺々にわかちあたへて、寺領とせらる、その内に鬼利至端破却論をつくりて、佛法

の正道をなしへられたり。誠に廃たるをつぎ、すたれたるをおこして、二たび佛法流布の地となし給へり。その功いかでかすくなしといはんや。

正三道人は俗に[illegible]積、氏は鈴木紀州熊野の人なり。その先祖は三州に住し松平の幕下に属して、弓箭のくんこうをつくし、それより代々につたへて、忠勤のまことをぞはげましけるを大樹すでに一天をたなごゝろのうちにおさめ、ひろき御めぐみ四海に普し、その陰に身をおきて、武官の職にあづかり奉りし、御恩澤かぎりなかりしかども、身を貧中に手遊し、心を塵外にあそばしめて、鈴木九大夫正三行年四十二歳にして遁世し、棄恩入無爲の素懐をとげ、眞實報恩者の心ざしをあらはし、袈裟染衣のすがたとなり、諸方を行脚し、六十餘歳の春のころ、豁然として佛法の眞底を體得す、その一世の行狀は驢鞍橋にしるせり。かの俗名をすぐに出家の法名として正三と號せし、漸々衰老に及び、負薪のうれへあるにいたりて、武州江戸神田の鈴木町に、正三道人の舎弟兵左衞門宿所のかたはらに、二間四方の小座敷あるにこもり、かの淨名の方丈の室になぞらへ、つゐに明暦元年乙未六月廿

五日奄然として遷化せらる、春秋七十七、臘三十餘年、そのあひだ人を度すること數しらず、四寸の籌は堂に滿べしや。すでに師心醒悟の先達となり、恵道一志等の諸大德、みな正三の下より出て、風教あまねくつたはる事、ひとへに正三の德音なり。門人四十餘輩葬送をいとなみ、如法のおこなひをつとめ、冷灰を天德院の北岳にうづむ、無縫塔をたて、その表に石平和尙の四字を書せり。

師の述作する所の書、およそ七部あり、一に盲安杖は師いまだ俗家にありし時、傍輩の中に儒學口才の人ありて、佛道はこれ聖賢の世法にそむけりといふをもつて、それよく世法をそむかずして、道にいたるむねをしるせり。二に二人比丘尼は師の母のため、これをしるして無常苦不淨空のことはりをしるせり。三に念佛双紙は松平和泉守の母儀所望せらるゝによりて、反古のうらに只かりそめのやうにてかきあたへられし所なり。四に因果物語は人々物がたりのつゐでに、あやしきことをかたる時に、かやうの事聞すてにせんは、無道のわざなり、末代にかゝるためしをせうごとせずば、何をもつてか因果の道理を目前

にわきまへんとて、證據たゞしき事ばかりを、かきあつめられたる所也。五に萬民徳用は、世間佛法ともにまもるべきことわりをしるせり。六に麁牢分は、佛法の眞理にかき事山のごとし、これを攀て向上の一路をもとむるには、まつたく蹊に渉りて道をうしなふ、邪執の草をわけよといへる、得道醒悟の根本をしるせり。七に貴利至端破却論は、大外道の邪法をしりぞくる所也。右七部書は霧海の南針、夜渡の北斗、三寶相續の明灯、四種悟道の梯花なり。驢鞍橋は後弟のしるすところ、正三道人一世のうち、この佛心印の禪法、心地修行の勸化のこと葉を綴しるして、とゞむる所也。しかるに今この鬼理思丹破却論はいかにして、おこれる事と、そのもとをあらはし、これをふんともがら、よく佛法の正理をわきまへ、邪法の網にかゝる事なかれと、思ふがために、傳をまうけて、詳かにせんとするものなり。

洛下野父　孤水子述

鬼理志端破却論傳卷下

これより以下正三道人の述作せられし所なり、又その間に聞つたへし事どもを記し、そへて傳となし、おろかならん人のために、心得やすからしめんとするなり。

正三道人述

瓢水子傳

吉利支丹のをしへに、傳宇須(でうす)と申す大佛は、これ天地のあるじにして、よろづ自由の本佛なり。これすなはち萬物の作者なり、この佛一千六百餘年の以前に、南蠻に出世あり、其名を是頭鬼利支(ぜづきりし)と申す也。餘國さらにこれをしらずして詮なき、彌陀釋迦をたつとぶ事、はなはだ愚痴のいたりなりといふ事を聞及ぶ。〇破していはく、傳宇須子天地のあるじ

さして、國土萬物をつくり給ふならば、なにとしてその提宇子今までは、無量の國々をすてをきて、出世し給はざるや。天地ひらけてより此かた、三世の諸佛あらはれ出で、かはるがはるに衆生をさいどし給ふ事、いく萬々歳といはんや。其うちつゐに餘國へ提宇子出給はで、近きころ南蠻ばかりへ出世し給ふといふ事、何をもつて證據とせんや。提宇子天地のあるじならば、わがつくり出したる國を、わき佛にとられ、天地かいびやくこのかた、佛法をひろめさせ、衆生を濟度させ給ふ事、大なる田舎なり、まさしくこの提宇子は、たわけ佛なり。かやうにすぢなきことあらんや、只衆生さいどは、佛にまかせ奉らずして、今の罰天裂ども、一佛をかすめ奉り、此國へ来り、わたくし法度をする事、天罰いかでかまぬかれんや。かほどつたなき理をしらずして、彼がをしへをうやまひ、命をすつる曖昧の人あり、此國の恥辱にあらずや、異國までの聞え口おしき次第也。

傳曰佛經の心を案ずるに、此三界六道は諸の衆生の業因より、感じて成就せり、佛の立給へる所にあらず。それを外道のをしへには、此世界は大荒天王の立給ひし所、あらゆ

るものはみなそのつくり給ふ所なれば、梵天王の心にたがふものは、罪を得るなりといへり。此外道のをしへをとりて、此世界あらゆる物みな傳字子の作也といふにや、されば傳字子の作ならば、人に貧富貴賤のへだてあり、虎狼蚤蝨の人をくらひ、また砒霜鴆鳥野葛斑蚖の大毒をつくりたるは、何の用ぞや。其外なくてもくるしからず、ありては害になる物おほし、傳字子の作その詮なし。次に南蠻に出世ありしは、はるかゝ末代の出世をくれたる事にあらずや。如來の出世は中道の理をとかんがために、百億三千世界の中心なる、中天竺の摩竭陀國に出で、佛法ををしへ未來記をのべ給ふにたがはずして、太唐日本に佛法はつたはれり、是頭鬼利史は南蠻の邊國に出で、しかも餘國にしる人なく、慥に證據なし、いはんや衆生を濟度し給ふ佛も、また傳字子の作ならば、いはれざる佛をつくりて、わが法の害になる事、未來をしらぬ傳字子ならば、何にかせん、みづから害をまねく愚人におなじ、まことに筋なき虛言をするめて、本朝をうばはんとす。

三世の諸佛出世の本意は、衆生成佛の直道なり、成佛の直道は直指人心見性成佛これ也。世尊御出世ありて十二年、難行苦行の功をつみ、臘月八日明星を見給ひて、諸法實相の理をさとり、山を出て諸經をときをはり給ひてのち、花を拈じて衆にしめす、このとき衆みな默然たり、たゞ迦葉尊者破顔微笑す、世尊のたまはく、われに正法眼藏、涅槃妙心、實相無相、微妙の法門、不立文字、教外別傳なり、摩訶大迦葉に付囑すといふて、室中に入給ふ。迦葉より嫡々相承して日本につたはれり、今にいたつて以心傳心の旨をまもる。しかるに鬼理死端のをしゆる所は、實有の見をもつぱらとして、天地の作者をつくり、妄念にいよ〳〵念をかさね、輪廻の業を增ながら、成佛の道と思ふ。かほどにつたなき見解にて、此國へ來り正法に對せんとする事、鵬鷃つばさをあらそひ、月螢ひかりを論ずるに異ならずや。

傳曰世尊すでに佛心印の法門を迦葉尊者に付屬ありし事は、大梵天王問佛決疑經に出たり。大梵天王金婆羅華を供養ありしに、世尊此花を大衆に拈じてみせ給ふに、大衆みな

默然としてものいふ人なし、摩訶迦葉一人完爾と笑はれし時に、世尊我に實相無相の法門あり、摩訶迦葉に付屬すとのたまひけり、この法門は心をもつて心につたふ、教外別傳といふ事は、これ佛教の外に別につたゆる法門なりといふにはあらず、只法門に着して邪執をおこすことを、いましめんためなり、法なほすつべしいはんや非法をやといへり。又五十年來一字をもとかずといへり、これらの文によらば、實相の一理は文字言句におちず、思量の及ぶ所にあらず、法花經に止々說べからず、わが法は妙にして思ひがたし、又いはくことばをもつて宣べからずといへり。すでに修多羅の教は月をさす指なり、月を見つけぬれば指に用る所なし、いかでか本分の月を見て、後もなほ經論の指にかゝはらんや。又不立文字といふことも、只經文をすてゝ、默唱したるを禪法と思はゞ大に愚なり、すべて萬法によりて、萬法に着せず、何ぞ只文字のみならんや、萬法すべて不可得なり、不可得にして萬法にそむかず、いかでか文字のみにかぎらん、只心法の開覺は文字にあらず、しかも又文字をはなれず。されば達磨の悟性論に直指人心、見

性成佛、教外別傳、不立文字とをしへて、しかも二祖の惠可大師に佛法付属のとき、楞伽經をあたへられし、まことに深きむねあるべし。それに鬼利至端宗は是非人我の相をおこし、實有の見を生じて、これを正法と思へるは、大外道のをしへなり

日本にて神をうやまひ奉る事、大なる僻事也、これも賤爲守をしらざる故といふよし聞及ぶ、○破していはく、それ日本は神國也、神國に生をうけて、神明をあがめ奉らざらんは、非義のいたり也、和光同塵は結縁の始、八相成道は利物のをはりといへり、しかればまづ神と現じ、此國に跡をたれ給ふ事は、人の心をやはらげ、まことの道にいれ給はんがためのはうべんなり、神といひ佛といひ、只これ水波のへだて也、本覺眞如の一佛化現して、衆生の心に應じて濟度し給ふ。されば神をうやまひ奉る心も、かの一佛にむくひ奉る也、たとへば國王をたつとび奉るには、臣下大臣を初め、その次々の物頭、御役人、百姓等は、代官下代までも、うやまふ事さだまれる法なり、これみな上一人をたうとび奉るの義也。貴利死貪のをしへのごときは、一人をたつとび奉る人は、そのしたをば用ひざるを、

正理とするにあらずや、此教を好とせんや。

傳日神とは不測靈妙の所にして、一理萬殊のもとなり、本より本朝は神國にして、その道ををしへつたふる宗元の神道これなり。傳教大師は本迹緣起の神道をつたへ、弘法大師は兩部習合の神道をたてらる。伊勢三輪の兩義を合はせて、五流の神道と名づく。其中におほく本迹をあらはして、垂迹の利生方便をほどこし給ふ事、みな佛道にいらしめんとするためなり。それ實際理地には一塵をもうけず、佛事門前には一法をもすてず、性海に風なし金波をのづから湧、神明の應化諸佛の出世、同じく衆生成佛の大悲なれば、いかでかおろそかにこれをすてんや、毘盧舍那の本源、和光垂迹の神明をすてゝ、われらいづくに身をおくべきや、異國には國のあるじ、たび／＼かはりて、別國よりして打とる事あれども、此日本は開闢よりこのかた、異國にもをかされず、天照太神の御子孫すでに、大王として四海をおさまり、佛法ひろまり。われら此たび生死をはなれて、空理本分の都にかへらむ事、これ神明のまもりにあらずや。

日本にて日月をうやまひ奉るはひが事也、これは世界の行燈なり、これも泥胡子をしらざる故といふよし聞及ぶ、○破していはく、それ人間のかたちは陰陽を根本として、四大和合して躰となる。しかれば日輪は陽の根本、月輪は陰の根本也、陰陽をすてゝ此身をたもつ事あらんや、我らが根本なれば、あがめてもあきたらず、陰陽を用なしといはゞ、水火を用る事なかれ、天に日月有て世界をてらし給ふ。此恩ほうじがたし、人間に両眼有て自己をてらす事、これ日月の徳をうくるにあらずや、日月を用る事詮なしといはゞ、幾利死彈は眼をつぶさんや、正理をしらざる事かくのごとし、誠に愚癡のいたり也。

傳曰次第禪門のこゝろ、両眼は天の日月にかたどれりといへり、日月に用なしといはゞわが両眼をつぶすべしと也。いはんや日月は陰陽の根本なり、萬物いづれか陰陽の理をはなれたるや、今此身すでにこれ陰陽を根本として、四大和合して生を得たり。次に世をてらす行燈也といふ事、まことに正理をうしなへり、儒には陰陽と名づけ、佛教には日天子月天子とときたり、神道には大日女月夜見と名づく、みなその神霊ある事は、と

きしるしけれども、行燈といへる聖賢の説なし、貴利至丹獨り此惡見をおこす、天罰をおそれざる愚人ならずや。

奇律志旦宗には惣じて物の奇特なる事をたつとびて、これ傳字子の名譽なりといふて、人をたぶろかすよし聞及ぶ、○破していはく、奇特をたつとしとせば、魔王を尊敬すべし、狐狸もきどくをなす、天帝釋と阿修羅とたゝかふ時に、たゝかひやぶれてあしゆ羅ども、八萬四千のけんぞくを引て、藕の糸の穴の中に入て、かくるゝと也、これきどくにあらずや、これをたつとしとせんや。又六通といふことあり天眼通、天耳通、飛行通、宿命通、他心通、漏盡通なり。天眼通といふは大千世界を一目に見る通力也。天耳通とは大千世界の事を居ながら聞通力也、飛行通とは天上天下までも、十方世界に飛行自在の通也、他心通といふは、他人のこゝろのうちを、あきらかにしる通なり、宿命通と云は過去生々世々をしる通也、此五通は佛にあれば天魔にもあり、漏盡通は天魔外道の及ぶ所にあらず、煩惱を斷じつくす所の佛智なり、しかれば佛の六通に奇特なし。さるあひだ正法に奇特なし

といへり、この理をしらざる人は天魔外道にたぶろかさるべし、それ佛の六通といふは目に色を見てさはらず、耳に聲を聞てさはらず、鼻に香をかぎてさはらず、舌に味をなめてさはらず、身にふれてさはらず、法を用ひて法にさはりなくして、鏡にかげのうつるがごとく、この心寂寞閑靜なるを六通無礙の大道人ともいひ、又は無相無念の人ともいへり。經にいはく、百千の諸佛をくやうせんよりは、一ヶ無心の道人をくやうせんにはしかじとときたまへり、佛道修行といふはこの道をまなぶなり、更に奇特をまなぶことなし。

傳曰もろこし唐の法權といふ人、牛頭の融禪師に問ていはく、佛祖もこのかみは、さまざまのきどくありけるときく、今はいかにして奇特はなきとありしに、融禪師こたへての給はく、奇特を現ずる事は、狐狸もよく現ず、これをたつとぶべし、正法は奇特をたつとばず、心地をおさめて無相になり、思量分別の念慮をおこさゞる、大悟道底の田地にいたるをもつて、よく萬法にともなふて、萬法にさへられざるを奇特とす。上代には人の根機も上々にして、禪定修行もつよかりしかば、をのづから五通をも現ぜしを、今

の人は下根下智にして、入定修行もいにしへにをとりて、神通をもおこしがたしとの給へりとかや。げにも佛在世の提婆は第一の阿難尊者に神通をならひて、阿闍世太子をたぶろかして、五逆をおこしけるは、五神通に二種あり、一には生得の通とて、天人魔王は前世の戒行のちからにて、生れつきにをのづから通力あり。二には修德の通とて、佛弟子羅漢などは今生修行の力によりて通力を現ず。それも入定すれば現じ、入定せざれば現ずる事かなはず、上代の外道もかくのごとし、只第六の漏盡通は佛と羅漢ならではこれなし。次に狐狸の奇特をなすをば通力とはいはず、變化と名づく、されば佛法の上に五神通を現じ、又は眞言陀羅尼をもつて、種々のきどくをあらはす事は、一旦化用のはうべんにして、眞實佛法の極意とはせず、佛經になを怪力亂神をいはずとて、奇特の事をば正理にはせぬ也。まして佛法の上には、只その心法をとりおさめて、よく物のためにうばはれ障られず、無念無相に住するをもつて、正法悟道の奇特とす。それ奇特をいはゞ、鳥の空をかけり、魚の水をおよぐ、又は人の聲をわが耳に聞て別しり、目に色

をみる、香に味をなむる、好悪をしる事、諸人みなかはらず、これらの事ごとも、みな奇特なれども、生れだちより常にみる事なれば、人さらに奇特と思はず、かの奇理至貪等たまたま術法をいたし、あるひは細工のからくり、あるひは薬のあやつりにて、なす事共更に奇特にもあらぬ、あだ事を信じて、正理の佛法にまされりと思はんは、大なるひが事也、これ己が心法を鬼理死貪の奇術に奪はれたる物也。

嬉里姉貪のをしへに、畜類には實の靈をさづけ給はず、さるあひだ此身死する時に靈もともに死す。人間には泥子首より靈を作りさづけ給ふ、故に此身死すれども、靈死せずして、今生善悪の業によりて、悪業のものをば、これより地の底に恚怒簣婁那といふ、苦界をつくりをき、爰へおとして、永くくるしみをさせ給ふ。善業のものをば波羅夷青婁とて、たのしみつきぬ世界をつくりをき、爰へつかはし給ふと、いふよし聞及ぶ、○破していはく、それほど自由に、畜類と人間の靈をつくりわけ給ふならば、何とて人間の靈に、悪心を作りそへて、くるしみをうけさせ給ふや。其うへ以怒弊流能をもつくり、破螺夾嘍

獸をも作りて、人間に吉樂をあたへ給ふ事、傳憂子(でうす)は何故このみ給ふや。かやうのひがみたる佛をたつとむ事、ひとへに愚癡にあらずや。釋迦如來御出世のとき、天ぢくに外道宗はん昌せり、かれら智惠廣大にして、種々の見解をたて、理をとく事佛のみのりに似たりといへども、自眼不明にして、言辭のみにて實なし、數論外道は廿五諦を立て、世間諸法を判せり、その第一を冥諦と名づく、天地未分以前には、名字を付がたしといへども、しゐて冥諦と號す、これは常住にして、生住異滅にうつされず、第廿五を神我諦と名づく、これは凡夫の心と名づく、魂といへるものなり、これも常住なりといへり、神我長短方圓の想をおこせば、冥諦轉じてそのかたちを現ず、しかればすなはち、世間有爲の轉變する事は、神我の情を生ずるによれり、神我一切の情を生ぜずして、冥諦に歸するは、有爲の轉變なが〱息て、無爲の安樂をのづからいたる、色身は壞滅すれども、神我は滅せず、たとへば家は燒れども、主は出るがごとしといへり。かやうの見解をもつて、さま〲理をとくといへども、つゐに如來に對し奉り、直に自性をさとりて殘らず、佛弟子となれり、

只今は鬼理至端はまつたく外道の見にだにも及ばずして、正法也と思ふ事、井のうちの蛙にあらずや。

傳曰佛法のをしへ、地獄も天堂も、只衆生の業感による、すべて三界唯一心、心外無別法といへり。十界の依正まつたく、心法のわざより生ず、それ本心はもとより、染淨のへだてなしといへども、妄想てんだうして、三界を出やらず、業因まち／＼にして、種々の生ありといへり。畜生と人間と、靈性の所にいたりては、さらに替るべからず、只愚痴なると、知慮あるとの別なり。泥寸子の作といふ事、大なるひが事なり。次に佛在世のとき、外道に三種あり、一には一切智外道、これ智惠廣大にして、よく諸の惡業を滅し、非想定を修して、八萬大劫をさとる。二には神通外道、これよく四禪八定を修して、神通を現じ、もろ／＼の奇特をあらはす。三には圍陀外道、これ四圍陀の典をあきらめて、日月天地の吉凶をわきまへしるなり。又三種の大外道あり。一には數論外道、二には勝論外道、三には無慚外道なり。その末に六師の大外道あり、此下より九十六種

のわかちある也、おの／＼さま／＼の見をおこす、あるひは斷見、あるひは常見にして

さらに中道の理をしらず、つゐに佛法に歸依せしものおほかりし。今の喜利支丹はなほ外道の六十二見にも及ばず、物のわかちもなく、理も聞えざる事に、心をかたぶくるものゝ、金玉の寶をすてゝ、瓦礫をとるにおなじ。

世尊四十九年甚深の法をとき給ふといへども、終りに一字不說ととき給ふ、これすなはち直に佛性をしらしめんがためのをしへなり。一字不說のこゝろ思量の及ぶ所にあらず、されば修多羅の教は、月をさすゆびととき給ふ、古人心法をしめしていはく、有心をもつて求べからず、無心をもつて求べからず、語言をもつてもとむべからず、寂默をもつて求べからずと、かくのごとくをしへ來れり。更に言說の及ぶ所にあらず、七佛出世のをしへ、これおなじ、毘婆尸佛、尸棄佛、毘舍浮佛、拘留孫佛、拘那含佛、迦葉佛、釋迦牟尼佛、これ七佛なり。此一佛の法もいく千萬年ともしらず、いはんや七佛の法、そのかぎりをしらず。また阿彌陀如來の出世は、十劫以前法藏比丘と申奉る、あみだは梵語なり、漢語に

は無量壽といへり、觀無量壽經にいはく、無量壽佛の身は百千万億夜摩天閻浮檀金の色のごとし、佛身の高きこと六千万億那由他恒河沙由旬なり、眉間の白毫は右にめぐりて、婉轉たること五須彌山のごとし、佛眼は四大海水のごとし、青白分明なり、身のもろ／＼の毛孔より、光明をのべいだすこと、須彌山のごとし、かの佛の圓光は百億三千大千世界のごとし、この文分明なり、御長を六十万億那由他恒河沙由旬、眉間の白毫を五須彌山、御まなこは四大海のごとしとあり。これより大なる佛あらんや、大千世界も阿彌陀の體中に比量せば、九牛が一毛にもあるべからず、清るはのぼりて天となり、にごれるはくだりて地となる、天地いんやうとわかれ、天は陽をつかさどり、地は陰を體として、世界ひらけはじまりしより、ことおこりて、天を父とし、地を母として、陰陽和合して、森羅萬象出生す、これすなはち一佛性の德なり。禪法に沙汰する時、この一佛を大人と名付、また大力量の人ともいふ、大力量の人を無門和尚の頌にいはく、擡レ脚踏翻香水海、低レ頭俯視四禪天といへり、諸經諸錄かくのごとく沙汰し來れり、佛性法界にあまねくして、一切衆生

主人となる。さるあひだ一切衆生、悉有佛性ととき給ふ、たとへば天上の一月の萬水にうつるがごとし、大海にも一月、一滴の露にも一月あるに似たり。心法無形にして、妙用を現ず、まなこにありては物を見、口にありてはものいひ、手にありては物をとり、足にありては歩行す、もとこれ一精明わかれて、六和合となる、この心佛をさとる時は佛なり、この心にまよふ時は凡夫なり。されば自己の佛性をしらしめん、はうべんにある時は本來の面目となづけ、又は本分の田地といひ、大圓覺といひ、大通智勝佛といひ、大日、藥師、觀音、地藏ぼさつなど、異名おほしといへども、佛に二佛なく、法に二法なし、諸法實相と觀ずる時は、松風流水妙音となり、万法一如とさとるときは、草木國土すなはち成佛なりといへり。かくのごとく直に成佛ある事を、夢にもしらずして、かの闡天烈とも、是頭鬼利死屠をたつとしとする事、魚目を求めて、明珠とするがごとし。

傳曰世尊四十九年のうちに、十二分教一百洛叉部の契經をのべ給ふといへども、楞伽經を述給ふにいたりて、我得道の夜より涅槃の夜にいたるまで、一字をとかずとの給へ

り。これ文字言句にかゝはりて、正理實際の田地にいたらざる事を、おそれ給ふところなり。されば修多羅の教は、なを月をさす指のごとしとこき給ふも、經文言句は實相の月を、をしゆる指なるを、指にのみ着して、月を見ざるもののためにて、不立文字とはしめす所なり。念慮をおこして、もとむべき道にあらず、こと葉にかたりて、つたゆべき道にもあらず。さてこそ以心傳心、教外別傳といへるなれ、只わが心法のもとをさとりて、諸法空の性理に立かへるとき、萬法一如と悟ぬれば、おこすべき思量分別も、なき所を、直指人心、見性成佛とはいふなり。次に彌陀の身量、六十萬おくなゆたごうがしや由旬といふ事、これ猶數量におちたり、觀經に又いはく、あるひは大身を現する時は、虚空の中に滿といへり、十方微塵世界の、虚空無邊なれば、彌陀の身量も無邊なり。すべてあらゆる世界のうち、彌陀をはなれたるものなし、一陰一陽のきざす所、みな一佛性の德にあらずといふ事なし。この大力量人すべて一切衆生の本體也、その大悲を普賢、觀音と名づけ、その智惠を文殊、勢至と名づく。その功德を地藏と名づけ、す

べて森羅諸法まつたく不二なり。一切衆生のありとあらゆる、念慮おこないみな、此一佛の徳をはなれず、此一佛性の理に、まよふは凡夫、さとるは佛なり。一佛成道、觀見法界、草木國土、悉皆成佛とさとりぬれば、一花ひらけて天下の春をしる也。

佛はこれ大醫王なり　衆生迷倒の病を治し給はん御誓願なり、衆生信じて、これを用るときは、煩惱の病治せずといふことなし。凡夫迷倒の病を知べし、病をしらずして、藥を用ることあるべからず、病のみなもとを尋ぬるに、夢まぼろしの此身を、寶ととむるが故に、日夜身心をなやます病なり。貪欲しんゐ愚癡の三毒の念、來りて我をせむる事、只身を思ふ一念をもとゝす、此三毒をたねとして、八萬四千のぼんなうのやまひ、隙なくせめきたるといへども。此理をしらずして、かへつてこれを愛する事、ひとへに凡夫の定業、一生のくるしみなり。かるが故に死する時は、當住今生に執着したる、妄念惡鬼となりて、きをひ來りて、我をせむる事更にいふばかりなし。死出の山三塗の川といふ事も、此時にいたりて現じ來ると也、しかれば凡夫は生にもくるしみ、死にもくるしむ事、かくの

ごとし、これみな顛倒の心よりつくりいだす所なり。てんだうといふは、一には苦をこのみて樂となし、實の樂をしらざるこゝろ也、二には無常の理をしらずして、此世界に執著し、常住の念をなす心也、三には煩惱のきづなにつながれ、不自由なるをしらずして、自由の身とおもふ心也、四には此身不淨なる事をしらずして、淸淨なりとおもふ心也。人々これをあやまる事かくのごとし、返す〴〵身の不淨をしるべし、五臟六腑膚毛の穴より、出る汗大小便耳垢鼻汁、ひとつとして淸きことなし。此身やぶれて蛆となる、我らが愛する此身をかへりみずばあるべからず。此理を知しめんがために不淨觀をたて給へり、不淨觀をなさん人は、屍のおほき墓のほとりに、住せよとなり。只これくさき肉に執著せざれとの教なり、此心をはかるべし、人生すれば苦樂あり、心滅すればさはりなし、心をもつて心をしるべし。されば佛と衆生のかはりは、水と氷とのごとし、煩惱の念さゝこをるを、水の氷となるにたとへ、萬念消滅して、心にさはりなきを、氷とけて水となるにたとへたり。されば經にいはく、三界唯一心、心外無別法、心佛及衆生、是三無差別ととき給ふ、

此一心は何ものぞ。

傳曰龍樹ぼさつの大智度論に、佛は醫王のごとく、法は良藥のごとく、僧は瞻病人のごとしといへり。かくのごとく三寶の德たて、一切衆生の煩惱の病を治し給ふ、しかるに衆生一念の無明より、本心を昧却して、貪瞋痴の三毒を生ず、世の人もし烏頭芫菁野葛破霜等の毒を食ば、忽に死するがごとく、此三の煩惱をおこせば、三惡道におつるが故に、そのはげしき事を毒にたとへたり。貪瞋痴をもととして、八邪十惡一百八、つゐに八萬四千のぼんなうをおこす、人一日一夜に八億四千の念慮を生ず、これはみなぼんなうにして、さらに菩提のたねなし。そのもとは我々所の心として、わが身を實なりと執し、その上に妻子眷屬家財に着する故也。されば八寒八熱の大奈落、三類九種の餓鬼、三十四億の畜生、死出三途のくるしみ、獄卒防羅閻羅王もみなもとは自性なし、わが妄念よりおこり、あらはれてわれを責る苦を生ず、これ四種の顛倒によりて、心法みだれておこる。その四種は、一に苦を樂と思ふは、此身は八苦の器ものとして、一生みなく

るしみあるをしらずして、樂とおもへり。二には此世は無常にして、風の前のともし火のごとく、草のうへの露のごとくなるものを、常住の所と思へり。三には我身だに、地水火風の四大和合して、生じたれば、これ法界のかりものなり、今も出入息きるれば、息は世界の風にかへし、血性を北の水にかへし、暖を南の火にかへし、骨の體を中央の土にかへすとき、我身だにもわが物ならぬを、我が物と執し、その上に妻子家財まで、みなわが物と著する故に、きづなとなりてつながれ、不自由なるをしらで、自由と思ふ。四には此身の不淨なるを清淨なりと思へり、人の身には三十六物の不淨あり、外に十二、身に十二、肉に十二なり、五臟六腑ひとつとして淸からず、大小便、膿汁九百分の肉を、四十九重の皮にてつゝみ、その上に綾羅の衣をかさね、脂粉を身にぬりたるは、畫かきたる瓶に、糞を入たるがごとし。不淨觀は愛著ふかき人のために、佛のをしめす初門なり、死人を野邊にすてゝ、其尸の七日／＼にうつりかはる有さま、經論にみえたり、二人比丘尼の中に大かたしるせり、かゝるきたなきものに、著なす事、心法を

生ずる故なり。心滅すればさはりなし、それ本心みな外の境界にうばゝれて、煩惱の宿となる、心性はもとこれ淸けれども、境界にけがさる、けがるればまよふ、此の穢をはなるれば、寒氣に結べる氷の、暖氣にとけてもとの水となるがごとし。さてこそ華嚴經に、三界は唯一心と說給ふなれ、佛も衆心の外にはなし、心に五種あり、一には肉團心これ人々胸にある、八葉蓮花の房のごとし、これ五臟の中の心の臟なり。二には緣慮心、たとへば野火のたちまちにもえいで、たちまちにきゆるがごとく、折にふれ事にしたがひて、生滅する心なり。三には集起の心、たとへば草木の種の地の底にありて、緣をまちて生るごとく、識分の間にかくれて、來世の生におこりいづる、これを習氣と名づく。四には賴耶の心、これ善にあへば善心となり、惡にあへば惡心となる。五には眞如心、それ虛空のごとく、物のために障られず、十方法界に滿て寂照なり。此第五の本心をたゞ分究竟の靈性といふ、衆生人々、此眞如心をもちながら、つれてまよふ事、木中の火のもみいだす人なくて、木朽れば火もつれて寂靜にして、息がごとし、よく此第五

の心をもとめ〳〵て、前の四種の心を滅却せしめよと也。

近年来る婆緻連ども、更に天道のおそれもなく、私に天地の主をつくりたて、此國の神社佛閣を破却し、南蠻へとるべき策をもつて、さま〴〵虚言して、人をたぶろかす。此國の賊坊主同心し、夷獲滿留天連と號して、數多の人を引おとす、此國の佛は佛にあらず、日月もいやしく、神明もなきもの也と云、その科太重して、天罰佛罰人罰ひとつとしてのがれず、皆つるしころさるゝ、かれらにしたがふものども、此科おなじく蒙りて、數萬人ほろびぬ、これ魔法のいたす所也。公儀より御征罰し給ふにはあらで、かれら天道をかすめ奉り、僞りをかまへ、無數の人を地ごくに引入たる、悪逆無道の自業自滅の至極せる所眼前なり。かの伐轉剣ども眞の佛弟子なるにをひては、一人ほろぼし給ふとも、天道たゝり給ふべし、數多の抜殿連、この國の吃標皆膝宗數萬人、死罰にあふといへども、何のたゝりあるや、かれらいくたび来るとも、天道のあらんかぎりは、みな〳〵自滅せん事、うたがひなし、愼むべし〳〵。

傳曰慶長の比にや、吃利死丹のころばざる者數十人、はりつけにかけて、火あぶりにせられし事あり、其中に一人天にむかひ、是頭摩留をとなへしが、他念なくぞみえし。かくていはく今はころぶべし、日比聞しは此法に命をすつれば、臨終に天帝來迎ありて、天上にのぼるといへる、つゐに他念なく今まで念ずれども、何の奇特もなしとて、ころびてたすかりぬと也。彌陀如來の臨終現前の御誓願おはしますだに、念佛の行者魔の來迎にまどはさるゝ事あり、此故に臨終の知識に愚入道はせぬ事也。いはんや吉利支丹の魔法に、魔の來迎だになき事、まことにわけもなき作り物ならずや。佛法神道をうちやぶり、おほくの人をまどはしけんいたはしさに、日月いまだ地におち給はず、佛法いまだ龍宮にかくれず、神明和光の跡をたれて、いまだ本土にかへり給はず。たとひ南蠻いか成事ありとも、本朝をうばひとる事かなふべきや、聞つたへずや、彼の大元の老皇帝の、萬將軍兵船七萬よそうにて、博多のうらによせ來りしを、日本の軍兵は力をもいれずして、本朝守護の神明のために。罰せられ手風神風に兵船を吹あらされて、軍兵皆海

中にしづみし。さしもの高勝寺も、只一人本国にかへり、長く日本をさゝふる守の宝らしなひしは、これ真道神明の神力也、しさすなき様をさへてしるき事を、再びかへして正に歸する、一の助ともならんかしと思ふにぞ、あなかしこ、愚人のためにして、智者のためならずといふ。

山田市郎兵衛



伴天連記

一　七つのサガラメントと云ふは、サン平トロ、三壽庵と內談して作立たる事なり。一には、バウチイスモの水さづかる事、キリシタンに成時、ひたいに白き手巾ひを置事は、今までは我はよごれたるたましいなれども、バウテイズモの水にてそゝぎ、たゞ今あたまも彼布の如くに、白くなると云ふくわん念也。又らつそくに火を付け持つ事は、くらき所よりあかりに出ると云ふ觀念なり。塩を口に入事は、ごみの中にあるても、しほはゆきあじわひをつかさどして、今こそキリシタンのあじわひに入りたるといふくわん念なり。かふべくたりに水をかけらるゝ事は、本より五尺のきやうがいの中にあるても、あたまはもやう上たるがゆへに、かのバウチイスモの水はかのセスキリシト、クルスよりながしたまへる血なれば、かの血をかゝりて、セスの恩とくにしみ付くと云ふ觀念なり。二人の親を

定事は、一には證據のため、一には若キリシタンに成ての後、ヒイテスよわき事なごいわん時、二人のをやより、けうけをせられんがため。又一には、アニマの父をば、デウス伴天連と観念し、我身をデウスヒイリヨと観念し、アニマの母をば、スイリツサントと観念するなり。右條々は、七つのサカラメントの内、バウチイスモのサカラメントと申す箇條の第一なり。

一　第二、コヒサンのサカラメントと云也、其心は、諸のキリシタン眞實の心ざしあるやいなやを知らんずのために、コヒサンと名付けて、出家の前に一人づゝよびよせ、めん〳〵にさんげをさせて聞也。其内に我身も命ももろともに、セスキリシトに御奉公を遂ぐべきと、おもふ心ざしのあらはるれば、是はヒイテス強きキリシタンとて、エキレンジヤより殊の外の地走なり、コヒサンと云ふ心は、さんげと云言葉なり、ヒイテスと云ふ心は、一せん世界の名はかはる共、我はかはるまじとの血判を納る事を、ヒイテスと云なり。

一　第三、キリスモのサカラメントと云は、キリスモとは、吉利支丹に成ての後、伴天連

のつかさヒスホと謂ふ出家にあふて、ひたいに十文字をかかれ、かうべに油をぬられ、右のつらをうたるゝ也。其子細は、額に十文字書事は、セスキリシトのかゝり給へる、はた物のたいを、我等が面のふたに討ち、是を旗のもんとがうして、何さま諸のセンチョ共と、弓箭をとげ、御奉公をとぐべしと云ふ義なり。かうべに油をぬらるゝ事は、セスキリシトむまれ給ひし時、十三日めにあたる日、遠国よりして三人の帝王来て、ミイラと云油を持て参、是は諸病ふせぐ薬なりとて、セスキリシトのかうべにぬりたる其まなびに、キリスモの時かうべに油をぬらるゝ也。其観念には、今日よりして我等こそ、セスキリシトの御子のくらいになりければ、生れ給ふ時のごとくに、我も油をぬらるゝと云ふ観念也。又右のかをうたるゝ事、セスキリシト三十三の年、御一命果し給ふ折柄、あまたのしゆていし共よりかをうたれ給ふ、其まなび、一つには、ヒスホよりかほをうたれたる事を、デウスの御判をかをにおして、わすれまじいとの儀也。又キリスモと云へる言葉は、デウスの位に罷成れば、たゞいま具足、甲、太刀、長刀其外の武具等の類、今請て弓箭に

むかふと云ふ義なり。

一　第四、マチリマヽニヨのサカラメント也、此サカラメントと云は、夫婦定る時、伴天連の前に行て、男は一期が間女を捨てまじ、女も亦一生が間かの男にそふて、かわるまじきと云誓文なり、其子細は、あまたの妻を持ては、女はねたみふかき物にて、男をにくみ吉利支丹をあらはさえにいひなさば、大事のおきてたごか、あらはに成つては、あしかるべきといふ道理なり。

一　第五、出家のサカラメント也、是は本より寺に入て學文をする故也。

一　第六、コモカルの事サカラメントなり、コモカルと云ふ義は、前に書顯したるごとく、セスキリシト、クルスにあがり給はん前の日、ベタニヤア野といへる在所にて、いとまごいの振舞ありし時、はんだいの上なるハンを取上げ、いかに弟子共、我しゝて後我事を大切に思はゞ、此やうなるハンをばわがにくゝ身と觀念して、しよくせよ、其時我がたましい來て、かのハンの内に入り、是を請なれ人々のしき體に納まり、大切ふかくえんをむすぶ

べし、このいひ置きを請て、ヒイテスつよき吉利支丹は、伴天連の前に行てコヒサンを申ての後、コモカルとがうし、小麥のこにて錢ごとちいさく、かみのうすきにハンをこしらへ、是を口に入らるゝなり、其後ちやわんに水を入てのませらるゝは、セスキリシトの言葉に、我死しての後は、ながるゝ水をくみあげて、わがうすいと觀念して、しよくせよとの云傳へを以のむ也。コモカルと云ふ言葉の心は、たつときおしへと云ふ儀也、平人の言葉には申請とも云也。

一 第七、ウンサンのサカラメント也、ウムサンと云は、死する最後の時、右のコモカルを請るなり、請やうは、我等は今死するが、只今がこの世のいとまごい、此パンをしよくして死なば、そのデウスにむかへさせ給へと云觀念也、デウスと云ふは、本よりかんねんのこんぽん也。

一 さる程に三諦庵、エワンセリシタはゲレショの國の宮古に居て、死しての後、其弟子共方々にうろつり、キリシタンを弘むる、かくてセスキリシト果てたまひて後、四百三十年

の郷、エシテ庵と云ふものあり。彼の人は本は良寧の者なりしが、ホロヒンショと云ふ所の、サニガウザと云へる在所に知行有つて逗留す。其人はルシャと云ふ娘を一人持けるが、ルシャの年七歳にて、父は空しくなれり、其後母にやういくせられて居たりしが、みめかたち心様人に勝れて見えたりし、十歳の年より、セスキリシトの掟をよく學文極め、観念しけるは、我女人の身なり共、此掟を弘めて、のちの世迄も名を残すべしとおもひ、爰に彼の在々を廻り、其法を弘めけるが、カタセイナと云所に行、庵室をむすび、我ヒルセンと名乗也。爰にロマンと云へる伴天連有しが、かのルシャを一目見しより戀となり、流石出家の身なれば、それとは云はで、折々ルシャに勸めけるは、なんじはよき善の下地かな、コヒサンと申せば、月に一度の物なれ共、御身は七日々々のトミンコ事に、コヒサンを申させたまへとすゝむる也。其下心は、コヒサンにかこてゝ、心を引みんすがため也、其比ルシャは正年十六なれば、みめかたちは猶ましてぞ見へにける。或時ルシャ、コヒサンのためとてエキレンジヤに参りけるが、人音信もなき所にてコヒサンを申、され

げの上より、伴天連のといけるは、いかにルシヤ、御身は若き人なれば、れんぼといよくの心はなきかとといければ、ルシヤうちわらひての返事に、我ヒルセンの身なれば思ひもよらずと申也。伴天連は是を聞、さても御身はよき下地の人かな、今の次にヒルセンと云ふ言葉の心をなしゆべし。ぞく體のものにちぎりをこむるは常の習ひ、我等ごときの出家の身の、まこと精進堅固にして行力たゞしきと云へども、人間にあたりたるしよさなれば、あいよくの念はいまだうしなはず。斯様成者に望を達る事、誠にけちゑんの道理なれ、ぞくの契りを背き、出家にたわむれをなして、其くりきを以て、ハラゾのけらくを請るこそは、寔のヒルセンにてゆへ、我老體の身なりといへども、是非に互のけちゑんをむすばでかなはじとて、夫より人しれずの夫婦となれり、かくて月日をふる程に、ルシヤは既にくわい人の身となる。伴天連ロマンも是を悦び、いかにルシヤ、其子を誕生せば、人に我子と云ふべからず、若き習にて、父もなき身なごゝいひふらせ、たとへ一たん人よりわらはるゝと云共、末はわが存すべし、其身せいじんせば、男子にてもあれ、女子に

てもあれ、キリシトのおしへの内學をしらせ、御はからへにて、國王ともなさしむべし、
よし孫の末にはかならずよき事有なんとこそすゝめけり。かくて三月と申す頃、キリヒン
所のてい王アルカテンにまふでの時、ルシヤを一目見しより戀となり、文玉札の數々を書
盡させたまへども、出家にけいやくしたる身なれば、さらに返事をだに申さず。度々宣旨
重れども、更らになびく心持なければ。帝王大いにいかりたまひ、唐土天竺は知らず、我
國におゐては誰かは勅命背きなん、はやけうめいせよとてからめて内裏へ參りければ、み
かど御覧有つて、なびきまいらせざる道理を種々にといたまへ共、目をふさき、口をとぢ
て、兎角の返事をも申さず。其時御門門外に引出して、眼をぬいて瞽者させよ、承ると
て門外に引出して、兩の眼をぬきとつて、則籠に入られければ、三七日と申す明ぼのに、
ちぎりをこめし伴天連、籠守共に引出物をとらせ、ルシヤに最後の暇乞して歸りければ、
其跡よりルシヤむなしくなれり。爰を吉利支丹申しけるは、サンタ留者と申したは、大善
人のビルゼンなりしが、或侍より戀慕をかけられし時、ルシヤの返事に、いづくが御氣に

人たるぞとといければ、彼侍御身の雨眼をいつくしければと申せし時、日ゆへにとがのかさならば、やすき間の事なりとて。我と雨眼ぬきいだされば、誠にデウスの御はからいにて、本のごとくの雨眼また出来たりなどゝいへり、出家をさして侍とは云ふ也。其後帝王よりして望をかけられし時、なびかざるがゆへに、籠者の身となり、三七日のあけぼのに、知音の伴天連来る事をば、てんより三パウロあまくだる勢給て、御目を揖（扶カ）らんなどゝのたまひたるなどゝいへり。是は日本にてタウイン、ビセンテの作りなし也。在所上方の人也。

一　是はセスキリシト出世以来、四百三十年目の事也、さて又其前サンチヤアコいくさにたゝかひまけての後は、ゼンチョの帝王良悼をしるしあされて、三百七十年が間、吉利支丹御せいたうは限りなし。され共吉利支丹宴かしこのかたはら、或は高山谷の底などに隠居て、忍び／＼に法を弘むる。され共帝王の御世いたう稠敷が故に、三百七十年が間に、うたれたるキリシタンのかづ百三十六萬二千四人と聞えける、然共三百七十年めには伴

天連一人にぞ成にけり。かづならざりし吉利支丹共は、出家一人になり給ふうへは、いまは吉利支丹絶ぬべし、何としてかな、我等が出家の御跡を、次ぎ給ふべきの御弟子をあげまいらせばやとのなげきのみにぞいたしける。サンタマリヤの御ゑいなどをそこに置事かなはざれば、おのれ〳〵がねやのすみにふかく包んでぞしやうごんす。其頃ラウマの帝王の御名をば、トンシユストと申し奉る、如何なる故にや、帝王らいそうをうけ給ひて、御かたちかわりたまふことかぎりなし。然ば吉利支丹の出家は、あまりせいたうはげしきがゆへに、高山のかたはらにも住兼て、ホルデンシヨの住へ、サヒイナと云うばのもとに、床の下に穴をほり、夜はそこに出て日中には又穴の内にぞかくれける。彼の伴天連の名をヘルナントと云へり、殊外のめいよのいしやなり、有時伴天連うばを近付いわれけるは、げにやらん此國の帝王はらいそうをうけたまふと聞也、及ばずながらサヒイナは内裏の門に立て、脈をはかりにさけべ、我等は今宵きごくの夢想をかうむりてさむらふ。ベルナントと云出家の一人さむらひけるが、帝王出家に合たまひて、出家の望みを遂したまはゞ、

かならず御快氣有べきと、れいむをかうむりてこそさむらへとさけべとおしへければ、うばなのめに悦びて、内裏の門に參、おしへのごとくにおし返へし押しもどし、聲をばかりにぞ叫(さけ)びける。れん中の人々此由を聞召。此由かくと奏聞申されければ、帝王聞召されて、頓てうばをば御前に召れ、夢の告をば有りのまゝにそうじ申せとの給へば、サビイナ承り、さんざむらふわらはこそ今宵不思議成夢を見てさむらへ。牛の刻の事なるに、東枕に寢て夢を結びけるが、其夢に、枕の方の高山にヘルナントといへる出家一人すまれけるが、彼出家をめされて望みをかなひたまふにおゐては、帝王御病たちまち快氣有るべしと、をし返し三度の夢想を蒙りたり。我君樣といとこまやかに語りけり、。帝皇御感有て、さらば其出家を尋いだせとの宣旨也。サビイナはさま／＼の引出物などたまはつて、宿所に歸り、おのれが寢屋より東の方にサラモンテと云ふ山の有けるに、作天連をばのぼせつゝ、杉村の内にぞ隱しける。去程に帝皇はむねとのタウシヤアノトに六百餘人を付けたまひて、うばの宿所にさし遣す。タウシヤアノ、サビイナに向て、汝御門の前にて奏聞申

たる東の方の高山はいづくの方邊ぞととはれければ、サビイナ示てあれにそびへ見へたる高山こそ、サラモンテと申す東の方にてさむらへ、あれならでは別に不審はさむらはず。タウシヤアノは聞召、彼のサビイナを先に立、彼のサラモンテに分入、爰彼と尋ければ、本よりおのれが隠遁たる事なれば、杉村の内よりヘルナントを尋出す。先伴天連もをがたる風情にて、ふるひわなゝきたまふことかぎりなし。タウシヤアノは御覧じて、驚きたまふべからず、是は誠の勅にて有ぞ、こなたへ御入りゆへとて、やがて内裏へめしつるゝ、御門御覧じて、まさしきうばの夢や御身ヘルナントといふ出家かとの給へば、さんゆと申。扨我がやまひは何と快氣さすべきやととひたまへば、ヘルナント謹で御返事には、かやうに申あげける事は恐れ多くゆへども、別の子細もゆはず、帝王バッティスモといふ水をさづかり、吉利支丹に成給はゞ、なんのやうもなく御快氣有べきとぞ申ける。帝王しばらく御思案有て、我王位に生れては、もとより神めいをうやまふ事こそ本儀なれ共、かゝるつたなき病を請、快氣の子細のさらになければ、御身のおしへに随はんとぞの給ひけ

るゝヘルナント本よりたくむ事なれば、みいらと、あぶらまたなこに物見を二ツ持ちたる人のきも、白子のつぶりのなふ二合の水にてとき、バウテイスモと名付て、されば みかどの五尺の御せん體に殘所もなくぬり、七日れうぢしければ、たちまち快氣し給ふ也。其時帝王さて伴天連の望みは何ぞととひ給へば、御分國殘なく吉利支丹になしたまふより外はさらに望みはゆはず、てい王聞召れて、殘なく吉利支丹になしたまふ。夫よりしては内裏より東方十町計り隔、おびたゞ敷エキレンジヤをこんりうし、ヘルナントへ渡されければ、オスヒタリと名付、諸國のやう生屋と定らるゝ、さて又うばのサビイナはホロテンシヨの主と成て、かみをそりびくにのつかさと成にけり、良摩にてのびくにのはじまりは是なり。

一　其後伴天連ヘルナントはエジツトと云所にサン平トロの弟子孫ハツハ一人隱れ忍びて居たりしを、申し請けつゝラウマの行主となし、てい王に申けるは、御身は病快氣の恩しやうとして、カステイラと云國に御隱居あれ、ハツハを帝王になし奉り、我も御身も今生

後生のくりきを跡（原文缺）失さなき物ならば、キリシトのつたへを以、エスクモが跡をあたへなば、今生のこころはいふにおよばず、ながき後生におゐても、せうねつ大せうねつのほのをにしづみ給ふ事はいかに、とかく御門の御はからへとあれば、御門此由を聞召つく／＼物をあんずるに、いくほどもなき命に國を見たしてもゑきなし、隱居にしくはなしとて、カステイラへ隱居有、末の世までも、良摩はハツハのはからいとぞ聞へける。右何後生の事はなし末々國とるべき法に、じひくどくのぜんこんをなし、人にさせ宗に引入らうとさし、其國をとり可申とのたくみ、むかしよりかはる事なし。

一　さる程に、ヒスキリシト出世由來六百二十四年の春、良摩におゐて、ハツハをはじめとして、所々在々の伴天連差集まりての評定には、扨我等が師匠ヒスキリシトの言葉に、我死ての後弟子の孫々におゐて、此の法を信ぜば、三千世界の總王となさしめべしとの御言葉なれば、十二方につかひをなし、いざやひやうぎをくわだてべし、さりながら先祖モンテスのかき置たる本書を見よとて、餘多の卷物などを取出し、十二方の國分を見るに、

或は佛法るふの國もあり、あるひは神めいをもつぱらとする所もあり、あるいはかんねんをもつぱらとする所もあり、ひつしをたつとむ所も有、むまれたるばかりにて何ともなくこせいを送る所もあり。然におゐては其國〱のことたゞしき其ほうやうを知らずしては、ぶりやくをなす事もかなふまじ。此儀尤とて、其比ちゐ第一の伴天連にレセイナといふものあり、此人を大將として、伴天連十六人ユルマン三十人、數千貫目の銀を持せ、おびたゞ敷も船をこしらへ、なんじシャムラウへ渡りて、法をひろむる事のかなふにおゐては、いふにおよばず、それかなはずば、シャムラウの神事たゞしき經文をかふてまいられ。承とて順風にまかせ船を出し、さうなくシャムラウへ着いて、己れが法をばのべんとしけれど、もとより言葉の通る事もかなはねば、其儀におよばず。人をたのみて釋尊のとき置たまひし經論をかい取、すでに船を出さんとせし折から、シャムラウの帝王、我國の宗を他國に渡さじとて、四十六人の出家共を一々にがいせられ、むかふ春の末良摩よりして、其便りを相待ちけれ共、便音づれあらざれば、今度は四モンといへる伴天連に、三十

人の出家を添、シャムラウへ渡されけれ共、皆々がいせられ、門モン共に八人の出家のみ、はなを切てをかへされけり、其時こそ過し年シャムラウにて伴天連レセイナ、マルチリに合たまひければとて、其後諸にかき末代の證據のためとてあがめらるゝとなり。

一　ハッハのたまひけるは、是より北にあたりて、モンテフラタといへる嶋あり。スタウテスの言葉にいはく、是より北方にこんりんざいよりすゑ出たる白銀の嶋あり、高麗山ともいつべし、モンテフラタともがうすなり。ちへ第一の國サンタマリヤ御私所のために作りたまふなどゝ、我君セススはのたまひけり。さらばモンテンフラタに使を立て、嶋のけいごをも見せ、國の神事の納めやうをもしらせ、其後法にても、又は弓箭にても隨へしとて、あまたの出家をゑらばるゝ中に、伴天連ハヤロと云ふ人有し、是はちへ第一にしてべんぜつあきらかなる者なり。又サンタマリヤのたまふには、ヒロソホと云木を見るに、モンテフラタと云嶋は、くろがねのむちにて世を納むると云國なり。人心のたけき事は、けだ物にたとへばしゝ王よりもなほたけし、ふへん世界にほどこへて見へたりと、サンタマ

ルヤの語りたまふ所つたへ置きければ、今度は賣買のやうにもてなし、案内けご見せんとて、大きなる船をこしらへ、種々の寶を積ませ、ハウロ共には八人の出家カヒタンの名をドンジヤカウフと云也。斯てラウマを出でし其年は、コバと云ふ所にて年を送り、むかふ春の比、順風にまかせ、北に向つてはしるほどに、モンテフラタは定めて近かるらんと思ふ折節、北風はげしく木を折て吹ければ、木のごとくに吹もどされ、フルトカルトに船は着、そこにて年を送り、むかふ五月に南風吹ければ、おゐてはよしとてふねをいだす。同年の八月半に大唐に船を吹付られ、陸にあがらんとしけれ共、見も馴れざりし姿とて、船よりおろされず、かひなく船を出して、行衛も知らぬなん海にゆられて、年をぞ送りける。むかふ卯月に順風あれば、六月の末程なく船は、日本あきつしまの内さつまと云所に着、船よりあがり物をあきなはんと仕けれども、おそれたるすがたにて更に近づかず。伴天連ハウロ先として間近き國々に行めぐり、嶋の長サよこたてのひろさ、山のたちやう川の流れにいたる迄、能々見るに、モンテフラとも云つべし。されども宿かす物とてあらざ

れば、野宿山宿にて日を送り、木のみなさに八人共にかへり、中々法をいふる事おもひもよらず、人の近付におゐてこそ物も云ふべけれ、たゞおそれたる風情也。扨てあきなひいたにこ問いければ、ジャカウフの返事に、あきない思ひもよらず、人を近付けんずがために引出物ばかり也。かくてはかひなしとて、むかふ二月に船をいだし我が國に行程に、最前良摩を出して七年めにぞ着にけり、良摩にはモンテフラタより船來るなどゝて、いさみ悦事限りなし。さればあなたの方にてかゝるいわいの折柄は、鐵ほう石火矢などをはなしつれ、おびたゞ敷風情也しかども、伴天連ハウロ、カヒタン、シヤカウブたゞ打ちしほたれたる風情にて、船よりあがりハッハの前に參、モンテフラタに漸く歸着てはゆへども、更其甲斐なし、され共ジャカウフに賣買せさせ、八人の出家共は、八方に行て國の體を見けるに、山の立やう河の流れ、何れもモンテフラタ也、人の近付ざれば物云事もゆはず、人のすがたは、ゴワ、フルトガル、ラウマの人の色あひにて、たゞ眼ざし、せい、ちいさき斗かわりて、陸地を踏むはたゞ飛鳥にことならず、ぶへん第一はさこそ有らん、法にて獻

しきたまはゞ、然なんどゞ語りける。されば良摩の月卿雲客集りて、是はちかき國てにもあらず、程遠き所なれば、うばいそんじてはかなうまじ、法にて納べきや、またぶへんにてやしかりなんと、評定とり〴〵也。然處爰にチヤウヒイトと申す臣下ありしが、すゝみ出て申しけるは、モンテフラタの神事の本尊は何ぞととい ければ、作天連ハウロ、ゼルサレンのごとくイトロス成とぞ申ける。チヤウヒイト是を聞、さも有ならば、定て學文ふるからん、法にてあやまり多かるべし、ぶへんにて取て見給へ、夫にてもかなはぬならば、其後法にて納なんと其落着をぞ仕たりける。ハツハもやがて一たんのあんごをなし、今度大將にはチヤウビイト、アカビイタ兩人大將とぞ聞えける。チヤウビイト、アカビイタは兄弟なり。むねとの兵八十萬騎率シ、雜兵更に數知らず、船數凡十六萬にて、亦はたをさゝせ、良摩のみなとを出づ、たゞ海の上に則ハライソのうかび出たるともいつべし。いさみよろこふて走る程に、其年は漸くゴワの湊に着年を送るとかや、ゴワ、フルトカルは良摩よりしたがひたる國なれば、何の子細もなく、明る春にぞ成にける、玉薬兵粮まへな

こなゝば、ゴア、フルトカルの在々よりして、ラウマに納るみつぎ物を船にのせよと下知をなす、船頭共うけたまはつて、矢玉兵粮は多くいへば、たゞ能日をゑらび大將テヤウビイト是を聞て、其年三月に良暦を出しければ、今度もまた三月二十八日に舟を出さんと云。しかも其日はセスタなれば、是は御ある主セスキリシトのクルスにかゝりし日なれば、吉利支丹のためには悪日ぞ、たゞ四月の朔日はトミンコなれば、朔日に舟を出さんとのひやうぎを定む。四月朔日の卯の刻程に船をいだす、十六萬の船共やう／＼急行程に、其年の九月初めに、モンテフラタのみなと間ちかき所、わづかの小嶋に船をよする、九月もすぎ十月にもなれば、彼所を出して、モンテフラタにおしよする、かの所のもの共も、兼て知たる事や有けん、種々の物の具共を揃ふせぎたゝかふかぎりなし、船より放すてつほういしびやの音は、たゞこくうをひゞかしておびたゞし。モンテフラタのものどもは、たゞ弓鑓長刀等のものばかりなり、さのみはこらへず、何處ともなく引たる跡に、船よりおりて軍兵共所々在々を見に、人の家々はあき所と成て見へし。然處に大將アカヒイトの

内にシャリヤといへるラスカリ有しが、いづくともなき所より、年のよはひ二十四五ばかりと見へし男一人捕へて、大將の御目にかくれば、チヤウヒ共是を以此國の口をとふべきとて、サンタマルヤの御禮をなしたまふ。今度は百六十四人の伴天連のせたまへば、この國のはしを打やぶりたる事の嬉しやとて、悦の法事をなしたまふ。其後モンテフラタの首を數へて見るに、百三ッなり、みかたいかほど死たるぞ手負百人、死たるものは八十四人、兩大將聞召れて、扨はこの國は眞にぶへんはたけたりし、我國良摩に他國より十六萬の船にてかけば、何の子細もなくやぶるべきに、よくもたゝかいたるものかな、され共物の具よろしければ、子細は有るまじ、其の捕はれ人をあしくすべからずとて、一ッ二ッを知らするには、指をあげて次第々々に口をおしへ、この嶋をば何と云ぞとといたまふ、わつぱこたへて、是は日ほん國と云、たいしやう是を聞て、さては我國の言葉にはジヤホンと云よな、汝ジヤホンのあんないしやをせよ、若此國を知たるにおゐては、よき大人ともなすべきとすゝむる。在所は何と云ぞとといたまへば、是は九州さつまの内と云、これよりみ

やこはいかほどあるぞととひたまへば、およそ三百八十里とこたふる。大將是を聞、はしたゝの國をやぶりても更にゑきも有まじ、先みやこによするべしと、是よりみやこの船地は汝存たるやといひければ、中々去年の春我等が主の御供して、上洛仕候ひしが、船路はおよそ知て候へ、案内者を仕らば、御船は攝津國なんばの浦に御着有べし。夫より都は十里には過二十里にはたるまじく候、され共我が國のぶへんと申すは、船いくさこそちうれんせずとも、くがのいくさにおゐては、中々はなをちらすべし、用心ふかくあるべしと申處に、うしろを見れば、白旗赤旗ひらめいて、いく千萬の限りなく一度にわつて押よせ、良摩の勢の中に、駒のかしらをならべて切て入ほどに、しばしもこらへずして、皆々ふねに乘、中にも大將チヤウビト弓手の脇に手を負、船に乘てむなしくなれり、捕われ人をばとりのはすなとて、アカビイトの船にぞのせられけり。是は船の着け所、馬の足立あしければとて、船をなをさんとせし折柄、ひがしを見ればからかさを百もならべたるほどのひかり物二ッ三ッするかと見れば、時もうつさずふしぎの悪風こそ吹きたれ。ひがし風南風

一度におろし合、木を折て吹かさすれば。十方の辻おろし一度にきたつてもみ合、十六萬の船ごもごしうちしてこら〈難し。さらばもあひをせよと云ひまに、中にも北かせ木を折て吹ほごに、水を天に吹あげ、なぎさにはいさごをとばせて見えたり。是はたゞよのつねの風にてあらじ、一させタビツの御時カスティラをせめられしには、風共あつまりて天狗風をふかせたりなごゝ云も、かゝるためしにてやあるらんさ、いはずもはてず、船の上にはいかづちおり下つて、數多の人を損ざし、天火をりてあまたの船共燒ほろぼす、殘る船は大風に吹き散らされ、爰かしこの瀬崎に付あてゝ、船擢してはかなくなりぬ、大將アカヒイトの船只一艘ばかりこそ、浪にゆられ風にさそはれ、四年めさ中に漸々良摩のみなとに着。

一 さる程にアガビイトは、すご〳〵と船よりあがり、ハツハにそうもんせられければ、今変ジャホンの合戰は中々申所なし、比は十月の事なるに、はじめのいくさはみかたにかちうんをひらくかさ存ぃ處に、次の日の合戰散々にうちまけ、テヤウビトもうたれ、軍兵

共をほろぼし、済々船に乗る處に、ジャホンよりいかなる天狗をや頼けん、俄かに惡風おこつて散々に吹ちらされて、剰天火おこつてふね共燒損じ、十六萬の中より我船一艘ばかりこそ漸くたすかりてまいりつゐと申ければ、ハツハをはじめこはそもいかなる天命ぞやとかなしまざりし人はなし。最前良摩うち立し時イタリヤの内くつきやうの兵をすぐつて、シャホンに遣しければ、いまははさせる弓とりもなし、たゞこの國を人にうばはれざるやうのはかり事をなせとて、しばらくは音もなく、たゞラウマのまつり事のみとぞ聞へける。

一　かくて十六年すぎて後、ラウマの臣下にフランシシコと云へる人あり、一ぞく共をあつめ詮ぎしけるは、むかしたび／＼モンテフラタを手使しけれ共、あんに入事かたし、今度はフランシシコがはかり事にて今一度ジャホンによせて見んとて、國々の兵をちやくたう付られける程に、二十萬には過ぎざりし。小勢にてはかなはじとて、ゴワ、フルトガル、カスティラ、インテヤ、ゲレシヨ、エジツト、ホロビンシヨ、アリシアンテ、アハランなどの加勢を請、ちやくたう付ければ、百六十萬きと聞へける。船数凡四十四艘、是は

良摩の御旗本の船なり、其外小船共は海の面に木の葉をちらせるにことならず。十六年の前輔へて来るジャホン人キリシタンに成されけるが、其名を壽庵とつけ、今度の案内者にごせられける。されば壽庵も良摩のハッハを給ふて、十萬騎の大將なり。フランシスコは日數をえらび、四月八日に良摩を出づ、其日はクワルタなり。大將のたまひけるは、むかしテヤウビイト、ゴワ、フルトガルを出し時、トミンコを用けるが、夫はかど悪し、このたびはたゞクワルタを用て出るなり。サンタマリヤにきせいを申せやとて、七百餘人の出家をのせ、船中にては唯おこなひのみとぞ聞へける。其年はフルトガルに船をつけ、年を送りて、二月始めにみなとを出し、やう／＼急行程に、風心にまかせねば、海の上にて年を送り、三年と云にモンテフラタに間近くよる。今度もまた雲の上に白旗八ツ見ゆれば、すはや悪敵ずいそうあり、風雲にてやあるらんかとて、悪しさいはせも果てず、かず／＼のふね共一つ面に行處に、北風木を折て吹ければ、皆ちり／＼に成ぬ。この船の行衛は、あるひは唐の路に、或は高砂、爰かしこの國々にふき付られ。四十餘艘の中より、大

將フランシシコの船、壽庵が乘りたる船、たゞ二艘わづかの小嶋にふき付られ、船よりあがりて見れば、是もモンテフラタの内なり。然所にモンテフラタよりいく千萬と云かぎりもなく小船共出來たり、矢さきを添へているは、たゞ五月雨にことならず、フランシシコも壽庵も船に乘て、てつぽういしびやにてふせぎたゝかふといへども、玉藥つきぬれば、力なくして嶋にあがり、とある小山をうしろに持て、ひかへて陣をとり、二さうの船にはわづか二百餘人には過ぎざりし、ラスカル以下のものは數にはせざりけり。然ば玉藥もなきが故に、大勢の中にけんをぬいてせめ入けれ共、彼は大勢是は無勢なれば、一騎ものこらず打ちとられぬる。其中に大將フランシシコ一人とある岩やににげ籠り、大敵引いての後、いわやより出磯に下りて、しよく物をもとめ、二年この嶋に留り、るらうをしのぎいたりしが、大唐よりの賣買船の水をとりに來るに、我等いにしへさる事有て此嶋にすてられければ、うきなんを送て此船に逢事こそねがふ所にてゆへば、たゞ御船に乘せたまへとて、便船こひて大唐へ渡り、ヱッといへる所に三年逗留し、其のちシヤムラウ船に乘て、

次第々々に近づき、七年シャムラウにて日數を送インデヤに渡り、ラウマに歸ける。只命に生れ合たるものとぞ聞へける、かのフランシシコのかたりけるにこそ、モンテフラタのいくさの手立てはよく知られたり、夫よりしては弓箭にてはかなふまじ、たゞ法にてこそあるべけれとて、しばしは音もなくして、年月を送りけるとぞ聞へける。

一　其後シマンといへる伴天連、平トロと云伴天連ユルマン二十人、あきなひにかこ付て、萬寶を船に積、モンテフラタにさしつかはす、カビタンはドンマシモと云なり、斯くて良摩を出しけるが、六年相待ちけれ共更に音づれもなし、其後シモンと云伴天連をはじめとして伴天連八人、ユルマン十七人、トン壽庵と云ふカビタンにてモンテフラタにつかはしけれ共、是も歸らず、二度の船共行衞知らざるがゆへに、とかく此島に渡べきゑんもなしとて、とかく音もなく數日を送られけるが、たゞ間ちかき所をしたがへべしとて、オモビショの國、エハウリヨと云國、フランサンなどあまたの國々を手に付けるが、ラウマはん昌する事中々云におよばず。さて又ゼスキリシト出世由來凡千五百六十年めの事なるに、

今度はモンテフラタと法にてしらしとて、メイナカウツメと云バテレンたゞ一人船に乗せ、カピタンはドゥロイゴと云人のせて、モンテフラタにさし遣す、良摩を出て三年あと中に、薩摩ばうの津にぞ着にける。船よりあがつて、我等是よりひがしにノウビスハンヤと云所有、良摩よりして其國に商のために渡りけるが、風にはなされ來などゝ云けれ共、更に言葉通ぜざれば、あまたの寶をとり出し、ちいさきもの共にとらせ、人をちかづくる事かぎりなし。次第々々に口を通じ、此國には何をたつとみにけるぞとゝひければ、堂塔やしろなどにゆびをさす。伴天連カウツメよき次でとおもひけるが、御へんたちのつまきす所は、我國にてはイトロスと申て、何のやうにも立べき物にあらず、たゞたつとき御方は、テウスと申て天にましますがありと、あらゆる物の作手（つくりて）にてましますなりとぞかたりける。人々多き中に、年のほど二十四五のかためなるおとな來て、其法をちやうもんす、伴天連の云けるは、御へんはいづくのものぞ、名は何と云ぞととひければ、國はみやこ近き大和といふ國の所のものなり、名はりやう西と云ものなり。伴天連聞なれざりし名か

な、たゞ我が門に入りたまへとすゝめらるれば、さきよりの御法談よく〳〵聴聞しけるに殊勝第一にこそゆへ、さらば御弟子に參らんとて、やがてバウチイスモを請けたりし、其年はとかくにあきないとゝのへ、次の年船を出すに、伴天連の云けるは、いかにりやう西、我國に來りたまへかし、何樣馳走せんとのたまひければ、りやう西申しけるは、それがしはみなし子にてゆへば、此國におもひ置事もなし、さらば御供申さんとて、船にぞ乘にける。其後りやう西名をばロレンソと申せ、かくて三年に良摩に着ば、良摩にてロレンソ、キリシタンの法、内學下學しけり。六年良摩に逗留して、いまはかの人をジヤホンのすゝめてにせんとて、今度はメイナフラムシシコ、ガスハルと云ふ伴天連、ユルマン、ロレンソ、出家三人なり。カピタンは今度もジヤカウフと申なり、かくて日本に着ければ、豐後の國に着、本よりユルマン、ロレンソは日本の人なれば、べんぜつにまかせ談義をとき、其年およそ百人ほどすゝめ入、次の年は伴天連カスハル歸られける、フランシシコは細匠のためとて、ロレンソと共に逗留す。其ひまにフルトガルよりはかり事にて、日本の

往來遠ければ、中やどりにせんとて、大唐の内、天河少しかいとり、諸のエキレンジヤをくみ立らるゝ。かくて四年めに伴天連十一人日本に遣はしけるが、今度は肥前の國下まつら平戸の島に船は着、其よりして天川便り近ければ、毎年船の往來今まではたゑざりしとぞきこえける、是我が朝の吉利支丹初りの根本なり。

一　其後船平戸に入、平戸にて日本人とシニヨロ少しの口論あるに、伊藤甚三郎と云人通り合、何事やらんと云ければ、本より日本のものは口を知たる故に、少のあきなひゆへと申、甚三郎是を聞、壹貫故ならばしづまりゆへとなだめけるを、シニヨロは口をしらざるゆへに、たゞ喧嘩の一同と心得て、けんをぬいてかの甚三郎の右の手にきずを付る。其後甚三郎今は殘所もなしとて、かのシニヨロをたちまち討てすてければ、ラスカル以下のもの共は、日本人との喧嘩なりとさけびければ、黒船に有とあらゆる南蠻人皆々陸にあがり、甚三郎を中に取籠れば、平戸の武士町人にいたる迄、皆々一ッに成つて南蠻人を中にとり籠、散々にたゝかひければ、只ばうせんごとくなり。喧嘩は宮の前と云所なりしが、

いやの崎と云所までみなおいうちにせられ、シニヨロ、ラスカル以下のもの、こと〳〵く討ち捨てられて、三ヶ一ほど船ににげ乗らんとせし處に、平戸のしゆごごのよりして使者を立てゝ、みなとをたのみて來りける船を、なさけなくせんずる事、異國の聞へも然べからず。たゞ喧嘩を留まれ、しきりにすゝめたらんものは、名字けつたいたるべしと使を給りければ、其時日本人しりぞく、殘りたる南蠻人のこらず手を負て船に乘けるが。其年は漸々おち〳〵あきないして天河に歸り、次の年は横瀨浦と云所に船を着る、彼の所は大村殿と云人の知行なれば、主君にあんない云て其法をひろめければ、したがはざりしものはなし。あるいは善根をなし、ある時はぢひを以、其宗たつとき道理を人に知らせける程に、すでに主君も其門に入たまふ。其後は子細有て福田と云所に船を着る、其後いまの長崎に船を着、次第々々に繁昌するなり。

一　其後爰におそろしき道理あり、其ゆへいかんと申に、此は慶長九年二月中旬の事なるに、筑前の國博多にエキレンジヤありけるが、其時のぢう持をば、ヘルロマンと云なり。

ユルマンの名をばニコラオと云、同宿の名をばイナツ所と云ふ。其比博多は次第々々に吉利支丹繁昌の時分なるが、所のしゆごの名を黒田甲斐守殿と申なり。其時分吉綿は平戸の住人里庵といへるものあり、この人はいとけなき時より上洛して、其比下向せしが、子細有て國には歸らずして、博多邊にぞ居たりしが、俄に足に悪瘡出來たり。存命あやふかりしに、ある人申けるは、エキレンジヤにこそかくれなきいしやのゆひしに、御身キリシタンにて有ばたちまち快氣せらるべき物をとかたりを聞て、快氣をだにいたすならば、我等吉利支丹になるべきに、御取合にあづかれかしと申ければ、いとやすき事とて、エキレンジヤにめしつれ、七日の談義を聽聞する、眞しからずはあらざれど、悪瘡快氣のために頓て水をさづかり、其名を里庵と云なり。其時里庵申しけるは、御はからひにて切利支丹には成けれ共、世の中はせばく成たり、夫をいかにと申に、吉利支丹と云は、萬民より嫌はるべし、たゞねがはくば御寺の同宿に召なされよとしきりに申ければ、頓て住持もりやうじやうし給ふ。やがていしやにあはせて悪瘡も快氣しければ、其身けなげになりて、吉利

支丹の學文を相傳す。其身の少覺へたる佛法をかへ物にすれば、伴天連もなのめによろこび、のこる所もなく吉利支丹の極意までみな相傳させさするなり。かくて里庵てらに三年まで逗留しければ、慶長十一年三月二十一日に、長崎より伴天連ユルマン大勢來ければ、里庵不審におもひ事の次第を、人にさへ共更にあかさず。住持に向てひそかに尋ければ、住持返事に、人に知らする事にはあらず、御身聞て何のゐきやある、其時里庵我等三年の間御寺に逗留し、極意の所もかたのごとくつたへ申せしに、今更物を包玉ふ事こそうらみなれ、さらば御寺をまかり立んとあれば、住持きこしめし、かの物寺をいづれば、我法を顯はに云なされては、あしかりなんとやおぼしける。相かまひてこの事口外すな、御へんも我々の一身に同すべし、別の子細あらず、今は是長崎も繁昌し少身とは云ながら、大村、有馬も吉利支丹なり。其外あなたこなたの國々の端々にも、吉利支丹など多ければ、本望此時にはしかじ、かるがゆへに諸出家をあつめ、存する旨をひやうぢやうするなり。長崎は爰かしこの人々のつき合多き所なれば、ひそかなる寺にてひやうぢやうを致也。夫を何

ぞと云に、爰にては甲州のよしみ黒田早衛門と云人、是はもとより吉利支丹なり、彼等の人を先として、日本國中の大名小名を、十人も其上も我門にいれなば、是はいくさの種なるべし。其のために諸出家をあつめ、國々に差し遣し、法をといて聞す、わが門にすゝめ入つゝ、其後天下に弓をひかんず時、隨まじきと云人有ば、くだんのエスクモカアトを與へんとおどさば、後生の事の事恐ろしさに、伴天連と一身をせぬはよもあらじ。其時は天下の主をともかくもなし、ヒスホを日本の將軍つかさになし申さん事案の內と覺ゆれば、其のひやうぎのために、かゝる出家あつまるなりと語りけり。

一　其後三月二十二日より談義を初めて、同二十八日まで七日の談義をのべて、萬民聽聞きせらるゝ、かくて內義も過、四月一日より伴天連十人にてサン吉ヤと云所にとお籠り、あたりに人をよせずして、夜日三日の內談なり。夫を何ぞと聞に、筑前にユルマン、ハイアンを下し、談義をのべさせ、先づ甲州をすゝめ此門に入べし。薩摩にユルマン、カンボウを下し、大名共をすゝむべし。豐前には辻登明、ユルマン、デコウリス彼兩人を遣べし。

肥後には中浦寿里庵こそ然るべけれ。さりながら爰に一子細有、我が國にたとへば、日本にては長崎が良摩なり、され共エキレンジヤに少の寺領なければ、人夫等などの時事かけたり、先づ浦上と云所がいまだ御公領なれば、是を天下に申請べきやとのひやうぢやうなり。其中に女庵フランシシコといへる伴天連ありしが、進み出でゝ申されけるは、浦上と云在所は名々御存のごとく、長崎には少しへだたりたる所なれば、大村殿の知行長崎をば、天下の御意を請て申替、長崎の町在郷を押くはへ、天下の御藏入になすならば、エキレンジヤのまゝたるべし、後には是も我等が物たるべし、此事然べきやいなやと申されければ、住持ヘルロマン此由を聞、日本國をうばわんとする我々が、わづかなる長崎を沙汰しては何かせん。いづれの伴天連是を聞、天の沙汰をしけるにも、一天より二天にあがる物なれば、何事もたゞ次第々々の物なり、先づ長崎の事を然りなんとひやうぢやう落着して、皆長崎へぞ歸られける。

一　其後ツフツ伴天連と云人を使にして、いわせけるは、浦上と云所是は天下の御公領な

り、長崎はまた大村の知行なり、されども浦上は當の在鄕、かの長崎と申は、唐土天竺南蠻の船の往來の所にて、萬事達たる在所なり。唯浦上を長崎にめしかへさせらるべきと申上げれば、三奉行も彼あんに入たまひ、やがてりやうじやうし、伴天連御判を取て下りける。かくて浦上と云在所を少わりはなして大村に渡し、のこる浦上と長崎を御公領になしての後、諸出家皆安堵の思ひにぢうする。今度等庵長崎の役を持事も、伴天連のはかり事なり、夫をいかにと云に、シシコと云子を持ちけるを、ヒスホにまいらするなり、伴天連になしたりければ、等庵に長崎をしらせ、もし本望の一通りをおもひのまゝにとげば、近國をしまろめ、かの人にしらせんためのたくみなり、然所に大村の內にちゞは淸左衛門と云侍あり、かの人はむかし伴天連に付良摩に渡り十ヶ年學文して後日本に歸り、エキレンジヤのユルマンして居たりしを、伴天連を少うらむる子細有て、寺を出る、大村殿に奉公す。吉利支丹のむかしより國をとる事をよくしりたる故に、ゼスキリシトのはかり事、サンチヤアゴの軍、日本に度々諸勢をむけたる道理など、いとこまやかにかたりければ、其

時大村殿今こそおそろしき所あれ、かほどまで悪行を廻らす輩を、信ぜし事こそくやしけれとて、たちまち家中の伴天連ユルマン殘りなく、長崎へおつ返しあまたのエキレンジヤをうちやぶり、其身は肥後よりたつときはつけ妙典の上人を申請、眞實の佛道に入給ふ。夫よりしてこそ吉利支丹のじやだうの談合は唯いたづらに成果、次第々々に世もせばくなり果ぬるなり。

校正再刻

やがのぞき規則

再刻とがのぞき規則題言

此書もと千六百年之比、聖教日本に盛なるに當て梓に鏤め廣く行はれしに、其後我キリシタン窘難甚しく年々と衰へ、今は一册だに遺れるや否を知らずといへども、近頃天主の思召儘より高恩を此邦に續かせ給るべき時いたると共に、羅瑪の文庫より見出せしにより、校正を加へまた古今の情態異なる事などを取捨して梓にえらせ、再び世に公にする事云爾。

御出世以來千八百六十九年

明治二己巳二月下旬

日本主教ヘルナルト誌

とが除き規則目録

目録　終

こが除き規則

コンピサンを能申様と善行に日を送るべき儀を教る事

ヒデスの理を眞實に信ずる切支丹後生の安樂を持爲に今壹ツの儀肝要なり。是則行跡を慥かに修むる事也。されば此儀を能辨へんと思はゞ、壹ツの譬を聞け、醫師(くすし)の煩ふ人を療治する時は、其病の根を直して其後は此病再び發ざるよふに養生之道を教るものなり。其のごとく一切之惡人のアニマにも科の病あれば快氣を持んためには貳ツの事專ら也。壹ツには、コンピサンを以て惡に汚れたる所を清むるにあり。貳ツには、其捨たる科を再び犯す間敷爲に不斷光陰を送るべき事是也。此貳ツを一々左にあらわすべし。

第一、コンピサンの得義之事。

天主パテル之御子ゼズス・キリシト一切人間の御糺手と定まり給ふによりて、一切人間の善悪を御糺明ありて、賞罰の貳ツを行ひ給ふ御位を與へ給ふなり。又御主ゼズス・キリシトは此位をサセルドテスに任ぜらるゝ也。其位といふは人間の科を聞糺し明められ、夫々に相當る科送を授けられよと之儀なり。或時御弟子達に此御赦しの力を與へ給ひて宣く、汝等スピリト・サントを受、又人間の科を聞、夫を糺すべし。然れば汝等世界におゐて定めたる事をば我も天におゐて好とすべしと。此御辭を以コンピサン之道を定め給ひコンヱソルには又御糺手之役として科を赦さるゝ位力を與へ給ふ也。されば此儀を定め給ふを以、我等に殊に勝れたる四ツの御恩あり。壹ツには、我等が科の糺手となるゝコンヱソルは我等同姓之人間なれば、科を顯わす事も易かるべし。若此役をアンジョスに宛行給

わばコンピサンを申事猶難かるべき事。貳ツには、我等が科をコンピサンに顯すを以似合たる異見を受導かれ天狗之謀を遁るゝよふに教へらるべきこと。三ツには、コンピサンを定め給ふ事。喩ば人間科に落間敷ため轡の意なり。其故は科を犯してもコンピサンを申事有間敷と思わば猶恣に科をすべき事。四ツにはスピリト・サントのガラサ我等がアニマに来り給ふべき道を此サガラメントを以整へ給こと是也。其故は能コンピサンを申す度毎に天主は御身のガラサを與へ給ふ事定まれる儀也。夫をいかにといふに、此サガラメントに貳ツの得義あり。壹ツには、モルタル科に穢れたるアニマを潔くなす事。貳ツには、モルタル科を以、失ひたるガラサと天主の御大切を再び求むる事是なり。故いかにといふに誰にてもあれコンピサンをいたすにおゐては致したる程のとがを悉く天主赦し給ひ、同じくガラサをも賜わる也。若モルタル科なき人べニアルを申さば、其赦しをも賜り剰持たるガラサの上に新しきガラサを賜るなり。其故は御主ゼズス・キリシト御代官としてコンヱソルを定め給ふによりて、貳ツの御赦賜わる也。壹ツには、ゼズス・キリシト之御名付

ことして聞るゝ科を赦さるゝ事。弐ツには、悪人科に依て来世にて請べき苦みを此世界にゐいて夫に相當る科送を與へらるゝを以赦さるゝこと。但此世界にて之科送、後生にて受べき苦み之程に相當らざるにおいては、其不足成分をソルガトフリヨにて受べきなり。故にコンピサン專ら也。喩へば、着する衣裳は汚るゝものなるに依て、再々洗ふが如くあれも其爲に隙を持コンヱソル在して障なきにおゐては、繁くコンピサンを申べき事宜き也。其故はコンピサンを物に譬れば、アニマの汚れを清むる無形之湯屋之意なり。又人の出入繁き座敷は必らず掃除を繁くせずして叶わぬごとく、我等がアニマも種々の妄念言語進退の猥成を以、穢るゝ事定まれる儀なれば、再々コンピサンを致し其穢を清めずんば有べからず。

第二、コンピサンを申べき人の保つべき條々之事。

コンピサンを不足成事なく申さんと思はゞ、左に顯す條々を保べし。壹ツには、コンピサンを不申前に其覺悟を定むべし。故いかにとならばコンピサンといふは犯せし程の科を思ひ出し、背き奉りし天主の御前に出て、御赦を乞奉る儀なれば、御前に出奉らざる以前に先其覺悟肝要なり。たとへば、主人より代官職を賜り知行の裁判をするもの其勘定をとげん時は先我家の内に而算用をするべきがごとし。

貳ツには、此覺悟をいたさん時犯せし科を猶容易思出さんがために、此次の第三ケ條に顯す條を讀賦聞賦して、その一ケ條宛に心を留、犯せし事有哉否を思案すべし。また此便りとなる事は過しコンピサンより以來送りし月日の數と、其中に取扱ひたる題目、住居せし所、相交りし友達以下を思ひ出すべき事。

三ツには、是等の儀を能思案するを以、覺悟を極りたるにおゐて則深き後悔を起し今より後天主のガラを以、是等の科を致まじくと堅く思ひ定むべき事。譬ば人有て下人に深く不便を加ふべきといたす者、其主人に對して越度あるに依て扶持を離され後再び奉公の望

ありて歸らんと思はゞ貳ツの事をすべき事專らなり。壹ツには、其越度を悔悲み申べき事、其故は後悔なくんば主人の赦しも有べからず。貳ツには、重而主人の氣に逢ふ間敷と思ひ定むべき事。如此我等も量なき御恩を與へ給ふゼズス・キリシトに背き奉るに依て、御赦しを蒙るべき爲に犯せし科を後悔し、自今以後如何成科をも犯す間敷と思ひ定むべし。其外只とも達したる後悔なく、又科を犯す間敷との思ひ定めの弱さをも歎き悲しむ事專ら也。されば此後悔の勤猶々憶成爲にコンピサンを申さゞる以前に何れの御影に成共向て祈念するべし。

○いかに御主ゼズス・キリシト、我が天主にてまします御身を背き奉り、数々の罪科おかせし事を謹而後悔仕らざらんや。誠に御内證を背き奉らんよりは、如何成苦しみなり共凌ぎたらんは猶増るべしと、唯とも我科に相似たる程の後悔なき事を歎ヶ敷存するなり。然れば御身の御パッショに對し給ひ、只今迄致したる科の御許を與へ給へ。又是より後は賜るべきガラサを以再び科に落間敷と堅く存じ定むるなりと後悔する科人の御合

力なる憐の御母サンタマリヤ、願くは唯今我コンピサン之サガラメントを宜く受奉らん樣に御身天主に御願給へ。犯せし科の御證據にて我を御守護せられて、只今我の爲に御ねがひ給へ、アメン。但ひまあらば、コンチリサンのながきオラショを申上べし。

四ツには、右の條々を勤めてより、コンヱソルわ直にゼズス●キリシトの御名代と心得、深き敬ひを以御足下にひれ伏クルスの文を唱へ、科のオラシヨを誦へるべし。萬事叶ひ給ふ天主をはじめ奉り、いつもビルゼン、サンタマリヤ、サンミギル、アルカンジヨ、サンジワン、バプチスタ尊きアポストロ、サンペトロ、サンパウロ諸々のベアトス、パテルに心詞仕業を以多くの科を犯せしと白狀し奉る。といふところ迄となへおきて。夫よりいつ頃コンピサンを申たるや幷科の御赦を蒙りたるや否、科送を勤果せしや否を云顯して無益の言葉を用ずして覺悟したる程の科を殘さず顯し、其御赦しをこひ奉り、又は心持して先幾度落たると云事迄も申すべき也。若其數を慥に覺ざるにおいては、凡幾度程と申べし。喩ば他の物を盜たる事十度あらば我盜をしたる事十度ありと明かに申べ

し。年去其數を知らず、凡十度にも及や否と思はゞ、われ謠せしこと七八度多くは十度にも及ばんかと申べし。爰におゐて壹ツの心得あり。如何成モルタル科にても是を恥ヶ敷賊、恐れて賊に曳れて隱す事有べからず。コンヱソル、コンピサンを聞給ふ時は、ゼズス・キリシトの御名代なればコンヱソルに科を隱す事は直にゼズス・キリシトを謀り奉らんとするに異ならず。これ則サクリレジヨといふて蔑聖の大重科なり。故にコンピサンに壹ツモルタル科を隱すにおいては夫を始として其外も赦し給わず、却而其隱したる事新しき大成科となるが故に、科に科を重るもの也。されば科をも隱したる人は其由をコンピサンに顯すんば其後致す程のコンピサン皆無益となるなり。爰を以コンピサンを申人科を隱さんよりは申さざる事は尙勝るべし。然れば、此科を隱す謂れは或は恐れ或は恥かしき事の類なれば、それを退くべき爲に壹ツの心得ありパテル、コンピサンの中に聞給ふ事は他に顯さるゝ事曾てなし。假令命を失ふ事有といふとも壹ツのペニアル科をも(ゆ)るされる事叶はぬ事也。

右白狀終りてより申べきには、覺ざる罪科も一同に悉く白狀し奉りて御身天主に御教をと又御身パテルに我がとがの御許と科送とを與へ給へと申上べし。其後科のオラシヨを續て誦には

是我誤也。これわがあやまりなり。是我深き誤也。因玆いつもビルゼン、サンタマリヤサンミギル、アルカンジヨ、サンジワン、バプチスタ尊アポストロ、サンペトロ、サンパウロ諸のベアトス、パテルを賴み奉りて御身天主の御前に我の御取次を在す樣に謹て賴みあげ奉る、アメン。

御主ゼズス・キリシト之御名代成コンヱソルの教に任せて授け給ふ科送を難有受奉りて科の御赦を蒙り奉る時分に當て後悔のオラシヨを申すべし。

如何に御身天主は限りなく御嫌給ふ科を以、廣大無邊御善德の源御大切にて在す御親を背き奉りし事を、心の底より深く悔み悲しみ奉る。御子ゼズス・キリシトの流し給ふ御血の御功德を以我罪科をも御許し給ひ、又御身のカラサを以、今より我進退を改め、再

びモルタル科を犯して、御内證を背き奉る事有間敷と堅く思ひ切奉る、アメン

コンエソル之前より退きて後、蒙りし潤澤成ガラサを覺へて御身天主に難有御恩を謝し奉るべし。其後コンエソルの異見を繰返して、今からは只善事を勤め再モルタル科をおかすまじくと思ひ切るべし。

五ツには、科の御赦を受ても、受ざるにおゐても、コンエソルより授け給わん科送を知れざる樣に早く勤めん事肝要也。其上御主ゼズス・キリシトの御教化（ごけうけ）に任せ、御授けの科送の外にオラシヨ、リイシヒリナ（おのれにかつ事）ぜゝん慈悲らしき行體をなすべし。是等の所作相叶においては、日々にも左なくんば、七日毎に成共致すべき事尤然るべきなり。其故はコンピサンの科送を油斷に依て怠る輙、或は勤むるといふとも、我科に相當る程の科送りあらずんばフルガトフリヨに於て其不足なる處を深き苦しみを以て報すべき事定まりければ、現在にても少し宛成共科送をすべき義也。去ながら此授けられし外の所作はせずして叶わざるといふにはあらず。

六ツにはユカリシチヤを請奉る人ならば、コンピサン過てより今度も又授かるべきや否をコンヱソルに問極め授かるべきに於ては定まれる矩の如く心得をなすべし。若又未だユカリシチヤを請奉ることなくて此度始ならば、コンヱソルに其いたすべきの容體を委しく尋ね習ふべし。

第三、コンシヤンシヤ迚本心を糺す道を教る事。

コンピサンのため犯したる科を思ひ出さんと望まば、先過しコンピサンより以來の年月を考へそれより左に顯す條々を讀べし。若我と讀事叶わぬにおゐては、人に讀せ一ケ條宛に心を留過しコンピサン以來斯樣の事を致せしや否を思案し致したりと覺へば其上に此儀は幾度有しぞと此一條宛に心を留て思案して其中に致さゞる事あらば云顯すに及ばず。夫

をいかにと云に、犯せし科をは必須わきまへして叶はざる如く、致さゞる科を甲事或は他人の科を甲事曾て有べからず。唯我いたしたる事ばかりを有の儘に申べし。又爰におゐて壹ツの心得肝要也。左に書記す御掟に付ての條々皆モルタル科にあらず、ベニアルも有なり。其故は何れの御掟なりとも背く時其背き様軽きはベニアルとなり、重きはモルタルと成也。譬へば四番目之御掟に就て夫は妻に嚴しく當りたる哉と左に顯したる處をは此差別すべし。男其妻を無理に打擲し又は疵を附たる事あらばモルタル科也。但軽き古之折檻賊少し、打事以下はベニアルなり。同じく七番の御掟に、盗べからずと有事も其盗の價凡百文、二百文之儀ならばベニアル也。但五貫文、六貫文取たるにおゐてはモルタル科なり。其他是に同じ

御掟之事

第一　御一體の天主を而已萬事に超て深く御大切に存じ敬ひ拜み奉るべき事。

第二　天主の御名に掛て虚き誓申べからず。

第三　ドミニカの祝ひ日を勤め守るべし。
第四　親共に孝行すべし。
第五　人を殺すべからず。
第六　邪婬を犯すべからず。
第七　偸盗すべからず。
第八　人に讒言を懸るべからず。
第九　他人の妻を戀すべからず。
第十　他人の財を猥に望むべからず。

第一番之御掟に付て

一　キリシタンに成てより神佛を拜みたるや、又札守をうけたるや、若あらば幾度と其數をも申べし。

二　神佛（かみほとけ）之罸を恐れたる事ありや、又人間に罸利生有と思ひしことありや。

三　ゼンチョの法に任せ、月待日待をし、或は祈禱の爲に神巫、陰陽師、山伏抔を呼たる事ありや。又は神佛の學の金銭歟、道具歟、其外何品によらず與へしや。

四　縦ひ心中にはキリシタンを捨ずとも、或は人より切支丹なる哉と問れたらん時言葉を以陳じ、或は切支丹にあらずと顯わさんためにゼンチョの寺宮に行き神佛を拜み珠数守抔をかけ其外ゼンチョの行ひをなしたりや否哉、是等之儀は眞實よりせざればヒデスを失わする儀に、あらざれども科なればコンピサンに申べし。

五　占ひまじない我とするか、人にさせたること有や。

六　時日方角を見、夢を信じ、鳥獸の鳴聲抔に氣を懸たりや。

七　ヒデスの條々に信ぜざる事ありしや。

八　切支丹の教は眞實なりや否哉、又其教之内何れの題目にてもあれ疑わしく思ひたる事ありや。

九　習ふ事叶ひながらオラショを習はず、又知ながら申ざる事あらば是もコンピサンに申

べし。若知ざるにおゐては習ひ知りたる上は今より後申べし、又アニマの扶りをするために知べき肝要成切支丹の御教を習において幾度油斷せしや。

一〇　身の上に惡事災難出來し、或は心に任せざる事有しとき天主を怨み奉り、或は萬事を治め計らる給ふ事なき歟と疑ひたるや。又は斯樣成時分に天主の思召儘に任せ奉り、其難儀を遁るゝ歟、宜く凌ぐがために御力を與へらるゝよふに賴奉らずして閑しや。却て口惜く思ひ是は迚もの事に忍らへ難しと云て是より死するが増と存するまで賴母敷心を失ひたるや。

一一　天主の數々の御恩を請ながら恩謝の勤をせざりしや、或は不禮不信心のみいたせしや。

一二　拜みのつとめに心掛を盡さゞりしや。

一三　毎日のオラシヨを怠りたる歟。

一四　サガラメントを授かりし時覺悟を等閑に致したるや。

一五　切支丹の御教に敵對書物を讀、或は物語を聞ヒデスに疵付たる歟。

一六　辭を以て他人のヒデスを失わせたることありや。

一七　力を落して、天主は我の科を赦し給ふまじと思ひ頼母敷心を失わざりしや。或は却て天主の御憐みに餘り頼みをかけ科を犯し立歸る事をいつ迄も差延たるや。

第二番之御掟につきて

一　ゼンチヨに當る誓文にいふ湯起請、火起請取歟、人にとらするなどせしことありや。

二　切支丹に當りたる誓文たりといふ共、空誓文いたしたる事ありや。誓文の題目實成においてはモルタル科にあらざれども肝要の子細もなく敬ひなきにおいてはベニアル科と成べし。又斯樣の誓文いたさせし事人に仇をなさんとの心當成しや。

三　疑わしき事を誠なりといふて誓文を立たるや。

四　何れにてもあれ、我後生の快樂に持るために肝要成事をすまじきと歟、又はいづれの科なりとも許すべきと誓文したる事ありや。又斯樣の誓文を遂たる事ありや。其故は

かくのごときの誓文は致すべき事にはあらず、いたしたりともとぐべきことにあらず。

五　子細なくして人にしたる好約束を違へたる事ありや。また夫によりて他人の上に損をさせたる事ありや。

六　神佛に愿(ぐわん)を立たるや、若立たりといふ共科なればとぐる事なかれ。

七　天主又はサント達に立たる願を叶ひながら遂ざる事有や。

八　空言(そらごと)をいひ中にも人の仇となる虚言(そらごと)を云たる歟、又虚言を實に請させんために天主の御名に掛たるや御掟を背く處の悪業をいたさんと誓文を立たるや。

九　咀ひを申たるや。

一〇　ゼンチヨ又は悪しきキリシタン天主ベアトス達に向つて悪口雑言を吐を聞とき、如何様成有様を致せしや又は夫に同意せしや、或は其人の氣に合よふに答たるや。

第三番之御掟に就て。

但此御掟につき犯せし科を糺においてサンタ・エキレンジヤの六ツの御掟に付ても糺明をするべし。併パツパよりの或御赦を先誰も

心得置べし。壹ツに、トミニカ祝日に付て、二ッに肉食の事、三ツにゼ、ンの事、則左の如し。

極貧にて其日暮しの切支丹は、毎ドミニカ毎祝日に働く事の御免。但相叶ふにおゐては御彌撒を拜て後、叶わざるにおいてはおがみの勤を盡して後稼事御許しあり。誰さもなく相應に暮す者は晝後より晩まで活業をする事よろし。但御パスクワ、スピリトサントの天降り、御主の御誕生、サンタマリヤの御上天、此四ヶ日は御免なし。

毎セスタ幷悲み節の中の毎クワルタと餘きヘリヤ・キンタ其外四季の初之ヘリヤ・クワルタ、ヘリヤ・セスタ、サバト之日にあたりて肉食すべらす。

ゼ、ン悲しみ節中のヘリヤ・セスタ毎にと餘きサバト幷御誕生の前の日守るべし。依て此日にあたりてゼ、ンせざりしやを糺すべし。

壹 ドミニカ幷エキレンジヤより觸給ふ祝ひ日に叶ひながら御ミサをおがまざりし事ありや。

貳　御ミサを拜む時不信心をいたし無益に念を散したる儀。

三　コンピサンを申べき覺悟をするに心をかけ盡さゞりしや。

四　コンエソル之仕合に逢ながら忽がせに依てコンピサンを申ことをさしのべたるや。

五　コンピサンの科送を勤果さゞる事ありしや。

六　尊きユカリシチヤのサガラメントをさづからん時アニマの肝要なる覺悟を形の如くせすして受たるや。

七　コンエソルに犯せし科を白狀するにおいて、或はモルタル科を隱し、或は直實の後悔を起さず、或は不足なる糺明をいたしてコンピサンのサガラメント又ハ尊きユカリシチヤのサガラメントをあざむきて授りたるや。

八　尊きユカリシチヤを受て後御主ゼズス。キリシトに心の力のおよぶ程御禮をなさゞりしや。

九　エキレジヤより誡め給ふ日限に肉食したるや。

二〇 毎年壹度定まりたるコンピサン或は命危き時に臨みてコンヱソル在しながらコンピサンを申さゞりし事有や。尤假令危き病なりともコンヱソル在給わずんばコンチリサンばかりにても濟なり。

二一 ヱキレジヤより觸給ふゼヽン餘儀なき子細なくして敗(やぶり)たる事ありや。又も他人を勸めて肉食させたるや、或はゼヽンを敗らせたる歟。

第四番之御掟に付て

一 父母に對する孝行いたせしや、又其事足らず難儀なるとき力を添たるや否。

二 親共の正しき云付に從はざりしや。

三 親共の目の前にては其云付に從ひても蔭にて誹りたるや。

四 親共の云付を背きて惡所に行たるや、又惡黨と共に近付たるや。

五 親共に敬を盡さずして只侮り嘲りをのみ懸たるや。

六 親共に惡口雜言を吐たるや、或は氣に懸る返事をなしたるや。

七　父母の老耄、貧窮、文盲なるを恥たるや。

八　貧窮成親共の衣食住に心を盡さざりしや。

九　最期に及ぶ親共のアニマの助かりをなすにおゐては怠りしや。

一〇　此御掟において親共より子供に付て盡すべき勤を思ひ出し眞實の糺明をなすべし。

一一　夫は妻を無理に嚴しく折檻し妻は夫より科にあらざる事をいひつけらるゝこと從わざりしや。

一二　子を持たるものは、切支丹に當る肝要の題目を教へ科をする事あらば諫め、中にも若き道其外色に耽る事あらば折檻を加へ、男子女子共に色好の科に落ざるよふに精を入るべき事なれば、此儀にゆるかせありや否を糺すべし。

一三　ゼンチヨ之被官を持たる人別て家内に召遣ふものあらば切支丹になるべきよふに異見をすべき事專要也。これによりて此儀に油斷ありや否をいふべし。然と雖押而切支丹になさんとすることと曾てあるべからず。同じく其下人切支丹ならば御掟の事を保つよ

ふに心がけをなしたるや否を糺すべし。

一四　我進退するものに對して非道を行ひたるや。

一五　我進退する者の中に爭ひなど出來したるとき非を糺さず理わりに落着したる事ありや

一六　年貢上成など取立る時下作百姓を無理に責め非道に當りたることありや。

一七　大勢の差配又は見ケ〆などを任せ置たるものゝ無理を行ふ事を知りながら異見をも加へずして知らぬ體にて其儘に差置たるや。

一八　主人の物を差配して自他のために掠め取りたる事ありや。

一九　百姓など地頭に納めずして叶わぬ年貢或は何れの人にてもあれ我主人に納めずして叶わぬ事あるを、或は賄賂に眩り、或は親しみあるによりて贔負をし主人に失わせたりしや。同じく其一人にて賄ふべき事を當らざる別人にかけたるや。

二〇　公役或は貫繫ぎなど云付られしとき主人或は司の差圖より多くして其餘をば私の德となしたるや。

第五番之御掟に付而

一 非道に人を害したるや。

二 人を悪みそねみたるや。

三 喧嘩、口論、打擲、刄傷したるや、又は是等の悪事に合力(こりよく)せしや。

四 遺恨を含み死ねがしと望みたるや。

五 人と行逢遺恨あるによりて知らぬ體をなし禮をせざりしや。

六 詫をいふ相手に承引せざりしや。

七 懇意の中を違わせんと一方より誹たる詞を本人に告たるや。

八 他人に恥辱を仕掛或は面目外聞を失わする程の悪口をいひたる事ありや、又は是等の手術(てだて)を行ひたるや。

九 悪を見知らざる人に勧めて悪事を教へしや、又は其徒に合力せし事はあらざりしや。

一〇 他人に遺恨を含ませ互に中を違わせたる事ありや。

二　妻子眷屬之科を誡むること叶ひながら誡め留めざりしや。

三　人にあしき異見を加へてモルタル科を犯させしや。

三　刀様(かたなだめ)しに非人を殺したるや。

四　自害せんとおもひたるや。

五　他人之上に悪事出來せん事を願ひ或は眞實より咀たるや。

第六番之御掟に付而

一　邪の悪念悪謀起り同心せしや。

二　邪の歌を唄ひ又は邪の沙汰を聞語るを以悦びたるや。

三　斯様成沙汰ある書物を妄成心當を以讀聞たる事ありや、又是等の事を他人にすゝめて語らせたるや。

四　邪を引出すべき醜陋之事を見たるや、都而(すべて)思望詞仕業(おもひのぞみことばしわざ)を以犯せし邪淫の科また夫等の數迄をも思ひ出してコンピサンをするにおいては有體に白狀すべし。

第七番之御掟に付而

一　何なり共物を盗みたる事あらば其色を申べし。其とがの軽き重きはコンヱソルより糺し教へ給ふべければ、返し辨ふべき儀も萬事其異見に任せるべし。

二　金銀に錫鉛の類を吹交ぜ遣ひたる事ありや、

三　商賣に生斤量をし私成升秤を遣ひたるや。

四　商賣之時悪きものを上には能見せ其外如何様成道にてなりとも人を抜たる事ありや。

五　物を貸に道理に迦れて利足を取たる事ありや、此儀に付てはコンヱソルより教へ給ふべければ夫に随而すべし。

六　人之無理に損をする題目となりたるや。

七　力有ながら懸たるものを等閑し事ありや、又借銭を拂に忽がせしたる賦又償をなすにおいて故なく時日をさしのべたるや。

八　召遣ふ者に宛行たる給分をとらせざるや並人を雇ゐて賃を與へざりしや。

九　其、職業拵の慰をするにおいて誑して金を取たるや。

一〇　賣買共に人を欺きて盗みたるや。

一一　金錢を貪るがために博奕を打ちたるや。

第八番の御掟に付て

一　公事において僞の證據をいにしたるや。

二　他人に虚說をいひかけたるや、取別其題目深き事成に於てはモルタル科なれば亦それを言あらけずんば有べからず。喩ば物を盗みたる者は夫を返さずんば叶わぬ如くなり。

三　他人に雑言を勸めたるや。

四　過を陳じ或は遁ぶがため或は人に仇をなさんがために虚言をいひたるや。

五　人の科を擧たる事ありや、夫をいかにといふに擧むるを以彼人に猶々科をさする便となるによりてなり。

六　肝要成謂なくして他人のモルタル科を人に顯したることありや。肝要成謂といふは彼

モルタル科を犯したる人に了簡を加へるためならば顯しても科にあらず。但し是に付ても迷ひ有間敷ために先コンヱソルに其容體を尋べし。

七　他人のモルタル科を語合たるや、或は人の誘る一味して語りたるや。斯樣の事を聞かん時は支ゆべき事肝要也。

八　人に讒言を懸たるや。

九　させらざる時に踏懸りて他人の事に付邪推の心を起せしや。

一〇　邪推の心を別の人に語りたるや、又悅而讒言を聞たるや。

第九第十番之御掟に付而

一　是は第六第七番の御掟に顯す條々の内何れにてもあれ假令所作にはとげずとも望みたるや。

二　同じく其御掟に顯す科の内いづれを成共思ふとき惡念也と辨へながら夫を快く思ひ悅びて其念を留めたりや。

七ツの罪源の内慢氣之科に付而

一　他人を卑しめたるや。

二　モルタル科を犯したる事を自慢して人に語たるや。喩ば健氣者と思われんとて人を殺したる事などを語る類なり。是等之事をせすとも身を褒れん迚自からいたしたるごとく語りたるや。

三　假令善事なりとも人に善人と思はれんとの心あてばかりにていたせし事ありや。

四　人より譽められ重んぜられん事を望みたるや。

五　勝れたるものと思われん爲に才智富貴を名聞(みやうもん)の心にてかたりたるや。

六　貧人不足なる人を輕しめたるや。

同　妬み之科

一　他人之上に吉事出來するとき悲しみたるや、又凶事有をみて悦びしや。

二　他人の才智、富貴、名譽を見てかなしみたるや。

三　人之面目を汚し或は失わする心當を以讒言を懸たるや。

同　貪欲之科

一　財寳を求めん迚モヽタル科を致したるや、又妄に是を望たるや。

二　財の及程希ふ貧人に慈悲を施さゞりしや。

三　アニマ之事を構わずして唯財寳の貯へを増さん事にばかり念をかけたるや。

同　邪淫之科　第六番と御掟に付而之條目を見るべし

同　飽食之科

一　吐逆する程物を食し過たる事ありや。

二　分別を暗ます程酒を飲たる事ありや。

三　同敷人に分別を暗ますほど酒をすゝめたるや。

同　短慮之科

一　眷屬他人に對して深き怒を發し遺恨を散ぜんために仇をなさん思ひたることありや。

二　子供家来等に向ひて腹を立たる事ありや。

三　腹立之とき罵り悪口雑言唄ひを吐たるや。

四　氣に合ざる事有るとき物を地に抛ちたる事ありや。

同　懈怠之科

一　我アニマ之扶かる道を習ひ知ることに油断ありしや。

二　わが油断によりて一開談議を聴聞せざりしや。

三　眷属の上に裁制怠かせなるに依て下人子供の身持悪しき事ありや。

四　拜みの勤めにおゐてはゆるかせ有て毎日のオラショ、また御ミサ之拜み、聖教之稽古を忘れたるや。あるひは不信心にて此勤をいたせしや。

五　職分之勤を盡すにおいては油断あらざりしや。

六　仕事に懸る代りに只遊樂閑談酒宴杯の徒ら事に隙を盡せしや。

右之糺明を以て大方人之犯すはこの科を思ひ出す事易く叶べしといへども、當人宛自身

の勤、自身の悪僻を以犯せし科を穿鑿するべし。子供の勤と親共の勤とは同じからず。家来と主人之務亦同じからず。若輩と老人の悪僻同じからず。貧しき者の悪僻と富るもの丶悪僻また大に相變るなり。夫に因てコンピサンを申さんと思ふ人は此儀を能辨まへて右之糺明の不足なる事を全くするべし。

第四、善行に日を送るべき事。

切支丹たる者能コンピサンを致すべき道を早顯すによりて、今は又右にもいひしごとく二度科に立歸るまじき便りと成事を顯すべし。是則能日を送るにあり。されば先朝に眠覺ば即ちサンチイシマチリニダアテ、パテルヒリヨス、ヒリトサント三ツのヘルソナ御一體の天主尊ばれ給へと申上べし。それより立上り衣服を着し其日科に落まじきために了簡と

なるべき一ツの儀をすべし。是則御金言に見ゆる如く汝が終りを思ひ出せ、科をする事有べからずとの儀也。終りとは則死すると、御糺明と、パライゾと、インヘルノの事なり。しかれば先跪きて十字架之文を唱へ、天にましますガラサ、ミチ〳〵三遍申べし。是も亦三ツに分けて初め之天にましますガラサ、ミチ〳〵一ぺんをば、天主パテルに捧げ奉りて申上べきには、只今のオラスヨを御身にさゝげ奉つる。我不慮の災に逢頓死せざるよふに計らゐ給へと頼みたてまつり、其次の一遍をば天主ヒリヨに捧げ奉る。如何に天主ヒリヨ、ゼズス・キリシト我死して後御糺明あらんとき御矜みを垂給ふよふに此オラシヨをさゝげ奉る。三番目の一ぺん宛をばスピリトサントに捧げ奉る。インヘルノの苦みを遁し給ひ御身の榮福を與へ給へと頼み奉るべし。如此いたしてより又申上べきには如何に天主パテル、今日我いたすべきほどの所作を御身にさゝげ奉る。ゼズス・キリシト之御死去に對し給ゐて、我今日壹ツの科をもいたさゞるよふに計らゐ給へ。いかに天主ヒリヨ、ゼズス・キリシト今日申べきほどの言葉を悉くさゝげ奉る。御身の御死去に對し給ひて我今日

悪き詞を云はざるよふに頼み奉る。いかに天主スピリトサント我念慮をこと〴〵く捧げ奉る。ゼズス・キリシト之御死去に對し給ゐて我今日悪念に同心致さゞるよふに御力を添給へと申上べし。其後にビルジン、サンタマリヤにガラサ、ミチ〳〵三遍と守護のアンジョと我名のサントスにガラサ、ミチ〳〵一ぺん宛向いたすべし。然して申上べきには、いかに天帝の御母ビルジン、サンタマリヤとわれを守護し給ふアンジョと我名のサントに申上奉る。今日敵より我に仇をいたさゞるよふに御守護を加へ給へと頼み奉るべしと申べし是等之事を覺ゆること叶わずば讀事も然るべし。若人有て是より外別にいたすべきオラショあるによりて是を差置夫をせよといふ人ありて彼にしたがひたくば先其由をコンピサンを申べきパテルに顯すべし。

されば右條々の儀を勤め畢て以後常の日ならば前々の所作をいたすべし。但ドミニカ祝日歟用ひずして叶わぬ日ならばエキレンジヤに參詣し御ミサを始より終まで深きうやまいを以信心を起しおがむべし。其内にはロザリヨのオラショ歟又觀念歟をいたすべし。オフ

スチヤとカリスを拝み奉るときは是等之オラシヨを申べし。

オスチヤを拝み奉るとき之オラシヨ

御主ゼズス・キリシト、サンタクルスの上において世界を助け給ふに依て、欽み敬つて拝み奉る。我等のとがをゆるしたまへ。

カリスを拝み奉るときのオラシヨ

一切人間をたすけ給わんがためにクルスの上にて流し給ふ御主ゼズス・キリシト之聖き御血を拝み奉る。アメン。

談義あらば徳を得度との望みにて聴聞すべし。たとへば病者は醫者の云事をつとめんために随に其故を聞が如くなるべし。又何れのクルス御影をも深く敬ふべし。

第五、同　所作に守るべき事。

不断家内にても又外にても人に参會し物語をせんとき三ッの事をたしなむべし。
壹ツには他人の科をば假令まことなりとも顯わすべからざる事。其故は顯すを以て外聞を失わするもの也。たとへば人之財寶を盗む事の科なるごとく面目を失わする事も科也。但顯わす相手其事を聞、了簡を加へる人ならば科にあらず。是則コンヱソル、ヱキレンジャの司などの事なり。
貳ツには虚言をいふべからず。故いかんとならば其虚言淺ければベニアルと成若人の仇と成ことならばモルタル科となるなり。
三ツには婬亂にあたることを云ふべからざる事。其故は斯樣之事は云人のアニマはいふに及ばず、聞人のアニマにも仇をなす事、喩ば毒藥の人の身を破るが如くなり。
又朝夕の飯の時分に三ッの嗜みあるべき事なり。
壹ツには膳を備へてよりむざと食すまじき爲に、先斯の如きの御寘加之オラシヨを申べし。

食前の唱

いかに御主、我等之上と又此御身より與へらるゝ處の食物の上に御冥加を下し給へ。天主パテル、ヒリヨ、スピリトサントの御名を以、アメン。

天にまします　一ぺん

若此オラシヨを知らずんば、天にまします一ぺん申て膳の上にクルスの文をとなへて食すべし。此クルスの文之御功力(くりき)を以て其食物の上に天狗(てんぐ)こもり乗るといふ共則逃去べし。

貳ツには酒を過すべからず。故いかんとなればサンパウロ宣ふごとく酒に色好の餌あり。故に是を用ひ過すものはアニマ色身(しきしん)の災をなす也。たとへは油は火を燃す如く酒も色好之火を起し短慮怒など之基なり。

三ツには食しおわりて御禮のオラシヨを申べし。

食後の唱

天主のゴロリヤいやましにおわしまし人間は無事に榮へ死人は不退(ふたい)の快樂(けらく)に至るよふに

たのみ奉る、アメン。

天にまします　一ぺん

代々をかさねて神等萬象を治め給ひ萬事叶ひ玉ふ天帝われら蒙りたる萬之御恩賞之御禮をなし奉る、アメン。惣じて常になすべき心得といふはわが家の内に何たる惡事ありや下人子供何たる科をいたすぞと尋ね探りて異見を加へるべし。又女子を持たる人は猥に人に交らざるようにすべし。それをいかにといふに主人は下人に衣食を與へ、親は子を養ひ育てるのみならず、其アニマに當る事をも忘らず心懸天主を背き奉らざるように精を入ずして叶わぬ儀也。是を指てサンパウロ父母として子供の上を心掛ず、主人として下人の上を裁判せざる者は、主人親に當る役を勤めざるが故にゼンチョにも劣りたりと宣ふなり。

寢時本心の糺明を致すべし。是則五ヶ條に籠也。

一　其日の御恩の御禮を如此いたすべし。

いかに御主、今日我に與へ給ひたる程の御恩の御禮を謹而申上奉る。

二　其日にいたしたる科を見知よふにガラサを與へ給へと頼奉るべし。

三　其日中の心詞仕業には何と有つるぞと糺すべし。其爲には行たる所相語合たる人を思ひ出す事は合力となるべし。

四　如此いたしてより科ありと思ひ出さば、則後悔いたし重恩を蒙りたる主人の命を背きたる者の如く其誤りを悲むべし。

五　今より後天主を背き奉らざるをと乞奉るべし。夫よりして犯たる科を後悔いたしゼズス之御疵に對してゆるし給へと頼みあげ、何なり共オラシヨを申、ビルジン●マリヤをはじめ守護のアンジヨ我名のサントをも頼み奉りて臥すべし。

とがのぞき規則　畢

御出世以来一千八百六十九年

こんちりさんの畧（りやく）

明治二己巳二月下旬刻成

胡無知理佐无之略題言

切支丹の聖教。天文慶長之際。始て日本に傳わり主恩を蒙りしもの既に多し。然るに慶々魔謀に罹り。終には許多の神父も。證據の爲に。悉く身命を捧げ盡し。教導の諸書も皆湮滅して。正道日々月々に衰へ。萬民助りを得る事殆危くなり果しに。

天主の神慮より。再び吾輩を此邦に遣わさるゝに及びて。竊に遺れる切支丹の子孫の中に。唯此コンチリサン之略のみ。誤なく寫し傳へて秘藏せるを見出しぬ。夫久しく神父なしといへど母。其際。此書の教に任せて。眞實なる後悔之道を以。靈魂を助かりし人多かりしならん。是偏に御母聖瑪利亞を始。致命諸聖の擁護に依て。天主。此國の切支丹を捨給わざるの徴なりと誠に仰ぐべき事也。されば幾理志タンたらん者。自今後も告解を申

さん時。或は別而其望ありながら。コンヱソルの仕合を得ずんば。彌此巻の旨に從ひ守りて勤るにおゐては。後生の扶かり疑なし。因て此度猶校訂を加へて。梓に鏤め邦内に弘ることを許すと。云爾。御出世以來一千八百六十九年明治二己巳二月下旬

日本　司教　ベルナルト誌

目録

目録　畢

御出世以来千六百三年　慶長八卯四月下旬

コンチリサン之略

人の上に大事の中の一大事といふは靈魂の扶かりといふ事、因茲一切人間の御扶手にて在す御身耶蘇の御金言にいかに人偏界を掌に握るといふ共其身のアニマを失はば何の益ぞと宣へり。又アニマの助かりを如何成財寶にも替んやと宣へり。されば此アニマの助かりのために勝れたる勤といふは、コンチリサンとて眞實の後悔なり。かるがゆへに此書を二樣之ことを志して記すもの也。壹ツには此覺悟何れ之切支丹の爲にもなるといへども別而コンピサンを聞るゝべき神父のなき所は科に落たる切支丹此書を讀明らめ、敎の如く勤めば其科を赦され、天主のガラサを蒙り奉り、終に天の快樂を請奉るべき道を知らせんため也。貳ツには何れの道にても死するにおいては人の最期の勸をなすべき人此書を讀聞す

る輩、又は此書を語り聞する輩を以、人之アニマを導かしめん爲也。是別而コンエサン無き所にてすぐれたる勤なり。爰に心得べき事あり。死するに近き人は未だ其隙あらば此一巻を悉く示すべし。若早時窮り暇なきにおゐては、初めの一ヶ條の内第三第四之心得と第二ヶ條第四ヶ條の理りを讀聞するべし。但し又是相叶はぬ程の急死ならば、責て第四ヶ條目に載る處のオラショを勸べし。若其人口禁り、此オラショを申事も叶はぬに於ては、心中に斯唱へよと示すべし。如此最期近きアニマに力を添すゝめをなす事、天主の御前にて其功德信心無量なり。夫を如何にと云に、是等の所作はゼズス人のアニマを助け給ふ道の船橋となる事也。豈等閑ならん哉。

第一　コンチリサンの上に於てなすべき四ヶ條の心得の事

第一、心得といふはゼズスは御憐み深く在す我等人間の御親成が故に、如何成罪人茂其科を悔み悲しみ悪を改め善に歸して扶かれがしと思召而已なり。これに依てゼンチョ之時作と造りし罪科を赦し給わんためにバプチズモ之サガラメントを評定たまひ、其御功徳を請奉るを以て、罪と沈みしものを不殘消滅して罪の代りに可受苦患をも遁して御赦し給ふもの也。猶此上に人之浅間敷身の習はしにて、バプチズモの以後又科に落べき事を憐み給ゐて、其後悔の爲にコンピサン之秘跡を定め置給ふもの也。かるが故にいかなる罪科なりといふとも御名代と定給ふコンヱソルに教のまゝに達してコンピサンを申に於ては、所有罪過を悉く赦し給ふべき事何の疑あらんや。依之誰なりともバプチズモの以後モルタル科に落たらん程の人は其科の御赦を蒙るべきためにコンピサンを申すして叶はぬといふことを能辨へよ。然れども時として其ところに神父の在合なき歟、又は神父の言語未だ通ぜざる歟、其外コンピサンの望ありても叶わざる仕合有ときのために此コンチリサン之道を以定め給ふもの也。コンチリサンとは眞實に深き後悔之事也。然ればいか成悪虐極りた

るキリシタンなりといふとも、心に眞實のコンチリサンを催しコンピサンを申べき仕合あらん時は必らず申べしと思ひ定むるにおいては、假令當座にコンピサンを申さずとも有程の罪科を悉く赦し給ひてガラサを賜るべきもの也。斯の如き深き後悔達して重ねてモルタル科に落ざる内死するにおいては、其人のアニマ扶かるべき事うたがひなし。是に付て偽給ふ事叶給わざるゼズス之御辭に、何時にてもあれ悪人の其身の科を心の底より悔悲むにおいては其科を御赦免し給ふとの御約束なり。然れば何れのキリシタンも眞實のコンチリサンの催しを能く知るべき事肝要なり。此儀は則此卷の第二ヶ條目にあり。

第二の心得といふは人或は病氣に犯さるゝ歟、或は陣鬪に赴く歟、或は船渡りする歟、何れにても如此命の危き事に懸らんとき、其身にモルタル科ありと辨へコンピサンを申さんと望めどもコンヘソルの仕合なきにおいては則此コンチリサンを催さずして叶はぬこと也。壹ツには誰もアニマ之助かりを歎き求めずして叶わざる事なれば也。貳ツには何れの人も肝要成時はコンチリサンをなせとの御掟なれば也。肝要なる時といふは右にいひし時

之事也。爰にまた心得べき一大事あり。縦死するに近からずといふとも何時にても科に落たりと心得においては、時日を移さず即時に善に立上るべき事也。其故はモルタル科有ながら死せば助かる事曾而叶わざれば人の上にいつ何時死期来るべきもしれざれば也。即時に善に立上るべき道といふは、コンピサン叶はぬにおいてはコンチリサンの外になしと能心得よ。然時は後生を願ふべき程のものは、各此道をこゝろにかけずんばあるべからず。

第三の心得といふは、此コンチリサンを以科のお赦しを蒙るべき爲には、先ヒデス堅固なくして叶わぬ事也。ヒデスなくして科をゆるされ御内證に叶ひ奉るといふ事は曾而なし。此ヒデスは常になくして叶わざる事ながら取別肝要成時は猶強く有べし。夫といふは最期之時天狗は別而ヒデスを失わせんと歎く者なり。是によりて心中にか言葉に出して歟いふべきには、エキレンジヤの御教を皆誠なりとヒデスに請たてまつる也。若此度者死後を差延らるゝとも又臨終の際まで此御教を捨る事あるべからずと申て新に其覺悟をすゆべきもの也。其信ずべき一々の條目といふは、先有とあらゆる物の御作者御主天主御一體に

て在すといふ事、並此天主萬事を計らる中にも一切人間の後生の御扶手にてまします則パライゾに至るべき道を教しへ導き給ふといふ事、又此御主我等前生の善悪に隨て來世の苦樂賞罰を御與へて也。神佛といふはいづれも我等にひとしき人間なれば、前世後世を計らい、善悪の賞罰を與ふる事は曾而叶わずと云事、又此萬物之御作者御計手にて在す天帝の御性體は唯御一體にて在せども、羅徳助、費略、斯彼利多三多とて、三ツのペルソナと申奉る事あり。パテルとは御親、ヒリヨとは御子、スピリトサントとは御親と御子とより出給ふペルソナにて在す也。かるが故に、天主パテルも、天主ヒリヨも、天主スピリトサントも天主にて在せども天主三體にてましますに非ず、唯御一體也といふ事、又天主ヒリヨは人を助給わんが爲に、人界を請させられ、童身のサンタマリヤより生れ給ひ、人に助かる道を教しへさせられ、終には我等人間の罪障の代りとして御自由の御上より、悪人の手に渡り給ひ種々の御苦患を凌ぎ給ひ、十字架に懸り死し給ふと云事、又世の終りに一切人間を元の肉身に復活らせ給ひ、御身直に天降たまひて、壹人宛の善悪を御紀し有て苦樂を

夫々に宛行わるべきといふ事、所詮天主人の科を免し給ひガラサを與へ給ひアニマを扶け給ふ事の由來之儀は、此御扶手にて在ます耶蘇の御功力に依事也と云事、扨此耶蘇と奉申は誠之天主、眞の御人にて在すと云事、是等皆ヒデスに請奉るべき條々なり。

第四の心得といふは、此コンチリサンを以科の御赦を蒙らんと思ふ人は先天主之御内證を深く頼母敷存じゼズスの御功德に深く頼をかけ奉るべき事肝要なり。縱犯せる科は海よりも猶深く、又其科の數は濱の眞砂よりも多く、既にヒデスも失ふ程の事たりといふ共、眞實のコンチリサンありて夫等の科を後悔するにおいては疑なく許し給ふべしと深く賴を懸奉るべき事也。ゼズス之御慈悲深く在すこと更に其邊際もなく、又御助手ゼズス之流し給ふ御血の御功德の廣大にましますを申さば、今又千萬無量の世界を出現して夫に住する程の人間之罪科なりとも殘さず洩さず消滅し給ふべき爲にも、御血御一滴の御功德は猶餘りある事なるに、いかに、況や汝壹人の罪を赦し給わんに一滴にても在さず無量之御苦しみを凌ぎ給ひたる上に、御血を悉く醴盡して流給ふ事なれば、其御血之御功德にて汝の

罪を滅し給ふべきに何之御雜作入給ふべきや。此儀を深賴母敷可奉存也。

第二　コンチリサンとは何事ぞといふこと幷にコンチリサンを勸る道之事

今爰に載べき理り是肝要之儀也。此旨を達して勸るにおいてはコンチリサンの本意に至るなり。有程の罪科を悉く滅して天主の御勘氣を赦され奉る事也。先コンチリサンといふは、我犯せし程の罪科は皆天主を背き奉る狼藉成處を深く悔悲み、其科を心の底より悪み嫌ひ、我と心を苦しめ如何成事に對してもせまじかりしものをと思ひ、自今以後モルタル科を以天主を再び背き奉る事あるべからずと堅く思ひ定むる事也。又時節を得てコンヒサンを申べしとの覺悟もなすべきもの也。是則コンチリサン也。是を猶廣くいふ時んばコン

チリサンの爲に肝要成こと數ヶ條あり。

壹ツには、先我越方之進退を顧みモルタル科に落たる事有や否を思ひ出すべし。或はヒデスを見失ひ、神佛を拜みし事有哉、又はゼンチヨ之教を信じ、賴母敷思ひし事ありや、又は人を惡みそねみ惡口雜言し外聞を失わせ仇をなしたる事有や、また我妻にあらざる女に犯したること有や。其外天主の御掟を背き大きに道に迦れたる惡事をなしたるやと、我身の上を糺明するべし。

貳ツには斯のごとく犯せし科を大方思ひ出して後、其科はいふにも及ばず忘れたる科をも同然に後悔すべし。其後悔も又輕々と外面にすべからず。天主は人之心中を見給へば外計にて謀り奉る事叶わず、心の底より犯せし科を深く悲しみ悔みていか成利得を得るといふとも又は身命を果すと云共すまじきものをと悔み悲むべし。爰に心得べき事あり。時として身之上を種々思案してみれどもモルタルとがを壹ツもおもひいたさぬことあり。是或は科と能辨へざる賦或は失念したる謂なるべし。假令左ありといふ共身に科なしと安堵し

て居事なかれ。辨へざる科と失念して思ひ出さゞる科をも後悔するべし。其故は科有ながらなしと思ひて其後悔なくんばインヘルに落さるべきに依て也。

二ツにはコンチリサン之心當（こゝろあて）といふは科故にインヘルノに落べき事を悲しむにもあらず。又科故にパラヰゾの快樂を失ふべきと云事を悲しむにもあらず。其外身の損失を顧みて悲むにもあらず。第一歎き悲しむべき心當といふは人に心身に是を萬事にこえて心の及ぶ力を盡して御大切に思ひ奉るべき廣大無邊の御主ゼズス・キリシトを限なく嫌給ふ科を以背き奉りしところを專一に悔悲む事是誠のコンチリサン也。是を能辨へるべき爲に知るべきことあり。インヘルノの苦しみを恐れパラヰゾの快樂を失われん事を悲みて後悔し偏（なし）む事も尤なれども是一偏に天主の御大切より出る後悔にあらず。只御法度を恐れ得を失ひし身の得失を顧るより發（おこ）るが故に達したる後悔にあらず。故に是等の後悔にて其科を赦し給ふ事有べからず。但如此の後悔たりといふこともコンピサンを中において其後悔の不足なる處を補ひ添て達たる御赦をなし給ふもの也。然といへどもコンピサンなきにおいては斯

様の淺き後悔而已にては其科を許し給ふ事なしと知れ。譬へば是臣下たるものゝ主命を背き狼藉を献ぜし時、扶持を放さるゝ上に罪せらるべき事を恐れて、扨もすまじき事をしたるものかなと身之科を悔るの類也。是更に主君を思ふ心より出す。唯我身をおもふ一偏なり。然るに此コンチリサンといふは天主を思ひ奉る達したる大切より出る儀也。御大切御慈悲の御親にて在す天主を背き奉りし處を何よりも第一に悔み悲む事也。喩へば是孝行なる子之親の命を背きて後身の科を悲しむに同じき事也。是折檻を恐れて之事にもあらず、唯萬事に超て孝行を盡すべき憐の親を故なく背きし處を口惜く悔歎思ふて泣々赦免を乞が如くなり。

四ツには過し科を悲むのみならず、今より以後再びモルタル科を犯さず、御掟の儘に行儀を守るべしと堅固に覺悟を居るべしとの事、過し科をいかほど悔しく思ふと雖重而科に落ることも有まじきとの堅き定めなきにおいては科の御赦あるべからず。かるが故にコンチリサンをなすべき人本妻之外に若思ひものを持歟其外何にても如此之妨有にゐては速に

夫を捨、再び此道に立返る事有間敷と強く思ひ去り、若又人に遺恨を含事あらば急ぎ思ひ直し、又は人に外聞を失わせ其外人に損をさせたる事あるにおいては、天主之御掟にまかせ當座に其償をなすもの歟、急速に返す事叶わずば追々に返すべきもの也。いづれも忽かせにすまじきとこゝろに思ひ定むべし。若又病者之上に如此之アニマに掛る障あらば遣成とき其整へをなすべき事也。是も即時に整がたきにおゐては、心の正しき間に書置をせよ。人は俄に口禁り本性亂るゝこともあれば、正念なる時とゝのゆべし。

右條々之外に及ゼズス之御定の如く時に臨てコンピサンを申授け給ふ科送を慥に勤めんと之覺悟肝要也。但此儀コンチリサンをなすときに忘るゝ事もあるべし。其時は如斯思定めずといふとも、科をゆるされガラサを蒙り奉る障とはならぬと辨へよ。再び科を犯す事なく、有程の御掟を保つべしとの覺悟をなさば其中にコンピサン之條々は籠るなり。是等皆眞實のコンチリサンの條々也。

爰に人ありていふべきには、人皆コンチリサン之情に至り難し。中にも久しく悪に染果

たるものは猶以堅かるべしと。是尤なれども、夫迄も力を落すべき事にあらず。天主の御力を添給ふ時は、何にてもあれ、ならずといふ事なし。又此御合力いかにも澤山在せば我等が方より受奉り度思ふにおいては、天主は御子耶蘇の御功徳に對し給ゐて、人に施し與へ給わんと常に待給ふもの也。然る時は如何程罪障深き身なりとも少しも力を落す事なかれ。御合力に顕し給ふごとく、天主我心の門を敲き給ひ、後悔を以て心を開く者あらば高之罪科を赦し給わんとの御約束なり。しかるが故に天主之御合力を頼み奉り、眞實のコンチリサンの情に至るべき事我之自由なる事を知れ。但天主之與へ給ふべきガラサをのみ待奉るとて、一向に徒に居べき事にもあらざればコンチリサンを發す便となる観念の事を少々左にあらわすべきものなり。

第三　コンチリサンを發べき便となる觀念之事

コンチリサンといふは右に記す如く科を以天主之御内證をそむき奉りし處を專一に悔み悲しむに極れば、後悔之發る處は天主之御大切と御敬ひを勸むる觀念は則コンチリサンを發す便となるべければ少々爰に誌すなり。

第一觀ずべき事といふは、天主の御上也。此君は量なき御威光、御力、限なき御智惠、御慈悲、御哀憐の源にて帝王の中の帝王、主君の中の主君、天地之御作者、今生後生の御計らゐ手に而在すといふ事、無限御智惠を以萬事を治め計らい給ひ諸々の物の大、諸々の善徳、諸々の美敷の源にて在せば、萬之御作之物に籠拜せられ仕へ思われ給ひ、萬事を思召儘に從へ給ふべき尊き君にて在すと觀ずべし。是に引替てモルタル科といふは天主の御内證を背き奉る逆心、御掟を破り奉る重科なれば、天主に對し奉る狼藉なるが故に、其科を又量なく惡み嫌わずして叶わぬ事なりと觀ずべし。爰を以計るに斯程高上の天主を罪を

もつて背き奉りし事を如何程にも悔悲しみ、心の底より後悔し再び背き奉るまじくと堅く思ひ定むる事肝要なりといふ事を辨へよ。又此御主御慈悲限り在さねば、人々アニマ之助かりに越而別に望み給ふ事在さず。斯程に深き御内證を背き奉りし者は我等也と雖、御大切に催され前非を悔ひ、自今以後進退を改むべしと存じ立端的に諸々之罪科を赦し給ゐて御寵愛の御人数に召加へられんと恒常待居給ふもの也。かるが故に人の天主に仕掛奉る狼籍といふは我科を赦し給ふ間敷といふ頼母敷心を失ふ事也。然れば今此観念を先として左に記すべき観念にも天主の御憐み深く在す處を目前に置てコンチリサンをいたすにおいては科を許し給ひてアニマを助け給わんと深く頼母敷思ふべし。されば此頼母敷思ふこゝろは平生も肝要なりといへども、取別最期に臨みて専要なり。其故は天狗の謀りは存命之間天主の御慈悲を信じに頼せて科を勧めし如く、一息截断之砌は深く見せつる御慈悲をいかにも淺く思はせて頼母敷心を失わせんとするもの也。

第二の観ずべき事は、一方よりは天主の我等に與へ給ふ御恩の品々を観し、今一方より

は其深き御恩を辨へ存ぜざりし處を觀ずべし。先天主の與へ給ふ御恩といふは御作なされし諸々の有情非情に施し給ふ德義を兼備へ給ひて、其上にアンジョに似たるアニマを與へ給ふもの也。此アニマに智恵分別並自由の德義を與へ給ひて猶又天主を辨へ御大切に存じ、直に拜み樂み奉るべき情を與へ給ふもの也。加之科を以て御身を背き奉りし御罰として、肉身には死に行ひ給ひアニマをばインヘルノの苦患に沈め給ふ仕合幾程に及ぶべきといへども、斯程の儀を差置給ひて却て現在にては勇健息災に存らへさせ給ひ、後生にては心にも言葉にも及ばざる終なき快樂充滿のパライゾを整へ置給ふものなり。また此科われらを助け給んために、人界を受させられ十字架に掛り死し給ひ流し給ふ御血の御功德を以て我等を天狗の奴より遁し助け給ふもの也。是等皆天主より人に與へ給ひし御恩の數々なり。然るに又人よりは其深き御恩を忘れ奉り、其御禮の代りとして誠に數々の罪を以背き奉るより外の事なし。是を觀じて見れば誰歟は此君を萬事に越て御大切に存じ奉らずしてあるべき。誰歟此大切に遂げ渡りて背き奉りし處を心之底より悲しまざる事有べき。誰

賦今より再び背き奉るべからずと堅く思ひ定めざらんや。

第三之観ずべき事といふは御主ゼズス汝に對し給てなし給ふ御事を細かに思案すべし。是則御憐の御親二心なき知音アニマ之ために情深き御夫之如く成御わざをし給ふ事を見よ。親は子を生てより養ひ育、後には萬事を讓與るがごとく、眞の御親にて在す天主汝をバプチズモよりガラサの命に生み給ひ、天主の御養子と召せられ、尊きユカリシチヤに籠給ふ御血肉を以御養育し給ひ、終にはパラヰゾを讓り給わんと待給ふもの也。又眞の御知音之如く成事をみよ。類なき知音の證といふは其人の爲に一命を輕んずるより外之事なし。然るに此君は汝が爲に百千難を凌ぎ給ひ、終にクルスに懸り、御血を流し盡し給ひて御一命を果し給ふもの也。又此君は汝がアニマ之造成夫にて在すうへに汝は幾度も此君の御内證を科を以背き奉り、貞心を守らずといへども、此御情深く在す御夫はそれにても汝を捨給はず。其科を轍し後悔をだにも仕れば卽時に思召直され元のごとくに又親敷思召。早是等之理り此君を永く背き奉らず御大切に不存して叶わずといふ至極之道理にあらず

や。然るに汝は是に相替りて不孝なる子の親之命を背く如くモルタル科を犯して御掟を背き奉るを以て、天狗に與力し怨敵となり奉り、兩夫にまみゆる女のごとく御作の物に心を移し、此君を後ろになし奉る也。是を天主は悪み給ひて或ボロヘタを以て悪人のアニマを數多の夫を持悪人の女人と呼び給ふもの也。然る時は如何成悪人なりといふ共、天主より思召給ふ御大切と、我等が天主に運び奉る御大切の薄くしかも野心多き事を思ひ合せて見ば、誰歟は犯せし科を悔悲しみ今より進退を改めんと思ひ定めざらんや。

第四右三さまの外に今一便といふはコンチリサンを心に覚へさせ給へと天主に乞奉る事也。此訴訟の御取次にはおん母聖マリヤを頼奉るべし。此御憐の御母は則悪人の御取次にて在す。天主も此御取合を能聞召給ふもの也。又天主を除き奉りてはこの御母程我等のアニマ之扶かりを歎き給ふ御方別になし。又此左に誌すオラシヨを心を留て申におゐてはコンチリサンの深き便となるべし。此オラシヨにコンチリサンの情を一々細に籠顕もの也。是常にも申べきオラシヨ也と雖、別して死する及ばん時は繰返々々心をとめて幾度も申す

べし。

第四　天主に奉立歸罪人之可申上コンチリサン之オラシヨの事

萬事叶ひ給ふ始終在さぬ天主の御前に、破戒無慙の身として罷出べき功力なしと雖も測なき御慈悲に頼をかけ、諸惡の綱に搦め付られながら只今御前に出奉るなり。扨も御身は始終在さぬ無邊廣大之御主窮なき御善德之源にて在す。我等に與へ給ひし厚き御恩の數々誠に際限なければ萬事に超て深御大切に可奉存事社本意なるべきに、左はなくして却而罪過之色品を盡して背き奉りし我身なれば、今更其御赦免を蒙り奉るべき身にもあらずと辨へ奉る也。我曾て犯せし科を陳じ奉らず。唯罪過の甚だ重くしかも數限りなき事を白狀し奉る。然といへども御慈悲は我科よりも深く御子ゼズス・キリシト之流し給ふ御血の

御功徳は我罪よりも猶廣大に在すこと辨へ奉るなり。然る時は如何に御主の御前に罪人ならば我科を悔むにおいては何時も赦し給わんとの御約束を今思召出し給ひて我罪科を赦し給へ。過し科を今心の底より深く悔み悲み奉る也。斯言上仕事強ち後生にて受べき苦患を恐れて之事にもあらず。只偏に御大切に催され、御威光御善徳測り在さぬ御身を背き奉りし事を悲しみ申也。今より我進退を改め、再びモルタル科を犯して御内證を背き奉る事有まじく堅く思ひ定め奉る也。然れば今御憐の背を罪人成我に確せ給へ、我科の代として御バツショ之量なき御功徳を捧げ奉れば是を以御勘氣を赦し給へ。ゼズス之御血の御功徳と御身の深き御憐に頼みをかけ犯せし科の御赦しを乞ひ奉る也。又此御訴訟の御取次には御母聖瑪利亞を頼み奉れば其御取合を聞召入らせ給ひ、我に御勘氣を免し給ひ其功力に及ばされ共御子一分に再び召加へ給へと謹而奉頼上。アメン。

第五　洗滌不授人もコンチリサンを以科の御赦を蒙る事叶ふと云事

バプチズモを授て後科に落たる人はコンピサンを不申して叶わざる儀なれば、時節を以コンピサンを可申との定めなしてコンチリサンを致せば科の御赦を蒙る也。故にコンチリサン有においては仕合なくしてコンピサンを不申して死するといふ共パラヰゾの快楽に至るべき事疑なし。其如く切支丹の御教を聴聞したらんザンチョ、バプチズモ之望深しと雖、授手なきゆへ力に及ばざる時は仕合あらばバプチズモを請べしとの定めを以右のコンチリサンをなすにおゐて、過し罪科を悉く御赦ありて助け給ふべきもの也。但先此巻之始第一篇之内第三之心得に記顯す條々を慥に信ぜずして叶わず、其上又同じ篇之内次に第四之心得に記頼母敷をも帶せずして叶わざる儀也。畢竟第二ケ條に載る處のコンチリサン之條々を達して勤むべき事肝要也。都而ゼンチヨと切支丹との間のコンチリサン之差別といい

ふは切支丹は時節を得コビサンを可申との定をなし、ゼンチヨは仕合あらばバプチズモを受べしとの定めある事なり。此外別に差別なきと辨へし。

コンチリサン之略

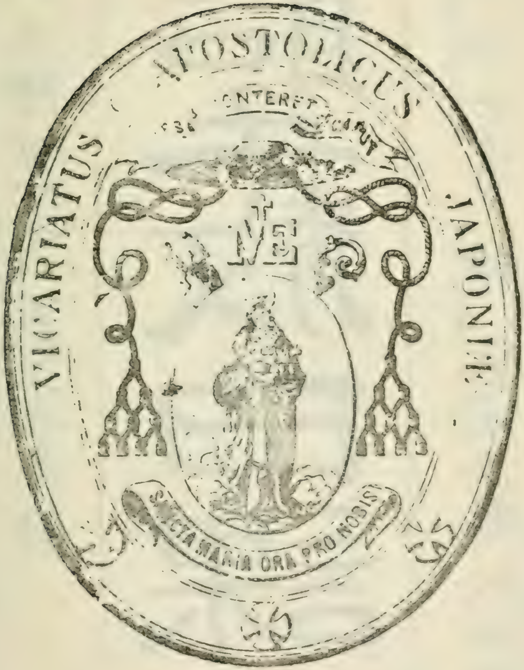
大尾

天主降世一千八百七十四年録

聖教日課

全

明治七年　准　大日本主教　ベルナルド


VICARIATUS APOSTOLICUS JAPONIÆ
SANCTA MARIA ORA PRO NOBIS

聖教日課目次

夜の誦

聖教日課

朝の誦

父子聖神の御名を以て亞孟。

天主の臺前に禮拜する時の誦

至て尊き三位御一體にまします天主、御身は茲に在すと御身に拜伏して、我が無二の御作者御主と謹で敬ひ拜み奉る亞孟。

天主に恩謝奉獻の誦

天主御身の賜る所の御恩は何を以て報じ奉らんや、御身の御慈悲に由て今迄我を守り存へしものなり、故に御奉公仕り申さんとの念願にて、今日の思慮言葉仕業苦樂を捧げ奉る、

聖寵を與へ給ひて御身を頌め奉らんか爲めに勤めさせ給へ亞孟。

罪を遁れ善に進むへき誦

吾が大主耶蘇御身は我が鑑と爲り給ふ者なり、願くは御身に倣ひて今より死に至る迄如何なる善なりとも行はせ給へ、人に對して甘味謙り堪忍慈愛を守て罪科を犯さゞる樣に力を盡し申さんと決定し奉るなり亞孟。

御恩を希ふ經

限りなき御威光、量りなき御慈悲にて在す天主、我が弱きこと甚しと白狀し奉る、御身の聖寵の御合力なきに於ては、聊かの善なりと雖も行ふこと能はざれば、願くは我が願ひを捨て給ふことなく、我が入用に隨て御ガラサを與へ給へ、御身の禁め給ふ所の惡を遁れ、思召給ふ所の善を行ひ、御身の御計ひにて受べき苦を凌ぎ申さんが爲めに、御合力を一向に希ひ奉る亞孟。

大主經

天に在す我等の御親、御名は尊ばれ御國は來らせ給へ、天に於て思召儘なるが如く地に於ても有らせ給へ、日々の御養ひを今日我等に與へ給へ、我等が人に赦すが如く我等の科も赦し給ひ我等を誘惑に放ち申すこと勿れ、我等凶悪を遁し給へ亞孟。

聖母の經

聖寵滿せ給ふ瑪利亞、御身に御禮を成し奉る、大主御身と共に在す、女人の中に於て別て御果報伊美敷なり、又御胎内は耶蘇聖く在す、天主の御母聖瑪利亞、我等今も最後の時も惡人なれども、謹んて頼み上げ奉る亞孟。

信經

萬事叶ひ給ひ天地を造せ給ふ、御親天主其の御獨子我等の御主耶蘇基利斯督、聖神の御奇特を以て孕らせ給ひ、童身瑪利亞より生れ出させ給ふ、般雀比辣多の下に於ては呵責を受け、十字架に懸られ死し給ふ、石の御棺に納められながら大地の底に降らせ給ひ、夫より三日目に蘇生らせ給ふ、天に上らせ給ひ、御親天主の御右に備り坐し給ふ、是からは生た

る人も死したる人も糺し給はん爲に天降らせ給ふ、聖神公にて在す聖教會諸聖の通功を科の御赦を肉身に復活り終りなき命を誠に信じ奉る亞孟。

科の經

萬事叶ひ給ふ天主を始め奉り、幸世童貞聖瑪利亞聖彌額爾總領天神聖若翰洗者さ宗徒聖伯德祿、聖保祿、諸の聖人に心言行を以て多への科を犯せしを白状し奉る、是れ我が誤りなり是れ我が誤りなり、是れ我が深き誤りなり、是に因て幸世、童身聖瑪利亞、聖彌額爾總領天神、聖若翰洗者、聖伯德祿、聖保祿、諸の聖人を頼み奉り、御主の御前に我が御取次をまします樣に謹て頼み上げ奉る亞孟。

サルベレジナ

憐みの御母皇后にて在す我等の一命甘味頼母敷御身に御禮を成し奉る、流浪人となる厄娃の子供が御身に叫びをなし、又此涙の谷にて號き泣て御身に願ひ奉る、是に依て我等の御訴訟の御取次にて在す聖瑪利亞、憐みの御眼を我等の身に回らせ給へ、又我等流浪の後尊

き御胎内に在す耶蘇を我に見せ給へ、深き御寛仁深き御哀憐すぐれて甘粉にて在す童身瑪利亞哉、天主の尊き御母基利斯督の御約束を受け奉る身となる樣に謹て頼み奉る亞孟。

守護の天神に向ふ誦

守護の天神、天主の御憐にて御身に頼みし者なれば、願くは今日我を照し護り終りなき命の道へ導き給へ亞孟。

本名の聖人へ向ふ誦

我名の聖人へ願ひ奉る、願くは我を助け給へ、此世に於ては御身を鑑として天主を愛し奉るを以て、天に於ても御身と共に天主を頌め奉る樣に御合力を成し給へ亞孟。

信德經

如何に御身天主は公なる聖會の教を盡く信じ奉る僞り給はざる御身天主は此聖教を聖會に言ひ顯し給ひしによりて少しも疑はず信じ奉る亞孟。

頼もしき經

如何に御身天主は御約束の通、御扶手にて在す耶蘇基利斯督の御功德を以て、此世に於ては聖寵を惡人なる我に與へ給ひて、若し御身の御掟を守り奉れば、後の世に於ては天堂の御快樂を蒙らせ給ると深く頼もしく存じ奉る亞孟。

御大切の經

天主御身は限りなき御善德御大切の源に在すによりて、御身を心の底より萬事に越て深く御大切に存じ奉る、又御身に對して他人を我が如くに愛するなり亞孟。

天主十誡

第一御一體の天主をのみ拜み奉て萬事に越て深く御大切に存じ奉るべき事、第二天主の御名を呼で虚き誓を申す可からず、第三主日祝日を勤め守るべし、第四兩親に孝行すべし、第五人を殺すべからず、第六邪淫を發すべからず、第七偸盗すべからず、第八讒言すべからず、第九他人の妻を戀ふべからず、第十他人の財を妄に望むべからず、右の十ヶ條は總て二ヶ條につゞまるなり、一には御一體の天主を萬事にこえて御大切に敬ひ奉るべし、二に

は他人を我身の如く思ふべしといふこと是なり。

聖會の御掟

第一御祝日を勤め守るべし、第二主日祝日に御彌撒を拜むべし、第三せめて毎年一度告解を申すべし、第四せめて毎年一度御巴斯卦の比に當りて尊き聖體の秘跡を受くべし、第五聖會の定め置き給ふ時日に大齋を致すべし、第六金曜日土曜日に肉食すべからず亞孟。

聖瑪利亞頌徳の禱文

御主我等を憐み給へ

　御主我等を憐み給へ、

基利斯督我らを憐み給へ

　基利斯督我らを憐み給へ、

基利斯督備て我らに聽給へ

　基利斯督我らを聽き届け給へ、

天に在す天主御父
我等を憐み給へ、
世界を贖ひ給ふ天主御子
同、
天主斯彼利多三多
同、
三位御一體の天主
同、
聖瑪利亞
我らの爲めに願ひ給へ、
天主の聖き御母
同、

童貞の中に尤勝れたる童貞

同、

基利斯督の御母

同、

天主の聖寵の御母

同、

至て潔き御母

同、

至て童貞なる御母

同、

害はれざる御母

同、

無玷の御母

我等の爲に願ひ給へ、

愛すべきの御母

同、

珍重なる御母

同、

御作者の御母

同、

御扶手の御母

同、

深き智慧ある童貞

同、

敬ひ奉るべき童貞
同、
頌めあぐべき童貞
同、
大能ある童貞
同、
寛仁大度の童貞
同、
大忠義の童貞
同、
義德の鑑
同、

上智の御坐

　我等の爲に願ひ給へ、

我樂みの故

同、

靈妙の器

同、

崇むべきの器

同、

愛心を發す大なる器

同、

奥ゆかしき玫瑰花

同、

達未の敵樓

同、

象牙の寶塔

同、

黄金の高殿

同、

約束の櫃

同、

上天の門

同、

曉明の星

同、

病人の全快

我等の爲に願ひ給へ、

罪人の隠込

同、

苦痛の慰(なぐさめ)

同、

基利斯當(キリシタン)の御合力

同、

諸の御天神の皇后

同、

諸の聖き先祖の皇后

同、

諸の先知の皇后

同、

諸の宗徒（あぽすとろ）の皇后

同、

諸の義の爲に命を捧げし人の皇后

同、

諸の行者の皇后

同、

諸の童貞の皇后

同、

諸の聖人の皇后

同、

罪科の汚なく孕り給ふ皇后
　我等の爲に願ひ給へ、
世界の罪科を遁し給ふ天主の羔　御主　我らを赦し給へ、
世界の罪科を遁し給ふ天主の羔　御主我らに聞き給へ、
世界の罪科を遁し給ふ天主の羔　御主我らを憐み給へ、
天主の聖き御母我らの爲に天主に願ひ給へ、
　我等が基利斯督の御約束を受け奉る樣に願ひ給へ亞孟。

御告の經

御主の御使神は聖瑪利亞に御告有ければ、聖瑪利亞は聖神の御奇特を以て御懷胎にならせ給ふ者なり。

聖母經　一遍

御主の婢女なる我が身に御詞の如く計ひ給へ。

聖母經　一遍

天主の御子費略は人となり給ひ惡人なる人間に交り給ふ者なり。

聖母經　一遍

天主の聖き御母基利斯督の御約束を受け奉る身となる樣に謹で頼み上げ奉る、御告を以て御子基利斯督人界を受け給ふを辨へ奉る者なり、願は其御苦難と御十字架の御功德を以て復活りゴロリヤに至る樣に御身の聖寵を我が靈魂に蒙らせ給へと愼て頼み上げ奉る亞孟。

御巴斯封より聖神の天降り迄御告の經の代に申し上ぐべき誦

天の皇后悅び給へあれるや、御身の生出し給ひたる者はあれるや、御詞の如く復活り給ふあれるや、童貞瑪利亞樂み給へ喜び給へあれるや、御主誠に復活り給ひしによりてなりあれるや。

如何に天主は我らの御主にて在す御子の復活り給ふことを以て世界を悅はし給ふ、願くは

其聖き御母を以て終りなき命の喜び樂みを配分させ給ふ様に御主耶蘇基利斯督の御功力を以て希ひ奉る亞孟。

夜の誦

父　子　聖神の御名を以て亞孟。

天主の尊前に於て拜する時の誦

我が天主御身の限りなき御威光を懼れ愼て平伏し奉る、御身は至誠至實にして僞り給はざるによりて、御身の御金言を信じ奉る、御身は限りなき御哀憐に在すによりて御身に深く願ひ奉る、御身は限りなき御善徳御大切に在すによりて、我が心の底より御身を深く愛し奉る、又御身に對して他人を我が如く愛するなり亞孟。

恩謝の誦

天主は我に與へ給ひし御恩は何を以て報じ奉ることあるべきか、御身は御代の御代に我を案じ給ふて、無き處より造らせ給ひ、我を助け給はんが爲に死去し給ひ、日々に數々の御恩を與へ施し給ふ者なり、是を報じ奉らんと存ずれども力に及ばず、是によりて天主の御天神聖人方に頼み奉て、願は惡き人間なりと雖も、我らに御恩を與へ給ひし天主を頌め、其御憐みを謝し奉らんが爲めに御合力をなし給へ亞孟。

今日中の罪科を糺明して後悔を起すべき聖寵を希ひ奉る誦

如何に終りなき御光の源にて在す聖神は我靈魂の闇を照し給ひて、我罪科の醜穢を辨へ後悔を發させ給へ亞孟。

犯せし罪科を糺明の大綱領

先づ天主に付て犯したる罪は經を勤むることを怠り忽にして盡さゞること、又御堂に於て不謹をなし、或は經を申し上るに當りて自由に心を散して經に心を留めざること、並に聖寵の御勸に背き天主の御計ひを謗り頼母敷心を失ふ事杯の類なり、

他人に付て犯す科は、人を輕んじ邪推を發し、遺恨嫉妬を含み、喧嘩口論、呪ひ凌辱讒言、嘲り、僞りなる物語、並他人に損をかけ或は其外聞を失わせし抔の罪なり、其外、人の爲に惡き鑑となりて罪科を犯させ、又敬ふべき人を敬はず正しき言付に隨はず、大切實意を背くこと皆此罪科なり、

我が身に付て犯す科は慢氣僞り又思ひ言葉仕業を以て清淨潔白を背き、飲食の中庸を過し腹を立て柔和を失ひ、無益の事に閑を費し、只遊び樂みを好み職分の勤を怠る抔の事なり。

後悔の經

如何に御身天主は、限りもなく嫌ひ給ふ科を以て、廣大無邊御善徳御大切の源にて在す御親を背き奉りし事を深く悔み悲み奉る、御子耶蘇基利斯督の流し給ふ御血の御功徳を以て、我が罪科を赦し給へ、御身の聖寵を以て今より我が心底を改め、再び大罪(もるたる)を犯して御内證を背き奉ることあるまじくと堅く思ひ切り奉る亞孟。

大主經　一遍

聖母經　一遍

信經　一遍

科の經　一遍

天主を始め奉り聖マリア、御天神聖人方に願ひ奉る、願は今夜並に一生の間別して最期の時我を守り給へ。

生たる人死したる人の爲に願ひ奉る誦

天主願は我が兩親並恩ある人知音終に敵對する人の上迄も御冥加を下し給へ、又靈魂の事にも肉身の上にも我等の司と立たる人々を助け給へ、其外難儀なる人、囚人となりたる者、常に辛苦ある人、旅人病人又最期に及ぶ人を憐み給へ、又教會に放れたる者は近より御身を知ざる外教の人々には、御身の御威勢御威光を辨へさせ給へと、御身の限りなき御慈悲に願ひ奉る、且又煉獄に苦む靈魂を憐み給へ、殊更親類と無緣の人並に諸人より各別に忘れ捨られたる靈魂に終りなき安樂を與へ給へ亞孟。

聖瑪利亞靖徳の禱文（おらしよ）　一遍

御告の經或は天の皇后の誦

勤を始る時の誦

聖神來り給へ、隨信の心を滿せ給へ、此職業の苦樂を御主の御功力と共に捧け奉る、願くは御身より命じ給ふ勤めを行ふの間、罪科を犯ざる樣に御合力を成し給へ亞孟。

聖母經　一遍

勤を終りて後の誦

天主の聖き御母御蔭の下に身を寄せ奉る、願くは我等の肝要なる願を輕んじ給ふこと勿れ、反つて我らに悉く危きことをいつ迄も免れさせ給へ、さても尊き榮福なる童身瑪利亞かな亞孟。

聖體を領る心得の事

此秘跡（さからめんと）を授かる人は其夜半より飲食を絶つべし、若し纔なりとも飲食するに於ては、其

日聖體を受る事叶ず、此秘跡は天主の御子耶蘇基利斯督にて在せば、深く敬ひを盡して香臺に近づき、我が靈魂を養ひ給はん爲に降生し給ひたる天主を迎ひ奉ると思ふべし、先づ香臺に近づき跪き神父は聖體を授け給ふ時は口を開き舌を唇まで出し領てよりは歯にも手にも觸るゝことなく只口中の津にて呑べし。

聖體を受け奉る前の誦

信德の經

御主耶蘇基利斯督は、誠に尊き聖體の中に在すと信じ奉る、我が受け奉らんとする此の拜むべき秘跡は、御身の御肉身御靈魂御血且天主の尊體なりと少も疑はず誠に信じ奉る亞孟。

謙德の經

如何に御身は限りなき善德の源にて在す、惡人なる我が拙き靈魂は尊き聖體に臨り給ふ御

身を授り奉るべき功力はなき者なり、然りと雖も若し御身の唯一命あれば我が靈魂は改まるなり。

愛德の經

御扶手にて在す耶蘇基利斯督は、無量無邊の御慈悲にて、尊き聖體に籠り給ふ御血肉を以て、我が靈魂を養ひ給はんが爲に天降り給ふ御身を御大切に存じ奉ざらんや、萬事に超て心の底より唯今死する迄も御身を御大切に存じ奉る亞孟。

後悔の經　一遍

聖德の經

御扶手にて在す耶蘇基利斯督は、我が心の中に御來臨在す、我が靈魂の糧となり給ふ御身を受け奉ることを深く希ひ奉る亞孟。

此尊き聖體の秘跡を授り奉りて後早く歸るべからず、是靈魂に請じ奉りたる御方を輕め奉る道理に當るなれば、責て小半時の間御堂に拜伏し御禮の經、其外過し科の御赦し並

に此後科に落ざる爲の聖寵或は我身を始め一族各族科に落ざる樣、又災難を遁るゝ樣に強て乞ひ奉るべし、其故は此時御主は各の靈魂の中に在して、面々の訴訟を聞し召し叶ひ給はんと思召せば乞ひ奉ることを悦び給ふ者なり。

聖體を授り奉りて後の誦

恭敬拜禮の經

御主耶蘇基利斯督は、只今我が心の中に逗留し給ふ一切人間を助け給んが爲に、御親天主に犠牲として捧げ給ふ御身を深く恭敬を盡して拜禮し奉る、天堂の天神、諸の聖人が御身に事るが如く恭み敬て拜み奉る亞孟。

有難く捧げの經

御主耶蘇基利斯督は、我が靈魂を助け給んが爲に、人界を受させ三十三年の間御辛儀御

萬苦を凌ぎ給ひ、數々の打擲呵責を受け十字架に掛られ死し給ふ、只今も尊き聖體の秘跡を以て我が心の中に降り給ふ者なり、偖も有難き御恩、心にも辭にも及ばざる御大切かな、個程の御恩何を以て報じ奉らんや、我が命千度百度捧げ奉るも願志の萬が一も報じ奉ることあるべからず、去ながら別に致すべき樣之なき故先御奉公として身體靈魂所持の物を皆悉く捧げ奉る、之に依て思召儘に我爲に計ひ給へ亞孟。

所望の經

如何に我が心に逗留し給ふ御主、我か靈魂今より天狗の奴となる樣に放ち給ふことなかれ、我再び天狗に與し御身の敵となるより死するに如かずと思ふなり、天狗は何の罪科に勸ても之を遁し給ひて、死する迄御掟を一心に守り奉る爲の御合力を一向に希ひ奉る亞孟。

御彌撒の中に尊き阿斯底亞を捧げ給ふを平伏して拜み奉る時の經

御主耶蘇基利斯督、聖十字架の上に於て世界を扶け給ふによりて欽み敬て拜み奉る、我等の科を赦し給へ亞孟。

同嘉利斯を拜み奉る時の經

一切人間を扶け給んが爲に、十字架の上にて流し給ふ御主耶蘇基利斯督の聖き御血を拜み奉る亞孟。

飯前の誦

如何に御主我らの上と又御身より與へらるゝ所の食物の上に御冥加を下し給へ天主父子聖神の御名を以て亞孟。

大主經　一遍

但し若し此經を知ざる者は、大主經一遍申上て膳の上に聖十字架の文を誦へて後食すべし。此聖十字架の文の御功德に依て其食物の上に天狗は籠り居ると雖も則ち逃去るべし。

飯後の誦

天の上にて御代の御代を治め給ふ御主天主の諸の御恩の御禮を申上げ奉る、

化したる人の靈魂は天主の御慈悲にて安樂に在る樣に希ひ奉る亞孟。

天主經　一遍

御苦難の經

敬て白す如何に御主耶蘇基利斯督、御身は一切人間を救ひ助け給はんが爲に降生し給ひ、割損禮を受け給ひ、謀叛人なる茹逹斯より敵の手に渡され給ひ、搦られながら御科も在さず、羔の如く曳に曳れさせ給ひ、亞納蓋法比辣多黑羅得の前にて捨物に扱はれ給ひ、僞なる證據人より訴へられ、打擲恥辱を與へられ、唾を吐き懸られ御頭に茨の冠を戴き給ひ、御顏を打れ竹にて打擲を與へられ、十字架に打付押立られながら盜人の中に加へられ酢と苦膽を味ひ給ひ、御脇を鎗には突され死し給ふ、如何に御主耶蘇基利斯督信じ奉る所の偉き御苦難御苦痛御功力に及び奉らずと雖も、御身に繫がし給ふ尊き御十字架と御死去を以て我大惡人なれども地獄の苦患を遁し給へ、又御身と共に十字架に懸り死したる盜人を導き給ひたる如く、我ら惡人なれども天堂へ導き給へ、天の上にて天主聖父聖神といつ迄も

天の御代を治め給ふ御主かな亞孟。

痛悔の經

萬事叶ひ給ふ始終（はじめをはり）在さぬ天主の御前に、破戒無慙の身として罷出べき功力なしと雖も、測なき御慈悲に賴を懸け諸惡の網に搦められながら、唯今御前に出るなり、偖も御身は始終在さぬ無邊廣大の御主、窮りなき御善德の源にて在す我等に與へ給ひたる厚き御恩の數々誠に際限なければ、萬事に越て深く御大切に存じ奉るべき事こそ本意なるべきに、左はなくして反て罪惡の色品を盡して背き奉りし我身なれは、今更御赦免を蒙り奉るべき身にもあらすと辨へ奉るなり、我嘗て犯せし科を陳じ奉らず唯罪科の甚だ重く然も數限りなきことを白狀し奉る、然りと雖も御慈悲は我が科よりも深く御子耶蘇基利斯督の流し給ふ御血の御功德は我罪よりも猶高大に在すと辨へ奉るなり、然る時は如何に御主直の御辭に罪人なるも我科を悔むに於ては、何時にても赦し給ふとの御約束を今思ひ出し給ひて我罪科を赦し給へ、過し科を今心の底より深く悲み奉るなり、斯言上仕ること強ち後世にて受べ

き苦患を懸れての事にあらず、唯偏に御大切に催され御威光御善德量り在さぬ御身を背き奉りしことを深く悲み申せばなり、今より我進退を改め再び大罪を犯して御內證を背き奉ること有まじくと堅く思ひ切奉るなり、然れば今御憐の眸を罪人なる我に向はせ給へ、我科の代りとして御苦難の量りなき御功德を捧げ奉れば、是れを以て御勘氣を赦し給へ、耶蘇の御血の御功德と御身の深き御憐みに賴をかけ犯せし科の御赦しをこひ奉るなり、又此御訴訟の御取次には御母聖瑪利亞を賴み奉れば、其御取合を聞し召し入らせ給へ、其功力には及ばずれども御子一分に再び召し加へ給へと謹て賴み上げ奉る亞孟。

悲み節の經

萬事叶ひ給ふ天主の御前にて萬事に功力なき拙き惡人と雖も、數限りなく與へ給ひし御恙箇程の御禮を何とて申し上げ盡し奉ること有べからず、然れば天主聖父の御一人の子にて森羅萬象の御主に人界の印在すなり、我靈魂を助け給はんが爲に、人界を受させ御言葉御所作を以て天道を教へ給はん爲一生の間御難儀御艱勞を凌ぎ給ひて、又數々嘲語打擲呵責

を受させ無礬殞褻の赤の血汐に染給ひ、十字架の上にて御血を醂み盡し給ひて、終には拙き悪人に對し御命を捨給ふ者なり、陳も有難き御大切かな斯程の御恩如何様にして報じ奉らんや、御身に對し奉りて我命千度百度捧げ奉るとも御志の萬が一をも報じ奉ること有べからず、去ながら別に致すべき様も是なき故先づ御奉公として浮世の財寶妻子眷屬一天世界を掌に握ると雖も皆蓄く捧げ奉り度との念願なり、此上は御大切の御譽れの爲め百千難をも凌ぎて我が命を捧げ奉り、聖の善をも積度と思ひながらも、我悪人なるが故に此事叶ざるに於ては、量りなき御身の御憐に頼を懸奉れば死する迄の御奉公を仕とげべき御合力を受奉るなり、願は此捧げ者を香ばしき匂ひと受給ひて此望を遂げ奉らんが爲めに潤澤なる聖寵を與へ給へと一向に頼み上奉る亞孟。

聖母に向て申すへき誦（聖ベルナルドの經とも云ふ）

至仁至慈なる童貞の瑪利亞、我が此願を覺え給へ、如何なる人に拘わらず御身の城に入込し者の御合力を蒙らずと云ことなし、又御身に御取合せを乞し者を拒み給ひたりと云こと

出來て聞きる處なり、陳も童貞の宮と童貞清潔なる罪人が此深き御愛憐に、悔悟改悛の心は發り御身の臺前に馳せ近付、叫び泣て平伏し奉る、如何に天主より出給ふ御子の御母、今我の迫れる情を憐み給ふて我が願を斥け給ふこと勿れ、却て我に聞き給ひ我に諾ひ給へ我を聞届け給へ亞孟。

同

亞物海の星、天主の聖き御母、且つ常住童身果報いみじき天の門、嘉必阨爾の御口より出る、此亞物を以て厄襪の名前に引替て、我を平安に居へ給ひ罪人の手枷を解き盲者の目を明け、我の凶惡を去り諸の吉事を願ひ給へ、願は御母なることを示して、我爲に降生して御身の御子となり給ひたる者に、御身より願ひを届かせ給へ、勝れし童貞美德拔群なる者より、罪を赦されたる我を節操正しくなし給へ、耶蘇に拜謁して不斷喜び申す爲に潔き命を宰り安穩の道を作り給へ、三位一體なる天主高大の基利斯督と、聖神に譽れ有らんことを祈るなり亞孟。

聖神天降りの誦

聖神来り給へ又天より光を放ち給へ、御身は貧きの御恵の主霊魂の光りなり、如何に御有(なた)る手の最上なだらかなる霊魂の珍客ゆるやかなる寛ぎなり、勞する者の休(いこ)ひ苦熱の涼み憂者の慰め如何に至りて尊き御光は随信の心根に充せ給へ、人は御身の御蔭なくては聊の善をも皆て有ことなし、穢を清め不淨の心を潤し心の病を愈させ給へ、強情を穩(なご)せ冷たる心を暖め迷ひを導き御身を頼む随信に聖き七つの賜物を施し給へ、善徳の功力を與へ扶かりの落着を得させ、終りなき快樂(けらく)を蒙らせ給へ亞孟亞肋爾亞(あれるや)。

聖母瑪利亞に身を奉獻するの誦

至極尊き童貞瑪利亞天主の御母天地の皇后萬事叶ひ給ふ天主の最上なる御名作天主御一體の御歡喜の故諸の善徳の鑑なり、我此日の終りに當て御身の御膝下に平伏し御身に厚く謝し奉り我身を捧げ委ね奉るなり、然れば憐みの御母我あらゆる人々の心を束て以て御身に獻じ奉り度、又天に於て諸の天神諸の聖人が昔も今も猶行末迄も御身に捧らるゝ程の愛敬

の禮をば纏め合せて日夜不斷御身に手向奉り度存ずるなり、然りと雖も我此望み盡し難き處なれば、昔て力の限りを盡して御身の御名譽を揚げ御身に御奉公を勵まざるべけんや、依之先づ御身の臺前に跪き一心に拜禮し守護の天神諸の聖人の目前に於て、只御身を我園母無二の皇后にして御扶手の最愛の御母と定め敬ひ奉るなり、是を以て我所持の靈魂肉身我五官六根三司七情我生命迄も捧げ奉るなり、御身の子となることを樂みとして必ず此御恩を耻ることを有べからず、夫のみならず御身の奴僕兒女となることは是反て官位に任ぜらるゝと思ひ、只御身の榮光名譽を揚げ顯し奉らんと、一生の間日々に拜禮歎訴して此寸志を御受納ありて遂させ給へ、抑御身は我事をいつも念頭に懸られ我安樂を計ひ給ふ者にあらずや、然れば我も亦一日も御身を忘れ奉ることいかであるべきや、如何に聖き童貞瑪利亞今より我御身に一向御奉公を盡さんが爲めに身を捧げ奉るなり、御身の御蔭の下にありて御身より進退せらるゝに於ては我の賴母敷ことは此上有べきや、されば此涙の谷に於て御身の御合力を偏に仰ぎ奉るなり、我危きことを疾より知し召され又我敵の巧きことと我

微弱なるは常に照覽し給ふ所なり、剰へ御身は聖寵の進退し給へば御身の取合せは屆かざることなし、猶其上我御母に在すにあらずや、然も母たる者の中に於ても並びなき甘味憐の御母にて在すなり、如何に瑪亞利暴き蛇は我靈魂を傷わんと奸計を回らす者なれば、爭御身は我を捨給はんや、甘味甘粉御大切にて在す御母御身の奴婢僕僮となることを樂みとする我靈魂を憐み給ひて、我強敵を退け我怯弱を引立給へ、何れの時何れの所に於ても我を扶け給へ浮世の浪風に漂はされて危きに逢はゞ、我が爲に明かなる星となりて終りなき快樂の港へ導き給へ、終に御代の御代に諸の聖人と共に御身を一途に頸め揚げ慕ひ愛し奉る樣に一向に願ひあげ奉る亞孟。

御十字架道行小略

第一留　御主死刑の裁許を受け給ふ

聖十字架を以て一切人間を救ひ給ひしによりて、御身基利斯督に欽み敬て拜禮し奉る亞孟、至て聖き天主にて在す耶蘇御身に死刑の裁許を受させ奉りしは、比辣多にあらず畢竟我等の科の故なり、今は個に達して後悔を發させ給へ亞孟。

大主經　一遍

聖母經　一遍

父子聖神始に尊ばれ給ふ如く、今も又御代の御代にいつ迄も尊ばれ給へかし亞孟。

御母は十字架に懸り給ひし者の御疵を我靈魂に突通し給へ亞孟。

第二留　御主聖十字架を捧げ給ふ

聖十字架を以て云云亞孟。

如何に耶蘇は善徳の鑑にて在すなり、御身の擔げ給ふ此御十字架の御功力を以て我受べき此世の辛苦を基利斯當の心を堅く守りて凌がせ給へ亞孟。

大主經　一遍

聖母經　一遍

父子聖神始に、云云亞孟。

御母は十字架に、云云亞孟。

第三留　御主初度の御仆れ

聖十字架を、云云前に同じ。

萬事叶ひ給ふ天主にて在す耶蘇は、御十字架の重きが故に早始に仆れ給ふなり、されば我弱くして罪に陥るを願は救ひ上げ給へ亞孟。

大主經並聖母經其外の經皆前の如く誦ふべし。

第四留　御主聖瑪利亞と逢ひ給ふ

聖十字架を以て、云云前に同じ。

童貞瑪利亞の御子にて在す耶蘇は、加爾瓦略が嶽の道に於て御母と逢ひ給ひし時の御悲みを以て、我其母に心伏し奉りて其心を慰め奉る樣に希ひ奉る亞孟。

大主經其外經誦ふこと前の如し。

第五留　御主西滿の加勢を受け給ふ

聖十字架を以て、云云。

西滿志禮爾達の加勢を受け給ふ、耶蘇願は我も亦御身に事へ奉らんが爲に力を盡させ給へ亞孟。

經總て前の如し。

第六留　大主御顏を帛に模し給ふ

聖十字架、云云。

如何に耶蘇は御顏に附たる汚れを伯踏奴加に拭わせ給ふなり、願はくは御身の聖寵を以て我靈魂を元の清淨に立歸らせ給へ亞孟。

經等前に同じ。

第七留　御主二度目の御仆れ

聖十字架、云云。

限りなき御力にて在す耶蘇は、再び迄も仆れ給ふ御身に對し奉り我等何れ如何なる苦患をも凌ぎ奉らんと思ひ定め奉るなり亞孟。

經等前に同じ。

第八留　御主聖き婦人と物語りし給ふ

聖十字架、云云。

如何に耶蘇は如何程我等を愛し給ひしぞや、去ば我ら我罪科を悲み申す事は罰の苦患を恐れての故には非す、御身を悲ませ奉りしを偏へに後悔すればなり亞孟。

經等前の如し。

第九留　御主三度目の御跌(たふれ)

聖十字架、云云。

憐の源にて在す耶蘇、御身は三度目に仆れ給ふ、我は罪科を以て幾度も仆るゝ者なり、然

れども終に頼母敷心を失はざる樣に希ひ奉る亞孟。

經等前に同じ。

第十留　御主衣服を剝れ給ふ

聖十字架、云云。

如何に科なき耶蘇御身は御得心の上より衣裳を剝れ給ふ、願くは此世の執着を我身より脫せ給へとたのひ奉るなり亞孟。

經等前に同じ。

第十一留　御主十字架に掛り給ふ

聖十字架、云云。

聖蘇御身は我が爲に御身を捨給ひし者なれは、我も亦我身を御身に捧げ奉る、之に依て願は我心を御身御主の御大切に搦め付させ給へ亞孟。

經等前の如し。

第十二留　御主十字架の上にて御死去

聖十字架、云云。

如何に耶蘇御身は御死去の時十字架の上より御手を開き給ひ、世界中を引誘ひ給ふなり、然れば御國はいつ迄も弘まらせ給へかしと乞ひ奉る亞孟。

經等前の如し。

第十三留　御主十字架より卸し給ふ

悲みの御母御子の御死骸を受け抱き付き給ふなり、願は我ら今も最後の時も我らの爲に御取次となり給へ亞孟。

經等前に同じ。

第十四留　御主御棺に納まり給ふ

聖十字架、云云。

耶蘇御身は御棺に納められ三日目に復活し給ふ者なり、願は聖寵と聖體とを以て我が心に

御逗留し給ひて又御身と共に天堂の榮花に復活らせ給へ亞孟。

經等前の如し。

御十字架道行畢

玫瑰珠十五條 日本のきりしたん(コンタス)とおぼへしはこのロザリヨのこと

朝五條　歡のみすてりよとも云

第一　童身聖瑪利亞は聖額伯理厄爾大天神を以て御告ありければ、其御胎内に於て天主の御子費略は人となり給ふと云事。

第二　童身聖瑪利亞は御親類なる聖依撒伯の御宿所へ御見舞として赴き給ふ事。

第三　童身聖瑪利亞御子費略を誕生し給ふ事。

第四　童貞聖瑪利亞御子費略の御誕生より四十日目に天主父へ捧げ給ふ事。

第五　童貞瑪利亞御子耶蘇基利斯督の十二歳の御時見失ひ給ふて御堂に於て學匠等の中にて御法談し給ふ三日目に見出し給ふ御悦びの事。

晝五箇條　悲のミステリヨとも云

第一　御主耶蘇基利斯督は、日色瑪尼の森の中にて際の觀念し給ひ、御血の汗を流し給ふ時の御悲み。

第二　御主耶蘇基利斯督は、石の柱に搦め付られ、五千に餘る打擲を受け給ふ御悲み。

第三　御主耶蘇基利斯督、御頭に荊の冠を押込れ給ふ時の御悲み。

第四　御主耶蘇基利斯督は、自ら十字架を擔げ給ふて、加羅瓦略が嶽に赴き給ふ御悲み。

第五　御主耶蘇基利斯督、加羅瓦略が嶽に於て、十字架に掛り死し給ふ時の御悲み。

夜五箇條　ゴロリヤのミステリヨとも云

第一　御母聖瑪利亞の御子耶蘇、三日目に元の御肉身に復活させ給ふ御悅。

第二　御母聖瑪利亞の御子耶蘇、阿里瓦の山より御昇天の御悅。

第三　御母聖瑪利亞の御子耶蘇の、御昇天より十日目に、聖神は御子弟達の上に天降らせ給ふ御悦。

第四　御母聖瑪利亞は、靈魂と肉身と共に昇天し給ふ御悦。

第五　御母聖瑪利亞は、天主父子聖神の御前に於て、榮福の冠を得せ給ふ御悦。

聖教日課畢

海表叢書　巻二目次

海表叢書 第二卷 解説

火浣布略説 一巻

竹取物語に出てくる火鼠の皮衣、その本體を洋名でアスベストスといへる火浣布の性質と製法を、之に關する古來の文献をも擧げて、略説した名著である。

物産家としての平賀源内、戯作者としての平賀源内、洋畫史上の平賀源内、これらは普く人の知る所である。その學問上の著述は本書の奥附に附刻された書目によつても知られるが、殊に物類品隲六巻は、日本の本草學史上に光つてゐる。寶暦十三年の著である。この火浣布略説は、その翌々年の明和二年(一七六五)の出版で、著者が三十何歳かのときに現はれたのである。この書は次なる二物考

と共に私の所藏本によつた。

京都大學所藏の舊尊攘堂の文庫に、卷子で平賀源内自筆と題した火浣布說一卷が存する。幅一尺二分、丈六尺一寸餘(序文一尺九寸、本文四尺二寸餘)の紙本で、蝕損を裏打して修繕してある。本文四十四行あまり。序文は菊池五山の撰文。今海表叢書第二卷の卷頭に序文の末尾と本文の起首とを連ねたる一面及び本文の結末を示す一面を玻璃版で示すことにした。舊尊攘堂には、この卷子に添へた火浣布の香敷も存する。もと堂の創始者品川彌次郎子が大阪の商人某氏に懇望して其の秘藏にかゝるものを得たのであつて、某氏より子爵に宛てた添狀も傳はつてゐる。元來かの香敷と、この考說とは、むろん尊攘に關するものではなく、他の遺品とは大に選を異にしてゐるのであるが、傳來が頗る面白い。

源内の歿年は安永八九年(一七七九年八〇年)で。生年は享保八年乃至十年代の

こと、享年が四十八乃至五十七、種々の說があつて十年程の開きがある。彼が火浣布を創製したのは、物類品隲を出版する頃の寶暦十三年七月以後のことで、此書には未だ火浣布のことは一言してない。翌年二月にそれを創製して、三月に江戸に來た和蘭甲比丹ヤン・ガランス Jan Crans 書記ヘンデレキ・デュルコヲフ Hendrik Duurkoop 外科醫コルネイレス・ボルストルマン Corneilles Polsterman に示して驚かした。紹介者は青木昆陽であつた。通詞は今村源右衛門(明生)と楢林重右衛門(高通)とであつた。所依の資料は主としてウヲイト Wuyt の學藝寶典によつたのである。鳩溪の火浣布に關しては、紅毛雜話卷三の評語等を參考すべきである。雜話の著者森島中良の父にして、後にしるす所の元祿享保期の桂川甫筑の孫にあたる桂川甫三(國訓)が、この火浣布略說の序文をかいた。右雜話中には、兄なる桂川甫周の談を引き、和蘭製の火浣布の優秀なることを述べてあ

る。

鳩溪の物產學については蘭學事始の所說を見逃がしてはならない。私の解說中に引合に出したヤン・カランスもその中に出てゐる。通詞の今村源右については、尙ほ後の和蘭問答の解說を見られたく、楢林重右については楢林雜話の解說を參考されたい。蘭人への紹介者たる青木昆陽は當年六十七歲、尙ほ評定所勤務の儒者として旣に蘭學の初步を修了した後であつた。この後三年の明和四年に彼は七十で書物奉行に昇進したのだ。この火浣布略說の關係せる所は、初期蘭學史上に於ても重要な部分を占めてをる。

救荒二物考　一卷

單に二物考で通ほつてゐる。蕎麥と爪哇芋との二物が救荒に利用さるべき

ことを説いたもので、舊幕晩期の大飢饉として有名な天保七年に高野長英が原述したものである。長英（文化元年一八〇四生、嘉永三年一八五〇歿、四十七）が、舊師シーボルトの疑獄事件が起つて、長崎から江戸に歸つて醫術を開業したのが、天保元年（一八三〇）二十七歳の時で、彼はそれから蘭書の譯述をなし、門人の從遊する者も多かつたが、元來彼の氣象としては醫學に心を委ねてはゐられず、經國濟民を本領とし、天保年度に於て、江戸蘭學界にあつて、いはゆる山手組の牛耳を執りつゝあつた。小關三英、渡邊華山、鈴木春山等は殊にその組の親友として著名だ。天保九年戊戌に於ける英船モリソン號事件に際する長英や華山の論議は人の知る所で、長英が翌年獄に下つた後のことも今更詳說するの要はない。この戊戌の前年が、大塩平八郎の事件の起つた天保八年であり、その源因となつた前年の飢饉に際して、救荒の策を述べたのが、即ちこの二物考である。

序文を撰した遠藤泰通、通稱を勝助、その號を義齋また白鶴齋といつた人は、天保蘭學界の山手組の一人であるが、儒者を以て軍學にも達した紀州人である。彼は天保四年、七年、八年にわたつて救荒便覽といふ折本を出版したりして救荒のことにも熱心な人であつた。いはゆる山手連の名は大槻如電翁の新撰洋學年表の天保五年の條下にも見えてゐるが、序文をかいた遠藤と共に内田彌太郎たる者もその中に名を列してゐる。この人は、元來幕吏で關流の算學者を以てマテマチカ塾といふ學舍を開いてゐた者で、名を恭、字を思敬、號を觀齋また五觀といつた。天保九年代官江川太郎左衛門に從つて豆相沿岸を巡視した經歴もあつた。二物考を記述したときは、高野長英よりも一つ年下の三十二歳であつた。

二物考を校した上野の人、福田宗禎及び同く柳田鼎藏の二人のうち、後者は未

考であるが、前者は近世名醫傳卷中に福田浩齋の名を以て、高野長英や小關三英や鈴木春山たちの山手組のまへに略傳が出てゐる。長英に蘭學を習つた蘭方醫である。洋學年表の天保十一年の條にも出てゐる。その書齋に長英の書いた蘭文の金言を刻した額を掲げてゐた。その拓本を摸したものを、十數年前如電翁が作つて同好者に頒布されたことがある。漢學を同國人の市川寛齋に學んだ者で、始めは古醫方を修めた人であつた。豪邁な氣象は名醫傳の記する所によつて知られる。

本書中に渡邊華山のジャガ芋の挿畫のあるのも、長英との關係上直にうなづかれるが、私は爪哇芋の關東方言の一つに蘭名アールド・アップラ aard-appel（土の林檎―佛語のポンム・ド・テル）をなまつてアップラといつたといふことが録してあるのにも格段の興味をもつ。ほゞ同系の方言が今も或東北地方には殘つ

てゐるらしい。私は清朝以來の馬鈴薯の名も或は馬來芋の義かなどと考へたこともある。尙私一個の趣味からいふと、蕎麥も私の好物の一つだが、先年和蘭で銅版畫のはひつた古版本に、アメリカからジャガ芋（實はメリケン芋といふべきだが）歐洲に入つた頃の話を見てから、ジャガ芋の東洋への舶載や日本への輸入のことに注意をむけはじめ、私はこの二物考に對しても格段の關心をもつてゐたのである。

　更に遠く私自身にまつはる個人的な因緣話を附加することが容るされるならば、私の實父關口默齋は、二物考を生んだ天保大飢饉の歳に生れあはせ、幼少の頃よりその悲況慘狀を聞いてゐたがために、長じて後には心を救荒の書に留めて、救荒書目提要を草し、更に進んでは救荒叢書の編纂を企てたこともあつた。書物の數は、書目提要によると六十餘部を越えざる程度で、叢書の出版は遂に成

らなかつたが、その遺稿として備荒錄といふ小著が私の義兄によつて出版された。明治二十三年、即ち父の歿後一年のことである。書目のうち第三類中に此の二物考の名もみえる。それらの書物はもと久能文庫に保管されたが、近年に至つて靜岡縣立葵文庫に藏せられるやうになつて、この書も亦その中に存する。私にとつても、二物考が今海表叢書に收められて翻刻されるやうになつたのは、なつかしさに堪へない。

但し此書は明治十六年四月、勸農備荒二物考の名を以て、内田彌太郎の著として翻刻されたことがあつた。高野氏の所說を執筆したのは内田氏であつて、藏版は大觀堂であつたのである。

和蘭問答　一巻

京都大學圖書館所藏の増訂海外異聞といふ殘缺本の叢書二十五冊中の一巻であるが、この和蘭問答は、表紙の右端に書いてある所によると、十六下とある。開卷の首めには、享保年中阿蘭陀問答と標してあり、卷末には單に阿蘭陀問答とだけある。十六下とあるから或は其上卷もあるので、それは享保以前のものであつたら更に珍である。

用紙は半紙版で太い框の十行の界紙で、板心には増訂海外異聞と刻し卷數のところに枚數が出てゐる。枚數は僅に十三枚しかない。さてこの叢書は、序跋總目錄が存せず、編纂なり増訂なりの年代や人名は全くわからないが、現存の諸卷では、寛政以後の記錄は見かけない。之より先き、海外異聞三十三卷が桂川甫

周及び弟森島中良の手によつて編輯され、それは内閣文庫に現存するが、これにも文政年間の増補があるとのことである。やはり寛政頃までの漂流記等を收めてある。外にも同名の異書が後世にあるが、これは漂流記ながら別の單行本である。災前の大槻文庫に續海外異聞十二卷が、文政十一年大槻玄幹によつて編せられてあつたのを往年一見したことがある。この種の叢書は、徵桑主人序の海表異聞五十卷七十九册(われらの海表叢書第一卷に添へた附葉に私が解說しておいた)をはじめ、若干部を算するけれど、今一々あげない。

この和蘭問答一册は、享保九年(一七二四)春參府の和蘭カピタンなるヨハノス・テイデンス Johannes Thedens が、外科醫ウイロム・ケイデラアル及び筆者アルナルトス・ヘルナルトス・ヘツセルと共に、江戸で幕府の有司から海外の事物を尋問されて、附隨せる大通詞市村市兵衛と小通詞名村五兵衛との通譯を以て答申した

要領である。人名中、外科のウイロムはツイレムであるが、ケイデイアルは未考、筆者の名は、アルノールヅス・ベルナルヅス・フイツセルであらう。最初の間に、ウ井ロン・ハアカマンスとあるのは、多分ウイレム・ワーゲマンス Willem Wagemans(?)で、新井白石が釆覧異言の自序の註に、寶永七年(一七一〇)以後三四年ほど毎春參府の蘭人に出あつて尋ねた中に、ウイロン・ワアガマンスとある其人であらう。こゝの和蘭問答の享保九年よりわづかに十年あまり前の話である。白石の死んだのは翌年の享保十年(一七二五)であつたのだ。白石は云ふ「ワアガマンスは醫に老いし者、少より西南諸州に遊學し、多く草木鳥獸の名を識れり」と。元祿のケンペルに接して、安永のトウンベルグ及び文政のシーボルトに先ちて、寶永正德期のワアガマンスなる者の名は、われらの記念すべき名前であらう。

白石がシドッチを糺問したときには、大通辭今村源右衛門英成(また英生)が主

に通譯を勸めた。それは寶永六年(一七〇九)の冬のことである。その子源右衛門明生(享保四年生、安永二年歿、五十五)の事は、長崎の譯官松村元綱が撰した碑文に刻せられて、大音寺の墓域に現存する。これらの事柄は、吉野作造博士の著「新井白石とヨワン・シローテ」の序文に、理學博士今村明恒氏の記述がある。之に由ると、白石時代の源右衛門英生は、其後市兵衛と改名して、將軍吉宗の命によつて、馬醫馬術書の翻譯をしたとある。今この叢書に收めた和蘭問答も、白石の時の源右衛門と同人であることが知れてみると、頗る興味が深いのである。

大槻如電翁の新撰洋學年表の享保十年(一七二五)の條に、和蘭人に注文せし西洋產馬五匹並に馭者ケイズル來る、九月幕府より御用馬の儀に付御尋條々とて十五箇條の質問書を長崎に送付す、ケイズル答詞、大通詞今村市兵衛和解、とある。ケイズルはケイズルリング Keyserling の略稱である。吉宗將軍の馬書に關し

ては、近藤正齋の右文故事卷十三、その他好書故事等を參照すべく、通航一覽卷二百五十には記載が多い。舊狩野亨吉博士の文庫に阿蘭陀馬書五卷があつた。

さて和蘭問答の享保九年(一七二四)は、享保五年の禁書一部解除令以後四年になるが、新撰洋學年表を見ると、二月和蘭甲比丹例參、桂川甫筑命ぜられて和蘭人と對話すとあり、註に甫筑法眼長崎遊學中、日常の國語を通習せしものと覺ゆと記るしてある。甫筑が元祿五年(一六九二)年三十三、蘭方外科を以て甲府侯德川綱豐(即ち後の六代將軍家宣)に仕へたこと、以前に平戸や長崎に遊學して蘭方を學んだこと、共に大槻氏の年表に出てゐる如くである。白石が三十七歳を以て綱豐の侍講に擧げられたのは、正に翌年の元祿六年(一六九三)のことだ。甫筑白石共に爾後十五六年を經て將軍職を襲いだ家宣にも引つゞき用ゐられたのである。甫筑の學問や傳統については杉田玄白の蘭學事始にも見えてゐる。

甫筑の曾孫が即ち有名な甫周、甫粲（森島中良）兄弟であるとすれば、享保九年に曾祖父が試みた和蘭問答の書を藏してゐて、それを海外異聞の原本に編入した因緣もよくわかるわけだ。但し洋學年表その他の書に、この本のことは見えてない。然し内容からも考へて、これを甫筑の尋問に出たとしても牽強とは云へまい。甫筑は寛文元年（一六六一）生、延享三年（一七四七）歿、八十七。彼が甲府に登用された元祿五年は、ケンペルの二回目の參府のときであつたのも面白い。

野呂元丈が八代將軍の命によつて、寛保、延享、寛延にわたる十年間、ドドネウスの本草書の和解御用を勤めたとき、大通詞今村源右衞門は、延享元年と同五年との二回、譯に關係したが、この源右衞門は、二代目の明生の方である。

紅毛譯問答　一卷

前の和蘭問答と同種の書であるが、内容は遙に豐かである。質問者の學識にも依るであらうが、享保九年(一七二四)よりは二十六年も後の寛延三年(一七五〇)の編輯であるだけ、時代の進運にも依ることである。增訂海外異聞の卷二十と表紙の右端に記入してあるが、界紙の板心には卷六とある。和蘭問答は、江戸の醫官が長崎の譯官を通じて參府の蘭人に聞いたものであるが、これは小倉善就(子因)といふ者の父某が、長崎の官舍に居たとき紅毛通事に設問してその答へた所を筆記したものであるのだから、彼我の關係が少しちがふ。幕府の役人が長崎奉行に隨行してでもいつた時の問答であらう。通譯の名はわからないが、やはり大通詞には當時今村源右衛門明生がをり、名村勝右衛門がゐたが、吉雄では

藤三郎もゐたであらうか、未考である。小通詞では蘭學事始に於て推稱されてゐる所の西善三郎がゐたことを第一に算へねばならぬ。楢林雜話の重兵衞高廣の父にあたる重右衞門高通もゐた。本木ではまだ榮之進良永が十六歳で稽古通詞を勤めてゐた時分である。畢竟どの通詞が應答したかは不明であるが、試みに二三の候補者を擧げてみたまでである。質問者の方について未だ何等の見當がつかぬ。博雅の敎をまつばかりである。

附記。蘭學事始のうちに杉田玄白が例のターヘル・アナトミカ等の書を購入するについて力を添へた小濱藩かの人小倉小左衞門(靑野氏)といふ名がみえてゐる。これは明和安永の交の事だから寛延とは二十年程後になるけれども、姑く參照のためにあげておく。

檜林雜話　一卷

この書も亦今まで世に聞こえなかつた稀書の一であつて、而も水戸の史館總裁立原翠軒の鈔する所、蓋しその自筆と目せられる。或はその子杏所（甚太郎、任、天保十一年歿、五十三）の筆と見えないのでもない。原本は京都同志社大學圖書館の所藏、今その影寫本（大正四年）たる京都大學圖書館によつて刊する。惜むらくは今その原本の寫眞を得て、叢書本卷の卷頭を飾ることが出來なかつた。

立原翠軒は、延享元年（一七四四）生、文政六年（一八二三）歿、年八十。名は萬、甚五郎と稱し、字を伯時と云つた。學は朱子學のほか仁齋徂徠の異學にも及び、兼ねて國學に渉り、更に考古書史の學にも入りて博洽を極め、又政治文教の大局に通じ、國策についても識見時流をぬきんで、殊に北邊の警備に關する畫策は非凡なもの

があつた。水府史館總裁として大日本史編纂の復興を志して人才を登用し、紀傳の出版に意を致したやうな、史學史上不朽の業績もある。翠軒が海外智識を求めた如き事蹟は殆ど隱れたる所であつて藝に遊び言を好んだその半面の顯著なるのと反照して、翠軒の全貌をうかゞふためには重要な資料とせねばならぬ。これらの點について云ふと、彼が崇敬したといふ新井白石とも對比することが出來る。彼が新井白石と水戶の安積澹泊との間の書翰を編した新安手簡二卷の存在も亦二者の關係を語るものである。寬政十二年六月に翠軒が水戶の吉利支丹法器及び文書を調査した寫本が一冊、吉利支丹法器諸品物目錄略圖と題して、水戶の德川侯爵家舊小梅邸の倉庫に藏せられたのを、曩昔それらの法器文獻類と共に拜見したことがあつた。それは翠軒の自筆本であつたが、畢考證にその轉寫本が存するのをも私は以前一見した。

楢林雜話一巻、原本三十二葉餘、片假名交り文十行、今新刻に際してはそれを平假名交りに改め、唯洋名のみを片假名にして辨識に便ならしめた。内容は長崎の阿蘭陀通詞楢林重兵衛高廣が、蝦夷出張より江戸に歸府した後、幕府の許可を得てそれを水戸に召喚して、史館總裁たる立原甚五郎が耳にした内外の異聞を自ら錄したものである。寛政十一年(一七九九)の春のことである。翠軒はその時五十六歳、楢林九皐は五十歳であつた。

楢林重兵衛のことは、この雜話の巻首にも見えてゐるが、官歴は通詞由緒書の中に詳かである。寛延三年の生れで、歿したのは彼が水戸から去つた寛政十一年の翌々年の享和元年三月であつた。行年は五十二。彼は楢林家の五代目であつたが、明和二年十六歳で稽古通詞、安永六年二十八歳で父の歿後に家を嗣いで小通詞助役、同八年三十歳で小通詞、天明八年三十九歳で大通詞と段々昇進し

たが、寛政二年四十一歳のとき和蘭文書の誤譯によつて罰せられて翌年免職されて五年間の蟄居を命ぜられたが、寛政九年四十八歳のとき、復び召出されて、有名な吉雄幸作と西吉兵衛とこれら二人と共に蘭學教授方を命ぜられた。長崎年表にも見えてゐるとほりである。寛政八九年には、蝦夷地方に露人の來使英船の出沒などがあり北方の警戒について幕府は意を盡くしたから、十年四月に楢林高廣は長崎から江戸へ召されて、幕吏に隨行して松前表に出張して其冬江戸に歸府した。通詞由緒書に大要が錄してあるが、幕吏の北行に關しては羽太正養の休明光記卷一の初章に見えてゐる。水戸の豐田天功の名著たる北島志卷一葉十五によつても亦知られる。通詞由緒書には、楢林が歸府後賞賜されたこと、且つ西洋造りの小船の乘り様等について骨折つたかどで更に褒美を受けたことがあり、その次に、

同(寛政)十一未年正月、水戸様御國ニ被遣度旨、仰立有之候付、四十日程之心得ニテ可罷越旨、戸田采女正殿(正敦、當時老中として蝦夷の事を總司す)御下知之旨、松平石見守(貴強、長崎奉行を以て勘定奉行を兼ねて在府中)被仰渡候付、彼地(水戸)エ罷越候末歸郷(長崎)に可致旨被仰渡、同年十二月長崎表歸着仕、享和元酉年三月二十一日病死仕候、五十二、

右文中の括弧内は私註を加へたものであるが、楢林が四十日程の豫定を以て江戸より水戸に赴いたといふのは、立原が筆錄せる此の雜話の首めの方に、楢林が寛政十一年二月十七日江戸を發して二十八日水戸に着し、滯在一ケ月餘にして、四月五日水戸を發して歸府の途に就いたとあるのに大要符合する。楢林が水府に着して後、立原と共に三月三日及び四日湊においてバッテイラ操舟法を試みた記事がある。これも通詞由緒書の記載を補訂する資料となる。

　からいふ因緣の瓊林雜話は、さすが筆錄者が其人だけあつて、內容の充實してゐる點に於て、この種の記錄中にあつて白眉たるの感がある。長崎に於ける和蘭通事の制度及び俸給をはじめ、蘭通詞諸家のうち、楢原はもちろん中山・名村・松村・堀・石井等の事蹟が散見し、殊に薩州侯に仕へた松村安之丞や堀門十郞の如き、白川樂翁公に仕へた石井庄助(またハルマ和解にも關係した)の如き、その未だ知られざる履歷の資料がこの中に存するのは、珍重すべきである。唐通事のこと、唐音のこと、林道榮のことなど、これらも亦參考に資すべきものがある。その他、長崎に於ける貿易學藝に關し、和蘭語學のほか、獨逸語學及び拉丁語學につきても、興味ある材料が記るされてゐる。動植物藥品飮食のこと、吉利支丹のこと、洋畫及び顏料のこと、兵書のこと、百般の事物にわたつて筆錄してあるのは、記者の識力と趣味とを反映して興味が盡きないが、斷片的な記載に止まるのは、大

に物足らぬ。イソツプの事もあれば、プリニウスの書も出てくる。さうかと思ふと、九州諸藩の學者の逸聞を錄し、談餘まゝ西南地方以外にも及んである。又水戸の人々の名が卷首の日記に散見するのも見逃がせない。蝦夷に出張した水戸の木村謙次郎が三月二十三日歸着し、夜楠原と共に立原が訪問した記事もあるが如きは其一である。肥後の秋山玉山や藪震庵があらはれ、最後に楢林九皐自身が水戸滯留中の作詩數首を以てこの書の末を結んであるのも面白い。

喎蘭演戲記　二卷

本書は庚辰九月阿蘭陀俄狂言二通と題して蜀山人の一話一言にも收めて既に廣く世に知られたものである。庚辰は文政三年(一八二〇)であるが、一話一言に於ては、狂言の本文を載せた卷の末に、文政四年正月二十七日寫蜀山と書いて

あるから、興行後四ケ月にして之が傳寫されたことがわかる。蜀山はその翌々年の文政六年四月に七十五歳で歿した。

一話一言は古く明治十六年に初めて出版され、その後、蜀山人全集（新群書類從）中にもそれに基いた增訂本を收めた。その卷四十三に此の阿蘭陀俄狂言は載錄されたのである。京都大學圖書館所藏の寫本（七十卷好文堂及び只誠藏の二朱印あり、後者は或は關根只誠翁の藏書印か）にては卷六十五である。また第一の狂言の末に、文政四年辛巳正月十六日燈下寫竟、蜀山の文句が京大本にはあつて全集本にはない。

今この嚙蘭演戲記と題する二卷一册の單本は、勝海舟翁舊藏の本にして元東京南葵文庫に保管せられ現に京都帝國大學圖書館に寄託されたものである。東北帝國大學圖書館にも舊狩野亨吉博士文庫本を藏してゐる。內閣文庫にも

亦和蘭戲藝詞と標する後年の寫本があるが、私は未だ對校の機を得ない。演戲記本と一話一言本とは内容文句同一であるが、狂言二通の順序が相反對して錄されてゐる。一話一言本には、二通とも別々に、外題を書いた扉の紙が添うてゐる。京大の寫本では、人名等の洋語も本文と同じく平假名であるが、全集本には、洋名だけ片假名になつてゐるやうな相違がある。海舟本の演戲記の方は、全集本のごとく洋名を片假名にしてある。

本叢書に收めた演戲記の跋文には文政庚辰(三年)秋九月蘇溪識とあるが、それは當時の長崎奉行筒井和泉守政憲の號である。略歷は大日本人名辭書に中根氏の香亭手稿を引いて錄した所で明かであるが、長崎時代の事蹟を擧げてない。彼が長崎奉行の就任は四十歲になつた文化十四年(一八一七)の七月で、恰も那翁戰後歐洲の平定を有名なドーフの後任として新渡の甲比丹ブロンホフより報

告し日蘭貿易の復活した其歳のことである。筒井氏は在任三年、四十三歳を以て文政三年(一八二〇)十月長崎を引上げて歸府した。蘭船に對して此年より三年間銅の定額三十萬斤を増して九十萬斤となし商額を銀千二百五十貫目とした。蘭人の喜んで芝居を催して送別したのも當然である。彼が江戸の町奉行に榮轉したのは翌年の正月だ。

一言一話の寫本では、筒井氏の跋文がないから、演戯興行の由來が毫もわからなかつたが、この跋文があるので、俄芝居の因緣も始めて明かになり、それが併せて、日蘭貿易史料にもなり、同時に筒井氏の傳記の材料をも補ふことが出來る次第である。跋文の首めに文化三庚辰とあるのは、むろん文政三年の誤であり、同條間宮信興とあるのは、筒井氏より一年後の文政元年に來任し、筒井氏より一年後の文政四年まで在任した長崎奉行間宮筑前守(肥前守)をいふ。筒井政憲が

江戸町奉行として文政九年に近藤重蔵の獄を斷じたる中年時代の逸事の如きは名高い。筒井氏も昌平校の出身らしく、正齋とは舊知であつた。但し正齋よりも七歳程若かつた。當時彼は伊賀守であつたが、嘉永の末より安政へかけて大目付として長崎下田に出張して日魯交渉に當つた高年時代は、肥前守を名のり、幕末の外交界に光つてゐた。彼は安政六年に八十二歳を以て卒した。彼が經書に通じてゐたことは聞こえてゐるけれど、阿蘭陀俄狂言の筋書をとらせたやうな風流韻事は世に知れてゐないかと思ふ。私は長崎の永見德太郎氏の南蠻長崎草の序文(大正十四年十月)に於て、この事を特筆しておいたが、今更にこの事を縷說することを禁じ得ない。

　但しこの演戲の筋は取立てゝいふほどの作品でないことは論をまたない。然し西洋の芝居が本邦に傳はつた徑路を示す一例として近世文化史上に重要

なものであることは爭はれまい。筒井政憲の功亦沒すべからざるものがある。

この時の甲比丹はブロンホツフ Blomhoff であつて、これ亦ドウフに次いで日本の文化史上に名をのこした者だ。演藝の役者になつた新渡の出島蘭館員にヒツスルといふ名がみえる。それはハン・オーフルメール・ヒツスル(フイツシエル) J. F. van Overmeer Fisscher で、一八二二年(文政五年)ブロンホフに從つて江戸に參府した時の紀行と、文政の末まで九年にわたる滯留期間の見聞錄とを以て編纂した立派な著述一冊がある。パジエスの書目で五三八號の書、一八三三年即ち天保四年の出版である。後江戸の譯局員が譯出した日本風俗備考二十二卷、大正三年文明源流叢書に收めた所のものである。譯本卷十五に日本の芝居のことを細説した原著者フイツシエル(ヒツスル)其人が、數年まへ筒井長崎奉行の面前に於て、座頭株で性急者のダアモンと獵師ギリヨツトとを演じたのも面

白い。

卷首に出てある名句「命は短く藝は長し」亦上田柳村君を經て人口に膾炙したことは、知る人ぞ知るである。

長崎に此書の古寫本の存するや否やを私は知らないが、古賀氏の大著たる長崎市史風俗編(下卷)第十五章演劇の條下には增訂一話一言のテキストに由つただけである。

一　西域物語　三卷

本書は著者の自序にもいふ如く和漢洋の三域にわたつて、經濟海運等の事を論議したものであるが、西域卽ち西洋に關する論議が主なので、かういふ書名を附したのである。

著者魯鈍齋本多利明は、越後の人で江戸に住ひ、暦算の學より經濟の道に進んだ天明、寛政、文化時代の卓見家である。海運國防の事に意を致し、北夷先生と稱せられた。音羽先生とはその住所から來たので、晩年文化六年六十六歲にして加賀藩に聘せられ、文政四年(一八二一)七十八歲を以て江戸に歿した。生年は延享元年(一七四四)、洋學史上重要な年代になる。西域物語を著はしたのは、寛政十年(一七九八)五十五歲の時だ。

本多利明は、林子平とはちがひ、工藤球卿などと同じく、古くは弘く世に知られなかつた學者で、最近十數年以來頓に有名になつた。私の知つてゐる所で、故人內田文學博士、本庄經濟學博士、福田瀧本兩法學博士などが、本多利明の學說及び業績の顯彰に心を盡された。その他海老名一雄氏の研究、また二三年程まへ早稻田大學の若卒業生の論文題にも見かけた。本庄博士の日本經濟史文獻書目

（大正十年刊）に、論文の題名が掲げてある。手引としては、大槻翁の新撰洋學年表も必要だ。

大正四年、西域物語は内田、瀧本兩博士によつて、瀧本氏の日本經濟叢書卷十二に編入されて同氏の解題を添へて出版されたことがある。同書には利明の名著たる經世秘策が、著者の略傳をも附して收められてゐる。共に參考にすべきである。經濟叢書本の西域物語も、今所刊の海表叢書本と同じく私の藏書をとつたので、寫本の流布は甚だ少い。瀧本氏の解題によるに、往年古く東京日日新聞の附録として活版に附した由を傳聞するが未見であるとの事だ。

本書には經世海運等に關する論のみならず、北方への遷都論が提唱されたり、國字問題が取扱はれたり、種々の卓越した識見がうかゞはれる。開國曙光時代の名論集の随一であらう。海軍兵談の後七年にあらはれたもので、多少發表に

危惧の念がないでもなかつたことは、自序によつて知られる。

諳厄利亞人性情志　一巻

アンゲリア即ち英吉利人の性情を誌るしたものである。寛政八九年に於るプロートンの英船が近海出沒殊に北邊探檢、文化四年に於るフエートン號の長崎侵入、これらは文政よりは二十年まへ十年まへの話で、まだ江戸の蘭書譯局の設定以前だが、譯局の事業進展以後、通詞馬場佐十郎の在勤時代にも、文政元年（一八一八）同五年（一八二二）英國の鯨船が浦賀邊の東海に影を顯はしたことがあつて、譯局を管した天文方兼書物奉行の高橋作左衛門景保は、その都度、在勤の馬場譯官等を派した。馬場はその文政五年七月に歿し、翌々七年（一八二四）には、今度は水戸の近海に英船が來舶し人心を脅かした。文化中にもフエートン號事件

以來、英語學の學修が長崎に興つたと同じく、文政中には水戸でも英語の辭書が出來るといふ有様になつて來た。英船に對應する手段を講ずる必要から、かういふ語學方面ばかりでなく、英國英人の研究がぼつ〳〵起つてくるのは當然の機運である。十數年以後の天保九年に、例のモリソン號のいきさつからして、渡邊華山が論著のうちに英國及び英人の事を蘭人蘭書に依つて記述するに至るまでの間では、この諳厄利亞人性情志は特筆すべきものである。

文政五年に馬場佐十郎貞由が江戸天文臺の官舍に歿した後、翌六年春、その後任として吉雄忠次郎宜が長崎の譯官中より拔擢された。翌七年に前記の如く英船の水戸沿岸上陸の暴擧があつて吉雄譯官等が出張應接した。是に於て高橋景保の外船處分法に關する意見書が提出されて、翌八年(一八四五)の外船打拂令が發布されるやうになつた。この年の夏である、高橋の序を以て、吉雄宜が譯

して浦野元周が校した諳厄利亜人性情志が成つたのは。

本書の原本の何であるかは未考であるが、蘭文の百科辭書類に依つて抄譯したものであらうと推定される。この書には嘉永時代の叢書の形を成した近時海國必讀書の第四にも編入され、吉田松蔭の如きも讀んでゐた。今海表叢書に收めた本は、醫學博士岡崎桂一郎氏の所藏本を災前に借寫した京都大學圖書館の新寫本によつたのである。流布本は甚だ稀である。

西洋人日本紀事　一卷

蘭書譯局を天文臺に創置せんとする頃の文化五年（一八〇八）天文方高橋景保（二十四歳）が、ケンペルの日本志第四編を譯出したもので、蕃賊排擯譯說と題し、譯者の補註を添へてある。その成つたのは同年八月であるが、三月には高橋は一西

人ケンフル日本紀日錄」と題して、日本志の目錄だけを譯した。長崎で志築忠雄が日本志附錄中から鎖國論の一章を抄譯した。享和元年よりは七年前だ。德夫衛日本誌の全譯が譯局員の手によつて出來たのは文化五年より三十六七年以上にもなる弘化年間のことで、以後更に幕府で坪井信良の翻譯が成つたやうな始末はこゝに詳說しない。近年吉野作造博士も一二の雜誌上に於てケンペルの日本志翻譯に關する調査を發表されたことがある。ともかくも此の西洋人日本紀事は、ケンペルの抄譯では第二回に屬するものだ。

翻譯の動機は前年の文化四年(一八〇七)丁卯に方つて西南には英船フエートン號の長崎出島襲擊があり、北邊には魯船のエトロフ島侵掠があり、二百年前幕初に於ける南蠻人の排擯を追懷せざるを得なかつたがためであらう。志築の鎖國論は、寬政四年(一七九二)魯國より我邦の開國を要求された後、九年の久しき

を經て譯出されたものであつたが、高橋の譯本は時運の切迫によつて、英魯侵掠事件の翌年に出來たのである。十七年後文政八年に至つて、外船打拂令を發せしめた高橋の對外硬ともいふべき方針は、この蕃賊排擯譯說によつても窺ひ知られる。

吉利支丹退治物語　二卷

此書は寛永十六年己卯稔八月吉祥日と奥記せる古版の吉利支丹物語二卷本を、挿畫を添へて、二十六年後の寛文五年に飜刻したものであつて、寛永本と共に稀書に屬する。寛永本は現に二三の文庫に藏せられてゐるが、私が見たのは御影の飯島幡司氏の新得本で、もと名古屋の平出鏗二郎氏の舊藏本に出でたものである。内題には吉利支丹物語とあるけれども、その題簽は、吉利支丹御退治物語

と刻してある所から察すると、吉利支丹退治物語といふ題は、寛文に至つて初て新題したわけではない樣に見える。朝倉無聲氏の新修日本小說年表（大正十五年九月）の假名草紙の部には、寛永本を錄せず、寛文五年の條に「寛文乙巳五歲八月上旬、寺町通五條橋上ル町中野太郎左衛門開板」本書開板間もなく絕版を命ぜられたり、と見えてをる。但し三卷としたのは二卷の誤であらう。海表叢書に收めて再刊する所の本は、京都大學圖書館の所藏によつたのであるが、大阪の故人濱和助翁の藏を、飯島氏の本と同く赤松雲堂より購入したのであつた。然るに此の大學本は二卷を合綴して一冊となし且つ外題をも缺いたのみならず、下卷の奧附が缺けてをる。京都の小山源治氏の藏本は上卷のみだ。從つて今迄かに奧附ある本を見出しがたいから、姑く朝倉氏の解說によつて補足しておくにとゞめる。井上和雄氏の書賈集覽にも中野太郎左衛門の條下に本書の名を出

版年と共に掲げてある。大學本には又目次もないが、新製補充することにした。

寛永本は平假名の本文中に極少々漢字を交へたので讀みにくい嫌があるけれど、句讀や濁點もあつて、割に正讀してある。吉利支丹史實を含む割合も多く、又轉訛せる度合も少く、この種の書物類の中では、拔群の價値を有し、世間に流布せる南蠻寺興廢記の如き後世の惡本とは選を異にする。續々群書類從第十二、宗教部に收められて明治四十二年頃る正確に鏤刻されたが、大正十五年吉利支丹文庫第一輯中に收められたのは、類從本の平假名をそのまゝ處々漢字を充てちがへ洋名を片假名になほし、甚しく亂暴な鏤刻をしたものである。

寛永本は、上卷二十七葉、下卷二十三葉、毎頁八行であるが、寛文本は、上卷二十八葉、其内繪が九面、下卷二十三葉、其内繪が六面、毎頁十行である。寛永本の平假名に對して、寛文本の漢字の宛てちがへは頗る多い。寛文版は讀み易くはなつて

ゐるが、人名の場合などには、まゝ句點の打ち違へを生じてゐる。寛永版の「げりごりや・りいす」とあるのを、寛文版には、「げりごり・やりいす」としてある。ゲリゴリヤは、グレゴーリオ・デ・セスペデス (Gregorio de Cespedes) の訛りで、ゲレガウリヨがその原形であつたらうし、リイスは、ルイス・フロイスのルイス Luis Frois の變化たることは明かである。二名とも上方に於ける天正年間著名な伴天連であつたが、寛文版にそれをゲリゴリとヤリイスとの二名のやうに句切り變へたがために、後世ケリコリ及びヤリイスなどと誤つてしまつたのである。寛文版がその俑を作つたものだ。之に反して、寛永の古版に、日本人のロレンスを「びせんのくにのもの」としたのは、確かに「ひぜん」の如く濁點を「せ」の字に打つべきを誤つて「ひ」に打ちそこなつた。それを寛文新版には「肥前」としたのは正しく改善である。吉利支丹文庫本に、それを「備前」と宛てたのは、大なる誤である。フロイスの日本

史にも、又バルトーリの日本布教史にも、ロレンソは肥前の人とみえてゐる。
ともかくも此の新刊本には、相當の取り得があるから、今般それを新纂することにしたのである。稀書複製會の方でも此の寛文版の複製を試みたいとの希望があるといふ。彼此相俟つて都合がよいと思ふ。

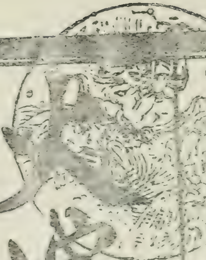
補遺

本卷には專ら蘭學に關する九篇を收めたれども、西教篇ともいふべき前卷より除きし吉利支丹退治物語を卷末に附載せり。これは蘭學篇の最後に位せるケンペルの抄譯の、その內容キリシタン排撃に因緣深きにもよるなり。但しこの譯本は、向山誠齋の丙午雜記(寫本)十三に收められし蕃賊排擯譯說を參照して

校定せり。なほ此書と二物考・侍梧雜話・諳厄利亞人性情志との四種は、所收の本みな片假名交りなるを、今刊行にあたりては例の如く洋名の外すべて平假名交りに改めたり。

西洋人日本紀事と諳厄利亞人性情志との二書は近時海國必讀書といへる幕末の海外叢書にも收められしこと、吉田松陰の西遊日記、嘉永庚戌三年十月一日、最初の遊學地平戸滯留中の記にも見ゆ。一は其卷一をなし、他は其卷四をなす。松陰先生遺著第二を參照すべし。英人の性情に關する先生の議語は必ず一讀を要す。同書の原本蓋し英人の所著とあり。先生時に年二十一。予の典籍叢談に收むる所の日英關係圖書展觀志第二一五頁亦參考に資するに足るべし。

二物考は、近刊の高野長英遺著遺墨集第四卷雜著の部に收めらるゝ由にして、同刊の高野長英傳第八章第三三節にも參考すべき點あるべし。



鳩溪平賀先生著

火浣布畧説

松籟館藏板



付字ニシカツトカンフルデルテナイシヱンサテユ
ールコンテキサアカワウライト一名ニキシコンハン
ウライトと申書ニ出有之候

一 トルコ國ハ紅毛ト地続ノ國ニ而
紅毛ハ世界ヲ四ツニ割エウロツパアジアア
フリカアメリカと申四ツ之内トルコ國ハアジヤ
ニ而西ハエウロツパニ境候而唐土より数千里西
ニ相當申候

一 右火浣布日本ニ而ハ不及申唐土ニ而も紛
毛ニ而も阿蘭陀以來出來トルコ國ニ而も近
世ニ而ハ織候儀ハ絶候而有之候へ共實ニ度絶候
由ニ而古今ニ珍物存候入 御覧候ハ難有奉存
候火浣布是ニ而日本始ニ而宜敷仕候

以上

寶曆甲申二月　　平賀源内

火浣布略說序

火浣布之名、文雅相傳也尚矣、晉云、其物如錢大、猶難得也、說者或以爲烏有之譚、頃鳩溪始造火浣石蠶綿、蓋物品講究之餘緒耳、機軸裁制之巧、器始完獲焉、今俾魏文而在、將無有典論之便乎、是乃鳩溪之不朽、而豈止炫曜於一時者已乎、明和乙酉之秋八月桂川國訓序

火浣布略説

讃岐　鳩溪　平賀國倫　編輯
武藏　門人　中島貞叔
　　　　　　中島永貞　同校

火浣布、又火毳ともいふ、浣の字澣の字におなじく、物を濯ことにて。此布穢るゝときは、火に入て燒ば、垢は悉く燒落て、布は少も損ぜず、左ながら火にて浣が如くなるゆへ、號て火浣布と云ふ。試に墨をつけて烈火の中へ入れ、又は油にひたして燃せば、墨油みな燃て布は猶もとのごとし。唐土にても至て得がたき寶とす、周書に載す、西域火浣布を獻す、汚るれば則此れを燒ば潔し。列子曰西戎周の穆王に火浣の布を獻ず、是を浣ふに必火

に投す、布則ち火色、垢則布色、火より出してこれを振へば、皓然として雪のごとし。東方朔が神異經曰、南荒の外火山あり、長三十里廣五十里、其中皆不燼木を生ず、晝夜火燃、暴風猛雨にも滅せず、火中鼠あり重さ百斤、毛の長さ二尺餘、細こと絲の如し。是を以て布に作るべし、常に火中に居れば色赤し、時々外に出て色白し、水を以て是を沃ば即死す、其毛を織て布とす、火浣布と號く。抱朴子に曰、南海の中蕭丘の上自ら生ずる火あり、常に春起て秋滅、此丘上一種の木を生ず、火起ときにあたつて木小く焦て黑し、夷人此木の華を取て火浣布とす、木の皮も亦剝で灰を以て煮て布とす、但し華の細かにして好には及ざるのみ。又白鼠あり、大なる者數斤、毛の長三寸、空木中に居る、火に入て焦れず、其毛も亦績で布とすべし。其餘、搜神記・後漢書梁冀傳・同西域傳・三國志齊王紀・東晳が發蒙記・梁四公記・任昉が述異記・譙周が異物志・張華が博物志・范淑が典籍便覽・高濂が遵生八牋・李時珍が本草綱目等の書に出たり。又後漢の桓帝のとき、大將軍梁冀火浣布を以て單衣とす、嘗て大に賓客と會す、冀作て酒を爭ひ、杯を失して單衣を汚し、僞り怒

て衣を解てこれを燒、布火を得て燃て灰のごとし、垢盡火滅れば粲然として潔白、灰汁を以て洗ふがごとし。と、此事後漢書・傅子紀略等に出たり。漢の代には西域より獻たる事もありしが、中頃久しく絕てわたりし事なきゆへに、魏の初に至ては、時の人火浣布といへるは名のみにして、無ものならんと疑へり。魏文帝以爲、火の性酷烈にして含生の氣なし、火に入て燒ざる物あらんやと、遂に典論に著はして、無ことゝ決せりといふ。明帝の代に至り三公に詔して曰、先帝昔典論を著す、不朽の格言なり、大學石經と竝べ、永く來世に示べしとて、石にきざんで廟門の外に立つ。然るに齊王の靑龍二年西域譯を重て火浣布を獻ず、大將軍太尉に詔して、燒き試て百寮に示す、於是か乃典論を刊滅す、天下是を笑ふ。又晉の泰康二年大秦國より火浣布を獻ず、殷臣奇布賦を作て曰、乃採乃析、是紡是績、每以爲布、不盈數尺、以爲布帊（布帊とはふくさ也）右諸書に出る中、梁冀が單衣とせしと、晉の代に布帊とせし外は、其布の大さをもしるさず、多は紙上の空論にして、目のあたり見たりと云へる說なし。此物唐土にては織ことをしらず、只西域より希にわたりたるもの故、唐人

もしらずして、或は火山蕭丘にある火鼠の毛または木の華、或は木の皮等にて織たるものといへるは大なる誤也。蕭丘火山火ありて常にもゆれども、是は卽陰火又寒火ともいひて、常の火のごとく物を燒火にはあらず。抱朴子曰、蕭丘に自然の火あり、一種の木を生じて小く焦て黑し。陸游曰、火山軍其地鋤耘て深く入れば、烈焰ありて種植を妨ぐと、按ずるに我邦越後妙法寺村に出る火の類にして、物の燒ざる陰火なり。其陰火中に生じたる、鼠にもあれ木にもあれ常の火に入る時は、燒ざるといふはいはれなし。然を理にくらき唐人ども、火に陰陽の二火ある事にこゝろづかず、もとより火浣布は外に一種の物を以て製する事をしらざる故、かゝる不稽の說をなす、大に笑べきにたへたり。又我邦にては古へより名のみつたへて、其物を見しものなきゆへに、竹採物語にも火鼠の裘とて、至てなきものの譬とすれば、我國もとより其形狀を見るものさへなし。予此物織べき事を考出して、過し中のきさらぎなかば創て製し出す。同じ年の三月紅毛人東都に來る、官儒青木先生對話の序を得て、紅毛人に見せけるに、カピタン、ヤン・ガランス書紀ヘンデレキ、デ

ユルコウフ、外科コルネイレンス・ボルストルマンなど大に驚て曰、此品紅毛天竺をはじめ世界の國々にても織法をしらず。トルコランドと云ふ國にむかし一人ありて織出せしが、彼國亂世つゞきて織傳を失へり、故に此物絶て希なり。火浣布の名をラテイン語にてアミヤントス又アスベストスともいへり。ラテイン語とは紅毛國の雅言なり、常の紅毛語にてはステインフラス又アヽルドフラスともいへりと、委はシカツトカウムル・デル・ゲネイシエン・ナテユウル・コンデキサアカ・ウオイト、一名レキシコン・ハン・ウオイトといへる紅毛の書に出たり。大通詞今村源右衛門、小通詞楢林十右衛門、譯をつたへて是を正せり。

トルコランドとは西域の國の名なり、凡世界を四つにわり、エロツパ・アヂヤ・アフリカ・アシリカと云ふ、トルコ國はアヂヤの西エロツパの境にて、唐土よりは數千里西北にあたれり。むかし唐土へ火浣布を獻じたる、西域・西戎。西番などいへるは、皆此トルコ國なるべし。是等の國は、唐土へ通ずる事希にして、たまたま通ずるときは、重譯(ちようやく)

さて通詞に通詞をかさねざれば、其詞も通ぜざるなり、紅毛人は彼國へもつき、又我國へも來るゆへ、譯をかさぬるに至らずして、其事通ずる故に、今詳かなる事をしる、實に太平の餘澤といひつべし。

○火浣布をもつて香敷に作ることは、遵生八牋曰、隔火、銀錢。雲母片。玉片。砂片、俱可、以火浣布如錢大者、銀鑲周圍作隔火、猶難得。又典籍便覧曰、火浣布甚難得、嘗有如錢大者、銀鑲周圍、留火上燒香と見えたり。隔火は我國にては香敷、又銀葉ともいふ、專雲母又銀などにて作れども、此二品は薄くしてかたき物ゆへ、火の移り急にして香氣おだやかならず、火浣布は其質軟にして、火氣やうやく徹るゆへに、香氣おだやかなり。又雲母は數度もちゐるときは火をはね、銀は火にあへばそりてよろしからず。此二品一度香を燒ば、木の脂燒きつきて落がたく、再香を燒ば、初の移香ありてはなはだあしく。火浣布は木の脂つきたるときは火中に入て燒ば、脂少しも殘ず燒けおち、幾度もちゐるても移香なきゆへ、唐土にては隔火の絕品とするなり。

○予が創製する火浣布の隔火(かうしき)等も台覧を經、その餘やんごとなきかた〴〵へも獻じける。又唐土にて至寶として尊ぶことは諸書に見えたれば、試に彼國の人に示さんことを。公へ申上げるに、官より仰せありて、長崎へおもむき、異國人に見せしむべしと、新に　命を受て隔火五枚を製しぬ。

清人呈狀の寫

蒙

賜觀火浣布隔火一事。予等倶已公同領觀。但此物從古傳名。迺所未觀。今　貴國有此名人博綜廣識。秘製精奇。實爲罕見。筆難盡述。予等幸在崎館。得此異遇見此奇珍。公同賞嘆。欲通知在唐之人有此異寶。然有空言若無實據。諒難見信。今欲給領數枚。帶回俾在唐博物之人。一同賞鑒。爲此具單謹覆。

火浣布隔火乃圖



火浣布隔火包紙の圖

火浣之布。自古有名。彼妄造說臆度意量。
木皮斯調。鼠毛南荒。或果誣理。謂傳者妄。
涬溟造物。寧可推窮。陽中有陰。陰中有陽。

入火不燃柔能制剛昔彼西戎兮我
東方精成奉彝廻以銀鎌一片隔火百炷
爛香青煙清供繡房風情。
明和甲申秋八月
大日本讃岐　鳩溪平賀國倫創製

右隔火五枚。公儀へ奉る。十月中旬　官より長崎へ贈って給けり。十一月下旬長崎より清人の呈状来りよし。　官より寫し賜る。


典論を刊滅乃圖



明和元年十一月　日

未十番　南京船主　龔子輿
仝十三番　南京船主　項乾升
申一番　南京船主　趙可欽
仝二番　寧波船主　黄格齋
仝三番　廣南船主　沈綸溪　林本水
仝四番　南京船主　宋敬亭　黄奕珍
仝五番　南京船主　汪繩武
仝六番　寧波船主　趙紹統
仝七番　南京船主　崔景山
仝八番　寧波船主　唐重華
仝九番　寧波船主　黄世訓　顧舒長

仝　十　番　寧波船主　曹體三
仝　十一番　寧波船主　朱秉鑑
仝　十二番　南京船主　張雲衢
仝　十三番　寧波船主　吳果庭
仝　十四番　南京船主　邵詩南
右各有印

右之譯文

火浣布の香敷御見せ遊され、私共一同拜見仕候。此品古より名而已傳り承候得共、是迄終に見及不申候處、當時右の通博綜廣識の御方、秘製有之候は、實以て希代の珍事、難盡筆紙奉存候、折能龍渡御蔭により、奇品致拜見何も打寄賞嘆仕候、併在唐の者共江如斯珍寳有之段物語仕候共、實跡なく空言而已にては、信用仕間敷奉存候に付、此度一二枚拜領被　仰付度奉願候、左候はゞ唐國江差越、數奇者江も賞見爲仕度奉存候、仍以書

付申上候。

明和元年十一月　　末申諸湊船頭共連判

右書付之通和解差上申候

林市兵衛　印

何幸次右衛門　印

稟

賜レ観火浣布隔火。若能可成後開馬掛衣料尺寸。仰懇准賣一件。何者数等因圖。帯

回唐山。欲作進献之用。其價値卽將六分参鮑銀三百両配買。但此品帯回進献。果中

上意。將来再令数等採進。彼時具單呈。懇給配。仰懇恩准所求。則感不淺矣。

計開

一馬掛一件

長九尺一寸

濶二尺四寸　係貴國小尺

以上尺寸織成。方合進獻之用。如有五寸四方。或乙尺四方者。俱不合唐山進獻之用。

則不敢領買帶回。

明和元年十一月　日

申四番　南京船主　宋敬亭

仝五番　南京船主　汪繩武

各有印

右之譯文

拝見被　仰付候火浣布の香數、若し左に書載仕候馬乘羽織寸尺に御織立て相成り候はゞ、一着分御買せ被下度願候、右は私共見込を以唐國江持歸獻上に可仕候に付、六分煎海鼠鮑銀三貫目迄に買渡申度奉存候、此品持歸獻上に仕首尾能相納、再び調進の命を承

候はゞ、其節以書付御買上の儀可申上候間、右年頭候通御許容被成下候はゞ難有仕合奉存候。

覺

一馬乘羽織　一着

丈　九尺一寸

幅　二尺四寸　但し貴國曲尺之積

右の寸尺御織立出來仕候得ば、献上に相營申候、若し五寸四方又は一尺四方の小切にては、献上に相成不申懸望に無御座候に付、輕買渡奉存候。

明和元年十一月

中四番　南京船頭　釆敬亭

仝五番　南京船頭　汪繩武

右書付之通和解差上申候以上

林　市兵衛　印

何　幸次右衛門　印

按するに、清人の火浣布を珍らかなりとするは、左もありぬべき事なり。しかれども馬乘羽織の寸尺なれば、献上すべけれども、若五寸四方一尺四方の小切にては、献上にならざるゆゑ望になしといへるは、いといぶかし。まへにもいへるごとく、神異經・搜神記・抱朴子・發蒙記・述異記・本草綱目の諸説はみなうはさのみにて、目のあたり見しにはあらず。又梁四公記に杰公火浣布三端を見て、木の皮と毛にて織たる、たがひ有ることを辨したるなどいへるは、至つて妄説にして信ずるに足らず。實に西域より渡りたりと見ゆるは、周の代西戎より献じたることは、周書列子に見えたり。次に後漢の梁冀が單衣とせしもの一つ、三國志齊王紀に献じたりと出るもの一つ、晋の泰康二年に献じたるもの一つ、唐土數千歳のうち西域より渡りて、書籍に記せしもの以上四つに過ず。梁冀が持しは單衣なれば、其狀大なりと見ゆ、周の代并に三國の時渡りたる物は、其の

大さも記さず、晋の時献じたる物はふくさの大さ也、それさへ殷臣奇布の賦を作て是を稱す。又蓬生八錢・典籍便覧には、錢の大さのごとき物を隔火に作る、甚得がたしと見ゆ。かく少しの切さへも重寶とすれば、五寸一尺の切なりとも、唐土にては甚尊ぶべき事明白なり。しかるに右のごとくいへるは、商賈を專とする船主どもにて、彼國の書籍のおもむきをもしらざるゆゑか、又は外に意味も有べき事にや、いといぶかし。

○清人の望の通、幅二尺四寸、長九尺一寸に出來なんやと、公より御尋あり、依てまづ試に幅一寸に長四寸三分の物を製して、　公に奉り猶清人の好にまかせて、跡より作るべき事を申し上ぬ。はじめおはりの詳なる事は、火浣布考に記し置ぬれば、爰には其あらましをしるすのみ。

火浣布略説 終

著述書目

物類品隲　全六册

淨貞五百介圖　全三册

嗣出書目

神農本草經圖註　藥品諸圖擇レ工寫生形似逼レ眞庶一覽認得不レ費ニ辨說一如ニ其古人論說一撮レ要删レ繁務從ニ簡約一

同　倭名考　專據ニ源須和名抄丹波康賴和名本草萬葉集古今集等書一參以ニ近世諸家之說一辨ニ其當否一

本草比肩　李氏綱目集說雖ニ繁泛無ニ遺佚一今除ニ本經三百六十五種一外取ニ千金方外臺秘要以下諸方書一所レ載藥物考究論辨搜ニ採諸家之長一又傳ニ本經意一分レ品者三以便ニ醫家之用一

食物本草　食物臭味日用不レ知可乎亦分ニ三品一氣味能毒忌畏反佐悉記無レ遺

火浣布考

四季名物正字考

日本穀譜	同菜譜
同草譜	同木譜
同石譜	同禽譜
同獸譜	同魚譜
同介譜	同蟲譜

右諸譜每品有圖名稱一從我邦雅言附以方言俗言及漢名蠻名其外國之種不論生活乾腊類附各品之後以備博考

明和二年乙酉夏四月　　平賀國倫識

題火浣布

右は詩文章歌發句御出來次第私共方迄
被遣可被下候各巻を分候而集置品により
追而板行仕候

書林

江戸室町三丁目
須原屋市兵衛
同 本石町通三丁目
植村藤三郎
京 寺町通松原下所
梅村三郎兵衛
大阪心斎橋順慶町
柏原屋清右衛門

天保七丙申歳新鐫

瑞皐高野先生著

二物考

太觀堂藏板

不許衒鬻

救荒二物考目次（目次新附）

馬鈴薯

附言

救荒二物考序

人主以庶民爲赤子、則識其所以保赤子者、無不盡其方、而凶年饑歲之備、一無遺策也、夫天災流行、國家造有太倉之陳米、三九之儲蓄、或屬鼠耗紅腐而不足充億兆之腹、則邊陲僻遠之民、或不免孚餓之患者有矣、是賢主之所病而庸主之所忽也、癸巳已來、天災薦臻至今秋四合米價百文、比之癸巳爲甚、
公家發倉廩、給米與錢、凡賑濟之方無不盡、細民關茸猶爲鼓腹之業、而無饑面菜色之人、是
公家多儲蓄賑濟之方、官得其人也、孰有不欣戴其鴻惠者乎、然年之豐凶不可豫知、則自今而後、人々自當去侈營庵、爲救一身一家之計、而不特仰
公家之賑濟已、高野長英頃著救荒二物考、欲上梓以爲救荒一助、二物者何也、馬

鈴薯云三點薯、言此物也不擇雨濕燥暵、好生陰僻确薄之地不甚須培植之功、而收獲之實居多、比之他物、有十倍之利、豈不救飢之奇品乎、且余前著救荒之書、請題一言、不辭爲之序、

天保丙申年陽月　　紀藩　白鶴義齋藤通識

引用ずみ

題　言

○凡そ生民の災は、年の凶荒より大なるはなし、而して其荒災の起る所以の者は、水旱の二を出ることなし。本邦田土肥腴し川澤四通す、故に民旱を患ふること少し、只水患尤も甚しとす、近歳此の患洊りに臻る、誠に恐るべし。蓋し我邦人專ら食を稻麥に資る、而して稻麥の成熟に至るや、其期甚だ久し。且つ正帶地方晝夜平分の頃、狂風暴雨頗る多し、其甚しきに至ては、樹を抜き屋を倒す、其害啻に田土のみに非ず、直ちに生靈を戕ふに至る。若し夫れ雨濕月を彌り、時氣寒冷にして、稻麥熟せざるの時に方て、不幸にして此の暴風雨あるに逢ば、歳饑ゑずして如何せん。嗚呼農民の力を稼穡に用ふるや、雨に沐し風に梳り、汗焦れ膏枯れ、孜々汲々として、其成熟を望む。然るに忽ち此災に逢ひて、一旦にして其功を空ふす、豈悼まざらんや、而して其災啻に農民のみに非ず、誠に天下の大災

なり。方今昇平の時に逢ひて、人民の餓に死する者少しと雖も、米價騰湧して一日の勞其食に充るに足らず。是に於て、荒村寒郷に及んでは、或は樹皮を削り、或は泥土を淘して食と爲すに至る、其れ此を以て、一旦の飢を濟ふと雖も、其常食に非ざるが故に、爾後一二月若くは三四月にして、病んで斃るゝ者亦少しとせず、凶荒の後に疫疾多きは是に因るなり。余常に之を以て患となす、按ずるに北極地方の國、寒威凜冽にして地の融すること、一歳にして纔かに一二月のみ、然りと雖も、其民の飢ゑざるは何ぞや。是其風寒暑濕に畏憚せざる物を植て以て食とすればなり、余常に其種子を得ざるを以て憾とす。今茲丙申雨濕連綿三月より八月に達す、其間の霽日僅かに數ふべし、時氣の寒冷癸巳の歳に過ぐ。各州水災多く米價漸く貴く、人心洶々として安からず。今歳八月中浣余上毛澤渡なる福田宗禎に逢ふ、宗禎世々瘍科を業とす、其術甚だ精し、又和蘭の書を讀み、益其術を研究す。余固より交り厚し、一夕閑談して更將に闌ならんとす、時に一掬の蕎麥を出して、余に示して曰く、凡そ人の凶歳に斃るゝ所以は、糧食足らざればなり、而して糧食の足らざる所

以は一歳數熟の物なければなり。此蕎麥一歳三熟すべし、是れ救民の鴻寶に非ずや。余且つ驚き且つ謝して曰く、北極地方の國、穀類を揀むに早熟の物を以てす、此を暖地に移さば、其成熟すること一歳に再三なるべし。余之を欲する所以は、之を此に移し以て糧を增し、飢を防がんとするに在り。余嘗て之を遠きに求め今や之を近きに得たり、是れ予が始なりと雖も、實は天の賜なりと、悦んで之を受く。爾後又同國伊勢街なる、柳田鼎藏と云ふ者、一種の芋を贈れり、之を見るに、其形萆薢の如く、又土欒兒の如し、土俗之を咬吧芋と稱す、是れ卽ち和蘭に所謂アールド•アツプルなり。炮炙して之を食ふに、其淡白なること薯蕷の如く、其甘きこと甘藷の如く、更に滋味粘氣あり、其性毒なし、以て日用の食に充つべし。和蘭地方單に之を以て食とする處あり、而して甘藷の寒を恐るゝが如くならず、寒地熱國に關せず、荒野瘠地を厭はずして、一根數十塊を得べし。余此の兩種を得て、更に怡びに堪へず、以て荒歳に民の飢を濟ひ、他日疫疾の患を除く物此に過るはなしとす。是に於て之を諸方に頒與せんと欲し、竊かに之を社友に謀る。社友善みして曰く、夫れ倉

廩を開ひて人を賑濟するは、其及ぶ所僅に一村一鎭に過ぎず、而して此擧や時に普く天下萬世に及ぼんとす、其功德甚だ偉なり、緩ふすべからずと。因て嘗て傳聞する所の、其培養食用等の法を記せしめ、又蘭書中載る所の諸說を抄し、參互錯綜して一小册子となし、題して二物考と名け、其種子と俱に之を世に公にし、以て無能余が如き者國家無疆の德澤に浴し、荒年の間に遊食して、尙幸に餓を免かるゝの萬一に報ぜんとするなり。

丙申重陽之夜、高野讓識、於東都麴街甲斐坂之大觀堂

勸農備荒二物考

瑞皐高野先生著

內田恭思敬記
福田宜宗禎　校
柳田眞鼎藏

○早熟蕎麥　和名はやそば、さんどそば、そうていそば

○此の蕎麥の種子は、其始め何れの地に產出するといふことを詳かにせず、近歲民間之を傳へて、處々に之を播殖す、莖葉倶に常の蕎麥に異なることなし。唯其實稍大にして、且つ早く熟するの性あり、故に一歲の中に三次成熟するなり、漢名未だ詳かならず、假りに之を名けて、早熟蕎麥又三熟蕎麥と謂ふ。

培養

○此蕎麥を種る地は、常の蕎麥の如く、荒土瘠地にして佳なり。春寒全く過き田土融和し、其地既に霜を見ざるの時に至りて、其地を耕し、常の蕎麥の如くに播種するなり。通常八十八夜頃を以て、其播種の時期とす、但し東國北地は春寒退くこと遲くして、霜繁きを以て、此より稍遲く種へて佳なり。又蕎麥は其性極めて寒を忌む故に、一夜霜に霑すれは、次の日忽ち枯るゝなり、此蕎麥は他に比すれば、稍寒に堪ゆると雖も、霜を凌ぐこと能はざるを以て、勉めて氣候を熟察し、種を下すべし。若し夫れ霜に逢ふて、其苗枯るゝ時は、速かに其地を耕やし、枯れたる苗を土中に埋め、其糞(こやし)となし新たに種を下すべし。大抵播種より五十日計にして成熟するなり、(麥地は成熟の期稍遲しと雖も大なる違ひなし)而して其實を收採して、此を種子となし、又其地を耕やし、種を下すべし、此も又五十日計にして成熟す。但し此實は其實疏脆にして種子とは爲し難し、故に其始めに成熟する者を貯藏して種子となし、其成熟を俟つて刈獲するの後、更に其地を耕し、之を播すべし。此は第一二の種に比すれば、其成

熟の期稍持久遲緩なりと雖も、又六十日に過ぎずして熟するなり。凡そ此の如くにして通計百五六十日を經れば、三次蕎麥を得るなり。本邦東國北地と雖も、一歳の中五箇月地の融せざる處なし、故に此蕎麥は必らず三熟するなり。然れども歳の運氣順ならずして、春寒遲く去り秋冷早く來ることあり、故に全く三熟の功を得んと欲せば。第二次の苗長育蕃茂する頃に、其畦の間を輕く耕し、種を下すべし。然る時は其刈穫の時は、第三次の苗二三寸も長育して、期に先だち、早く其實を得べきなり。夫れ此の如くにして、之を播殖し農民日常之を雜へ食せば、一歳之を種へて二歳の餘糧を生じ、二歳にして四歳、三歳にして六歳の儲蓄となるなり、亦大なる救荒の備に非ずや。矧んや又歳に水旱の災厄ありて、稻麥全く熟せず、各國大饑なりと雖も、一歳の中に二月の順候なきことなし、然らば則ち大饑と雖も、之を種へて一歳の糧に充つべし。余此を以て天下の鴻寶となす所以は必竟此に因るなり。

貯蔵

○蕎麦全く成熟するに至り、収獲して大陽に曝干し、湿気全く去るに至りて、稲麦の藁苞又は桶に納れ貯蔵するなり。

食用

○挽臼を以て皮殼を去り、蒸して飯となし、或は研磨して細粉となし、此を以て麪麺を製し、又は饅餅を作り食とするなり。其他用法尚多し、又此を以て酒を醸す其法左の如し。

醸酒

○蘭人此を以てビイル（酒名なり少しく苦味ある者なり）を製す、然れども、単味之を以て製する事稀なり。常に他の麹を加ふ、其蕎麦殼を去る者を取り、蒸して熱するに至り、取出して器に納れ、熱湯を注ぎ、麦麹及び原酷を加へて、攪動し、密封して温處に安じ、沸醸せしめ酒成るに

至り、上清(うはみづ)を汲み取り用ゆ。

性質

○麥蕎は其性質稻麥に比すれば、水氣多し故に其性固より温なるに非ざるなり、然れども滋養の功少きに非ず。又之を食して消化し易し、是を以て諸人之を食して妨害なし、但し胃虚弱なる者は、常に他の微温滋味ある物を加へ用ゆるを良とす。然れども他の穀物なき時は、之を以て糧となし害なきなり。和蘭地內フリースランド州名の一邑にセーヘンオウウエンと云ふ處あり、萬山重層し寒威甚だ雄にして、山路嶮難なれば、外運便ならず、石地砂土にして諸売熟せず、唯蕎麥を産す、土人常に之を以て糧とすと云ふ、是れ其證なり。

異種

○蝦夷より北に當る陸地を概して失白利亞(しべりあ)と云ふ、此國極寒の地にして、稻麥は固より論

なし、大小二麦に至るまで熟することなし、只一蕎麦を産す、此種茎葉倶に常の種と異なることなし、但し其實に鋸歯あり、土人専ら此を以て糧となすと云ふ、按するに此蕎麦は必然霜を凌ぐの性あるなり。之を本邦に遷して播殖せば一歳四熟すべし、其種子を得ざるを以て遺憾とす。然れども我東國北地に此種自ら生産するも亦測る可らず、故に茲に之を附して以て考案の便りと爲すなり。

又

○蕎麦に類する物あり、和蘭に之をスワルテ・ウインドと云ふ、林娜斯（西洋本艸家の巨擘なり）の書に之をポレイゴニユム・ホリース・カルダチコムと名く。路傍籬落に自ら生育し、其莖は硬固にして能く寒に堪ゆ、其形蕎麦の如く、又三稜の實を結ぶ、但だ稍小なりと云ふ。按するに本邦在る處の苦蕎麦の類なり、蘭人も未だ其性を詳にせず、故に未だ食用に充てずと云ふ。余之を考求せんと欲し、未だ果さず、若し夫れ其性毒なくして而して蕎麦の用をな

きは國家の大利なるべし。今之を玆に附して以て識者の辨を俟つのみ。

○馬鈴薯

和名　ジヤガタラいも、甲州いも、ちゝぶいも、アツプラ、清太夫いも、八升いも、かつねんいも、じゆみやういも、ていぞういも、

蘭名　アールド・アツフル、

此の薯も又其傳る所を詳にせず、甲信等には古く傳はりて播殖すと云ふ。蓋しヂヤガタラ芋又アツプラ（奥地の方言なり、按ずるに此はアールド・アツプルの略言なり）の稱名に因て之を考ふるに、此は蘭人の齎來して種を傳ふるなり。蘭書に質するに、此薯は元來西印度に産せり、而して拂郎察人及び漢厄利亞人を得て播殖し、其後之を和蘭地方に傳たりと云ふ。又此薯亞墨利加洲に甚だ多し、西洋より此に遷る者、常に之を以て糧と爲すと云ふ。然らば則此は其始は、西印度及亞墨利加に産するなり。而して西洋紀元千六百年の後（今丙申の歳に先だつこと二百有餘年なり）和蘭始めて之を

播殖し、今に及んでは專ら其糧食となすと云ふ。林娜斯（上に詳かにす）の書に此薯の三益を擧ぐ、其一は砂土石田穀類熟せざる地に、好んで繁茂するなり、其二は烈風暴久霖に逢ふて害を受けざるなり、其三は蕃殖容易にして人力を勞することなしと云ふ。其他寸地に耕し尺地の獲あり、故に又八升芋の名あり、誠に以て荒年の善糧と云ふべし。

培養

八十八夜頃に此を種ゆべき地を耕し、其土塊を細碎し、其後馬鈴薯を取り、每處に二三塊づゝ種へて、其上に輕く土を覆ひ、漸次に此の如くにして種るなり。其法常に甘藷を種る法と同じ。又此薯は地を揀むに及ばず、田畔路傍砂石交錯する地、其外他の穀類播殖に妨害とならざる處に培養すべし、又其性寒に堪ゆるを以て山野に種るも佳なり。大抵播種より三十日計を經れば嫩芽を萌出し、莖を生じ蔓生するなり。莖二尺餘に至れば其端末は殘して、其中央の處に輕く土を覆ふべし、此より新根を出し蔓を生ずるなり。凡そ此の如

くにして、莖葉次第に蕃茂するに至れば、一根を以て數十塊の薯を得るなり。但し新根の薯は其數少なく、其形小にして又水氣多し、舊根に纖根の附く者は連珠の如く、數十塊攅簇して、其形も太く且つ滋味多し、故に之を上とす。又之を以て明年の種子となすべし。和蘭地方に於ては、一根を以て百塊若くは百四五十塊の薯を得ると云ふ、然れども本邦に於ては、大率一根を以て四五十塊より六七十塊に至るを極とす。而して莖葉次第に蕃息肥大して、秋に至り花を開き、其後莖葉枯るゝを俟て、寒地は之を掘り出して之を貯藏し、暖地は其地に放置して、用に臨み之を掘り出すなり。和蘭の地方之を播殖するの法數種あり、其中に就て左に出す二法を良とす、故に之を抄記して以て其參考に便にす。其法春に至り餘寒全く去り、土地融するを俟て、其地を耕し細かに土塊を碎き、之を平になし鍬を以て一行に深さ四寸計りの溝を掘り、馬鈴薯を取り、其間一尺餘を隔てゝ每處二三塊づゝ投入するなり。但し其大塊は切斷して二三塊となし種るも佳なり、而して後輕く土を覆ひ其地を平かにし、幾行も此の如くにして播種し、嫩芽出で莖葉蕃茂し、季秋に至り花を開くに及んで、其根

を去ること四五寸計にして其莖を切斷し、精氣外洩の路を絶ちて、其根をして益肥大長育せしめ、其莖葉は牛馬の養に供し、爾後其根を掘り出し貯藏するなり。又一法は上の如くにして播種し、毎塊芽を拔き出すこと五六條にして、其長け三寸計りに至るを俟て、手を以て輕々と其芽根を掘り、其根と薯魁の纖根を連ねて析ち取り、毎芽皆此の如くにして、各々之を他處に移し種へ、其後薯魁を取り出し、反轉して更に之を播種し、再び新芽出るを俟つなり。而して新芽又三寸計りに至るときは、始めの如くにして、之を析ち取り、唯一條を留殘して以て薯魁の芽となし、其他は各處に移し種るなり。此は甚だ煩冗なる法と雖も、一薯を以て數百塊の薯を得んと欲せば、此法に勝るものなし。其他は上の法と異ることなし、若し此を種へし地に、一齊に他の菜蔬又は豆麥等を挿み種へんと欲せば、預め其畦の間相隔ること三尺計にして、此間の地を耕し之を種るなり。糞養の法は甘藷の如くなるべし。又播種の時に臨みて之を施すも佳なり、又全く用ひざるも害なしと云ふ。

貯藏

○地を掘ること二三尺にして、稻麥等の藁を布き馬鈴薯を納れ、更に藁を以て其上に布き、又土を以て其上に覆ひ寒氣をして侵入せざらしめ、口を一方に開き藁を以て其栓となし、用に臨みて此口より之を取り出すなり、此は極寒の地冬月之を貯蓄するの法なり。暖地に於ては庭側廐隅等に放置し、蓋ふに稻麥の藁苞を以てして佳なり。又數歳の貯蓄となさんと欲せば、先づ皮殼を除き去り、切りて薄片となし太陽に曝干し、濕氣全く去るに至り苞に納れ貯るなり。

食用

○新生の者は直ちに煮熟し、又は蒸熟し用ゆ、若し歛味（ゑぐみ）ある、時は先づ灰汁に投入して其氣を去り、又乾固する者は温湯に浸し軟和するに至り、其後煮蒸して或は單味之を食とし、或は飯に和して之を用ひ、或は虀（し）に調し菜蔬に代て之を用ゆ、其他人の好む所に從て用法

頗る多し。又此を以て粉末及火酒を製するの法あり其法左の如し、一說に又此薯を以て蒟蒻（こんにやく）を製すべし、其法蒟蒻（こんにやくだま）を以て之を製するが如し云

製粉

○薯粉は葛粉蕨粉と同じ、此を製するの法、此薯を取り水に浸すを凡そ六時にして取り出し、其皮を去り又水に浸すこと一二時にして、後切りて薄片となし、臼に入れ搗爛して餅の如くならしめ、水を加へて稀解し、緻布を以て濾過し白汁を取り、又其滓を臼に入れ更に搗爛し、又水を加へて攪動し、濾過して白汁を絞り取り、幾次も此の如くにして、白汁出でざるを度とし、其汁を沈定し薯粉悉く器底に沈着するを俟ち、徐々に其上清を傾け出し、又水を加へて攪動し、又沈定するを俟て、其上清を傾け去り。幾次も此の如くになして、其上清無色無味に至るを度とし、水氣を去り大陽に曝し、或は微火に上せ乾かすなり。用法葛粉蕨粉の如くにして、此に勝ること萬々なりと云ふ。

○馬鈴薯も亦甘藷の如く、製して酒となすべし、但し濁醪となしては用ひ難し、蒸露して火酒となすべし。然る時は其性猛烈、其味芳辛にして上好の琉球酒に減ぜざるなり。西洋書に其製法數種あり、一方之を煮て半熟するに至り、取出し搗爛して糯餅となし、爾後熱湯を注ぎ之を稀解し、稀粥の如くに至るを度とし、桶に入れ密封し、沸醸既に止み精液は上に浮び滓渣は下に沈むに至り、蒸露罐に入れ蒸して火酒を製するなり。又一方馬鈴薯の皮を去る者を取り、蒸して熟するに至り、取り出し搗磨して全く糜爛せしめ、熱湯を注ぎて稀解し、稗粟等の麴及び原醅を加へて攪動し、諸物悉く混淆するに至り、溫に乘じて桶に入れ、固封し溫處に安んじ沸醸せしめ、毎日に封を開き攪動すること一次にして、又密封し其後其味苦辛なるに至るを度とし、蒸露して火酒となすと云ふ。但し事務繁冗なるを以て、二方共に未だ親しく試みず、故に何れが佳なるを知らず、他日手製を經るの後、其詳を悉すべし。蓋し此を此書に示す所以の者は、必竟火酒を製するも、尙穀類の費少から

んとするの微意のみ。

種類

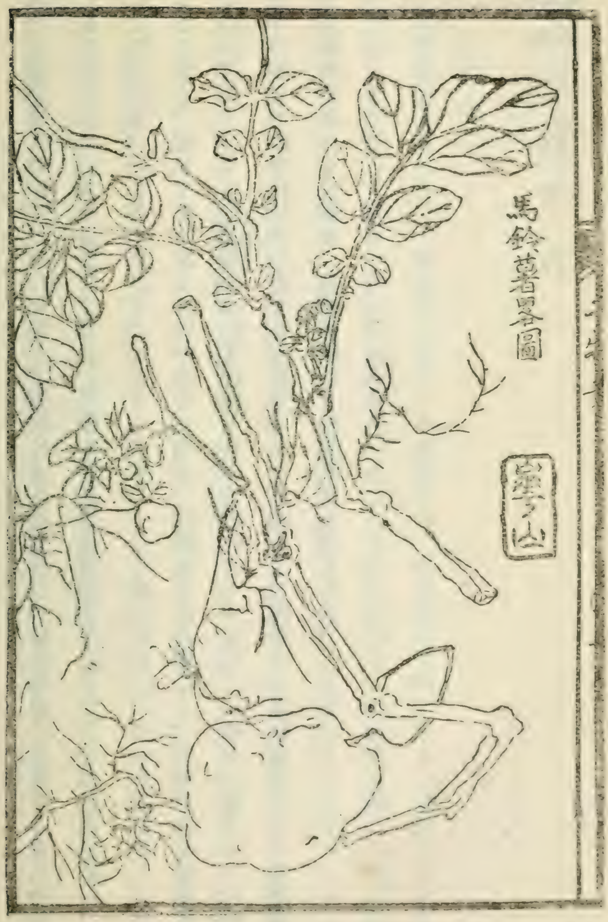
馬鈴薯に三種あり、一は白く一は赤く一は黄なり。赤き者は大塊となる、然れども水氣多し故に滋味薄し。黄色の者は稍蘞味あり、故に白き者を上とす。和蘭地方殊に白色の者を培養して食用に供すと云。然れども、土地の性に從て、赤色の者肥大せずして、白色の者却て大塊をなし、黄色の者に蘞味なき事あり。故に一定して之を言ひ難し、宜しく先づ其地に播殖するの後、其地の性を詳にし、此に適合する品を撰みて培養すべきなり。

性質

三種倶に滋養の性ありて、毒あることなし、以て日常の食とすべし。又甘藷の如く甘に過ぎ、酸敗するの患ひなく、而して大に胃を養ひ、久しく飢を忘るゝの益あり。故に西洋

の民甘藷を貴びずして、只此を貴ぶ、俗間に其性墨を忌む、故に筆硯に従事する者之を食すること忌れと云ふは、惑るなり。昔南瓜甘藷の始て播殖する時俗間に、或は魚肉を忌み、或は墨を禁ず、故に各州恐れて之を食する者少し。今や盛に行はれ、或は魚肉に調して食するに至る、而して後始めて其言の惑るを知る。馬鈴薯も又此類なり、昔西洋之を播殖するの初、ボウルゴニイ（拂郎察國に屬す）に於て瘰癧を發するの毒ありとなし、一時是を養ふことを禁ぜり。而して後来盛に之を食するに至て、未だ其害あるを記せず、是れ其證あり。噫萬國天度風俗を異にすと雖も、俗情の同じき豈唯此のみならんや。

勸農備荒 二物考 終


馬鈴薯略圖


同全圖
同實
同花
同葉眞形

附　言

客あり馬鈴薯の條を讀て嘆て曰く、昔し縣令某なる者遠謀深慮の士なり、此薯の利益有ることを知て、令を各處に下し之を培養せしむ、而して其舉終に行はれず、今や其遺種殆んど絕んとす。然るに今又漫りに其能を說くも、恐くは亦終に行はれざらんことをと。恭應て曰く、凡そ我邦土壤肥腴にして百穀繁富す、故に民人他の菜蔬を待たずして、糧食自ら足りぬ、且つ民の常情、年苟くも豐穰なれば凶荒を忘れ、良穀も尚且つ儲蓄せず、況んや其他の菜蔬を顧んや、蓋し當時其行はれざるは、何の故なることを詳かにせずと雖も、其れ或は茲に根ざすか。且つ人其食用の法を詳にせず、之に加ふるに往々毒あるの說を唱ふ、嗚呼惜ひかな。然るに近歲水旱の災ひ荐りに臻り、今や各州凶歉尤も甚しく、民に菜色の者多く、食の美惡を擇むに遑あらず、且つ儲蓄の足らざるを悔ゆ、是れ民に食を足し、

耕を勸むるの術、誠に入り易きの秋なり。而して此書や、其培養貯藏の法より、其性能食用に至るまで、細かに說き精く論じ、又製粉釀酒等の法を審にす。故に平年と雖も、之を殖する者其利を獲ること多し。若し夫れ之を荒田瘠地に放置するも、其性自ら繁茂しやすし、凶歉には採て以て之を食せば、國應に饑莩の患なかるべし。而して其滋養の功は、固より草蘚薇蕨の比に非ず、民一たび其利を知らば、駸々として之に趨くや、將に江河の如き事あらん。子深く之を病むこと勿れ、客唯々として去る、刻成るに及で記して以て跋とす。

内田彌太郎識

江戸芝神明前
大觀堂藏板　書林　和泉屋吉兵衛

瑞皐高野先生著述目錄

醫原樞要 內編	五冊	臨刻
醫原樞要 外編	七冊	近刻
瑞皐活套	十冊	同
和蘭史略	七冊	同
西洋雜誌	十五冊	同
奇器集成	十冊	同
瘟疫考 附避疫法	二冊	臨刻
二物考	一冊	刻成

大觀堂藏板

江戶芝明神前
書林 和泉屋吉兵衛

阿蘭問答

和蘭問答

享保年中阿蘭陀問答

阿蘭陀

カピタン　ヨハノス●テイデンス

外科　ウイロム●ケイデラアル

筆者　カルナルトス●ヘルナルト●スヘツセル

一問　ウヰロン●ハアカマンスと申者度々渡り候、只今は何國に居申候哉息才に居申候哉。

答　只今はジヤガタラに罷在候、此度ジヤガタラ出帆の節逢申候、隨分無事に罷在候。

一問　阿蘭陀にも疱瘡有之候哉、療治は如何樣の仕方に候哉。

答　成程疱瘡相煩申候、疱瘡と疾くと相知れ不申候内は、薬用ひ申候、疱瘡と究り候得ば、薬爲給不申候、寒國故隨分あたゝめ、まはりをかこひ養生仕候、湯を懸申候事は無御座候、又ジヤガタラの疱瘡は水をかけ、或は川へ附申候。

一問　産のいたし様はいか様に候哉、療治は如何いたし候哉。

答　日本の噺し承り候へば、替儀無御座候、併産前に腹帯は不仕候、産後に腹帯仕候、是は腹に力無御座候故いたし候、いすにのせ四五十日も堅く養生仕候、取揚ばゝも御座候て、かいしやく仕候。

一問　灸針いたし候哉。

答　阿蘭陀に灸針の法無御座候、平針にて血を取候事は御座候。

一問　升は如何樣成升にて候哉。

答　升は無御座候、縦（たとへ）ば酒など作り候にも、何にても箸を升に極め、夫を以作り申候。

一問　はかりは如何。

答　はかりはてんびんにて候、大小御座候て、是にてかけ申候、ふんごうも日本のふんごうの様にて、不調法に捨候物の由、通事申候。

一問　尺は如何。

答　尺は十一寸十二寸二色（品）に御座候、十二寸の尺日本のかね尺にあひ申候、カヒタン所持道具の内に、六寸尺御座候て出し申候、是は十二寸の半分にて、六寸御座候、此方の五尺尺くらべ申候所に、少しも違不申候。

一問　みいらの性は如何樣成物に候哉。

答　國の習ひに依り人を葬候時、色々の薬を以てつめ、或は身に塗り葬申候國御座候、左樣成間所のもの三四百歳も過候て、不斗土中より掘出し候物、眞のミイラにて御座候。又砂漠と申て砂の海御座候、それを通り候節、俄に砂の浪立、夫にて死候は、日にあたり形損せず、かたまり候もの御座候。是もミイラにて御座候、其外は捨ものにて、只今は正眞のミイラ御座なく候。

一問　長崎在番の內、如何樣に暮候哉と、通詞相尋候。

答　左樣に隙も無御座候、先商賣物などの勘定仕り、又は書物を見申候、博奕は不仕候、成程カルタの樣成ものも御座候得共、此方とはかはり申候。折節慰に仕候へども、長崎に居申候阿蘭陀は、頭立候もの共故、誠の勝負は不仕候。惣體商賣人故、こまかなる算盤ものに御座候由、通詞共申候。

一問　家居は如何候哉、火事も有之候哉。

答　殊の外結構に御座候、先地形を深く掘り、石を入て段々築立、其上に切石を敷、扨厚さ二寸斗長一尺斗幅五寸斗の平瓦を、しつくいにてたゝみ上げ、所々に鐵の貫木を通し、高さは十二三間有之候も御座候。五階六階に作り、所々に窓を明け、あかりを取申候。重き役所などはしつくいにて、ねり立申候、厚さ六尺斗に仕候。其外結構成普請には、色々の石を樣々の形に切り、それをぬりこめ、外より見候へば、繪を書候樣に見へ申候。輕き者の家建候にも、是に准じ、兎角しつくいにてねり立候より、一度家を作り

候得ば子々孫々迄損し申事無御座候、夫故火事の事曾て無御座候、寒國故家の隅々に爐に火を置申候、下は切石にて不斷踏臺に腰を懸居申候、二階は尤板にて張申候、夜臥候には大成疊臺の樣成ものゝ上に臥申候。通詞申候は、前年阿蘭陀の瓦見申候所、右の如く成隨分かたきものに御座候。

一問　琴三味線共將棊有之候哉。

答　碁將棊は無御座候、三味線は御座候へ共、日本のとは違ひ申候、琴裏表に糸を懸立居候て、兩手にて裏表より鳴らし申候、爪はかけ不申候、糸は三十筋ほど御座候、小きうを專ら引申候、是も餘程ちがひ申候、右は通詞噺申候。

一問　沖にて大魚見申事候哉。

答　成程度々見申候、全體は見へ不申候、頭尾見る事にて御座候。

一問　「黒坊はいづくより出申候哉。

答　ジヤガタラ近國のものにて御座候、別てジヤガタラ人色黒く御座候。

一問　年頭の祝義其外年中替りたる義式も有之候哉。

答　除夜元日殊外祝申候、打寄夜もすがら酒盛仕、亂酒に及び候由、通詞噺申候、外に違ひたる事は無御座候。

一問　料理ものゝうちにて、第一とおもきとたつとひ候は何にて候哉。

答　生れ候て三月斗の牛の子の肉、次に羊にて御座候。

一問　緣組の法は如何樣に候哉。

答　血緣御座候者とは緣組不仕候。

一問　術めくらかしの樣成義候哉。

答　成程むかしは左樣成義專ら御座候、只今は總て無御座候。

一問　龍の形見候哉。

答　海上にて度々水を揚候を見申候、然共龍の形は終に見不申候、慥に見申候と、申ものゝ直噺しも不承候。大きく雲の卷候時はさし渡し一里斗りも、御座候樣に見へ申候。

日本

三十六丁
の積なり。

一問　阿蘭陀の惣大將は何と申候哉。

答　ヲランダに大將と申は無御座候、頭取六人定置諸事仕置致させ申候、仕方惡敷候得ば相談の上にて引替申候。阿蘭陀も昔は外の國へしたがひ居申候處、仕置惡敷候に付、阿蘭陀一州のもの徒黨いたし、及一戰候處に得勝利、敵國を手に入申候と申にては無御座候得ども、阿蘭陀は一分に取退申候。其已後は六人の頭を定め阿蘭陀一州の仕置に成申候、其取合は凡二百四五十年已前の義にて御座候、其後打續靜謐に御座候。年號は二千百廿四年、如此一年づゝ增參候、いつの時よりと申事も相知れ不申候。

一問　口中煩入齒いたし候事有之候哉、仕方は如何樣に致し候哉。

答　成程入齒も仕候事有之候、とくとは不存候得共、定て魚の骨にて仕候とぞんじ候。

一問　大河も有之、大成魚も有之候哉。

答　成程大河も有之候、日本のかますの樣成、人長ケ程有之候魚御座候。

一リヤマン　指かね

いづれにも小指にさし居申候、是も玉を細工に遣ひ申候、是は邪を除候まじないのよし申候、同時斗をしかけ候も有之候。

一酒はぶどうにて作り申候、又麦にても作り申候、麦酒給見申候處、殊外悪敷物にて、何のあぢはひも無御座候、名はビイルと申候。

一酢は能酢にて御座候、酒作りにて万年酢の由申候。

一煎茶挽茶共に無御座候、唐茶を調へ給申候。

一祝儀其外おもき出會の料理數は廿四五色仕候。

一精進と申事は無御座候。

一恰好より力は弱く御座候、大體の碁盤三ッ目にて漸さし申候。

一阿蘭陀人遊女參會仕候事は、一ヶ月に兩度ならでは無御座候、唐人は殊外淫亂に御座候、大方逗留中は手前に抱置申候。

一ジャガタラの元〆ゼネラールと申候。

一劍二ふり御座候、三尺餘御座候。細き劍をホウルと申候、幅の廣きをハラ、グムと申候。

一湯をつかひ申事は曾て不仕候。

一夜臥候時は袖ほそこと申候て、常の裝束よりゆるやか成ものを着致申候。

一食事給やうの次第　疊一疊程成飯臺に、白き木綿を懸、其上に汁碗に輕く米飯を盛り、銀の茶菓子盆様成ものに、椀を一つ入れ、銀のさじと銀にて拵候、炭さらへの様成物と、瓜むきの様なるほうてうの柄を象牙にて仕候と、右三色の道具を、一人〳〵に付申候。又白き木綿の風呂敷を疊、是を飯臺に差置候、右の通飯臺一つに三人分拵へ御座候、右飯臺の上へ料理物を一種大なる銀の鉢に入出申置候。扨食に懸り候時三人共に一所に手水をつかひ、飯臺に寄申候、勿論床几に腰かけ居申候、給かゝり候時銘々疊たる風呂敷をひろげ、膝へかけ申候、其内一人鉢なる料理ものを引寄、銘々へ盛わけ渡し候へば、請取いたゞき互に時宜仕候、或は鳥の丸煮に候へば、彼庖丁にて切り盆分渡し候

へば、それを請とり銘々手前にて給べ能ほどに、鉢の中にて切り給べ申候。扨たべ申候は炭ざらへの様成ものにて給、煮汁をばさじにて救ひ給べ申候。右一色のさいたべ仕廻候と、コップと申水器の盃に、酒つぎ出し申候、右コップ三人一所によせちん〳〵とならし合せ、何れも戴き給申候、其の間に右給べ候さらさじ洗ひ参候、酒つぎ出し候も洗候も、長崎よりつき参候小遣やうの者仕候。扨又次の料理鉢に入引替申候、前々の通盛わけ給べ仕廻候と、又酒つぎ出し申候、最前の通ならし合せ給候。同又さらさじ洗ひ参候是は菜数幾つ御座候ても、同じ事に御座候。兎角一色のさいを給べ仕舞候て、段々引替申候、一度に一いろは給べ不申、食とハムと畢竟さいを給べ候時の、口とりと相見へ申候、食は汁椀にかろく一盛の食残り申候、ハムと一ツ給べ申候、是にはホウトルをぬり申候、二ツたべ申候は大食のよし申候。ハムと申候物は麦の餅にて候由、長崎より用意いたし候は遣ひきり、當地にてあんなしまんぢう致させ、それを薄色にあぶり、ハムの替りに遣ひ申候。随分遊びわざに緩々給べ申候、食後に亦いづれも手水つかひ申候、其

後煎茶給べ申候、茶菓子は氷砂糖にて御座候。

享保九甲辰年

三月朔日

大通辭　今村市兵衛

小通辭　名村五兵衛

阿蘭問答　終

紅毛譯問答

紅毛譯問答

一　咬𠺕吧をカラパアと唱候由、其國の詞を聞て、唐にて此文字に譯くるなるべし、ジャガタラと唱候は阿蘭陀國の人の名づけ候哉。

咬𠺕吧（からは）と申は瓜哇（じやは）國の別名にして、此國は南海の内に有て、大なる孤島にて候。しかるに此國を咬𠺕吧と名付候事は、此地の西北の海邊にマラッカと申地有、此國の人椰子樹をさして咬𠺕吧と申候。瓜哇國元より椰子樹多く有之候故に、咬𠺕吧を以國名とせしよし傳へ承り候。カラパアと申語を漢字に譯したる事は、勿論尊問の通りに候、世俗咬𠺕吧を以シヤガタラと覺候は不宜、ジャガタラは瓜哇國の西北の一邑の名にして、此名は古來よりの邑名と相聞候。紅毛人此邑（ジャガタラ）に居住して後、紅毛此邑を改名てハタアヒ

ヤと申候、

一　阿蘭陀持渡の品々、諸國より求來るなるべし、本國の産物は何々にて候哉。

紅毛人持渡の貨物は答問のごとく、諸國の産物も有之候、彼の本國の産物は大抵羅紗羅脊板等の毛織、或は純子繻子等の糸をり、或テリウムハント金モフル銀モフル等の織物にて候、惣じて紅毛近隣の諸國の産物も、また毛織糸をりの類有之よし傳へ承り候。

一　櫻唐土には無之由、阿蘭陀には有之哉、何と唱候哉、又阿蘭陀には無之ジャガタラに有之候哉。

櫻の樹紅毛國に元より有之候、樹の名ケルスホームと申候、花の頃は彼地の三月（此地の二月）のよし申候。ジャガタラ等の諸地は暖氣つよき地なる故、すべて此樹無之と傳へ承り候。

一　ジャガタラ一圓に紅毛に屬し候哉、セネラール住處斗借候て住候哉。

ジャガタラの地は前に書載仕候ごとく、瓜哇國の内の一邑の名にして、紅毛人此邑に居城を築き、城王をゴウフルニウール・セネラールと申候、（譯言は惣奉行此名を略してセネラールと申候）瓜哇國のご

ときは一國の惣主有之候よし傳へ承り申候。瓜哇國の内紅毛人交易のため居をしめ候所は、數多所に有之候、尤ジャガタラを以要領の地と定め申候。

一 此外讚國の内阿蘭陀に屬し候國有之候哉。

紅毛統領の地は七州ホルラント、セーラント、ゲルラルラント、クルウニン ゲ、フリースラント、ユテレキト、ヲーブルエイスルにて有之候、此外に所屬の地は無之候。

一 石火矢阿蘭陀ことばには何と唱候哉。

紅毛にはカノンとも、又はケシキウツトとも申候。

一 ミイラは阿蘭陀詞に候哉、何國より出候哉、人類に候哉、獸類に候哉。

ミイラ紅毛にはミウシイと云、又モシイと云人の骨肉なるよし西書紅毛書に見へ候。

（此間落文歟）を失ふ、この時にあたりて熱沙しきりに面を打、沙土人の眼耳鼻口に入みち、たちところに氣絶し死にいたるものははなはた多し。その屍熱沙の中に埋沒し、骨肉燥焦してあたかも不灼過の炭のごとし。又時ありて東北の風はげしく吹き、此沙

地を散亂してその屍必沙上に暴露す、行人たま〳〵これを得て甚貴重す、その功能は肢體を折傷せしに少許を服し、又水に和して、これを傳れば立に癒。又云エゲイフチン國內アレキサンデリーヤと云る一所あり、此地ははなはた豐饒にして、人民ここに至孝なり。人死すれば其腸胃を拔なり。易之種々の藥品を以し、身體を絡に布帛を以し、これを堅棺に納れ、これを窖中に瘞む。又或說に云、布帛を以體を絡ひ、種々の藥汁を以これをひたして、堅棺に入れて葬ると是其尸骸をして千歳朽ち損ざる料とす。然れども或は時世の變易によりて、土地を闢れて棺を現し、人に得られ、或は洪水のために屍を暴して人に得られ、或は利のために墓地を發てこれを得るものあり、これを上等の藥とす。しかれども彼沙地にあるものも、亦その功能これと異ることなしといへり。

右紅毛書の譯出如此にゆ。

一　先祖を祀り鬼神を祭る事も候哉。

紅毛人先祖を祠り候事は傳へ承はらず候、然共同族の親疎にしたがひ、喪服の日限は長短有之候、喪服は皆黒色に候、常に日月星辰を、又國土開闢の神とを、尊信仕よし傳承り候。

一　唐天竺其外諸國にて商賣致候哉、外國々の商賣に止りて今は日本ばかりに候哉。

紅毛人商賣の地は、廣東、唐土暹羅、マラツカ、ベンガーラ、以上東天竺 セイロン、マラバール、シウラツト、コルモンテル 以上南天竺 ペルシヤ、カーボ・テ・ボーナ・エスヘランカ、亞弗利加洲南濱 其餘島嶼の地はアンボン、バンダ、タルナータ、マカツスル、シユマータラー 東天の島共地廣大 以上の地は其所の主に貢を納め、舘舍をつくりて住居し、常に交易仕候。又彼日本國には近隣より商客數多往來して、交易仕よし傳へ承り候。

一　日本の草木皆彼國に有之候哉。

日本に有之草木の內、彼國にも有之候て、大概翻譯仕らるべき草木の類、雜草には、牡

丹、水仙、鳳仙花、野菊、百合、薔薇(はしかみ)、大薊、菖蒲、蜀葵、韮、葱、蕪菁、萊菔(だいこん)、茄子、蓬、芥子、芹、瓜、此種類太多し。

雜木には、松、杉、楠、柳、桑、石榴、梨子、栗、柿、梅、榧、桃、李、橘、柚、此種類太多し。

大抵以上の類に候、しかれども彼是地勢の異によりて、花實枝葉此土のものには、少く異も有之候由傳へ承り候。

一 日本渡海の者ばかり刀劍を禁じ、彼國にては刀劍を帶候哉。

答 問の通りに候。

一 彼國弓は無之候哉。

紅毛語にボーコと申は弓の事にて、彼土に見より有之候、古は專是を用候よし、然ども鐵炮石火矢等の兵器を制作仕候已後、弓は專用の器とは不仕よし及承り候。

黑ぼうは何國のものに候哉。(カフリの人と云、實か)

黒ばう出生の地はハンガーラ、コストコロモンデル、マラツカ、ブウキス、マカツスル、タルナータ、バーリ、バンタム、バーリンバンカ、マタカスカルの人は身體究て黒色、髻髪曲がり縮みて伸ず、眞の螺髪なり。依之紅毛人これを呼てカツフルと云、頭毛のきわめて螺髪なるものゝ名たるよし相聞申候、しかれども實に其詞には相當るまじく候、疑しくはカフリ、カハリと申、此二語のてん語にても可有之候、カフリと申國は亞弗利加洲の南の地名にして、一名カツハーリ、又一名はカフラーリ、此地より又少し南方の海濱に、紅毛人商賣の地カボーデボナエスヘランカ有之、これによりて右は此地カフリの人を奴僕とし、日本に渡海仕たる事も有之て、かくは申傳しならんか、しかれども近年は此地の人渡海仕よし承り不申候。

一　マタラウスは本國のものに候哉。

マタロースとは卽水主と申蕃語にて、多くは紅毛本國のものに有之候。

一　ジヤガタラの人も乘來る事有之哉、人物格別に候哉。

ジヤガタラ出生の紅毛人の種類（出島者紅毛館内住居）のもの此土に渡海仕こさまれに有之候、その容貌衣服紅毛本國の産に不異候、しかれども紅毛部外のジヤガタラ人は身體黑色にて、即紅毛從者の黑奴と相同じく候。

一　ウニカウルは何の角にて候哉、海獸に候哉、山獸に候哉、何國より出候哉。

ウニカウル紅毛語にはウーニコルニウスと云、一名はエーンホールン、又一名はモノセーロスともいへり、此に譯して一角と申候。此獸一角を額の眞中に生ずるによりて、此名を得しよし西書に見へ候、しかれども此獸世にまれにして、其形狀いかなるものと、詳に知る人なきよし、紅毛人等申候。しかるに一二の西書の說を譯して、左に書載仕候。竊に按ずるに、西書にハウリウス・ヨーヒウス（人名）の云、ウニコルニウスはその狀ち駒に似て灰色、頭に長毛あり鬣(たてがみ)のごとし、腮の鬚は野牛のヒゲに似て、額に一角を生ず、この角諸毒を解するに卽妙なり。又云アルベルテウス（人名）の曰、この獸性強暴にして馴ちかづきがたし、もしこれを捕へ得れば、彼れ忿怒にたへずして自狂死す。又云ゲスネーリウ

ス（人名）アルベルテウス（人名）アルリウシウス（人名）の三學士の說に、この獸にこの性はなはだ淫欲あり、專ら女人を愛し、また諸の香氣を嗜、よりて此角を得んと欲せば、勇力の人を撰びて假女となし、著するに女の美服を以し、頭に塗に上等の香油を以し、或はかれが往來の路、或はかれが居所の傍に盤遊せしむ、別に有力の者をえらむこと一二人、彼が往來の路傍に垣墻をめぐらし、其中隱伏せしむ、此獸かならず香氣をかぎ、己れが居處をはなれて香氣を求め、また彼女を見て喜之淫之、しばしば假女の脚膝に觸ときに、假女いつはりて交するまねして抱之、獸すなはち睡につく。因て垣中の伏者發て獸の身に傷つけず、唯に角のみを得て後獸をはなつ、この角を得る術は古學士テーセスと云し人に、はじまると云なり。

以上の諸說によるに、山獸にても有之べきか、此獸の出生の國はさだかに相知れ不申候、追考紅毛新刻の星象の圖に、モノセーロス（ウニカウルニウスの別名）の形狀を圖す、其圖形實に駒に似て、額の眞中に一角を生ず、其長さ獸身の三分一程も有べく相見へ申候。

一　三折ほどに曲りたる笛の名、又遠方へ物云笛の名に

曲たる笛とは此地にてチヤルメルと申物にて可有候、紅毛にはトロンベツトと申候、又此彼数丁を隔て言語を通ずる笛の名、紅毛にはルーフルと申候

一　チヤルメルと云笛、元蠻語に候哉、今も紅毛人持候哉。

チヤルメルの紅毛語はトロンヘツト、右に申たるごとくにて候、此器今も用ひ申候、漢名は太平箫と承り候、チヤルメルと申語はいづれの國の語に候哉、覺悟不仕候。

一　海上船路の圖をカルタと云、日本の博奕の語のカルタも同じ名にて、元蠻國より出たりと云、今も翫び候哉。

尊問のごとく二種ともにカルタ或はカールトと申候、譯して繪圖と可申候か、凡て地形を圖したるをラントカールトと申候、ランド（譯して國）船路の方向を圖したるをゼーカールトと申、ゼー（譯して海）此二圖は船士家の常に用ひて地理をはかり、海路の遠近又は難易をはかり候圖式にて御座候。又博奕に翫ものをスペールカアルトと申候、スペール（譯して遊戯）紅毛

人等今も説申候、此地に説候も、元彼地の者より受傳へたるよし承及候。

一 こきう有之候哉、日本のこきうに似候器名如何。

紅毛に名をヒヨールと申候、此地の製作とは形少異り候。

一 三弦は無之哉、此外樂器類何々有之哉。

此地の三弦に似たる形のものは無之候、彼是遊興に彈ならし候器には、ハルフ琵琶に似たりカラーブレシンゲ此土にて比べ唱べき品無之候バスこきうの大なるものチルゴルナと申類、又フロイトと申て、尺八に似たる笛も有之候、此外彼土には種々可有之候へとも、此土に持渡り候品は是のみにて御座候。

一 カピタン其外の役人も皆官人に候哉、又商人にて候哉、官人商に來りては、彼國主も商の利潤を得申候哉。

此地渡海の者の内にて、カピタンは官人と可申候、其餘の役人等は官名にては無之候、又かの國王より諸國へ通商致させ候故、賣買の利潤を得させ候事と相聞へ申候。

一　カピタンとは元船頭の事なるべし、しかるや、左候はゞカピタンは別の役名あるべし。

船頭を凡てカピタンと覺候は、誤りにて候、此語實はカピテインと申官名にて、此土に譯して將帥と可申候、年々參府して拜禮を勤候ものをカピタンと申候、是はこれ此土渡海の紅毛人の將帥たる故に候。尤船頭と申名目に三の品有之候、一をカピテイン、是右に申候將帥是也其次カピテイン・ロイトナント其次スケッツフルと申候て、各格式異り候、しかれども船頭と申せば、いづれも一船を司候者ゆへ、船中のものども是を敬してカピタンと唱へ候故、此地の人カピタンと申を、船頭の事と覺たるにて候、しかれども船頭と申語には不相當候、尤スケッツフルと申語は船頭と申語に相當り候。

一　ヘトルと云は何役に候哉。

此土にてヘトルと申役名はカピタン格の者にて候へども、ヘトルと申名目いづれの語を誤り傳へたるにて候か、不審に候。紅毛人等も此地に渡海致候て、聞知候名目ゆへ、此地にてなづけたる役名と心得候もの多く有之候、此土にてヘトルと申候役名は、紅毛人

はセキウントと申候、尤近年役人減候て、此役名のもの渡海不仕、年々新カピタン、ヘトル役を兼帯し相つとめ申候。

一　カピタン以下、留守居、外科、筆者頭、筆者、下外科、臺所役等蠻名。

デイスヘンセール　諸雜費考檢之名。

ハクヒイスメーストル　藏預りの名。

ニゴーシブークホウトル　商賣荷物勘定懸。

右三人は同格のものにて、一人づゝ年々在留いたし、カピタン參府の留守を相勤候。

ヲツフルメーストル　外科。

セケレターリス　筆者頭。

アツセステント　筆者。

ヲンドルメーストル　下外科。

ホフメートストル　臺所役。

一 コンハンシヤとは國王の事に候哉。

コンハンヤと申は諸國通商の貨物を賣買座の事にて、國王の事にては無之候、此座を建立候事は、根元本國幷ジヤガタラ住居の富饒の者ども、各分限相應に、銀を出し合せて座に納、商賈の元銀とし、出入の損徳を考へ、利潤あれば元納銀の多少に准じて、利分を配分し、損失あれば元納銀の多少に准じて損失を償ひ申候。惣じてジヤガタラ城郭の造營、軍川の諸道具、或は文官武官の祿秩、或は諸國渡海の諸役人の給銀、或は船舶造作の雜費等に至るまで、皆悉コンハンヤより出し候よし、但年々出入の勘定は領主セネラルより裁判を請候よし承及候。

一 文鳥 蠻名いかゞ漢名いかゞ。

紅毛にはレイスホーゴルと申候、文鳥と申は漢名にて可有之候。

一 「伽羅 蠻名いかゞ、出所の事、且朽木に候哉、生木にて有之哉。

紅毛にはカルムバツクと申候、此名元天竺國より傳へたるよし承及候、出所は紅毛國の

出産にて無之候故、朽木生木の事不審候。東天竺の内、交趾及暹羅太泥國より出候よし承及候。

一　卓子シツホクと唱候は蠻語に候哉。

紅毛にはターフルと申候、シツホクはいづれの語たる事不審候。

一　諸國通商の事　言語通じ候哉、横文字通し候哉。

紅毛本國の近國の文字は、いづれの國も左より横に書候、字樣も大概相似候得ども、其讀法は各國不同、言語も又各異り候に付、紅毛讀法を以、諸國の文字を讀候ては、大なる違有之候により、各國の讀法を習不申候ては、相通し候事は無之候。

一　モラユウと云詞ありて、唐音にも通ずるよし、いかなる譯しやうに候哉。

モラユウとは東天竺の内の一國にして、諸國の商人都會の地なるゆへ、各皆此語を習得候へば、諸國へ相通じ候に付、專稽古仕候。唐音にも通じ候よしはいかゞに候哉。唐山の人も此地に多く商賣にいたり、此國の語を習候に付、唐音にて通じ候よしを申候歟。

此土に來朝の唐人にも、モラユウ語を習得候者有之よし、承及候、しかればモラユウ語を習ひ得たる紅毛人ども相通じ候事。

一　かいきも蠻語に候哉。日本にて名付候哉。

紅毛にかいきをアルモゼインと申候、しかれども此おりもの元はベンガラ國の出産なる故、定てかの國の語にても可有之候哉。唐土の書にも改機と有之候よし承及候。

一　羅紗羅脊板の蠻名いかゞ。

紅毛に羅紗をラトカンと申、羅脊板をコローンラツセと申候。

一　猩々緋は猩々の血を以て染るとも云、然るや、蠻名いかゞ。

紅毛本艸にシカールラーケンボームといふ樹木あり、其實のうちに生ずる虫あり、則其實と虫とをとりて、擣碎て染候よし書載有之候。しかれども其染製の法は不審候、猩々緋紅毛にはシカールロートと申候。

一　皿紗といふも國名に候哉。

さらさ木綿の事、南天竺にスラタと申國有之、其地の出產のよし承り候、しかればスラタと申を轉語してサラサと申誤り候か、紅毛にはセッツと申候、尤モラユウ語にてはサラサと申候よし傳承り候。

一 北方夜國草木も無之候哉、燧火も出ずとしかるや、夏至の頃は暫くの住居はなり候哉。

北方夜國には決て草木は生じ不申候、生類には白熊のみ居候よし、扨又住居の事、諸國の人夏至のころ、彼地に渡海して鯨魚をとり候よし、紅毛人申候へば、しばらくの住居の相成候事と存られ候。

一 夜國の邊氷海なるよし左に候哉。

夜國の邊氷海と成候事は、立秋の頃より立夏のころまでのよし承及候。

一 南方も右の通りに候哉。

仰のごとくにて御座候、しかれども北方の氷海と成候節は、南方は不氷、南方の氷海と成候頃は、北方は不氷の理にて可有之候。

一 阿蘭陀の元祖の名、元祖より今にいたりて、年暦何ほどに成候哉。

紅毛國開闢の祖はバードと申人のよし、先年来朝の紅毛人ホルハクと申者より承及候、その年暦今にいたりて、幾千年に成候哉否不承傳候。

一 先年日本に來りしケルスル今に存命候哉。

此もの拾ヶ年ほど已前相果候由承り候。

一、コストベンガラ國は梵字通用候よし、しかるや横文字も通用候哉。

コストベンガラ國は元より天竺の内にて、梵字通用の事勿論に御座候、惣じて梵字と申は横文字のよし承及候。

一 暹羅、占城などは横文字に候哉。梵字通用に候哉。

暹羅、占城國は東天竺の内にて候へば、是また梵字通用たる事勿論のよし承及候。

一 廣南東京は漢字通用候よし、漢語も通じ候哉。

廣南東京は元東天竺の内にて候へ共、古より漢地に屬し候よしに候得ば、漢語も少しは

通用可仕よし承及候。

長崎古老編述の書に、廣南東京等の國は、天竺所屬にては無之よし、書のせ相見へ候へども、此說不正に候。

一、東京に國王ありて、廣南をも總べ領するよし、しかる哉。

東京は卽ち今の交趾國にて御座候、或は南交或は日南或は安南或は廣南など、皆交趾國の異名にして、彼地をわかちて二國となして、其東を東京と云、其西南を交趾と申候、廣南は右に申候ごとく、交趾の異名にして、王城は交趾の地に御座候て、東京をも總べ領するよし、傳へ承り候。

一　横文字の國互に通用候哉、各其國の文字も有之候哉。

横文字の國々互に通用不仕候事は、前申上候通にて御座候。

一　日本駿河の商人暹羅に漂着し、器量あるものにて、國王になりしと云俗說あり、風說有之哉、阿蘭陀は聞及候哉。

日本駿河の國の商人と被仰候は、山田仁左衛門と申仁の事にて可有之候、或曰此人伊勢山田の産又曰駿河の國産とも 此人武勇の達人にて、長崎の津より暹羅國に渡海仕、暹羅の屬國ヒッヒルといふ國の王と成り、彼國にては王佛（をんふら）仁左衛門と申候、一女あり、名チインと申候、此女父に勝れたる武勇の人にて、父王の跡を相續し、その後太泥モラユウの二國を切とり、三國の主となられたるよし、長崎の古老の覺書にも有之候よし承及候、尤紅毛人の古記にしるし有之候哉否は承及不申候。

一　ラウマ國の人四五十年以前、薩州こしき島とやらんへ漂着し、切支丹の和尚なるよし、江戸へ召下し誅せられし由、何年に候哉、名は何と云候哉。

薩摩より長崎え被差越候事は、寶永五子年のよし承り候へども、其名は何と申候哉承不申候。

一　キリシタン、イルマン、バテレン等、國名に候哉、宗門の祖たる者に候哉。

此義いづれの名に候哉。さだかに承傳へ不申候。

一 酒を何と唱へ候哉。
紅毛國に種々製法有之、各名異り候、惣じて葡萄を以てせいし候、酒をウエインと申候。

一 珍陀酒、何を以て作り候哉、チンタ蠻語に候哉。
珍陀酒の事、葡萄を以製し候に付、ウエインテンタと申候、チンタとは墨と申蠻語にて、酒の色黒く有之候故に、名付たるよし承及候。

一 ぶどう酒何故名付候哉、葡萄を以てつくり申候哉。
葡萄酒の事、紅毛語にスハーンスウエインと申候、是又ぶどうを以製し候故、此地にてぶどう酒と申候、此酒スハーンと云國より製し初候に付、地名を以て名付たるよし承り及候。

一 きうくはんと云鳥、蠻名のごとくならず、日本にて名付候哉、又漢名に候哉。
此鳥紅毛にはベーラ、或はマルテインチーと申候、キウクワンとは漢名にて有之由承及候。

一　さとう鳥は日本にて名付たるやうに候、蠻名いかゞ漢名は有之哉。

此鳥紅毛にはチーリと申候、漢名いかゞ申候哉不審に候、砂糖鳥とは定て日本名にて可有之候。

一　カラクン蠻名か、漢名も有之哉。

此鳥紅毛にカヽクソーンと申候を、唱誤りてカラクンと申候、漢名いかゞ申候哉不承及候。

一　ヘイタラバタラ、カナノール、スランガステイン、ヲクリカンキリなどは、性は何ものにていづれの國より出候哉。

ヘイタラパタラの事、紅毛にヘートルベスアル、或はラーヒスベスアルと申候、此土の古老の説に、猿の脳に有之候、右のよし申傳へ候得共、紅毛の書を考へば、ベスアルとは天竺國の羊の腹中に有之、積聚なるよし見へ申候、ベートル或はラアヒス、譯して石と申候語に相當り候、主治解毒。

カナノールの事、紅毛にはブルートステーンと申候、ブルートとは血と申語にて、ステーンとは石と申語に相當り候、此石血止に用ひ候故、此名を得候か。扨カナノールと申名は、天竺の地名にて、彼土の産物なる故、地名をもつて此石に名付候よし。スランガステインの事、蛇の頭中に有之候石のよし申候、スランガとは蛇と申語にて、ステインとは石と申語にて有之候、紅毛本國の産物にて候、主治蛇毒を解す。、ヲクリカンキリの事、蟹の目をとりて製法いたしたるものゝ由承及候、カンキリとは蟹と譯し、ヲクリとは眼目と譯し申候、主治小便不通癃病。

此書也、寛延三年庚午、先君子在于長崎官舍之時、設問、紅毛通事所答也、

小倉善就子因

紅毛譯問答終

梄林雜話

楢林雜話

立原甚五郎記

楢林重兵衛、名通、字達夫、一名高廣、年五十歳、世々長崎の人にて、和蘭譯官を勤むること五代なりと云、重兵衛父を重衛門と云。重衛門弟を榮左衛門と云、重兵衛譯學は此榮左衛門に學びたりといへり、榮左衛門妹あり、福地昌雲と云ものゝ妻となり、此子二人福地仙職、楢林榮建と稱す、榮建は楢林流の外科を業とす。重兵衛二男三女あり、長女は今村才衛門妻となる、次男禮助父と共に江戸に來り、佐々木新吾と改む、年二十四歳なり、今歳寛政十一年佐渡奉行に屬して、佐渡に至る、次男彌一郎稽古通事を勤む、年二十一歳也。次女山崎庄兵衛妻となる、山崎は毛利大膳殿宗對馬殿兩家の用達なり、小女は年

八歳なりと云。重兵衛は先年事ありて、譯官を免され居たりしに、今年　公義御用にて、江戸に召され、松前に遣さる。松前御用畢江戸に歸り居たるを、中山大夫　公義に伺の上、水戸に下し給ひ、予に命じて接待せしむ。二月十七日江戸を發す、長崎書役木村辰次郎奴傳次これに從ふ、小石川より御中間二人を附して送らせらる。銚子鹿島を廻り、磯濱を過淋雨に阻られ、二十八日晝水戸に著く、豫め命ありて下町一町目會所に税駕せしむ、紙町駿河屋仁衛門と云もの厨膳の事を司る、此日夕予吉川本助賤兒甚太郎を伴ひ、旅舍を訪ふ、これより吉川賤兒は日々に詣りて、蘭學の話を諮問す。

二十九日、朝予訪之。

晦、朝訪。

三月朔、予家に招き饗す。

二日、朝訪。

三日、共に湊に至り、御舟を改め出さしむ、明日海に泛び、バツテイラ操舟法を試んこと

を議す、席を以て帆を作る、此夜湊に宿す。
四日、帆を作り畢、八ッ過より海に泛ぶ、され共海上風荒く、且水主の者從學の志薄く、快く帆を引こと能はず、一二の杭まで泛び歸る、予は此夕家に歸る、重兵衞は湊に留り、水主の内志あるもの至り問。
五日、雨、重兵衞湊に留る。
六日、同。
七日、晴此日風、重兵衞水戸に歸る。
八日、朝訪。
十日、晝訪。
十一日、晝過訪、長尾理平太來見。
十二日、原玄輿の家に至り、共に泉町大田屋與衞門が家に宴集し、夜五ッ過歸る。
十三日、晝過訪。

十四日、重兵衛吉田明神山に遊、鶴見平左衛門本助賤兒從之。

十五日、朝訪、重兵衛祇園寺に至る、本助渡邊五郎衛門大沼文龍從之。

十六日、朝より予と共に、坂戸千束原に遊ぶ、長尾理平太本助高野昌碩雨賤兒文龍等從之。

十七日、夜訪。

十九日、晝訪。

廿日、夕訪。

廿一日、予が家に招饗。

廿二日、夜訪。

廿三日、木村謙次郎江戸より歸著、夜共に訪之。

廿四日、重兵衛鉾田邊に遊、本助勝倉民藏從之。

廿七日、歸。

廿八日、重兵衛資用乏しき由を聞、本助に託して金二兩を贈。

廿九日、夜滿江昌啓坂場輿藏と共に訪之。

四月朔、鶴見平左衛門が家に招饗。

二日、原玄輿が家に招饗。

四日、晝訪、夜又訪。

五、日今日告別、四ッ頃水戸を發す、經師平九郎を附して送らしむ、湊村醫師笹川水光が次子昌遺醫學のために從遊す、鶴見平左衛門本助賤兒文龍長岡まで送行、留寓中の雜話左に記之。

和蘭通事八人あり、大通事小通事四人づゝなり、大通事は五人扶持銀十二貫目づゝを賜ふ、役料にして二十五貫目に當る、和蘭人を送り江戸に出る時は、九十貫目ほどの給分に當る。小通事は三人扶持銀五貫目づゝ賜る。外に小通事並と云あり、扶持は賜はらず、銀四貫目づゝ賜はる。又小通事末席平通事あり、三貫目づゝ賜はると云。

重兵衛江戸に召され、在留の內賜はる祿、御扶持代一月五十匁、道具代五十匁、遣ひ料

九百匁、外に一日十五匁づゝにて、すべて三十二三兩に當るといへり。召連たる木村辰次郎は書役にて、祿二貫目（三十兩餘に當る）賜ふ。これより元締役と云に移る、江戸蘭人護送の時は、四貫目ほどになる。

唐通事の祿も和蘭通事に同じくして、少しをとると云へり、班位も下なり、唐は五人づゝなり。

楢林氏は佐々木高綱の裔にて、筑後水潴郡楢林村を領したる人より出、佐々木四郎衛門と云人あり、後楢林新五衛門と云人より、和蘭醫方を傳ふ、重兵衛五代の祖なり。

長崎氏の孫は今大村に仕ふ、番頭を勤む。

長崎に施藥館あり、醫生二人これを司る、一人三貫目づゝの藥料を賜はる。

明人張瑞圖の孫、唐大通事を勤む、張孟瑞と云、俗名は清川榮左衛門と稱す。

林道榮は林堯叟の孫なり、即非和尚の從兄なり、妻三人あり、一人は漢土に生れて歸化せる女なり、道榮六代孫今林百十郎と云、重兵衛の姪なり、此家に隋の古鏡を傳ふ、地は

黒くみゆ。

長崎唐館に穴道を作り、竊に往來を通じて、ぬけ荷を買たる者あり、其事あらはれて、刑せらる、近年の事なり。先年水戸に至りし劉叉郎の養子、實は姪にて彭城源太郎と云ものも、此同類にて、此時出奔す、今江戸に潜匿すと云。

今長崎にて用ゆる唐音は南京音なり、南京は宋よりの都なるゆへに正音なり、音輕し、北京は韃より出るによりて音重し。又關西關東の別あり、日本にて京江戸大阪の音異なるが如し。

江戸御普請役渡邊大之助倉橋藤四郎二人　台命ありて、重兵衛に從て蘭學を習はしむ。

長崎に陽其明と云書家あり、常に云初學初より董帖を學べば、御家流の如くなりてあしく、他を學で自得の上に、董帖を學ぶべしといへり。

熊代多十郎と云人、祝枝山の書を藏す、甚神妙なり。

内藤忠衛門の所藏に、趙文敏の春畫解大紳の跋あるあり。

今白川に仕えたる石井庄助は、初長崎にては糧米方と云役なり、平の町人なり、通事和田氏の養子となり、和田清吉と稱す、故ありて通事役を賣り、奉行の役所小役人となりしが、奉行官に不遇にて、江戸に出、柳生肥前守の邸に居り、後白川に仕ふ。

寛政十年蘭舟歸帆の時、銅を多くつみ入たる故、舟海中に沈みて浮むことを得ず、急に荷物はとり上たれ共、舟浮びがたし、蘭人大にこれをなげき、唐舟二艘を借したまはゞ、兩方より挾みて引上んと云、唐人に是を告るに、唐人も吾舟の損せんことを恐れて、これを許さず。時に漁人の內如此ことに心得たる人、獵船を用てこれを引上んと云、これに命ぜられ、今日より引出すことにかゝれりと、其日出せる書長崎より來る。

重兵衛曾て蘭人を護送して、江戸に至ることあり、一日中途にて蘭人と共に步行せしに、六部僧の背に、子安觀音の像を負たるに逢ふ、蘭人怪みて云、此神日本にても奉するやと云、楢林これは子安觀音と云佛像なりと云ければ、蘭人云此神像は我方の敎主マーリアと云神の像なりと云へりとぞ。

蘭地の軍神をマルスと云火星なり、像は摩利支天に似たり。

長崎にて鰯魚獵多き時は、唐和蘭交易の利にもまされりといへり。

海上とをり鰯にはえさをまくがよし、えさは小海老を海中にまくなり、長崎は入海なれば、とをり鰯にあらず、故にえさは用ざるなり。長崎に通るを他の領分よりえさにてとる、これを及び漁と云、長崎にて白魚の利十一月より二月彼岸比まで、二百兩の餘にあたる、長崎にていさゞ多くあるときは、舟の通りかぬるほどなり、鰤鮭は一切なし。

長崎より對馬に四十八里、對馬より朝鮮に至るも四十八里に近し。朝鮮より對島に米などを送る、鰕夷地に熊多きごとく、朝鮮には虎多し、熊より身輕くして飛走す、時々日本館にも來ることありと云。

九州の地にはすべて人別多しと云。

天妃を祭る寺長崎に多し、興福寺隱元・福濟寺木庵・聖福寺鐵心・崇福寺即非など其外所々にあり、天妃の事を馬氏(まつわを)と云。

飛鳥八衛門と云ものゝ家藏、劉松年周武王祥夢圖あり。

皓臺寺に董其昌楷書法華經の眞跡あり。

長崎より一里ばかりに岩屋と云所あり、大村領なり、此寺に古鐘あり、銘に時政微行して此に至ると云ことあり。

又三十里ばかり鍋島の城下に、佐賀と云所あり、俊寛の墓あり、俊寛は此所に忍び來りて死せりと云。

硫黄島は長崎より三里ばかり、鍋島の領なり、漁人多く雜居し、日々長崎に往來の舟絶ることなし、梢林なども遊行したり、豪富の民も多くありと云。此海岸に千疊敷と云石あり、一面の大石三四十間四方もあるべし、甚奇觀なり。

出島の火災は、寛政十年三月六日の夜なり。

去年江戸に來る蘭人はヘンミイと云、日本に五年逗留せり、病に罹りて春寒の節上途を恐れ、夏まで延べたまはらんことを願しに、役人虚病なるべしとてこれを許さず、遂に二

月上途す。途中にても寒を甚恐れしと云、歸路掛川に於て死す、其地の寺に葬る、年は五十餘にもなるべし。此時の通事は中山作十郎なり、ヘンミイ死して其行李中を改たりしに、通事名村惠介と云ものより、蘭人に贈る所の書を得たり。其文意は蘭船二艘來る、內一艘は海中にて中買せんとの約束の文なり、其罪を以て十二月廿三日惠介は長崎にて磔罪に處せらる、堀門十郎も此同類の由にて搜索せられしに、行方を知らず。是より先に門十郎は薩州に仕えたりしが、國にも至らずして出亡せりと云、後に聞くに勢州邊に潜居するともいへり、深く搜捕せらるゝにもなしとみえたり。薩州の士伊集院主水は老侯の寵臣なり、門十郎と甚親交なり、門十郎をかくしたるも知るべからずと云へり。

和蘭通事松村安之允、嘗て職を辭して薩州に仕、此人死し後門十郎をかゝえられしと云。

長崎諏訪明神の大宮司、一年の祿千兩づゝを賜はる、市中奉納も少ならずと云。

馬はハルシヤ產天下第一なり、よほど大なるものなり、十四五年前に江戸より御用にて、五疋を舟に載せ來り獻す、銅三萬斤を賜はる。千斤は一貫五百匁のわりにて、金七百

五十兩に當る。此馬舟より出て後、首を搖動すること舟に在るが如く、舟心ぬけざりしにより、前の高き坂の上に、前足を踏ませをきたれば、しば／＼前足をすり／＼して、遂に舟心失せたりと云。

ブタの鹽漬をハムと云、漢名臘乾(らかん)と云。

カメロンと云獸は、物の色によく寫るものなり、壁の側にあれば壁の色になる、いもりの如くなるものにて、陸に住むものなり。

犬を食するは、鍋島薩州の兩地のみなり、鍋島は好て食すれども、これを耻る色あり、琉球通事太平源藏も犬を食したり。

唐人鼠の赤子を壜からにして食せり。

漢、達兒狃、和蘭にはあり蠻名を rendier(レンテール) と云。

桂川氏の所藏に draak(ダラーカ) の藥水に漬たるあり、往年躋壽館に出して人に示せり。眞物にあらず、これは boom-draak(ボウムダッカ) と云ものなり。山中に在て此木より彼木に飛遷る時光りあり、

ダラーカを畫くに火を畫くは、此光ある形を寫せるにて火のもゆるごとくなるにはあらず。先年吉雄某和蘭よりとりよせ、養たるはコルコデール（駝龍）なり暖地の産にてシャワ邊に在り。

寛政十二年は和蘭にて千七百九十九年なり。

蘭人大人國の人の手の形を紙に押たるを持來ることあり、借て寫さんと乞けれども、奪はれんことを恐れて許さゞりしと云、其大さ一尺二三寸もありと覺ゆ。

蘭人常食にパンと云ものを用ゆ、長崎にこれを賣ることを業とするものあり、パン屋と云、蘭人皆パン屋より買て食す、パン屋年中の利二百兩ばかりなりと云、パンの上にボートル（牛羊酪）を引て食す、又蜜を煎じて卵をかけて煮るをパンドウスと云、パンを製するには小麥粉四升に醴酒一升ばかりを入てよくこね、銅器に入上下に火をかけてこれをやく、かまぼこを製するが如し。これを切て食するなり、長崎にて月餅又明月餅と云。ケレイクスの書にパンネスとあり、パンはゼルマニアの語なるべし、蘭語にはパンは鍋のことなり、

鍋にて蒸すと云ことなるべし、パンの焼つきたる皮をコロインと云、小兒の虫にて食を忘み、叉面部など腫るに用て可なり。

和蘭の一度は十五里、イスパニヤは十七里半、エケレス、フランス二十里にあたる、一里と云もの日本の三里にあたる、日本の一里は和蘭の二里何合と云、三里の内にあたるなり。

蘭人は悲にも樂にも、石火矢を放すこと例なり。

蘭人は年二十五歳までは、金銀のあつかひにかゝることを許さずと云。

蘭船着岸の上、船中焔硝は皆とり上げ土藏に入收む、船中よりとり出す所四斗樽ばかりなる桶六つばかりなり。

蘭船一艘の製造費用は三千兩ばかりなるべし。

蘭人の禁服は黑ビロウドなり、江戸に來り御暇の時にこれを服す。

蘭人の畫工に命じて我面を寫さしむることあり、黑く染たる紙に筋を引たるに、其人の

面を見くらべて大概を圖し返り、別紙によくこれを寫す、心に叶はざればいく度も寫し改む、此潤筆五百匁ばかりを贈る、其面の外に筆硯床机の類を加え畵くものあれば、又外に潤筆あり。

「カヒタン役の者日本の行役了れば、セイロン、コスト二州の奉行に進む、又マラツカの奉行となり、又セネラルに進むといへり。

カルディと云食用は、日本にて地黄を用る如きものなり、鷄肉大麥一同に水にて煮、大麥のくはるゝほどになるを度とす、煮る内に油の浮み出るを汲すて、壚をさして食す、補養の藥用なり、よくきゝたる時は下利の付くものなり。

「セネイムル 磯松の事 此實をセネイムルベイシイと云、燒酒につけをき、其酒を飲む、利水に妙なり、此やにを眞鍮の上に引けば、流金の如くになるなり。

「ズドウホウ 又ドロツハンスウトホウト俗にずぼとうと云 甘艸一味を煎じつむる、又大茴香を加るも可なり。

和蘭の酒をポンスと云、これを製するには、燒酒一杯、水二杯沙糖宜きほどに入、肉豆蔻、

香氣あるために入肉桂、木犀だい／＼梅楠根殼などの類水をとり貯等を入。

木乃伊、一名蜜人と云、イタリヤ、ハルシヤなどより出る、これはバルサモと云藥を、人尸の腹内につめおく時は、何年を經ても、其容朽腐することなし、先祖の形容を永く存せんとするものは、如此して箱に入て其尸を貯ふ、これを多くあづかり置く寺の如くなる館あり、其中に印記して見出し易くす、其中にも子孫絶て入用のなき尸は、其館主山野に埋め藏す、後にこれを發するもの木乃伊なり。

バルサモはハルシヤより出る、金瘡打身に妙なり、ミイラも同効、阿魏は鬼の糞と云、蘭語ゴムアサヒテイダウ。

玉をやはらぐるには、野牛（ヤギ）の血をぬる、淺草獸店にもヤギあり又野牛の血にて煮てこれを刻するも可なり。

蟾酥をとるには、蝦蟆の額に二つ並びて、ふくれたる所あるものなり、それを毛ぬきにてはさみとれば、白き膏の如きものあり是なり、その跡の蝦蟆は水中に投ずれば忽死す、

草野に放すべし、蘇生するものなり。

貝を和らぐるには、エステルキワアトル（丹礬にて製する水を云）を付る、餘り强すぐるものなり、酢にて可なり、貝を切るには、紙又絹の類に酢を漬し、それにて鋸の齒のなきを、拭ひ〳〵して切るべし。

竹を和らぐるには、水に酒を入て煮るべし。

鹿角を錬るには、げじ〳〵にてねる（げじ〳〵を製する法あり）

生燕脂は、此土にて製すること能はず、コンセニイリイと云虫にて染ると云（エウロツハより出又ヲロシヤより出る。とも云）生燕脂の染かすを藥肆にて花沒藥と云てこれを賣る、又染出したるあとの綿は血を留るに妙なり。

アンブル（龍涎）の眞物は、火に入れば烟直立す。

いたちは、骨節疼痛を治す。

蒲公英は、乳房などの痛に、酒にて煮て酒を飲汗にてたでる。

小瘡を急に治するには、カンフラアト明白に水銀を入よくすり、星なきを度とし、身中の節々にこれを付け、火炭拉帥根の散薬を服してこれを下す、急に治するものなり。又大黄菊銘石末を酢にてねりつくるもよし。

蝦夷松を蘭語ロルケンボウムと云。

俗にソツヒルマートと云薬、刺天語シユツヒリマート、蘭語ゲソイクルデ、水銀製の物生々乳の所に用ゆ、外科正宗にあり、蝕薬くさらかしなり。

蝦夷毒矢にぬるものは、附子知朱たばこのやに。

いけまは蘭語メゴワカーナ、大黄の代に用、痰飲を下す、松前にては皿を治るに用、又煎じて血どめに用、いけまを懐中して馬にのれば、必落馬するものなり。

えぶりこ蘭語アガリコス、痰飲を下し痛積に用。

吐方にはたばこを水にたでゝ、飲ましめて妙なり、急なる時用べし。

中風を防ぐには、獨び穴に左右に灸すべし。

ヒロウスと云菓子、うるち粉卯にてねり、團子の如くして、油あげにして、蜜をかけて食す、沙唐をかくるもよし

天門冬よく洗ひ、白灰水に浸すこと一晝夜ばかりにして洗ひ、蜜にて煮る、蜜のねばるほどになるを度とし、（沙糖ばかりにて水たしにするも可なり）とり出し、沙糖を敷たる上にならべ、日に干し乾くを待て壺に入る、生薑冬瓜大根だい／＼皆同じ。

疣をくさらすには柚木、（ケヤキの類の木にて可なり）のあく、わらさねのあく、石灰のあくなどねりつめ、かためをきて付る、くさりての後に癒藥を用べし。

缺脣を治するには、缺たる所を挾み、其所をころしてしびれさせてをき、剃刀にてそぎとる、兩方をそぎ、兩方よりしめよせ、これに付るにはバルサモ（ハルシヤより出る）を用、江戸にて此治方をするは靈天蓋を代用す、されどもバルサモの能には及ばぬ、よく付かざる内は面肉の動かざるやうにしてをくべし。

骨鯁を治するには、芭蕉のわか葉の丸みたるを、黒やきにしてのむ。

やけどには石葦、金星艸をつくる。

硝子の破をつぐには、ほう砂を水にてとき、つぎめに付火にやく。

茶碗の傷には、生薑をうらにぬり、上より漆を付れば、内に吸入る、物理小識に出。

陣中等の用心のために貯る血留は、にらの汁にて石灰をねりかため、玉みその如くして、つるしおくべし、土用に入三日めの頃製して可なり。

雀目には、はもの肝を用て妙なり、他の魚は陸に上れば目みえず、はもは日明なりと云。

硝子のもとは、錫の白石粉なり。

腫氣の類はれたるには。野薔薇の實を煎じ用、

蜜を製するには、砂糖に水を入て煮る、かきまはすことを忌べし、よく煮上りたる時、卵の白みを入れば、下のあく皆白みに付てにえ上る、それを釃して用ゆ、久く貯るには、又ねりつめて用べし。

髮かきには、玫瑰實の外に、玉の如くなる丸き黄白色のもの付、これをとり黒やきにし

て、油にてとき付る。

菌毒には、大豆を煎じて飲べし。

蕎麥の毒には、赤松のやにを飲、又蘿蔔を煎じて飲べし。

無名の腫に付るに、焼酒五合、樟脳五匁、紅花一匁、乳香沒藥共五分、五味を徳利に入、日にあてる時はよくとろみねれ合なり、それをよくゝ口をして貯ふ付る時は、小貝の類にうけあたゝめて付る、徳利の口しかとせざれば、樟脳などの消やすきもの故、薬力うすくなるなり、當歸建中湯を兼用するも可なり。

小便頻數又遺尿淋疾疝積等には、蒲黄散に牡蠣を入、粉薬にして服之、牡蠣は膀胱の熱をとるものなり。

くさらかしには、丹礬を梅酢に入、又鼠糞を入るも可なり。

白果と云もの何なることを知らざりしに、唐人に尋たるに銀杏なりといへり。

仙臺さい川より出る孫太郎虫は、長崎にてしやゝゝはるひと云、腎薬なり、食料にも用

ゆ、長崎の川に多くあり。

鷄肝は、殺して直にとりたるがよし、時刻を過ればば功薄し、蓮肉をすりて醤油に入、その醤油を肝に引て、串にさして焼用て妙なり。

藥味の香氣を散せざるやうには、龍涎を入るべし、尤丸したるがよし。

鬢毛薄き、又眉毛ぬけたるには、栗のいが黒やきにして、熊油にてねり付る、熊油は松前より出る。

魚網に澁付たるには、柏の皮にて煮れば、よくすくるものなり。

龜をシケルデパット シキルデパット、シエルパット と云、シケルデ シキルデ、シエルデ は栖の事なり、パットは蛙の事なり、栖を負たる蛙と云ことなり。

附子を植るには、ぶたのこやしを用るがよし。

廣東人參は三七根なり、アメリカより出る。

常州眞弓山の寒水石は、マルモロスティンと云ものなり。

ヲランダ桐油は、荏の油に唐土を入て作る、蘭人はエイコウリ（ごまにんと云ふなり）と云油を用、桐油に唐土を加れば、はやく乾くものなり。

蘭産の花にテユルフと云あり、花中の第一なり、花形は石竹に似て香氣あり、寒國の物なれば、日本に生植しやすけれども、渡海の間赤道下を過る内に枯て、持傳ることあたはずと云。

ヲランダ石竹アンゲユリと云、長崎に在アンシヤベルと、江戸にて云はこれなるべし。

腐肉を治するにはメリロザアロム（野薔薇花を蜜にてつけたるもの）を付る、すべて骨に近き痛みに油藥を忌むべし、油氣骨にしみては去りがたし、故に右の藥油を用べし、口中にても忌ことなし、齒ぐきなど腐たるにもよし。

瀝青を製するには、松の根を小切にし、鍋の底に穴をあけたるに入、上に松葉を載せ、其上を土にてぬり、その土にも穴をあけ、火にてやけば、松氣鍋底の穴より流出る、これを皿のるいにて受とりたるをテイルと云、これを又煮つめるをペツキと云、是チヤンなり。

白布のるいを洗ふに、ぐんじやうを少し入れば、益々白くなるなり。

紺青はぶたの血にて作ると云、ぐんぜうは土なるべし。

草臥たるには、附子を粉にしてをき、足心に引べし、千里飛行散は附子柴参なり。

焼酒に酔たるには、き瓜を食して妙なり、なきときは兼て干してをきたるを、煎じて飲べし。

越後に長者たをしと云石あり、孔雀石なるべし。

瑪瑙の上品をレイヘンデキスティンと云。

土庫中の鼠虫を避るには、すり鉢の類に水一杯入、三つも四つもならべをくべし、鼠は渇するものゆへ、水ををけば、それを飲で物を食はずと云。

エレキテルに人毛を隔つれば、ひゞき通ぜず、又雷の鳴る方にむけ車をまはし、下に鏡ををき雷光をうけて、急に傾覆すれば雷落ると云。

蘭畫の内に、手に鞭のごとくなるものを持たるあり、これは日本にて采幣を持たるごと

くにて、人を指揮するものなり、コマンデウルスと云ものなり。

首に輪をはめ、高き所よりつき落せば、くびれて死す、盗の刑是をガルフと云、ケレイクス等に圖あり。

章魚鰻魚には木酢を忌と云。

エーンホールンは女を好むものなり、男子赤き服を衣て、女の形になりて、これをとると云。

緯度の初は海中の山、スピッツペルケと云より數えはじむ。

ゼルマニヤ舟戰は拙なしと蘭人の說なり。

ゼルマニヤ、ヲランダにてはホウゴトイツ又略してドイツと云。

ケレイキス軍法の事、フツク書、ウユルヘルミイデリイギイ作者。

書中にアルレのこらすと云事ミリチヤ武官ヲ、フルアルケメイネルあるところのコウスと云ふケレイキスの本は、吉雄家本なり、印記あり、これを桑名侯にて買はれたるなり、館本のハルマは石井庄

介本なり。

ケレイキスをよむ譯文の書は、ホウコトイツゼルマニヤノテールテンフック桑名侯藏本あり。

安永の比來る筆者ベツキスティンと云もの、能くセルマニヤ語を解せり。

切支丹とはキリステヤンと云語を略せるなり。

ヤニワーリーは、正月の事、ニーヤールは新年の事、デールは獸の事。

ケイツルと云は、大王と云ことなり、すべて下に諸侯を持たる王にあらざれば、ケイツルと稱することなし、日本唐ヲロシヤなどの王をケイツルと稱す。

プリンスとは、儲君と云位に當る、ヲランダ國王、又江戸西丸公などのことを稱す。

〈クハトロワンとは、クハア綠、ドラント一四分と云ことなり。

サルムとは、ます魚、又さけ魚のことなり、ブロインヒスとは、しび魚のこと、又かつほのことなり。

ゼネラルとは、總督と云ことなり、ロシヤ語にはセネラウと稱す。

舘本、將士の像ある書は、エマンヘル・ハン・メイテレンと云人の作にて、作者の名を以て書の名とす、ネイドル下トイツ國名マニヤセルヒストリイものがたり三十二巻合册序目を除、六百七十三枚とあり、三百年ばかり前の書なり。

ヲンドルブルクとは、特鼻褌のことなり。

コロイワアガとは、一輪車のことなり。

ペルケメント、ゲマアクトとは表紙ペルケメント、を作るゲマアクトと云ことなり。

舘本コロネイキは刺天語なり、蘭語にてはヤアル年のフック書と云、年代記と云ことなり、千四百九十三年になる。

刺天はロメインズと云所に在、今は辭のみ残りて、國王は七代にて嗣絶せりと云。ハアトル(水)・ポット(壺)、ピス(小便)・ポット(壺)、コロイト(葉草)・ブック(書)、シカツト(寳)、カアメル(家)、レイヘン(生)・テツキ(石)瑪瑙、シカツト・カアメルに在、アプラカ・タブラと云、符字板にかき付、身に帶れば、悪病災難を遁ると云。

seeatlas とは、世界を肩に上て居る神の名なり、故に地圖のことを、アツタラスと云、セイアツタラスを海圖と譯するは誤なり。

engel とは天神と云ことなり、小兒の肉翅あるを畫くものこれなり、形なくしてよく物を知と云ことなり。

蘭學楷梯にLは舌頭を齒後上顎にあてゝ呼ぶ「ル」なり、rは舌頭を弄して呼ぶ音なり、蘭人といへどもLrの呼法甚難しとす、呼法により辭義を差ふこと多し、故に其呼法を云ひ習すために、設けたるもの多し。此方にては此音別なし、されども土地によりて、自ら此響の辭あるなり、余別に說ありとあれども、此二音呼法わからざれば、蘭人と交話すること能はず、長崎の譯人皆わかるなり。此二音のみならず、すべて呼法にて懸隔の違あり、vijver 池、heuver(?)岡、lijk 死骸、reik 富、此類同音なれども呼法によりて、池が岡になり、死骸が富になる、gの字當時の譯書にかたかなを付てあれども、かたかなは付られぬ字なり。去年中蘭人江戸に來りしとき、江戸蘭學者交話せしに、一言半句も通ぜざり

しと云。

氷のかけたるをシガと云、陳眉公明詩選中七律の中に、斷氷と云これなり、蘭語にはケイゲルと云。

天竺靈鷲山今ア、タムス・ベルゲルと稱す、祇園精舍は山のみにて、今は古鐘と佛足石のみ存せり、世々精舍の圖とて藏せるものは、杜撰のものとおもはる。佛足石は大さ一尺五寸ばかり、くぼみたる所に水たまり在りて、好事の人其水を汲て藥用とし、或は目耳など洗ふといへり。鐘は一年に一度づゝこれを引あげて撃ことあり、聲三里に聞ゆ、蘭人佛足石の打木を持來ることあり。

天竺今は回々教行はれ、佛教又悉曇などは絕てなしと云、文字はハルシヤ字なり、回々教主の名はマコメタンと云、長崎に來る崑崙奴は專此宗を奉す、印度邊の教はすべて回々教なり。長崎の人崑崙奴に請て、回々字を教えよといへば、豕を食ふことゝ、燒酒を飲ことを一生禁絕せばこれを教ゆべしと云、何ゆへにかく重秘するやと云へば、遠近古今の隔

なく、意を通じ用を辨ず、これほどにありがたきことはなし、それを容易に傳ふべきにあらずとて、教えずといへり。

崑崙奴常に和言をなして、日本のシャカ(釋迦)・シャマ(惡魔)・ザドゥ〳〵(外道)と云たりと云、蘭人に好事の人ありて、彼禁を守り回々字の教をよくきゝ、其義を解して書に作り、楢林に贈れり、其書の名をハレイス・スペレイキ・コンストと云。

シャムに大佛あり、海上十里ほどよりみゆる、佛は涅槃像なり。

太田某なる人、天竺に行たることあり、古き寺に至りてみたりしに、一人の番人あるのみにて、荒はてたるをみて、何故にかく衰廢せしやと云に、今は佛教も衰、誰參拜するものもなし、故に如此になりたり、されども此寺塔には伽葉の木鉢を藏せり、大切の物なるゆへに、それのみを守るなりと云、太田これをきゝ、番人の怠るをみて、ひそかに其鉢を盜みとり、日本に持歸る、されども俗家にをくべきものに非と思ひ、長崎の高林寺にこれを納む、今に在り禪宗なり。

琉球に諸宗の寺あり、一向宗ばかりなしと云。

廣東の海邊にワイナンと云島あり、蘭人はアイムイと云、海南なるべしや。

硝子鏡は錫箔を硝子にのせ、其上を水銀にてをし付る、水銀は唾を入てつぶせば、よくねれ合なり、如此して其上をあたゝむるとも云へり、それにも及ばざるか試べし。

ヲロシヤ錢文エカテイリナ帝王の事なり。

羅紗を包み來るもめんは、明鏡と云、エケレスの製にて、唐に交易して、唐より日本に來る。

蘭人日本渡海の間、安南海邊にて漂流の人五人、船板の破れたるにとりつきて、たゞよひしを見付、綱を投じてこれを我舟に引上げたりしに、其船板はそのまゝ破れて流散せしとなり、其人は日本につれ來りしに、言語不通、文字は知らず、何國の人ともわかりがたし。後にやゝ語わかるやうにありしが、只アンナンニヨンとばかりきこゆ、安南人と云ことなるべし、後安南に送り歸せり。

唐人ジャワ國に至りしとき、崑崙奴に向ひて、此國は何と云ぞと問たりしに、椰子のありしに指して問ければ、奴は其樹の名を問こと丶思ひ、椰子の名カラッパア蘭語ラプルなるを、すぐにカラッパアと答しにより、咬噌吧の字を用て、ジャワの名とせり。

又或人こぶ疣は何と云ぞと問しに、昆布と名同じきにより、海帶と答ふ、此訛言により疣をも海帶と稱す、物の害になることをも目上海帶といへり。

薬方の書はレキシイコンと云書の抄解なり。

イソホものがたりと云書は、昔イソヲヒスと云書の和解なり、古書也。

アフリカの内カアフと云所の、ホッテントットの人肉食にて火食なし、婦人の乳長じて、肩より背に垂るゝ、蘭人に鍋すみをもらひ、獸油に和して面に塗るといへり。

和蘭産物圖考はプリニユースと云書を譯せるなり。

婦人姙娠して身の強はるに、土砂を用れば、和らかになる、此物漢土になし、和蘭にありといへり。

諸葛孔明の銅鼓、俞氏の人齎來す、川間八十郎と云、安永中江戸に獻ぜり。

永樂帝封道義誥版、墨本の板は藤堂侯の徒士にて市川俊藏の藏板なり。

鸚鵡は價五百匁位なり。

漢土に酢醬味噌なし、長崎より購去る。

韃人は好て馬を食すと云、蘭人嘗て馬脯を鷄に食せしむれば、强健にて闘鷄に妙なりとて、贈りたることあり、いかゞして馬脯を得たりやと問しに、犬に食はすれば、闘犬の時强健なりとて、韃人の貯えたるを乞得たりといへりとぞ。

譯人嘗て唐人を妓女に逢はせしとき、此唐人前年來りしときに、禿にてありしが、今年長じて妓女になりたると示しければ、唐人感慨の色にて、カンアンスウマアと云て外語なかりしと云。譯人も其語を解さず、何の義なると問しに、看較思馬と云義なりといへり。

小鳥などのむれいる內を打には、無數霰（むじゆさん）と云玉を用ゆべし、これは鉛を板にのべ、それを筋に切、又小粒に切、小豆ほどにして、石の上にのせ、上より物にてすれば、角々つぶ

れて丸くなる、小一握ほど筒に入れて打なり。

とりこもりものなど殺さずに捕へんには、水鐵炮にて打べし、筒に火藥をつめ、その上にキヨルコを口につめ、水を入て打なり、氣絶するものなり。

米札の行るゝは藝州佐賀郡古屋三所なり、鍋島にもあり、一升五合位までなり。

砂糖長崎にて御買上は、一斤六分づゝなり、瀝青の價、江戸にて一斤七匁ばかりなり。

木綿の上品は大村と豐後の飛田なり

大薩日に九十枚あり。鍋島五島などにもあり。

筑前は一匁六十文の定なり。

上總にて蠶の利は八十萬兩ほどなり。

松前にては寒中に酒腐る、夏は却て腐らずといへり。

天草にては門徒宗の僧を賤しむ、他宗の僧同心ごときものといへども、門徒宗の上に座す。又門徒宗の僧は先玄關より上り、佛壇に一禮して後茶など出すと云。

後水尾帝は俳諧歌をよくよみたまひし。

瀬十郎きけ夏がきてなくほとゝぎす。

干つりや塩のひかたのすてをふね。

細川侯熊本の士に强力の人ありて、代々其術を傳ふ、或時外より强力の人にて、力をたくらべんことを乞ふ、其人これに對して、其方力のありだけを出して示すべし、と云ければ、其人米俵數俵を擧てみせける、力士その俵を戸板二三枚重ねたる上にのせて、板のまゝを擧てみせしに、其人これを擧ることを能はずして服せりと云。又力者ありて、力をくらべんことを乞ふ、其人を玄關におき、勝手口より廊下を踏ならして出たるに、廊下震動したるに驚き、彼力者平服したりと云、其力士の名は忘れぬ、重て尋ぬべし。

又熊本に善走の術を傳ふるものあり、京に出たるとき佐々木岩流に逢ひ、我唾を手にうけ、流が口にぬる、流怒りてこれを追ふ、走士走りて屋上に登る、流も屋上に登りけれども遂に見失ひしと云、後に流熊本に仕えて、走士と出逢て、互に笑ひしと云、岩流が兵法

は今に熊本に在。

又熊本に水練を傳るもの、士人と足輕との兩流あり、冑をかぶりて水底を歩行して、川を越すことをなす、足輕は冑をかふむることならざれば、摺鉢をかぶり緒にてしめてこしたりしに、水まとひて越ることあたはざりしと云。冑には八幡座ありて、水ぬくる故水に堪る、摺鉢にては水ぬきなき故、あしきとみゆ、此後は陣笠に水ぬきの穴をあけてかぶると云。

又熊本の士界野嘉十郎犬追物の法を傳ふ、馬六十ばかり預るといへり、犬追物の術は薩摩より委しといへり。嘉十郎は長崎に來ることあり、常服淺黄の木綿を表裏に用ひたると云、門人もそれにならひ、如此ならざれば士人にあらざるやうに、みゆるほどなりといへり。

熊本の學士古屋鼎介は十次郎兄なり、學館にかゝらずして、近侍の學士なり、大城多十郎は町家より出たる人なり。

秋山玉山嘗て畵工に命じて、我像を寫さしむ、未成して玉山死す。畵工これを寫さんことを思へども久しくして成らず、或時閑坐したるに庭前より玉山進み来る、畵工に云汝に託すことありて来れり、我室の内簞笥何番めの引出しに封したる書あり、これは跡に遺すべきものにあらず、汝これを出して燒すてたまはるべしと云、其時畵工よく〳〵其面を熟視して寫し得たり。扨玉山の家に至り此事を告しに、果して一封の書あり、これを出して畵工に附して燒しむと云、藪茂次郎の話なり、彼書は少年の時妓女交通の書にもあらんやと、茂次郎云へりとぞ。

藪震庵熊本に仕て四百石の祿なり、長子市太郎其祿をつぎ、次子茂次郎も別に四百石なり。

雨森藤五郎伯陽子妻は西川主介如見の後妻と姉妹なり、此女は姉妹ながら長崎の妓女なり、此妓女の弟も律院の小姓なりしが、後に人の養子となり、今はよほど宜しき役人となる、主介今六十歳ばかりなり。

細川家にて大石主稅預りたる時、或人大石に問けるは、士人四十七人に限るはあまり少分なりとありければ、大石云、なるほど四十七に限らず、いくらもありけれども、皆諱諸師と下戸ばかり多くて、用をなさずと答たり、大石は上戸にて諱諸を惡たりと云。

熊本にて女の山中にて飛を見かけたるものあり、怪物なりと思ひ鐵炮にて打殺したるに、やはり常の婦人なりといへり。

薩摩侯江戸在留の費用は、砂糖交易の利ばかりにて、給するに足れりと云。

秀頼の薩摩に奔亡せられし時は、眞田一人從ひ付て山伏となり、米をもらひて秀頼を養ひまひらせしと云、義久の時なり、後吐血の症にて死す、此後此一派の山伏ありて、士家にも唐突して米をこふに、與へざるものなしと云。

薩摩の島津某は尾州の婿となりしことを、國主聞たまひて、勘當せられしと云、それより此人は江戸に召されて、幕下の士となり、三千石の祿を賜はり、今子孫あり。

種ケ島彈正二十萬石ばかりの祿なり、居第などは甚壯大なり。

薩摩に谷山と云所あり、先年朝鮮人を虜略し來り、此地に置く、一村皆朝鮮人の孫なり、今は朝鮮語を知たるものもなし、對州の朝鮮通事薩摩に來り、谷山を尋たりしに、昔の事など物がたり、鮮語を習ひたきとて、教たることありしが、堀門十郎織に對州に訴へて、彼通事を流罪せられしと云、對州にては鮮語を外人に教ゆることを禁ずる故なり。

薩摩の年寄役増田孝兵衛は、使番稻林某母方の從弟なり、重兵衛も知人なり、高山彦九郎孝兵衛が家に往ときは、重兵衛より書を附したりと云。

琉球攻の時、王を打たるは、樺山左京と云人なり、今に子孫あり。代々相續の人は癩疾を患ふと云。

鍋島にて驛夫には衣號を作りて著さしむ、其數二十ばかりにて足ると云、久保三左衛門と云人の定めなり。

鍋島にては、ちゞみを著すること容易ならず。

鍋島加賀守殿嫡子たる時に、御近宿を勤められしが（昔は大名の子息御小姓などに召つかはれしことあり）妖怪のあり

しをみ付て、古き狐の梁上に居たるを睨み落したることあり、將軍家これを感賞したまひ、其狐を加賀守に賜はる、其狐よく人語をなし、五百年のことを談ぜりと云、此時の恩賞に伊達道具立ることを許され、本家よりも多く持たせらるゝことになれり。

天草の賊黨千々波五郎左衛門は、火術に妙を得たるもの故に、鍋島家にて命たすけんとありしに、千々波云、吾卑賤の四郎に與してなまじひに虜となり、又命たすかりて奉公せんは本意にあらず、吾兒民間に隱しをきたるあり、願くばこれを召使ひたまはらんやと請しにより、それを召出され、原次郎兵衛と云、島原の原をとりて姓とす、鍋島家火砲の事を預らる、代々此術に妙なり、今の次郎兵衛も最妙なり、祿五百石なり。

高松侯渡海の時順風なりしに、播州沖にてにはかに其舟進むことを得ず、いかなる故なりと改られしに、長き角にて舟底を貫てあり、水練に命ぜられて、これを切取らしめられて、後舟進むことを得たり、其舟は室津にかけられて修補せらる、其角は今に高松寶藏に在りと云、ないらき鯨の角なるべし、ウニカウルに代用す、ウニカウルの渡らざる前、伊

勢熊野浦の漁人は此角にて箸を作り、食すれば毒を解すと云傳たり。

宰府天神の祭に、花の形に作りたる餅を供す、これをランジと云、此文字如何重て考べし。

黒田の今侯は官兵衛と稱せらる、四五歳なるべし、此父侯は、當將軍家の御弟にて、特に愛遇したまひし、入國の時濱御殿御なりと號して、鹵簿上覽祖餞ありしほどのことなり。此侯は廿一二歳にて小瘡内攻にて卒せらる、甚聰敏の人なり、國に綿運上と云ことありて、綿を作るものより運上をとらるゝを聞て、商家二階を作たるほどの家より、二階運上をとるべしと命ぜらる、役人それは商家戸數により、既に租入あることなれば、重にとることはあるべからずと云、侯しからば田租ある上に、綿を作る運上は重にあらずやとて、綿運上を止られたり。又遊獵の時自ら鳥銃にて鷺を打たまひしに、近臣の内にて又あとより打て其鷺とまりたり、近臣皆云公の銃にてとまりたり、啄にあたりし故に落たりと賞し奉る、侯すぐにこれを割烹せられ、近臣の銃打たるにも酒たまはり、その者をよび出さ

れ、さきに我打たるは空銃なり、その玉こゝにありとて、袖より玉を出して示したまひしと云。又國に孝子ありて賞賚あり、其後郊野に遊ばれしに古墳の列せるをみて、何人の墓碑なるやと尋らる、これは前年賞ありし孝子の墓なりと云、しからば何故碑石は高大に作りしやと問はる、近臣これは孝當によりて貴富に至り、家の中興なればかく作りたりと云、侯の云、たとへ左ありとも父祖より高大に作りたるは、孝子の心に叶ふべからず、父祖と同くしてこそ孝子の心には叶べけれとありし故、これを改立たりと云。

壹岐は米のよき地なり、三十万石もあるべし、對馬よりも大國なり、對馬は二万石の高、肥前田代の地一万石あり、大村は十二三万石の高なるべし。

江戸に參勤は五島平戸と組合、隔年に出る、島原唐津と組合、鍋島の出る時、島原も參勤なり。

美濃大垣戸田釆女正殿の臣、大屋某風土記善本を藏す。

筑紫善導寺法會の時樂あり、其樂器に一節切を用ゆ、外になきものなり。

隱岐にては山を三つにわけ、一は田を作り、一は草をうえ、一は馬を牧す、來年には馬を牧する地に田を作り、草の方に馬を移し、田の方に草をうゆる、如此して年々替ると云。

黒田家にては、次男にても三男にても、他國に出て物學ぶものには、二人扶持づゝを賜はると云。

長門侯の醫官に栗山孝庵と云あり、富豪の人にて宅地一町ばかりありて、孝庵町と云ほどなり。瀧彌八微賤にて足輕役なる時、途にて孝庵に逢しに、何くに行ぞと問ければ、彌八今度江戸に至り遊學せんとす、江戸には徂來南郭など云名家あれば、これに從はんと思ひ、家を出たれども、資用に乏しくして、いかゞせんと思ふなりと云、孝庵それをきゝて、しばし待べしとて、急に家に歸り金五十兩を取出して、携て彌八に贈る、彌八はこれより江戸に至り、學びて大名をなせり。

雪舟流の畫法、松平大膳大夫侯の家士に多くあり、等の字を容易に號することを許さず、熊本の雪叟と云もの今の妙手なり。

常州延方邊河岸には、杭を繁く打たし自然と塵土堆積して、界を廣むる術なり、その上江州米種をとりよせて、うえて可ならん、水に堪る穀なり。

島原は米の少なき地なり、百姓常食にはふくれ十字さつま芋（百六十匁の價米一升に當る）粟飯（麥を入）等を用、たま／＼米飯を食するものあれば、常食料に乏しくして、城下より米を買て食するとて、人皆これを誚る、貢は米の上品なる地にて、米は皆大阪にまはしてこれを賣るなり、貢納に米を用ひ外の麥粟のるいは作り取りなり、さつま芋を多く作りて食料とす、又はぜを作りて蠟を製して大阪に出す、近比は侯家の買上となり、蠟の利を私せらるゝと云。

加藤清正の孫安藝の家上にあり、嘗て小舟に駕して大阪に行たることあり、とゞけなしに行たるにより、侯より咎あり。又あるときに侯より刀をみせられしことありしに、其中にて殊に勝れたるをえり取、これは我に賜はるべしとて持去る、左右の人それは侯家の御道具なり、然かすべからずととゞめけれども、聽入れずして退去せりと云。

樒林紫哲從兄なり。

由井松雪は熊澤了海に參會せることあり、備前侯にて松雪をかゝえんとて、了海に問はれしに、國に心なき人なりとて、其事は止められしと云。

三橋鐵作今藤衞門は極て短氣なる人なり、御代官の時百姓を呼、訟を聽けるに、百姓服さずして、上にてはそれにて然るべくとも、百姓方にては左やうにはならぬものなりと云ければ、鐵作大に怒り、槍のさやをとり、白洲に飛をりしにより、彼百姓も恐れて止ことを得ずして諦服せりと云、其事勘定奉行きゝて、如此は代官の器にあらずといはれし、鐵作もそれをきゝ役を辭して、小普請になりしとなり。

重兵衞在留中の小作左に錄す。

客潤仙湖萍水連。消魂橋畔柳將烟。三千里外三千客。日送天邊群雁旋。

桃李花飛鳥又悲。獨憐黃菊映東籬。祇緣日々淵明醉。不似秋霜一夜衰。題夏菊

漁家多僻事。投宿聽潮生。不厭村醪薄。且歡海味淸。春田蛙哈々。曉牖鳥嚶々。欲極桃原路。向霞深處行。

城東轉景語還非。雪白布帆繞翠微。海水通宸澗水潤。桃花時節浪花飛。
白雲万里隔郷關。花落鳥還人未還。誰道常盤知己少。城中長見筑波山。春曉郎華

楢林雑話 終

昭蘭演戲記

全

喎蘭演戲記

幕の次第

左右に畵きし旗に書きたる文字は

出島に於て我一と狂言の藝を競ひ戲場をかまへアポルロー（狂言の神の名）に奉納すといふ意の詩なり。

正面の上にある文字は

命は短く藝は長しといふ語なり。

正面に畵きたるは

香盤なり。其傍に羽翼ある童子の如き者は神の仕はしめにして、アポルローに花を

[illegible]

捧ぐる體なり

香盤の前にあるは

和蘭國王の紋なり

役者替名の次第

ダアモン　に性急者の名	新渡筆者	ヒツスル
ラフレウル　にダアモン家來	在留筆者	ヒツスル
フロンテイン　にダアモン家來	同	ハウエル
ボルカムプ　に銀借し	新渡小役	テイキ
ユリヤ　にボルカムプの娘	在留筆者	スミツト
ノターリス　に裁判方の書記役	一番船小役	テロイトル

畫師　二役　　同人

戯題　オンゲテユルデイゲ　性急者といふ儀なり　二段續

舞臺は　ボルカムプ貸銀の宅の體なり

趣向は　ダアモンの名　性急者　ボルカムプが娘ユリヤと夫婦にならんと、さま〴〵苦勞して、終に目出度婚姻を結ぶ所、但し此ダアモンは、ボルカムプが宅に宿り居る客なり。

初　段

性急者ダアモンつか〳〵と立出て、己が下人に打向ひ、諸事に埒明ぬ者なりと、大に叱り。其方は此家の娘ユリヤが部屋に行て、故障はなきや聞て來れと云ひ付る○下人聞ひに行、○跡にダアモンたゞ獨り返事おそしと相待居る、然るに兼て性急なる者なれば、下人が返事の聞をも待たず、自ら娘ユリヤが部屋に行きたるに、故障ありと聞てすご〳〵と、

もこの場に立歸りて、腹立の體をなす〇其内に娘ユリヤ出る〇性急者ダアモン娘ユリヤを見るよりも、思ひのだけを說きくどく、娘ユリヤしみ〴〵相手にならず居たりしが、つく〴〵と思ひ廻し。此ダアモン事は此地によき役掛りの親類もあれは、此度我父ボルカムプが訴訟の公事に、勝利を得るに幸ひの手掛りと、思案をかへて、程よくあひしらひ、公事の世話をたのむ〇性急者ダアモンも是こそは娘ユリヤを、我手に入るによき方便と思ひ、取あへず公事の世話をせんと立出んとす〇其時娘ユリヤ已が父の來るを見て、先〳〵待たれよ、我父より公事の次第をとくと聞、其上にて宜しく御世話頼み入といひつゝ奥へ行く〇主ボルカムプ出來る、性急者ダアモン主に向ひて、悅ばしき體をして、此度其許には御大切の公事あるよし、拙者御世話申すべしといふ〇主ボルカムプ是を聞て、大ひに悅び、公事の次第をくどらしく物がたる〇ダアモン兼て性急者なれば、長口上に氣をいらち、むつと立腹す、然れども爰こそは大事の場所、押し堪へずば主ボルカムプが氣に障り、我が戀望の緣談の妨げにもならんかと、胸を押へて堪へ居る〇主ボルカムプも心の中には、ダ

アモンは扨々短氣なる者かなと思へども、左あらぬ體にて公事の始終を申演べ、暫くありて訴訟を取に行く〇性急者ダアモンは只獨り待ちかねて、家來ラフレウルを呼び出し、早く主ボルカムプを呼び來れと言ひ付る〇家來ラフレウル主ボルカムプを呼びに行く〇かくて性急者ダアモンは家來ラフレウルの歸り來るを待兼て、又下人フロンテインを呼ぶ〇下人フロンテイン來りて、性急者ダアモンの云付をきけども、あまり氣をあせりていふゆへに、とくと合點せず〇其體を見て、性急者ダアモン下人を大に打擲しつゞける〇性急者ダアモンは只一人腹を立て、我が愛人も家來も我が性急なる氣性を知ながら、かく振舞ふかと堪かねて荒廻る〇然れどもかゝる短氣者とはいふものゝ、我れにも氣長き事も多かりしと獨言をいふ、其内ふと心附き、イヤ〳〵かくしやべりても濟まじ、早く行て公事の世話せんと、書記役ノターリスの方へと出て行く〇跡に家來のテフレウル歸り來りて、暫しの間に主人の行衛しれざるゆへ、爰やかしこと尋ね行く。　幕。

第二段目

娘ユリヤは父ボルカムプに打向ひ、性急者ダアモンの事をよく執成されこそすれども、主ボルカムプは彼性急なる氣質にて、物に堪へ性なきを悪み、必らず彼が言葉に隨はず、且我が教を胸に納め置べしと、娘に言ひつゝ一間に入る〇其所に家來ラフレウル來りて、娘ユリヤの側に立寄、主人ダアモン其許に對面したきとの事なり、障りはなきやと問ふ〇娘ユリヤ是を聞て、先其許其事は我父に行て、父の怒りをなだめられ、其上にてともかくもといひつゝ、娘ユリヤは奥へ入る〇かゝる所に性急者ダアモンは家來ラフレウルに、言ひ付たる使の返事遲きを待かね、自から此所に來り、家來ラフレウルに打向ひ、娘ユリヤが返事はいかゞぞと問ふ〇娘ユリヤは奥へ立退きたりと答ふ〇其時性急者ダアモン心附き、我が望みを遂せんには、訴訟の事を速に埒明んこそ近道なれと、我伯父公事方の役人なりに此家の

主ボルカムプが公事、早くよき様に捌き呉られよ、然れば此家の娘ユリヤ容貌も勝れ、才智發明なる者なれば、我戀望すれども彼が父ボルカムプ是を免さゞるゆへ、此度彼が公事速に取扱ひ遣しなば、我望みも達すべしと、令義なき次第を荒増に、こゝろをいらちあせりかへつて、せきにせき込み書狀をぞ書送る○性急者ダアモンまだも濟やらず、書記役ノターリスを呼びに遣る○書記役ノターリス來る○性急者ダアモン書記役ノターリスに打向ひ、此家の主ボルカムプが公事早く濟やうに、よきにはからひくれよ、失費の事はいか程にても、某よきにはからふべしといふ○書記役ノターリス聞き、よく呑込で立歸る○かくて娘ユリヤ出來る○性急者ダアモン又もや娘ユリヤに向ひ、おもひのだけをときゝごく○かゝる所に畫師來る（是はダアモンヨが繪像を娘ユリヤに與へんと兼て畫師に頼みおきしゆへなり）畫師は繪像を畫んとするに性急者ダアモンは暫しの間も靜まらず、身をもだへて娘ユリヤをば見廻しをる○此時伯父よりの速書を持來る○性急者ダアモン是をひらき見て大に悅び、此家の主ボルカムプを呼び來れと家來ラフレウルに言付る○主ボルカムプ來る○性急者ダアモン主ボルカムプに伯父より來

たる返書を見する○主ボルカムプ是を披見するに、其書中にボルカムプは容貌も人に勝れ、發明なるものゝよし、我においても大慶なりと書あるを見、大ひに驚き、かゝる老人の我を容貌よろしきとはいかなる事やとて、あたりに在合ふ鏡に己が顏をうつし見る是は最前ダアモンより伯父に送りたる書中に、ユリヤの容貌も勝れしと書べきを、心いらちあやまりて、ボルカムプが容貌も勝れしと書送りし故に、此返書にもボルカムプは容貌勝れしと有○かゝる所に書記役ノターリス來りて、主ボルカムプに書付を渡す、是を見るにガラヒン人名を相手としたる公事、此家の主ボルカムプ勝たりと書附たり、主ボルカムプ是を見て大によろこび、いかゞして此公事かく速に濟たるやと問ふ○書記役ノターリス秘していはず○主ボルカムプ強て問ふ○此時性急者ダアモン傍より、我こそ汝が公事の勝をとらせし者也と呼ばるにぞ、主ボルカムプは兎角娘が縁談はゆるす氣色も見へざれば、娘ユリヤは父に打向ひ、かゝる大事の公事なれば勝になりしも、ひとへに性急者ダアモンのはからひゆへ、是を辭しては義理立ずと、道理を分てひたすらになげくにぞ、父ボルカムプも理に伏して、幸ひ此處に居合せし書記役ノターリスにいひ付、性急者ダアモンと娘ユリヤと夫婦の契約相違な

しこ、取極め書を目出度書しむる。　幕

替り狂言役者替名の次第

ギリヨットに（獵師）　新渡筆者　ヒツスル

コラスに（獵師）　在留筆者　ヒツスル

ペルレッテに（乳汁賣娘）　同　スミット

タンケレートに（リッドル官）　新渡筆者役ニ　ヒツスル

士卒に・　在留筆者　ハウエル

同　　一番舟小役　シイモノ
同　　在留小役　スミツト
同　　在留小役　デウキルデ
ペルレッテが父に　新渡小役　ディキ
戲　題　二人獵師乳汁賣娘
舞臺は　山野の曉の體
趣向は　獵師ギリヨットが乳汁賣娘ペルレッテを見初てより大ひに戀慕してしきりに己が妻にせんとてくどけども、娘さらに隨はず此乳汁賣娘ペルレッテ元はリッドル官なる人の娘なりしが、同じリッドル官のタンケレートといふ者にそゝのかされて、二人連立出奔せしが、タンケレート後悔して、此女を途中に捨置、唯一人立歸りしかば、馴れぬ旅路にさそらへ、難儀のあまりに、傍なる農家に立寄歎きしかば、不便に思ひて、此所に止宿させ、今は乳汁賣娘となる　かくてペルレッテはさまぐ〵に流浪せしが、終には元のリットル官のタンケレートと目出度婚姻を結ぶ所。

初段

二人の獵師ギリヨツトとコラスと熊獵に行て此者どもは談つかた、熊の皮を百ギユルデン（錢量）に賣りたる事はあれども、熊を射留し事は一度もなき獵師どもなり○獵師ギリヨツトは娘ペルレツテが乳汁賣りに往くに出會ひ、彼が容貌の美なるを見て、大に戀慕さま〴〵にくどく○娘ペルレツテはさらに隨はず、我は其許より遙に富たるものなれば、其許などのごとき獵師と夫婦にならん事思ひもよらずといふ、ギリヨツト娘に向ひ、其許は我々より遙に富たりといふが、其元の寶はいかなるものぞと問ふ○我寶は此乳汁壺なりと答へつゝ、娘歌をうたふ、終りて娘いふには、我此壺を寶といふ其次第は、此中にある乳汁を賣り、其價にて鷄卵を買ひて、是をかやさせ鷄となし、卵を産せまた其卵をかやし鷄となし、其鷄を賣りて羊を買ふ、斯の如くする時は數多の金銀もふかる故に、此壺こそは我寶なりといふ○獵師ギリヨツト娘に向ひ、我もまた熊の皮を賣り

て五十ギユルデンを得、其金にて汝が如くする時は、汝より猶富むべしといふと、娘は其にも入れず立退き行く○獵師ギリヨツトは跡に唯一人歌をうたひ居る○かゝる所に仲間のコラス熊より追はれ、息を切て走來る○獵師ギリヨツトは是を見て大ひに驚き、あはてふためき、あたりの建木によぢ登る○仲間のコラスは隱るべき所なければ、詮方なく大地にどふと倒れ伏す、熊はコラスをかぎ廻りければ、コラスは命是までと助けくれと泣きさけぶ、熊は其まゝかけり行く○獵師ギリヨツトはやう／＼木より下り、仲間コラスを抱き起す○ギリヨツトは夫より犬を連れに行○獵師コラスはやう／＼に心付、あたりの小屋に隱れ居る○かくて娘ペルレツテは寶と思ひし乳汁壷を打破りて、もはや渡世も出來ざると嘆きの歌をうたひ來るに、向ふより獵師ギリヨツトが來るを見て隱るゝ○獵師ギリヨツトは森の中をかけあるきける故、着物も破れ大に勞れて出來たり、先程此所に置し仲間コラスを尋ぬれども見當らず、コラスが帽子の落あるを見て、大ひに驚き不便なりと打歎き、コラス一人死なせては濟まず、我も共に死んとて、あたりの小屋に釘を打て綱を下げ、縊れ

死んとするに、小屋はくづれてコラスは地に落つれば、大にあきれて大さはぎをなす〇乳汁賣娘ペルレッテは此體を見て獵師ギリヨットに向ひ、其許たちは熊も得射ず此有さまはいかゞぞと問ふ〇獵師ギリヨット乳汁賣娘に向ひ、我は何事も汝が見るごとく仕損じたり、唯此上は何とぞ御身我妻になりくれよといふに、ペルレッテ彼に向ひ、我も不幸にして乳汁壺を破りたりといふ〇獵師ギリヨット是を聞て大ひに悦び、さて／＼目出度し我も熊の皮を得そこない、御身も乳汁壺を破りたれば、今はどちらも同じ富者となりしと大に嘲弄す〇仲間のコラスは混すらに熊の皮を得そこなひし事を歎き歌をうたふ〇獵師ギリヨットも歌をうたふて立去る〇娘ペルレッテも歌をうたふ〇獵師コラスは娘ペルレッテに打向ひ、我仲間ギリヨットは汝が不幸をあざけり笑ふに、汝はいかゞして彼に懇に語るやと尋ぬれば、娘ペルレッテがいふに、我れはかく運つたなきゆへに、何事も用捨に預りたし、何とぞ其許此場を立退せよ、我は爰にて身のおさまりの勘辨せんといふに、コラスは立退く〇娘ペルレッテは只一人歌をうたひ終りて、大ひになげきて戀人のタンケレートが畫像

を取出し、押ひらき在すが如く、打向ひ、さても〳〵御身はつれなき人、我れは聞葬忘れぬに、御身は我を此の如くつらき目見せて濟むものかと、大に歎きかなしみつゝ、畫像を地におき華を集めて、散らしかけ傍に倒れて伏しゝづむ。　幕

大　切　り

此段は言葉なし仕方のみの景事なり

趣向はリツトル官のタンケレートは、さいつ頃ペルレッテをつれて出奔し、其途中に見捨しが、あるべき事にあらざれば、心も濟やらず、大に悔み居たりしが。何とぞして尋ね出さばやと思ひ、終に數多の士卒を引具し旗を建て其文字にペルレッテ汝が慕ふ者是にありと言鐘太鼓をはやし立てゝ、此處に來り方々と尋ねさまよひしに、はからずものゝ落あるを見、是を取上げ見て大に驚き、是は我過しころペルレッテに與へし畫像なれば、此あたり心もとなしとて、

其かたはらを見廻るに。草村に伏して寐入居る女あり、つく〴〵見れば我が尋ね慕ふペルレッテなれば、タンケレートは又もや大に仰天し、心もみだれ、狂氣の如く立かゝりて起しも得せず、士卒どもを打見やり、起し呉れよと仕かたをする○かゝる所に賤しからざる老人が、獵師コラスを引連れ來りて、あたりを見廻し、ペルレッテが倒れおるを、走りかゝつて起さんとするを、士卒どもは打てかゝる、タンケレートもともに、老人目がけ突かんとせしが、とくと見ればペルレッテが實父のリツドルなれば、互ひに暫しあきれる○娘ペルレッテは引起されて、やう〳〵に夢ともなく、うつゝともなく、只忙然として立て居る○タンケレートは彼の娘の父の前にひざまつゐて、侘る體をなす○其時娘はやう〳〵顔を揚げ、己が父の愛にある事を始めて知り、タンケレートと共に父に赦免をこふて夫婦にならんとす○獵師コラスは此體を見て、大ひに怒る、然れ共タンケレート共怒りをなだめ、彼が頭に花の環をかけ、劍を與へてヘルトヘールの官を與へ花の環を頭に飾るは、彼國の祝ひにする事也また〳〵タンケレート娘士卒と共に、娘の父に赦免をこひしに、やう〳〵にして是までの罪を

ゆるす。此時士卒二人出行、タンケレート娘ペルレッテに花の環を與ふ、また士卒旗を持出行、其旗には目出度し／＼タンケレートとペルレッテとの萬歳樂を祝ふと、書記しあるなり。　幕。

右喎蘭戲記二卷、文政三庚辰歲九月、余鎭崎之日、於出島館加比丹別埜所演也、而同僚間宮信興、受命代于余、代授之間、循例巡撿蘭館、昔蘭人有請、因與信興同觀之、然爲其戲也、其態可察、而若其事與詞不可得而知、於是令譯司、譯以和語、而作此記而後其事始了々、蓋歐羅巴之亂、三十年于此、其間諸州豪傑蜂起、大氐强併、朝和夕叛無所不至、而其暴及印度諸國、喎蘭所有之諸島、城池商館盡被侵奪、於是乎蘭舶之入貢、連年失其約、然天運如環、

皇朝文化十二年乙亥、彼國歷數千八百十五年、干戈始戢、諸州綏安、各國君長尋其舊盟、所侵奪之地、盡復其舊、若喎蘭本國、更增二州、印度諸島仍舊、復有之、是以、文化十四丁丑年、蘭舶入貢者二所、其裝載貨物多復舊、備後比年莫衍期矣、然若印度諸島、兵燹之餘、城舍商館殆類毀、修葺繕治之川、其費不啻億萬、於是切願增配銅之數、而以貢其費、余惟亂離之後、囊廢之餘、其所乞實出不得止、其

情亦可憐、因終諸執政、稟命、增其銅、年百十萬斤、而蘭人之欣可知也、實仰戴國恩、徹骨入髓、蓋演戲之創、職出于茲、嗚呼人情之貫乎古今通乎四海、不可譯也、如若、而視其意態、察其情、萬邦亦可知也、然則欲懷遠能邇者、觀之有所得、亦不爲以無益、是余所以不弃此記也、不知後之君子、有哂之者乎否矣、

時文政庚辰秋九月　　蠻溪　識

喎蘭演戲記　終

西域物語

全

西域物語序

此書は日本と支那と西域との事を、ありの儘に記したる書なれば、故障も多くあるべけれども、それを遠慮せず、餘りに遠慮すれば、理非混雜して見分けがたし。因つて恐をも顧みず、國の爲、家の爲になるべき事は、迂遠なる事、手戻りする事は、悉く省き去り、理は是理なり、非は是非なりと。則そこで的面に云ひ詰、或は誹謗する樣にも聞へ、或は惡口する樣にも聞へん歟、下として上を謀りたる科遁れがたけれ、昔より是を恐る。道を守る人を賢者といひて、世の賞を得、左なきは皆災に係つて容しくなりぬ、是此朝制の重ければなり。然ば如是の大事を記たる書は、其心してせざれば、災また遁るべからず、たとへ怨敵たらん人々の手に渡るとも、私欲の爲にせし歟、又は國家の爲に策りたる歟、其始末を能々熟讀し、能々檢査あらば、慈愛内に萠し、可否も亦瞭然たらん、是亦日本に生

を眞たる人の持前なればなり。固より性質愚暗なる心より、當前の道理に迫り、和漢西域の事をごた交ぜに有の儘に、其の大概を記し西域物語と題す、三域の事をいへども、和漢の事は人々倶に知る所なれば、唯ご西域を用て標題とせり、因て是を序とす。

維時寛政十戊午年秋七月中旬　　魯鈍齋謹誌

西域物語 上

魯鈍齋 著

我國の人、西域のする事も辨なく、和蘭陀國は畜生國なり、日本人抔と異なりたる事は、年十二三歳より大人並に壯にして、年四十歳前後に死るといへり、大ひに左には非。日本の人と其壽異なる事なし、昔西域羅瑪の人三人渡來して虜となり、上の御扶助を蒙りて、生涯日本に終へたり、各々年八十四五歳まで存在なり。是等は近年の事なれども、夫さへ確かと記憶せしもの鮮し、如何の譯ありて如斯の風俗なる歟と、其の據所を探索すれば、國初以來支那の書籍の外に書籍なし、是を熟讀し其意味を會得してより、智見を開きたる國風なれば、支那の外に國々がありても、皆夷國にして聖人の道はあるまじく、聖人

の道の外は人の道に非ず、一圖に凝塊りたる風俗なれば、外に大なる美事ありても、承引する人鮮し。其の聖人の法は、如何にも結構なる善道なれども、其本来は如何なる國より起りたる歟、又其本旨に内典外典あることゝ、明白に得ることも難ければ、詮方書きて學問の道にあるまじき流儀抔を張つて、固辭を以常に人に勝ん事のみを巧む人、十にして八九ならん、其心根より書籍を多く讀ざれば、博覧の名を取難しと一圖に凝塊、時勢にも移り合がたきことも辨なく、片情張つて、卽詩卽文抔を手柄の樣に覺へ、衆人を視下し高慢脳外へ洩れ、衆人に忌嫌るなり、淺はかなる次第ならずや。思ふに學問の道は左にはあるまじ、學問の本旨とする所は、衆人に背ず、頑愚をも能容れ、國家に益ある道を勉め守るの外にあるまじく、其最初は何より學で其道に入らんとならば、窮理學より入らんも近かるべし、窮理學とは何をいふぞなれば、彼天地の學をいへり、これに暗くては何一つ分るはなし。其天地の學は何を以入らんとならば、其最初は数理推歩測量の法より入らんも近かるべし、是等を能通脱の後、西域の學に入るべし。西域の書籍も多しといへども、其内

天文地理渡海の書を先とせん歟、語路不分別の處ありといへども、數字は異體にても一より十に到る數は、日本と相等、因て數を以推て知ること多し。數理の學元來歐羅巴に起り、天竺支那日本と東移流來せり、近頃東都司馬江漢なる者、天球と地球の圖を、銅板を用彫刻せり、これを視ば天體はエケプテ國にて六千餘年以前に製作せしもしれ、地體は立圓玉にて周廻に萬國あり、各所在及其大小を知、地球も小星の如くなる物といふの道理を會得の一助ともならん。支那の古説は大地は方にして、平なる物と見究たるより、今の淸以前は天圓地方の說を信用せり、淸以後は悉く改革して、大淸令典及曆象考成上下篇後篇儀象志同後考等の書に歷々たり。左れども大書にもあり殊に乏敷書共なれば、今に古の天圓地方の說に綴られて、水は平なる物なれば、萬里の遠海を踰るとも、此海と一線の如く眞直ならん、と思ふ人十にして八九に及べり、故に天文地理渡海の法も開ざるなり。地體も天體の如く立圓形にして球のごとく、故に圖に畫くには、中央より切て兩とすれば、半球の物二ツとなる、江漢が地圖の如し、地球の上下前後左右に人の立居してあるといふ眞

理は、容易に說き曉すること難ければ先づ措く、只大地の大なることをしらしむるを專とするのみなり。それ我日本國は中分赤道線より、北方へ凡三十六度程傾き、地面の幅二三度長十度程ありて、丑寅の隅より未申の隅へ、斜めに所在せし國土なり。亞細亞洲の東端に所在して一の小嶋なり、赤道以北三十一度より四十一度の間に所在して、寒暑當分氣候最良なり。支那の氣候も凡日本と相等し、然ども北西の二方は他國と相續の山國ゆへ、猛獸入來て、國民の災害多し、北極高度相等き故に、土人の風情も自然に相等し、故に書籍の趣意も人々の胸中と相應ぜり。扨又和蘭陀は赤道以北五十二三度の國土なれば、日本より遙かの寒國にして、土民の風情も亦遙に異なるなり、百穀百果も亦遙に異なるなり。日本より見れば諸產物の出來大に乏しき土地なり、貴賤と倶に小麥を用て食糧とせり、米は出產せざれば食糧とすることをしらず、他國より多く入るといへども造酒とするのみなり。我日本の人は先祖より米のみ食用とし相續せしゆへ、米のなき國は皆惡國と一槪に思ふなり、其心根より萬事を恕るゆへ、齟齬すること多し。和蘭陀人も日本にて小麥ありと

いへども、常食とせずして米を用ることは、如何なるゆへぞと不審をすることなり、只俗習よりのみ眼を見出しては、萬事に齟齬することと多からん。昔日本へもエゲレス、ポルトガル、フランス、ヲランダ其外諸國より來舶して交易せしなり、其異舶凡十餘國より渡來せしが、邪宗門騷動以來漸々停止となりて、今にいたりヲランダ舶のみ渡來すること凡一百五十餘年なれば、古き由來を知人稀にして、唯ヲランダといふ國のみ聞知り、其他に廣大なる國々あることをしらざる人亦多し。其國々の總名を歐羅巴といふなり、其内意太利亞のみ赤道以北三十六七度の國にして、其他は皆赤道以北四十度より七十度の間に所在せば、日本より寒國のみ多し、故に人物も風情も遙に異るなり。人體目の内瞳青く白眼至て白く眼も大きく、面體總身色白く鼻高く大きなり、人體大きくたくましく剛勇なり、日本の人物と大きに異想なり。本國を出帆して萬餘里を歷て洋海波濤をのりこへ、赤道直下の大熱國を縱横に來往涉渡するとき、炎熱に堪へかね疾病發散し、死亡する者も多しとぞ。彼の極寒國に出生の者共なれば左もあるべし、兎角に東印度の洋中涉渡のふし、疾病發散して夭死する

者多しといへり。殊にヲランダ領ジヤガタラ國は、赤道以南六度なれば熱國なり、此國東諸國の要地なれば、本國の人も大勢住居するといへば左もあるべし。爰に暫しあり、或侯に客ありて、招を得伺公せしに、客たる侯小子に對して曰く、ヲランダは夷狄なれば、聖人の道は不可知、人に似て人に非ず、早くいへば獸類に疑ひなし、然るに細工物に至ては精微にして、其巧み奇なり妙なりと、小子答曰く獸類にても精密に至ては思慮の外にある者をといひて、甕に入るも一笑に餘あり。愚推察するに此侯も支那の學問に深く入て、彼風俗に能染たる仁才たらんと、胸中に蘊積して默しぬ。扨又歐羅巴洲の内、最隆の國々を揚げて其大概を論ぜん。

一諸爾格(トルコ)　一魯西亞(ロシヤ)　一意太里亞(イタリヤ)　一波羅泥亞(ホウレン)　一入爾馬泥亞(セルマニヤ)

一拂良察(フランス)　一伊斯巴尼亞(イスパニヤ)　一諳厄利亞(エンゲレス)　一和蘭陀(ヲランダ)

右九ケ國は、歐羅巴洲中の隆の國々なり、何れも外國に屬國多くありて、大豐饒にして剛國なり、ゆへに萬民皆石家作の住居なり。自國の力を以のみして、大業は決て出來せぬ事

なり。或人小子に問を設けて曰、西域は皆夷狄なれば聖人の道はしるべからず、何に因て數國を治むるやと問へり、小子答曰地球世界の事は廣大なる國々あれば、聖人は何程もあるべし、今現在なる聖人も幾人もあるべし、天下の大世界は廣大なれば、淺智の及ぶ所にあらず。孔子現在の時、弟子に人の道を御教示の時は、今の支那の樣にてはなし、いまだ小國にして其周廻の國々は、總て夷狄にありし故に、四夷八蠻抔といひ、皆頑愚にして人の道をしらざる時のことなり。依て西は天竺より先きに國が有るやらなきやら、今の日本の庸人の如くならん、漸々と東京、交趾、占城の邊まで人道開け、漸々と盛んにはなりたれど明の末萬曆の頃までは、西域あることは慥かならざりしに、大西洋人なり迚始めて渡り來て、都鄙の繁榮の場所を尋ねて徘徊せり、且又携來る所の天球地球及萬國全圖を上へも奉りしに因て、萬國あることをしれども、信用する人もなかりしに、後々は漸々と數輩の豪傑渡り來て、奇説を述べて衆智を教化せり。後々は王侯と倶に親み大に鳴ると皆人のしる所なり、既に其證天經或問の説を見てしるべし。最初渡來せし大西洋人利瑪竇と支那

の譯も見へたれども、白石が采覽異言には琶牛の人なりといへり、左もあらん琶牛は天竺の内にて、ベンガラに近き所の國なり。利瑪竇が大西洋を賣り功を立たる風説、大西洋へ聞へければ、其以後正眞の大西洋の豪傑數輩逐々渡來して、三才の至極、治道の正論を述るといへども、支那の人情と相應せざるに因、聞く人多く肝をつぶし、取用ることを得ざりし内、明の代亂れて革らんとするの勢あり。程なく古の韃靼今改め滿州の内建州といふ處より、康熙といふ剛將出て、明を討て改て清といふ。此康熙帝位につきてより、國中の英雄豪傑を撰擧し、悉く國政を改革して法令を出せり、大清會典に見へたり。政を出すの始め天理を取らざれば融通せず、故に其道の達識を撰擧あり、建州より一人擧たれども、拙にして用に不立。支那より宣城處士梅文鼎年九十餘歳にして撰擧に遇、博學大才なれば、漸に昇て高位に進む、又大西洋諸州の豪傑を探索ありて、極西の南懷仁支那北京に入り、梅文鼎を以て糺明するに、紛なく豪傑なれば、天文官の任を蒙りて、觀象臺の創造あり。六儀とて六品の測器を製作して、新に天象を測量し新暦を改革あり、康熙二十三年

に至りて大成し、名て律暦淵源といふ、總て一百巻是れ南懐仁が功なり。仁が著に新製靈臺儀象志に圖繪と共に十六巻に、測量の諸器製作の仕方及測法等委細に載、其外萬暦年間に翻譯なりたる徐光啓が著に、新法暦書百餘巻及鮑的我が著に七克、今既に日本の頒暦の元は則歐羅巴の製作なり。然れば天下の父母國ともいふべきを、夷狄抔とは暗昧なるに非哉。扨又天下の萬國の内何れの國より、人道最初に開闢せし歟と探索するに、亞夫利加洲の東端にエヂプテといふは天下第一の都會にして、郭内市中の行程十二日路ありといへり。又其隣國にアレキサンデルといふ大聖いづ、今いふジユデヤ、ハルシヤ、アラビヤ等の國々に弘法して、人道大に馨ふといへり。六千餘年以前の事ゆへ慥ならず。支那日本へは大に遲く、堯の代より經歷三千八百餘年、神武帝より一千五百餘年エゲプテに比すれば、いまだ半にもいたらず。左すれば物毎行屆かぬ筈なり、剩へ天竺より佛法を支那へ渡し、支那より又日本へ渡したり、日本は新國ゆへいまだ良智を開かざる國なるを、又如斯の横合出て猶良智を開く妨となり、眞闇に世を押還すことを常とせり、何ヶ様の法も固

より勸善懲惡の爲めに組み立たる者なれば、其示り極る所は皆同じ事なり。其趣意を推求すれば、昔アレキサンデルが立法に繼て、其教を建立せし者なり。又内洲の内にホウレンといふ國にヘイユツボハーリンといふ者あり、性質智慧深く、諸事勘訂するに違へることとなし。此者思慮を凝し思ふに、人雅權に百歳を長壽させり、此内何の功もなく土芥の如く朽果んも本意に非、何ぞ難きを勉て後世に遺し留めん事を欲し、人道に係最第一の難きは天文なれば、是を勉て精微を究んことを欲し、晝夜測量して怠ることなし、終に日徑と地徑とを測り定む。たとへば日徑九尺六寸なれば、地徑二尺七寸となる、爰を以て察るに、日輪は永世不動にして地球は一旋して一晝夜を爲なり、暦法も此意を内に含め建立せし旨を子弟に遺し、天年を以終るなり。現在崇禎暦これなり、其門人にコーヘルニキユスといふ者あり、是も亦英才なれば師の旨を繼て切磋を加へ、新に萬里鏡を製作して又天地を測究、師の工夫によりて日輪は永世不動地球は一晝夜に一旋の大端に本づき、猶工夫を凝し師のいまだ至らざる所は補ひ足し、錯謬ある所は刪去て、新たに暦法を建立し、現在の暦

象考成後篇是なり。此師弟の兩人を以天地の理を究盡し、今に到て猗者なし、其說に曰、大地も五星の如く一つの星なり、一日に一旋して一晝夜を爲、日輪は却て動き旋らず、其日輪を地球星が一周して一年をなすといふ說、曆法を以て證據とし、いつ歟二百八九十年以前に世に弘り、皆人しらざる者もなし。然に支那と日本の人は、夢にだもしらざれば、日輪が一晝夜をなすとはしれども、毎日新に日輪が出來東より西へ流て掛流しになる歟、又は地の下を潜りて東へ廻り西へ移る歟、正脈をふまへる事は日本の智者といへどもならぬ事となりて、月日を送りたり。然るに近年日本へも其曆法渡りたれども、大地が飛び旋るといふ說に肝を潰し、一向諾ふ人もなかりしなり、故に日本にて高名なる人も此說を聞き大に肝を潰して曰、此大地が飛び旋たらば、飯椀も水瓶も倒れ返り、家も藏も破れ碎ん、どふして右様の事のあるべき迚、一向承容なき人のみ多し。思ふに至極尤もの事なり、歐羅巴にさへ最初は信用せざりしが、逐々豪傑出て是に次ゆへ、終に今にては遍くこれに歸せりといへり、左なければ成るまじき道理なり。如何んといふに日輪の直徑と地球

の直徑と相比すれば、粂の大さ程ある日輪が豆一粒程ある地球を、數萬里はなれて一晝夜の內に周天を一旋して元處に戻るといふは、餘に無分別なる說にして、論も評も絕たる次第なり。恐も數年の內地球は天の中央に居て動くことなく、日月五星衆星は天にかゝつて旋轉するといふ法縛を受けて、脫出することを得ざりしが、曆象考成上下二篇及後編及曆象志の法を修してより、疑も解けて一點の曇霞なき樣に覺しは、實に地谷と刻白爾が積他を蒙りたるなり、何國にても實事はかたく虛事は易く、これを知らざれば名を成し功を取ることはならぬなり。ゆへに先哲も先虛事を以なつけ、後に實事を布く、歐羅巴諸國抔も愚民を導くに、シンネベイルといふて畫圖を用て曉さしむ、畫は其の形をあらわす物ゆへ、一文不通の者も能領解し合點に便あるゆへなり。たとへば人の形の後に圓光を畫たるは、此人日輪の萬物を育るが如く、萬民に道を垂訓し、父母にる道を勉守るの德ある人なりといふ意なり。斯日輪の如きに畫たるは、皆聖人にして先王孔子の如きの人なり、此意を思ふによき國風なり、かく社ありたき事を人の爲になるべき事は、秘密抔迚、免許印可

の巻に載、一子相傳抔とて深秘する國風は、淺はかなる次第ならずや。其惡癖数年相傳し固より乏敷道を皆失たり、旣に其證神儒佛の三道ありて世に行はるといへども、國家に益を興す程の英雄も出來ざるは、三道信用する驗もなきに似たり。扨又難有も慶長以來大平の御恩澤を蒙ること最早二百年に及たれば、才德能兼備の豪傑出て、海國に具足すべき、天文地理海洋涉渡の道を開き、國君の船舶を用て、天下の國產を渡海運送交易を以て有無を通じたらば、國中の產物に盈闕もなくなり、物價平均して庶民の產業に勝劣も自然となくなり、庶民の恨悔憤怒の遺念もなくならば、眞實に難有思ひて、萬民より治る道を勤めて、治ざれども萬歲の基を開く風俗とならば、なんぼう目出度ことにあらずや。聖經ありといへども其用を爲ず、佛者讀經すといへども直讀を旨とする風俗なれば、何やら蛙の啼樣に聞へ、神道は深秘と穢いへる定則ありて、愚民の扶とも見へず、其外小伎は猶更なり。國に英雄豪傑出來すれば、次第に國務の闕あるを補ひ、國富長久なり、左なければ治平相續する程、國務の闕ある所より次第に國家と倶に貧乏し、末に至て終に災害並び至る

ことは、古今の定例なり、因て其用心するを遠慮といふてせで叶はぬ道なり。日本は海國なれば、是に備ふべき天文地理渡海の法を以て當時の急務とし、是に仕向すれば其器に當る者何程も出來、國家の要用に達するなり。此道に精しからざれば、海洋を渉渡するの業にくらく、渡海運送交易ならざるゆへ、國産の融通あしく、或は國に因處に依てなき物あつて事を闕くもあり。故に國中の物價不同高下あつて、庶民の産業に勝劣出來、懶惰憤怒の遺念を積の憂あるのみ歟、運送の船舶海洋を暗渡するゆへ、或は破損して國産を失ひ、或は漂流して異國へ漂着して、日本の秘事をしられ種々様々の災害多く。盗賊の損は國内にありて眞の損に非ず、船舶の漂流破損は國内になくて眞の損になるなり。是等より治道自然に不整になりて、國民を失ふ者なり。歐羅巴諸國の治道を探索するに、武を用て治むることをせず、只德を用て治むるのみなり、威權を用て治むれば、心底より從ふに非。爰に西洋より地中海を望むの地に、意太里亞といふ國あり、都を羅馬といふ、此所の帝は歐羅巴の總帝なりしが、姤なし今に至て然り、歐羅巴諸國の内より高德を撰擧して帝位を

Verkiezing van koning

繼しむ、堯の舜をを與られたるに等し、フルキイシング。ハン。カチウングといふて王を選こいふ言葉あり、王子たりといふとも、帝業の任に不相當の人物は帝位を繼しめず。帝業といふて勉守の箇條ありて、此箇條を勉め守るを以て、永久國家の亂るはなしといへり。說あれども事長ければ先づ措く。彼國の風俗にて他國の人と交るに、言語不通の國といへども、禮讓甚だ厚く愼黙する內禮情を通ずるを旨とせり。況隣國の交り睦く王侯互に使幣を通ずるなり、王の使者至る時は帝自ら出て對す、使者禮儀を述るに兩の手の掌を重て額上に捧ぐ、帝片手を延べ掌を合て禮儀を述終るなり、其始末を記たる書をヒストリイと題號あり。歐羅巴の歷史にして支那の歷史のごとし、伊斯巴尼亞(イスパニヤ)王より和蘭陀王へ使者の來たる體を記したる圖說あり、和蘭陀王使者と應對の時、王片手を延べ出せば、使者敬謹して其手を握て拜す、實に眞禮ともいふべき歟、獨立の島國抔は、多く此眞禮あるを不辨なり。斯隣國と睦親きゆへに、王侯互に子孫遣取りして婚姻を結び、君長和睦の道盛んなり。故に歐羅巴の內何方へも陸地にても海舶にても通用して、互に有無を融通し財貨百物

闘ることなし。然るに我日本は前に所謂天文地理渡海の治法なきゆへに、國務第一の渡海にくらく、故に異國へ舶を出ことをせず、異國と交ることをせず獨立の島國なり。二百年以前にホルトガルの人物東洋へ大舶を出し遊覧せしに、日本を初て見出し上陸して様子を窺ふに、其頃信長公天下の主たる時なり、戰爭いまだ止ず、王侯互に雌雄を決せんとす。此時勢を視て歸國の後、ホルトガル王へ斯と述ぶ、彼王思ふに此國いまだ戰に勞て教をしらず、於是教を施し國民を平治せんに於ては、終に我國の屬島と爲さん事易かるべし抔の評議を究しにや、教導師數百人を送り、金銀財寶百物を齎し來て貧民に施しあたふ、藥院を建て施藥し、奇藥を用て難病を治する事夥し、恩澤を受る者鮮しとせず。日本國中繁榮の土地はいふに及ばず、津輕、南部、松前に至まで、皆寺院を建て信仰せり、是我日本の大禁の切支丹なり。其教の善惡を論ずるにてはなし、渠が屬國とせんとは且懼れ且惜むべきの甚しきなり。此ホルトガルは歐羅巴の西端の地にしてイスパニヤの西隣に所在せり、彼國も萬國へ大舶を通じ、王侯と交易して大利を得るゆへ、國家大に富榮るなり、萬國へ

大舶を通るゆへ屬國多し。既に支那廣東の南洋に所在の阿瑪港嶋は、當時アマカハの様子を探索するに今にホルトガルの領分なり、奥州石巻港の土人六人寛政八年に歸國せしが、元來彼國なるゆへ日本人上陸させざるといへり、今の衣類の仕立様ヲランダと異なることなしといへり彼國の屬嶋なり、然るに此嶋より日本へ切支丹を渡し、外諸物も先此嶋へ本國より運送し、其後此嶋より日本へ運送したるなり。今に至てはヲランダのみ來て他國の船來ことなし、稀にも水木辨用杯の爲に船を泊ば、大に驚き騒ぎ、コハ日本を窺ふ歟抔迚、甲冑を用意抔して其船に向ふとはあやまりたるともいふべし。彼國の大舶にもせよ、一艘か二艘にて如何様の事を爲仕出さん哉、大根の諸譯の闇きゆへなり。底詰さへすれば前後の始末を考合て、事を謀るといふは人の常なり、せめて隣國の支那の譯でも荒増をもしらざれば、事に臨で迷惑せん。前に述べし如く、今の支那は國號を大清といふ、清和源氏の末孫なるゆへなり、昔の支那と違ひ今は大國になり、本國の建州の北西より新長城を築き、夫より古の秦の長城に取附、他國の境界を立て要害とせり。昔よりみれば國土の廣大なること倍増せり、南西は東京交趾占城に至り、東は朝鮮に至て皆領分なり、曾日本のみ不屬海路僅に二百五六十

里に不過、小國たりといへども、神武の垂訓に依て武道を不失、故に今に至つて他より侵し掠ることなし、誠に日出度風俗なり。廣東の港へ西洋諸國の大舶渡海交易して至る繁華なり、諳厄利亞・拂良察・伊斯巴尼亞・波爾杜瓦爾・和蘭陀等なり、依て彼港に商人にも大富豪夥し、其莫大なる積荷を引請交易するを以察すべし。如此西洋より諸々入込ゆへ、天主教も專ら流行し、今は北京までも信用する人多しとぞ、佛法に比れば遙かに良法なり迚、支那の豪傑等も取用て民を治るの一助とするといへり。若し天主の教も所謂切支丹の所爲と等くあらば、長崎へ渡來の支那舶の内にもホルトガル人同樣の者何程もあるべし、愚察るに、庶民を愚魯の儘に置ん策にもあらん至極なれども、其官職有司も氣儒も辨へざるは本意なきに似たり、餘りに國民の愚魯は他國より掠るの憂ありて、大事に臨れば左なき樣にあり度ものなり。如何んせんとならば、常に布帛器財を検査ありて、疎密精拙の階級を分別し、中にも長じたるを賞し短なるを助る策あらば、珍産珍器日を追て善美を恣め、能技に達する者も亦多く出來して、國に妙産多く出來、國の光輝を副ん。左あらば異

國よりも譽を取んことを謀るは、國務にてせで叶わぬ道なり。掠る事は拋置自然と恐懼を得るも、皆是撫育の内に籠て天職に係る。是故に賊、頼朝卿の創業も國に守護、庄園に地頭を置てこれを治めしむ、今諸侯の守任は則此爲なり、任官幷進自身の爲に非ず、則其職業に進めばなり。

評　判

日本舶も昔は支那の浙江廣東より、安南交趾占城邊、赤道直下の南洋の諸嶋邊迄へ、渡海交易して國用を達し、外國舶の渡來を不佚に、如何の趣意ありて歟追々停止となりてより、異國の産物拂底となり、日本の金銀銅餘多く拔行し故、これを停止せんとの策ならん。なれども反つて多く拔行たる歟、願くば此制度今に不絶、日本舟異國渡海交易ありたらば、今程は渡海の法も開け且金銀銅もケ程まで多く拔行こともなく、國家も富て今の如

く良田畑を亡處とすることもなく、西域に見倣、石家作抔もいつの間に頓流行して、都會の地は大概石家作りとならん、火災の憂をしらざるに至る者を、停止なりしは日本の不幸なり。此火災の一費自然に省けても、莫大なる手廣を除くに依て、農民の身に取ては大なる救となり、間引子するの惡癖もいつ歇止で、亡處手餘地もなくなり。國民も二百年來の治平の恩澤により、次第增殖して、日本周廻の諸嶋に迄溢れ、世話なしに獨開して皆日本の國屬とならん。西域に劣らざる大良國となるべき者を、あたら事をせしとも云ふべし。國を養ふの全體を論れば、其國の民の產を取て其國を養ふとは、大に所存の違ふことなり。如何といふに民の產業といふは、たとへば亭主一人にて其日の稼穡を營で、家内の親族妻子を養ひば、其日の餘分はなき者なり。貴賤萬民此定則は遁れがたき者なり、左あれば社大身とて豪富もなく、小身なればとて、常に飢渴を苦しむにてもなし。是又人々產業に過不及なきゆゑんなり、もそつと近くいへば、日雇取を以考へ知るべし、たとへば賃錢百三十二文の所百文を以雇得んとすれは、雇人得がたし、如何んといふに、百文を以我家

族を養んとすれば不足なり、是非なくも後を待て百三十二文を得て、家族を養んと思ふの趣意あればなり。爰を以物價の直段は私ならざる故ありて、猥りに上げ下げを命令なればとてせぬ事なり。物價の高下は賤民の産業より出て自然と立つ相場なれば、妄に綺ふ事のならざる者といふべし、如斯手の詰たる者なれば、租税を强て取て、其國の國務に違んとすれば、國民疲て立がたく、是を厭ずに非道すれば次第に國民損亡して、田畑、山川、海の產物次第に降減する者なり。是即ち唯今の時勢なり、此所政務第一の肝要なり、此所に手抜あれば良田畑を不毛の地とする者なり。左すれば我國の力を以のみ治れば、如斯の災害遁れ難きゆへに、是非ともに他國の力を入れざれば、何一つ心底に任する事はならざる者なり、故に西域にては治道第一の國務は渡海運送交易を以、帝王の天職なれば至て大切に官職有司も殊に嚴重に守護するなり。故に天下萬國の金銀財寶珍產良器皆歐羅巴に群集せり、彼國開闢以來の經歷凡六千餘年なりと、其內迂遠の爲めに手戻りありしに懲々して此自然治道を取りたるべし。自然治道といふは、農民の困苦を救ふを前とせり、たとへば山

方の民峠道に手戻多く、或は橋なくて眼前にむだ道を巡り日々を費し、或は海濱遠く塩の乏しき抔にて困苦するゆへ、便利手段をしれども力の及がたきを助け、或は其處に盈つる產物を價高く買取、又闕たる產物を運送し價安く交易するを撫育といふて、國君の天職に係て是非ともにせで叶はぬ國勢なり。左なければ深山幽谷抔も住居を好む者なく、皆都會にのみ住居を好者多く、末が末に至ては如何ともすべき樣なきに至らん。此境を能々勘訂すれば、自然として此處にいたらん、然らば撫育の道は渡海運送交易にありて、外に良法なき事明なり。小に取れば我國內、大に取れば外國までに係る、是國に金を生ずる密策なり、名けて自然治道といふ。

近年日本の周廻へ、異國の船舶繁々渡來するを、日本の人は漂着せしといふ、漂着にてはなし、わざに着岸するなり。其着岸の船いつも國印の幡を建て本國を名のるなり、彼國にては各國印の幡ありて、日本の武鑑のごとく、版に彫て諸國へ持渡、其港にて施しあたふ、故に其國印鑑を以遠海を渡るをも一覩瞭然たり。然るに日本の人餘程物を辨たるも、

天竺はヲランダより遠き國と心得たるも多し、博學と賞る人にも間々あるなり。其博學と賞る人の主意とする所を推尋れば、支那の文字を讀迄にて何もなし、支那文字は字數多く國用に不便利なり、支那の文字數萬あるを記憶せんとせば、生涯の精神これが爲めに盡すとも如何で得べけん。支那の國字に達し、博學の名を得んよりは、やはり我日本の假名文字を用て、其情味を盡んは便利ともいふべし。或人余に難じて曰、醫家者流の養己が腹中さへしれざるを、ごふして天地の理を推しるべき、所謂餃口ならんといふて、笑味を含余が胸中の程を探る。小子默して不答、獨言していふ、天地の理を究んとならば數理推歩の學を窮て後、西域の書を讀て其理を得るを近しとせん、支那の書ならば大清以來の天文書を修し、立法術路の起源を推し究れば自ら明白ならん。大明以前の書は臆說杜撰のみ多く取るに足らず、願くば西域の書にあらずんば、彼大世界を周覽して善美を究たるを見ることかたかるべし。彼國には法則制度善美を究盡したる風俗なれば、斧幼より是を專とせり、日本は國務の本末に暗き國なれば、天文は曆を作る役なり抔と片付一向に頓着せず、

く邦の山國の風俗をのみ是とする心根より、天文地理渡海の道、三にして一なる理を究たる人、いまだ日本に出來ざる歟不聞。依て舶長を賤業とする風俗なれば、少し物を辨たる者は、舶長の業をせず、愚暗にして一文不通の者のみ舟長となるゆへに、國の磯邊を巡り乘るより外に良法あることをしらず、我が見馴れにる山々歟小嶋杯を目的として、磯邊のみ乘るゆへに、磯邊に多く水蒙の岩石あり、古來より灘と名づけ誰しらざるものなけれども、動もすれば大颶に遇の砌は、或は投荷し或は破船して、國産を失ふこと其數をしらず、米一品にても毎年平均しても現石百萬石にも及べしといへり。夫のみに非ず、大切の國民を溺死させ、或は行衛しらずになるもあり、異國へ漂着して生涯を果すもあり、異國より戻るもあり、毎年夥き事なり。往古より西域舶の破舶漂流等の難船なきを以て、少しは不審起り氣もつくべきに、左なきとは誠に大愚ともいふべし。爰に噺しあり、或侯予余に問て曰、夜中天を視て時を知るといふ說あり、實に知べき哉否、答て曰夫御尋ねにてや、随分其御言のごとく衆星さへたる夜は、南中する星を見て凡何時たることを最安く知るなり

西域にては年中の南中する星の度數時刻を作てタアフルと名づけ、海陸夜行の人の助とせり。然るに日本の人、中人以上の人といへども、星の事杯は一向に心を不寄、甚きに至ては星は雨のふる穴歟と思ふも間々有、虚薄たる所以なり。近頃蝦夷の地へ諳厄利亞舶兩年渡來せしが、其舶何れより乘出し、何れの海洋を渡渉して今此處に來る哉と、舶路の尋ありたれば、カピタン有無をいはず、地球全圖を取出し、圖中を指して曰、此筋を渡海して今此地に來たる旨を具に述たれども、有司たる人一向に會得せず、異國人ども其色を見て不審せしとぞ。有司長官地球全圖を始めて見たるなれば、不審ながらも地球全圖とやら、是を見れば渡海の舶路の知るゝとは、不思議の繪圖もありたる者哉と思ひ、無賞やたらに突附視したる有司長官が體を、異國人等もみて地球全圖が譯分らぬ歟と不審せしといへり。如斯の事は至ての小事なれども、異國へ對し日本の耻辱にて、悔て歸らぬ事なれども、少しは天文地理渡海の學を得たる者もなければならず、是を非常といふて守護職に係るなり。然るに偶にも窮理學を好む者あれば、異學異說の徒と名づけられ、諸人に忌嫌る時勢

なれば是非もなし。因て心得あるも吾も人も默していふ人なし。支那日本いまだ國初以來經歷年數西域に比せば、半ばにも至らず、西域は舊國なれば、世務國務能く備はるなれば、西域の善なる美なることを取て、我國の助とする社本意なれ。先哲も言語の間と閑に因て損益あるをいへり。又禹は昌言を拜し給ふといふは、唯今迄知ざりし事を知給ふは一事の師なるが故なり。人君は無我にして温順なれば、虚中に益の來ること少なからず、只短なる所を扶發し、長する所のみ取て當すれば、才ありて能の不足も、能ありて才の不足も其内に養われて、終には才能兼備の本才能の人となり、國家の要用に立つ者なり。西域は物に手戻りあるを省くこと專とするの風俗なれば、節曆杯は日本支那と大に異なるなり。たとへば日輪磨羯（日本にいふ十二支なり）宮の初度に入る日は正月元旦なり、寶瓶宮の初度に入る日は正月二十日に當る、日本にては十二月中氣の入る日なり。正月一ヶ月の日數三十一日あるなり、月に大小なく年に閏月を不用、閏日とて四ヶ年目に當て一日増て二月の内へ入る、猶後に見へたり。平年一ヶ年日數三百六十五日閏年一ヶ年日數三百六十六日平年三ヶ

年續ひて閏年となる、以上四ヶ年目に元處へ歸る、永世不動に此法を用るなり。年號を不用紀年を用ゆ、紀年といふは昔歐羅巴洲羅瑪の總帝に大聖人出給ひて、國務に關あるを補ひ、手戻りなることは削り去り、暦法を改革して國家永久に亂れざる眞實を建立なされたる其大聖帝の誕生年を暦元とし、今年寛政十戊午に當て一千七百九十八年なり、是を紀年と云ふ、

歐羅巴洲諸國皆此頒暦

第一月	三十一日	廿日	日輪入于寶瓶宮	日本十二月中氣入日
第二月	平年二十八日 閏年二十九日	十九日	日輪入于雙魚宮	日本正月中氣入日
第三月	三十一日	廿一日	日輪入于白羊宮	日本二月中氣入日
第四月	三十日	廿日	日輪入于金牛宮	日本三月中氣入日
第五月	三十一日	廿一日	日輪入于陰陽宮	日本四月中氣入日
第六月	三十日	廿一日	日輪入于巨蟹宮	日本五月中氣入日

第七月	三十一日	廿三日	日輪入于獅子宮	日本六月中氣入日
第八月	三十一日	廿三日	日輪入于室女宮	日本七月中氣入日
第九月	三十日	廿三日	日輪入于天秤宮	日本八月中氣入日
第十月	三十日	廿三日	日輪入于天蝎宮	日本九月中氣入日
第十一月	三十日	廿二日	日輪入于人馬宮	日本十月中氣入日
第十二月	三十日	廿一日	日輪入于磨羯宮	日本十一月中氣入日

如此永世不動に領暦を用るなり、閏月といふはなし、閏日といふて四ヶ年目に一日多、二月に入て共廿九日、是を閏年といふ、年中の日數三百六十六日あり、平年は年中の日數三百六十五日あり、故に四ヶ年の領暦を作て、書籍の内へ綴入れ、何ヶ樣の書籍にも皆領暦のなきはなし、辨用を旨とするゆへなり。

總て暦法は帝王の天職に係れば、改暦皆帝王の御製作なり、此領暦の主意は節氣を以月名を爲たれば、農業耕耘に便利多く、百果百穀節に當り氣に中りて、植蒔仕附より收納に

至まで、次第日期を違へず何月幾日までに、何果何穀の種を蒔く植る何を苅る何の實稔熟抔と、年中耕耘收納に日期の定格あれば、支那日本の如く頒暦を見て蒔植仕附する樣なる手戻なることなく、迂遠にて手戻あることは悉く省き去りて、實に眞の正政を取たる制度なり。如斯の仕癖にて六千餘年經歴せし故、萬民皆其風俗に能染居れば、善とも惡とも其辨なく無心に自業を勉守り、君長に和睦して他を奪ふの貪念なしといへり。斯目出度風俗は皆帝王の大慈大悲より出て他の力に因に非ず、實に誠に父母たる道を勉盡たりといふべし。夫が中に支那日本の頒暦は、月輪のみちとかけとに因て月名を爲たり、二十四節氣も用るといへども、月名を爲の便とせず、年中入氣の日の極なければ、頒暦を見ざれば節の入日も氣の入日も知るべき樣なし。何國も片鄙山家の鄙夫は一文不通の者多し、何月幾日に何の節も氣も入る歟入らぬ歟も知るべき樣なし、谷を越へ嶺峠を越ざれば里方へ出ることもなりがたし、頒暦ありてもなきも同じ。月輪が晦日になく滿月が十五日にありても、耕作の助けにも何にもならぬことに、年々新頒暦を作り出す、來年の新頒暦の出ざる内は、

來年か閏月あるやらないやら、月々の大小大晦日は大か小か只眞闇になりて、新舊暦の出るを待て來年のことを計ることは、餘りに無分別なるに非ずや。西域の新暦は其月の朔一日満月あるもあり、又闇夜なるもあり、又某月の十五日に満月あるもあり闇夜なるもあり、月が盈も闕も農業耕作に入用なければ邪魔なるはなし。剰に吉凶神煞を載せたるは又其上の阿方ならん。（歐羅巴暦を太陽暦といふ、日本暦を太陰暦といふなり）

日本の制度は諸侯封建にして米穀を以祿とせり、諸士に至ては或は郷村を給るもありといへども一同せず。西域の制度は諸侯封建もありといへども、金銀を以祿とせり諸士に至て總然り。然るに和蘭陀の加比丹は商人の番頭にもあらめと思ひ故に刀を帯せず、兩刀を帯する國は大世界になしと聞く。然ば異國皆日本を恐るべしと思へり、淡く無分別なれども神武帝の御密策に因てなり、其實は日本は小國にして金銀多し、他の夷狄の爲に奪われ安し、武を以治たらば宜からんと思召、武道を御建立ありたるならん。其驗し三種の神器とやら神璽寳劍内侍所を以、此國代々帝王の御守りとはなれり、是武國の證據にして朝政

ならん。西域は左樣にてはなし、はて限りもなき大造なる國續なれば、庶人の内にも智者ども諸國へ渡り歩き政事を評議するゆへ、少しも筋違たる事は誹謗し讒言するゆへ、他國より怨敵起るゆへに、互に國々に政事に念の入ること至て嚴なり。支那天竺より西方西域といへども、官庶皆一同に一刀をも帶せず平人と異なることなし、是が故に加比丹の帶劒は殺伐の爲めに非、官庶の差別の如し。然るに世常の人いへる言あり、紅毛人の劒は至て薄く及もなく、思ふに切る爲めにはあるまじ、多く突爲に用るならんといへり。或外科の曰突疵は必死し斬疵は必癒る抔といへり。彼國には人を害することを決てなき樣にとの制度より出でたる風俗なり、盗賊といへども決て死刑に處することなく、罪科の輕重に因て遠近あつて流罪するのみなり。彼加比丹は和蘭陀王の使者にして、我國の大王と國産交易の爲めに渡來せし者なり、殊に彼國へは令命の下りしこともありときゝ、萬國の内より我日本を掠め犯さんと謀る者あらば、其旨を告しらすべしと、兼て
神祖より御印をも戴き、且日本に生じざる物をば持渡交易し、且又波爾吐瓦爾（ぽるとがる）國の者ど

も、若し陰謀するも難計、左樣の節は告しらせべき旨を掌居るときけり。且又十年計以前より、日本の周廻の浦々へ緊々異國舶試着の沙汰あり、思ふに諳厄利亞舶ならん歟、是又昔は御墨印頂戴の國なりと聞く、其向き諳厄利亞より和蘭陀舶渡來すべき旨推輿して、東都へも召つれ、御目見へにもヱゲレスが同作にて、初て東都へ登擴して御目見へに出しが、ホルトガル王の娘ヱゲレス王に嫁したる旨を僞、チランダが讒訴に因てヱゲレスも又ホルトガル同樣たらんと議て、ヱゲレス舶渡來停止となりたるときく。然るに寛政八九兩年蝦夷のヱトモと云ふ所へ、ヱゲレス舶著岸せしは水木辨用の爲なりときく。思ふに左にはあるまじ、ロシヤ（モスコビヤをいふ）より東蝦夷二十餘島及カムサスカの大國を見出して、開業に丹誠をするこの取沙汰、歐羅巴中へ響亘るに因て、樣子見屆の爲に渡來せしならん。西域といへども、東蝦夷よりカムサスカ邊のノチルトアメリカ（北亞墨利加）の東緣通り抔不案內なる歟、彼國に所製の地球全圖を見るに、旋妄なる所あり、因てヱゲレス迚も委しからざるにより、彌モスコビヤに取たる東蝦夷皆檢査し、其後ヱトモへ泊て滯留中、日本の樣子を試

るに、大造なる日本の屬島をモスコビヤへ奪取られたるに、日本にては夢にもしらざる歟と惘果、日本にてはたばこばかり呑、晝寐して月日をくらすならんといひて欺笑しとぞ。前にいふアレキサンデルが人道を開闢してより六千餘年の內、亞細亞、亞弗利加、歐羅巴の三大洲と分れしが、其後今を去ること二百九十餘年前に、意太利亞の人阿某西洋を大西へ渡渉して、始めて亞墨利加の大洲の內小島を見出し、近世西版の地圖に所載のイスパニヨウレといふは此島なり。夫より追々西域より豪傑數輩渉渡して、南北亞墨利加の大洲あることを知れり。「西洋といひ西域といふ名目は、大西に亞墨利加あることをしらざる以前の言葉なり。西國の際は亞弗利加、歐羅巴」の外に國土なく、是より西方は皆海洋にして、果限もなきを西洋とはいへり。大西に大國あることとしれしかば、伊察巴尼亞・拂良察・波爾吐瓦爾・諳厄利亞・和蘭陀等の諸國より、船舶を通じ器財及物種、或は布帛の類、鳥畜類の人力を助る者遣して、闕たるを補ひ爲たるを取て交易し、他國へ運送し大利を得を以、土人を撫育するゆへ、漸々人道開闢繁榮の大良國とはなれり。伊察巴尼亞の帝王は都を亞

墨利加の内良国に遷殿して、土人を撫育し守護するときく、總て欧羅巴の営業の最第一は、開業を以て国務の最初とするの制度なれば、天下の国土は何れとなく渡渉して、土人の風情を試るを常とせり。いまだ人道開けざるは撫育并諭して教化し、いまだ無人なる国土は人種を蒔き、萬事萬端後来の得失損益を遠く慮て、精密を尽すゆへ、次第に国家富栄るなり。此業の最初に立物は船舶なれば、船舶を以て国家最第一の長器とするなり。故に一艘新に造るには、日本金に積ては数萬金の雑費も掛るといへども、是を不惜費る所なき様に製作するなり。それが中にもエゲレス舶を最上とせり、其製作二重底外鍼砂を鯨油を用て煉詰たるにて、厚四五寸に塗立其上を頭巻の鐵釘を以打堅、周廻に挪良器を或は二段或は三段に張て用心堅固に構、誠に海城ともいふべき大舶なり。其中にも大舶といふは長五十間幅十七八間深十四五間、舶内或は二段或は四段と階級あり、徑重三千斤鑄物にして二爪あるを用。檣三箇所に建、各三繼一箇所の帆、三端宛、艫にやりだし柱あり、双檣あり、二繼帆二端、檣の繼目にバランダといふて鍔の如きの物を檣一本に二箇所宛あり。九尺に二

間の座舗の如きの物を造て、此内へ帆役の者共置て帆の上げ下げ巻舗の差引をする、檣小にして檣帆を用ゆ、檣大なれば大闘の時に甚に障て害あるゆへなり　天文地理渡海通曉の博士あり、官名をビロードといふ、ゼイハルトを司る、支那に譯して案針役といふ、船中第一の器をコンパスといふ日本にて磁石といふと同じ、周廻を三十二に割、是を四除して八方あり、一局各十一度十五分宛あり、其號左の如し

一　小間日、エールステ。ステレイ。幅十一度十五分　正南北を始めとして北より東へも、北より西へも、南より東へも、南より西へも、以上四方に用るなり、南北より算起なり。

二　小間日、テウエテ。ステレイ。幅二十二度三十分　正南北を始として北より東へも、北より西へも、南より東へも、南より西へも以上四方に用なり、餘是に倣ふ。

三　小間日、デルデ。ステレイ。幅三十三度四十五分　如前文。

四　小間日、ヒールデ。ステレイ。幅四十五度　如前文。

五　小間日、ヘーフテ。ステレイ。幅五十六度十五分　如前文。

六　小間目、セスデ・ステレイ。幅六十七度三十分　如前文。

七　小間目、セーヘンテ・ステレイ。幅七十八度四十五分　如前文。

八　小間目、アクトステ・ステレイ。幅九十度　正東西となる。

エールステよりアクトステに至る八等は、鍼盤の方位の名目にして渡海の肝要なり。此八等の方位に居、相距度、南北緯度、東西經度の三数を擧て長とされて、渡海船舶の用とす、是を西域にてはセイカルタの術といふて、ビロード第一の習學とせり。此八等の方向を以天下の萬邦へ渡海するに、毫末も差謬を爲さず、其諸譯を記たる書をシカツトカアメルと題號あり、譯して寶藏といふ意なり。如何んといふに此書の教に縁ば、天下を渉渡するに毫末も差惑することなく、萬里の波濤を乗飄るとも掌を運すが如く、日本へ和蘭舶萬里の遠海を乗飄て、旬を差へず肥前長崎へ着岸するを以證據とせり、大利を得るも此法則の具足せしゆへなり。カピタンよりビロードを始其人數凡百餘人、夫々の役儀あつて勉め守ること至つて嚴なり、歐羅巴諸國大概此風俗なり。扨て前のコンパス石磁に附けたるチクタント象限

儀カラアードボック（十字度測器）アスタラヒユム（半丸平面百八十度器）ゼーカルタ（蜘糸平面圖）等なり、皆天度測量の爲に設たる器なり。此コンパスとゼーカルタの術を得ずして渡海する船頭を指て盲乗といふ、支那日本等の舶師の如し。或人蘭のカピタンに問て曰、日本の舟は何乗といふ哉、寛政十戊午の古カピタン、ヘンミイが曰片眼乗と名く、如何んといふに、磯縁に副て片方に地方のみを目的として乗るの外に仕方あることをしらざれば、所謂片目乗ならん。又支那の舟は何乗といふ哉、ヘンミイ答て、盲乗といへり、如何と云ふに、支那の舟は舟も日本よりは大く地方をも遠く離て、渡海するといへども法則もなく、凡何方位ならんと空に傾出するなり、盲乗といふも至極せり。此悪口ヘンミイが妄言歟、和蘭にも笑ふ歟、耻べく且恐べく海洋渡渉の儀は國家第一の政度に係る、殊に日本は支那と違ひ海國なれば、國土相應の職業にして具足せざればならぬは、國君の天職に係ればなり。長崎に異國十餘國の通詞ありて、代々家業を繼て家祿を給るなれば、渡海は如何して萬里を迷惑せずに渡來する歟、外に據所もある歟、規則書籍にてもあらん歟と、何れ尋置べきは職業筋に係ればな

り、兎角ともに親明あるべき道理なり。如何の譯有て此シカツトカアメルの書世に流布せざるや、二百年来に到れども其沙汰する人も今に聞へことなし。余此書を得てより日夜心を用て趣意技術を探索せしに、天文地理渡海の三道三つにして、一つにして三要を兼備たる書にして、最以精密を究盡たるなり。此書の趣意得心して新規に日本に制作せんとせば、國力の限を用てするとも如何で成就せん哉。人數五千人程晝夜其事をするとも、凡二百年もせずんば纔に成就せんとも思はれず、彼國とても容易に出來たるにもあるべからず。思ふに最以重寶とすべきは此書なり、故に急務なる品々のみ撰び、國字を用て是を譯して全部八册となし、紙數凡八百枚、凡日本舶師をして後來に遺し、渡海する人の一助ともなれかしと思ふの微意なればなり。洋中に颶にあひ數百千里の外へ漂到とも、此八册さへ船中に貯あらば、本國の方位及里程を得ることに至て速かなり。船舶最第一の寶貨たるべし。

西域物語上 終

西域物語 中

魯鈍齋 著

和蘭陀人日本へ出入すること凡百五十餘年、其内に日本の神佛及俗事を見聞するを、追々本國へ土産に記たる中におかしき事も數多あらん。余が聞し所を少し計り爰に述べん、堂寺へも彼人ども行しにや、藍染明王、荒神、聖天の如き、異形にして眼三所あり、手は背に五六本もありて、全身の彩色朱色綠色、或は不動の如きは背に炎を負たるを視て、こは皆邪神ならめ日本の人は邪神のみを信仰する歟と疑しとぞ。日本は殊に異俗多きに、斯の如きの物を庶民に祈念さするは、非が事の重疊ならん。なれども年久しく其如くなれば今にてはせん方もなき歟。

日本に渡來の加比丹にケンブルといゝしあり、長崎に滯留すること三ヶ年、通辭に從ひ日本の古事を承糺し、本國へ歸航の後書を著せり。神代より打立源平の戰ひより今の御代までの始末を記し、又其後も夏目泉州侯崎尹の時も、アーレントイルレムペーといふ加比丹、東都へも二次まいり、殊に日本の事に委く、書を著しアモニタチエンと題號せり。余其書を閲するに、第一帝城の事を記せり、諸御儀式、能狂言の時參上の諸侯列席の體、其外雑事まで徴細にあり。又或書中に徒然草の類、或は人物、勝景、器械に至るまで、悉く圖形を著し、皆彼國の銅版の彫刻なれば誠に生物よりも見事なり。昔より日本人も幾人も行き切りにして歸國せぬもありて、何事も皆しれたるなり。

歐羅巴に眞草行の文字あり哉と問人に答へん、彼國に支那日本にいふ樣なる文字にてはなし、たゞ二十五字ありて是に眞草行の如き體を異にして八體となし、事を記すに足れりとす。日本は支那の癖に染て物々事々につき、其文字を用るゆへに、字數多くなければ用をなさず。假令へば日本にて天といへば一字にて、彼國にてはヘーメルと四字、地と云へ

ば一字にて、アールドと四字にて、一字は簡四字は迂なる樣なれども、支那の文字數萬あるを記臆せんとせば、生涯の精神これが爲に盡すともいかで得べけん、大に戻れりといふべし。假令暗記する人出來たりとも、國家の爲に益を起す事もあるまじ。爰を知りて彼國には簡を取たるならん、文字は事を記し情を述るを旨とせば、數萬ある支那の字を記臆せんより、我日本の假名を用て事を記さば大に便利ならん。日本の大儒の名をし人といへども一國の事にも、ろくに通るはなし。然るに彼國にては博學ともいわれし人は、外國三十餘國の辭に通じ、國情物產に迄明白なりといへり。是れ文字少して精力みなこれに用るゆへなるべし。筆をペンと云ふ鐵の羽の徑の大なるを用、本の方を尖に削り、孔へ墨を含ませ、左上より書始、右上へ横に書、文句の限は段々層て書下るなり。大世界多く此文字を用るなり、支那の文字は東方には朝鮮、琉球、日本、北方は滿洲の諸國、西方は東天竺の内のみ、西域の文字は歐羅巴諸國。亞墨利加諸國。亞弗利加の西南副諸國。東天竺南洋の諸島より支那南洋の諸島、日本南洋の諸島。東蝦夷諸島。カムサスカ邊。ノールドアメリカの大國

に到まで、皆此二十五字を用て事を記せり、各国各島言語各異といへども、二十五字を用てしるされざる物なし。日本のいろは假名の如し、日本のいろは四十八字あれば、彼國文字に倍なれば、音聲の出る所に隨ひて皆記し得らるべきに、左にはなく間違に所較の四十三轉の言葉あるときは記す事不叶。是はまた正眞の續緯にあらざる所謂役足吟味精灌して、自他の邪正明白ならしむるならん。此諭宜からざれば追年雜事のみ殖、我を忘て雅事風流に光陰を費し、年老て後悔先に立ず、爰を見切國家に益なき事はせざる様に仕掛あるとは、ありがたき制度なり。

歐羅巴の畫は日本支那と殊異、何の爲ぞやといふ人に對して曰、彼國の畫は用を使る爲に多く細密にして、正物の如く見るを旨とせり。是に畫則あり、日光の陰と陽とをわかち是を畫則といふ、三面の法則あり、たとへば人物の鼻を正面に畫せんと欲る時は、鼻筋の中央を畫するに、日本畫にてはすべき様なし。彼國の畫則にて小鼻に陰を用て鼻筋の高きを分る、又丸く立圓形の球を畫せんと欲せば、其眞中を高く晋分んに、日本法にてはすべ

き様なし、彼國の譜則にては周廻の線を陰を用て、眞中の高きを分るなり。日本にて是を浮繪といふ、國用を專とする風俗なれば、妄に畫たる書は版に彫刻ならざる爲に、學校の制度あつて吟味穿鑿すみて後の版書なればなり。

歐羅巴・亞弗利加兩洲に七奇とて、大造なる造物あり、諸國の人最奇觀とせり、阨日多の尖臺、バビローニヤの高臺、各天主を祭りたるなり。石を用て種々の彫物あり、其形圓塔、其結構言語に述がたく、螺旋して段々頂上に登る、頂上に到ば大に廣く四方に高欄あり、誠に雲外に至るなり。是より遠望すれば天下の山嶽海洋眼下に視る、此兩奇の所在は亞弗利加の内東端の土地なり。又ロデス島の巨銅人形其島の港口に跨りたる股下を大船帆を持て颿過るとぞ、何の爲に設たるなれば、地中海へ往來の船舶夜中此島の港口六七里の間颿過る迚、水蒙の沉岩に動もすれば、船舶底を破り覆る。ロデス島の領主是を歎て常夜燈を設んに、人形二體して兩涯より燈籠を捧て、其下を船舶往來するに迷惑せざる様にとの義なり。彼國昔戰爭ありし時破却して今はなし、其舊跡著大なれば他邦の人來て觀物とすると

いへり、彼國とても自然治道を得ざりし時は、亂世となりたる事も爰にあり、日本の歴世迄の勢なるべし。當時現在なるはモスコビヤの大鐘、ロンドンの石橋なり、大鐘は近年歸國せし幸太夫歟に見物せしに小山の如しといへり。ロンドンの都にテヽムスといふ大川あり、其幅凡三里に石橋を掛其橋の兩緣に市中あり、堂寺あり、橋の下大舶帆持て觚通る。川緣の石垣橋の組立其結構是も人力を以せし歟と不審するといへり、大造なる造作物に到ては、中々天下に比すべき國なし、又細末なる物といへども比すべき國なし。既に日本へも阿蘭陀舶持渡る内に時計程奇なるはなし、細なるに至ては毛をもさきたる程の物あり、其細工ロンドンを以天下第一とせり。次を拂良察のパリス、次を和蘭陀のアムステルダン、此三都は萬國に比類稀なる人物出來、天下の眉目となる。城郭及市中の端々迄も石家作にして、或は二階三四五階最以美麗を盡せり。此三都の人物なれば迚同じ人間なるが、如何なる所より如斯ならん歟と考勘するに。人道開闢以來經歷年數久く、自然治道に因て建立せし制度なれば、國家富榮庶人迄も大豪富夥く、因て器財の末具物をば雑費を不厭、其巧力

を彈さしめ、人物を選擧する道隆なれば、才能兼備の人物皆此三都に群集するゆへ、各器量の限を盡し巧力を彈すゆへに、萬國に獨歩して智謀も深き樣なれども、三都の人物なればとて別の子細のあるべき樣なし。皆是制度の善と經歷の年數多き故ならん、一端の事に非ざれば、日本支那の風俗を以推量すべきに非。爰に評判あり、西域の書にボイス・シーユメール・コンストカビネツト抔いふ書は奇器を製作する仕方を微細に載たり、一々畫圖をいれ符合の印を付て、手を取て導く樣に親切を盡たる書なり。誠に解し難き所ありても畫圖に因ば最以曉易からしめんとせり、かくこそありたき物を日本の人は善事を惜み妄に傳授はせず抔いふて、一己を利せんとのみ謀るは淺墓なる次第なり、西域と表裡せり。

　爰に話あり、或人の曰、東都司天臺に地球全圖あり、其大さ幅七八尺長さ丈餘、銅版の彫刻にて金銀丹青を用て彩色せり、其細密結構言語を以述がたしといへり。殊に銅版を大に彫刻することは至て難き事なり、紀年一千六百五十餘年に當て數百枚製作し、一枚毎に卷て箱に納め、布を用て卷詰チヤンを用て閉塞ぎ、東西の大洋海へ沒投して天下に賓物せりと

いへり。おもふに世界の諸國へ、天下に如此の萬國ある事を教示せんと欲するの意なるべし、此一事にて國情の廣大なる意を思ひ謀るべきなり。其一本なる賊蘭摩國へ漂着するを、彼俟の秘藏となる、司天臺の圖と同版なりといへり、司天臺の圖は有徳廟の時彼國より御取寄に因てなり。先年羅馬の人筑州野牛島へ渡來の時虜となり東都に來る、嚴命ありて白石子なる儒此國(圖?)を以て渠に對し尋問あり、羅馬人も此圖此國にあるに大に驚き、如此圖は本國にも鮮しといゝしとぞ。此羅馬人日本言葉を用て對談せり、天窓も日本の野郎になりて來り、金銀錢も古金と寛永通寶の錢總高凡一千兩程持參せり。羅馬の惣帝より選擧に遇ひ、日本へ渡海して天主教と自然治道と教示すべき旨を掌りて來たり。ホルトガルの如き國を羨んとて教示せんといふにはなく、羅馬帝の大慈大悲なる制度を傳授せんとて來りたり。因て此國切支丹法の大禁なることは固より合點にて渡來せし旨をのべ、ホルトガルが趣意とは大に相違の旨を度々委細に述るといへども、曾て御承引なかりしはホルトガル騒動程近なるゆへなるべし。日本に四十餘年住居せし験とも、何も

なく八十餘歳にして病死、小石川無量院に葬たるなり。死期に及いひし事あり、我如此極老に及今日明日の命になりたり、永々の内御恩を蒙たるに、天下の一大事を御大老様へでも傳授いたし度、如何となれば日本いまだ眞の治道を得ざる故に、煞伐の氣消滅せず、用心を常とするの風俗あるなり。此用心なく永久國家の亂ざる法度あり、此旨を注進せんと欲すれども、終に御承引なきは殘念千萬なりといへり。煞伐の氣消滅せざれば萬民安堵を得ることかたし、治平の内に次第に農民困窮して、終に亂世を招ゝの勢を生ずる者なり。是を救ふの道あり、是を教示して會得するに於ては、日本にて上下となく大に悦ぶべし、且つ其功立に於ては導師の名も萬世に殘し、羅瑪大帝の大慈大悲なる制度も自然とあらはれん、左もあらば兩國和睦し船舶も互に相通ひ、兩國相互に得益も亦少かるまじ。北極高度も兩國相等ければ、土產も人情も相等き筈なるに、教異なれば とて 斯戰爭あるは惜べき事なり。世の教善ければ戰爭の煞氣消滅し、教惡ければ戰爭の煞氣發起する者なれば、世に教示ほど高貴廣大なるものなし、此大導師日本に改名して岡本三右衛門といふ、嚴命に因てな

り、日本住居四十餘年の内仕様もあるべき者を、むざんに廢たるは惜むべく甚不便なり。歐羅巴諸國の内隆なる國は、皆石家作なりときく、さればどの様にしたる造り方哉といふ人に對ていふ、前にもいふ如く、エゲレス・フランス・オランダ・セルマニヤ・ホーレン・イタリヤ・イスパニヤ・ホルトガル・トルコ・モスコビヤ等なり。何れも石家作なり、其造方は如何となれば、角柱及利目柱の部は、中心に鐵を通し、一木石の如くするなり如何んとして鐵を通したるとなれば、石を長く四方に切て、幾繼にて長サ何程の丈となる様の員數符合調度の後、風車を仕掛大風を待得て、各柱の中心へ錐穴をもみ通し、又地形は大底より大石を用て石疊に築立、地形出來の後柱立に係る、柱石を累て足代を組、又累て足代を組、累ね終て足代堅固の後、柱頭に鞴を仕掛け鐵を沸して熱湯となし、柱頭より下地形石に到まで、彼熱湯を流し込なり、鐵柱の如し、利目の柱は皆如此。間々の柱は左までせず、壁は漆石灰を用て築立、眞の石壁の如し。光り請の所は玻璃を用て紙を用ることなし、二階三階の梁は銅鐵等を用、漆石灰に練り堅め、家根は銅瓦鐵瓦各鑄物なり、内造作は木を

用る事日本のごとし。家居廣大にして四季草花の不絶仕方ありて、四季不絶草花咲く、寒中に重衣を著ざる樣暖氣を設く故寒中といへども夜中夜着なし。鋪物はパンヤのふとんを敷くこと或は三ツ四ツ奢侈莫大なり。爰に話あり、彼國の人曰、木家作に出生する子は草木にあやかりて歟、必智惠脆く淡薄なり、石家作に出生する子は金石にあやかりて歟、必智惠賢く遂才なり、萬國を經巡り人情を試みるに皆如斯といへり、此言妄言にはあれども信するに猶餘りあり。是に付いふ事あり、天明癸卯の夏信州淺間山燒て周廻の諸國へ砂降りて、耕作を妨げ飢饉となられ勢ありしに、猶四ケ年日丙午に當て豆州大島の火山燒て、夏中曇天打續、七月中旬に到て關東より奧羽越信十二ケ國へ大雷大洪水せり、因て大飢饉となり。東都抔は三斗五升入百俵の代金二百四五十兩より三百兩に及たり。町小賣白米錢百文に三合迄に昇たるうへに、賣米たへてなくなりてより、庶民立がたく大騷動せしが、上の御救に因て鎭りたり。余其年十月用事ありて、奧州會津領を通りしに、賣買の食物拂底高直なり、土地の人往來するも稀にして、空家のみ多し。原宿と云ふ所に行暮れたれば、一宿せんと宿中の

旅籠屋もあらんと、方々と尋迴りし内、最早夜五ッ時頃にもあらん、或る大宅に燭たち昇り、火あかりも見へ、さらば頼て一泊せんと思ひ、案内を乞ても更に答る人なし、如何なる家居歟と深く入て其旨を述しに、老婆一人出ていひしは、安き御頼にはあれど食物夜具等更になし、夫も合點にあらば兎も角もといふて、奥に入り饗す體もなし。今はせん方なく此屋に入て一宿せしに、食物夜具もなく燈もなく、眞闇なる座敷と思ひし所へ、僕と共に休息せしに、空腹を養んにすべき様なし。つら／＼考へみるに更らに合點行ず、家内の様子を窺んと、勝手へ深く入て能見るに、男女とも見わけがたき疲れ果てたる人、六七人にて長爐の際に火にあたり居たり。余も渇を凌んと湯を乞ふて、それに到り能見るに皆女なり、年頃も若き歟と見れば、又年寄ても見へ、人相更に猿の如し、皆疲れ果たる有様、哀れとも不便ともいふべき様なし、余泪胸中にたへかね、いかなれば此有様ぞと問とも、更に答る者なし。再三に及びたれば、中に年頃なる女の答けるは、しり給わずや我々共は此屋の者にてはなく、此十五六里四方の山中の民なるが、砂降以來の飢饉にてあられぬ物のみ食用と

して凌たる內、漸々疲れ出て漸々と死失、今は既に人無し里とはなりしなり。三ヶ年の艱難其有樣御咄し申も恥敷、哀ともなさけなしともいふべき樣もなし、男たる者は常があら骨折ゆへ歟、死に臨み脆き者にて、それを見るのかなしさは言語にのべがたく、女は因果なる者にて跡へのこりて居たれどこれも漸々と死絶て、今あるものは親子兄弟の死骸白骨のみなりといひ、落涙と共に語りたり。余も泪胸中に滿いはん言のはもなく、扨々不便千萬の次第かな、此皆の女子も其通りならめととへば。七人も七ヶ所の者にて、村々の死殘りのみ集りて、今日／＼と暮せども、明日も知らん飢の日を送る者ども、此七人にて今年も稻作少しせしかども、これも同じく不熟して青枯になりたるを刈置きたるが、青枯ゆへに實はなく粃しいなのみなり。其しいなも藁もすさの如く切り、火にていり臼にはたき、粉の如くなし丸め壚の水にて煮、一日に一二椀づゝ給べ馬の飼料の如くなるを以て、一日／＼と命計りはつなぎ居るとはいへども、此冬も越し花咲く春に向ふことはかたからんと思ふと、涙と共に話しせしをきゝ愁傷堪兼、一策もあらん哉と七人の女子に對していふ、

我等事唯今東都へ歸るさなれば、皆を江戸へ供したらば何なりとも生計もあらん、同心あらば道中の介抱は如何様ともすべしといへば、渠等が答へにありがたき御情けにはあれど、我等どもは親夫兄弟が餓死の時倶に死すべきを、死を遁れたる不所存者のみなれば、死は倶にすべき筋道なるに、今更後悔先に立ず、それだにあるに今となり江戸の唐のとど、うして左様の事のなるべきや。餓死することもやはり此地に死するが道なりとて、一向に承引せず、いろ〳〵となだめすかすと雖も、更に承引せざりしは感ずるに猶餘りあり。余も今はせんかたなく、乏しき錢を出し渠等にあたへて曰、此錢は少しなれども皆にて何なりとも整へて給べられよといへば。皆の曰、御志の程淺からざりし御憐愍御志をうけぬも如何なれども、此地は錢ありても用をなさず、賣物何にても更になし。去年までは高直ながらも少しはありて用も足りたるに、今年は此十四五里四方の民皆死にたへてより、賣物ありても買人なし、ゆへにたなき筈なり。旅する人は錢の外は頼なし おまへの用に立たまへといひ切て、凝塊たる良民なれば、せん方を失ひ手をもみて退きぬ。翌朝の空腹を補ん便もな

ゝ、僕と共に獨言抔いふて寢起き、仙臺を指て出て行く。然るに道すがら村里の有樣を見るに、空屋のみ多く、適にも里人に出遇顏色を見るに、眼力弱く瘦果今にも行倒れん體の婦女のみ多し、男たるものは更に逢ことなし。餓死に臨めば先男より死るといへり、左もあらん歟とおもわれけり。夫より段々仙臺領の村里を見るに、山副の鄕村を集たらば、凡五郡餘も死絕て空屋のみ建並たり。夫より奧地へ臨ば猶々大飢饉にて相馬領・岩城領・南部領・津輕領・仙北郡邊皆同じ。往還端に死體白骨夥く、前代未聞とは如斯の事をいふべし。或宿に泊りたる時に妻女の物語を聞くに、其宿內に邪見なる女あり、當年二歲なる男子を持しが、最早片言交りに口もきゝ愛らしき盛りにありしが、其屋固より貧にて近年の飢饉に遇ひ、當年は猶更食糧もつき賣買の食物たへてなくせん方に迫り、彼小兒は乳を呑まんことを欲すれども乳も更に出ず、捨置ばせまりてならず、所詮延命は叶ざれば、吾死て跡へ殘り狼の餌とならんより、我より先に死るが增なり、元來吾が腹より出たれば再び腹に歸るべしといひ樣首押取て捻殺し、骨をも殘さず喰たりといへり。昔物語に大飢饉には

人相喰といふことありと聞く、今此時をいふべしといへり。又ある宿に泊たる屋に猫ありたるに、村内者來り此方の猫を被下かしといひ樣こらへて代料なり迚錢七百文を出したるにより、飼猫の不便を斷るといへども更に承引せず、彼是とする内暇乞して出て行く、此窮民の顏色容體いわん形なし、其時社御府内のありがたきを今に思ひ出し、生涯の懲しめとはなれり。余も是を見聞して氣も魂もあらばこそ、一足も早く江戸へ歸らんとのみ思慮せり。宿の婦女の曰、此奥程なを然り、危き旅路あらんより早く江戸へ歸り、命身の全き事を謀り給へといひしにより、夫より引かへし東都を指て急ぎけり、辛き命を儲たり。奥羽二國の内計りにも癸卯より丙午に到るの四ヶ年の内、餓死の庶民凡二百萬人に及たるべしといへり、左もあるべき歟、兩國亡處の夥敷を見て仰天せり。歐羅巴人に如斯の始末を見せ聞かせたらば、嘸哉侮るべし。是れ本家作住居の人物愚昧淡薄なるゆへ、大造の國民を失たりといふべし。爰に一老人あり。或時問て曰、吾子は天文地理渡海の道は海國に具足せざれば大饑饉に遇ひ國民を失ふ憂ある故、是非共に具足せざればならぬと云ふ事旣

に年あり、此時に臨んで國民の飢渴を救ふの策もあらん歟、若しあらば詳に說たまへ、後來の一助に記し遺さん如何に〳〵といふ。答曰いかにもあり、彼策を用ひて救ふに於ては、萬人の内一人も餓死するはなし、是れ海國にして殊に赤道以北三十一度より四十一度の間にありて、寒暑平分、氣候最良、百穀百果豐饒なるゆへなり。支那の如く東北西の三方は皆國續きにては、運送不便なれば差支る事多くありて、遍く救ひ遂ることかたし。日本は幸こ島國なれば、周廻に海洋を包巻せし國土なるゆへ、日本不殘の飢饉にても一人をも飢渴の庶民を出來させず、常年のごとく萬民の產業に何一つ差支ることなく、勇み進で稼穡を仕遂るなり。然れども天命到らざればならず、もし天命もあらば是を大端として、永久飢饉の憂あるをしらざるに到らん。左もあらば萬民次第に增殖の勢立て、前にいふごとく日本周廻の諸島まで獨開せん、是にも仕掛け仕向けの秘事ありて、詳に今爰に述る事は恐あつて妄りに述がたし。互に誓詞を立て密室に入て詳に說べし、暫記すべし。左れども爰に難儀あり、委細に承引するには才德能〳〵兼備せざれば得ることかたし、才と德とは支那學

の達識も多ければありも哉せん。能の一つは中にもかたし、所謂天文地理渡海の法をいへり、是を備へざれば訖くとも更に承引あるまじ。たとへ其任に據たれば逆手の下だし様も會得なく、支る事も多くあるべし。此儀は如何せん哉と問ひければ、彼老人はそれに迄は及ばざりし歟、大息して止たり。然ば仕來りに縁ん歟、仕來りの儘ならば又の飢饉に其如く大造に國民を損さすべし、又復損さしてはなるまじ、御草創以來只一次の大飢饉なるゆへ、過て見殺にすまじき者にもなし。又も過りては誠に天地神明へのいひ分け如何せん、爰を以是非ともに其用心なければならず。其用心は則改革なり、改革は何をするといわんなれど、難き事の頂上なれば容易に噴吐がたく、都て善惡の大端よりせざれば、萬民得心せざる者なり。其大端は前にいふ二百萬人の餓死人あれば、是を以て大端となし、後來の飢餓を救助の慈策たらんと心得させ、是より開業に企べき時節なり。

ヲランダ船日本へいつの頃より渡來する哉といふ人に對していふ、往古の事は知るべからず、今探索するに異國の船始めて伊勢國大港といふ處に渡來せしといふことあり、何國

の舶賊も其據はしれがたし。其後慶長七年堺の港へ毎々渡來せしが、改革ありて筑前國博多に移し、同十四年に肥前平戸の島に渡來せり。其頃は猶更世界の譯杯をしる者なければ、何國の舶といふことを不辨、只黑船と呼のみ、今に遺りて然り。西域の舶は前にも述る如く、外は鐵漆に包み眞黑なれば名とせり。然るに寛永十三年丙子に當て彼切支丹の徒を閣の舘に今の出島屋敷を築く、其後彼宗門停止となりてより、明き舘となりたるに因て、和蘭陀人の舘とはなれり。昔は街市に旅宿し日本中の商賈と相對勝手次第に交易せしが、其後漸々停止となり、其掛り有司出來御取締も附き、今に到ては嚴重なり。其以前は金六十日の物を異國人と賣買すれば、銀十三貫宛の上納さへ出せば、何人といふ選嫌なく交易せしゆへ、至て繁昌せしが漸々規格出來經營稼穡平均し今に到るなり。上の交易所となりたる故に、金銀銅も無數に異國へ拔行こともなく、此御制度今に至てあるまいならば、今程は日本に金銀銅はたへてあるまじ、上の交易となりたるゆへに、市中の商人渡世の産業に離れ難義する旨を以、訴訟したるにより御聞濟あり。竈に相應する樣にとの御惠により、

御手當を被下事とはなれり、雖有に非すや。故に今にても長崎の地下人、十に八九は御扶助を給る者にして則役人なり。其頃は十餘國より來舶せしゆへ至て繁昌なりしが、其後漸々に停止となり、今にては支那とヲランダのみ渡來するなり。支那の舶は元來商人にて左浦港、折江港に汎氏、公氏とて十二人の荷主共ありて、此十二人は日本にて所謂御用達町人なり。此者共より年々十三艘宛の荷物を仕出し、長崎へ渡來するに子何番丑何番と唱ひ、年々の支に因て番附して年中往來するなり。和蘭陀舶年々渡來只一次每年六月の內に二艘宛渡來せしが、十年計以前に每年一艘宛渡來すべき旨を蒙てより其命の如し、出帆は每年八月の御定例に依て出帆すれども、神崎といふ嶼に碇宿して十月下旬十一月頃になり、東北の風を待て大洋へ乘出すなり。前にいふ如く十餘國の來舶、唯今は支那ヲランダの二ヶ國の外來舶なきゆへに、地下人大に衰微せりといへり。扨又夫迄は交易に渡所の金含銅に際限なく、年々積來荷物に應じ渡したるが、明和年間に到り時の崎尹石谷淡州侯の制度に因て、ヲランダ二艘へ新銅百二十萬斤唐舶十三艘へ同百二十萬斤と渡し來しが、夫

にても近年新銅不足して十年計以前に又半減になりたり。減少ありて珍重なれども兩國にては百二十萬斤の金含銅は拔行き再び戻り來ることなし、歎くべきの甚敷は此制度なり。先年白石子撰所の寶貨事略に載る所を見て、表晴て拔たる數の大概はしれたれども、內々にパハン抔に拔たるは莫大なるべし。彼生も是には深く歎息していひし旨あり、日本の諸金山を掘割しより最早三百餘年の內、掘出たる金銀銅過半異國へ拔行、今少し殘あるは商賈の手に渡り、永祿の長者たる武家は皆貧窮なり。諸家を貧窮さするに深き趣意もあるべけれども、昔の事にて今は貧窮すぎて、領內の農民をせめ虐げ、農民又貧窮して田畑の耕耘もなり兼、亡處手餘地のみ多く年々增殖するなり。農民貧窮せしゆへ、是非なく他借に掛り、是又大借となり首の根に迫るなり。夫が中に薩州侯の國產黑砂糖一品にて、每年東都の賣捌高金二百八十萬兩より三百萬兩に至るといへり。斯の如く大造に年々に薩州へ入込故に、琉球へも溢行き、彼國にては寛永通寶の錢四貫六七百文を以文字金一兩相場なるゆへ、長崎の奸商竊に錢を船に積琉球へ忍渡り、文字金と交易して利を得る事、固よりパ

ハンとて前々より御制禁なるゆへ、萬一露顯しては身命に掛る罪科を蒙る事合點にて、利の爲にかく危き業を爲といへり。掟を破り國界を破り朝制に背き不埒なれども、日本への忠節に當て且不便なり。剩さへ薩州侯の船琉球にて支那へ向物を積、左舗折江邊の港へ渡り交易するといへば、文字金抔も多く拔行ならん。如斯國力の拔穴あれども閉塞の制度なきは歎くべきの至りなり、今此勢盛んなれば、終に金銀の限りは拔盡し、國中になくなりて、文字金といふ物ありて通用せし抔昔物語とならん。左あらば石家作りはさて置、國中に材木も乏敷木家作も末が末程なりかねん、元の穴居を好人情薄ん歟。爰に論あり。昔戰國の年久しく國政制度一統せず、漸く慶長に到り太平せしなれど、いまだ戰國の遺風を失わず故、國政制度も先假令の補法多く、後年の損得善悪の議論迄にも至らざりしを、其儘に押て今にいたりたるゆへ、今にては是非ともに改革せざれば農民疲て立がたく、今此時節に當て仕方あらん、何より入りて便利ならん、放果たる方を取ん、然ども賢君を得がたし、賢君を得ずして老臣の賢才のみにては、途中より勘破され、せざる以前に劣る者な

り。因て昔より相應の才物出て國務に丹誠せしもあれども、途中より本意ならざるに移り、空々として生涯を終たるは上々の仕合せなり。其他は論なし、左あれば君と臣とは合體して時勢をよく知り、其風俗に隨て其善に勸むべし、する事なす事皆君の大慈より出たる旨を下にしらしめ、少しにても我意を出さず、萬事敬謹して臣たる道に違わざる樣にと心掛け、日々に出來くる美は君に歸さしめば、信方內に向ひ何事も成就せん、是れ業を與すの大概なり。

歐羅巴隆の國々は本國は小國なるも、何れも屬國多くある國を指して大國といふ、爰にエゲレス國は赤道以北五十餘度より六十餘度に過ず、東西は十度を踰へずといへり。土地の幅員凡日本國程あり、氣候日本より遙に寒國なり、日本の東奥蝦夷カムサスカと云ふ大國あり、赤道以北五十一度より七十餘度に至る大國なり。此カムサスカとエゲレスと氣候相等し、日本の人は松前の奥は寒國にて五穀を生ぜず、住居も出來ざる所なり抔いふ人は餘程の僻なり。甚きに至ては蝦夷は外國にて、人物抔も違ひ、眼額上に只一つあり、其光

苗の如く枯といひ、渡海の船漂着するとも本國へ決て戻ることなし、殊に寒國にて冬極寒に至ればこゝへ死枯といへり。是等の人は餘程善き人にて、物の道理も辨へて人を教導し、素讀でもして人の師たるにも間々あるなり。唯今の風俗にて苦々敷に非ずや、天文地理渡海の學に暗きゆへなり、此學に暗くては開業の大端抔は夢にだもしるべき樣なし。松前は赤道以北四十度にして、支那の都順天府と氣候相等し、故に百穀百果の出産も相等し、周廻凡一千里弱、開業成就の上は、當時の日本の國産程は出來すべし、これが日本へ入り來るに於は、只今の時勢を倍増すべし、國家に豐饒を副る大なる助にて、捨て置くべきにあらず、捨置けば異國へ歸し、捨置ざれば日本へ歸し、左すれば終には開業成就して、國家を保持する本意に協ひ、日本と異國の境界も自然と立ち、國家守護の天職に叶ふなり。打捨あるゆへ安永の頃よりモスコビヤの吏渡來して、此有樣を見透し、土人いまだ人道を得ずして困苦するを救助して、モスコビヤの屬國となさんの密策を以て、本國より器財百物を齎し來り、土人を撫育し國産を取て交易し、人の道を教示するに因て、土人悉

く信服してモスコビヤに從屬する者、カムサスガより南洋の東蝦夷凡二十餘島に及べり。明和八卯年に當り歐羅巴人ハロン・モリツ・アラータル・ハン・ベンゴロドといふ者、カムサスガより松前島、奥州仙臺沖、常州、總州、房州を歷て阿州に碇宿し、滯留の内阿州侯の恩惠を蒙り、是を出帆して後再び薩州の大島に碇宿して、日本にて恩惠を請たる報謝の心を以て、注進狀を呈したり。其趣意は今モスコビヤより日本の東蝦夷の諸島を侵し掠めん萌あり、今の内其用心ありて彼島々へ船を出し、守護あらば無難なるべき旨を、横文字を以て記し、長崎在留のヲランダの加比丹にあて出したるを、薩州侯の有司請取て時の崎尹夏目泉州侯へ斯と述、彼注進狀を出したるに因て、泉州侯も容易ならざるにより屬官と議して、東都の嚴命ありて彼是の浮說もありたれど、程なく其沙汰も消失せたり。今按るにハンベンゴロドが注進教示の如くあらば、カムサスガより南洋二十餘島も無難にあり、夫より手を引ずに介抱あらば、今程は其難もあらんものを、今にてはモスコビヤの屬島となりたれば取戾さんも手重になり、捨置ば末が末に至つては、如何樣の災害とならんもしれが

たし。他國を使しても本國を增殖せん社國の務にて、我國の屬島を無殘に他國へ奪取ること云ふは、論も評も絕果大息して止。

日本の天下第一の最良國となるべき所以を論ずれば、神武以來凡一千五百歲の內、漸々諸道も具足せしに乘じ、カムサスカの土地に本都を遷し、（赤道以北五十一度なりエゲレスの都ロンドンと同じ故に氣候も相等し）西唐太島に大城郭を建立し、（赤道以北四十六七度なりフランスの都パリスと同じ故に氣候も相同じ）山丹滿洲と交易して有無を通じ、殊に大人參は建州江寧府の產物なれば、隣國ゆへ何程にても下直に得て國用に達し交易に金銀を用ず、品物ごしの遣取なれば多寡は入用に任すべし。下庶民は救を蒙たる心地し、上の大利とならん、前後の大益となり、諺の如く兩手に美物を得たるなり。只今迄は山丹人每年一次宛小舟にて二三艘宛、唐太島の南緣に副、松前所在島の西端ソウヤといふ所へ渡來して、土人と交易をするなり。其品物の內十德（俗に蝦夷錦といふ滿洲の官服なり。）靑玉（俗に虫の巢といふ滿洲の錢にして交易に用ゆ）其外小間物類皆蝦夷の手道具となる。日本より遣物は鍋及鐵類海山獸の皮類なり、是を因緣として街道を開くに於ては、唐太島の繁昌は年を待ずに隆なり。固より大國なれば日本

よりも良國となならん、日本にいまだ此土地を詳にせず、西北の地端は山丹に續たるともいひ、大河ありて切あるともいひ、土地の廣大日本の倍ほどもあるべく、程隨はなけれど大國たるは證據もありて必定なり。金銀山は多くあるべし、如何といふに佐渡の西北に所在して、海路僅に二日程、渡海不案内の心根より見れば遠國の樣に思われんなれども、則ば長崎よりは遙に近く、殊に國界なれば片時も急ぎたきは此事なり。先入主なると歟いへる諺の如く、心ある者誰歟是をおもひ謀らざらん哉、然れば捨置がたき土地なれば、是迄の運上屋を臺とし追々潤色を加へ、終には大都會の土地となり大城郭も獨出來すべし。カムサスガと此土地とに大都會出來すれば、其勢に乘じ、カムサスガより南洋の諸島も獨開して、各繁昌の國々となるに從ひ、東都の御威光も隆になるにより、アメリカ屬の島々までも猶屬し從ん勢具足の日本島なり。日本に自然と屬し從ふべき島々あり、先常州より丑寅に當り大島二つあり、此二つを合て日本の半國程もあらんと思ふ、土人も夥し、又夫より丑寅卯に當り島々餘程あり、此内にアミ・シヅカと云ふ島へ、神正丸と云ふ船漂着せし

を、モスコビヤの吏此邊を渡海の節見付て救助し、彼國を經て戻り來る、伊勢國白子町の者にて、船頭大黒屋幸太夫杯も、今般に上の御扶助を蒙、現在なれば其様子も慥かなり。又唐太島と山丹との中間を大川流通北海へ落る、其流崎に大島あり四國九州を合たる程もあらんといひ、此島をサカリインといふ、是より正北に當て渡海凡五千町計にしてヲホツカの港なり。此所より幸太夫出帆して歸國せり、此港はモスコビヤの領國にして、東洋諸島へ諸物運送の要地なり、延享以來此邊へ日本船漂着せしを、皆モスコビヤの扶助を蒙むりシベリイ、モスコビヤ、ヲホツカ等に住居するといへり、皆彼國の婦女を妻とし子孫を傳て歷然たり。神正丸漂着までに十四艘目に幸太夫磯七二人外歸國せず、神正丸漂着以後も、四艘計りも漂着して、是又扶助を蒙り彼地に住居するといふ浮說あれども慥ならず。扨又佐渡と唐太と中間に餘程の大島ありモウソウ島といふ、周廻の礒緣に大なる貝の如きの物產せり、先年越後船漂着せし節、彼貝を取歸り賣拂代金百餘兩を得て後、渡海の折節其島に至らんことを謀る杯の浮說每々聞けり。越後國處々に幟竿にせしを見たるに長十餘

間、本にて周三尺計、節近く丈夫にして柱の如し。又肥前五島より西海五十里計にして黄島といふ一島有、此島土人多く衣服明製、文字楷書を用、種類日本人の如し、異國皆日本の屬島と心得たるといへり、然るに日本に知る人なし。又伊豆附八丈島、青ケ島より巳午に當り、大島二つ外小島凡四十島計り、赤道以北二十七八度なりといへり。中にも大島は土人も多く尤繁昌なりと、島の主を探索せしに堀内氏ともいひ、小笠原氏ともいへり。然るに此島へ日本船漂着すれば、積荷を奪取て後放火して燒拂、一人にても歸國させず、故に今に到て知る者なし。此風說あること數年なれば、舟人ども薄々しらざる者なしといへども、尋る人あればしらずといふ、糺明あらんを恐る故なり。

有德廟の御代、小笠原何某といふ者、彼島拜領を願ひ許容を蒙り、大船四艘に夫婦者數百人、諸器材及百物の種等を積み、志摩の鳥羽より開帆して渡海せしが、彼島へ着岸せし歟外國へ望たる歟、今に於て行衞知れず。此小笠原氏なる者前々彼島へ渡海して檢査せしに、金銀銅鐵山も多くあり、百穀百果豐熟すべき國たる事を見極、開業成就の上は百萬石

の國となられ旨を以、日本への軍役十萬石の諸侯並に列したき旨を以、同家小笠原の一統より重き合力を請けて、支度調ひ渡海せしなれども、日本を遁けて外國に住居する歟、やはり彼島に住居する歟、一向其沙汰なし。爰に不審なる事は、水戸公の領内濱邊に一派の漁人不殘、家財雜具を携一夜の内に出奔し、何國へ渡りたる歟慥かならずといへり。其二三年以前より島人渡來し、尺二寸餘の大鮑を携來り、我等住居の國に斯樣の鮑澤山あり、此外諸産物潤澤なり、此所は至て貧窮の土地なれば、渡世産業も艱難ならん抔、懇ろに親染たるといへり、無程彼出奔の沙汰になりたるとなり。此外日本の周廻の洋中に島々あらんなれどもしれがたし、是日本いまだ渡海の道不案内なるゆへなり。扨て又東蝦夷二十餘島の長夷とも銘々献上の意にて、土地の名産物を夷舟につみ、前にいふチホッカへ渡海しモスコビヤの重役の者常に來て滯留するゆへ、彼長夷共目見へに出る時に彼捧物をするといへり、左すれば彼帝よりも賚物を賜るとなり。斯モスコビヤに親染たる土人の風情を立直さん事難からん歟なれども、日本に屬たる島々なることは、先祖代々言傳へもありて、

神殿として尊敬するの風俗は、今に絶ることなく。此風俗を失わざる内に、日本の船舶年中たへず渡海交易運送して、撫育するに於ては、國ある所は自然と補はれ産ある所は取揚交易し、有無を通ずるに於ては、なづき從ふ事最易からん。僅に安永年間以來のモスコビヤなれば、今の内老夷共不殘死失せざる以前に、此策を布くに於ては、老夷共が先に古き事抔を語り聞せ、國恩を忘却せざる樣にと、才德能兼備の有司出仕して撫育するに於ては年を經ずして日本になづき從ふべし。爰に趣意有り。モスコビヤは第一陸地計の遠國ゆへに思ふ儘に往返の運送なりかね、又大舶を用て運送せんに本國を出帆して、ヲランダ海よりエゲレスとフランスの中海を歴て、アフリカの南の出崎を巡り東奥蝦夷へ入らざれば、外に海路もなく斯迂遠の策を施んよりは、外に近き策はいくらもあらんなれ共、是非ともに戰爭を歴ても蝦夷諸島を取らんとするにもあるまじ。唯一筋にヲホツカ邊の大國の土人等の困苦を救助せん迚、はる〲の本國より百物を運送せんには山嶽多く、四五千里の陸地の内大川あつて便利を得る歟と思ば、又峠あり幽谷あつて手戻多く、故に日本交易を以、

蝦夷諸島を養育せんに増る策あるまじ抔の評議一決せしにや。幸太夫に重き位階をあたへ、遙の遠國より送屆たるは、莫大なる雜費といひ、萬事行屆たる仕方にて、萬民に父母たる道に協ひ如何んといふべき樣なし　理詰を以仕掛たれども、日本にも國法あればモスコビヤが思ふ儘にも屆兼たるは、日本の幸甚ならん、是を仕掛ん爲にモスコビヤより有司を選擧し、ヲランダ船に乘組、日本へ渡來して東都へも來り、登城抔もして樣子を見透かし、歸國の後蝦夷地に於て街道を開く時は、其場所卽ち國界とならば、後來國界の爭論なく、日本の潤澤なる國產を以、東蝦夷を養育するに於ては、甚の便利なり抔の注文より、幸太夫歸國志願にむまき柄をすげたる歟、世の中の左樣に注文通りにもゆかぬものなり。長崎へ渡來して交易すべき旨を承知し、信牌を請取て歸帆せしが、今に長崎へも渡來せす、注文に齟齬せし故ならん。前文の如く運送不便利の國柄なれば、蝦夷の土人を思ふ儘に撫育もなり兼たる內、取戾すべき時節なり、隱便に謀らば古來の如く、日本の蝦夷諸島となるべし。此制度建立あらば、前にいふ如く東洋に大日本島、西洋にヱゲレス島と、天

下の大世界に二箇の大富國大剛國とならんことは譃なり。エゲレス島は天下の高名たる闘へあれば、領國は何程ある哉と糺し見るに左の如し、他の美を語ることは政道の瑕瑾なりとて忌嫌ことは、朝制の外典其内典あることを辨たるも鮮し、實事を知らざれば、正賊の時の度に惑者なり。

北亜墨利加の内エゲレス領の國々

一テイレネウーエ　一ネウーヱンゲラント　一ネウスコットラント
一ネウヨルグ　一ネウーヱルゼイ　一テンシルハニイ
一マレイラント　一ヒルギニイ　一カロリナ
一ゼヲルギイ　一ホートソンスバアイ　一ヱーランデヤマイカ
一バルバトス　一バルボウタ　一トバゴ
一ヒンセンデ　一トミンニエ　一アンシギハ
一モントセツラツト　一ネウーヱス　一カリストフレキツ

一アンギユエツラ　一バハマ　一ベルジーユテス

一リユハタン

以上二十五國は舊領なり、最初は無人國抔もありたるを、或は人種を蒔きたるもあり、或は戰爭を交へ伏從せしもあり、今何れも繁昌の國々なり。

北亞墨利加の内新領

一カナダ　一ロイシアナ　一ラーウレンスランド

一カウプフレトンランド　一ケレナータ　一ケレナーシラント

以上六箇國は一千七百六十八年に當てフランス國と合戰し、勝利の時和睦の償として請取たる國々なり。寛政十戊午を距ること二十年以前の事なり。

北亞墨利加の内新領

一ロイス　一ボドレ　一ガラム（セネカルと云大河の邊まで）

近年破竹の勢あるに依て伏從せし國々なり。

亞弗利加の内舊領

一ニクリシイ西濱にてヤメス　　一ニクリシイ西濱にてヤコツプ　　一クイネイ西濱にてカホコリセ

一ペレナラント　　一タンケル

亞細亞の天竺邊の所領

一マルバル　　一マトラス

一コロマンデルの濱ホムハイ　同シユウツテ　　一スモタラのカントン

以上四十四國、其内には大國もあり小國もあり、其外西南東の洋中に所領の諸島もあるべけれども慥かならず、因て載せず。凡大世界の海洋にエゲレス領のなきはなし、ゆへに船舶も絶ることなし。西域の船舶エゲレスの大舶を指て海王と賞し、海洋に出逢時は貨物を捧て拜禮を爲ば、加比丹出て是を請取通り過るとぞ。此大舶の製作は前に述し如く、要害堅固にして誠の海城なり。國師の幡あり、其品凡十九、幡を以見分る爲なり。其舶の製作をいへば、長三十間より段々大なるは五十間に至る、幅凡八九間より段々大なるは十二三間に

至るなり 艫の高五六間より段々大なるは十二三間に至るなり、檣三箇所に建、各三繿、ランタ掛艌にやりたしとて橋あり、一纜ハランタ掛凡三百六十流外通り内の樣子は前に述たり。艫の檣の上に大筒あり、旋轉高低自在ならしむ。此大筒は敵船に遇時に進町を打爲に設たるなり、天文地理渡海の博士あつて、日月五星二十八宿衆星の大星を、目測量し、以南以北の度を求め中星に因て時差を求め、其船の所在を慥に知て進む時は退け、退く時は進ましむること自在なり。故に何國の港と按る土地に到ること毫も差わず至つて速かなり、如斯自在に渉渡するゆへ、天下の萬國へ到らざる所なし。扨又土地の所在をおもふに、赤道以北五十度より六十度の間にあり、フランスの西北に所在して渡海僅に六七里（里法六十町を一里とせり一町は日本と同じ）此島より西は大西洋なり、南にホルトガル、フランス、セルマニヤ等なり、東にモスコビヤ領あり、北は夜國氷海に續き人倫絶たり。獨島なり。極寒の土地なり。國産乏く何一つ取所のなき磽島なるを如斯大良國になりたるは、如何なる制度より如斯なりたる歟と思慮升煉すれば、其大概は得べきに哉。爰を以カムサスカは大良國になる

き道理なり、彼土地赤道以北五十一度より七十餘度の間に所在すればエゲレス島と相等し。然ば寒暑も相等しく、國産も相等しく人智も相等しければ、則エゲレス同様の大良國にあるべきなれど、是は教示制度に因て智愚と分れ、智は愚を使の天則に係り、主國となり屬國となり君臣の道立なり、是れ天下の達道也。カムサスガのエゲレスに勝たるは、東方はアメリカに至り、諸島いまだ人道未開の土地多し、アミシヅカ島の土人を以論ぜん、家居なく皆穴居なり、衣服は夏は木の皮にて製したる布を用、冬は山海の獸皮を用。食は春夏秋は魚類を用、冬は黒き花咲百合を夏秋の内取溜貯置冬の食糧とせり、夏秋の炎天に乾きたるを潮汐を用煮て喰なり。男は總身毛あり女は日本のごとし、額上に角二本あり自然に生じたる如く見るなり、實は拵物にて獸類皮にて作り、夜は卸し晝のみ掛居るなり。人物皆日本人の種類にて則蝦夷人の如し、文字なし、領主なし、故に年月日時といふことなし、只雪降を以て年の界とす、土人の歳數も雪降ること幾次なるゆへ其者歳幾何なるをしるのみなり。金銀錢の通用なければ交易は皆品物替なり、南方は東蝦夷と唱へ二十二島あ

り、松前島日本琉球等なり。二十二島松前島は皆人道未開の蝦夷にて前文の如し、西方はヲホツカ、サカ・イン、唐太等なり。是も又蝦夷なれどもヲホツカは近年モスコビヤの重役の者住居するゆへ、漸々と人道の小口を開きたれども皆モスコビヤの制度なり。文字、領暦、通用金銀錢皆彼國を用るといへども至て狭く、此方より押してすれば此方の制度に從ひ、打捨て置ば終に彼方に歸すべし。遠國なりといへども地續且つ重役住居するゆへなり。大總に云へば日本は居掛りにてモスコビヤは旅先の勢なり、萬事不手都合がちなれば、其居掛の日本カムサスカの主となり、東南西の三夷狄皆教示制度の甘味に蟻の集る如くならん事は、只今まで一千五百年の内切磋琢磨の功を元入とするゆへなり。

西域物語 中 終

西域物語 下

魯鈍齋 著

人倫の本は夫婦に始ると、支那の古聖人いつかいはれたれども、其詰りの教立ざるゆへに、治平相續すれば末が末程つまりて、世を送り兼んことを恐て、我子を多く持てば其子に讓りあたふべき產業迚もなくそだて置、後年路途に立艱難させんより、未生以前を謀るが勝なり。喰ひ潰しの口を殖さんこそ道なりと、夫婦相談合體して出產の節竊に敷潰し、何歟そしらぬ體にするを名付て間引子といふ、關東より奥羽に至る十ケ國を最多しとせり治平相續すれば是非此辨起るなり、是又教示制度なきゆへなり。年貢租稅の制度ある上は養育教示制度は固よりあるべき筈なり、養育教示制度といふて外になし、近く約て云へば

何程子孫ありても、一人も間引子せずに養育するとも、食糧に乏からず、成長の後渡世産業に何なりとも、支滞なき様日當を仕向の教示あり、是亦制度に因て立風俗なり、此所政務第一の肝要なり。此所を捨置ば、治平相續、穩武家次第に増殖し奢侈も亦然り。商民も又其如く此商民の増殖の勢につれ、傭工遊民も亦増殖するゆへ、農一民にては哺啜なり兼ん道理なり、士工商遊民の國用不足となるゆへに、農民を虐んより外の事あるまじ、於是農民困窮するなり　田畑に際限あり、出産の米穀に亦際限あり、年貢租税に亦際限あり、其殘りの米穀もまた際限あり。其際限ある米穀を以、士工商傭遊民日を進め月を追、増殖するゆへ國用不足となる。於是無是非も猾吏を選擧して農民を責め虐るより外の所業なし、終に過租税を取、課役を掛るに至るなり。是に於て農民堪兼、手餘地と名け、良田畑としれども亡處と僞て、租税の減納を謀るなり、固より貧窮に迫りてより涌出たる謀策なり。只今までも下男女を召抱たるも、所持の田畑に亡處出來する程なれば、下男女を召抱ん力もなく、手勢を以せんに耕作なり兼、又も亡處を増割る

なり。斯くなり行勢ゆへに、出生の子を間引くことは扨置、餓死人も出來する筈なり、如斯理道明白なる者を神尾氏が曰、胡麻の油と百姓は絞れば絞る程出る者なりといへり、不忠不貞いふべき樣なし。日本に浸る程の罪人ともいふべし、如斯奸曲なる邪事は消失かたき者にて、渠が時の廾たる享保の御取箇辻を以、當時の規鑑とするは歎敷に非哉。ゆへに猶農民の詰りとなり、猶間引子するを恥辱とせず、次第に農民減少するゆへ租稅もまた減少するなり、租稅減少するゆへ庶士もまた貧窮するなり。於是間引子の悪癖萠して次第に逆上せんとす。是又悪騷の萠となるなり、是治亂存亡興廢の因て出る境界なり。其中間に於て自然と理非分明に、制度潔白に改革あらん歟なれども、左なき樣に治るを良策とせん。其制度の小口を開き、それを天職に備へ置ば、たとへ幼稚猜才の國君出給ひても、勉勵守護の道筋明白なれば、其箇條のごとく守護し玉ふにより、其下に執政官職有司あるがゆへに、教示の仕方嚴命なれば衆に推し布く、固より國家の爲なる令命なれば、萬民皆信服せずと云ふことなし、三才も倶に助るを以て悉皆成就するなり。扨前にいふ人倫とは五

常をいへり、五常のいまだ萌ざる前に國の本あり、其國の本は則夫婦なり、其夫婦に子孫あり、是を善養ふを以國の本が立なり、其の國の本の増殖に行支なく能養ひ遂る仕方あり、是を善政といふ、萬民に父母たる道なり、其道卽國の本にして夫婦に始るなり、

一、夫年十五歳婦年十三歳初て一子を産む、是より隔年に子を産で、經歴三十三年の間に婦の血氣旣に衰て子を産まず、其子男女十七人あるを男子は婦を他より招入て一家となし、女子は夫を他より招入て一家となし、家數十七戸となる、內總領家の夫婦も又夫十五歳婦十三歳より隔年に孫を産で男女九人となる、第二家も其如く孫男女八人、第三家も其如く孫男女七人、第四家も其の如く孫男女六人、第五家も其如く孫男女五人、第六家も其如く孫男女四人、第七家も其如く孫男女三人、第八家も其如く孫男女二人、第九家は今年夫年十五歳婦年十三歳にして初て一孫を産む、父年四十八歳母年四十六歳子男女十七人を産む、其子他より連合の男女十七人を招入て孫男女四十五人を産む、自他の父母四人にて産殖す。

一、父母二家にて四人、父年四十八歳母年四十六歳、元入人なり。

一、子男女三十四人、内長子年三十三歳末子年一歳なり。

一、孫男女四十五人、内長孫年十八歳末孫年一歳なり。

一、彦男女七八人あらんなれど、是を算せず。

子孫總計七十九人、二夫婦四人にて産殖す所なり。是を父母の四人に除て十九人七分五厘を得、三十三年の間に一人にて産殖す、定則は上天子下庶人に至るまで、各是を含て人涯を保者なれば政事善、各産業に行支なき樣に介抱し養育するに於ては、三十三年の内に日本を十九倍七分五厘押廣ざれば産業不足するの道理なり。勿論日本の内にも空山曠野までも新田畑に開發せん歟なれども、今ある所の十八倍七分五厘は如何あるべき歟、よしあるにもせよ夫迄に至る雜費食用に差支ることあれば丈夫にはなし。自國の力を以自國の養育をせんとすれば常に不足、強てせんとすれば國民疲て廢業の國民出來して大業を成るに至る、爰を以て他國の力を容ずしては何一つ成就することなし。他國の力を容んとすれば、

海洋を渉渡せざれば他國へ到ること難し、海洋を渉渡するには、天文地理渡海の法に暗くては、海洋を渉渡することならず、故に西域の風俗人情のことを兎〴〵も述たるなり。

西域は開闢以來六千餘年經歴すれば、其内に迂遠なること手戻りすることに艱難辛苦を身に積て懲々してせで叶わぬ事を吟味し、實に誠に至れり盡せりといふ所を得て、而後に萬國の國力を我國へ容れざれば、自國の養育なりがたき意味深注あることを究極して、萬國の渡海運送交易を以國家を保持するの天職としたる制度なれば、其根本たる天文地理渡海の法亦天職に係るゆへに、代々の改暦皆天子の御製作なり。其證據支那の天子康熙雍正二代の改暦皆御製なり。律暦淵源、同後編に歴然たり。如斯の深意あるゆへに、支那の中國さへ政を出すの初、必端を天に求る杯の古語を今も廢さず取用るに哉。彼萬國へ渡海運送交易は日本に闕ざる事ゆへに、最初より發起することも容易なるまじ、因て蝦夷の諸島は日本國の屬島なれば此島々、八丈島、沖の無名島、五島沖の鼓島、佐渡沖のマウソウ島、常州沖の無名二島へ渡海し、日本の諸産物を以交易するに於ては、日を追月を追て善

事のみ到來する樣になり。我も人も望好で渡海する樣にならば、前に人涯三十三ヶ年の内子孫十九人七分五厘宛の增殖の自然に叶ひ、庶民の產業に行支なき樣にならば、間引子は扨置人間の不足のみを憂る風俗とならん事は、遠き處にあるにてはなし、只制度の一條にありて、外に子細のあるにてはなし。人涯皆此十九人七分五厘も增殖すべき定則を具足せし者なるゆへに、西域の制度は王侯といへども、本妻ありて妾を使ふを恥辱の第一とせし教を建立せり、其證七克に見へたり。左なければ夭死する人多きのみに非ず。他を奪の貪情を萌し、國を亂るの端となるゆへなり。殊に婚姻も血脈に最近きを以するなり。若し血脈の内に婚姻すべき男女なく、他姓を以するを天帝の憎に因てなりとて、衆に後ろ指をさゝるゝ風俗あれば、子孫大勢ありても從弟より遠緣の夫婦はなしと、伯父伯母にても互の年頃さへ釣合程能ば、婚姻を調ふを天命なり逆一入賞美するといへり。愚案るに至極尤なる制教なり、第一他を犯すを恥辱とするの心根あれば、貪情萠さす治道の眞理に叶ひ。第二我家の良智を他姓へ洩さず、自家を保持する眞策に叶ひ故に、其家々に代々良智を相

讃するゆへ、天下の奇器名財の製、欧羅巴を以最第一とせり。天文地理渡海の法も、西域より起りて萬國へ垂訓せりシカツトカアメルに詳なり。渡海の船舶第一の長器なり、誠に天下の父母國ともいふべし、斯萬事に精微を至極して、其良智を代々に保持したる験しなるべし。然るに日本支那の制度は、同姓の血脈近きを忌たるは先王の道とするゆへ、聖賢とも尊敬を得たる人の子孫にも、間々愚昏出来て父祖の創業を廢するなり。たとへば椿と桃との繼木の如きの婚姻ならば似もせんなれど、次第に他姓を夫婦とするゆへ、本姓の沙汰は扨置後には血脈も何も絶果て、魔縁天狗が入代り終に國家を失ふもあり。其道建立の本たる支那の代々の大祖は異國人多し。せめて同國同士の遣取ならばまだしもあれ、夷狄の爲に失ふとは論も評も絶たる次第なり、是れ治道に深秘ある事をしらざる證據なり。日本は支那より見れば大に後れにて神武以來皇孫を失ず、他國の爲に侵されず、斯程目出度日本の風俗なるを、兎角に支那の風俗を規鑑とするは、淺はかなる次第なり。是を規鑑とする心根より、前にいふ人涯の内一人にて、子孫十九人七分五厘宛増殖しても、産業に行

支なき制度を建立して介抱すれば、日を追月を追、國家に豐饒を副る事を不知ゆへ、國家の根本たる人民の增殖に行支、產業に行支あるゆへに、間引子をしても喰潰しの出來ざる樣に謀るといふは、貧窮に迫て跡先の辨ひなきにもあらざれども、差當つて食糧の乏敷と衣類の乏敷と、家居破れて雨風すれば外の如く、彳處にも困る樣なる身上にては、間引子するは至極尤の事なり。是撫育の制度もなく敎示介抱もせずして、過租税課役のみに日々を虐げられ、佛氏がいふ地獄の柄の如し、其虐制をいへば、檢見春法の制度あれば、耕耘よくして豐作するといへども、檢見の狡猾長たる役人來て惡檢見をするゆへ、田地に出來の限りは皆取詰るなり。必竟耕耘能く、齒十分にして豐作するは大損なり、其年毎に齒代程宛餘慶に損あり。夫よりは出來次第に荒し作の方便利多しといへり。斯心得たるより間引子と荒し作りは享保時より東諸國の風俗なり、上方中國西國は稀々にて間引子もするといへども、東諸國の樣にてはなく、租税は定免とて年々の年貢に定數あるゆへ、耕耘糞肥に力の限り盡し豐作するを人々手柄と心得たる風俗ゆへに、田地一反歩に麥五石餘を得て又

稲作に米四石餘を得るなり。一ヶ年兩作して穀物凡十石餘も得る內に、年貢定免なれば六七斗より八九斗を高租稅とせり。村入用諸掛物と合て凡一石計にて、一ヶ年上納皆濟なり。殘穀常に八九石宛全く百姓の收納となるゆへに、子孫相續はなる筈なれども、一體田地に際限あるゆへ、彼親一人より子孫十九人七分五厘宛の增殖せん殖勢を保持兼て、內々密々間引子して百姓相續する程なるに、關東諸國は檢見して取箇辻を究るといふ制度ゆへに、豐凶作の差別なく、五公五民の法とて、其田地に米一石あらんと檢見すれば、五斗は租稅に取、五斗は百姓の收納となれども、此內より高掛物村入用等を出し、來年の種子粮を引、糞代農具代を引、夫食の殘迄には及ざれば、農外の稼穡をして其不足を償といへども、不叶して良田畑としれども廢して亡處とするは至極其はづなり。享保の頃、時の尹に神尾氏なる者あり、紀州の土民より出て段々昇進し時の尹となり、此惡法を建立せしが、今に至て最早百年に近く、檢見取箇の制度に遇て、猾長の貪虐に逢といへども、百姓は思の外に根張強く、今に殘あるも又不思議なり。疾にも亡國となるべき筈なるが、それに殘あ

るとは天道御惠と心得、今殘ある百姓を種百姓と心得、彼制度に因て撫育するに於ては、彼の親一人より子孫十九人七分五厘づゝの增殖の風俗、自然と建立せんこと最易かるべし。英才の圖書出給へる時節到來して、才德能兼備の有司の選擧あり、渠と合體して彼制度を以教示するに於ては悉皆成就せん。たとへば今ある殘百姓一萬人を元入百姓とならば、三十三ヶ年の內に十九萬七千五百人となる、又是を元入百姓とならば、三十三ヶ年の內に三百九十萬六百二十五人となるなり。如斯殖行眞理ある者を、人民不足して亡處出來する抔とは、不肖不明いふべき樣なし。貴賤とも增殖せん勢を含たるを、其勢を扶助すれば世話なしに殖行なり、扶助といふて扶持する事にてはなし。前にいふ渡海運送交易に使ば、衣食住とも此使內より涌出て、後々には皆々ともに何不自由なき樣になることなり、それを無心の土民に教示制度もなく、惡事を犯したる逆死刑に處するとは不便といふも餘あり。彼衣食住に乏敷貧窮に迫ればなり、剩に凶歲にして必定飢饉となるべきはとくよりしれども、是を救助せん手當もなく程なく到來して餓死するなり。手當といふて外になし、彼渡海運

送交易を以豐作の國の米穀を此凶作の國へ兼て前廣に多く入置ば、自然と融通し何不足ともしらずして、豐作の年を迎るなり。萬一も日本國中の凶作ならば日本附周廻の島々より、夫食になるべき物を何なりとも多く入置ば、國中融通し何不自由ともしらずして豐年の豐作にも遇なり。又日本草創以來日本中の凶歳はなきことなり、是細く長き國なるゆへならん。又爰に策あり。凶作の翌年夏初秋頃までは、夫食不足して飢渇の士民も出來せん敷覺束なき時は大鯨を用ひて其不足を補ふ仕方もあり、鯨油を以如何なる草類にても能く煮詰れば、毒草なるとも毒消てあたることとなし、況や常草皆食用になりて飢饉の憂を知らざるに至るべし。此策いまだ支那日本にせぬ事なれども、無心の士民を見殺にせんは阿方此上あるなし。其大鯨を取に仕方あり、大船を兼て製作し是に小舟を副て、東洋遙に出て尋ば節氣に構ひなくいつにても澤山居る鯨なれば、大なるを撰び銛を以是を突留、いまだ生ある内に、島なりとも日本の内なりとも地方近き方へ引附、紀州熊野浦の仕方の如くして肉と油を分る。又餘りに遠沖にて地方へ寄がたきは、則沖に於て親舟にて其仕方して得な

り。長二十間餘の鯨二三匹も得て食用に充るに於ては、奥州の大國にても二三ヶ月の食用は潤澤なるべし、是れ海國に備べき制度ならず哉。借たる覺なき租税は虐取て、餓死に臨といへども見殺しにするとは悪政に非哉。飢饉といふも冬より夏の麥作に取つく迄與、夏より秋の稲作に取附迄の間一二三ヶ月の内なる者なれば、此間に食物になるべき貢物の絶ざる様に手當するを以、餓死人は出來ざる者なり。是を名て撫育といふてせで叶はぬ制度なり。斯大切なる土民の死生に係る砌にても、武家にして賣買せずと一圖に凝り塊りたるは、何といふ事ぞ哉。支那の山國の書を讀で、智見を開たる人のみ多ければ海國に大なる美事あるを心付ざること多し。故に現在に大金を得ることも容易に領解せず、如何んといふに我胸中に齟齬すれば大金の筋道利害明白に説といへども、如何で承容べけん。是山國の風情に能習染て、他の美をいれず所謂片情張といふ者なり。爰に話あり、佐竹侯の領國羽州仙北郡の邊米一升代錢常に五六文なるを、商賈毎年買得て江戸へ廻し、江戸常値段一升代錢凡百文となる、たとへば元入金一萬兩を以彼國に於て買米して、江戸へ廻し、賣

捌高金十六萬兩となるなり。又是を元入金となし彼國にて買來して江戸へ廻し、賣捌高金二百五十六萬兩となる、一ヶ年二次折返し交易すれば、元金一萬兩の利金二百五十五萬兩の大利を得るなり。此割合を以て算用すれば一ヶ年一次の交易にて、日本を十六に割、其十五は商家の收納、其一は武家の收納、又一ヶ年に二次の交易にては日本を二百五十六に割、其二百五十五は商家の收納、其一は武家の收納たること瞭然たり。いかに商賈の家業なればとて大造なる國賊なり。小盜せし小人とも錢三百文の盜にても、盜樣の品により無二なる首を失ふとは、不便といふも餘りあり。如斯の大盜賊に遇ながら、左程に誰も惜ざるは仕合ともいふべし、因て武家の困窮は至極其筈なり、外見には日本國中武家の所領なれども、其内實は商家の所領なり。毎年〳〵或は日本を十六に割て其一を武家にあたへ、或は二百五十六に割て其一を武家に與へ、十六より二百五十六迄に割て、商家より武家を建置くの道理なり。いらざる通用金銀を國産不相應に多く作り出し、跡先の辨もなく手拂になるも構はず渡し切り、取戻んに其制度なければしかたなし。其内に或は異國へ奪取れ行

衛なしになるもあり、日本に殘りたるは商家に奪取られ、永祿の長者たる武家は皆困窮なり。金銀銅を盛に掘創しより最早三百年に及び、國民大骨折て岩窟中の丹誠を淡く脆く藥種類砂糖布帛の爲に投じ、異國へ渡したるは殘念とも口惜ともいふべき樣もなし。日本に生を稟たる人誰か是を歎かざらん哉。夫通用金銀は國產融通の爲に製作せし者なれば、多からず少なからず、中分なる所に際限を立、諸物の價餘りに高値ならば通用金銀の多きを知て引揚、又餘りに下値ならば通用金銀の少きを知て放ちあたへ、諸色の價を天下平均させしむ。通用金銀の多少差引は國家第一の政務にして、常に密々差引せざれば、庶民の產業に勝劣出來、恨悔憤怒の遺念を蘊積し、終に刑罰の罪人多くなりて、國民を失ふことも多きに至る者なり。因て通用金銀の多少差引程大切なる政務はなし。斯大切なる政務を等閑にせし故、異國へ奪取れたる其殘を皆商賈に取盡され、金銀の柄は渠が手に握り豪富の名は商賈にのみあり。日本國中の產物皆渠が心次第に自在になり、其產物の主たる武家は皆貧窮にして、何一つ心に任することのならざるとは、餘りに無調法なる始末なり。世の諺の

如く己がないたる繩に我が首を縊るとやら、昔品物ごしの交易にても一千五百歳も何一つ不自由もなくすみ來りたるを、慶長以來いらざる通用金銀を多く作り出し、跡先の辨ひもなくやりばなしに渡し拂ひ、取戻べき期を失ひたれば、今に至りては如何んともすべき樣なし。ゆへに商賈にのみ豪富出來國政に災害多しといへども、是非いふこともならざれば、只默し不足面するのみなり。倩考るに無祿の商賈の貪縛を受、永續の長者たる武家にして辛きうきめを見るとは苦々敷次第なり。世の諺に闇本膽といふことあり、藥の名號と覺へしに左にはあるまじ、意味あらん。

扨又前にいふ人倫の本は夫婦に始るといふことは、人涯の內十九人七分五厘宛增殖すべきは、上皇帝より下庶人に至るまで、各具足してあるを、前の如く制度建立して介抱すれば、增殖の殖勢に行支なく、殖行に隨ひ國家も富榮、周廻の島々迄も獨開して、良國とならん事は慥かなり。凡天地の間に生を保つ者、次第に增し段々に殖ん勢は、萬物永久相續の天則なり、況人は萬物の靈長なれば、次第に增段々殖んも亦天則なり。

和蘭陀の都アムステルダンの開祖何某國家を興したる始末の事

爰にヲランダの都アムステルダンは、赤道以北五十一度二十三分にして、氣候は日本の東奥蝦夷カムサスガと同じ、カムサスガは赤道以北五十一度より七十餘度に至るの大國なれども、寒國なりとて今に廢地なり。然れども仕方ありて是を丹誠すれば、終に大良國となるべきことは前に述し如くの道理なり。殊に南面の土地なればヲランダの北面の土地よりは遙に勝るなり、故に捨置べきにあらず。扨てヲランダ國は元來ホウゴドイッの國内なれば、彼國と地續にして北方の地端なり、日本にいへば今の蝦夷地のごとく廢地にありしが。爰に開祖何某いまだ庶人なれども、古今獨步の英才あれば萬物と倶にせず、倩思ふに人間一生僅に百歳を長壽とせり、生涯無功にして摩芥の如く空く朽果んも本意に非ず、何卒して國家を興し、永く子孫に傳へんこそ人間の功ともいわん。左あらば是に決斷して後密

業に企てんに、其土地本國より遙の北方の地續に、廣大の土地あれども寒強きゆへ廢地なり、因て本國ホウゴドイツの帝へ志願の趣意を竊に奏し、彼地を拜領せんに於ては、年々の冥加として金帛穀若干捧べし、許容あらば速に開業を企ん旨をもて申ます。彼帝大に悅び、彼地今廢地なり、寒氣殊に強きゆへ、遠流の罪人にても大に恐る土地なり、然るを租稅を上納して土地の主任を乞とは莫大なる器量なり、於是速に許容あり。彼開祖大に悅び再拜して退たり。夫よりホウゴドイツ出立北方の寒土に向ひ、遙の遠路を旅行し彼廢地に至て、アムステルといふ大川の北海へ落口に假館を設、後開業を企んことを謀るに、此土地幸と北方の片側は皆海側なり、渡海運送交易を以土民を撫育するに於ては、大になづき隨ふべし、左あれども其道を得たる土人なし。於是開祖自身其道を學んとて、竊に館を忍出、フランスの都パリスと、エゲレスの都ロンドンとに忍入。庶人に化し船工に隨ふて習ふこと三ヶ年、又ビロードに隨て天文地理渡海の法を習ひ、ゼイハルトに通達してアムステルの假館に歸り、夫より船を製作し開祖自身カピタンとなり、萬國へ渡海交易して大利を得

ることを夥し、又其力を以次第に船舶を製作し、大器あるカピタンを選擧して萬國へ渡海交易し、大利を得ること夥し。其力を以土民を撫育しアムステルの大川を掘浚、海と川との界の兩緣を石垣となし、假館の所在則都となり地名をアムステルダンといふ。石を用て大城廓を築き、周回高石垣にして石火矢を掛、要害堅固の名城とせり、其結構美麗言語の及所に非といへり。今に至ては歐羅巴の三都として、一をエゲレスの都ロンドン、二をフランスの都パリス、三をヲランダの都アムステルダン、皆是比類稀なる都なり。此三都へ天下萬國の金銀財寶及吊類穀菓類其外種々の産物群集して、何一つ闕ることなし。既に我邦肥前長崎へ毎年渡來の船積來る所の諸産物交易高、日本金に勘定を詰て常に百萬兩の餘となるなり。其代り物には當時の御定にて、金合銅六十萬斤其外種々の産物總代金に約て、又百萬兩の辻に符合して請取渡し濟ことなり。昔は前にも述し如く無定に金合銅を渡したるが、後來に至り官の交易となり、是より後員數も知るといへども、渡高に際限なかりしが、明和の末に至り時の尹に石谷氏なる侯出てより、年々の渡高和蘭陀へ金合銅一百二十萬斤、支那

十三貫へ又一百二十萬斤と員數も究たるが、又近年になり半減に究り、唯今は六十萬斤宛和蘭陀と支那とへ渡すことゝなり、珍重の御制度なれども最早掘盡て跡の祭なり。白石生が實貨事略に委敷て渡したる數を圖たるを載たり。これを見て其仰山なるに胴果肝も膽も潰れ、固より不足なる思慮を楽なしと爲たり。其外バハンといふて和蘭陀舶いまだ長崎へ入津以前に、旬氣を量て奸商の舶に、金子數千萬兩を積、洋中に待居、和蘭陀人と相對交易して、抜たる金銀其數をしるべからず。日本國中の金銀銅山三百年來掘穿て、大半過オランダと支那へ渡し遣し、彼國より持渡したる產物は皆腐朽て、國に止て長實なる者なし。必竟三百年來の骨折は、異國の爲となり殘念ともいふべし。日本より入所の金銀銅のみにても、山を以算るに至らん、況や萬國より金銀銅珍產珍器布帛の類、穀菓の類數百千艘にて每々運送してアムステルダンに入津せり。其舶一艘は積入荷物日本金を以て算用すれば、常に百萬兩餘、是を以其廣大なる道理を推量にても大概は知べきなり。此勢あれば何ヶ樣の事も出來する道理なり、故に貴賤萬民石家作の住居なり、盜火の災あることはし

らざるなり。斯隆の國になりたるも、開祖以來僅に三百餘年なり、今は既に本國のホウゴドイツの勢よりは遙に隆になりたれば、ホウゴドイツより租税を増ん迚、其事再三に及たれども、ヲランダ更に承引せず。因て捨置がたく、本國より人數を出し對戰に及たるに、ホウゴドイツの勢大に敗北して、五六ケ國ヲランダへ討取たりしが、後年に至て隣國より和睦を入れ、切取たる國は元本國ホウゴドイツへ返却し、ホウゴドイツとヲランダと互格の王國となり、相互に使幣を通ると云へり。使幣も通るゆへ通用金銀の位を至て上品となし、互に通用すると至極其筈なり、似物拵物抔は決てならぬ儀ならん。是等に至るまで、皆開祖の後年を謀たる大智より出たり。國初は土民も賤く夷狄にありしが、開祖の大智に因て、歐羅巴諸國より追々英雄豪傑數輩入來て、いまだ具ざる物は追々補ひ足し、或は他國より容れ、終に諸道具足の大良國とはなせり。然ば國土の貧富も剛弱も、皆制度教示にありて土地の善悪に因に非ず、寒國なりといへども、草木枝葉繁茂の土地は、人民の住居は最も易く、制度教示の善と悪とに因て、ヲランダ國とカムサスカの如し、是れ智愚と分

明なり。

評判

開祖たる人の目のつけ所を察するに、此土地寒氣強く穀菓不足するゆへ、其穀果を以土人を養ひて滿ることは難し。然れども爰に取所あり、北方の片側は海副の土地なれば、海產を以穀果を補の助あり、又アムステルの大川あれば川產を以て穀果を補へば、此土地の力を用て此土民を養育しても、敢て食糧の不足といふにてもなし。其土にアムステルの大川を港となさん密策もあり、然ば他國の助力を得ずといへども、獨立すべき道理明白なり。是に因て此廢地を得て開業に企ち、大利を得大功を立んことは掌の內にあり。又策を用ひずに自然の成行に任て開業なるべき土地は、望人多くして他と奪爭の遺念あれば、君たる道にも闕け且傑たる者の決而せざる所なり、如斯の廢地を興し良國と爲す

社、英雄とも豪傑ともいひ、國家に父母たる道に叶たりともいわん。人壽僅かに百歳を罕なりとせり、生涯何の功もなく土芥の如く朽果んも、人倫に交りたる甲斐なきに似たり。左あれば開業を興し困苦の土人を救んにあり、何より手を下さん哉と心根固底にして、其本末を糺明し前後の始末を決定し、而後に假館を竊に忍出で、夫より隣の國エゲレスのロンドンとフランスのパリスの大都へ忍入、庶人に化し大舶工に従ひ、大舶の製作を習熟し、ピロードに従ひアレツメチカの學（算數の學）マテマチカの學（天文推歩の學）アソトロヂヤの學（海洋渉渡の學）を習熟し、又善きピロードを容れ天文地理海洋渉渡の道を明白にして、本國に立戻り忽に大舶を製作し、我國に產する所の物を積で開祖自身カピタンとなり、外國交易に出て大利を得て國家を養育し、其餘力を以大舶を製作し、逐々其如く丹誠するゆへ、國家大に富榮るゆへに、諸國より追々才能兼備の豪傑入來て、いまだ國ある者は逐々補入して、今に至ては既に西洋の三都に入り、比類罕なる繁榮の土地とはなりたるなり。アムステルの大川あるゆへ大港となり、西洋諸國の船舶皆此アムステルダンに

群集して交易するゆへに、天下の産物闕ることなし。是皆開祖一人の胸中より出たり、最以尊敬を得べき豪傑なり。倩思ふに只其國より產る所の物を用て、其國を養んとすれば常に足ず、强てせんとすれば必ず國民疲れて成就せず、於是他の力を容れずしては、大業の成就することは決してなし。此境を開祖たる人能諦悟し、萬國の力を拔取て我國へ入ざれば、此大業は決て成就せずと見究。扨又萬國の力を拔取には、何を用て拔取となれば、交易を用て拔取の外なし、交易は海洋渉渡するにあり。海洋渉渡は天文地理にあり、天文地理は算數にあり、是れ國家を興の大端なり。斯道理明白なるゆへ、前後本末を自悟自得し、悉皆獨得の見識を發起して、大業に企とは天晴れの大豪傑なり、人たる者誰か思ひ謀らざらん哉。然るに日本國はヲランダより遥の大良國とならん、其證左の如し。

日本國の國號をカムサスガの土地に遷し、古日本と國號を改革し假館を居へ、貴賤の內より大器英才ありて、德と能と兼備の人物を選擧し、郡縣に任じ彼地に住居を構へ

開業に丹誠させしむるに於ては、年を歴ずして良國となり逐々繁榮を副、終に世界最
　第一の大良國とならん次第の事。
唯今の時勢人情にては、容易に領解しがたからん歟、なれども日本の爲になるべき土地は、蝦夷諸島の外なし。ヲランダ抔の如く遠國へ渡海して數多の國々を檢査し、內善惡を選び開業に掛る樣なる大掛りは、日本國の人情にいまだ萠さず。程なく夫も發端する樣なる人物も出べけれども、其智を誘出す發端なければ、いつまでも際限なく延引し、其器を懷たる達物も空く老朽て、國家の用にも立てずして廢るは、惜むべく且大損なり。其器を懷きたる達物を見出すは、中にも容易ならず、大器大慮あり、德と能を兼得たるは、時勢を智見を以能透し見、今日に事欠ことなければ事を求ず。又智惠の眼に見ざれば見得ず、其見る眼を保ことは容易ならざれば、書に筆することは猶ならず。佛が以心傳心などいひしも如斯深注ありて、容易に述がたきを以いひしに哉。ゆへに大器大慮あり智と能とを兼備したる人は、容易に得ること難く、百年の内にも亦容易に出ることも

鮮し。爰を以大儀はなりがたき者に哉。然れども國の爲なるべき事は、たとへ其事時勢に合兼んとていわざるは又不忠なり。因て時勢の沙汰は取て除、一圓に前後の遠慮せず述んも道にも叶わん哉と、愚存を述ること、左の如し。

大日本の國號を東蝦夷の内カムサスガの土地に遷し、古日本國と國號を給り、假館を居て郡縣を置、諸有司を副土人を介抱させしむべし。唯今の法令に不相當にても、國の爲には換へがたく、當時モスコビヤの吏多く渡來住居するとも、是にも構なく、元來日本の屬國の蝦夷土地なれば、渠も強て彼是いふこともなるまじ、由哉いふとも前の道理あれば、道理に於て異儀あるまじ。五千餘里の陸地の遠國といひ、唯今は大徳と聞きしエイカテリナといふ女帝も逝去と聞ば、當時は蝦夷諸島及カムサスガの土地を取戻すべき時節ならん歟。郡縣諸有司の選擧は、大身小身陪臣庶人匹夫を嫌わず、望ある者を舉げ用ゆべし。望なき人は才能ありといへども用をなさず、當時郡縣に任べき人物なくば、矢張有司を選び兼帶させんも可なるべし。扨又カムサスガの土地を大良國となさんもやはりヲランダ國の

開祖が國家を興したる意を用てせば差ふことなし、殊に赤道以北の度同じければ、土人の風情も同じなるべし。又ヲランダを興すよりは至て速に成就すべし、如何んといふにヲランダは北方へ向たる國カムサスガは南方へ向たる國なり。殊にヲランダは北海を隔て向側に他國あり、東方はモスコビヤの大國あり、陸地凡三百餘里、西方にゼルマニヤ、フランスの大剛國あり、後は南方にて本國ホウゴドイツなり、東西南北皆隆の國々なれば自然と押負ん風情あり。因て何をすることも至ての遠國へ出て事をせざれば、他より押掠ん遠慮の憂ある土地なり。左様の土地より見ばカムサスガの土地は至の良國なり、後の北方は地續なれども、夜國氷海にも續き、人倫絶たる土地なれば手入なしの要害堅固なり、東方は東洋にして夥く島々あり、幸太夫が漂着せしアミシヅカも此内なり。東はノールドアメリカ北亞墨利加に至る。西方は内海を一萬町計隔て、オホツカより段々と南方へ地續き、滿州山丹唐太サカリイン島あり。南方は正面の前に向て、東蝦夷の内二十二島、松前島日本國琉球國其外周廻の小島共、皆是古日本カムサスガに屬し從ふべき自然具足の島々共なり。東南西の三

方皆日本を以、長國と心得たる國々島々共のみなれば、今爰に於て此企あつて、前にいふヲランダの開祖が心取に因て開業を興すに於ては悉皆成就し、永世不動の大良大剛國とならんことは十が十共、百が百共に相違あることなし。此の志願露もあらせ給んに於ては、英雄も豪傑も國中よりいくらも躍出、御手足の如く成て分骨碎身して國家の御用に立べし。左様のことも來れがしと天地に祈るも、亦ありて不自由と事缺ことなく、終にヲランダ國より遙に勝たる大良大剛國とならんは慥なり、それも是も雲上の御掌の内にあるを遠く求しは魯鈍齋が名のごとし。此道理明白なれば迚、直に此處より入んに當時の人情に移應しかたからん歟、依て外の處より入べし、外の處は則當時の人情なり、衆智を容ざればならず、衆智を容るを以なるなり。

大尾の結局

西洋人の大業を興せし手段を見るに、我骨肉を削て渠に與んとするの策なれば、彼是を助けてならしむ。支那人の大業を興したるを見るに、最初より渠が骨肉を削て取んとするゆへ、渠も亦酬るに是を以するゆへに、終に存亡の境に係るなり、是戦争の因て起る所以なり。其至り極る所に至ては異なることなしといへども、最初は遣と取との儀理表裡し、損益眼前にありて向背爰に萌す、是興廢の大端ならん。皆是計策の疎密と精拙の據所に歸すべし、是を大尾の結句となせり。

寛政十戊午秋八月下弦　魯鈍齋謹誌

一七九八年

西域物語下終

諳厄利亞人性情志

諳厄利亞人性情志序

此編は歐邏巴洲諸國の性情志中より、抄譯せしめしなり。蓋彼諸國の人、諳厄利亞人を品して、性情甚だ異なりとす。況や我よりこれを視るをや、試に其梗概を論するに、都て悍黠死を輕んじ、己が爲んと欲する所、誓て必果し、苟も逆詞を受くれば、却て激するに死を以てす。中古改革このかた、政刑法典皆一國の議り立つる所にして、王も背く能はす。乃政法は國の政法なり、王の政法に非すとし、執政權貴の威も其下を御するに足らす。反て民に下るを以て得たりとし、下民は能く權貴の威を挫くをもて潔しとす、これ君臣上下の別ありと雖も、其實は無が如く。然り而して、此編謂て寬裕の政とす。抑亦放恣無制の俗のみ、然ども政刑法典一國の議り立つる所にして、君臣一に能く遵奉して惑はざるもの、是其强富を取るに足らん乎。近頃其民遠く航して、我が東海に出沒し、漁利を占

て壓なく、其蹤悪むべきあり。大凡遠夷を處する、張弛亦その可に適するを要せんのみ、若し彼が情態を知て、此れが策を爲んは、此編取べきあるに庶幾らん歟。

文政八年乙酉夏月

高橋景保識

諳厄利亞人性情志

吉雄宜 譯
浦野元周 校

凡そ他國より來りて、吾諳厄利亞に住居せん者は、其心底を押藏し、己が身の利益を思ふが故に、我國の爲めにならんやうなれども、都て我國に利あらぬ事なり。

我國人と拂郞察人は、生來仇讐の如し、凡拂郞察人の是の歐邏巴洲處々に散在して、日前の事のみならず、諸事に就て害ある事尤多し。如何となれば、拂郞察人は何國に在りても本國を慕ふこと、いかなる嚴法にて其心を除かんとすれども、能はざる程に深く思ふ心ありて、事に附け、物に觸れて、其國の譽れを自負し譜を設けて、美麗繁華の他國に勝る

事を言ひ出すをもて、殊に其深きを樂とす、此れ諸人の能く知る所なれば、詳に記するに及ばず。

　拂郎察人、殊に其心情の美の諳厄利亞人に勝る事を顯はさんとて、尤も苦心し我國人を仇とし視るが故に、我國の者は身を卑くするを以て、却て其身を高くするの一術として、拂郎察人の倨傲の過ちを自ら顯はさしむ。他を誹謗し人の美を害するは、嫉妬の心人情の好む所なり、彼が説話いかに非分なりとも、我直につとめてこれに屈服す。

然れども他國の人我國に來て滯留し、或は我國及び其國人の記する所の説話を看て、此德行ある事を知らん、これ吾幸なり。

　今玆に集め載する所にて、何れが友、何れが仇なるを知て、我國の人品を想像して鑑定すべし。

　それ人事風俗の變態甚しきは、此前の二百年間に、我國民の行狀及法式政事に於るより甚しきはなし。プランターケネッフ及びチュードルス（此二語辭書中に見えず、疑くは當時政を執し二人の名ならん）の政爲せ

し間は、我國寛政行はるゝ事甚少く、人智を改正する法閾たりしに由て諸業進まずして、却てティラネッフ是は政事國王より出るを云、古昔は諸政國王出しに、皆な苛酷にして堪べからざりしとぞの政法にて、國人皆愚昧に沈み果たり。誰か金鐵の如く固かりし、ウイルレム王の世の苛政を改めし人を忘れしや、此王暴悪にして國人を虐使せし、土炭の困苦を極めし、其の恩を忘れずとの意なり抑此王の時、諸政一定なく、其命令も屢々變じ易くして、依る所なし、且つ貪欲の心深くして飽く事なく。終に國中人民の家産に及び、其貯ふる所の金銀財寶は云に及ばず、糸毫の品までも簿牒に記し置き、有用の時は其主に謀らずして、己が所得と爲さんと企てたり。作業休息の時刻を課せ、諳厄利亞國中の人をして、此虐政の苛毒を蒙らしめたり。其時に當ては、國中の人進退坐作定まれる時刻ありて、恣に其排列を退く能はざる事、陣營に在が如く、鐘を鳴らして告ぐるを待て其街を退けり。今に至りて歐羅巴洲の諸國は、七時より後郭と郭中との往還を絶ち、猥りに郭内に入ることを得ざらしむ。

且國民に其家內の火を滅すの定まれる時刻を課せり。其虐政の舊習近世カーレル第一世王の時まで遺れるものあり。即ちミルトンが政事學書に詳記するが如し。久しく佛教徒の

爲に奴隸の如く、遇せられたる士民の困苦、及び此王僧徒を其主の如く奉信し、己が身は言ふに及ばず、國政をも委任せし所の患害を誰か忘れんや。今時は此怖畏すべきの虐政再び行るゝことなし、ターキュスなる者の語に從へば、歐羅巴未曾有の奴隸の如く遇せられし事を再び思ひ出し。近世の此寬裕の政と、昔年の苛酷の政とを相比して、其國恩を深く謝すべきなりと云。

今世は兒童も書を讀み字を書する事を知れども、昔は國民愚昧にして、唯僧徒のみ書讀し、其他は是を知る人なかりき。是に由て是を視れば、く斯なりしも宜なるかな、怖むに足らず、苟も學識ある人稀にして、皆無智愚昧の徒のみなりしは、恰も生ありて神魂なきが如し。

斯く文學の行れざりしに由て、人皆愚昧にして迷ひ易く、其身體精神を養ふべき佛法に委ねて奉信し、誠に恍れ果たる有樣にぞありける。彼の昔の愚昧なりしロベイン人の如く、性に備ふる獸の不具なるか、或は鳥の飛方の惡しくして、其善兆に合ざる時は、軍務

大事をなす事を得ず、或鷄雛の餌を啄むさまの悪しければ屠り、食はざる程に、其吉凶禍福をば都て佛法を信心するの深淺に歸せり。

我國民の昔は、此歎くべき有様なりしのみならず、歐羅巴諸洲もまた數百年の間此の如くなりしに、豪邁の修行者獨逸都國に出で、大に耶蘇宗を弘め、諸人疑惑蒙迷の嘲を除かんと誘導せり。彼の修行者の出る以前五百年の比、既に文學漸々行はれしが故に、諸人是に歸依せり、彼愚昧なる佛教の勢此時に當て既に衰微せり。

昔羅瑪（ろーま）寺（意太里亞國の羅瑪畿內に在り）の勢衰へし時に當て、カーサル（人名）出で是を毀てり、其時彼出でずとも、他の身を顧みずして心を盡すべき人出で、斯く毀つべしと當時の有様を評せしが如し。今獨逸都國の修行者出でずとも必他の人出で、これを改正し、其時佛教の勢既に衰微せん、都て時勢の運數天道の定理に從ひ、人心の惑一時の榮長く續かざればなり。

然るに當時、政法の改革を受るの初にして、國民の智倘其苛政及び變り易きの害に縛せらる。其時勢今時とは甚だ違ひ、尙寛政と稱すべからず、何となれば小智の人大任を司

り、教化の改正を爲せしが故に甚害ありき、既に此暴害を免れ文學大に進み、諸學術も亦化せりと雖も、此害政事の寛裕に全く大成せしまで尚殘れり、然ども我國の人をして、極品に至らしめたるは、唯此寛政に由て爲し遂げたり。

政事の改正は、我國人全く性質の光輝を發せんとする時節なり。是より以來變革の事ありしかども、多くは格別なる人及び他邦より來りし所の事跡に倣へり。其時我が人品の首(おも)重(たち)たるものは、今に至るまで變ぜず、減ぜずして、當時の諳厄利亞人全く今時の人と相同じ、故に此時の事眼を注(つけ)て視るべき尤も多し。

他國の有名なる記者、我國民を品評して、其性情凡て何事に於ても、恰も利を追ふが如くに、己が思慮に任せ易く、亦是に安んずと記せり。此記彼が推察にもあらず、此至極の虐政を分外の寛裕に轉ぜし時、これを穩に爲し遂ぐるは、人の性情に於て如何か難かりしや、能く意を注で見る時は、實に彼が品評の如くならんも、聊か奇異とすべからず、是は實に我が天幸なり。

古政の苛烈にして奴隷の如き遇(あしらひ)、及び無學にして權威放恣の敎、蒙昧の僻にて自から政事教法に於て一定せずして、堅固ならざる寛裕の道路を闢けり。我國民政事と教法とに關りたる事は、恣に是を思ひ、是を言ひ、是を施し行ふ事多し、是は仔細に考へ見んよりは、却て恣に僞の便利を得たるが故なり。

他國の人は政事教法に於て、己が案を述れども、我國民の如く敢て恣に是を言ひ、是を思ひ、是を行ひ、法を議り立る事を得ず、是故にモンチクウェイ(人名)嘗て是を論ぜしは、我國著述の書に於ては、各自家の見識を述て、他人の說に由らざること明なり。執政の勢ある人を尊敬し媚び阿る所、總て他邦の人と異なる事を意を用ひて、是を見て至當の辨述せりと云。

他國の人の都て證するに從ては、諳厄利亞人の如く、思慮の過り少きものは此に因といへり。

可もなく不可もなくして、時に由て政事に助けある所の事、多くは聊も顧ずして此を除

けり、其土を貴ぶの心少く、都て王を尊ぶは賤むより宜き所なるに、更に此義なし。又其國累代の權貴を尋常よりは事輕し、其官位の階級の差別あれども、庶人の不遜を制するに足らず、却て動もすれば其犬狗の心にて、彼も己も同位なるが如く思ふに至る。これ天より諳厄利亞の國民に賦する所の性にして、吏の官位を貴び服從する事を好まず。

此國の庶人、高貴の人を尊敬せざる事は、最後の一回の内亂の危急の時を以て察すべし。其時パシタステン（蓋し黨主の名なり）の徒黨の暴悪殘忍にて王を廢し、累代權貴の家を全く滅し、王と其權貴とを忌むことを國中に弘めたり。其後王政を再び興復せしかども、此兇悪の僻と其下民の放蕩の行狀を矯る能はざる事一害なり、況や寛裕の基によりて、今復其不遜の源たる、侍立不屬の本を助くる所の政事の改正得べけんや。

其用なく或は其功業なくして、他人に超して人を擢揚する所の部属の法を用ゆる事なし。唯此公然たる寛裕に於て、變黨生ぜずして、國人己を超して、其榮を受る者の聲價にて己が威望の減ずる事を患ひざるは務てこれを議論して可なり。是等の舉は殊に公正にし

て、歴々たる功業に於て行ひ、且人其榮を害する事なく、却て其心の廉潔なるを以て、其己を超へたる人を益々崇尊す。若し大人抗禮せず起居を問はざるとも、又益々禮を厚くして遇さるが故に、彼自ら是に感じ、其起居を問はざる事を免れず、且彼生來自適し人に仕へん事を甘じ、其親切の心を感ぜずんばある可らざるに至らしむ。

我國民の佛徒を奉信せざる事は、外國の人殊に羅瑪（意太利亜國の都府）人の誹謗する所なり。羅瑪人謂へらく、我國民の此所業は、批評すべきに堪たりと、彼徒の自家の教法を奉尊する事、傍ら法外に出るに似たるが故なり。又我國よりも彼を毀つべしと雖ども、彼が我國を誹謗する事、全く縁故なきに非ず。然ども此所業にて、我國民の行狀に大害ありて其心一致せず、放辟無制にして、人をして同國一郡一縣の人の內にても、我上に立つ所の人を誤り害せしむるに至らしむ。是全く義と善行とを破り犯すのみならず、其國政の法をも犯すより生ずる所なり。

彼の僧の品によりては、尊奉すべからざれども、尚我國人も其跡を踐むべき程の行狀あ

る純徳の僧をば夥く設けり。此事他國及び吾國の案に從ては、唯學問を大に修むべきが爲に、他國の僧を設くと雖ども、實に彼れ我國民の間の學を助け、且諸貴重すべき著述を以て華飾するに由て、彼を崇尊すべき所以なり。

昔年黨を結びし先民の行狀實に批判すべきは、此不幸の時節に當て、國士と國民との法討論せし一事件なりしを思出すべし。其論終に決を須して各黨互に言ひ募れり、是其無智なる其身と共に均しく罪すべきなり。然れども若し傍より障へし者ありせば、其恩を忘るべからず、則第二世ヤコービユス王不直の企を起せしに始め、諾厄利利亞諸寺の僧其法を以てこれを拒み、其柄を執り祚運の顚覆あるべきを察し、其幾の未だ見はれざる時、既に務て爭へり。

他國の人殊に拂郎察人、甚だ我が粗暴の性と過とにて、彼其案を言出す時、我國民もまた各其案をいふを思ひ、唯我國民の行狀は、文學進まずして化せざるに由て、田野鄙夫の風ありと云。

我國民の外貌衣服に於る、拂郎察人及び其他拂郎察に擬傚して、名を取る者の如く、實に美ならず、然ども、彼が誹謗する所の此失は却て幸ならずや、是全く我情の華奢を事とせざるより出で、我丈夫の膽氣豪強の氣象の然らしむる所なり。我國民の情態を能く識れる人は、皆我親切仁慈にして、傑然たるの志あるを許すべし、我國の人は實に交接の際、阿諛面諂を嫌ひ賤しみて、苟も是を爲す者なし。爾く此非常の心情を以て大に我不善を購ふに足れり、何となれば、此心諸大事に臨で勢を逞くし、且公私の大厄難大に處しても、勇敢果斷にして、志を移さゞる他邦の龜鑑となればなり。

我仇敵（佛郎察人を斥す）の說くが如く、我が政事の都て他邦に勝る事、遠きを深く謝すべきは、全く此不屈不遜にして粗暴の胸憶にありと。

是故に我國の庶人は、質朴愚戇にして文少く生産嗇れり、然ども高貴の人は、他邦の同位人に比すれば餘りあり、それ奸智は都て世態交接の際に於て、巧言令色を以て、誠美の心と天然の眞とに換ふ、是を外見すれば、甚だ美にして小人の和を得べけれども、聰明頴

悟の人に於ては、實直質朴たり味ありとせんや。

諳厄利亞人此の如き性情あるが故に、其行はんとする所、當然の理にして其義なるを必すれば、如何に支へ止とも聽かずして固く此を執し、其居恒に豪強にして、既に其心は決せしが如く、速にこれを行ふ、傍より是を妨ぐれば憾とす。

右既に我國人品の他國の人に異なる所を論ぜり、今又其過の不幸を下に論ず。

我國民の性質甚だ思慮を失ひ、煩亂するに從ては、屢無法に流れ、制すべからざるに至り、尤も大害ある事をも輕卒に決斷して、敢てこれを行ふ誠に歎ずべき事なり。大抵其謀り企つる所、人の妨ぐるあれば堪忍ぶこと能はずして、己が衣食財寶は言に及ばず、身命をも忘るゝに至る。又業を進むるに當て、聊の變害にて其勢を奪はるゝ時は、尤も歎ずべき強惡をも爲すに至る。夫はさて置き、婦女までも荒々しき心あり、其親若し聊の事變にて己が婬行を支へ止れば、却て其人に初の婬行を爲し遂げん事を誓ひ、必約を守ると云。

我國民の闘爭を好むこと勝て言べからず、恰も困厄の事ありて止ことを得ずして是を爲

が如し。是我國民累世傳染の病なり、誠に茲に至ては、自ら禍厄を引出し人に報ぜんとて却て己が身に其仇を招くと云べきなり。

壯年暴厲の質、其猛悍の氣象より無法を行ふ事、實に其極に至れりと謂ふべく、他國に於ては曾て有らざる事共なり。凡貴賤尊卑を論ぜず、種々驗少き無法を行ふ事は、此國の習にして、毎日の傳信記にも是等の事のみ多く載たり。是些細の事にあらずして、屢皆大事の係なり、殊に毒殺より起る所の事、時として尤も怕るべし。酒醼の餘り禽獸の行にも勝る所の人ありて、酒宴の歸路に於て、初に逢ひし人を殺さんなど、互に誓約し其言を信じ守りし者ありと云。

是等の惡行は、却て强飲酩酊の餘りより起る事明なり。我國民の事に堪ざる性質あるが故に、人より逆詞を受ることを嫌ふ、若し逆ふ者あれば堪忍ぶ事能はず。壯者の放蕩の行狀は、其暴を制せずして恣に行はしむるより起る。五十年以前杏那（あんな）王の在位の時にモハウクス（此語辭書中に見えず疑らくは其時徒黨の魁首の名ならん）と稱する所の、賤しむべき血誓連判の徒黨の例を以て、明

かに微するに足れり。

我國民能く累代高貴の權を抑へ、其官位に心を高ぶらしめずして、親切に卑賤の輩と交らしむ、庶人の尤も賤しき者とても、其高貴の人の心肝に銘する程に仇をなし、或は侮り罵す事を得、或は高貴の人と下賤の人と共に殺傷に及ぶことあり。

然ども、高貴の卑賤に抑へらるゝ事は、誹議すべき事なりと考る所の人は、我國政事の本を失へりと謂べし。他國に於ては、貴賤尊卑の等を設有て、互に相隔り遠く疎からしむ。然るに我國の大人は、屢卑賤の者を傭ひて、其仇なる人或は難を防がしむるに有用なるが故に、小人を賤しく遇する事能はず、權勢を以て彼を抑へんと試みし人皆後悔せり。既に貴賤尊卑を事に寄せて、七年毎に一度會同するの制を設けしも、寛政にして定りなければ、三年ならずして復故の如し。是は法度改正の時に當りて、主として建たる所なりしが、三年にして復これを爲さずんばあるべからざる程に、我國政の寛裕に於て、諸事弛び崩れ易ければなり。此集會の期は近來まで心を用ひたりと見へたり。是に於て國の柱石たる諸

人會合して、政事の基礎を定め、政事に於て尋常設くる所の法則に從て、安全に永續せしめんが爲にして、故を新にして再び其原より出たるが如し。これ年月を經るに隨て、我政事の寛裕に自然に出來たる害を除き、或は其崩れたる所の事を再興せんが爲めなり。

是に由て、大人如何に其威望を高くせんと欲し、又智慧才覺ある輩をして己を敬せしめんと欲すとも能はざる所なり。若し實に其人の高志廉潔に服する時は、他國の執政權勢に依て勉めて行ふ所の倨傲の號を受けざるなり。大人貴重の人は、初生の時より、此寛裕を受るによりて、是は世界諸人の大法なりと、慣れ思ひて、其身命を抛つ程の意趣にあらざれば、遂に此意を忘れず。

爾く我國貴高の人、宜しき所ありと雖ども、人より不足の辱め及び罵りを免かるゝ事能はず。何となれば、人誰か過なからん、然るに人民大人を毀ち、其些細の過失をも誹謗するに至る。

人民不平盧蕩の性よりして、都て惡とすべきよりは、恥とすべき所の害生すること稀な

らず。是に由て政事を司るに堪る人をも、無智なりとして賤んじ、凡て執政官の爲す所宜しからずと謂へり。

此弊何處より起るやは、政事を拒む人多きに注目して知るべし、是が爲に止ことを得ずして棄られたる人甚多し、其人心に明に見る所の主意あるが故に、常に此不遇を受け、人に誣らるゝに至る。故に其抗する所の人に悲みながら無法に相爭ふ。是に由て是人品を失ひ、其幸を爲んと欲する所の志を無益とするに至る。官を進めんと欲する諸人の美名と、其品能とを甚しく傳へて、凡そ智慧ある人は絶てなしと、愚人をして思はしむる程に、諜々として人の美を誣る事を好む。故に貴官に至らんと企つる輩は、金銀を賂ふてこれを和らぐるが如く、國民極て暴極殘毒なりと雖ども、大小貴權の家は、是に及して人品の善なる事、他國の同位の人より勝れる所あり。これ寛裕の國に生れしに由て、自から寛良の意を受て成長するの便りを得しと心を附んには、實に此の如くなるべしと。其理を推し思ふよりは、人品の勝れる事猶甚し、彼の學業を進むるは、暴虐無道或は疑惑の政に、心をせ

めて敬服し、且つ心を用ひて偽す所の事を限るの意なきが故なり。

其智の巧拙の明に知るべきは、其有用至重の一學を立るの實業にあり。これ他國人の意表に出で、且其稱譽する所に超たり、他國にても學者の中に無名にして素餐し、間々大智の人隱れ、或は小術ある人虛名を得、高位に升り、榮耀を究むるあり。我國に於ては、其能に堪たる人を、公事に於て、屢顯稱して、貴官に登用せんが如して、其學術の至極に至らしむるの道路あり。

其他我國の大會（大事ある時國中の人集りて評決する會を云）に出ん者は、數年學問し思慮を凝して、豫め講究し又は人事を研究し、事業を精明にし、或は他國の事をも弘く極むるにあらざれば出る事能はず。諸人の意に任ずる人に於ては（是は衆評の取捨に任ずる者を云）止むことを得ざるあり、實に人の心を附て、弘く求むべき事多きに由て、これを擇み用んには、先づ其長ぜる職業に於て、求むべき所の多少及び其人品に從て、これを徵用すべし。

大人の自ら甘じて其高位を屈し、我より位卑き人と同輩の如くに遇す。既に說けるが如

く、意を用ひざる人、或は他國の吾風俗を知らざる人の如く是を誹るは羅瑪（前に見ゆ）の善政盛なりし時の風俗に習ふより外ならず。何れの國にても、下賤の者高位の人と共に、同位なるが如く思ふ事、漸くに增長するは人情の常にして、大人は其位に心を措かず、卑賤の者は大人に應接するの禮を自ら知るよりは、倨傲を事とする事多きが一の明徵なり。

累代の貴權貴人の譽れとなり、又其幾許が此事に於て（前條身を卑する等の事を指せり）心に不足なる事を認むるに從て、他國の人ならんには、尙自から其位を高尙すべし。我國と拂郎察との人品差別の著しきは、假令ば我國宮仕の輩は、王宮の不仁を屈せずして能く堪へ、彼が信友より受る所の親切と、知己より受る所の尊敬との渝らざるにあり。彼若し其譽を失するとも、彼を睥睨せんと思ふ者なし、而して實に其行狀の毀つべきなきを考へ知る時は、尙以前よりも彼を尊敬す、實に他國の內殊に拂郎察人とは相反せり。他國にては凡て王宮に於て用ひられざる人は、諸人諸を賤んじ、其心輕薄にして其人を棄つ、是に由て諸人の心をして皆斯の如くなるに至らしむ。是に反して、我國人の大膽と、精神の尊き赫々と顯はれ

なり、若し人其功業に由て、恩賞官職を受る時は、諸人甚だこれを感稱す。

我國人、自ら身に烙鐵を當つるの歎くべき風俗あり、自ら手を下して好で我車を毀傷するさま、既に化せず、他國の人とは甚だ異なり。則我國の人は、古へロベイン人の風を擬し、唯其失德或は奴隸の過を免かれんが爲に、自殺して其罪を償ふの形ありと思へり。時としては、他人に其怨を執せんとて、此恐るべき所業を爲す者あり、他なし彼死する時は、其人に大難の及ぶ事を知ればなり。婦人も此恐るべき所業を爲こと男子に劣らず、是れ亦前條の如く、怨を報ぜんとて斯く爲に至れども、多くは自殺するの原は色情なり。凡我國異變の他國より多き事、半ば此色情に起れり、サラートー、スタラーター 二人の名 が和蘭の軍記中に曰マルス 星の名 軍神 は唯他の諸國を一度周流せり、然れども多くは、其居を和蘭國に保てりと云が如し。是は譬喩の古諺ならん、居を和蘭に保つと云ふは、和蘭が諳厄利亜とたゞ一海を隔てし故にや 猶ほ同じく他國に知られたる、我國の色情深き事を徵するに堪たり、尙每日ある所の事跡に於て明なり。是に由て色情より起る事、皆他國よりは義理あるより起れり、他國にては男女の義理の重きより

は、其閑暇の樂にあり。

我國の婦女は、他國に比すれば美なる者多しと、諸人の稱するは、此情の厚きが故なり。實に譽れの貴き事は、其容貌の美なるより、其親切の貴べき事少なからざるに在り。

他國より我國に來る者、我婦人の美なるに心醉せり。其故は彼常に其婦人の事を、談話の主と爲すが故なり、人によりては如何に人と語るとも、其自國の婦人の樣子を、我婦人と比して說く事を好まずして、只密かに論ずるのみ、是にて其國の譽れを失はず、且爭論に至らざるにて知るべし。彼實に其婦人の信實は、我に敵する事能はざるを知て、是等の談話をば常に勉めて避けり。

他國の人、我諳厄利亞の紀事中に於て、其婦女の美、就中其心柔和にして、詐なきの行狀ありと記する事は、皆同く論ずる所にして、其行狀の善と、其心の柔和にして、常に信實なりとするは、古來不易の論なり。是等の行狀に於ては、固より他國の婦人に勝れり。其餘善行の美を顯すは、詐欺の賤志に勝ち、而して彼其配偶を求むるに、義のある所及び

其人品に相應するを分別するは、甚だ義に依て配するを知る。一たび彼が心を掛し所の情人を擇むに、利欲に眩ずして信實を盡すは、婦女の大志にして爭ふべからざるの徵なり。是等の例我國に尤多し、是も心を附て見る時は、人の意表に出で實に驚くべきに堪へたりと、諸人の稱する所なり。是に由て他國より我國の人を、己が便利を貪るの徒と名くる事を聞く、是は就中我志の爲んとする事を謀り行ふて、他の應接の樣子とは天地懸隔すればなり、他國に於ては是等の例甚だ稀なり。他國の婦人の容貌の美麗と智慧とよりは、其將來受る所の榮華の爲に心を用ふ。此容色の美と智慧とは、我婦人に於て甚だ他國に勝れりとす。

然れども、人品の抽でたる善行なるも、聊不善の行ひ加はる事なきは、何れの國に於てもある事稀れなるによりて、我國の婦人の決斷果敢にして、其身に譽れを添ふる所の、性質の優寬なるを稱し示すべし。此思ひ込たる事を爲に當ては、彼が才智に於て恥とする事あり。譬へば尊家に生れ富貴に成長せし一婦人、若し過失ありて其罪を償はんとすれば、

其智慧に於て顯はるゝ、品操と、思慮の貴き容貌の美麗なると、皆棄て零落し、卑賤の婦女となり、其心の柔弱なるを棄て、男子に見へずして其身を終へ、唯男女容貌の別あるを知らしむるのみ。

我國人を誹謗する隣國の内、殊に拂郎察人の誹謗より妄誕なるはなし。則我國の人は酷薄にして、生を殺す事を貪り、刻烈の事業を爲すと云、若唯我國賤者の無智にして、荒々しき力業獸畜を闘はし、時としては鷄を闘はすを見て、概して是を論ぜんと欲せば、是等の諸戲は多くの大人より、却て是を爲ことを勸め、且これを擧めて大に稱せられし事遠からず、今に尚荒々しき戲の遺風あり。然れども若し拂郎察人通我習僻諸戲を外見し、誤り認めて我國の人は殺伐の性ありと定めんは、實に無法の論なり。それ仁愛の心は天より稟るの德なり、我國人の思慮の眞實なるを知るは、言を俟ずして許せり、且諸の政事定法、凡て仁愛の心を助くる仕方多し。他國に於て爲す所の、刻薄なる所業に比すべき者、我諸政に於て例ある事少し。我國には罪の疑はしき人を首服させ、或は其徒黨を審訊し出さん

が爲めに用ゆる所の、木馬其他拷問する諸品絶てなし。又他國にては、罪人を死せしむる程に責れども、我國にてはかゝる拷問なし、我國下賤の者の闘爭訟論するも、他國に於て多くあるが如き、擊傷撲殺に及ぶなし。又他國にては貴人も劇しき果し合あれども、我國に於ては甚だ稀なり、我國の奸惡なる賊盜、路次に於て剽掠するも、甚不法の業なきに由て、（人を殺して物を奪はざるを云）歐羅巴洲に於て大に畏れあり。尙此擧を大にするの證據は、譬へば盜を爲し、法を破りて捕れたる者、實に其證人を要せずして、審訊せらるゝ程に、人をして己が實情なるを思はしむるの捷法あればなり。（他國にては證人を取て、罪の有無を決すれども、諳厄利亞にては只實狀を吐かしめて、倘に罪科を決するを云）

他國の思慮ある人の記中に、我國の人は固より榮耀餘なれども、婦女らしき事を嫌ふと載けり。我國人の奢とするは、其珍味よりは其多きを主とす。凡て閑暇佚樂する事少し、他國の富豪の人は閑暇佚樂を常とす。

我國人の閑暇無事にして日を消するの樣、たとへ一事業を爲さゞる人も、業を勉むるの形勢、丈夫たるの儀狀あり。婦人も固より時日を閑暇に費すも、尙其作業を以て暮せり。

是に反して隣國の人は、暗に拂郎察を云安居佚樂を好めり、其心の大に忙しき人にあらざれば、我國人の業を勤むるに及ばず。

夫れ世の事業を好で爲す人の、凡て世の中の榮華佚樂を賤しみ棄るは、其の見識あるのみならず、勇敢果斷にあらざれば、是を爲す事能はず。實に我國人は其面に勇氣を顯はさずして、却て溫順の譽あらざる者はなし。其徵の尤も著しきは、我國の艦軍將互に能く遇するより明なるはなし、凡て他國の大將は敵に臨では、其勇を屈し顯はさずして。却て其麾下に向ては、暴厲にして鬪爭を好み、軍吏を苦め害す、此歎ずべきの害あるは、拂郎察人より甚しきはなし。

諸工の精巧なるに由て、諸術の製大に宜しく、術者の上達して發明する事多し、故に歐羅巴諸洲、我國の智慧の餘りを受け用ひざる者なし。凡て諸國に於て諳厄利亞製の銘ある者を大に貴重せり。それ我國より製出する諸器は、皆我國人の智慧と諸術の大成せる、美の光耀赫々として顯れたり。他國にて甚だ粗造なるも我國に於ては誠に精密美麗に造出せ

り、我國の拙工は他國の上工に敵すべし。

シンツエフレモント（人名）が記中に、我國人の事情を考へ、至當に論記せるを以て確定すべし。此人は人情の實學を究め、永く我國にも滯留して、諸權貴の人甚だ尊信せり、則ウェストヒンストル（地名）に在る碑の銘に詳載せるが如し。我が譽れとなるべき事どもを論ぜし後に、凡て男子は大に勢ひありて、婦人は美麗にして、才智は他國の者より敏捷なりと謂へり。但是は過稱に似たり。

我國人の行狀は、他國の人の感服すべき事多きに由て、總歐羅巴洲の尤冠たる者と心得る人は、却て其思慮の及ばざる所なり。只我國の政事行政は、歐羅巴洲の他の王國に比すれば、觀るべき者多し。而他國に甚だ多く品とする人は、我に少、我國人の如き諸事なるは彼に少、今時は他國の人我國に近來聰明透達の人甚だ多しと會得して、其大人貴族も我國を遊歷する事は、全く教化の爲に有用なる一事と考思して始めしなり。

諳尼利亞人性情志 畢

日本紀事譯抄

日本紀事譯抄（目次新附）

目次

日本紀事譯抄

凡例

一元祿年間來貢の和蘭人「エンケルベルト・クェムヘル」と云者、著す所日本聞見紀事の書あり。其の第四篇中第五條に、昔し波爾杜瓦爾國及以西把尼亞國人、我　日本に往來し商舶を通し、且嘗て彼　敎法を國内に弘めたる始末を說けるものあり。臣景保忝しく是を譯して、上るべきの　敎を奉す、景保短才謭劣、況や此學に於る修業殊に日淺く、全文の解譯敢て爲す可らざる所なり。時幸に、崎陽の和蘭譯官二三生、公事を以て都下に在留す。因請て其官暇を以て、譯局の一室に會して是と謀り、相倶に是を讀み是を解し、草案再四數月にして譯草を爲す、此編卽是なり。但全篇恐くは誤解するものあるべく、或は拙譯其義通じ難きもの多からん、再校他日を期すべし、今姑く繕寫して其　敎に應ず、但これ其大意を知るに足るものと云ふべし。其未だ正譯に及び難きものは、恐

懼の至りに堪えざる所なり。

一波爾杜瓦爾及び以西把尼亞の二國は、其地歐羅巴洲に係る、我邦俗古今これを南蠻國南蠻人と呼ぶ。白石翁曰、此國之人我俗呼爲南蠻者以其多取道呂宋也、其俗呼爲黑船者塗之以蕃瀝青故耳、云云。二國の方位地形土俗の事は、采覽異言に詳なり。

一同書に曰、往時蕃舶之來、求以互市、兼演其教法、貪者逐其利、愚者歸其教、愚之與貪、其弊日甚、國初已來、嚴設厲禁、而竟格不行、激成其亂、及島賊既平後、諸蕃貢市、一切拒之、其冐禁陷戮者、通于前後、凡二十八萬人、禍亦慘矣、と今此譯說に因て、蠻賊の出入、教法の盛衰、其始末の概を知れり、卽今是を聞くが如きも、身體冷然たり、嚴制厲禁故ある哉。

一原本「ヘシケレキヒング。ハン。ヤツパン」と名く、按に「ヘシケレキヒング」は紀事記錄なり、「ハン」は助語の義、「ヤツパン」は西洋稱する所の日本なり、是を連ねて日本の紀事又紀聞の義なり。

一「ヤツパン」は中華廣東音、日本の轉聲なりと云ふ、西洋人　我國に來りし始は編中に云ふ如く、廣東の媽港を歷て後　我國に來りしゆへ、彼音に從て稱せしならん、但二百年來通商不絶事となりし後は、「ニホン」又「ニッポン」とも呼ぶなり。

一撰者「ケェムヘル」は和蘭船に從ひ來る醫官たり、其の本國は和蘭の宗室熱爾瑪泥亞國人なりと云ふ。甲必丹と共に營中にも入朝す、長崎に留まること三年、其滯在の間聞見せし事を集錄せる一著書なり、時は元祿三年庚午の間に在り、此時歳四十と云ふ。

一編中直に西語を記するものは、其上下に「ハスコデガマ」如此句讀を爲す、是前後混同せざらしめんが爲めなり。

一編中往々附註を爲して、本文を明すものあり、是他書に就て附譯するものあり、或は我舊記と符合するものあれば其說を略して其下に附し、且愚考を添るものあり、或は彼年暦を我年號支干に配考するあり、或は經緯度數を註するもあり、或は自ら聞見察知する所を以て略註するものあり、是聊か本文と參考して、其說を辨明せん事を要して其煩を

厭はざる所以なり。

一本文下自注と云ものは、撰者の自註を譯するものなり。愚註には各條按字を冠らしむ、以て自他混交を分つなり。

一間々　神祖の御諱あり、毎條御諱と譯し神祖と註たり。

一編中國王と譯するものは、原書に「ケイヅル」と稱する者なり。「ケイヅル」は國帝の尊號なり、彼地方郎我神祖及び歴朝大君を稱し奉りて「ケイヅル」と云ふ、譯者曰亦然り。此れ許多の王國を從屬し、其總國を一統し、萬機の政令を天下に布き玉ふを以てなり、西京は別に神孫繼統然れども皇帝と稱し奉るなり。今姑く譯するに國王を以てす。

一西說曰、三大洲中に「ケイヅル」帝爵の尊號あるもの、亞細亞洲に在ては、日本、支那、大莫臥兒、印度都府 歐羅巴洲に在ては、熱爾瑪泥亞 和蘭の宗國「ホーゴドイツ」なり、帝號を「ケイヅル」と稱するなり。 都兒格 邦語帝王を「シュルタン」と云ふ。 魯西亞 邦語帝王を「カサール」と云ふ亦「インペラトリ」とも稱す但此邦は帝號の國となりし事二百年の上に出すと云ふ。帝爵の國土此六國

に隠れり、四大洲中幾千の邦國ありと雖も、皆、王爵、侯爵の國にして帝國より其制作を受くと云。

文化戊辰孟秋

高橋景保識

西客堅協鹿日本紀事第四篇抄譯

波爾杜瓦爾國及び以西把尼亞國人日本に到りて通信交易を爲し且法敎を弘め遂に隱謀露顯して擯斥せられし始末

高橋景保　奉　敎譯

抑も歐羅巴洲の内波爾杜瓦爾國人、亞細亞洲の應帝亞海に舶を來たし、其沿海の諸地に來往せし其の始を繹ぬるに、暦數一千四百九十七年（按に此暦數西洋革命の年より算す、歐羅巴洲中通用の暦數なり、此年暦は我明應六年丁巳に當り明の弘治十二年に當る、文化五年戊辰より泝る事三百十一年に至る、東方に道を通ぜんとする事最も久し）波爾杜瓦爾國王「エマニュエル」の命を奉じて舶四艘を装へ、共に印度の戈什塔（按に西書「クーランテントルコ」に曰「カリクエット」は印度安日河の西方にて海中へ突出して島の如き國にして侯國なり土

俗其王を尊む事他にこへ得して地神と云ふ國王權威強く財寶庫に満つ彼已に把利斯督の宗法に歸せんと約せしかども遂にはさずに來り、始て「サモレイン」按に即國の方言國王を稱する也神と譯すべき義なりと通信して交易を爲す。其後千五百十年本朝永正七年庚午、明正德五年「アルボッケルクエ」以西把尼亞國の內の府名也波爾杜瓦爾の界に在りの「アロンソ」人名、按に以下に詳證する牙栽論なるもの臥亞按に「クに載する「ロレンソ」恐くは此の賊ーランテントルコ」に日臥亞は印度の俠國亞瑪の都府なり「セントゥア」及び「ゲアリ」の兩河是を圍みて小島の如し此地最も繁華の要港にして波爾杜瓦爾人此に商館を構へて專ら交易を爲す土人是に從て天主教を修す、按に西人新巧暦書曰、此地距三福島之經度九十一度二十萬分赤緯北一十五度三十一分に來り、遂に此地を領す、是れ歐羅巴洲より印度に來り居を構るの始なり。此頃よりして、彼の二國の人此洲中に僑居し漸く印度人未發買の品物を求て、是より遙に遠き東方の支那に至るまで遍く通商する事となせり。

始て日本を訪知開啓の說

暦數千五百四十二年按本朝天文十一年壬寅、明嘉靖二十一年波爾杜瓦爾舶支那へ往んとするの洋中按に此時已に支那の媽港に於て專ら交易を爲せりに於て、風濤の爲め圖らずして、是まで未だ曾て知らざる日本島の汀渚に漂

ひ、多くの商舶を經て、終に「クェシコ」九州・「ブンコ」豐後の港に着し碇宿す、按に釆覽異言曰西著元來ニ我方ニ自ニ波爾杜瓦爾國ニ始天文十年辛丑秋七月蕃舶有ニ大海舶一隻ニ至ニ豐後神宮浦ニ其所レ駕者二百八十人とあり本說と一年前たり是實證とすべし文化五年戊辰より二百六七十年前、足利義晴將軍の時代なり其我を望む其志す所最も遠し　日本の傳記には、昔歐羅巴船始て「シコック」四國の「アワ」阿波に來り碇泊す、是時始て日本にて其船を見ると說けりと云、何の書に出るや某の說をきけるや、未だ知らざる所なり、然れども其說爰に取り用ひず。又一說には其時より先き印度の人始めて日本を訪知すると云ふ、我亦是を取らず、按に堅鶍備は二說を取らず、波爾杜瓦爾人の初見に從ふと見ゆ　其後二年を過て、彼舶買商の貨物を、再び豐後國に輸送す。

保按に「ゼォガラヒー」と云地理說の書日本の篇に曰く、曆數一千三百年の頃、歐羅巴の內伱揩祭亞國の「マルキュス・ポ・ワリュス」と云者、始て東邊に日本と云地ある事を說けり、然れども此人此國を見たるには非ず。或曰此人一千二百七十五年即ち我後宇多院建治元年歲十八にして本國を出て韃靼に行て「キュブライ」王に事へ其王の支那を併呑する時に値て、隨て支那に行て、前後十七年の間權重く用ひらる其後印度を經て再び歸國すと。又曰「キュブライ」は元の世祖の名史に忽必烈と云者たらん歟と。一千五百四十二年天文十一年壬寅波爾杜瓦爾人「サシュマ」薩摩の「カンゴシマ」鹿兒島に漂着して

此時始て此國あるを見たり。是より七年の後（千五百四十九年天文十八年己酉）僧官「フランシスキユス・キサヒーリウス」なる者此國に來て、從來の佛法を改め、本教を弘めん事を勧めたりと云々。此年數は勝隱が說と合す、然れども實は誤ならん、亦鹿兒島にも非ず、種子島なり。磐水大槻氏曰、薩州鹿兒島僧（文之玄昌大龍老夫號南浦、慶長年間島津家久の時の人）所著南浦文集曰、隅州之南有一島、去州一十八里、名曰種子、我祖世々居焉、先是天文十二年癸卯秋八月二十五日丁酉我西村小浦有一大船、不知自何國來、船客百餘人、其形不類其語不通、見者以爲奇怪矣、（中略）其船中賈胡之長有二人、一曰牟良叔舍云々。（按に牟良叔舍は蓋し所謂「フランスキユス・サヒリウス」の轉譯たり後に證を）擧ぐ是を明證とすべし、此外諸說ありと雖も、原と此說を誤り傳へしならんと云り。

一千五百四十九年（本朝天文十八年己酉明嘉靖二十八年）一介の日本人本地を遁逃して歐亞に往て灌身す。（按に灌身とは彼宗法にて其教門に歸入すれば其身を冷水に浴せしめて新に名を命ずるなり、蓋し從來の宗門を捨て本門に入り、永く法教を守ると云ふ誓なるよし、其教門の徒子生れば定例寺に携ひ行きて此法を行ひ名を授かると云ふ、和蘭に是を譯して、「ドープナーム」と云ふ、其浴水を「ドープソーテル」と云ふ、「ドープ」は灌漑なり故に譯して灌身と云ふ、灌身と云ものは其の門に歸入せるなり）而して波爾杜瓦爾の商賈等に告曰、（按に是時波爾杜瓦爾に歐亞を有し居住す）「歐羅巴」の貨物各品を裝へ、是を以て我日

本に往き交易せば、必ず大利あらん事、掌を指すが如し、且其時大の僧官「パーテル」按に僧の官名、所謂伴天連なるべし の法教を傳へ本法を說かしめば、國人此契利斯督（きりすと）祖神の名、所謂切支丹 の法教を尊信し容易に此門に傾くべしと、按に雪窓和尚著す所の對治邪執論曰、天文の末西蠻の商客船を豊後國に寄す、中略又一人の伴者あり名けて「ロレンソ」と云ふ、是を「ユルマン」と云ふ此人日本和州の產本名を了西と云ふ、薩州より羅瑪へ渡り天主教を學んで又日本に來る云々、恐くは本書此人ならん歟、其羅瑪と云ものは誤りにて臥亞なるべし、南浦文集には明の儒生五峯と云もの此船に乘り來ると云ふ、或は五峯、了西同人なる歟未だ詳にせる事を得ず。

波爾杜瓦爾人日本に居を定む

是に於て波爾杜瓦爾人、其交易と法教を弘むるの二つを主とし、漸々日本にも商館を立て、尤も其業を定めんと欲して、彼日本人を先導として、波爾杜瓦爾船始めて日本に來る、其時若干の法徒を伴ひ來る、其中彼國波爾杜瓦爾の貴族「フランシスキニス・キサヒーリ・ウス」按に是其法官の首長なり。南浦文集所謂天文十二年癸卯薩州種子島に來る牟良叔舍是也。參覽與言伊西把尼亜及加西爾傳に載する「フランシスクス・サペリウス」にして本說と符合す、併

せ見るべし、初て鐵砲を傳へしはこの時の事なり なる者あり、其時日本未だ國を鎖さず 異國の往來を禁ぜず 諸侯亦今の如く國王將軍に同く從屬し、嚴に其命を守らず、是を以て國人恣に外國へ往來して、或は職業或は商賈を稱し、意に任せて自由を行ふ、是に由て異國人亦自在に其法教を弘むるに足る、故に彼等 波備杜瓦備人 日本諸方に來り要處を擇て碇縮す。按に所在上陸の意なるを云ふ、

既に如此勢なるを以て、波備杜瓦備人自在に日本に來り至る。彼只利得ある物をこゝに見て是を得んが爲のみならず、九州の諸侯深く彼等を親愛して是を容さし留む、蓋し其國民を治むるに利用ある所を以てなり。故に波備杜瓦備船九州の地に至れば、其列侯の下民出迎へて是と親しみ、且交易を爲すに彼此互に利益ありて漸く增殖す、是を以て國内互に相爭ひ船至る所は悅喜し、至らざる所は嫉妬を生ず、各相勵みて强て彼船此に來らん事を勸む、若彼こゝに來れば、國人皆他の國人の來るよりは殊に悅て是を勞ふ。勢ひ既に如此なれば、土人等其國中の貨物も亦悉く其好むに從て容易に是を得るを喜ぶ。按に九州の港には異國の交易あるに因て國中の土産貨物自ら一處に聚るを以てなるべし、凡て此國人新奇を好む故に、或は直異邦の奇品は誰か始て得

たるを云ひ、我得る所を某は未だ得ざるなりと云樣に互に其先後を爭ふ、其未だ國中に見ざる物、吾意に適へば物品の雅俗用不用を擇まず、務て之を買求む。僧官「パーテル」按に當時伴天連と呼ぶものなるべしは其教法を以て土俗を教化せんが爲め此國に來り、彼「エハンゲリウム」新法の教名所謂耶蘇法歟と云ふ法種を植へ、風俗を撫育して國を己が法教に歸せしめんと勸むる事切なり。此亦容易に交易をも次第に盛にせんと欲してなり。支那の瑪港府廣州の一港なり。此港は島にして香山縣に屬す嘗て波爾杜瓦爾人此に商館を設け互市を專にす、西人新巧曆書曰、此地距二福島一之經度百三十一度二十六分赤緯北二十二度一十二分四十四秒は其所領にして爰には甚近きに因て、彼其處の住人に命じて歐羅巴洲及び應帝亞の貨物を多く聚めて、此地に輸送せしむ。且彼國人波爾杜瓦爾人或は法徒等日本にて用ゆる所あれば即其處より是を呼び迎ふ、又當時以西把尼亞人は「ヒリペイン」諸島の內「マニルハ」府按に「マニルハ」は呂宋島の內なり、呂宋は「ヒリペイン」諸島中の內大島なり、故に亦呂宋を指て「ヒリペイン」とも云西書「クーランテントルコ」に云「マニルハ」は亞細亞洲「ヒリペイン」島の內有名の都府穀類稻米或は果類或は家畜類多く產して大に殷富の府なり、曆數千五百七十二年以西把尼亞人此府を奪ふて住居し二千人の兵卒を備て警固し堅固の地なり支那の人も爰に來り共に住す。又「アールツビスコツプ」(僧の官名)の館あり皆「ヒリペイン」島の王に從屬す、彼等この港に居り一の岬崎に於て支那人及び日本人等の好み欲する貨物を集めて大交易を爲す。新巧曆書曰此地距二福島一之經度百三十八度三十一分赤緯北十四度三十六分八秒に居を構ふ、是亦波爾杜瓦

衛と同宗同情の國なり。此地も日本より甚だ遠からざるに因て、若し事あらば彼等急に来て救ふべきの約あり、（按に波爾杜瓦爾の地は以西把尼亞に屬して隣國にあり、故に互に相助くべし、當時我國に來りしは、波爾杜瓦爾人とのみあれども、以西把尼亞人もありしなり。）且臥亞は既に印度にての羅瑪（意太里亞の都府）とも云ふが如く、然り、（按に此土地の富厚蕃庶なると、教法の繁華隆盛に至れるを云ふなるべし、昔は波爾杜瓦爾人從來羅瑪に商館を置て、國人と親睦にして恣に事を行ふ、臥亞亦此の如し。）如此く東方の大都通邑多くは波爾杜瓦爾の政教に從ふ、其本國は日本と隔絶なりと雖も、其渡海の間人を損傷する事なくして事足り、容易に往來して頻に彼新法教を送れり、惟むに足らず。波爾杜瓦爾人一時に尊大幸福を得し事を、（按に國は歐羅巴洲に係れば西蕃と稱すべし、當時南蠻と云ふものは、道を呂宋阿媽港より致したればなり。）

商賈等は專ら歐羅巴及び印度の諸貨物を以て交易を爲す。其諸品は毛毯絨片或藥材の類或は山海の產物或は酒類或は方藥其他自然天工の庶物及び人巧の貴重造器の類を以てす、是を以て日本の珍重寶貨に換へ得る事極て多し、所謂濔金戸の金銀脉を得るものに均しきなり。又「パーテル」（按に伴天連歟）の法徒は深く此國民の心を得たり、（心を取り得たるを云ふ）蓋し此國の人情素と新法を好むが故に、彼れ溫柔軟語を以て巧に「エハンゲリウム」（新法教名）の教化を施す、

尤此法教は當時始て傳て來り、嘗て他方よりは日本人に顯はし示さゞる所なり。其法或は禮義貞正の教を以てし、或は精一に此法を信すれば他法を假らずして病者は其病を痊し、貧者は福を得る事必せりと說き、或は此教法の莊嚴の式樣尤尊き所以あり等の事を示して、以て是を化導教諭す、故に國人各悅で殊に是を仰慕して歸依す、且又其餘兩國の人（日本と波爾杜瓦爾となり）自然に親睦を爲す所以あり。蓋し其兩國氣候大抵同くして性情相接するが故なり、（緯度略同）是を以て互に禮義を務め信實を盡して親く相交る事となれり。波爾杜瓦爾人爰には賈人貨物を運送して交易次第に繁昌となり、かしこには法徒等法數を以て、此國の「ヘイデン」（印度の佛法を云ふ我國古來傳ふる所即ち今の佛道を云ふなり）を改め善く契利斯篤（按に所謂切支丹と通呼するもの）の法に化せんと謀りて、一切に是を勸たり。（按に當時教法と交易と九州の繁華見るに足る）

既に如此く、國人漸く彼に從ふと雖も、其始は事甚だ難かりしと、何となれば素と日本人は何等の道教學風を好むや否やを知らざるを以てなり。彼始て到りし法官の首長「フランシスキユス。キサヒーリウス」（人名前に見ゆ）なる者以爲く如此く事情に通せざるに、徒に日時

を重ぬるに益なし、何ぞ久く此地に居留すべけんや、惟此國を去て卽今然るべきの地を撰み退て事を計らん、居を轉するに如かずと、實に其始め日本人を教化せんとする事甚だ難しと聞えたり。是に因て若し人の問ふ事あらば、速に理解する樣に答ふべしと云の原を考へ設けたり。此「パーテル」渡來の最初たるを以て、未だ日本の風習國政及び言語等を知らず、是故に別に巧思し宜く國人に其法教を說き示して諭導せん事を謀り、熟達の譯士に命じ、我教書を日本語に譯せしめ文字は羅甸文(今の和蘭字の如し、波爾杜瓦爾亦是を用ゆと見ゆ)を以て是を書せしめたり。文字は羅甸文ゆへ讀下すと云へども、彼其日本詞の義は自ら悟らず、唯日本の國人に是を讀み授け其常にせしむる事を主とせり。此方略を爲せしに國人漸く其意を得たり、但我は其語意を解せざれば、自ら思ふに此教示の策獨り捧腹に堪へず、然と雖も若し是を笑はゞ聽者の信を失て尊敬するもの少なかるべしと忍で此一法を行ひたり。

是よりして彼法徒等漸々國人と親く交りて、此國の言語を學び而して自ら其法を教示して其風に移らしめんと欲す、然るに其方略に因て國人案外に能く速に進み是に化せり。其

歸するもの九州最も多くして數ふべからず、中に就て豐後の太守（按に大友宗麟を云ふ。）及び有馬某島原の主大村の侯等公然として其麾下をして、契利斯督の法徒に與せしむるのみならず、自ら其法教に歸服して灌身す。千五百八十二年（本邦天正十年に當、明萬曆十年）其諸侯の親戚或は親友より、法官の首長十三世の「ゲレゴリウス」（按に西書「ボイス」に曰「ゲレゴリウス」は古の聖僧なり此僧曆數五百九十一年學校を立て衆人を導く故に死するの後、是を尊で佛とし今人年々祭日を設て是を祭ると）に書簡及び音物を贈り、尤彼法徒に隨身して身の安全を願はんが爲とし、初より彼學校に入りて、其教法に傾く其使者を遣せし事の一條は「ツアニュス」（人名）著す所の紀事を書に載て詳かなり。亦總て羅瑪の佛書に見えたり。（按に采覽異言曰天正十二年日本春豐後國遣レ使往報ニ其聘一、大使過レ疾死ニ于彼國一、美聞レ之西人詫、當時大使携ニ其幼子一來ニ羅馬國一以爲ニ其徒一、大使之墓在ニ山中一、於レ今猶存云々。此說と符合す。）

此の神明なる佛德の教なりと信を起すを以て、彼諸侯速に是に從服し、且つ啻に其麾下のみならず隣國の諸侯に至るまでも、彼自ら強て是を勸勉す、譬ば強て天に提舉するが如し。（按に天主教其法の本所天にありと故に此諺言を爲す歟）さてこの法如此く、日本に滋蔓し衆人を敎へ育つるの間、或は自得に遲して、速に傾かざるものありと雖も、多くは此法業を甚だ速に能く自ら得道

して、是に傾むく事水の下れるに就く如きものあり、斯の如く繁榮となりしは、譬ば「マニルハ」呂宋の内府名前に詳也媽港及び臥亞等にて圖らず豐盈を得たるが如し。按に國人の從屬するを嘉して、貢納の豐なるに譬るなるべし。

夫法徒若干の日本人を教化する事を務めたり、然れども最後に至ては、姑く勸勉を緩め、亦隨意に從來の佛法に從はしむ。蓋し歐羅巴の「パーテル」僧の官名「キリシチアーン」の法を植るに力を極め心を用ゆるや、却て右の如くせば遂に多く是に化し、速に進み傾くべしと考へて、此緩急の術を用ひしなり。且既に兩國我國と波爾杜瓦爾なり其言語能く相通ずるを以て、彼事を巧て說て曰、日本從來の佛法迂濶にして用をなさず、且其法徒も亦獨立す可らざる事を爲し見せしむ、按に我佛法「キリシチアーン」に及ばざるの證を見せしむ是に因て國人益々契利斯督教法の貴きを見て、是に信服し總國過半彼に歸化す。若し其時に當て卒然として、日本國土を襲はゞ、其服せざる者も亦悉く服すべし。按に「パーテル」の法徒嘗て我國を併吞すべきの志あるを知らる如此く、諸官人より下民に至るまで多く彼に傾て、新法の徒群然として增殖す。是に於てや、古來在る所の寺院の大變

「ヘイデン」（佛法を云ふ、前に詳なり）の僧徒の大害を生ぜん、爰に至て世人頓に心を著く、此佛法及國政の途に傾覆せん事を恐れ、亦國王（按に太閤を斥すなるべし釆覽異言曰天正十九年丁亥春豐關白西巡之日怒彼教師無禮驅之出境然如其通市購聚不絕當場如爲云々）も是邪法にして、終に國害を爲すべしと云ふ萌を防がん事を推し慮り、諸民此契利斯督の教法に與みし修するものあらば、死刑を以て是を處すべしと、是を嚴禁し終に千五百八十六年（我國天正十四年丙戌、明萬曆十四年）其禁令を出して國中に諭告す。是時よりして後其禁を犯す者を死刑に行へり。如此く嚴に契利斯督教を禁じ改めんとすと雖も、是卒かに令に應ぜず（國人是に從はす、）國民の内中人以下は是を守らずして公然として彼に與し、中人以上は恐れ愼むと雖も、密に是を修す、凡そ恐るべきは愚人の決定一念なり。其始は此の「ヘイデン」の法徒は如此くに厚く信受せざりしものゝ、斯くまでも成ゆけばなり。彼が此の弘法の說は諸書に載る所なり、其中彼僧徒著す所の未來記の書に曰、暦數千五百九十年（天正十八年）に當て日本の士民二萬五百七十人此契利斯督法の爲に死すべし。然れ共千五百九十一二（天正十九文祿元年）の兩年寺院に固く法を守らば一萬二千人は又新に此法に歸すべしとありとなり。又聞く日本の實記に曰、

千六百十六年（本朝元和二年丙辰）「フォーグト」（館長の義）神祖御諱彼國王「ヒデヨリ」を誅して其位を奪ふと、蓋し其討伐ありしは「ヒデヨリ」は「キリシチアーン」の法を修め、其摩下も（按に小西行長等の事なるべし、）亦過半此に屬せしと思ひたればなり。

保按に、堅協應は我神祖の秀頼を誅し玉ひしは、秀頼切支丹を修すると思ひしと見ゆ、臆察の誤りなり、且彼未來記を引きたるも殆ど是等と符合したりと思て、日本實記と云ふものを引たるなるべし。

國人契利斯督に歸したる者ども、國禁を犯すの辜に因て強く刑責せらるゝと雖も、佛に誓を立し事を背かんを恐れ、且此法を學ぶ者に勵志を起さしめ、已れに續て刑に遇ふ者に、死を恐れざらしめんが爲め確乎として動かず、敢て逃るゝ事を爲さず、反て是を好で死する事を悦ぶ。彼等如此く此の法教に與みし、潔明果斷信實歸一なるを見はさゝれば、何ぞ快く意を此法に決して多く是に傾く者あらんや。

波爾杜瓦爾人交易の形勢

其教化の事は姑く茲に説かず、却て今交易通商の事を說く、抑波爾杜瓦爾の商賈輩の交易、法徒の教化ともに增長して甚だ盛なり。且つ其賈人等此國人の女と婚娶するに、其女大に有益の貨財を贈り來る按に我國人と交親の厚きを明かし且彼等に益あるを云歐羅巴及び印度の藥物織段其他美好の貨物を以て、此國の金貨に易ふる事に最も盛なりし時は、毎年舶し去る所の金參百トンに較「トン」は秤量の名にして大約四百貫目に當ると「ボイス」の書に見へたり即三百トンは十二萬貫なり、に過ぐ、蓋し意に任せて恣に諸貨物を十分に舶來し又是よりも運送し去りしゆへなり。當時交易大に盛にして、大舶を以て彼の貨物を轉輸せり、其交易漸々衰るに及では唯小舶を以て來津せり、其始は彼等豐後及び平戸肥前の港に來りて大利を營す。後に長崎に移り按に采覽異言曰波爾杜瓦爾來ニ我西鄙一歲々不レ絕、元龜元年庚午春、至ニ肥前國一求以ニ互市一、從ニ瑞於彼杵海口一、兼演ニ其敎法一、今長崎港即此云々、此庚午の年より寛永十四年丁丑に至り其徒盡く放逐せられしの間年數六十八年なり、宜なり長崎地方於今ホルトガル詞の遺りて、覺へず常語と成りしもの多き者を、遂に他州にも及び「カッパ」、「バッテイラ」、「マンテイカ」、「ヒリウス」の類なり、近藤氏西海港紀略に天文十二年種子島へ舶來してより弘治永祿數年の間薩肥豐諸國に着舶し、交易に事寄せ陰に邪教を弘めんとす、是

より二十九年を經て元龜二年の夏始て長崎港へ入津せし後は年毎に五七艘又は十艘許りも乘り來り、漸々僧寺を建て妖術を行ひしが、事發覺して天正十五年邪教を嚴禁し、寺を燒き、伴天連を逐ひ、猶交易ばかりは許し置る云々中略、寛永十五年向後南蠻人日本渡海一切嚴禁の旨にて在留の南蠻人等一人も殘らず歸國せしめり、天文十二年よりは大抵九十五六年になる、てよりは、唯百金許りの物を舶し來て、百金許りの物を輸送し還りて損益なし按に利なきを云ふ思に其交易全盛なりし時より、其商法を堅く守りて、絕す二十年を積むが如きは、日本より瑪港に輸する金銀財寶の積數彼の古書に所謂古の「サロモン」王按に是往昔の如徳亞國の王號凡三千年以前の一國王にして財寶に富める事世に比ひなしと故に是を以て豪富の譬をなすの時、其城中にありし金銀に適すべけん歟、今其交易隆盛なりし時を論するは益なきに似たれども、爰に其終りを云はんが爲めなり、波爾杜瓦爾人等日本に往來するの末後に至ては、竟に交易大に衰微せり。然れども千六百三十六年按に本朝寛永十三年丙子、大舶四艘を以て銀二百三十五萬タイル按に「タイル」は西書「ホイス」に日銀の量目の名なり一「タイル」は「ストイフル」と云、銀錢五十七に當ると、「ストイフル」の重さ凡そ二分弱なり是を以て算するに一「タイル」は凡そ十錢目に當り二百三十五萬に通して二萬三千五百貫目なり。此法を以て以下翻數を訳すを瑪港へ輸送し去れり、此時波爾杜瓦爾の屬徒二百八十七人を將ひて歸り去る。翌年は大舶六艘を以て二萬千四百二十三貫六百五十四錢一分、又其次年は小舶二艘を以て一萬二千五百九十貫二百三十七錢三分を

輸し去ると、予堅協爾彼等が記録を見るに夫より三四年前は、小舶一艘を以て運轉一舶し去る所の金四萬貫目に過たりと云へり。
保按に、此頃の銀は純銀なり、唯彼等の利得多きを云なり、白石翁寶貨通用事略曰、本朝金銀銅外國へ入りし總數を書き列ねし九箇條の中、慶長六年の夏、外國の舶我國に來り始て寛永元年まで二十四年の間は、九州の内何れの浦にても心のまゝに舶を寄せて商賣せしなり、東國へも舶つきて商賣せし事もあり。されば此二十四年の間諸國の浦々にて、外舶商賣せし時取り行きし所の金銀の數はいくらと云ふ事知べからず。又商賈の外に寛永初年より前我國にて耶蘇の法を親受せしもの、其年毎に其國々の師の元へ贈り遣したる禮物金銀いくらと云ふ事を知らず云々、大數を調へ置けり驚嘆に堪たる事なり、此に書載する所の波爾杜瓦爾人阿瑪港へ取り行きしばかりも、大造の事なり、總數を年限にて算用せば知るゝ事なるべし、此金銀を瑪港へ運送せし事は前に云ふ如く本國より此所へ官人を遣し置き治ればなり、譬ば阿蘭陀より咬𠺕吧を治る事の如し。

波爾杜瓦爾人の衰廢

心ある日本人數回、寶を以て予（堅協 臆）に往事を語て曰く、前時波爾杜瓦爾人の長たる者ごもは、常に傲慢の態を爲し、其下人は恣に利を貪る、是に因て國人大に是を惡み、遂に彼等の勢衰微に至れり。又法官の首長は國人の心を取り道に安ぜしむる（接に國人を彼法の教に歸せしむるを云ふ）事を標的とするのみならず、亦此國に金銀財寶の溢るゝを以て好欲す、殊に買人等は、猥に高利を貪り財寶を得るに因て、新に「キリステン」に歸化したる者、最後には怨惡し且驚怖して、是を見る事さへも厭ふに至る。彼等既に金銀貨財次第に增殖し、且弘むる所の法教も速に進み、思ふが如く成就したるを以て、法徒及び買人等益大に傲慢を爲せり。彼法官等契利斯督（佛々）の法制教令に從ふときは、其尊卑の任に應じて長途を行くと雖も必ず步行す、是首臣嘗て立つる所の法令なり。然るに彼れ其誓約に背き、自ら誇て羅瑪の「パッス」及び「カルヂナーレン」（共に法官の尊稱なり。接に此法教は原と羅瑪より出づ羅瑪は專ら此天主教を修すと云故に教主の位階官爵備る「パロウス」は高官にして我大僧正と云ふが

如くなるべし「カルヂナーレン」は其の次の官爵と云へり の盛裝を爲し出行每に華美なる輿に乘れり、彼等自ら稱して我は此國の貴人の位階と等しと、自に尊大にするのみならず、祖宗の神威を假て傲慢殊に甚しく、位我より尊きはなしとす。（按に言は已れ我國の官長執政より尊しとす）一日彼長官途中にて此國の執政都府へ往くに遇ふ。然るに彼が驕慢なるや、此國法の如く輿を下りて敬拜する事を耻ぢ、其轎夫等に命じて輿を留めず、且下る事をせず、傲々として禮敬なく睥願る事をもなさず、從者に命じて大に是を卑下せしめて過ぎしと云に至れり。如此く彼れ粗暴輕慢の振舞を爲して國の執政に逆ふと雖も、其執政の國侯溫柔にして是を咎め制せず、怒を忍で過ぎたりと。是に因て從來波爾杜瓦爾人を恩惠し眷憐したる官人諸侯及び彼を信受尊敬したる下民等も、是を見聞して大に是を惡み、敬服の素望を失ふ事となれり。これ彼等自ら害を招くと云ふべし。其執政彼が無禮の甚しきを怒り、嚴刑に處せんと思はれたり、執政の憤怒最も理あり。彼が驕慢無禮にして、自ら恣なる行ひを爲すの狀を以て、詳に國王に告げ上奏して曰、王威を以て速かに彼等を刑すべしと、此事一千五百九十六年（本朝慶長元年丙申）にあり。（按に豐太閤の時なるべし。）

次年「キリステン」の事に與かりしもの二十六人、其宗法の磔の刑に行はる。（按に古刁支丹の法制は磔を以てし磔柱を以て戒具と云ひ或は十字架の圖あるは皆天主の戒具なりとぞ故に磔刑は即ち彼法の刑なりと云ふ）其中波爾杜瓦爾の法徒も若干あり。其後契利斯督の法學を主として、此國從來の神教に違ふ者は、國法の如く、磔刑に行ふ事とす。新に「キリシチアーン」に歸化せし國人等志を改て臨官に告て曰、（按に新法徒等其罪を懼て訴ふる歟）吾等元「ヘイデン」（我佛法）の法を修せし時は愼み守りて、聊か我佛教に背て其罰を蒙る事を畏れたり。然るに此「キリシチアーン」の教に歸してより、頻に從來敬服せし「ヘイデン」を仇敵の如くし、彼寺院僧徒及び佛像を毀ち覆さん事を欲したり。今其惡念を翻すの志を改るときは速に此邪法を罰し退けんとす、若し是を避ずんば、古來の寺院檀越市街混亂して、遂に没落に至るべしと、他の未だ志を改めずして益「キリステン」に與みせし者黨を成して此國の佛法を失ひ、夫の法教を立てんと欲す、是に因て明教の國王（太閤の事）及び後王（神祖）に怨を含ませたり。後王の身に於て恐れたるの所以は、益世に新なる契利斯督の法徒萌し出て、人々の身に害すべき事の起らん事を嘆す。是彼「ひでより」（自註曰、太閤の一子なり。終に生命と爵位を奪はる）自ら「キリステン」教

を修せしを以て、其部下も亦多く此の教に歸したる後患を見はさせし故なり。

太閤及び後王御諱（神祖）の天下に王たるものは父祖の遺德にはあらず、各其力を以て得しものなり。（自註曰太閤は寬勇を以て天下に王たり、後王は智謀を以て天下に王たり）然るに其國政に障礙する者出來りしを以て、國王戰恐して心を安んぜず、是を除んと欲して、道に關隘を設て是を防ぐ、其障礙をなす者は必ず彼教法を弘るものなり。是此國古來の佛法に敵す。是に因て自ら國民二途に分れ、遂に鬪爭を起すべき事明けしと、是故に國王の禁令を出し、其制札第一に「キリステン」の教法を禁ず。從て國王より諸侯及び諸國の刺史縣令に命じて曰、其屬下「キリステン」教を修する者あらば或は仁惠を以て悅服せしめ或は强て是を說解して其學を破らしめ、再び前法に歸せしむべし。（按に我佛法に復せしむるを云ふ）と、且波爾杜ガ爾の交易に與かる令（今の長崎の令を云）彼法徒等此後來舶せざらしむべきの嚴命を奉じて、當時此國に在る法官に命を下して曰く、爾等速に歸帆すべしと傳へたり。王命重ければ須臾も是を止めず、各國の諸侯及び諸州の刺史縣令等も、怠らず其信受の下民等をして契利斯督の誓を背約し、再び復して「アフゴット」（我佛法）を

修せしめんとする事となりぬ。然るに波爾杜瓦爾及び以西把尼亜人（按に以西把尼亜人来往する事前文中載するに及ばず後章に見ゆ併考すべし）は是を恐るを速に歸り去る事をなさず、倘私かに其法教を弘めん事を欲して、國中に潜居せんとすれども、其嚴令身を容るゝに術なく、遂に其「ケイヅル」國（王）の命令に從ふて此國を退き去る。是に於てや彼等十數年の功業一時に亡びたり。（按に是時放逐せらるゝ者は僅に徒のみにして商人等は倘我國に留る、其事後に詳なり）

呂宋島「マニルハ」府（前に出づ）の井長は即ち教主僧官（以西把尼亜）、彼波爾杜瓦爾人此國に在留の間、日本の「ケイヅル」に呂宋島より使者及び教師を送れり、（按に采覧異言曰、伊斯把尼亜國嘗使其人初始通此自是其来不絶其後官禁沮之以其挾天教之徒而来故也）其者等此に来り爾来は公然として、京師の市街に住居し或は所在寺院を建立し、國王の令を犯して、國人をして強て其法に傾しめんとす。如此く唯弘法の事を勸勉する事切にして他の常行は大に疎漫なり、凡そ彿は禮讓を以て教を立つるを主とす、然るに彼等は他方に来て如此く其國王の命令を背き禁を犯し、既に此國を亂さんとす、是に因て畢竟彼等が身を亡すのみならず、大に其本宗とする所の契利斯督の法教を辱しめ、汚名を海外に

遺し、終りに數千人の新法徒を殺さしむるに至れり。噫此凶賊の邪行我未だ曾て聞ざる所、豈に悟む可の甚しきに非ずや。其後二十年を過て、其宗徒悉く斷絶せられ、且利益ある交易を失へり。此に來舶する事、凡そ百年にして亡ひたり。此後國人永く是を禁じて入れず、退て是を意ふに其始は國王如此く悉く波爾杜瓦爾人を擯け出すの意あらざるべし、蓋「ケイヅル」太閤は其性急にして彼僧官の無禮に怒を發して、一たびは二十日を期せずして國を退去すべしと命ずる事ありしとなり。然るに暫く有て後ち心和らぎ、人の諫を待たずして自ら復怒を止め、剩へ京師の近傍に其の寺院を建立する事をも免すに至る。但彼僧官の罪を犯す事あれば、是を糾す事國人の罪を糾すより嚴なり、且後王神祖も亦强て彼等を悉く追放の心なかりしかなれども、爾後は國人皆波爾杜瓦爾人輸し來る所の美好絶品の貨物と雖も、漫りに競ひ好み强て獲る事を欲せざる事と成れり。按に我國人の志を改し素官を稱する方あり。

前に說く所の契利斯督法徒の騷動漸く治て後、國人等其僅に殘る所の波爾杜瓦爾及び以西把尼亞の商人等を專ら愛せり。蓋し彼等は法敎の事には關らざるを以て、永く彼と交易

を爲さんと欲してなり。（前の天正十三年の法と併せ見るべし）是に因て今和蘭人住する所の長崎の港中、出島の商館を建て是に居らしむ、然るに其後幾何ならずして、亦不善を顯はせり。蓋し彼輩（出島に留止する所の商人等）の內並に其他にも尙「キリステン」の殘黨あるを見出し、國王諸侯に命じて（自註曰此諸侯は「ヘイデン」を修する人々也）、是を捕へしめて速に是を刑に行ひたり。而して直に命じて曰、以來「キリステン」の殘黨あるを見ば、速に國外へ擯け出すべし。と此來由詳に左に是を說く。（左に波爾杜瓦衞人追放の原由を說く）

和蘭人嘗て好み欲するものは、既に波爾杜瓦爾人の東方印度諸地（歐羅巴洲より東方諸國を斥す）に於て利益ある交易を爲す事を羨む、故に本國より遼遠隔絕萬里の東邊印度に航海し、我輩廣く交易を爲さんと思ひ、曆數凡そ千六百年の頃、始めて日本平戶に來り、願望相達し、遂に此所に商館を設け、此國王より自由に交易をなす爲の信牌を得て盛に交易を爲す事となりぬ。（按に長崎志云、阿蘭陀人慶長十三年申年より平戶渡海して、寬永十八巳年まで三十三四年の間、平戶にて相對次第商賣心次第に致し、逗留の事も己が心任せにして妻等を持町屋に自由徘徊す、云々、同十六卯年其種子を咬𠺕吧へ追放、同十八巳年長崎出島に拔き移る、其時「カヒタン」は「マシスルメリヤアンマイラ」云々。）

按に、書中に一千六百十一年是本朝慶長十六年に當る、然るに本書中別に信牌の寫字あり、是を見るに慶長十四年に作る、十六年に當る年暦は誤りなり。本朝記録にも慶長十四年に阿蘭陀に御朱印下し置れし事見えたり。

御諱神祖より和蘭陀加比丹「ヤーコップ・スペックス」人名に信牌を賜ふ按に我邦の人從來「ヤンヨウス」と稱せしものは此「ヤーコップ・スペクス」と云ふ名の轉聲なるか、又其後千六百十七年元和三年丁巳加比丹「ヘシデリキ・ブロウウコル」人名の願に因て、再び

御諱台徳大君より信牌を賜ふと云々。慶長十三年より文化五年まで二百一年となる

是時に當て、尚和蘭人の交易盛なるべきの先兆あり、其頃波爾杜瓦爾と以西把尼亞との間、不快の事起つて既に鬪爭あり、東海印度我國をも總て云ふ地方の領所にも及べり、故に波爾杜瓦爾の交易頗る怠慢せり。是に因て和蘭人等此虛に乘じて波爾杜瓦爾を退け、其交易を廢せしめ其所を奪んとす。然れども十分には是を僞し行ふ事能はず、是に於て又己が行ひを正して、日本國人に正實潔白なる事を見せしめて愛憐せられん事を欲す。又波爾杜瓦爾人は奸計を用て和蘭人を讒言し、是を退けんとして訴て曰、彼等は素と海賊にして毎に我

國人に仇す、且彼國は萬邦第一の邪國佞奸にして、禮を知らざるものなりと思ひたり。和蘭人是を聞と雖も温柔にして敢て怒を發せず、是波爾杜瓦爾人等如此く我を間して、己れ獨り其利を專にせんと欲するものなりと告たり。予思ふに和蘭人等曾て私に波爾杜瓦爾人の謀計を覘ひし事あり。既に彼等が其惡事露顯せり、是は「カーブ・デ・グーデ・ホープ」按に亞弗利加洲の南岬卽喜望峯と譯する地名の近海に於て波爾杜瓦爾舶本國に歸るに遇て、其船中波爾杜瓦爾の船中に一通の書簡を得たり、是れ卽ち日本在留の「カピテイン」官名卽加比丹「モーロ」人名自注曰「モーロ」は日本に在留の波爾杜瓦爾人の酋長にして日本にて生れ、專ら「キリステン」の教法を修むより其國王に贈る所の隱謀の密書なり、彼れ是を得て卽ち平戸侯に贈て是を訟ふ。按に長崎志曰阿蘭陀忠節申上候事、一元和の頃阿蘭陀洋中にて唐船造りの船に行逢此船上に堺の當與組の者日本より呂宋爲ニ商賣一相渡歸帆の船に押寄せ船中を見れば伴天連三人隱し置依レ之阿蘭陀併ニ訴訟一思ひ彼船を平戸へ引來り松浦へ訴ふ壹州より長崎奉行長谷川氏に送る、奉行平戸に渡り伴天連並に船中の者拷問するに於て白狀せざる處に船中に南蠻通事吉助右衞門と云者南蠻文字を得たるに依て讀ませ候に南蠻の伴天連共方より日本に隱し置候切支丹宗門の者中へ遣す書出す切支丹宗門に傾く者過半於レ有レ之レは可ニ引進一日本に勢を可レ遂など、有之云々下略本說と合す侯又直に是を長崎人令自注曰、長崎の官長にして專ら外國の事を掌る亦波爾杜瓦爾の親友なりに贈り告ぐ、彼「カピテイン・モーロ」此事を聞と雖も、尙是を耻とし恐れずして、是和蘭人等の奸計なりと云ふ。長崎に在

留する處の波爾杜瓦爾人等も亦皆是を詐りとして、己が密謀をば秘して眞を顯はさず、長崎の令は尚を彼を憐で如何にして成りとも、彼が汚名を雪がしめんとす。按二令の素と波爾杜瓦爾人と親友の誼あるのゆへを以て彼を援け救はんとす 然るに彼の書簡の證あるを以て、是を都府江都に賂りて其罪已に極り、終に火刑に行はる、此書簡にて彼等が隱謀悉く見はれたり。其文中に波爾杜瓦爾人等日本の「キリステン」の徒と心を合して、此國王の生命を絶ち爵位を奪ひ、總國を併呑すべきの謀を專らにすとなり。未だ船及び軍士定らざるに因て、速に本國より出し送るべき催促の事、又日本の諸侯の姓名あり、蓋し是波爾杜瓦爾の反逆に與する者なり。

如此く彼が隱謀の露れたるは、和蘭人の成せるなり、又其後も亦彼加比丹「モーロ」より瑪港（あまかは）の領主波爾杜瓦爾人なりにも賂る處の隱謀の書簡を日本船是を奪て訴るに因て、彼等が反逆益明かにして其罪を定むる事となれり。既に其事露はれてよりは、都民波爾杜瓦爾人に仇を含で尊仰を失ふと雖も、彼未だ十分の沒落に至らず、波爾杜瓦爾人等も尚未だ其教法保たるべしとして、王の嚴命を背て、相續て密かに多くの僧官を送れり。然れ共終には其事露

はれて一千六百三十七年（本朝寛永十四年丁丑に當る。按に左の禁札に寛永十三年とす恐くは寛に三十七年とするもの誤りならん）國王より其禁令を出す。執政是を長崎の令に傳て、異國人及び此國に於て生るゝ彼等が子孫に至るまで、悉く國外に擯け出すべしと命す。（按に長崎志曰、寛永十三子年、長崎にこれある南蠻人種子被レ為二詮議一二百八十七人「アマカワ」へ流罪被二仰付一、奉行榊原飛彈守馬場三郎左衛門云々）是に於て爾後永く國を鎖せり。尤も其時異國人恣に此國に來る事を禁制し、國人も亦王命に非れば、妄りに外國へ往く事を禁ずるの法令を出す（按に長崎志曰、昔は異國渡海の事御構ひなかりしが文祿元年秀吉公御朱印を以て天竺地方へ渡海救免御後御朱印令頂戴寛永十一年迄四十三年異國へ乘渡同十二年亥異國渡海禁止となる奉行榊原飛彈守云々）國中に告げ知らせんが爲め其禁牌を「サカキバツラ。ヒンダノカミ」（按に榊原飛彈守）に與ふ、彼又是を「バヽ。サブライセイモン」（按に馬場三郎左衛門なり共に崎陽の令なり、當時飛彈守の東都に在て三郎左衛門は崎陽にありし歟）に傳ふ、其文に曰（自注曰、此外條國多くありと雖も是を失せり唯予が記臆の一二を記するのみ）

一　大船小船に限らず、國人私に外國へ往來すべからず、若此禁を犯す者あらば死刑すべし。但其船及び船中の貨物は共に官に取入れ他日又命すへし。

一　總て日本人外國より歸り來る者を見ば、死刑に行ふへし。

一　總て吉利支丹の法徒を捜し求て告げ訟る者あらば、其賞銀四百枚より五百枚に迄る。但其發告の次第に應じて賞高下あらん。自註曰一枚の重さ凡そ四十錢目に當る即五百枚は凡そ二十貫目に當る。

一　總て「キリステン」教を修する者、或は是が爲に名を奪むる者は先づ囚獄すべし。

一　總て波爾杜瓦爾人の眷屬を見ば、其母子共に法の如く瑪港支那廣東の港に遠謫すべし。按に此地に波爾杜瓦爾人の館あるを以てなり

一　外國へ遠謫せられし者と、書簡往復を爲す者あらば、其親屬及び與に是を謀りし者に至るまで悉く死刑すべし。

一　貴賤を論ぜず異國人と交易すべからず。

寛永十三年五月十九日

右禁牌に名あり「サツカヤ・サニツケノカミ」酒井讃岐守「テイノ・テヱノカミ」土井大炊頭「カンガノカミ」加賀守なり。舊記を按に姓堀田なり、堅脇鹿姓を失せしならん「マチエンデイロ・インゼモカミ」松平伊豆守「アボノ・ホンゴノカミ」阿部豊後守

保按に、頃ろ長崎志に載る所の左の令書を得て本記と校するに全く相似たり。但本文七箇條のみにして十二條を餘す、顧ふに其頃譯を傳るもの、彼地方に係る事のみを告たるなるべし。今是を再譯すれば全く原文の如し、稍差異ありと雖も、其大意を失はず、能く其意義通じたりと謂べし。今原文を得たるを以て左に附して是を證す。

寛永十三子年被　仰出御條目寫十九條

一　異國へ日本の船遣候儀堅停止事、

一　日本人異國へ不可遣候若忍候而乘渡候者於有之は其身は死罪其船並船主共留置可言上事、

一　異國へ渡住宅仕日本人來候はゞ死罪可被申付候事、

一　切支丹宗旨有之處は從兩人可被遂穿鑿事、

一　切支丹訴人褒美之事、

伴天連の訴人には其品により或銀三百枚或二百枚たるべし、其外は此以前の如く、相計

可被申付事、

一 異國船由分有之而江戸へ言上候間番船之事、如是以前大村へ可申越事、

一 伴天連法弘候南蠻人其外悪名の者有之時は如前に大村の籠へ可入置候事、

一 伴天連之儀船中の改め入念可申付事

一 南蠻人子孫日本に不殘置樣堅可申付事、若令違背殘置族於有之者其者は死罪一類の者科輕重により可被申付事、

一 南蠻人長崎に於て持候子並右の子供の内養子に仕族の父母等悉く雖爲死罪身命助け南蠻人へ被遣候間自然彼者共の内重て日本へ來趣又は書通の通於有之本人は勿論死罪親類以下は隨科之輕重可申付事、

一 諸色一所に買取儀停止の事、

一 武士の面々於長崎異國船の荷物唐人前より直買取儀停止の事、

一 異國船荷物の書立江戸へ注進賣買可申付事、

一 異國船に積來そろ白糸直段を立候者不殘五ヶ所其外書付の所割付可遣事、

一 糸の外諸色の儀糸の直段極候而之上相對次第商賣可仕、但唐船は小船の事候間見計可申付事、

附荷物之代銀直段立候而之上可爲廿日切事、

一 異國船戻候九月廿日切若遲來る船は着候而五十日切、但唐船は見計ひ「カリコフタ」より少し跡に出船可申付事、

一 異國船賣殘の荷物預置儀も又預候儀も停止の事、

一 五箇所總代之者長崎參着の儀可爲七月廿日切夫より遲く參候者は割付をろし可申事、

一 平戸へ着候船も長崎にて直段立候はす以前賣買停止の事、以上、

加賀守

豐後守

寛永十三年五月廿九日 伊豆守

讃岐守

大炊頭

榊原飛彈守殿

馬場三郎左衛門殿

長崎の令右の嚴命を奉じて怠らず、波爾杜瓦爾人をして其命に服從せしめ、國を擯け出さんとす。然るに彼の商人の首長は、尙務て自今二年の間は此出島（自註曰此島長崎の港中にありて市街より遠からず橋を以て往來す千六百三十五年（寛永十二年）始て是を築く四方に柵を設く堅固の門ありて補舍是を守る、而して波爾杜瓦爾人を爰に移て交易を定む、蓋し妄に國人の交りを遮ざけんが爲なり、宛も罪人の如く此島に鎖す、按に長崎志曰寛永十三子年南蠻人町屋に宿を仕徘徊せる事停止となり、出島を築立爾しく閉れ出島にて商賣す、子より丑寅三年の間商賣寅年[illegible]帆のせつ爲上使太田備中守を差下し向後渡海の事停止云々、）に留りて交易を爲す事を免されんと欲す。彼等此交易の道を失ふを悔む事、將に生命を亡はんとするが如し。然れども彼等が願望竟に整はず、國王自ら命じて、既に彼等を擯けしむるに至れり。彼咬𠺕吧の商館に在る所の和蘭人の首長、此國王に約して曰、以後我等務て從來波爾杜瓦爾人船載せし程の貨物は悉く運送して、日本の國用に備べしと。

王廳に是を制して曰、波爾杜瓦爾及以西把尼亞人は、既に我國を擾亂せし國敵なり、因て是まで彼等運送せし彼國産の貨物は必ず齎し來る事勿れ、唯以西把尼亞酒（今是を葡萄酒と云）は都府に於て専ら用るものなれば是而已持來るべしとなり。總て前に設くる所の法令を以て、終に一千六百三十九年（本朝寛永十六年己卯）の後は波爾杜瓦爾人等悉く追放せらる。

波爾杜瓦爾人再び舶來

彼等（波爾杜瓦爾人）此期に至るまで、既に多くの舶艦を傷し大に損亡せしと雖も、尚其交易を再び興すべき志ありて、一千六百四十年（本朝寛永十七年庚辰）瑪港の領主（波爾杜瓦爾人）二人の使者を其國王に贈る、使者即ち從者七十三人を將て來る。其舶將に長崎の港に入んとするとき、國人已に前條の王命を守て直に其舶を圍て是を奪ひ悉く其人を囚ふ。彼等爰に來る事交易の故に非る事を國人に明さんが爲め、商貨を輸し來らずと雖も、國人是を許さず、直に急脚子を走ら

せて此事を都府（江都を云）に告ぐ、因て王吏に命じて曰、其波爾杜瓦爾人の內下人十二人を殘して其餘悉く誅戮すべし。其十二人者諭し瑪港に送り歸して、此趣を彼國人に告げ知らしめんが爲なり。此時國王より十二人の者と共に、猛威强勇の使者を贈れり、其命に曰、假令波爾杜瓦爾の國王或は契利斯督の佛たりと雖も、我國禁を犯して來らば、前段の如く行ふべし。と、然るに其船瑪港に到らず、竟に其行く所を知らず、理り或は其船中には舵師なく且水に習ふ者少きに因て海中に破船せしと見えたり、又其十二人の外此國に留る者は、國法に從て一人每に劊卒一人を附け悉く一時に斬首せらる。

以西把尼亞船從呂宋島再來日本

予其頃の長崎人著す所の書を見るに、又恐るべきの一條あり。前條の波爾杜瓦爾人滅亡の一二年前（按に前と云もの恐は誤りならん、蓋滅亡と云は彼等寛永十七年再び來て罪せられしを云、僅に其前年悉く追放せられて國鎖閉せりと然れば下の如き大事あるの間隙なし、且波爾杜

瓦衛は原と以西把尼亞に屬して同志の徒なり、何ぞ彼等在留中に此變ありて事役に及ばざる事あらんや、然れば妥に前と云ふもの疑はし猶考ふべし以西把尼亞船「ヒリペイン」島（呂宋島）より日本に來り長崎の港中に於て竟に國人の爲に船中の諸貨物を沈められ、人は悉く討殺され或は溺死せし事の一條あり、今是を取て此に擧ぐ。但此事和蘭人其頃平戸商館の記錄（日記）に見えずと雖も、其說信するに足れり疑ふべからず、即ち次條の如し。

「カスチリアーン」（自註曰日本人以西把尼亞人を指て云私に按に「キリシタン」と云ふ事歟、從來我國にて天主教を切支丹と稱すればなり、彼は「ケレスト」と云ひ、其徒を「キリシテアーン」といふよし、各條切支丹と譯するもの是也、切支丹を再び誤り傳て「カスチリア、ン」と日本人呼ると思ひしが明人は契利斯督と譯せり）「マニルハ」（呂宋島の内府名、以西把尼亞の領なり前に詳なり）の邊に於て日本船を襲ひ奪て其人をして悉く溺死せしむ。此事速に此國王に聞ふ、王是を聞て大に怒て若し以西把尼亞船を見ば、其仇を報ぜんと欲す、凡そ其一年の後以西把尼亞の三層船（按に歐羅巴の大船は底深くして、樓板を以て是隔て三層或は四層の屋蓋とす、一層毎に樓板に窓孔ありて是より出入すと、三層あるは大船なり）「ヒリペイン」島より長崎の港に來て下碇す。長崎の令急に此事を都府（江都）に告ぐ、王是を聞て直に有馬侯に命じて曰、其人物貨物を船と共に燒失すべしと、然るに長崎住人の内彼を親好する者ありて、王命の來る前三日に其謀を傳へ聞き、密に彼に通じて曰、師將に至らんとす速

に此處を避けよと。彼等是を聞て一度は驚と雖も、始は尙利欲を思て、晝夜多忙偏に此國の貨物金銀を十分に其船中に運び入れ、事調て後直に船を發せんとするに運命盡き不幸にして逆風至り、遂にこゝを逃るゝ事能はず、是に因て只專ら防戰の備を爲せり。然るに有馬侯王命を奉じて兵を率ひて大小船數艘に軍配し、急に來て乍ち以西把尼亞船を圍む。彼等已に堅固に圍まれ且逆風に妨げられて逃れ去る事能はず、進退爰に極る。因て以爲く不若日本人と血戰して死を共にせんと決定す。日本人は速に彼を燒夷せんとするに、其是を破るの趣向容易ならず、是に於て侯自ら務て軍士を勵まさんが爲め、誓て曰、進て彼船に乘移て勇戰する者あらば褒賞望に任せんと、然れども尙恐て誰一人進者なし。是に因て侯自ら先ち躍て以西把尼亞船に移る、軍卒等是を見て續て皆彼船の屋上に駕り移る、因て以西把尼亞人悉く次層に下り其窓を閉づ、侯以爲く彼等如此く下層に避けしは謀策あるならん、尙軍士を增し加へて是を討んとて、是を命ぜんが爲、復躍て本船に歸るに危ひ哉、瞬時ならずして以西把尼亞人自ら其檣板の下に在る所の火藥に火を點ぜしに、乍ち大發して

屋上に在る所の、軍士兵卒等其屋と共に、悉く空に飛で身體碎け散す。僕大に怒て新に士卒を率て彼船に移らしむるに、彼等又其第三層に下りて其窓を閉て火藥を放て撃打事初の如し。如此くする事三度にして、三層の欄板悉く燒失せり、然して僕竟に猛卒を出して以西把尼亞人を悉く燒爽せり。此の數回の戰にて未だ以西把尼亞人に手の及ばざる前、既に日本人の傷者の者及び死人を以て此港を埋めり。（傷者及び死亡人の多きを形容す）此戰已に六時（按に西洋は一晝夜を二十四時に分つ故に六時は我三時に當る）に及て彼等亡び日本人の戰死凡三千に過たり、彼船其所に沈で多くの貨物を失ふ。一說に其失ふ所の銀凡そ三千貫（自註曰、日本の記錄こゝに止む、予堅臨）聞く其後數年を經て尚此港より若干の銀を搜し出せりと。

山上に哨堡を設く

日本人等處々に潛り匿る所の、波爾杜瓦爾の法徒を發告して、悉く追放して國を一掃

す。彼等其所を得ずして竟に支那に行けり。支那國是を憐で重く是を用ゆ、日本人只彼を防ぐ事を要して、處々の高山の頂に夜燈及び哨堡を建て、番卒をして是を守らしむ、今に於て尙存す。若し歐羅巴船數艘連りて、日本に向て來るを見る時は、乍ち放火して告知さんが爲に、常に薪を積て是を備ふ。若し一箇處に此號火を見る時は、漸々處々の山上に遞號して二十四時（一晝夜）を過ずして江戸に通ず、都府（江都）には是を知て速に其備をなすなり、此時此預防の法始て定り、今に至るまで放火して陣屋に是を告ぐ、以て外國を禦ぐの備とす。

按に長崎志云、野母遠見番、並長崎放火山初め番人の事。寛永十五寅年奉行榊原飛彈守、馬場三郎左衛門支配の節、松平伊豆守二月島原歸陣の節、長崎へ立寄り湊々要害巡見有之、若し異國の難船入津の刻、湊の外より見屆令注進又は不慮の節、烽火を立て江戸まで段々火を移し、相知らすべき場所見分を遂ぐべし云々、下略本文是と符す。

日本紀事譯抄　畢

吉利支丹退治物語

吉利支丹退治物語目次　（目次新補）

上巻

下巻

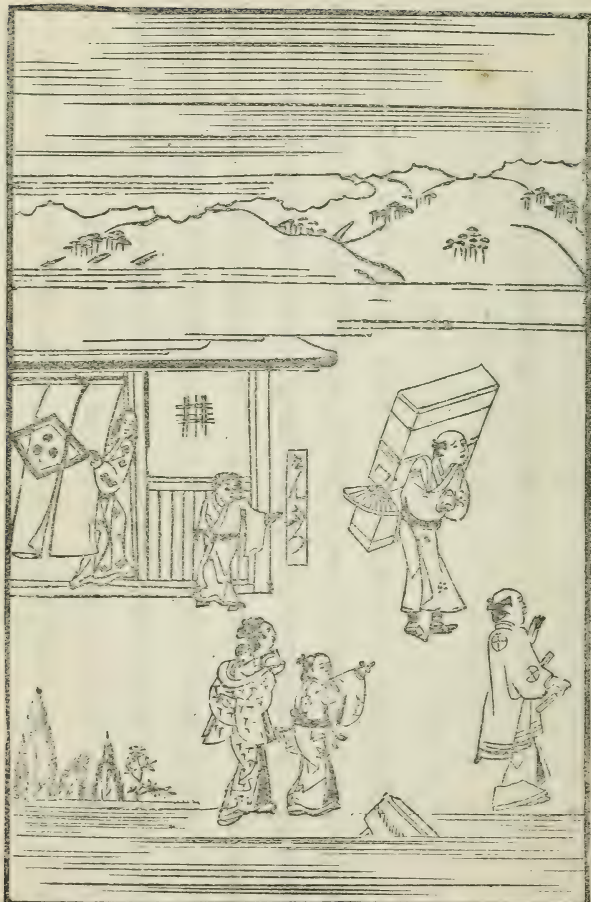
以上

吉利支丹退治物語上巻

吉利支丹初て日本へ渡事

神武より百八代の帝、後奈良院の御宇にあたつて。弘治のねんがふのころ、なんばんのあきんど、ふねにはじめて、人げんのかたちににて。さながらてんぐとも、みこし入道とも、名のつけられぬものを、一人わたす。よく〳〵たづねきけば、伴天連（ばてれん）といふものなり。先づそのかたちをみるに、はなのたかきこと、さゞいがらの、いぼのなきを、すいつけたるににたり。目の大なることは、目かねを二つならべたるがごとし。まなこのうち黄なり、かうべはちいさく、あしてのつめながく、せいのたかさ七尺あまりありて、色くろく、はなあかく、歯は馬の歯よりながく、あたまの毛、ねずみいろにして、ひたいのうへ



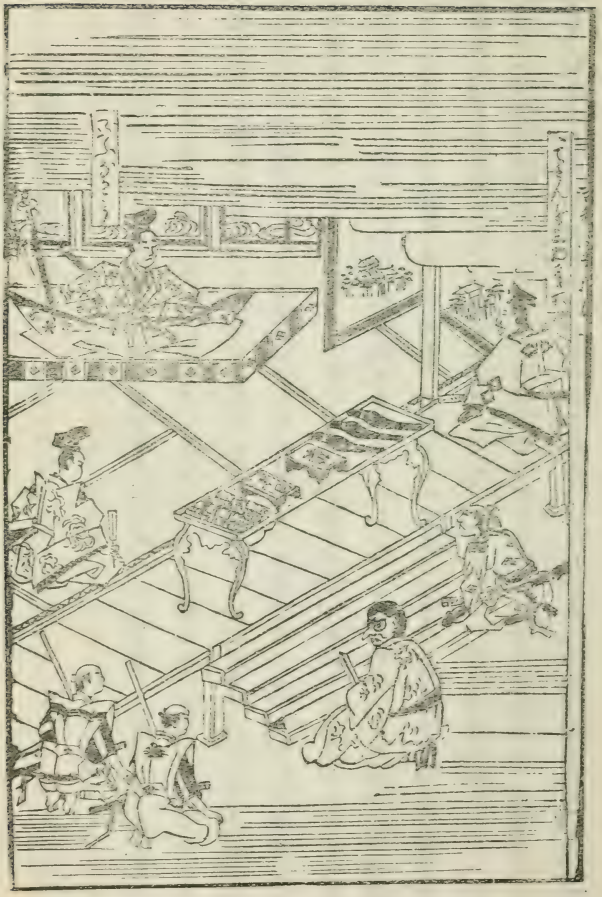


をかべきかつきを、ふせたるほどのきかやきをすり。ものいふこゑかつてきこえず、こゑはふくろふのなくに似たり。諸人こぞりてけんぶつみちをせきあへず、めんていのすさまじきこと、あらてんぐと申とも、かやうにはあるまじきと、人みな申あへり。その名を守留合無・伴天連といふ。心中には、きりしたんの法門を、弘めたくぞんぜしかども、まづしばらく、日本の人民のちゑを、はかりみるとみへたり。いろ／＼さま／＼、なんばんこくの、めづらしきものを、しな／＼もち来るとみへたり。そのころ、せつつの國の住人、たかやま飛彈守、同右近大夫尊崇して、すなはちしうていになる、みよし修理大夫、まつなが霜臺等へ、れいぎを申させ、日本にとゞめをくなり。

近江國安土へ伴天連召寄らるゝ事

平の朝臣織田上總守信長卿、天下をほしいまゝに、ふく風のそうもくを、なびかしたるが如く、東夷、なんばん、ほくてき、せいじう、こと／＼くうちほろぼしたまひ。天下平均(へいきん)して、あふみの國安土といふところに、城郭をしつらい、ふうきのよそをい、かんようきうも、かくやらん。あるとき、御よばなしのをりふし、かのうるがん伴天連が、うはさをきこしめして、いそぎみたきよし、おほせいださるゝ。すなはち、菅谷(すけのや)九右衛門丞に、おほせつけられ、さとをくりにして、安土につく。二三日ありて、御禮にまかりいづる。身には、このあびとゝいふものをきたり。このあびとゝ申ものは、もうせんのごとくなるものにて。いろは、ねづみいろなりしが、そでながく、すそはぢかりにして、さながらかうもりのはねを、ひろげたるににたり。さて御禮にまかりいづるに、日本國の大名小みやう地下町人、きゝつたへ／＼。ぎをんのゑ、さんわうまつり、などのやうに、けんぶつをしわけられず。すなはちしんもつには、てつぱう十挺、圓金のめがね、八疊(でう)づりをかうばこにいるゝほどの、かちやう十五けんにおよぶ。しやう／＼ひのまき物、藥物、野牛(やぎう)、羊、唐犬

以下しゆ〴〵かずをつくして、さゝげたてまつる。信長公御感なのめならず、おぼしめして。すなはち、御やしきをくだされ、おびたゞしきてらをたつる。そののちグリゴリ、ヤリイス、伴天連といふものをわたす。日本のつうじ、ロレンスといふもの、これは肥前の國のもの也。又ガウズモといふもの、シモンといふもの。これはいづみのさかいのものなり、このものども、かはり〳〵、だんぎをとく。これを印留慢と名づく。又日本のぼうずの中に、らくだして、世にすぎわびたるものを、たづねもとめて、きんぎんをおびたゞしくとらせて。以要慢にとりたて、じゆしやくざうを、とりくはへて、だんぎを七だんにつくりて、諸人に教化す。かれがいひぶんをきくに、なにのをくいもなく、まづ神道内典をいひたてゝ、五だんまでは、さんざんにそしりいひやぶりて。殘る六だん。七だんは、をのれが法門をとくなり。



吉利支丹佛法の事

さても吉利支丹が、ぶつほうのいしゆをきくに、天地かいびやくの時、傳宇須とも、大あるじとも申、佛一たいしゆつげんをはしまして。日月をつくりいだし、せかいをあきらかにして、人畜そうもく、しんらまんざう盡く、つくりいだせり。せかいこくど、こうりうありて、人間をゆたかにすませ、ぜんをせよとも、悪をせよとも、おぼしめさぬところに。末世にをよぶほど、人のちゑうすくなりて、傳宇須の、御をきてにちがい、あくしん不道の、しゆじやうなれば。かりにインヘルノといふところ、地の下くらき中に、鳥獣のかたちをうけて、くるしみをうくる。またをしへにたがはざるしゆじやうをば、波羅夷吉雲と申て、これより天上に、あんらくげらくへ、とびゆき、じゆうじざいのところへむまれるを、波羅夷吉雲といふ。すべてしゆじやうのきより、八苦八なんあり、傳宇須は昔も今も、利益不同なし。たとへば、おやの子をもうくるに、あしかれとおもひて、そだつる

はなし。せいじんして病人も、ふかうのものも、ぬす人もあるが如し。あながち、傳宇須にあやまりなけれども、しゆじやうのき、まち／＼なれば、あくにんをば、ふかくにくみたまふ。デウスの御をしへに、ちがはぬと云は、「コピサンと申て、ほとけの御まへにまいり、ざんぎざんげして、みらいのたのしみをいのる、「クハリズと申て、日本のかんきんといふがごとく、きやうをよみ、胸をほと／＼とたゝく。これはむねに何のおもひもなし。傳宇須・三太丸やを、一すぢにあがめたてまつるといふ、仕形とみへたり。つぎに、天をみあげて、ゆびをさし上る、これは天上より、此かいをまもり給ふほどに、うやまいたてまつるてい。その次に、をのれが、りやうがんをよこになづる。何を見ても、物にうつり心、あるまじきとのしかた。そのつぎに、くちをゝしへて、歯たゝきをするとみゆる。くちにて、僞りもうごあるまじきと、ばかりのしかたとおもへり。又ゆふべには、ベンテイシヤと申て、はいうちのやうなるものに、あかゞねの針をうへて。つくりたあたる、あくをくちの中にて、さんげして、せなかをわれとゼンス丸／＼とさなへて、ちをたらすことあ

り。まもりには、「ゴンタツ」と申て傳宇須のおもかげをうつしたるものを、ほそかねにては
りくゝませて、をゝつけて、かうべにかける。じゆずにははりつけはしらを、をごめにし
て、むかいの方へつまぐりて、ゼンス丸〳〵と、となふるばかりなり。またクルスといふ
ものを、かんやうともてあつかう。「べちにおやつより、ふかきことは、なきとみへたり。
さて又寺のもやうをつたへうけたまはるに、ひみつの間とて、傳宇須のかたちを、ものす
さまじげにつくり、はりつけにかゝりたるところをみする。これはそも〳〵なんぎやうく
ぎやうの、かたちをみせて、もんとごもに、かんるいを、ながさせんとの、はかりごと、
みえたり。そのおくの間は、たいめんの間と申て、「サンタ丸ヤ」といふ女房、傳宇須をう
みいたして、一才ばかりの子を、いだきたるすがたをみする。そのしさいは、傳宇須と
申佛、天地のぬしたりと、いふばかりにして、しゆじやうたがひをなすべし。ぶつほう
せほうのことはりをも、きゝしるまじきとおぼしめして、サンタ丸ヤの、たいないに、や
どらせたまひて、せかいにむまれいでたまふ所をみせて、たいめんの間といふ。そのおく

の間は、さんげの間と申て、このあいたの、とがあくじどもを伴天連、印留僧、しうていのものごもまで、くるまざになをりて、そのまんなかにて、さんげをし、わびことをし、て、したゝかにはぢしめられて、くだんのベンテイシヤをもつて、伴天連が、てつかううつて、ちをいだし、ふくさものをもつてぬぐい、そのうでをあらはずして、ほとけををがむを、大行(だいぎやう)といふ。かやうの行を、つとむれば、あさゆふかげかたちのごとく、傳宇須しゆごしたまふあいだ。しんみやうはつゆちりほども、おしむべからず。傳宇須のみのりをきく人は、大かいのそこのかねをひろい、一眼のかめの浮木にあふより、なをまれなるごとく。したゝかに、ほめられて、まんぞくし、まことに佛(ほとけ)になるぞと、おもひさだめて、火あぶりにあふも、うしざき、くるまさき、さかはりつけ、かやうのなんにあふが、のぞみのかなふ成佛と、こゝろへて、いのちをいとひ、かなしむものなきとみへたり。あはれなることどもかな、ちゑのなきものは、をのれがみゝにききいれ、こゝろにおもひさためたることをば、かつてひるがへすことなし。たとへは二三歳のはらんべが、かゞみのうち



のかたちを見ては、まことのかたちとおもひ。水中の月をみては、ゑんこうがてにとらんとおもふ、をろかなるこゝろさひとしき物なり。ぐにんはみなかくのごとし。げどうのはう、まほうなるべし。

秀吉大閤の御代に吉利支丹車に乗被ㇾ渡事

文祿のねんがうのころ、ひでよし大閤の御代に、一フラテンといふ伴天連をあまたわたす。かのくにゝおいて、だうしんじやとみえたり。げきやうをもつぱらとして、ひにん、こつじきどもをあつめて、いぐわ、らいびやう、ようちやう、とうがさ、しゆもつとう、けちえんにれうじして。わが門徒にひきいれ、そくさいなるこつがい人の、しうていにならんといふものには、一飯をほどこし。中へんの世に、すぎわびたるものには、げくわをさづ

けて、とせいをこゝろやすくして。そのほうをんに、をのれが、しうていに引入、わかきもの、かぶきもの、なまちゑ、小さいかくそうなるものどもには、だてだうぐにて、たぶらかし。大名こおぼしきには、いんすのじゆず、こをゞがね、ごんたつ、それ〳〵に、あいさつして、おなみふかくして、しうていに、だみ入る。大阪、堺、ながさき、周防の山口、ひろしま、備前の岡山、姫路、方々處々に寺をたて。京は五條ほりかわ、一條油のこうじに、大寺をたて。ぐにんざう人、かぶき物ども、さりきらいなくとりいれ、いたづらものども、あつまりたりときこへたり。あるとき、印留幔ども、べつしてしたしきだんなどもと、いひあはせて、くせごとゝもに、もれきこへ。秀吉大閤、げきりんなのめならず、ない〳〵じやほうをひろめ、人みんをたぶらかすよしを、きこしめし。さいわひ此たび根元をきりて。日本をはらはるべきに、あいきはまるところに。ながさきより、さま〴〵御わびごと申によつて、はらはるゝことはゆるされ、とが人どもばかり、一條のつぢよりくるまにのせ、みゝはなをそぎ、廿五人のうち、伴天連六人、印留幔八人、ごうじゆ



くしうていごもなり。らく中をひきわたされて、すぐにはりまぢを、さいかいだう、つくしまで、てんまにのせて、ひぜんのながさきまで、ひきわたさる。ろじすがら、傳宇須の、きごくあるかとて、天をみあげ、山をながむれども、つゆほども、きごくなければ。けげんさうなる、つらつきして、ながさきにて、はたものにかけられけり。しばらく番衆ありしかども、ほどなく、くさりけるを、ほね、しやりかうべどもを、ぬすみとり。のち〳〵は、はりつけはしらを、やうじきほどづゝけづりとりて、まもりにかけ、あまつさへのちは、うりかいになつて、あたいかうじきになるとなり。

日本の出家を吉利支丹さげしむ事

それ日本の出家しうは、なんばんのふうぞくにちがい、だんなをへつらい、名利にふけ

り、ぢうよくを構へ、じひなく、けんどんにして。高座の上にては、よくをすてよといふて、あどよりひろはんとのこゝろね。又さいはうじやうどは、七ほうしやうごんのよそをい、さいなんやうらくのすがた、三十二さうのかたちをそなへ、をんじきいぶくに、とぼしきことなし、一つとして、まんぞくせずといふことなしと。だんぎごとに、うけたまはるが、ふしんはれず。そのちしきのわづらいたまふときは、くすりをのみ、はりをたて、きうをすへ、きはめていのちが、をしそうにみゆるときは、これもいつはりやらんと、吉利支丹ども、これをわらふ。げにものこぎりくずもいへばいはるゝと、もつともの云分かな。八宗九宗の中に、くやむことおほし、まづしゆつけに、にあはぬ、くじすきをつかまつり、ちやのゆすき、れんが、あるひは、らんぶ、まり、やうきう、はなみ、しゆゑん、むやくのことのみこのみ。學問には、うとくして、ぶつほうをとへば、そくじんに、はるかをされり。ふせとは、ぬのをほごこすとかけり。女人はごうじやう、しうじやくふかきものなれば、あさのをの、ひねりめまでも情をこめ、うみつむぎ、しんくして、をりいだ



すものなれば、心ざしをかんじて、けちゑんさいごのため、ほとけなのめに、おぼしめすと、きやうせつにあかせり。いまの世には、きんざんにふりかへて、あたいこうじきになれり。さりながら、ちぎやうをも、もたざるしゆつけは、たくはへなふして、ごうがらんにしゆりをくはへ。ぶつぜんに、ふつしやう、かうはなをそなへ、きやうろんしやうきやうをもとめ、でしをはごくみ、じさいのとゝのへなふしては。かゑつて、ほとけのたねをたつといへり。こゝをもつて、ちしやのつくるつみは、大きなれども、ちごくにをちず、ぐしやのつくるつみは、小なれども、ちごくにをこすといふこと、せいじんのごなり。また吉利支丹のものどもが、むよくにして、檀那をへつらはざることは、きどくにあらず、なんばん國王より、まいねんこくせんがりうたに、おほせつけ、てら〳〵へはぶきあてられ、すでにこゝろざしふかき、しうていどもまでに、かてをあてをこなはるゝときは、むよくけんじんにみゆること、きどくにあらず。その上、牛馬ぶた鶏以下のにくじきてうせきにくらつて、ちくしやうぎやうぎをうらやんで、大かたはしよくもつをあがはへて、し

うていになるものどもおほしと、きゝつたへしなり。

日本出家と吉利支丹が印留慢宗論の事

元和くわんねんのころ、大坂において。きりしたんのほう、はんじやうして、武士町人、しよろう人ども、もんぜんにいちをなす。あるとき、大みやうの後室、六じゆんにあまらせ給ふが。しきりに、きりしたんのほうをすゝむるによつて、なにともよんどころなくして、後室のいはく、われはこれ、七じゆんにおよびて、ゑいぐわ、ゑいようの、のぞみなし、なにごともしきことなく、たゞあけても、くれても、後生一すぢなり。せんずる所は、ほとけになりたきのぞみばかりなり。今日にいたるまで、佛法のたてわけをしらず、南無阿彌陀佛と申せば、西方淨土におもむき、妙法蓮華經と申せば、じやくこう淨土



吉利支丹退治物語巻上

におもむくとばかりこゝろへて、よねんをしらず。てにとるほどに、ぶつどうの明らかなる事あらば、なにしうにはよるべからず、しうていをかへゆはんもいをとの給ふ。印留慢きいて、女房はたぶらかしやすき物とこゝろへて、中々の御事、傳宇須のぶつほうはたゞこゝろに、沸羅夷青雲と申て。天上のけらくこんじきに、身をかゞやかし、かんねつのしやべつなく、ヲロガンと申て日本の樂などのやうに、ふきならして、あそびたはふれたまふところなり しやかとやらん、あみだとやらんが、なにとて、佛になすべきや。釋迦はこれ、天じくじやうぼん大王が子なり、おやにかんだうせられて、だんどくせんにかゞみいて、くちにまかせて、しゆじやうをまよはす あみだといふも、ほうぞうびくといふて、人げんなり、傳宇須と申は、天地かいびやくのほとけなり、きのふや、今日の釋迦がほうにだまさるゝは、きつねにばかされたるが如し。しかしながらくちのよきまゝに、三國のぐにんどもを、まよはしたるとみへたり。後室のいはく、われはこれ、女の身なれば、なにのしやべつもしらず、そのほうの云ぶんも、くちばかりにて、まことしくもおもはれ

ず、しよせんは、きりしたんのうちの、物しりたる、以要慢をまさりて、御いでゆへ、この方よりもしやかのぶつほうをまなびたる人を、たづねもとめていだすべし。ほうもんにいひかちたる人の方へなるべしと、仰せける。いるまんきゝて、それこそ、のぞむところなれ、いつにても、御左右しだいにまいるべしと、かたがたやくそくして、印留慢はまかりかへりける。後室の云。ぜんじやうごの、長老をよびたりとも、きりしたんがほうは、しんたう、ないでん、げでん、うちやぶりて、よこしまをいふときこへたり。こゝに伯翁居士と申て、出家まさりの人ありときく、これをむかいに御つかはし、もんだうせさせみんとて、ひきやくをきやうへきしのぼせらる。そもそもこのはくおうこじと申道人は、上京のかたはらに、かすかなる庵しつをむすび、身にはあさのころもかみぎぬ、冬はかみのふすまに。ときのさいには、やきしをばかり、ものさびたるていなり。ちうやけんだいにむかいて、ないてんげてんにめをまじろきもせず。わかき時より、ぶつほうに、かたむいて、なんとにおいて、唯識論の、こうせつをきゝ、三井寺にては、倶舎論、なかんづく、

せけんぼんをきゝて、三千世界は、たなごゝろの内にあり。延暦寺に、とうざんしては、玄義、文句、止觀、首楞嚴戒經いげ、十二年、ぢうさんしてこれをたもち。むらさき野にのぞんでは、碧巖をきゝ、妙心寺にしたい、宗鏡錄、惠能壇經、五山において、東波、山谷、文撰とう。又三輪流の神道ををこない、淨土もんに入ては、選擇集、二藏義いげ、まんほう一によなるところを、ざぜん、くふうして、かうのけむりに、身をふすべゞせんにんに等しからんや。べんぜつはふるなもあざむくべきびくになり。かゝるところに、大坂より、ほうもんのやうを申て、ひきやくたうらいす。しばらくしあんして、ひはんもなきにそうろんする事、いかゞあるべきなれども。女儀といひ、又はきりしたんのやつばら、ざう人ぐにんにたいして、ほしいまゝにまほうをはきいだすでう、はぢをあたへんとおもひて、ふしみよりはやふねをとばせて、大坂のやかたにつきたまふ。後室なのめによろこびたまひて、すなはちきりしたんがてらへ、ししやをたてゝいはく、學問くはうばくにして、べんぜつあきらかなる、イルマンこれへ入御ゆへ。やくそくのごとく、ぶつほう



のせうれつを、きかんと侍りたまふ。ときに、ハビアンと申て、いにしへは、禪坊主をなとみゑて、まなこのうちくる／＼として、水のながるゝごとく、べんぜつとゞこをることなく。年は五十ばかり、伯翁は、六十四五。ふるまひいぜんに、伯翁と式對して、四方山のざうだんゑしやくす。既にその日くれて、らうそくをてんじ、ほうもんにとりむすぶといへり。ちやうもんしゆう一二百人ばかり、ふすましやうじ、一ゑへだてゝ、しはぶきをもせず、しづまりかへつて、きゝいたり。やゝありて、きやうばこをとりいだして、法華經、金剛經、三部經いげを、ならべをく。伯翁これをみて、いや／＼しやくもんの、だんぎめづらしからず、日本のちしきたちに、ちなみて、ちやうせきこれをきく。傳宇須の、まんほうばかりをときたまへと、うちまげられて、きやうばこにをさむる。これはきやうもんをよみたてゝ、あらくぎりをつけて、かたはし、やぶりすてんためなり。さてざしきに、くわしの入りたるぢうばこあり。これをたとへて、印留慢が云、此のぢうばこは、さしてあるべきが、ふりよにいできたるものかとこふ。はくおうこたへて云、大工が指て、

こくうよりふりおきたるものにてはこれなしといふ。イルマンがいはく、そのかつてんをもつてよくしるべしゝ傳宇須と申たてまつる佛は、てんちひらけはじまりたるほとけなり、そのかみは、茫々茫々として、一物もなき處に、しんらまんざう、人ちくさうもく、日月盡（ことごと）くつくりいだされ。せかいこんりうと云云、そのさくしやをたつとまず、二千年、三千年、このかたのしやか、阿彌陀をねんじて、なにのたよりにせんや、その上釋迦の經せつはみな、無（む）のけんなり、傳宇須のまんぼうはみな有（う）のけんなり、しかるに、ぜんをいとまみ、傳宇須の御をきてにちがはざるものをば、波羅夷耆雲と申てたのしみをきはめ、安樂にじうす、あく人をば惡然鎧婁那と申て、かなしみのきはまりたるところへ、をとさるゝ。そのいにしへは、惡も善も苦も樂もなきを、末世におよぶほど、しゆじやうのきちゑびすみ、すなをならざるによつて、波羅夷耆雲、惡然鎧婁那を、つくりをきたまふ。日本のしよ神、諸神といふは、そのいわうはみなにんげんなり。いせ大神宮は、いさなぎ、いざなみが子、出雲のくににつりする、あまの人の子なり。八まん大ぼさつといふも、應神

天皇これ人げんなり、しゆじやうのはかなきはみな、俵(たゝら)をねがい、正法をかつて知らざるゆへなり。かるがゆへに、傳宇須の御かたち、人間にまみへて、利益せんとおぼしめして。サンタ丸ヤと申、こび女のたいないにやどらせ、金剛けんごの、御すがたをあらはしましくて、人げんのしよまうをかなへたまふなり。なんばん國は大國にして、日本五百千合せても九牛がいちもうたり。國王のちよくじやうに云、日本の人みんども、傳宇須の正法をしらずんば、ふびんのこと也と、おぼしめして。さうかいばん里をしのぎ、此國にわたさるといふ。伯翁具(つぶさ)にきゝて、それよりして、傳宇須のぶつぽうのおくいはなきかととふ。印留慢こたへていはく、傳宇須のまんほう廣ことは、くはうだいむへんにして、人げんのちゑにおよびかたし、經論やまくおほし。はくおうのいはく、なんを打つべし、つゝしんで、きゝたまへ、傳宇須といふは、てんちかいびやくのほとけとうけたまはる、さだめて、なんばんには、さやうにこそ思ひつらめ、とうてんぢく、わがてうには、天神七代、地神五代、日本記にも、漢書にも、あさゆふこれをみるなり。てうすといふことは、

初めてこれをきくなり、てんちかいびやくのほとけにては、あるべからず、とかくてんちかいびやくよりのおににてあるべし。第一しんらまんぞう、人ちくそうもく、日月こと〴〵くつくりたまふといふ、たはごとをばさしおきて、まづ人げんをつくりて、なにのために入申やうの、いはれをよくきかん、能毒のなき事は、よもあらじ、たゞしかいとりのごとくなぐさみものになるか、又ぬし一人さびしさに、はなしとぎにつくりをかるゝか、くすりものになるか、ふしんけれやらず、ざしきのちうばこは、くはしをいれさうなものをいれんためのうつはものなり。もろ〳〵のだうぐに、能毒なきものはなし、くわんすは、茶をわかさんため、火ばしは、をきをはさまんため。それ〴〵の能毒をもたせたり、人げんにも傳宇須のために、能毒のなきことはあるまじき、此返答をきかんといへども、四方山事を、云まぎらかして、すみやかに、へんたうなし。第二にふしんに人間を造りたるが、まことならば、一天四海の、人げん、又はぶつぽうをも、一さくに造りたまはで、數千萬里をしのぎ、此小國まで、ほうをひろめに、きたりたまふは、じんづうのなき、ご



[illegible]

んなるほどけなり。第三に傳宇須を、はたものにかけ、あるときは、いばらからたちの中へ、をいこめられて、のうらんひつはくに、あはせたるよし、七だんのだんきのうちに、とくときく、かやうの、むほん人をつくりをかるゝ事、むふんべつあさましき事なり。第四にたれかやどふどもなきに人げんをつくりて、波羅夷垂雲、イヌヘルノといふ、地獄(ぢごく)ごくらくを、つくりあげつゝ、さけつすいきやう人なり、人げんはたかきも、いやしきも、四苦八苦の、なきもの一人もなし さやうのことをうらみて、はたものには、かけつらん、とかくおにとはみへたり。印留慢しばらく、くちをとぢていたりけるが、やゝ有て申やう、傳宇須此世界(せかい)大あるじの、てがらには、天照太神、春日八まんのほうでんへあがりて、ふん小べんをしたりとも、ばちのあたるまじきを以て、こんぽんの佛としるべし。伯翁きゝて、にくきやつめが、荒言(くわうげん)かな、さらば用捨もなく、つらのかわをめかんとおもひ、ひざをなをし、ハビアンよくきけ、三じやの大宗、寶殿へあがり、ふん小べんをしても、ばちのあたらぬを、てがらといふ、牛馬畜生の類に、ばちのあたりたる例なし、またなんぢ

かもちゆるほとけ、いさゝか鳥類、ちくるいども、いさゝかもいゝかすとも、おもはず、かのものは、人だましのじやうず、父なく子を生みたる、サンタ丸ヤをいだしいへ、あたまよりあしまではこを、ひりかけて足にて、ふみにじりて見（みん）。たちまちに、とうばちあたらば、一もんけんぞく、しうていになるべし。これこそ、しやうじんの傳字須よ、虚空をさなへて、ありくほどにこそなくとも、さま〲のきどく、殊勝なることゞも、あまねく他宗も、かんずることゞもあらば、げどうなりとも、ふしぎとおもふべきに。をのれが、しうていの、ぐちむち、畜生同ぜんのものどものうちにて、をんごくの、しれぬことを、ことばに花をさかせ、七だんのだんぎに、たはごとをつくり、多くのものをまだうへ、はむること、ふびんのことかなと、はくおうこじに、たゝみかけられて、ハビアンは桃をくゝみたるやうにて、口の中にてつぶやき、犬のにげばへと、やらん、かたくちものゝまへにて、何をいふてもせんなしと、むかたちにしてぞ、かへりける。そのゝちは、後室へすゝむるものぞ、なかりけり。

吉利支丹退治物語下巻

午ニ次手ニ伯翁居士文談の事

惣倶舎論をみるに、此せかいこくどの人間どもは、いつはじまりたるといふことなし。かみほとけのつくりいだせるといふさたなし。又みらい永々をへても、つくるといふことなし。百年に一年づゝ、定命をとりて十歳の、をさなきとなる。これより又一年づゝまして、八十三万年のじぶんまで、へあがりて、又百年の時分まで、をとりてみろくの出世あり。しやかまで、九佛目なり。その如く、二十一佛出世し給ふて、せかいめつすと、いへりそうたう、こんりうと申て、せかいあたらしくなれども、しつじやう不増不滅にしてつくることなし。一佛出世のあいだ忉利天四千年、この世界の五十六をく七千萬歳なり。人

間はむしこうより、いまゝで流轉するとは、因果しやりんのごとし、右に文のせいあるがごとく、人間もほとけになるせいを、そなへ保たけれども、心得そこない、てんだうめい／＼として、ざんよくふかければ餓鬼だう、愚痴さかんなればちくしやう道、しんいさかんなればしゆらおごく道にをつる、このくげんつきて、又有ごうのせかい、人ちく、たいないを、かんじて、めん／＼の、きげうによりて佛道を、さぐるもあり、悪道へ引かるゝもありと云云。

一佛道をさげんとおもふに、眞草行の三のしなあり。法に二ほうなしと申せども、雜人ぐにんのやからには、南無阿彌陀佛と、行住座臥にをこたらず、その上において善あくをおもいはかりて、正直しやうろを本として、人のにくみをうけず、善根じひをもつぱらにして、一心ふらんに、彌陀如來、西方淨土へ、すくいとらせたまへと、疑ひなきやうに、教化するを、もろ／＼の一もんむたの、ざうにんに、すゝむる次第なり。妙法蓮花經五字のだいもくをとなゆる人も、ほけきやう八おくの中に、しかくほんがくのさとり、大乘忍

んごん有難きこと、此御きやうにあふしたること、あるまじきこと、うけたまはりけへども、一もんふつうなれば、妙法蓮花經と、あさゆうとなへて、寂光淨土へ生れて、不退轉の、くらいにあんざせよと、敎化する物なり。中智の位に、きやう化の次第は、先日本は神國なるによつて、諸神諸佛しんじたてまつる、別(べつ)しては伊勢、春日、八幡三じやの、たくせんのむねをとくしんして、あしたには天下泰平こくごあんをん、衆人あいきやうと、いのるわくほうごうおんは、けちゑんのはじめ、八そう成道は、りもつの終りと申て、りんじうのみぎりに、導き給ふ。神と佛は水波のへだてなればなり。夕にはむじやうをくはんじて、人間五十年と云ながら、明日をもしらず、一心の上より、いろ〳〵のあくしん、妄想(まうさう)うつり易きものなれば、きやうがいにひかれぬやうに、我一心の手綱を放(はな)さす。又世間を渡らんとおもふには、仁儀禮智信をまもり、ないしやうには菩提心を、ふくみ給ふべし。きんぎんをいかほどたくはへても、夢にこがねを、ひろふがごとし。しかりといへども、よくをことたへく、すてよといふにはあらず、よこしまにむりむたいを禁也。上智の人しけつ


きしつ

りを、とげんとおもふ、とりをこないは、しやか一代の藏經は、まよひとさとりの二をときわけ給ふ。一心のうへよりさとり、一心のうへよりまよふものなれば、人たのみをし、ほとけたのみをしてなる、佛にはあらず。たゞわれに、そなはりたる佛を、みがきいださざれは、みらい永々をへても、ほとけにはなりがたし。たとへば水精のいしに、ひかり有といへども、金剛精を以てすりみがゝざれば、玉にならず。たとへばかゞみといふものは、むねんなるものなれば、うかぶかたちをとゞめず。人げんも本心は、かゞみにもをとらず、あきらかなるものなれども、うかぶきやうがいを、とゞめてよぢつき。どんよくがまんにまよふ。禪家に萬法とともだつて、ともたらずといふも、とも〴〵のきやうがいに、ひかれぬといふぎりなり。天台の一念三千のさとりといふも、一心の上に三千のまよひありといふ事を、かんじんとす。かつてぼんぶの上に、さたする事にあらず、されどもちしきにあいて、さとる人はあまたあれども、開くる人まれなり、かたは車のごとし。

南蠻より日本をしたがへんとする諍人出る事

元和の年號の頃、肥後國より坊主一人、駿河へまかり上、御年よりまで言上申て曰く。肥後國に吉利支丹の寺なたる申て、小西津守がそんさうせし寺にて御座ゆが。それがしになんだいを申かけ、追放つかまつりゆ、わたくしもイルマンと申て、だんぎをもいたしゆ、いしゆは南蠻國王より、日本をしたがへんとのてだてに、佛法をこふむる爲、伴天連を數多さしこし。彼の國の中、五ヶ國、十箇國の所領を、日本の入用になしむけ、まいねんあきんごふねさかこつけて、糸を特しなべへをわたす。京いなかの寺々、配分してをくる事、こもしからず、又日本より、當年は何百何千人、しうていにすゝめ入たるといふ、大帳を作りて、南蠻へわたす、ゆみやのたゝかいなく、國をとるはかりごとなり。日のあたりいべ、ニスハン、ニルスン、かの國より守護をすへ、三年かはりに、しよむをうんぞうせ



しむ。法をひろめし、はかりごとなり。それがしが、あいてを、早々肥後へよびにつかはされゝへ。御まへにおいて、たいけつをとげ、みづから、ぜひ、せつしやう、きよごんを申さば、うしざきになりとも、くるまざきになりとも、御をこなひなされゝへ。あいてまいる間は、ろうしやおほせつけらるべしてと、とゞこをりなく申上ければ、上意にきこしめし、ちうせつのものかなと、御きしよくよげに、みへさせたまふ。すなはち加藤肥後守におほせわたされ、そにんの相手を、めしのぼさるゝところに、双方たいけついたし、めいさいに白状す。國をとらんと、はかり事にきはまれり。それよりして、ふかくにくみ、おぼしめして、寺々はつかうせられ、しうていのものどもには、此たびころびたるものには、しさいなし、もし相のこるものこれあらば、すみやかに御せいばいに、およぶべきむね、かたく御ふれの事。

吉利支丹が宗體共たはらに被入事

右洛中の町人、うらや、かしやの尼妙心、邊土邊内こと〴〵くせんさく、仕るといへども、内心わだかまりて、そうころびするもの、これおほし。そのとき所司代板倉伊賀守勝重、しゆ〴〵けいりやくを、めぐらされけれども、ちくしやう正直の、やつばらなれば、一たびきゝ入て、ひるがへすことなし。いのちをつゆほども、をしまざれば、宛ら後生事といへば、すり強盗の、ざいくわにも、行（おこな）はれず、いかゞはせんと、あんじわづらいたまふ。ところに、ゐざより大久保相模守、御奉行として、洛中、大坂、さかい、なら、きゝつけ次第に、たはらに入給ふ。たはら二枚にまき、五ところゆいにして、くびばかり出しければ、さながらみのむしのごとし。まづ京中のものどもは、四條五條のかはらに、さんづみにして、五十石、卅石づゝ、つみかさね、祖父、祖母のたぐひは、ひしとならべをかれたり。けん物のものは、京中をうちふるふたりとみえたり。朝よりひる時分までは、口きり

やうにして、ゼンス丸〳〵と唱へて、閒々に申やう、さてもありがたき御事なり、内々は
かやうの大なんにあいふ信守堅き主の御たすけにあづかり、「ハライゾウへ生て、永くおつ
けひに、ほしひまゝにして、ほしいひもじなる事もなく、瓔珞をさげて、ふキルト、ドミン
ゴ、御しおしこゝに聴聞す。そう〳〵うちころしゆへと、人ごとにつぶやきける、午のこ
くもすぎ、未の首(ひつじかしら)になる時分に、一人が申やうは、いざみなころぶまいか、後生はみてき
たらぬことなれば、をつての事、とかくひだるうて、目がまいさうなり。そのうへ、此中
の、だんぎことに、大なんにあふときは、百味のをんじきをあたへ、天上へ引あげたまふ
よし、うけたまはりゆへども、今日はせんべいを一枚、あめを一本、くるゝものもなし、
ゆふべくらふたるまゝなれば、むしがこみあげ、おなかしはるといふ。又下うみに、なり
たるもの申やう、上よりをしつけられ、もちをもらがして、いきがきるゝ、ぞりもぐはい
ぶんもおもはれず、いざころべと云、口同音に申ければ、なくれ口になりて、かはら中
は、ときのこゑをあげて、わらいけり。さてざうしきしう、町々へ人をはしらかして、う



け人てがたをさせ、皆をのれがいゑ／＼にかへるところに、あとに五六十人のこりて、比興々とのゝしりければ、少々のはちにこそ、うそもふかるれ。これよりしてはめん／＼さばき、ごしやうは鼠いたちに、むまるゝとも、かまひなしと、うちはくづれになりて、かへりける　さてざうしきしうあとにのこる、やつばらをにくみ、たきゞを四五駄とりよせみせて、いふきりは、夜ごをしに、やせ、大原、岩藏、長谷、しづのはら、花園より、しばわりき二三百駄きたるべし、明日のあかつきは、山のごとくつみあげ、一度に火あぶりにして、くれんといふを、きゝて大きに、けでんをして、ふるい／＼、ざうしきのかしらを、松尾、松村、荻野、五十嵐を、よんでいふやう、一たんのぎりにこそは、今までこらへてゆへ、早々ころばせて、くだされゆへと、いろ／＼口說つれて申によりて、わらい／＼、たわらより、いだされけるとかや。

吉利支丹の宗旨御成敗の事

右はじめ程は、一文不通のものども、あくま外道のほうをきゝて、まことぞとおもふものゝ、ふびんの事かなと、御なうじうをたれさせ、ころび次第に、御ゆふめんなさるゝところに、南蠻にもれきこえて、又法のたてはをかへて、いくたびころびても、宗體のほんいさへ、たがはざれば、くるしかるまじと、いいつたへ。一人にインス一分づゝ、ひそかにこれをくばる。このこと、又訴人出て、いよ／＼國をかたむくべき、てだてあらはれ、深くにくみおぼし召して、日本國の守護人、ぢとう、代官等に、おほせつけられ、さと／＼うら／＼、山家々々、島々のこるところなく、きのふ今日生れたるあかごまで、それ／＼のだんな寺より、證文にのせ、子々そん／＼當寺のだんなに、まぎれござなし もしこのうち一人なりとも、吉利支丹のしうし、御座候はゞ、てらの儀は御けつしよなされ、ぼうずは、いかやうにも御せいばいいたるべしと、かたく書物をつかまつり、さゝげたてまつる。

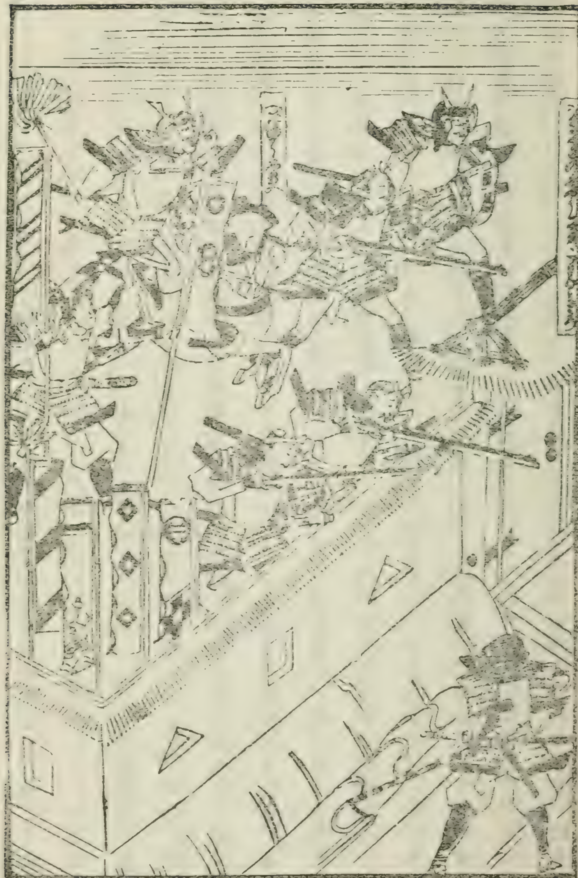
町人は、町のさしより、月の行事、村々は、庄や、おとな百姓、武士は、そのかしらを、さしごとに、御あらため、きるゝことなし、あまつさへ、諸國の在々に、ぞくたくの、たかふだありといへども、稍もすれば、十人二十人づゝ、さがしいだされて、火あぶり、さかはりつけ、水づけ、さまざまの御成敗、いまにたへざる御ことは、ふじなれまにし云云。

筑紫肥前島原天草一揆を起事

寛永十四年十一月中旬の頃、しまばらあまくさ一揆しきりにをこつて、くしの歯をひくがごとく、はやびきやく、はやてんま、ゆきちがふこと、よるひるのさかいなし。そのらんしやうをたづぬるに、松倉長門守はいりやうの地なり、六萬石餘をこはばるゝところに、けんちして、高十二萬石を、物なり五つ六つにして、むたいにむさぼりとり、百姓ご

も年々つかるゝによつて、當年はうるべき子も、牛馬もなし、なにをもつて、身命をつなぐべきや、とても餓死に及ばんより、一揆をおこし、末代までの後記にとゞむべしと。天野四郎といふものを大將にして、すなはち吉利支丹のだんぎをとかせ、宗體を一途に極むる。もし異儀をいふものあれば切てすて、こしざし、かさしるし、まもりに、倶留須といふものを、仕りける。すなはち留守、在江戸のるすをうかゞひ、城下は申におよばず、二三里四方にほうくはせしむ、兵粮、味噌、塩、玉薬、以下丈夫に用意して、しまばらの古城を、よるひるふしんをくはたつる、そうじてこのしろと申は、東はあら海、西はぬま塩のさし引あつて。馬のひづめもたゝず、おもてきたがんぜきそごへたり。たて十八町、よこ十町ばかり中に、からほり三ゑにほりとをし、山のこしを掘て、てつほうざまをあけ、本丸に小殿守をあげ、出やぐら、出坪、さかもぎ、かいだて、二の丸、三の丸まで、おもふ圖にこしらへ、たてごもる。人數は雜兵三萬四五千におよべり、中にも、さげはりをも、いるほどの弓四五百張、鹿、兎のはしりもの、空とぶとりを、はづさゝるほどの鐵砲八百て





うばかり、又土手にひきそうて、雁木石弓ども、きつておとすたくみに。女房どもいやく、〳〵には、砂をいつて、大じやくしにて、すくひかける、にへゆをわかして、かけるもあり、銅ほどづゝの石を、なぐるもの、それ〳〵のやくしやを付たり。御上使には、板倉内膳正、石谷十藏介。重て御奉行に、松平伊豆守。つくし大名には、細川越中守、黒田右衛門佐、鍋島信濃守、有馬玄蕃允、稲葉飛驒守、寺澤兵庫頭、小笠原右近大夫。侍大將に水野日向守、戸田左衛門督。其外はしるすに及ばず。その一備々々芝手をきづき、さかもぎをゆい、さくをつけ、せいらうをあげ、しよりを、ちごりがけに、竹たば、もちだて、かめの甲、水かねほり七重八重に取巻、海手は、かいだて、めくらぶね、大船をくみ、やぐらをあげ、火矢、大筒、なりやむあいだもなし。まことに、とりならでは、かけりがたし、ひるはあしがる、てつぼうのものを出して、雨のふるほど、はなしけれども、すこしもひるまず、城のうちよりは、山のこしをほりうがち、てつぼう、矢間を、三だんにあけ、さかおとしにうつ、しろのみち、大手からめてに、二すじありといへども、ほそみち

岩づたいなれば、一騎うちにして、左右なうつぼしたまでは、おもひもよらず、よるはさる、火車火をいだし、ありのはふまでも、みすかし、日々夜々、よせての人数ゆびざしするばかりなり。しろはがんぜき、けんなんにして、さうの九輪のうへを、ながむるがごとし。何とも攻めあぐんで、日々だんかう、一途にきはまらざるところに。江戸よりの御注進に曰く、早速にせめて、人数そこなふべからず、一揆の情願聞をかまへ、いかほどありといふとも、もの〻かずならず、あいかまへて、せむべからずと、をい〳〵にかさなれり。しよ大名衆、御上使の陣屋に、あつまりたまひて、ひやうぢやうに云、そうじてこの小城、たとへがんぜきをかべにして、くろがねのあみ、二重三重にはるといふとも、蚊虻あつまりてらいをなすににたり、一時せめにして、ふみちらさんこと、あんのうちなりといへども、百姓、穢多、こつじきのたぐひに、諸侍どもを、うたせては、ふびんのことなり。いかゞあらん。詮ずるところは、数年のたくはへなく、にわかにたてこもるものなれば、ひやうらう、玉ぐすりが、つきざることはよもあらじ。その上御掟と云、おたが〳〵もつ

て、まづ一箇月もゆるがせにすべしと、だんかうきはまるところに、鍋島信濃守、てききへ、ようちをうつ、うちに、おもひもけた、ことなれば、ふたりやかしこしと、引つゝんで、百四五十首をとり、いけどり二三十人からめとる。のこる二百あまり、はう〳〵城へにげ上る。さて死人どもの、はらをあけて見れば、海草、木の葉、あをむぎなどをくらいて、食のあるはらは、一人もなし。さてはひやうらうなきとこゝろへて寛文十五年正月二十七日の夜半より、そうぜめにせんと、諸陣へあいふれ、一番貝に食くひ、二ばんかいに身こしらへ、三番貝を相圖に、腰指、あい印、大かたはすはだ、ざうひやうは紙にてかぶとを、くみてかぶり、あつとり、むら雀の如く、へいさかもぎ、巌石ひしを、まきたる、こころども、いはず、のりこへ、はねこへ、我をとらじと、二の丸につく、かなはじとか思ひけん、門をひらき、やりふすまをつくりて、こみいれ、こみいだし、二三度火ばなをちしけるが、つけいれに、せられて、かたはし、首をとられ、つめの丸へ、つぼむところに、火矢を、雨のふるごとく、八方より、いこめば、身のをきどころなさにこみいづる

を、くしざし、筒ぎり、をいうち、二時ばかりのうちに落城す。しがい山のごとし、諸手へとられ、くびかずをしるすに、一萬五六千、やけじに、きりすてになるもの、女わらんべ都合、四萬あまり。よせても、をびたゞし、さしてあはれは、これにとゞめたり、大名小みやうによらず、今度のはたらき、自身手をくだかれ、人數のやりくばりの見事、いづれをわけてほめがたし、むかしものがたりにも、かほど人のほろびたるは、きゝも及ばざる御事なり。

松倉長門守身上破滅の事

松倉豊後守と申は、いにしへ、大和の國筒井順慶の家老一ぶんの人なり、一身かい〴〵しく數度のてがら、ばつぐんにして、ちうせつ世にかくれなかりしゆへに、島原をはいり



やうして、たのしみをきはめ、年老つもりて、たかいにおよべり。そのちやくし松倉長門守に、あとしきつゝがなふ、おほせつけられ、ありがたきことあげてかぞふべからず。江戸にひしとあいつめ、しゆつしにうときことなし、あるとき、てつほうのものゝ中に、小才かくそうなるものをみたて、萬事をかれ一人にまかせ、國のしをきのことは申におよばず、ふだいそうでんの家の子まで、をのれが下知に、したがはしむる。かのおとこがげいのうには、りじゆん、ばい〴〵、せちべんなる、ことばかりを、あけてもくれても、みつだんす。あんのごとく、いくほどなきに、そうろんいできて、馬上四十四五騎とりのき、皆しんざものになりかはる。それよりなをしゆつとうまさりて、一人當千のおもひをなし、かげにてはくやむことありしかども、日をひきそでをひかへて、よろづにかまふもの、一人もなきとあいきこゆ。かやうのもの、魔となりて、家のほうぶるすいそうなり。

大人小身によらず人をめしつかふに品々あり

智慧ふかき主人のめしつかはるゝは、家に久しきものをば、正宗、貞宗、資廣をば、あらみのものきれ、小身ものをば、孫六、政常が、小刀などのやうに、ひざうして、めしつかはるれば、一人もうらむるものなし。かたじけなさに、おもひ入、はるかに、ちがふものなり。いづれをとりわけて、御氣に入たるといふ、いろわけをみせたまはず、我子のごとくめん〳〵の、げいふりをみわけ、それ〳〵につかはされ、一方をきゝて下知なく、じひをふかふ、なさけをあつく、ふだんこゝろやすきやうに、おこなひをなしたまへば、萬事にはゞて、行儀をたしなみ、法度をもちいば、さらによくふかゝらず、上をまなぶ下とかや、じねんの城せめ、かつせんあらん時は、一足もしりぞかず、主人のざいにつき、一時にてきを、とりひしがんと、こゝろかくるは、つね〳〵の、御なさけを、かんずるゆへなり。さあるときは、一人もくずに、ならざるもといなり、かしこくて、中智の人を、め

しつかはるゝは、人のきよう、ぶきようを、みすかし、いゐにつたはり、くんこうをつみたるやからをも、すこしのなんを、あらためて、ふる身のかたなに、やきばのなきやうに、すてをかざるは、その身もみづから、卑下して、よろづにつゝしみをなす。又昨日今日、いでたるものなりとも、萬事にはかをやり、行跡まさしく、才かく人にぬきんでたるものとも、みこめては、うちそとの、しゆつとう、かたをならべざるやうに、かれ一人に、きはまつていかやうのことありとても、主人のみゝへわきより訴ること、かつてならざれば、本座新座とゝに、かのしゆつとう人を、うやまふて、もんぜんに市をなす、またわれに、ひたしきものには、をりめ、きりめに、殿の御意とがうじて、あてつかいに、めしつかふしんいのほのを、むねにこがすといへども、かなはざれば、おもてむきを、なだらかにす、大身ほど、正直なるものなれば、げに〳〵しく申なせば、わきの迷惑は、しろしめさず、もろ〳〵の、しゆつとう人の中にも、よきみちへ、ふんべつの、ふかきもあり、又主人の氣にさへいれば、萬事はいらざることとゝおもひさだむる、やから世に多し。たゞ人

をめしつかはゞ、石かけをつむがごとし、大石はつみ石、小石はつめ石、主人のめしつかはれやうによつて、一分のさいかく、ふんべつなきものは、あるまじゝ松倉長門守も、りばつも、かくのごとく、さすがにゆうちやうなりし人なるに、あくぎやくゝ者を、もつぱらに、國のしをき、内外のさいばん、ほめたるものなかりければ、あんのごとゝ、長門守を引たをしける。

海表叢書　卷三目次

海表叢書 第三卷 解說

元和航海記　一卷

元和航海記は、京都大學圖書館の所藏、もと北澤正誠の珍藏であつたのを、紅毛天地二圖贅說をはじめ佐久間象山の文書等と共に、明治三十六年に購入したものである。北島見信の紅毛天地二圖贅說零本二册は、大正五年七月私が「典籍」といふ雜誌に解說したことがあつたが、後それを珍書同好會に於て謄寫版に附して私の解說を附して配布したことがあつた。亦天下の奇書である。今この元和航海記は、予の先條島文次郎博士がそれを靑寫眞に撮つたものが存し、旣に僅少は流布して人の知るところともなつてゐたが、海表叢書に收めてこゝに弘く

世にあらはれるに至つたのは、私の愉快に思ふところである。北澤正誠は、外交志稿（明治十四年）の編者として著名であるが、外交志稿には、未だこの航海記についても、かの二圖賛說についても、何等參考した所がなかつた。蓋し共に編者が後年の所得であつたものとすべきであらう。

元和航海記、原本は美濃紙の横本袋綴にして、約九十葉、著者の題した原名は缺けてゐる。舊藏者北澤正誠は、自筆を以て「元和航海書」と外題を標し、その下に「正誠題」と記し、亦自ら「天下一本ノ珍書ナリ」と註し、「北澤藏書」の朱印を押してある。京都大學圖書館に於ては、原本の上に丹表紙を以て裝幀し、改めて「元和航海記」と題した。既に多年この改題を以て通ほつてゐるのだから、私も之に從つておくのである。今出版にあたつては、アルマナックの如き部分は之を削除して僅にその一部分を標本として存するにとゞめた。航海術なり、海洋學なり、氣象學な

りの方から科學的に研究せんとする篤志の人々は原本又は寫眞複製本によられんことを希望する。

本書については、「朱印船貿易史」（大正十年刊）――「徳川初期の海外貿易家」（明治四十三年著、大正五年刊）の改題増訂――の著者たる故川島元次郎氏の「元和航海記の研究」（大正四年二月識）と題する一篇が、「續史的研究」（大正五年二月刊）に收められてゐるのを參考すべく、又其の「朱印船貿易史」第八章（航路及航海術）にも重複して著はしてあるのを一見すべきである。

原書の著者は長崎の人、池田與右衛門入道好運で、その自序は元和四年八月（一六一八）に書かれた。彼の經歷は不明であるが、葡萄牙人マヌエル・ゴンサロ Manuel (Gonzalo) といふ本邦在留の航海貿易家に就いて航海の術を學び、呂宋や暹羅と長崎との間の航路を誌し、緯度の測量や、氣象の觀測、海深の測定などをはじ

め、暦日・星辰・風位・海潮等に關し、或は機械を示しつゝ、或は經驗に依りつゝ、航海に關する種々の心得ぐさを記載したのが本書である。されば此書は、ひとり航海書として價値があるばかりでなく、歐洲の學術移入史上の資料としても當代無二の稀書といはねばならぬ。

本書は、元和四年を去る十年ほど後になる寛永五六年(一六二八―九)の加筆がある寫本で、筆寫の年月は未詳であるが、とにかく原本に近い時代のものであることは、字體によつても知られる。水戸の彰考館に、或點に於てこれと同種の本で後世の加筆のある寫本が二册存する。「蠻暦」と題し、元和四年八月池田好運の自序は掲げてあるが、首めの一葉に元祿十二年己卯暦とあつて、貞享暦についても記し、寛文・貞享・元祿の年代より寶永・正德を經て享保三年あたりに及び、書中に「南蠻暦」のことをも記るしてある。これは航海書にあらずして暦書ではある

が、參考に資すべきである。私の見たのは、彰考館圖書目錄刊本六七三頁に錄する「蠻曆」三部のうち二册本の方で他の一册本の方は見殘してしまつた。但し私がこゝに抄記したのは、大正九年四月彰考館文庫訪書志と題した私のノートに據つたに過ぎぬから、詳細は向後の對校を期待せねばならぬ。

川島氏は青木昆陽の續草盧雜談（日本經濟叢書七、四二四頁）のうちに、比呂圖（ピロト）(Piloto)と題する書のことが見えてゐるのを指摘した。ピロト（按針＝水先案內（パイロット））の書とは或はこの元和航海記に似た書であつたかも知れない。昆陽がこゝに「海路」と題して記るしておいた一章は甚だ興味の深い文字である。

大島筆記　三卷

大島筆記とは、寶暦十二年壬午(清朝乾隆二十七年西紀一七六二)琉球船が土佐國西南海灣の入口に位する柏島の沖より灣内の大島浦に漂着したのを、藩儒戸部良熙が就いて取調べて琉球の事物について尋問した筆記録である。戸部良熙の事は、土佐の郷土史家として聞ゆる寺石正路氏の土佐偉人傳(大正三年刊)第四節漢學漢文家の部によるに、通稱を助五郎、愿山といひ、享保中京都に上つて經學を小野鶴山に、神道を玉木葦齋に學び後、寶暦十年(四十八歳)にして藩學の教授役となり留守居組に擢でられて三人口廩米八石を給せられ、程なく加祿されて扈從格に進み、寛政七年十二月、八十三歳を以て歿した人である。天文醫學有職歌道佛典に渉り博覽該通及ぶ者がなかつたといふことである。著述としては

韓川筆話十卷、國號號一卷(共に寫本)がある。略傳はまた日本教育史資料第五卷にも見えてゐる。

いま海表叢書に收めて初めて刊行する所の大島筆記は、京都大學圖書館所藏二冊本に、內閣文庫本より大正三年補寫した附錄一冊を加へたものに由つたのである。京大本は白河樂翁公の藏した唐草模樣の綠色の唐紙表裝の美濃紙寫本であつて、上下二冊各凡そ五十紙、「白河」・「桑名」・「樂亭文庫」・「立敎館圖書印」の朱印を各卷首に押してある美本である。附錄たる補寫本一冊の原書たる內閣本は、「蒹葭堂」・「淺草文庫」の朱印のある全一冊本である。共に傳來の貴き本であるが、內閣本にあつて附錄を成せる部分は京大本に缺けてゐたのを、往年柳田國男氏の文庫主管中(內閣記錄課長)その厚意によつて寫すことが出來たのであつた。國書解題によれば五卷の寫本も存するやうである。今は諸本をひろく

參校するの暇なく、善本と認めた以上の二本にだけ由ることにした。

寺石氏の舊著なる土佐遺聞錄(明治三十年刊)下卷、「漂流船」の章によれば、寛政七年漂流琉球船の事はあるが、それより三十四年前にあたる寶曆十二年の大島漂着の事は錄してない。寛政七年卽ちこの大島筆記の編者戸部氏の歿した年の五月(但しなほ生前に屬するが)に琉球船が土佐幡多郡下田浦に漂着した事がある。下田浦は土佐灣の東岸南部に位し、大島に近き宿毛とは東西相表裏してゐる地である。土佐への漂着は、文祿四年の呂宋の西班牙黑船、太閤記などにも出て有名な事件、あれをはじめとして、寛政元年、文化五年、文政十年と、時々支那船の漂到があつた。寛政元年のときは羽根浦に、文政十年のときは浦戸に、それぞれ土佐日記にも名高い地である。こちらからは天保十二年の萬次郎の漂流は人の周知するとほりである。

戸部氏に關しては、湯淺常山の文會雜記卷三下(日本文庫二の二二六頁以下)に重要な記事があり、傳記中の逸聞にも屬する事柄もみえる。その門人にして機巧圖彙の著者たる細川半藏のこともある。細川は澁川系統の天文學者片岡武次郎の門人でもあつた。それはさておき、文會雜記の左の一節は、大島筆記の解題に關して最も注意すべき文句である。

土佐南海ニ臨ノ國ユヘ異國船ノ來リシニ守禦ノ備ナク南海ハ至テ荒海ユヘ古ヨリ船軍等ノコトハ聞ヘズ、寶永中ニ琉球人漂着ス、寶曆中ニモ又琉球人漂着ス、此時薩州ヘ送ラレシト也、往古呂宋船ノ漂着アリ、近年モ紅毛船ノヤウナル船來リシガ早速カヘリシカバ詳ニ知レズ、戸部氏近年漂着セシ琉球人ニ會テ中山傳信錄ヲ以テ彼國ノコトヲ問ニ十ニ九符合ス、南島志ニハ少々ヅヽノ違ナリ、徠翁ノ琉球ノ聘事記ニ彼國歌ヲ注セラレシニモ少シヅヽノ違アリト

覺ユト也。

寶永二年秋（一七〇二）琉球船が土佐幡多郡の清水浦に漂着したのを加へると、土佐の沿岸には、寶永と、寶暦と、寛政と、前後三回にわたつて、琉球から漂着したわけである。文祿四年呂宋船の漂著は申すまでもないが、近年紅毛船の様な船の漂來といふのは、戸部原山が湯淺常山に會つた安永八年から算へて八年前にあたる明和八年（一七七一）のハンベンゴロー即ちハン・ベニヨウスキの船であつたかも知れない。それは餘談ではあるが、土佐海國史料としてこの常山の記事は興味甚だ深いのである。

南國奇話　一卷

南國奇話は京都府圖書館の所藏、天保元年(一八三〇)備前岡山の神力丸が、南漂して臺灣と呂宋との海峽バタン島に着し、マニラに送られ、對岸マカオより廣東を經て、例の如く乍浦より日本に歸還した記事で、天保三年舟子讃岐の勝之助なる者の口書によつたのである。別に岡山漂流人記(帝國圖書館藏)といふものもあり、又別に漂民廉書といふ家藏本のうちにも收めてあり、西本願寺本にも見かけたことがあつた。石井氏の異國漂流奇譚集には、「神力丸馬丹漂流口書」と題する最も詳細な記錄が揭げてある。宜しく參考に資すべきである。

榮力丸漂流記談　二卷

原寫本には單に漂流記談とあるが、識別のために船名を冠しておく。もと丹後組濱の好古家織田幾二郎氏が、その蒐集にかゝる考古上の遺品と共に往年京都大學の文科に寄贈されたもので、今國史研究室の所藏に屬する。

本書は、嘉永三年十月（一八五〇）攝津の榮力丸が下田沖より外洋に漂流して米國船に救はれて北米加州に到着したとき、その乘組十七人中の一人であつた伯耆の文太、舊名利七（初名與太郎）なる者が、西轉東徙の後、支那に送られ最後に浙江の乍浦港から安政元年甲寅（一八五四）日本に歸朝した際に經過觀察した實歷談をば、鳥取の藩學尙德館の學正が筆記したものであつて、記事詳密にして又註解を加へ、漂流記中出色のものとすべきである。序は安政三年丙辰二月敎齋小史

堀熙明(元治元年歿四十、佐藤一齋門)の撰文、蓋し池田氏の藩學に職を奉じた學正で、同僚と共に本書を編纂したのであつた。諸藩に於ける編纂物のうちでは、仙臺藩の環海異聞等に次ぐものと思はれるが、繪のないことは物足らぬ所である。而も日本開國史料として有益な參考記錄ともなる。恰も嘉永・安政の交にかゝつてゐるので、ペルリ渡來のことにも及び、且つ香港や上海の事もあらはれてゐる。

榮力丸の漂流には、名高い播州のジヨセフ・ヒコ即ち彦藏の「漂流記」があり、而もそれが文久三年に刊行されてをり、且つ文明源流叢書(第三)及び異國漂流奇譚集にも收められ、又英文の自敍傳及びその譯本も備はり、大正六年には姫路の鷺城新聞に「ジヨセフ・ヒコ」として連載されて後に單行されたやうなこともある。その他、石井研堂氏の前記せる異國漂流奇譚集中にも、「播州人米國漂流始末」と

して、同じ播州の源次郎の口書を收めてある。とにかく此の折の漂流民は、途中で分散し、様々の經過によつて歸朝したので、その間改名などもした爲め、さなきだに錯綜せる記事が更に不明に陷る憂へがある。從つて同一漂流事件の異系の文献が頗る有用になるわけである。

編者堀敎齋のことは、鳥取鄕土誌に見えてゐる。序文には本書を三卷としてあるが、或は誤寫か、現存のものは二卷になつてゐる。他にも類本があるに違ひないが、未だ私の限に觸れない。とにかく流布は極稀であるらしい。

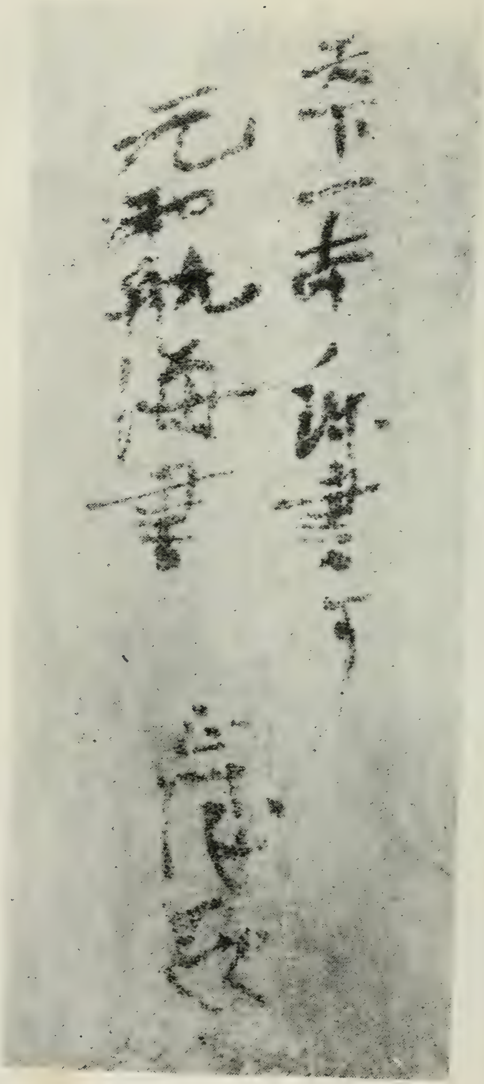
補遺

大島筆記の編者戸部良熙に、琉球進貢錄二卷六冊の著あり、その一冊本東京靜嘉堂文庫に藏す。水戸藩小宮山昌秀の楓軒叢書のうちに收めたるなり。參照に資すべし。

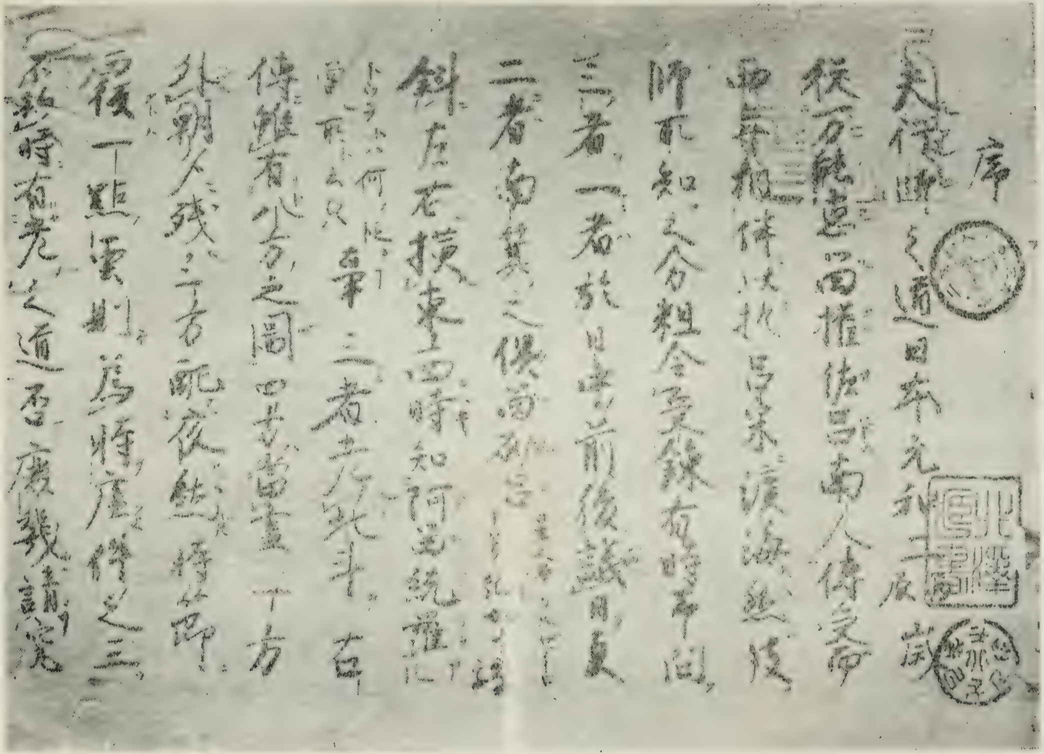
大島筆記の京大本二冊は片假名交りにして、內閣本は平假名交りなれど、例によりて本文はすべて平假名に統一せり。その他、元和航海記の原書も片假名交りなるを、外國語等を除きて、全部平假名に書改めたり。

大島筆記の著者愿山戸部良熙(高知藩)の略傳は、日本敎育史資料卷五、二七五頁に出で、榮力丸漂流記談の編者敎齋堀熙明(鳥取藩)の略歷は、同卷一五〇頁に見ゆ。

後者につきてはなほ、同書巻二、四三七頁、四三九頁以下倚徳館の條、殊に四四八頁を參照すべし。



元和航海記卷首



序
夫從暦之道因奉元和 庚 歳
從西融並西權伽昌南人傳受布
西海相傳次北昌來濱海退復
師亦知之合粗含受録有時所問
三者一者欲日本前後藏日東
二者南冀之保西北
斜左右損東西時知何否統羅
傳雖有八方之圖四方當畫十方
□ □ 者 三 者 一 先 半 古
外剛人殘之方配夜無時節
後一點一畫則爲時屋傳之三
不變時有先之道否廣幾訂定

元和航海記目次（新附）

序

夫行師之道、日本元和二丙辰歳、從万能惠留權佐呂南人傳受、而兩年間伴以於呂宋渡海、然彼師所知之分、粗令受練、有時予問三者、一者、於日中前後議日事、二者、南箕之倶留勢呂星之名、クルゼイロと號、纔如十字斜左右横東西時、知阿留統羅アルトウラとは、何の段に當る所と云良事、三者、考北斗、古傳雖有八方之圖、四方當晝、一方外朝夕、殘三方配夜、然時節覆一點雲、則爲時虚、件之三、不拘時有考之道否、庶幾請究高遠精微之蘊、師答云、此

三者、蓋別无傳來、第一、號日事、日中一刻量高卑傳、至自東西之正中刻、漸刻之間不講得者、其一日徒也、皆以書日前後無義日道、第二、俱留砌呂者、從南極去三十賀羅歩（は三十ガラボは三十段也）俱留寸（クルスは十字也）之臺星爲障居、因之竪眞直時考之、少傾則難測、況斜横則不能知之、第三、北斗星誌古圖外者、有以推量知乎、至微能度（ミヌウトとは分量と云心）慥無知之道、此三者、可問何處之行師、恐者不可有謂哲之者矣、于時予聞此言、歎行師傳來之道迫切事、恐謂故人言、事物權於理有未窮、故其知有不盡矣、此語徹心精、來用彝倫之外、寛洪欲爲節制、數月加工夫至翼年、三之道具以契矩之道令制剗畢、是卽古今所不見器形也、世人見之、於從往古謂有之者、只厭然而爲捨其德乎、嗟至今何國之行師謂不知之、是以雖以予之不敏、欲貽子孫志因不止、忘其固陋遺箴質、待後人之添削耳、併

日本人偽ラン入ニ此門戸之道乎、附四之呢デキリナサン記俚邪算（デキリナサンとは、四年の日日記也）並禮特度レジメント（レジメントとは、注文と云事也）等、有則革之無則加勉、以蘭訳倭詞所令書記如左、

皆元和四年戊午八月吉辰　長崎之住　肥後菊池之姓　池田與右衛門入道

好運編輯

〔○符箋散失。ソノ痕跡アリ〕

黒字ハ引、朱字ハ入

ヘベレイロ

立春

一日	十七〇九	木	火	日	金	水	月	土
二日	十六五十三	金	水	月	土	木	火	日
三日	十六卅五	土	木	火	日	金	水	月
四日	十六十七	日	金	水	月	土	木	火
五日	十五五十九	月	土	木	火	日	金	水
六日	十五四十一	火	日	金	水	月	土	木
七日	十五廿二	水	月	土	木	火	日	金
八日	十五□□	木	火	日	金	水	月	土
九日	十四四十四	金	水 癸酉歳 正月小 甲午	月	土	木	火	日

翌

十日	十四廿五	土	木	火	日 辛巳歳 正月大 丁丑	金	水	月
へペレイロ 十一日	十四〇五	日	金	水	月	土	木	火
十二日	十三四十五	月	土	木	火	日	金	水
十三日	十三廿五	火	日	金	水	月	土 己丑歳 正小 辛酉	木
十四日	十三〇五	水 丁酉 正大 甲辰	月	土	木	火	日	金
十五日	十二四十五	木	火	日	金	水	月	土
十六日	十二廿四	金	水	月 乙巳 正大 戊子	土	木	火	日
十七日	十二〇三	土	木	火	日	金	水	月
十八日	十一四十二	日	金	水	月	土	木	火
十九日	十一廿一	月	土	木	火	日	金	水
二十日	十一〇〇	火	日	金	水	月	土	木
廿一日	十〇廿九	水	月	土	木	火	日	金

正月中

廿二日	十〇十七	木		火	日		金	水	月	土
廿三日	〇九五十五	金	己巳歳二月大丁亥	水	月		土	木	火	日
廿四日	〇九卅三	土		木	火		日	金	水	月
廿五日	〇九十一	日		金	水	丁丑年二月小辛未	月	土	木	火
廿六日	〇八四十九	月		土	木		火	日	金	水
廿七日	〇八廿六	火		日	金		水	月 乙酉年二月大甲寅	土	木
廿八日	〇八〇三	水		月	土		木	火	日	金

（〇四ツノデキリナサンノ内一番ノ一月抄録、以下原本四十四葉省略ス）

四つのデキリナサン（四年の日々記(ひにっき)と云義也）

一　マルソと云月の廿一日、廿二日（日本の二月の中の比）に、日輪、エキヌシアルと云中すぢにあり、アリエスと云羊の宿の初に入。同月の廿三日より、日輪北へ向ッてゆく。

一　ジウニョと云月の廿二日、廿三日（日本五月の中ノ比）には、中すぢより北へ廿三ガラブ半の處、（廿三度半也）リイネヤ（すぢと云こと）サヴナ（かでんと云事）テンペラアダ（中庸と云事）と云すぢに至る也。カンセルと云蟹の宿也。同月の廿四日より、北から中すぢへ日輪もどる

一　セテンブロと云月の廿三日（日本の八月中の比也）に、日輪、エキヌシアルと云中すぢにあり。リイブラと云天秤の宿の始也。同月の廿四日より日輪、エキヌシアルト云中すぢより南へ向てゆく。

一　テゼンブロと云月の廿二日、廿三日（日本の十一月の比、冬至のまへ）中には、日輪南のサヴナ、テンペラアダに至る。（中すぢより南へ廿三度半のところ也）カピリカウルニヨと云野牛の角の宿。同月の廿四日より、日輪南より中へもどる。

一　ガラブのつもり　世界のまはり三百六十ガラフなり。三百六十段と云義也。

○ガラブ一ツを六十分にわり、一ツをミヌウトと云。此ミヌウト一ツは、廿五町壹反一萬四尺五寸あり。

○カラブ一ツは、ナンバン道拾七里半也。此一里は、日本路三里と云傳へたるに依て、ガラブ一ツは、日本路五十二里半と云、是誤也。只南蠻の壹里、日本の貳里十四町一反半一尺五寸也。三十六町を一里とす　因之ガラブ一ツは、日本道四十一里卅一町六反五間三尺五寸也。

南蠻の一里のつもり左に細に記す。

○ガラブ半分、ミヌウト卅也。ナンバンにはメウガラブと云　日本路貳十里卅三町八反二間五尺。六尺五寸を爲一間六間を爲一反、六十間を爲一町、卅六町を爲一里

○ガラブの三分二は、ミヌウト四十也。ナンバンハくちにはダウステルショと云　日本路貳十七里卅三町一反一間四尺五寸。

○ガラブの三分一は、ミヌウト廿也。ナンバンにはウンデルショと云　日本路拾三里卅四町五反三間五尺五

寸。

（○以下二十三行省略）

一 日をとる事 ナンバンにトマソラルと云、日をとると云こと、日本にては日をはかると云べきなり

○日輪中すぢより南に在て、船は中すぢより北にあらば、アストロラアビヨにて日をはかりたる、ガラブの數の內を日々記ほご引て、殘るガラブ卽ち我身のをる處のアルヅウラの段とをりご知るべし。

○日輪中すぢより北に在て、我身日輪よりも北にあらば、日をはかりたるきざりの上に、日々記デキリなりほご相加へて、をる處のアルヅウラご知べし、南北の替倣之。

○日輪ご、中すぢごのあひに、我身をるならば、南北をいはず、日のある方へ向て、アストロラアビヨにて日をはかり、きざりのかずほご日々記の內を引て、殘るガラブ我をる處ご知べし。

一日輪我首の上に在て、東西南北に向ても、アストロラアビヨに日光まつすぐにおつるに於ては、其日の日々記のこをりにをるこ知べし。

一　日輪生得の廻りは、西より東へ廻るこゝ、マルソ（ナンバンの三月也）の廿二日（日本二月の中より二日前、日夜等分）アリエスのシイノこ云羊の宿より廻り初て、明年の同月の廿一日には、同宿に廻着、日數三百六十五日六時（日夜、廿四時に配するの六時也）に相至るに依て、一年を三百六十五日に定、四年に一日の潤を加ふ。中古の天文學者つもりはかるに、日輪本所廻着こゝ、日數三百六十五日五時四十四分に決定す。（日夜を廿四時に配するの一時を六十分に分つ）因レ之右に所レ加潤日は、廿三時拾六分を（四十四分不足）一晝夜にはぶく故に、日輪は四十四分先にすゝむ、故に古よりしるし置たる、マルソこ云月の廿一日の時正は、同月の十八日に引上たり。御出世あり、三百廿五年目に（日本、人王十七代仁德九年辛巳、寛永七年庚午まで千三百十年。大明の大興四年）をくれたる三日を空加メ、而マルソの十八日を廿一日こ號、時正こ定られけるが、同千五百八十二年目には、又日輪に日數をたして、マルソの十一日、時正に當るが故に、十三代目のヂレガウリヨ・パツパ、天の學者を集めつもりはからせ、

暦に十日を補て、同年のノベンブロの五日を十五日と號して、日本、人王百七代正親町の院の御宇天正十一年癸未、寛永七年庚午まで四十八年。大明、萬暦十一年に當る 又如二古昔一のマルソの廿一日、時正に當れり。故に四年目に一日所の加潤日を、四百年の間に三日を可レ除 百卅三年四ヶ月目に一日可除也 定られたりと慥に傳ふ。因レ之愚按するに、日々記のくりやうに用捨あるべし、假令御出世より千七百十六年可當四番目の年の潤日を減じて、ヘベレイロの月の廿八日を、廿九日と號して、日々記をくるべき事可ならんか、今一つの故實は、御出世より千六百廿七年には 右の千五百八十二年より以來所レ進年四十五年也 七時五十七分ナンバン をくるべし。又同千六百卅七年丁丑の比は、所レ進年五十五年也 十時五分ナンバン 日輪西より東へ廻り進む也。然れば十時には南北へ日輪の、よりのき定りたる日々記の内、ミヌウト ガラブ一つを六十にわけたる一つのミヌウトなり 八ツ、九ツ、十ヲの間かたよるべし。是則日をはかる時、其年記に隨て可有其用捨焉、後匠勘辨於勝考者、任レ運付云爾。

池田與右衛門入 好運（ママ）

一 因二竪斜横一、路ののりをはかる事

○まはやの方（正南方也）のりて、ガラブ一つこゆるはナンバン道十七里半、日本路四十一里卅一町六反五間三尺五寸。

○まはやと、まはや、おきばやのあひの小げん（正南方と西南のすみとのあひを四つにわりて南方の四分一なり）をのりて、ガラブ一つをこす事十八里、日本道（マヽ）四十三里貳町七反四間一尺こ

○まはや、おきばやの方へ（西南の隅と正南のあひ）ガラブ一つこすは十九里、日本路四十五里十六町九反一間二尺五寸。

○おきばやと、まはや、おきばやのあひをのりて、ガラブ一つこすは廿一里半、日本路五十一里十六町二反五間一尺三寸。

○おきばやの方へのりて、（西南のすみ）ガラブ一つこすは廿五里、日本路五十九里廿九町八反二間五尺。

○おきばやと、おき西のあひへのり、ガラブ一つこすは卅一里半、日本路七十五里十三町九反三尺三寸七分半。

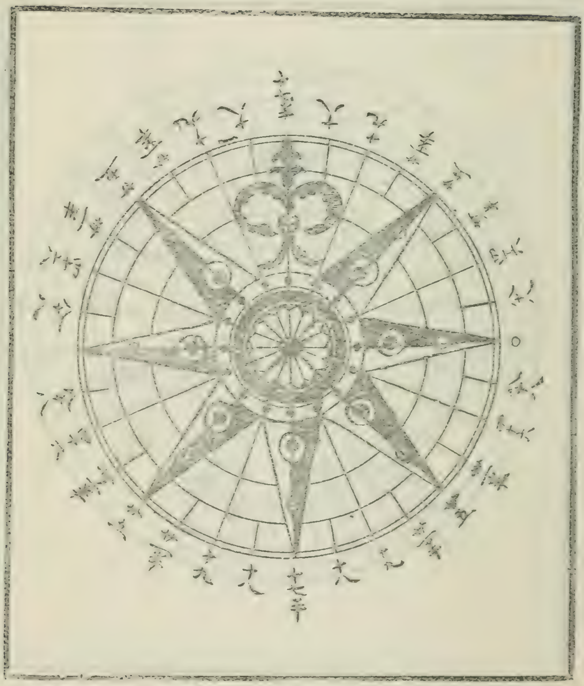
○おき西の方へのりて、ガラブ一つこすは四十六里、日本路百十里三町四間四尺。

○ま西こ、おき西このあひをのりて、ガラブ一つこすは八十八里、日本路貳百十里廿一町二間二尺。

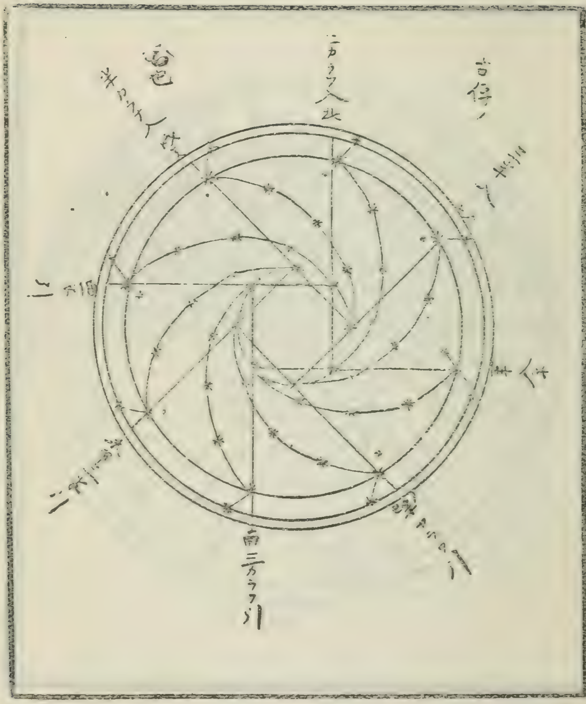
右、南西の四分一を以て、のりをこさはる也、殘る四分三倣ㇾ之。

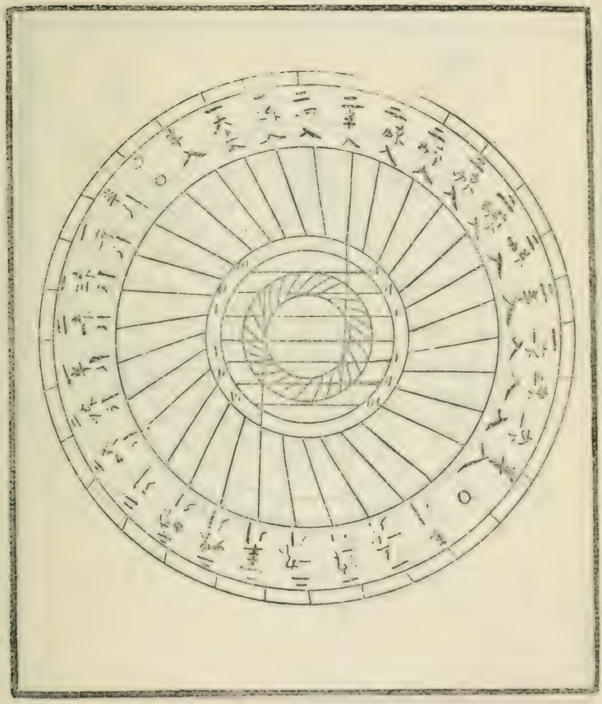
○まこちこ、ま西へゆくには、ガラブをこゆるしるしなし、唯船の遲速、風の強弱順逆を勘へて、つもりはかる事肝要也。

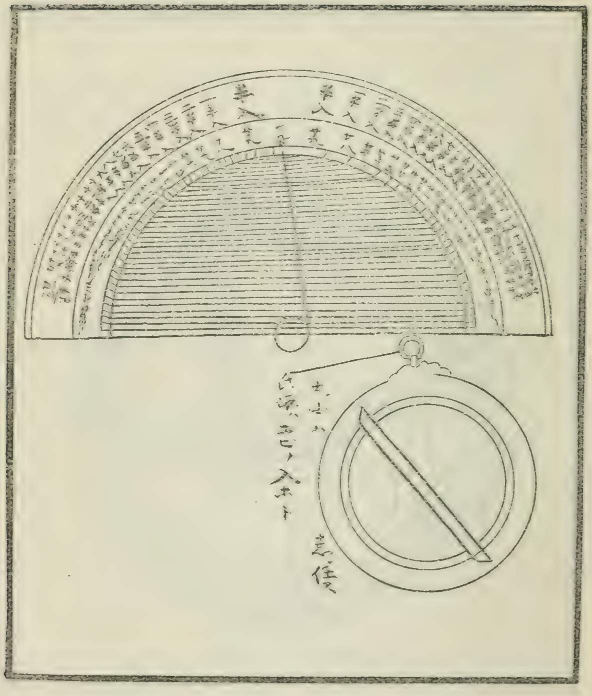
左の圖を見彌可ㇾ有二納得一。

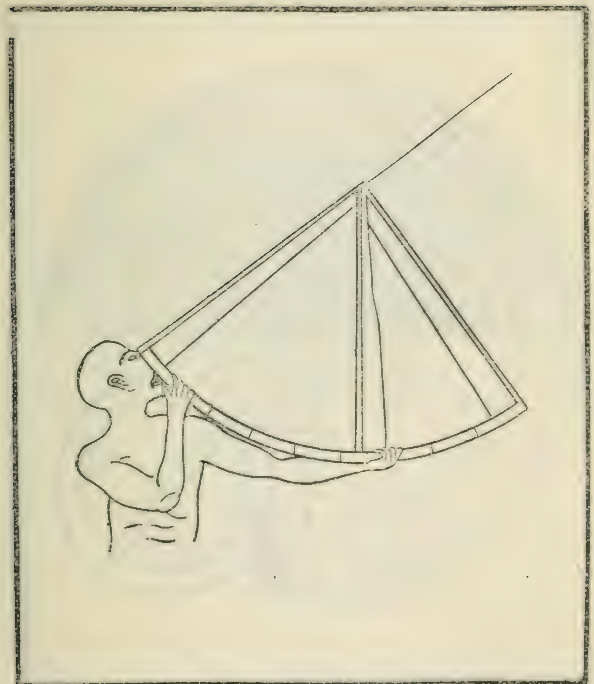


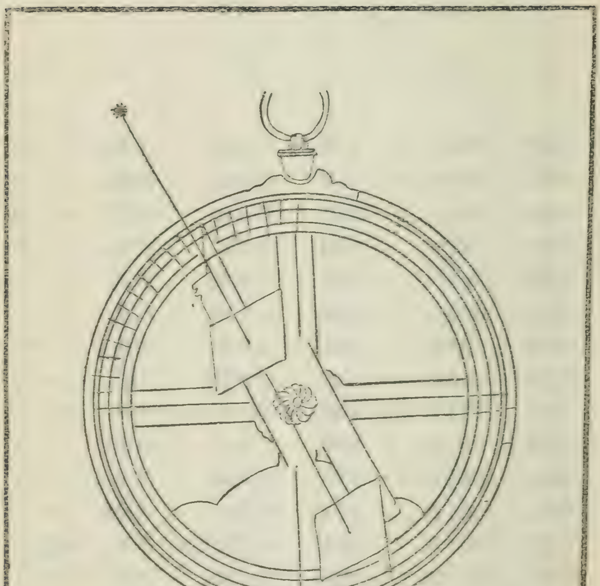












千六百		千六百		千六百	
七十二	壬子	五十三	癸巳	三十四	甲戌
七十三	癸丑	五十四	甲午	三十五	乙亥
七十四	甲寅	五十五	乙未	三十六	丙子
七十五	乙卯	五十六	丙申	三十七	丁丑
七十六	丙辰	五十七	丁酉	三十八	戊寅
七十七	丁巳	五十八	戊戌	三十九	己卯
七十八	戊午	五十九	己亥	四十〇	庚辰
七十九	己未	六十〇	庚子	四十一	辛巳
八十〇	庚申	六十一	辛丑	四十二	壬午
八十一	辛酉	六十二	壬寅	四十三	癸未
八十二	壬戌	六十三	癸卯	四十四	甲申
八十三	癸亥	六十四	甲辰	四十五	乙酉
八十四	甲子	六十五	乙巳	四十六	丙戌
八十五	乙丑	六十六	丙午	四十七	丁亥
八十六	丙寅	六十七	丁未	四十八	戊子
八十七	丁卯	六十八	戊申	四十九	己丑
八十八	戊辰	六十九	己酉	五十〇	庚寅
八十九	己巳	七十〇	庚戌	五十一	辛卯
九十〇	庚午	七十一	辛亥	五十二	壬辰

千六百		エハクタ	アウレヨホウメン	ジヤネイロ	卅一日
十五	乙卯	一	一	〇廿五	●廿
十六	丙辰	十二	二	〇三	●廿九
十七	丁巳	廿三	三	●八	〇廿三
十八	戊午	四	四	〇十一	●廿七
十九	己未	十五	五	●十六	〇卅
廿〇	庚申	廿六	六	●四	〇十六
廿一	辛酉	七	七	〇八	●廿三
廿二	壬戌	十八	八	●十二	〇廿七
廿三	癸亥	廿九	九	●二　子〇十六	●廿二
廿四	甲子	十	十	〇五	●廿
廿五	乙丑	廿一	十一	●九	[illegible]〇廿三
廿六	丙寅	二	十二	[illegible]〇廿五	●廿六
廿七	丁卯	十三	十三	[illegible]〇二　●十七	子丑〇廿二
廿八	戊辰	廿四	十四	●六	[illegible]〇廿
廿九	己巳	五	十五	〇九	●廿四
卅〇	庚午	十六	十六	●廿四	[illegible]〇廿六
卅一	辛未	廿七	十七	●四	[illegible]〇十六
卅二	壬申	八	十八	〇六	●廿二
卅三	癸酉	十九	十九	●十一	[illegible]〇廿五

（此一行朱字）

（〇以下二十二行省略）

一　長崎より天川への乗前

長崎より外へ船を乗いださば、いわうの島をまはす風を、ひろくうくる傍に、右の方にある二ッ三の島のそばを、はなれず行べき也。いわうをまわして後は、をきはやか、をきばやをき西のあひかを乗て、めしまを見べし。めしまのそば一里か一里半か、あひを置てのるべし。妻島を通りて後は、二月の比ならば、をきばやの方へのひ、とも、をきばやをき西のあひを乗てよし。その故は、其時分の風は、あなせなり。是本道なり。若スンボルより卅里卅五里の間にて、ハルラベントにてゆかば、卅五尋卅八尋のふかみあり、是をしらぬ者は灘のふかみと思也。

此れを通りたるに於ては、丈深き處を見付べし、次第に淺くならば唐の地の方と心得べし。スンボルの北を見て、夜ならば、まはやをきばやに梶をとり、晝ならば、折々地を見るやうに、地の方を乗るべし。但似たる二島有之故に、をきのかたへよるべし、十六島の

地の方を通りても不苦。同くはをきの方を乗たるは猶よし。此二島は、遠き處よりは只一島と見へ、近くよれば二つと見へ、猶近くよれば又一つと見へて、蛇のなりに見へ、頭のかたは南の方にあり、尾のかたは北にあり、此島を見知て後は、まはやの方へ梶をとりなをすべし、是はブヾシの島をよく見る儀なり。この島は、平の海の方へ、さきをさしたる島なり。ブヾシよりをきばやの方へながれくる灘を見べし。それより木のあら／＼と打立たる、ひらき岩たてのあたり、廿四ガランブの處まで廻るべし。此岩たてを、唐人の口には、クウと名付たり。それよりテンテウの小島までは、をきばや、又をきばやをきにしのあひに、ながれたる灘なり。其すぢに、ルイラウボの島まで船を乗べし、其島は地の方へよりたる三つの島也。その島より二三里程沖を乗べし、それよりをきばやの方へ船を乗べし、其あたりに、十八ひろ廿ひろ程そこに、荒き砂あるべし。夜中に、大かたの風に船を乗て、ランマウの地を見知事不レ叶、廿三四ひろの所へのり出す儀に、をきばやの方に船の面をむけて、何れにランマウの地を、まはすやうに乗べし。廿三四尋そこに黒き小砂小石

などあらば、ランマウのとをりと心得べし。夜にてもひるにても地を見ずば、少猶ふかみへ行過と、廿七八尋そこに、少くろ目なる白き砂のこまかなるに、泥もやゝあるあたりならば、ランマウを過たると知べし。それならばルイラウボより、十二三里はや過たるもの也。ルイラウボの海へつかば、こまかなる白き砂くろきまじりなるに、小石もまじりたり。地はあらき砂に小石まじりなり。何れにそこのやうすを以て、ここのあたりと云事を知べし。ランマウを過ば、をきばやに梶をとりてゆけ、しろき島を見出すべし。

此ランマウと云島は、三つにて、日本より天川へとをる時は見る島なり。一つは如何にも長く、中のはまるく、三番目のは中のより少長く、たがいに近き島なり。

イ、レヨブランコ（白き島の事）よりは、外をゆかんと思はゞ、ま西のかたへ梶をとるべし。内をのらんとをもはゞ、ま西おきにしの方へ、なびけて梶をとり、ランタヲの右のかたイ、リヤドレイメの口へ乗入べし。それよりランタヲのさきまではしりて、ランタヲよりそのあたりの島近く、まはやに面をむけて乗べし。是はその邊に三ひろか其うち程の瀬ある

を、よくる爲なり。此瀬はランタチのさき、海の方にあり。それに依て件の島近く乘て、其島共よりま西の方へ乘りて、イヽラでジヤアガラに尋ね逢べし、それより天川昔不殘見ゆる也。

一　長崎より天川への乘前

唐こたかさごのあひをのる事

鷹架にさがり、一夜こまり、明る朝日を見てか、又日よりを見きはめたらば、一二番島に出船すべし。硫黄の島を風下によぎて、をもかぢの方の二三つの島を、はなれて乘べし、但風によりて、大中瀬戸つきこをす事もあり。

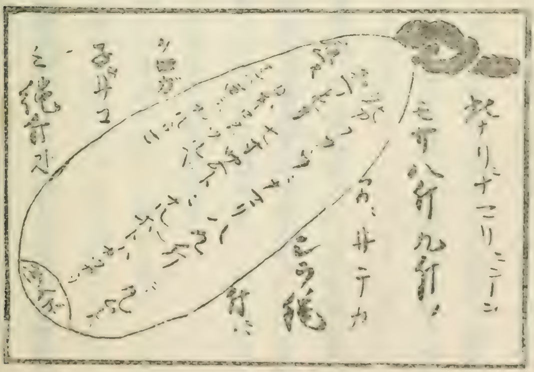
硫黄をまはしてより妻島を立るに、をき西のこをりげんをのるべし、此のりまへにては、妻島の風上にゆく、又をきばやこ、をき西のあひの、小げんをのりても不苦。妻島をもかぢに、一二里程見るなり。めしまこり百里卅六町をきへのり出し、それよりをきはや

の方へのり、ウクウタゲンをたつるなり。これまで日本道四百里程あり。右の針にてのるうちに、唐の地に乘かくる事をそしと思はゞ、つるべを打也。

（○以下つるべの說明繪圖と共に朱書なり）

此なりになまりにて、をもさ廿八斤九斤の間にゐて、かしら繩付には、くろがねをゐこみ繩付とす。

此つるべの尻をくぼめ、牛の油に豚の油を十ぶ一加へ、ねりまぜて置、時々にをしこみ、舟のともにつな本を持て、つるべをもてへ持ゆき打こむ、一間あひに中取して、をもてへ遣す也。打こめば、一人〳〵つなをゆるし、ともの綱本より持、



まつすぐになわをたてゝはかる。（ぶたの血をしひたし、よくしませて引出はす）縄の小ざしなわほど、長さは八十ひろ（ながき所の爲に、八十ひろ二つこしらへ置。何もわくに卷）

四十尋四十五尋あらば、よき乗まへなり、又其内ならば、唐地にのりかゝりたりと心得、沖へ乗なをし、右のふかさの所へ乗るべし。若又四十五ひろの上あらば、又地の方へ乗べし。とかく四十ひろ四十五ひろのふかさをのりまへにしてたづねよ。そよ(とう)にはごみあり、如此のればウクウタゲンのりはづさぬなり。

妻島より乗出すとき、風上をせつてのれば、唐とめしまのあひにあさき洲あり。若此こをりにのりあひたらば、ちと水にごるべし。ふかさは卅ひろ卅五尋なり。そこにはすなあり、この洲を乗こせば海ふかくなる也。其後つるべを打て、淺くば唐の地近しと心得よ。ウンヂウ、ホクチウの、かみをたてたらば、ウクウの島沖に、五十里ほど地より出たるなれば、其心得すべし。ウクウの島と地とのあひをのりても不苦。さりながら、なるほど沖をのるべし。

タゲンよりラマウへの乗まへは、タゲンを風上に、日本道十里程もちて、をきばやの大げんをのる也。但これにては、ちこ沖へはね出すなり、をきばやこ、をき西このあひを乗べし。此間のみち日本の六十里ほごのりて、其後をきばやの大げんを乗べし、此すぢをかへすして、チンナムタウを、たつるなり、但タゲンこラマウのあひだのふかさ、ラマウ近くのれば廿尋あり。若ラマウより上なれば荒砂あり、廿二尋のふかさがほんのづだうなり、廿ひろにては地に沿ふなり。ラマウ乗通れば、右の廿二ひろのふかさにて、そこにすな細、白砂に黒砂まじる也。ラマウのまんまへにては、細赤砂に蠣がらまじりてあり。

ラマウよりチンナムタウのあひだ、日本路四百里ほごあり。右をきばやのすぢにてのるに、若風あしくば其心得すべし。

チンナムタウよりほそ島の乗まへ、チンナムタウにのりかけて、をきに廿里か、十五里かほごにて、それよりほそ島ののりやうは、四十里ほご、まはやをきばやの、つきごをしのすぢを乗べし。それよりまはやご、まはや、をきばやのあひの小すぢか、まはやの大す

ぢにても不苦。此のりまへにて、シンチウのかみの島の、たつるなり、クワキヤンをたつるなり。

それよりしもは、ほそ島まで、地のつゞきの方角は、おしあなばゑ(や?)の、つきこをしのすぢのかたに、地はつゞきたる也。地より沖に、十里十二里ほど沖へ、船を右のすぢのかたへのるべし、何たるさはりもあるべからず。チンナムタウよりクワキアンまで、日本道百七十里ほど也。

一　天川より日本への乗前

イ、リヤドレイメを過るならば、まこちに一日一夜乗て、其後こち、北こちへ楫をこり、それよりは地の方へよるべからず、處に於ては四分一程、沖の方へ乗たるはよし。此のりまへにて、ランマウをまはすべし。若夜中ならば、つるべをうち、廿二三尋にて、小石砂のくろきならば、ランマウのまへと知るべし。それを過は、こまかなる白き砂を見べ

し、黒きはいかにもすくなかるべし。それより北ごち、又は北ごちと、こち、北こちのあひに楫をとり、チンチウのなだをなる程よけて乗べし。それよりあさきかたならば、チンチウのなだよりは、ベスカダウレスのしものかたによりたるものなり。その時は廿五尋ある所まで地の方を乗べし即ほんのみをへち?只なり。由断して十三四ひろほどの所まで乗たるに於ては、其邊に瀬あり、それより内のかたの淺みに、あら／＼としたるすなあり、其邊ならば、チンチウの地の方、ふかきかたへ楫をとるべし。さて廿四五尋程の深みへのりたると思はゞ、北こち、又こち、北こちと、北こちのあひを乗て、たかさごを見出すべし。

若此あたりにて、北こち、まこちなどの大風にあはゞ、チンチウのなだをよけて行べし。其故は、若をしあなの風來らば、かのあたりよこ風なるにより、行かたもなく難儀にあふこともあるべし。イヽリヤヘルマウザ（タカサゴと云事也）を見付るに於ては、大きなる地の洲さきをこすまでは、船の面を北ごち、北々ごちのあひへむけて乗べし。其後は、たかさごを過るまでは、北こちへむけて乗べし。島のまん中程には、大船百艘も通るほどの口あり。

島をのり通りたらば、北こちと、こち、北こちのあひに、サンガラツウラ（サンガラツウラとは一日一夜のり也）三つほどのりて、其後北こちへのらば、ウヂクサカキの島に着べし。但此島より北南に四五里程に、よこたへたる島にあふべし、此島のをしあなの方には、たき石のやうなるもの多きなり、是をしるしとすべし。此島を見付て後、コシキの島の外をゆかんと思はゞ、北の方へ楫をとるべし。然らば、ウチクサカキと、コシキの島を見べし。コシキの島といふは、まはり十里ばかりの長き島也。ウチクサカキよりコシキ通りたらば、はんみちか其内か、島のあたりを北こちへむけてのり、天草の見ゆる所へいたるべし。さき／＼へ船をのりて、天草の山四里程に乗りて、北へ向けて北々こちに楫をとらば、いつものいわう島を見付べし、それより後は人々存知たる路なり。

一　シャムラウよりの乗前

シャムの湊を出て、西々あなぜへゆきて、とりかぢの山見付て、其山に付て、まはや、

をきばやをのり、ペンテまでのり、バンコセイアのを、少しをきへのるべし。其故は、ナンバン道一里半ほど沖に瀬あり、バンコセイアは、十二ガランブ半とあり。又高き山あり是バンコセイアのしるし也。其處へゆく風あのはあゝりて(○アシクハカヽリテ?)塩にてゆくか又地の風をまつべし。それよりクイまで風むかいてならずば、まへかどペンテへのるべし。乍去クイ迄ゆけばよし、クイよりプロコダウル迄は、をしあなばやにてのるべし、かまへて風よくとも、塩はこち、北こちへつくほどに、とりかちへゆかぬやうに用心せよ。をしあなと、をしあなばやのあいをのり、長き島を見付べし、是をプルバンジヤウンバアルソと云也。これよりナンバン道五里ゆきて又島あり、これはプルバンジヤウン、バルタディル本と云ことと云ふ。爰は九ガランブ十五ミヌウトあり、此二つの島のあいナンバン道八里あり。是よりをしあなばやをのれ、とりかぢへゆくべからず、其故は、プルバンジヤウンバアルソを見れば、船したかるゝ也。それにより順道のられず、此をなじ道にプロウビと云島を後に見るべし、夜るにて見へずば、プルコタウルと西東にあり。つるべをうちて見

よ、十七ひろ十五尋、若は廿尋あらば、プルコダウルの島の外に出たりと知べし十五、十七尋あらばよし。右三つの島の道すがら十五、十七ひろあり、プルコダウルの島を見ぬさきにちいさき二島あり、プルコダウルの西東にあり。此ちいさき島よりフルコダウルまで、ナンバン道八里あり。此二島の内なりとも外なりとも、時の仕合次第にのるべし。外は廿ひろ、内十七、十八ひろあり、又十二、十五ひろもあり。又此二島のそばに地あり、此二島より二里ナンバン沖に、十七尋底には、ちいさきすなと、ちいさき貝のからまじりてあり。プルコダウルを見てから、地山を見んと思はゞ、プルコダウルの内ならば、北こちの方へのるべし、外をのるならば北北こちをのるべし。十八、廿尋の所をのるべし。廿ひろの上あらば、のるべからず。又十七尋の内あらば、のるべからず。其故は、マテウスビリイと云石、そこにあり、十四ひろの處にあり、此石の所は、カンボウジヤと、チヤンパこのあい也。此石のむかい地にそうてちいさき山あり、是よりマンリまでナンバン道七八里あり。マテウスビリイと云石よりマンリまで、ナンバン道十五里あり。又地を見てから

かいそうてのるべし、山なりにしたがいのりまはすべし。此地山は、北北こちにあり、マンりまで十二尋の所をのるべし。マンりのことをりは、地山われて見ゆる、マンりは島のわきに石あり、此マンりちかくのれば、城の如く、色は黄に見ゆる所、九尋十尋の處をのるべし。地のマンりまでは、地山高く見ゆる、此地山は、はづれのやうに見ゆる、此地のマンりより、をきのマンりまで瀬あり。其瀬は、北わいたこ、をしあなにさしてあり。をきのマンりに山あり、此島はニナウこ云也。此をきのマンりのなりは、長くひきく見ゆる。此島のをきは廿尋廿五尋あり、此をきのマンりこ地のあい十二里あり、此道をのれば機遣なし。目に見えたるばかり也。此をきのマンりの沖をのれば心安、瀬はなを沖にあり、それからチヤンハの島をたづねてゆけ。此をきのマンりは、又地に山あり、一里のあい也。乍去よきのりまへは、をきのマンりを見ぬやうにのりたるは猶よし、其故は、此をきのマンりの地のまへ、メウカナル メウカナルとは木の道と云こと までははいかにもあさし、三ひろ四尋下に大きなる石あり、是をよく覺へよ、此地のマンりをのる時、地を近くのるべし。地を二里ナンバン

ほどに見てのれ、それより内も不苦。其道は十一、十二尋九尋八ひろあり、此地のマンリをすぐれば、あかりなり、此地は北北こちにあり、此地山が、のりまへをしらするなり。地ぞうてチャンパン迄のれ、小山地のきはにイクチモあり、此地山は高し、ワンドウイクウモあり、水をとらば爰にて取べし。此チャンパンのバレイラ、山ブヽレと、ぎんのやうなること十三ガランブに少たらず、いかにも高き如くあり、此あたりにて水とらば、バレイラと云山、五里の内にて取べし。白きすなはらを見べし、是よきかゝりば也。又小山あり、此内をのるべからず、まん中をのれ、十五尋あり。爰によき水あり、又魚も多し、あみでもたはいのをも取べし。又よき舟の道具の木多し。但はやの風の時分は此湊はるし、後にのり出すことならず。又バレイラより北の方によき所あり、石の小山あり、其處にて水をとるならば、地を近くのるべし。此バレイラよりフロカピンと云島まで、よき水あり。十二里あり。此プルカビンは北南にあり、ちとあなぜのかたへかゝりてあり。此プルカビンは地山と一里あり。南の方に石あり、乍去石は外あり。又小山あり、やぎの角の如くあり。此プルカビ

ンは、地の方一里に少々たらず沖をのればよし、地の方をのりても不苦。プルカビンプルカタンまで山のなり、北北あなぜにながれたり、そのなりにのるべし。地より三里のるべし。其故は、西風ふけばマンリへ流さるゝほどに、よく用心せよ。グハラウならひは、十五ガランブ廿ミヌウトあり、地とクハラウのあい三里ナンバンあり。グハラウのをきばやの方に瀬あり、沖へ道半里也。北の方に小山あり、グハラウと地との、まん中をのるべし、その底は卅五尋あり。此フルカタンのなりは、二つと見ゆる、其故は、中われてあり、此フルカタングハラウの地のむかひ高き地山あり。其上にけぶりあり、かゝりたきと思はゞ地を近くのれ。グハラウのむかい地のうちに大河あり、黒舟入てもきづかひなし。かまへてグハラウをよく見すば、マンリへをこさるべし、よくグハラウを見すましてのるべし。グハラウを見てから、北北こちと北こちとのあいをのれ。廿五里迄此道をのれ、これ過れば北こちをゆけ、チンナムタウ卅五里沖をのるべし。ゆへは、こち風ふかば、まぎる所をもつため也。グハラウよりチンナムタウまで、塩はトンキンの方へわく也。其ためにも地へよら

ぬやうにのるべし。此道の北ごちの方に、ランマウ見るべし、廿三ガランブ十五ミヌウトあり。ペイタウフランコ（しまの名）のあるツウラのれば、廿二ガランブ半、北こち、こちの方のれ、ラマウ見るべし。爰には、うづ多くあり、塩はやゝ、をしあなの方へつく也。地をちかくのれば、廿二尋あり、此處は用心せよ。ラマウの瀬あり、是より日本までのみち、天川よりののりまへを見よ。

乗船之ヶ條

一　舟子を撰ぶに、老、中、若、相交て好、一日の中に愚者千人は来安し、千日の中にも智者一人は難得。能學したる行師乗たる船は、四方堅固の室に居るが如く、不學の行師乗たる船は、湖上薄氷に坐するが如し。

一　慾有則一里も行がたし、義有則千里も行安し。

一　千町の堤も蟻穴より崩る、十丈之船も由斷より敗す。

一 波浪不ㇾ破ㇾ船、楫取船を損さす。

一 大風不損船、由斷損船。

一 山高か故海深きにあらす、山低か故海淺きにあらす。山は是山、海にて是海。

一 湊にて能令思案、乘出しては不可由斷。

一 車者、前の見て有德。船は、四方を見て有利。

一 高山三里の内に、高帆勿ㇾ持。陽風吹時入陰、高く帆を持事なかれ。

一 千里渡得て、一里に成て由斷することなかれ。

一 大波馳行、湊に船を入て、三日由斷すへからす。

一 大風に船繫き、綱碇をたのむことなかれ。

一 潮の滿ちは、九尺五寸の上不增。

一 潮の滿干、月輪順道、遠近に因て不同也。

一 針向ㇾ北方に萬國皆一同也。是則北辰主㆓磁石㆒故也、因之十方差㆓北辰㆒也。

一　乗船針をばためすこと　考北斗を三ッ引こ、三ッ入こ云時、針に定盤をあて、北斗にまつすぐさげ、すみ見るに、針の先右へふれば、左に石をすりつけ、左へふれば、右の方にすり付て、よくためして、其針を、おやうきにして、針二つも三つも、合持つ事可也。

一　針こラウサ　はりのをもての　はなかたなり　の、つりあいは、針の鐵のをもさに二分べりに、ラウサのかみを、こしらゆるなり。

一　針のそばに、くろがねを不置、針箱にくろがね釘を不用、木くぎか赤がねくぎかを用。

一　針の近所に、にんにく。ひこもじ。にらの類の、くさき物を置かず、誤右具をおけば、針不定。

一　戰場にては捨命曝骸骨名擧、船中にては身肋碎顯勇德を。

一　戰場にては剛にして揚其名を、船中にては臆にして得方德を、臆病にして分別機を働らくを、船中にての剛こす。

一　辰巳の間、戌亥の間を、禍の元とす。
一　雲は風より生じ、雨は雲より生ず。
一　風は陰より生じ、又陽より生。
一　大風は必陰陽より生。
一　天上は易計、海底は難測。
一　雨天に遠山を近く見せ、晴天には近山を遠く見する。
一　黒雲は禍をなす、赤雲は陰の月にわざはいをなす。
一　さがり雲早くきゆれば大風不消して久くあれば風軽し。
一　引雲は雨を生ず。
一　輪雲やがてきゆれば、大風を生ず、不消久ければ風軽し。
一　大風ふかんとす、前の日より水ぬるむ、其故は、寒熱のたゝかいによつて風生、地中より陽上て、海水ぬるむ也。

一 雲きれて早きときは大風生ず。

一 雨日の氣は悟り安し、一日の氣は悟がたし。

一 天氣は入日に定。

一 禍は月の出入になす。

一 若月は入るに禍をなす、老月は出るに禍をなす。

一 晴天に雨のふるべきことは悟安、雨天に日を生ずることは悟がたし。

一 草葉濕る時は陰風生、草葉乾くときは陽風生。

一 陰風は地より生じ、陽風は天より生。

一 雪中には風力なし、雪晴陰風生。

一 星埋るゝときは陰風生、星晴ときは陽風生す。

一 夕露は陰より生、朝露は陽より生。

一 雲低ときは陰風生、雲高きときは陽風生す。

一　三日雷降て後必雨を生。

一　陽月に赤雲有之、三日雨天なし。（こゝには、三月より八月迄、陽月とす）

一　陰月に赤雲立、三日禍をなす。（九月より明る二月迄を、陰月とす）

一　陽月に紫雲立三日禍なし。

一　陰月に紫雲立必禍をなす。

一　陽月に雨降風無力、陰月雨の後風必生。

一　陽月風後雨生す。

一　陰月の陽風は必雨を生。

一　陽月の陰風は久からず、陰月の陽風は不久。

一　陽月は巳午に雲立てば風生。

一　陰月は戌亥に雲立風生。

一　陽月の晴天は朝ごち、夕雨の地嵐吹。

一 陰月の晴天は夜地嵐生。
一 南に向ふ國は戌亥より地嵐吹出だす。
一 北に向ふ國は辰巳より地嵐吹出だす。
一 山鮮にして陽風生、山かくれて陰風生。
一 雨足ふさくして陽風生、雨の足細にして陰風生。
一 順にめぐる風は禍なし、逆にめぐる風は禍をなす。
一 炎天の日出入に赤雲立て禍なし。
一 向雲は陰風にあり、陽風には向雲なし。
一 大風俄に吹止ときは、必逆風生ず、大風次第に吹止ときは、風にもごしなし。
一 黄雲立て三日禍なし。
一 月の輪雲は必雨を生。
一 日の光耀くときは陽風生、日の光薄きときは陰風生ず。

一　霧立風無力、晴て陰風生す。

一　霞は陰より生、霧は陽より生す。

一　暖なるときは陽風生、寒なるときは陰風生す。

一　春霞は風を包み、秋風は霧をやぶる。

一　流星禍なし、翼日可吹風に向て飛。

一　三方に雲立て揺といへども、北方に黒雲少有て動ときは、必陰風生す。

一　霜月より一陽来復し、五月より一陰入といへども、日よりをはかるには、三月より八月までを陽月とし。九月より二月迄を陰月とす。

一　秋夜雷光は禍なし、冬夜の雷光は禍をなす。

一　雨ふり出る時に因て長短をはかる事

○申、子、辰を霖雨とす。　此時ふり出る雨は、ながし。

○巳、酉、丑を白骨とす。　此時ふり出ば、やがて日てる。
○寅、午、戌を露照とす。　此時ふり出ば、ふりふらす。
○亥、卯、未を半裡とす。　此時ふり出ば、少ふりで、ひるよりはるゝなり。
口傳に云、亥卯の時、あめぱら〳〵として、やがてはれて、何のけしきもなきは、卯の時なれば其夜、亥の時なればあけの日、大風大雨あり。但亥卯の内ふり出るに、半時ほどもふれども、後ははれて、別の子細なし。

一　知死期をしること
一、二、九、十は、子、午、卯、酉。三、四、五は、丑、未、辰、戌。六、七、八は、寅、申、巳、亥。

一　壚のたゝいの時をしること
二、巳。三、午。一、未。四、申。兩、卯。三、辰。

一　月を見て大風を知こと

○三日月と廿八日の月、くり色に見えば大風也。又同色の笠見へば大風也。

○四日の月の角のさき、ふとく見へば、其一月は、つよき風西より吹べし。

○四日の月、ふとく見え、又うごくやうに見へば、大風に雨もそうべし。

○四日の月に、くり色の輪一つあらば風也。何時もくり色に見へば風也

○月出る時、又入る時、くり色にしてひからずは、三日目に大風たるべし。

○月にくろき輪あをく、又あまた處中ぎれに見へば、つよき大風たるべし。

○月まるき時輪有て、其わの内に少雲あらば、大風たるべし。

○廿七八日と、又三日の月のつのゝさきあつく、大きにしてとがらず、うごくやうに見へば、大風のしるしなり。

一　日輪を見て大風をしる事

○日輪出ぬ前に、雲あまた日の出る方にあつまらば、大風たるべし。

○日出る時、黄色に見へ、又大きに見へ、日も明かにあらば、其日かみなり大風たるべし。

○日青色に出ば、大風に雨そうべし。

○日の中、うつけたるやうに見へば、大風たるべし。

○日色々の輪かぶりたらば、大風大雨たるべし。

○日出るとき、中のくぼみたるやうに見へば、温氣ある風吹べし。

○朔日黄色に見へ、村雲下にたなびかば、北風吹べし。

○日不出まへかごに、村雲南北の方へちらさば、雨風たるべし。

○日出入に青く見へ、又村雲あつく、あまたとりまはさば、きびしき大風たるべし。

○日の出る時、常よりも大きに見へば、三日目に大風吹べし。

○日のまはりに、輪あまたあらば、大風のしるしなり。又色々の輪、一つありても大風吹

べし。

一　星を見て大風をしる事

○天をだやかにして、流星俄にきえて見へざるに於ては、大風のしるしなり。
○流星あなたこなたへとびゆかば、大風のしるしなり。
○星常よりも大きに光り、又うまくてらば、次の日、つよき風吹べし。
○星つねより大きに見へば、三日目に風吹べし。
○星或はぢき星、世界の四方よりうごき初、一方より一方へ飛ゆかば、きびしき風吹べし。
○星うごくやうに見へて、やがてかくれば、大風吹べし。
○星に赤き色の輪見へば風也。

一　物を見て風をしる事

○海上にあわあまた、處々（○「に」を脱するか）うかば、大風のしるし也。
○天氣はをだやかにして、海大きにさはがしきに於ては、大風吹べし。
○けだものゝ皮をたゝきて、常よりもならば、大風吹べし。
○蟻さはがしく居處をかへば、やがて大風吹べし。
○牛地をかき、天に向てあたまをあげば、大風吹べし。
○鷺處をかへず、しほ〳〵として、海川の邊りに居ば、大風吹べし。
○びさごと云鳥、海をしりぞき、河邊にゆかば、雨風たるべし。
○村雲山の頂上によらば、大風のしるしなり。
○村雲あまた、日輪をとりまはし、日輪少はづれて見へば、大風たるべし。
○いなづま東西南北にあらば、大雨大風たるべし。
○てをいの人、常よりもいたみまさば、大風のしるしなり。
○人首頬熱、灯火焰明、作聲、倶主大風。

一 四季電歌

春天電相對。 夏電左右推。

秋從電下來。 冬電就其吹。

一 四方電候歌

東電長江水。 西電日頭紅。

南電雨如雪。 北電南方吹。

一 定逐日悪風知法、此日又出船凶

正月。 一日、三日、八日、十一日、十三日、廿二日、廿五日。

二月。 三日、九日、十一日、十二日、廿四日。

三月。　三日、七日、九日、十七日、廿七日。
四月。　七日、八日、九日、十二日、十七日、十九日、廿三日。
五月。　五日、十一日、十九日、廿九日。
六月。　三日、九日、十二日、十八日、廿七日。
七月。　三日、七日、九日、十五日、廿五日、廿七日。
八月。　三日、八日、十七日、廿二日、廿七日。
九月。　八日、十一日、十五日、十七日、十九日、廿五日。
十月。　八日、十五日、十八日、十九日、廿二日、廿七日。
十一月。　一日、三日、十九日、廿二日。
十二月。　二日、五日、八日、十九日、廿二日、廿八日。
大ノ月は。　一日、七日、十一日、十七日、廿三日、晦日、是出船凶。
小ノ月は。　三日、七日、十二日、廿六日、是出船凶。

一　ビラウトの路ののりの事

○大麥を、横に三粒ならべて、指一つぶせと定む。

○指拾六ならべて、足のうら（くつを、はきたるなり）一つと定む。

○足のうら五つを、ウンパアスと云。（ウンハアスは、一のハアスと云こと、四尺二寸あり）

○パアス八千を、ウンレイゴスと云。（ウンレイコスとは、一里と云こと也）

○此一里を、

丈につもれば、三千三百六十丈。

間につもれば、五千百六十九間一尺五寸。（一間は六尺五寸にして）

町につもれば、八十六町一反三間一尺五寸。（六十間を一町にして）

日本一里（三十六町）にして、貳里拾四町一反三間一尺五寸。（六間を一反にして）

ヒラウトの半里は、日本の一里七町四間四尺。

一　里は、同、貳里拾四町一反半（半反は三間也）一尺五寸。

二　里は、同、四里廿八町三反三尺。
三　里は、同、七里六町四反半四尺五寸。
四　里は、同、九里廿町六反六尺。
五　里は、同、拾壹里廿四町七反半一間一尺。
六　里は、同、十四里十二町九反一間二尺五寸。
七　里は、同、十六里廿七町四間四尺。
八　里は、同、十九里五町二反一間五尺五寸。
九　里は、同、廿一里十九町三反五間五寸。
十　里は、同、廿三里卅三町五反二間二尺。
廿　里は、同、四十七里卅壹町四間四尺。
卅　里は、同、七十一里廿八町六反六尺。
四十里は、同、九十五里廿六町一反半一尺五寸。

五十里は、同、百十九里廿三町六反五間三尺五寸。
六十里は、同、百四十三里廿一町二反一間五尺五寸。
七十里は、同、百六十七里拾八町七反四間一尺。
八十里は、同、百九十一里十六町三反三尺。
九十里は、同、貳百十五里十三町八反二間五尺。
百　里は、同、貳百卅九里十一町三反五間五寸。
貳百里は、同、四百七十八里廿二町七反半一間一尺。
三百里は、同、七百十七里卅四町一反半一尺五寸。
四百里は、同、九百五十七里九町五反二間二尺。
五百里は、同、千百九十六里廿町九反一間二尺五寸。
六百里は、同、千四百卅五里卅二町三反三尺。
七百里は、同、千六百七十五里七町六反五間三尺五寸。

八百里は、同、千九百十四里十九町四間四尺。
九百里は、同、貳千百五十三里卅町四反半四尺五寸。
千　里は、同、貳千三百九十三里五町八反二間五尺。
二千里は、同、四千七百八十六里十一町六反五間三尺五寸。
三千里は、同、七千百七十九里十七町五反二間二尺。
四千里は、同、九千五百七十二里廿三町三反五間五寸。
五千里は、同、壹萬千九百六十五里廿九町二反一間五尺五寸。
六千里は、同、壹萬四千三百五十八里卅五町四間四尺。
世界惣まはり、六千三百里。
日本の、壹萬五千七十六里卅三町二反一間五尺五寸。
ガラブ一ツは、日本道四十一里卅一町六反五間三尺五寸。
ガラブ二は、同、八十三里廿七町三反五間五寸。

ガラブ三は、同、百廿五里廿三町四間四尺。

ガラブ四は、同、百六十七里十八町七反四間一尺。

ガラブ五は、同、貳百九里十四町四反三間四尺五寸。

ガラブ六ツは、同、貳百五十里十町一反三間一尺五寸。

ガラブ七は、同、貳百九十三里五町八反二間五尺。

ガラブ八は、同、三百卅五里壹町五反二間二尺。

ガラブ九は、同、三百七十六里卅二町二反一間五尺五寸。

ガラブ十は、同、四百十八里廿八町九反一間二尺五寸。

ガラブ廿は、同、八百卅七里廿一町八反二間五尺。

ガラブ卅は、同、千貳百五十六里十四町七反四間一尺。

ガラブ四十は、同、千六百七十五里七町六反五間三尺五寸。

ガラブ五十は、同、貳千九十四里六反六尺。

ガラブ六十は、同、貳千五百十二里廿九町五反二間二尺。
ガラブ七十は、同、貳千九百卅一里廿二町四反三間四尺五寸。
ガラブ八十は、同、三千三百五十里十五町三反五間五寸。
ガラブ九十は、同、三千七百六十九里八町三反三尺。
ガラブ百は、同、四千百八十八里壹町二反一間五尺五寸。
ガラブ貳百は、同、八千三百七十六里貳町四反三間四尺五寸。
ガラブ三百は、同、壹萬貳千五百六十四里三町六反五間三尺五寸。
ガラブ三百六十は、同、壹萬五千七十六里卅三町二反一間五尺五寸。
是則世界のまはり也。私、一萬五千二百四十四里半か
ミヌウト一ツは、廿五町一反一間四尺五寸。——九百八十丈。
ミヌウト二ツは、一里十四町二反三間二尺五寸。——千九百六十丈。
ミヌウト三ツは、二里三町三反五間五寸。——貳千九百四十丈。

ミヌウト四ツは、二里廿八町五反五尺。——三千九百廿丈。
ミヌウト五ツは、三里十七町六反二間三尺。——四千九百丈。
ミヌウト六ツは、四里六町七反四間一尺。——五千八百八十丈。
ミヌウト七ツは、四里廿一町八反五間五尺五寸。——六千八百六十丈。
ミヌウト八ツは、五里廿一町一反三尺五寸。——七千八百四十丈。
ミヌウト九ツは、六里十町一反三間一尺五寸。——八千八百廿丈。
ミヌウト十ヲは、六里卅五町二反四間六尺。——九千八百丈。

十五分の蝕、　廿刻、

計数を八十四に解て、

千六百八十分、——廿刻を分にわりて也、

右を十五にわりて、

一分の虧の分数百十二分也、
所蝕之置て大分を、百十二分を以乗之、刻数八十四を以て除之、
商爲大分不盡、爲强弱。

天啓、甲子歳。 冬至、胃宿。
廿八宿來加、大、加一、小、加二千五十五、

其年の宿

天啓

甲子、木星、氐宿、
十二月を歩して、十三めに當、
乙丑、金星、奎宿、
日、月、火、水、木、金、土、

箕　氐宿変　斤

二、木星、正、婁、水猿値月、午角暗、令狀斷日、参より二十八宿を十二置て、
十三めに、又來正の宿となる。

奎〃

三、金星、正、心、月狐——、丑斗申鬼暗、——

婁〃

四、土星、正、胃、土雉——、卯女戌胃暗、——

虚〃

五、日星、正、角、木蛟値月、巳房暗、——

鬼〃

六、月星、正、室、火猪——、子虚未張暗、——

箕〃

客、火星、正、星、日馬——、酉觜寅室暗、——

畢〃

水星、　正、牛、　金牛——、　辰箕亥壁暗、——

置積年七を以除之、

室、一、二、三、四、五、六、

火、水、木、金、土、日、月、　如此命也、

此算を冬至に置て、右の數にかくる曜宿、則ち來正の宿となる。

日本寛永元年

天啓

甲子、　木星、

甲子、　大陰、

甲子、　金星、

甲子、　火星、

甲子、　土星、

甲子、　水星、

甲子、　大陽、

四百二十年に一周而、復甲子元年木星。

世界惣周、度数、三百六十五度。（一度、四十一里廿四町、悉三十六町、一里也）

一萬五千二百零八里十二町。

||五十四萬八千五百町||

周、徑、　四千八百十二里六町。

坤軸より土上まで、

二千四百零六里三町。

自南極、至北極度数

百八十二半。

日輪在頂上

熱　帶、四十七度。千九百五十八里十二町。

北溫帶、四十六度。千九百十六里廿四町。

南溫帶、度數同。　里數同。

北冷帶、二十一度七分半。九百零五里二十七町。

南冷帶、度數同。　里數同。　度數都、百八十二度半。

里數、　七千六百零三里六町

是世界當也。南極より北極まで。

熱帶

主動大一周、二千百五十五萬千六百零七里半。

同　徑、六百八十二萬零百二十九里。

坤軸より土上までを引、
　　六百八十一萬七千七百二十三里。
日輪の周、一萬五千三百零六里十二町。
　　徑、四千八百十二里六町。
日一周天、五百五十五萬一千三百十里。
　　徑、百七十六萬四千零二十三里。
坤軸より日輪まで、
　　八十八萬二千零十一里。
坤軸より土上までを引て、
　　八十七萬九千六百零五里。
　　　是日輪の高さ也。
圍、七千六百零四里。

徑、　　二千四百零六里十二町。

月の大、同日輪、雖然所受明少者、唯南北夏冬二至のせん也、難述紙上。

月天周、九十二萬五千二百十六里半。

日の周天を六を以て割。

徑、二十九萬四千六百八十里半强。

坤軸より月天まで、

十四萬七千三百四十四里半弱。

坤軸より土上まで、

十四萬四千九百三十八里半弱。

世界の徑、　四千八百十二里あるを、七令六を以て乘之。

四行の方氣、三千三百九十七里。

世界周、　一萬五千二百零六里十二町。

四割、方にして、三千八百零一里三町角也。
四行の方分を引て、四百零四里半三町。土氣の分。
四方に流らして、二百零二里九町半。
是五厚也、四行此内を宅こして、形をかへす也、それより坤軸まで形なし、氣也。

大島筆記

大島筆記　上卷　卷首

大島筆記

目録

大島筆記（新附）

目次

上巻

大島筆記

（〇この附錄の目錄、本文とは前後し、また目錄に載せざる記事あるも、今はそのまゝになしおけり。）

大島筆記 上 (新添)

琉球國潮平親雲上以下五十二人大島漂着之次第

一 拾五端帆楷船一艘 長十一丈九尺 横二丈七尺三寸

以下潮平親雲上主従

潮平親雲上

宜壽須里之子親雲上

照屋里之子

潮平子

家頼　上地

同　東恩納

手代　諸見里筑登之

同　崎間筑登之

僧　祖願

以下船頭主從

船頭　高良　西村

梶取　當間　久米村 年三十三

佐事　具志堅　西村 年五十六

同　大城　西村 年三十八

同　末吉　泉崎村 年二十二

同　平安名　西村 年五十二

同　高江洲　西村 年三十八

同　前里　渡嘉鋪間切渡嘉鋪村　年四十四

同　新垣　西村　年四十九

定加子　照屋　東村　年四十五

同　山城　若狭町村　年四十一

同　島袋　西村　年三十四

同　手登根　若狭町　年二十九

同　古波蔵　渡嘉鋪間切渡嘉鋪村　年四十八

同　喜屋武　坐間味間切坐間味村　年二十九

水主　富盛　西村　年二十五

同　手登根　若狭町村　年三十三

同　大嶺　西村　年十九

同　石川　渡地村　年二十

同　仲井馬　渡嘉鋪間切前村　年三十
同　富里　右同　年二十九
同　古婆藏　右同　年三十三
同　新城　右同　年二十六
同　小嶺　右同　年二十
同　西平　西村　年十九
同　平良　坐間味間切坐間味村　年三十二
同　宮平　坐間味間切坐間味村　年二十四
同　平良　坐間味間切阿佐　年二十一
同　慶留間　坐間味間切阿眞村　年二十八
同　喜屋武　右同　年二十八
同　渡慶須　右同　年二十五

同　富里　坐間味間切阿嘉村　年二十三

同　仲村渠　右同　年二十九

同　金城　渡嘉鋪間切阿波連　年三十一

同　平良　坐間味間切阿佐村　年二十六

同　仲村渠　右同　年二十一

同　當間　坐間味間切阿佐村　年二十一

同　仲村渠　右同　年二十九

同　富里　右同　年二十二

同　新城　渡嘉鋪間切渡嘉鋪村　年十九

同　富里　同上　年二十三

船頭　長嶺　若狭町村　年二十九

寶暦十二年壬午（清の乾隆二十七年）四月廿六日本琉球那覇の湊を出、同國運天の津に入る。（那覇より二十里餘の所、總じて里數三十六丁を一里と立る數なり）天氣惡く毎度出戻りし、七月十三日運天を出し、十五日の晩より十六日まで大風に逢ひ、檣切流し柁折れ、荷物大半はね、屋久島（屋久島は薩摩山川の湊まで三十六里計）を見掛て乘しに西南風あらく、其間已に淪沒せんとせしこと度々也。幸ふじて三日三夜子丑の方へ流る、柁も折しゆへ、帆の切れなどを船へ付ひかせ、とかくして海霧の中に島山を見付ぬ。いづれも何國やらんと疑けるに、潮平謂るは山の閣本唐の樣に見ゆと、船中に十九年前（延享元甲子歲）奥州へ流されし時乘たる者一人山城あり、其時分流さるゝ内、見覺たる方角彼是を考るに、多くは日本四國邊の地なるべきよし云。さらば流すにも心得有りとて、艫より入れば檣の有る所等、日本の船と殊の外違ひ、異樣に見ゆべしとて、官藏（船中上官の居處）の入口の上に穴を明けば、帆の柱を立檣の如くし、舳の飾を切流し艫逆しに流し入れり、是少にても異樣に見へぬ樣にとの事也。廿一日柏島沖より入しを、柏島役人見付け、船をのり掛尋しに、薩摩守内本琉球の楷船なるよし答へ、その事の樣を云ひ、碇入るべき所などを賴

しより、引船を出し大島の西大渡島へ引き、廿二日大島の湊へ入、碇をろさせし也。此船は楷船とて琉球の用役上乗りし、産物を積み薩摩の琉球假屋と云へ荷を上げ、薩摩への拂方等にす、其役を琉球役と云、潮平親雲上則其役也。親雲上は頭役とて物頭の格也、楷船とは琉球の用船也。本唐へ貢するを進貢と云、其船を進貢船と云。進貢船は矢倉を揚げ、狹間を明け、砲を置、弓鐵炮等を備ふ、是海賊の用心なり。進貢船に三度程用たれば、矢倉を除き、狹間を塞き、楷船と云名目になり、琉球國の官船とし、薩摩え行通ふ船とす。春先楷船と云は春よりのる、夏立楷船と云は夏よりのると云名也。船印木綿の四半紺地三巴の紋也。是琉球國王の印也。公私の荷物多くはねたれども、此印は無恙持つけ、禮日等には船に備れり。楷船薩摩へ通ふには海賊の患もなく、其上薩摩よりの制禁も有が故、狹間を塞ぎ武器の備なし、船中用るの爲に刀一腰を入る、尤改切手あり。改の次第潮平より那覇官の物奉行、那覇の里主へ出す。此兩官第一薩摩へ通路のことを司る役なり。里主は取分那覇の總司にて重き官のよし、外に里主と云あり、それとは別也。（此事次に記す）右兩

官より三司官え指出し、三司官より薩摩の侍琉球在番奉行へ出、其改を受、その切手を琉球假屋の役人え見せ改さすること也。假屋とは薩摩にある琉球の役處也。在番として親方も詰居り、假屋守りとて薩摩の役人も詰ること也。其刀に限らず、諸の荷物悉くその通の改方也。此度の刀は濃州清水住兼辻作、長二尺五寸六分赤銅金具煮紺巻、透し鍔皆日本作也。又船頭くるめの荷物は、物奉行改め、直に琉球假屋へ宛て出す、切手に三司官の奥書あり、祖願渡海の切手は、直に三司官より琉球在番へ出し、在番の奥書にて通る也。潮平が家は本鎖(さす)の側と云役家にて、外國通用のことを司る太夫の家也。夫れ故今以て座鋪官の家なり。琉國の定め代々太夫を其儘勤ると云ことなし、親は親方(太夫なり)を勤めても、子は年粃により家督相續に其儘親方を命ぜず、先づ里之子親雲上、或は地方親雲上を命ず、又同じ親雲上にても家により親方へ成らぬもあり。潮平などは親方になる先途の家なるよし、潮平若年にて親に離れ、十一人兄弟なりし、若年より役方を受け、家族段々に仕付し、今は潮平と云所を知行せるゆへ、潮平親雲上と稱す。何親雲上と云は、皆其領する所

を稱する也、潮平は兼城（金城とも）間切の在名、三十石計の所のよし、三十石といへども諸渡物の定式、知行の多寡に應じ渡すゆへ、三十石限に非る由也。住家は首里の近邊赤平と云所に有、姓は翁、名は士璉名乘は盛成と云。翁姓は琉國の四大姓とて、向・馬・毛・翁の中也。宜壽須里之子親雲上とは、則潮平が弟にて是も翁姓也。里之子親雲上とは、未だ地方を取ざる親雲上也。宜壽須は所の名なれども、それを領せるに非ず、則家號也。潮平親雲上も潮平を領せざる內は、此家號にて有し由也。

照屋里之子これも翁姓也。親雲上の家なるが今は里之子也。里之子は小姓と云へる如し、則潮平が從弟名を文瀧と云、是は薩摩へ留學の爲上る由也。潮平子は三男也。總領は潮平里子親雲上と云、次男は同宗の家を繼せ豐村親雲上と云、其弟潮平子也。女子二人、一人は已に嫁せり、潮平子と云事は是も琉國官人家の例にて、年十五歳の者三司官え屆け、中剃をし童形の髮の結樣を改め、子號を許され、親の稱號をかぶり、何子と稱す。夫より年數ありて里之子親雲上と命せらるゝこと也、潮平子今年十五歳、故

に子號を許さる。薩摩へは其格にては未だ出されぬ由にて、潤平子と稱す、平人の例を以吳屋と云呼名を立り、名は文秀、名乘は盛布、子號の無き内には潤平三郞と云へりとぞ。

大田、上地、東恩納は譜代の家頼也。

諸見里筑登之、崎間筑登之は手代也。手代とは下役のこと也。總じて筑登之は頭役に付下役也。崎間姓は張、名は廸忠、名乘麗敏と云へり。

僧祖願は薩摩へ遍參に參るを便船せし也。是も潤平俗緣の僧たる由、總じて琉國の僧是島の外、外國へ行ことならず、只薩摩計へ參る也。祖願久しく宮古太平山のことに居しが、此度薩摩大慈悲寺と云へ參る筈也と云へり、臨濟宗來光院林叟弟子也。琉國の禪僧皆臨濟宗にて、日本妙心寺關山國師の派なり。

船頭は高良と云。船頭と云も只の浦人にては無し、國王の用船の船頭也。掟親雲上にも成由也。夫故本唐にては冠服もするなり、杉取、佐事、定加子など、皆船頭の下にて、琉國の扶持人也。

水主は島者多し、大工鍛冶等も有、皆島々の貢物の代りに、工役の爲勤る由也。此度は多くは馬齒山間切の者有、馬齒山は琉球の西二十里計に有島也。生間味、渡嘉鋪等の間切あり、島者は多く水を泅ぐ也。水に入り胴より上を出し、顔などを自由に洗へり、檣へ上り能働く者有、是を亞板と云、金城など夫れなり。是をよく勤れば佐事に成也。碇の上げ下しをする者を、頭捉と云、水主の內にも唐音に通じたる者なければ成ぬ由にて、稽古をする事也。末吉など唐音達者なる由也。佐事の手登根、天妃神祭を司る、夫々役事有と見へたり。

長嶺は琉國にては那覇官の下に居る筑登之にて、薩摩通川の下役人なるを、此度船頭より筆者に雇ひ来る也。家族養の爲、筑登之などは雇はるゝ様なることも有由也、長嶺姓は平、名は世祥、名乗但成、琉國に在る、子名乗は但恭の由云へり。長嶺人物日本の様子有て、そのこと內々不審せしに、歸國の前にきけば、昔源平の合戰の時平氏の內、琉國へ落行たる者の子孫なる由、外にも平姓段々別れて、今は數々有由云り、書は御家様を書、和

文和歌をも善す、北京へも一度参たる由にて、唐話をもなせり。扨琉國に七十歳の母を残し、か様に孝養の勤はなれ来るに、漂流して老母へ氣遣なきることゝ、本意なきことなと云落涙することも有しなり。

扨此度楷船薩摩え上るは、今年の勘定又は来年進貢の仕はへ検見のため、潮平も薩摩に在役せんとのことなる由。是より内本州ともに右の役にて切々参り、福建えは数度、北京へも兩度参たる由、江戸へも去る戊辰の歳、將軍宣下御悦の王子使者に附上りたると云へり。福州北京にて通事をも稽古したるとみへ、唐話に通達せり。當年五十三の由年齢よりはとほどふけて見えし、著服は芭蕉、布木綿等島なり、大平袖に製せり。足肌に踏み込をはし、袴と稱す。帯は繻子・紗・緞等を二重に折返し前にて結ぶ、領は外え折返す、背の脇に襞積をとる、末琉球の者は此襞積をとる、島者はひだをとらぬ。扨改めたる前は大帯をす。是日本の上下著などの格好なる由。朝服は押立改むる時のことなり、國王への目見、薩摩様への御目見、又は江戸登城の節等に著用する由也。足袋、草履、木履、今日本

の通なり、潮平は雨天には長柄傘をさゝせり、上下共随分物事油斷なく勤む、少しも撓みたる様子みへず、何れも總體無病なるとみへ、肩背に灸の迹甚だ稀也。大方色合よく驍健なる様子、文獻通考に所謂へる古の風骨殘れりと云べし。上下共あまり大食することなく、酒も上戸と云は少き由、下々は豕鶏など切々も得給ず、雑穀、蘇鐵の餅などを給居れり。年齢を保つこと大概日本の通り也と云へり。朝はとく起き湯を遣ひ髪を結ぶ、折々は鬚髭の間を剃る、（短柄のある剃刀なり）日出頃出茶を給べ、扨朝・晝・晩食なり。潮平一人は掛盤の如き膳にて給ぶ、随分禮儀の給方也。食事の度々暖湯にて、口をすゝぐこと下々まで同事也。煎茶は苦きとて得給ず、煙草はのむもあり、のまざるも有、夜食は給ず、夜も四ツ頃には大方寝に就く。潮平には家頼の者かはる〳〵按摩などし、よく寝るを待て靜に退き、已が居所へ來り、家頼共も手習をす、中官の者共は書を讀み手習などをす、潮平も深更の後もふと起き、書を見ることなど度々有し由也、總じて禮儀に心を用るとみへ、先づ對客應接これ〳〵、送迎合釋茶酒などの出し方、規矩ある様也。上よりの被遣物、又は外々よ

りの贈物なども、船中へ領ち與ること、精しく氣をつけ致る様也。一統に潮平を崇敬畏伏し、且諸役人出入の時も、無禮に見ゆることなく、下々に至まで其通也。水主の若き者の中、平西にも故國の母が疲喘の固疾あるを氣遣ひ、妙藥の方を求め、殊外悅びそのことのみ云あへりし者もありし由也。總體上下共淳朴の古風を失はざる様なり。是此度漂着せし琉球人の大様なり。

良熙謂、五雜組に、夷狄の諸國、莫醇於琉球より、信なりと云べし。

琉球國體

琉球國南北四十里計、東西十里計也。米高十二萬石の地、薩摩え屬す。王城は首里にあり、首里、那覇、久米の外、三十六間切あり、間切とは郡分と云様なることと也、外に三十六の島々あり、皆琉球へ屬す。それ故琉球國を本琉球と云、島々をば島又は夷など云、其

中大島と云をば小琉球とも云へり。本琉球總じて深山大谷大河なき由、國王本は天孫氏開ける國と云えり。天孫氏二十五紀の間は、神世と稱す。年數も知れず、主の名も知れず、故に日本、唐土何の頃の年紀にあたれるや知れず。隋の時分本唐え通ぜれど從へるにもあらず、日本より鎭西八郎爲朝渡り（宋の淳熙の時）大里按司となり、其子に至り國王となり、三代治世す。所謂舜天、舜馬順、熈義本也。其次に又天孫氏の裔國王となり、夫より尚姓世々を傳へて今に至れり、明の世に本唐え歸順し、王號の册封に預り貢を進む、其節は山南王、中山王、山北王と三つに分れ治めしに、中山王一統になせり。慶長年中薩摩より軍入りて後、薩州へ順ふ、されども册封、進貢、頒曆等のことは、以前の如く有之由なり。進貢三年に一度ヅヽ也。薩摩より曆も渡され、切支丹宗の改め、天下の御掟等、事々皆命ぜらる、札の辻有之、札立つこと日本諸國のごとし。方位は薩摩より西南とも、南の方とも云、本唐福建よりは寅卯の方に當れり。里數薩摩え凡二百三四十里と云、福州えは四百里餘也。那覇と云は大港也。夫より乘り出し、申酉の方え乘りて福建え赴く、那覇より子の

方へ乘り廻り、本琉球の内、運天と云えるは船を寄す。夫より子の方え乘り、大島え百二三十里、大島より薩摩山川の湊まで百二十里有由云へり。總體暖國也、冬も雪氷はなし、たま／＼霰霜は置くなり、雹は稀に降る由也。十月朔日より三月中冬裝束、四月朔日より九月中夏裝束也。冬衣といへども袷の胴衣(どぎぬ)に、單の上衣などにて大方はよき由、綿子(わたこ)は尋常には著ずと云えり。十月に稻種をおろし、十一月にうゑ、六月に收む、尤一番稻、二番稻ある所もありて、百姓の作得こすと云、田地の開廣く深く堀切あり、猪鹿の害を避る由也。首里の城(ぐすく)〔城をグスクと訓は琉球の古訓也、良熙云、日本にて社をこそとよむ古訓も、通語なるべし〕は平城也。後は山にて、平地よりは高く石垣を築上、大門一ツ後に門二ツ、宮殿は唐作り也。疊を鋪く事は日本の如く也。王子、按司、親方、親雲上などの家々、皆一軒々々石垣を築き、樹木垪垣を仕廻し、段々住居す、それより末に大きに堀切をし、工商の家立ならべり。又那覇、泊、久米は大村なり、那覇に薩摩より在番の家あり、總じて風強き所ゆへ、家居を卑く立て柱數多し。瓦葺又は茅葺も有、別々に離れ立るゆへ、家中には火災すくなし。町家は家つゞきゆへ、失火あれ

は延燒する事多し、在郷は又離れてあり、家居日本の在郷にかはる事なしと云えり。扱首里、泊、那覇の人家は、諸の拵ひ恰好宜きよし也。

人物風俗

一統志、文献通考などに云へる如く、大要深目長鼻にして驍健也。生れて一七日目に、官人の家は久米村の學士に名をつけてもらふ、其名は唐え通する名と、名乘となり、名乘は大樣日本の通り也。其兩名を書し奉行識へ達す、幼名は家々の本宗の嘉例の名、外姓の嘉例の名を二つ程書き、竈の神え御酒など供え、右書を置、鬮に引て定む、これ通例也。左樣せぬ者もあり。生下胞衣を納るも日本の通り吉方をえらみ、器に入れ深く藏め、蟲獸に喫はざらしむる事也。男子の幼名多くは思徳、思次郎良は制字也眞三郎、思武太、樽金、三郎金、松壽、鶴壽などゝつく。樽金は太郎金也、樽に意なし、假名書と同じ、家により

太郎、次郎、三郎なごの次第の通りにもつけ、又は次第にもかまはずもつくる也。思金の二字は美稱なり、故に二字を上下へつくるは、王子の外は按司といへごもならぬ也、思の字上へつくるか、金の字下へつくるか也。女子の名は松、金、玉、鶴、眞鶴、鶴金、鍋鶴、籠戸(ろう)、思戸(たいろう)などゝつくる。幼兒は髮を生す、七歳以上髮を剃る事なし、髮を置に男子は皿を置く、女子は角を立ると云髮の形あり。圖有 幼少の内は振り袖も著せるなり、大かたは平袖なり。日本にて腹服と云樣なるを、こぼつすいと云、子供に著するなり、これは大人にもするもの有り。男女共子供の遊び、大てい日本にかわらず、手車にのするの、紙鳶をあぐるの、毬を打つのと云樣なる事也。宮家の男子十五歳にして、文字を書、三司官え見せ、許しを受て元服す。是より成人の形をなせども、廿五歳まで鬚髭を剃り、廿五歳より鬚髭をそらず、但し鬚髭の間はくわしう剃る也。成人の後呼名を附る事、皆家號を襲えり。家號は琉國の地名、或は島間切の地名をも附く、又は家號によらずも附る、それも皆地名を以て附り、地名もその居る地を附ると云事にてはなし、思ひ思ひ也。其内制禁の名も有

也。女子は齒を染る事なし、島女は手の甲に入れぼくろをする由也。通考などに文身の事あるはこれ故にや。本琉球の女顔手などに、何ぞ彩をするにやと問しかど、左樣の事は無き由云えり。良熙謂、傳信錄に、琉球女の手の甲に、色々いれずみすること分明に記せり、前代國王の中にも、このことを厭ひ、止んとせしことなどありし由かけば、今に琉人かくせるも知る可らず。又は問樣きこえざりしにや、薩摩の士島女の手甲に入れずみしたるを、たしかに見たりし由、傳へ聞に傳信錄に記せる通りなり。

扨男女猥りに通ずることと聞えれば、上下に限らず討首の刑也。それゆえ婚儀多く、二十歳より内に調る風俗なり。女子は手習をせず、只うみをりの事を重ず、年輩の婦人は煎茶を振て飲む事、日本田舎の如し。衣服女は朋衣を著る、紐括り也。諸方紐にてしむる也。足肌の袴も著るなり。上衣を打掛に著る、帶なし、上著のつまを深く引違え居る也。緋色は幼年の時著る、已に嫁しては靑、黄の色などを著る也。上宮の婦人他所え出るには、轎にのる、乗ざる時は上著の上え又衣を頭よりかづく也。日本のかつぎの如し 女小姓兩脇に二人、前に一人、是身を離れざる也。夫死して再嫁せず、同姓を娶ることなし、萬一同姓の婚あるは、家の養子配偶の樣なる事也。是も同姓といへども、至て遠くなりたるにたま〳〵有事

也。異姓の養子も尋常にはせず、訣ある家にたまく有由也。女の簪は半月の形也。閩金有銀等の制は夫の爵に應ず。至て上官の女には冠服各段の制ありて、冠は瓔珞さがり、服は五重なる由也。男女共家の紋こ云はなし、時こして物好に附る事はある也。道具等の印には、家々の姓の字を附る也。たこえば瀰牟は翁雄ゆへ、皮籠、簞笥等には翁の字をつくる如し、其外燈籠樣の物には壽の字、福の字等をつくる也。操古より鬼神を尊崇する事至て深し、全體鬼神を奉り、それより出る政事なれば、裏表なくよく徹すること立たり。只人道をのみ教訓しては、表は受て裏えことをらぬ事あれば、何分天地神明の鏡え掛ねば徹底せぬこ云たて也。先づ生れ在所の産水は、其地の神水なれば、此水にて産湯を引、その水を飲生育、しからば何處に居ても、其所の祭には、必ず出會ねばならぬこ立たる也。それ故其所々に神祭ありて、嚴重なる事なり。神名は所の名を以ても稱す、たこえば浦添の神、與那原の神など云如し。或は石或は靈鏡或は靈玉を神體こす、又八幡宮あり、雨づゝの神は齊波こ云所に祭て大社也。良熙謂、齊波と云所、傳信錄の地の名等に見えず、豐見城に齊波と云所ありて祈雨の所なる由記せり。俟ニ後攷一国王も參詣あ

るなり。其外海神あり、天神あり、天妃神あり、關帝王あり、今度漂著の楷船にも、天妃神鎭して有て、朔望、五節供、誕生日（九月廿三日生日ゆへ月々廿三日拜日とす）など、朝の内いづれも禮拜する事怠りなし。祭禮は祝部司る、衣服は平袖の長きに紐を通し、其餘り垂たる也。（日本の狩衣のつゆの如しとみゆ）冠を著る也、女王は女巫也。白き布の衣の上え著る也。此白衣一年に一度ヅヽ用ゆ、次の年は又新にする也。つるまきかづらと云て、髮をかづらにてくる〳〵巻結なり。妙堂と云神樂役也。神事に火をきる事ありて、内の火外え出さず、外の火内え入れず、祭の前三日、後三日合して七日の齋也。（良熙云、祭後の齋奇なる事なり、日本大社の齋の如し）卓は白木又は塗たるのに、下に舖物しくも有、飯は高く盛上る也、酒はあらきと云て、日本の一夜酒、濁り酒の如きを用る也。（あらきは新酒の古語なるべし）黍がらを合せくゝり、上に紙の垂を附て上る也。其外貝、魚肉などを供ふ、勒肚の網をうつこきも重き祭あり、勒肚は杙より船の下を引て、艫えつける網也、（絲堂と書く由いへども、本字にあらず、傳信錄に勒肚とあるを以質之）此時の諸官人皆朝服し、諸神人皆裝束して出、をもりと云神樂歌を唱ひ祭り、網を打事也。をもりは萬葉集所謂天降の轉語なるべし。扨祈請文

等も日本の通にして、八幡などをも書由也。手習、學問、武藝など心懸稽古する也。和歌、和文、蹴鞠、諷香會、茶湯、碁、雙六等日本の如く弄べり、象棋は日本とは違えり。うたう歌は琉球歌と云、或琉歌とも云、大格上十六字（八字二句）下十四字、（八字一句六字一句）合三十字也。中か歌と云體は、上十二字、（七字一句五字一句）下十四字、（八字一句六字一句）合二十四字なり。日出度歌を一番にたつる、ふくらしと云、此曲國王の前にても歌ふ也。舞もあり、笛三線鼓弓などをも入る也。舞は扇子にて舞、又は四ツ竹の手の内へ、こむ程の短きを拍ても舞なり。此ふくらしの節は、かせに合様に、新に作りても歌ふ也。久しく傳りたる文句もあり、又時々作るもあり、其外節がはりに歌も少々あり、皆琉歌なり。一旦作りて人々も歌はせぬれば、國中皆々歌ふ樣なる由也。薩摩より在番の侍渡海あれば、先小諷ありて、扱ふくらしなどを歌ふと云へり。全體地の詞は日本の詞の樣にして、字の數あるを略し、ひとつに云事多し、仕侍らんをしやべら、參せ侍らんをまいしやうりと云、行き逢ぬをゆきやあれと云樣なる類なり。唐音は唐より渡りたる家筋の者、又は唐へ留學するものなどばかり云也。地

の詞は唐音にてはなし、島者なども云樣違へども、皆和語だてのことばなり。

一 冠禮さして異なる事なし、烏帽子親など有て、祝義一通りある事なり。

一 婚禮日本に似たる事也、納幣は金銀米錢を揃え、昆布を添て贈る也。渡りの卷物を贈る事もあれども、これは親方以上の家などに、たま〳〵有事也、何分昆布は添ねばならぬ也。扨婚禮の日親迎と云事は無し、婿の方より迎を出すに、年直りと云事あり、これは婦と婿との相性を考えて、もし相性悪ければ相性のよき者を、先迎に出して祝ふ事也。盃事に用るは金の杯椀也、杯椀は常には用ひず、銀の酒瓶なり、坐え出すもの何れも一對ヅヽ、也。瓶は口を紅紙にて飾る也。（圖有）床に三幅對或は二幅對也、立花あり三日目に里方より皆來、五日目に里方え皆行也。

一 喪は父母を三年の喪と立る、初喪五十日は髮をとき、後の兩方え分け、白布のあらあらしきを著、隨分愼み居る事也。五十日過れば白衣を脱ぎ出勤する也、髮結に竹簪を用ゆ、喪の中餝をせぬなり。三年の間嘉例をもせぬなり、嘉例とは年頭、五節供の祝、神

事、婚儀等也。三年の間を月忌二十七ヶ月と云、家作なども せぬ也、家へかゝらぬ家内の者の中えかゝる服は、其身ばかりの喪にて、家の嘉例はする也。勿論兄弟以下夫々の服中、日数大概唐以来のかゝり也。近世は薩摩より服忌令も渡る由也、されども父母三年の喪は、今以同前也。皆土葬にて墓表を立、官位姓名を書す、官を書ば勤たる内の上官を記す也。たまノ\佛家より戒名を書も有也、火葬は決してなし、草子木などにて火葬と云事聞及んで居る様子也。

一 先祖祭神主を用る家も有、佛家の戒名の牌子を用るもあり、多くは夫也。本唐は嘉靖十八年一統に觸ありて、文公家禮を用ゆとの事也。琉國えも其命あり、神主の制、陷中あり、耳穴あり、粉面あり、坐蓋あり。二八月の祭は肉肴を用る家多し、素饌を用る家もあり。七月十五日の祭は十三日十四日十五日に祭る也、是は一統に魚肉を進めず、火などを明し大祭也と云へり。

年中大略

正月門に松を立る也。昆布を炭、九年母など縄にて附る、三日より七日頃までの中に取入る也。家々の例あり、大盤もする也。米を入れ松を植蓬莱に象る事、薩摩などの通り也。朝拜、按司中泡盛一壺、親方中同一壺、親雲上より筑登之まで同一壺を献じ、坐鋪官以上は坐上、其外は庭上にて九拜あり。扨毎月朔望筑登之まで拜謁に出る也。元日は黟鋪人こみ也。道々もねり合ほど也。十六日には先祖の墓参する也。女子正月の中毬を打なり。又板舞とて臺の上に板の置き様ありて置き、板は兩方の端を出し、其端に十歳ばかりの女子、身輕く仕立、竹の二三尺程の杖を持あがる、脇より毬などを抛上るを飛上り〳〵打事なり。大凡五六尺程も上るこ見ゆ、一人上れば一人の板の方大方地につく程になる、簡様に互違にして毬を打事也。すべて蹟き落ることなし。二月十二日人家皆井をさらえ、女井水を汲取り額洗ふ、疾を除く兕こ云えり。此月麥穗祭あり、國中同日に麥神を祭る、此日婦

女功をやめ、男は田畠の事をせず。

三月三日家々艾餅を調へ相贈る、雛遊び薩摩などの通り也。男児も云合せ、作花をこしらえ遊ぶ、又磯遊にも出る也。此月にも麥神を祭る、これを大祭と云。

五月五日粽を調え相贈る、下々は三角の餅をす、上を茶菰などにて巻す、そのまゝ用ゆ。競渡とて那覇の湊より船を乗出し、せり合て乗也。爬龍舟（波龍舟とも）と云るか三艘出す、此舟は那覇、泊、久米より各一艘ヅヽ出す、奇麗に飾たる舟也。この競渡あまりに負けまじきとする故、漕者互に争ひ打合、疵づきしことなども有由、粽、競渡共に屈原の祭と云えり。此月吉日を撰で、稲穂祭を國中同日にし、稲神を祭、此祭行はれざれば、たとひ稲よく實のり、刈て稲屋え入たりとも、家には入ぬ事也。霖雨此月にあり、又年により三四月にある時もあり、又降ずして七八月頃ひたと降る事あり。

六月稲大祭あり神樂歌あり、（一首別に記す）又六月節の日赤飯を調え相贈る、此日も男女共仕事をせず、十五日頃月見の遊有。

七月七日星祭はなし、祝はあり。或は先祖の神主え茶、酒などを上げ、禮の往來等あり。十五日盆祭、十三日の夜家々炬火をともし、總門の外え出祖神を迎ふ。十五日祭り祭て後、又神を送る儀あり。

八月朔日相親事日本の如し、田實の節と云事は聞ず、十五日月の大祭也。吹上の餅などを調え、（きんとんの如き様なること角小豆を稀々に付たる也）酒肴を置、家中祝ふ、詩歌など作る者は多く晴雲二通りを拵え、暮までに仕廻ひ、さて夜になれば舟遊、又は山野などえ出る事也。晴なれば晴の詩を用ひ、雲雨なれば雲雨の詩を用ゆ、又預稿せずして即興にするも有也。中秋の宴に狂言をする事あり、狂言數曲の中、松壽鶴壽が敵討あり、是は昔し中城按司、勝連按司とて二大臣あり、中城按司は忠臣也、勝連按司は奸臣なり。首里の城をも可取思わくなれ共、中城按司の家首里近く居を以て何とも成がたし。それ故先中城を亡し、然して首里を取んと巧み、様々と中城を讒し、遂に國王より中城按司を殺すの命ありて中城自殺せり。其遺子二人あり、總領は護佐丸と云、是等成長して父の仇勝連按司を滅せり。夫より護佐丸の

末段々繁榮する、今の毛姓是也。中城按司の屋鋪跡、石垣など殘あり、狂言二子の敵討は是を眞似たる事也。鐘卷の狂言あり、是は日本の道成寺の樣なる仕組也。此事本有たる事とも云、又作り出せる事とも云。農家の女子と官人の子との事より、女子は鬼魔となりて、寺の鐘を湯に仕たる事也。其外は三本の柱の狂言の樣なるもあり、太郎冠者・次郎冠者など、云事、日本の狂言の樣なる事ありと見へたり。八月の節前後三日、男女門を閉て出ず、是は蝮蛇を避るの齋咒なりとぞ。

九月九日菊を玩び相祝事、日本の如し、此日狂言などする事あり。總て正五九月を祝月とす、是月頃は子供紙鳶をあぐ、タコを上ると云、唐紙にて輪をし、糸え入れて上す事などをすると云えり。十三日夜月賞することと日本の如し。

十月稻種をおろす。

十一月稻を植る。

十二月庚午の日餅を調え、糉櫚の葉に包み蒸して相贈る、鬼餅と云。鬼やらいの咒也と

云。二十四日竈神を送、次年正月五日始て竈神を迎ふ。總じて朔日ごとに、婦女新潮水を汲て竈神に供ふ、竈神を人家にては取分尊ぶ事也。扨此月久米村の儒家に頼み、朱唐紙に聯句を書せて、家々の柱に掛るなり。一對の句を眞向に掛て置也。喪の時は掛ざる也。祝言の時は新に書直す也。是は本唐の風也と云えり。

官位之事

中山王の王爵は明の時より也。其節は山南・中山・山北と三つに分れて王有しが、後に中山王合せ保てり、故に今以て清より中山王とは封ずれども、印文には琉球國王の字を入れて、一統の王號となせり。代がはりに王爵の事を北京え願出、北京より使臣琉球え赴く、是を册封使と云、この正使は正一品を當時授り、麟蟒服を賜の例也。此使多は禮部院より出づ、使すめば正一品はすべる也。人數三百六七十人程來る。七八月頃より明年二三

月頃まで逗留す、天使舘こ云に居る、國王並に王妃えも冠服を賜ふよし、逗留の間樣々の饗應ある事なり。通事の役所二所、用役の役所一所、用役の役所は天使舘の傍に有。此册封すみ使臣歸朝の時、琉球よりも謝恩使こ云を北京え上す。此時の進物常の進貢こは違えり、常は銅百斤・錫百斤・硫黄百斤也、謝恩使の時は金・鶴・屛風・綿・芭蕉布・錫・銅等の由也。總じて本唐え鐵・太刀・鎗其他兵具を渡す事制禁也、切手物の外は妄りに渡す事ならず、使者は親方親雲上也。王子按司をば本唐えの使こせず、故に王子按司たこひ參るこても、親方親雲上に成て參る事也。今の王は尙穆こ云、父王は尙敬已に卒し、今王嗣位、寶暦七年（清の乾隆廿一年）册封に預る。是歳の封使は全魁こ云、今王當年二十四五歳の由なり。北京の皇帝卽位の時の使者を慶賀使こ稱す、公方樣將軍宣下、又は御任官の時の使者は王子使者也。

王子 是は王の伯叔父、或は弟末子などを云格也。太子はいつにても中城王子こ稱す、故に中城は制名にして外に稱する事ならず、諸王子は夫々地方の名を以て稱する也。昔は王子の名目無りしが、中山王の子弟なれば王子こ稱する筈なりこの、天下（公方樣と聞く）より

の被仰附にて、王子と云格式たる由也、王子の內より攝政を任す。

王の母儀を聞得大君と稱す、是神代よりの稱也と云へり、今母儀は佐鋪按司の家より也。

王の內儀を王妃と稱す、今の王妃は向姓なる由也。

按司　王の一門衆也、是も其治むる所を以稱す。

親方　是大夫也、此內より三司官を勤む、三司官を勤むれば、外の親方よりは格式も上なる由也。親方にての官職は、三司官御鎖之側、（外國賓客の事を司る）御雙紙庫理、（大目附役なり）平等之側（刑獄を司どる）泊地頭、（泊官の頭取也）申口、（側申取次役也）申口坐、（取次の佩にて同役也）坐鋪官、（王官の事を司どる）當、（官職裝束等の古例を司る當坐と共に六人程それぞれ分ち司る）其外薩摩の假屋詰ども、親方の內より勤むる事なり。里主と云あり、是も親方などの父に、早く離れたるが、親方には命ぜられずして、其儘親の取來の領地を賜りたるを、何の里主と云、後々には親方親雲上をも勤むる也。那覇官の里主とは別なり。

親雲上　是は總じて頭役也。諸役頭を勤む、此內にも家々有て、親方の家の親雲上なればゞ、つまり親方に陞上る也。親方にならぬ親雲上の家も有由也。親雲上の上の役を勢頭、

勢頭坐と云、親雲上より勤め、則親方えかゝる役なり。勢頭役は國王の儀式行列小姓等の司也。親雲上の格にて、様々の役方あり、地方を領せるは何親雲上と稱す。

里之子親雲上　是未だ地方を取ざるの親雲上也。多年三十二歳頃にて、此官に叙除す、上は名家の號を用ゆ、掟親雲上、小役人の家授かる也。筑登之親雲上も大方掟親雲上に同じ。何れも上は名は家の號をつくる也。今度の船頭高良など、掟親雲上にもなれば、高良掟親雲上などゝ稱する事の由なり。

里之子　小姓と云様なる事也。里之子坐と云も、里之子同格にて坐下也。大方親雲上の家の子、十五歳より十八歳頃までに授るなり。

筑登之　筑登之坐官の入り口也。諸役頭の下を勤む、筑登之は首里・泊・那覇の人家の子授る也。昔からの家も有る也。總じて同官にても同格にても、官府にての著坐等は、官の次第の通りなれども、地盤は年の長幼に順ひ、長するを尊ぶ會釋也。詞遣等皆長者を尊ぶ事也。さて昔よりの官人の家の外、猥りに官に入事ならず、首里・泊・那覇の人家の子は、事

によりて筑登之に入、農民より功用て、稀に筑登之に入事有、是は至て稀也。工商の家よりは入る事あたはず、只秀逸の者學文所より出る事は、たま／＼有事也。久米村は學士の村故、これより出る事もある由なり。

儒官　格式は親方親雲上、里之子親雲上、里之子等有之也。

筆者　親雲上以下也。

醫師　剃髮にても有髮にても、格式かはる事なし、多く親雲上以下也。昔は皆剃髮たりしが、二十年來多く有髮になりし也。剃髮の名は俊叔など云樣なる名にて、日本の醫名に似たるなり、有髮は諸親雲上などゝ同じ稱號也。

樂人　是も親雲上以下也。

茶道者　是も親雲上以下の格也。これは剃髮なり。總じて剃髮にても、服帶などは其格の通りを用ゐ、冠は剃髮は片帽と云を著る也。

路地　是は庭作役にて剃髮なり。

下官　大筆。膳奉。三方目。四方目と云あり、吟味拷問捕手刑罰等する役也。三方目四方目とは、御国日本を指より来たる筋也と云へり。良親雲上、琉球の官名、皆和訓の如にして、それ〴〵譯有と見へたり。親方とは至て貴き嗣なり、親雲上の字義は、雲上に親つくにして、君に近付の心なるか、但仮名書に用る読方も有が、ぱいきんとはまえきみと云語にして、側近くつかゆる臣と云へる心なるべし。古き和語にまえきみと云あり。里之子とは琉國にては、美少年を里と稱すれば、即小姓などゝ云える如なるべし。筑登之、ちくはつくの通音にて、諸役頭の下に、つくと云心なるべし、筑の字を書に別義はなし、例の字を假名に遣たるなるべし。とのは殿なるべし。刀禰の和語にも通ぜり。扱鎖の側とは、さすは戸ざすのさすにて、大事肝要の心なるべし。御雙紙庫理は大日附ゆへ、重き文書を司り、御書箱などを預ると云心なるべし。平等は刑罰の定ゆへ、取分軽重厚薄ならしよく、それぞれに當る様の心なるべし。泊。申口。寺鎖などは聞えたる通也。當はそれ〴〵の格式のあたりを司る故なるべし。勢頭は和語の迫門也、物の堺せさゝなるの語也。此官は親雲上と親方

の界にある宮ゆへなるべし。此訓語の解し方當るや否やを知ざれども、皆和語に通たる官位の立なれば、類例を以て推す事しかり。此解し方琉球人は却て知ざる事と見ゆる也。

朝服之事

王子　**按司**　段子の冠、錦の帶、綠色の服、金の簪。

親方　紫綸子の冠、（但功有て段子の冠を許さるゝことあり）黃地に龍紋の帶、（是も功有て錦帶を許さるゝ）瑠璃紺色の服、簪三司官は金、其外の親方は銀柱にて、花は金也。簪の花は皆覆盆子の花を象れり。

親雲上　親雲上の家により、黃綸子の冠、黃地龍紋の帶、瑠璃紺色の服、**平の親雲上**は黃紗綾の冠、花織の帶、瑠璃紺色の服、簪は筑登之まで皆銀也。

里之子　**筑登之**　緋縮緬の冠、花織帶、瑠璃紺色の服、此下に紅絹の冠を著る者も有由也。其外末々も、行列の供などには、唐帽を著る事あり。

工商家の町長　赤布冠、又は緑色の布冠、藍色の服。

在郷の長　青布冠。

剃髪　片帽を著る、絹帽也。

地名

首里　崎山　金城　内金城　新垣　赤平　儀保　西儀保　末吉　山川　新川　閔川
寒川　大中　鳥堀　汀白良須　赤田　姑場川　桃原　當藏　眞和地　立岸

泊　東境　西境

那覇　東村　西村　泉崎　若狭町　辻山　渡地

久米　東門　西門　北門　南門

眞和志間切

眞和志　識名　國場　牧志　天久　松川　與儀　龜田　安里　湊川　古波藏　仲井馬　土間

南風原間切

南風原　宮平　津嘉山　內嶺　本部　喜屋武　神里　平川

東風平間切

東風平　東風平　富盛　志多伯　世名城　友寄　高良　山川　宜壽須　當銘

西原間切

西風　幸地　小橋川　安室　桃原　我謝　翁長　平部　小那覇　棚原　末吉　石嶺　嘉
手苅　小波津　與那城　內間　吳屋

浦添間切

浦添　浦添　伊祖　牧港　安波茶　澤岻　屋富祖　城間　西原　內間　勢利客　前田

宜野灣間切

宜野灣　宜野灣　謝名　普天間　新城　具志川　城田　嘉數　安仁屋　伊佐　喜友名　野

嵩　我如古

中城間切

中城　中城　姑場　熱田　當間　島袋　奥間　和宇慶　屋宜　津覇　安谷屋　伊集　渡口　喜舎場　添石　瑞慶覧　新垣　安里　中須（[illegible]カ）　比嘉

北谷間切

北谷　北谷　濱川　砂邊　野國　野里　玉代勢　屋良　桑江　嘉手納　平安山　伊禮　前城

讀谷山間切

讀谷山　讀谷山　一名坐喜味　高志保　喜名　宜間　渡具知　大灣　伊良皆　渡喜須　波平　長濱　瀬名覇　根波

勝連間切

勝連　勝連　神谷　比嘉　平敷屋　平安名　内間　新垣　龜崎　濱村　南原

與那城間切

與那城　仲田　平安坐　安勢理　上原　池宮城　伊計

越來間切

越來　越來　照屋　安慶田　胡屋　上地　諸見里　山内　宇慶田　大古廻　中宗根

美里間切

美里　嵩原　高原　東恩納　石川　古謝　伊波　野原　松本　田里　楚南　比屋根
與儀　宮里　知花　池原　嘉手刈　登川　山城

具志川間切

具志川　安里　上江洲　宇堅　祝嶺　天願　高江洲　田場　田崎　安慶名　江洲　大田
榮野比　川崎　兼嘉段

以上　中山有間切十四泊共二十五也、首里は勿論久米那覇も、間切の内に入らず

大里間切

大里 與那原 與吉田 湧稻國 板良鋪 仲程 與那覇 稲福 上與那覇 大城 宮城
古堅 目取眞 島袋 南風原 高宮城 眞境名

玉城間切

玉城 玉城 仲村渠 富里 絲數 垣花 富名腰 前川 當山 知名 奧武 志堅原

豐見城間切

豐見城 豐見城 饒波 長堂 翁長 眞玉橋 盛島 奧平 高嶺 儀保 我那覇 渡嘉鋪
高安 伊良波 名嘉地 田頭 保榮茂 嘉數

小祿間切

小祿 小祿 上原 當間 雙宮城 大嶺 儀間湖城 具志 多加良 安次嶺 赤嶺

兼城間切

兼城 金城とも書 兼城 坐波 照間 嘉數 波平 武富 安波根 絲滿 潮平 志茂田

高嶺間切

高嶺　大城　眞榮里　國吉　與坐　屋古

佐敷間切

佐敷　新里　屋比久　手登根　外間　津波古　與那嶺　小谷

知念間切

知念　知念　敷名　久手堅　山口　鉢嶺　久高　外間　知名　安坐眞　板良敷

具志頭間切

具志頭　具志頭　波名城　中坐　喜納　新城　與坐

麻文仁間切

麻文仁　麻文仁　米須　石原　松嶺　小渡

眞壁間切

眞壁　眞壁　田島　眞榮平　絲洲　古波藏　新垣　名城

喜屋武間切

喜屋武　喜屋武　上里　福地　山城　東邊名

以上　山南省間切

金武間切

金武　金武　宜野座　奥松　漢名　祖慶

恩納間切

恩納　恩納　安富祖　名嘉眞　山田　眞榮田　仲泊　古良波　谷茶　富津喜

名護間切

名護　名護　屋部　世富慶　安和　喜瀬　幸喜　松堂　許田　宮里

久志間切

久志　久志　松田　邊野古　嘉陽　宜佐須　瀬嵩　汀間　松濱　田榮良　川田　宇富良

羽地間切

羽地　池城　屋嘉　伊指川　眞喜屋　源河　謝敷

今歸仁間切

今歸仁　今歸仁　崎山　玉城　平敷　仲宗根　呉我　天底　我部

本部間切

本部　伊野波　浦崎　渡久知　崎濱　瀬底　伊豆味　謝花

大宜味間切

大宜味　屋嘉比　喜如嘉　田港　根路銘　津波

國頭間切

國頭　國頭　邊土名　伊地　宇良

以上　山北省間切

三十六島

久高　津堅　濱島　伊計　此島々本琉球より東にあり

馬齒山　姑巴一　姑米山　西にあり

渡名喜　粟國　伊江島　葉壁山伊平屋山とも　硫黄山黒島とも

西北にあり。

由論　永良部　德島　由呂　鳥島　慶留間　大島　鬼界

東北にあり總して大島と稱す。

大平山宮古とも云　伊喜間　伊良保　來間　多良間　面那　御神

南にあり總て大平山と稱す。

八重山石垣とも云　大濱　波渡間　輿那國　古彌　武富　黒島　新城　波照間

西南にあり總て八重山と稱す。

諸産物大様

一米　あら／＼して大粒にして惡米の樣に見ゆ。

一黍・粟・稗・芋・豆類皆畑作物也。落地生豆と云あり、琉球の名物なり。大豆より大き也。蒸して貯ふ。

一絲瓜　ナベラと云五尺ほどになるのも有。

一冬瓜　四五月頃盛也。水腫などに宜きとて用ふ、形は日本のより大く長みあり、色薄赤し、シブイとも云。

一綿　島々よりも出る、至て上品なり。

一苧　つよきこと諸國に勝れり、第一大平山より出る布を上とす。

一芭蕉　諸所夥しくあり、手入をし苧に仕成織る、朝服なども芭蕉布也。名産の第一なり。

一木綿　十七升より二十升までの織島ある由、十七升を大概常とす。

一織物　樣々有よし也。

一錢　鳩の目錢とて小く、穴大に文字なし、日本錢一錢鳩目五十錢にあたる。

一金銀　正金銀の遣ひ也。文金、銀四割増なり。

一紙　能者なし、傳信錄に繭紙を琉球の名産とすと云えるを質せるに、繭紙決して琉球より出ず、福州にて調る由云えり。

一黒砂糖　夥しく出す、上中下あり、上品は献上と定む。

一蘇鐵　夥しく有、切て餅に製すれども、腸芋より延るよしなり。

一筆墨　皆日本と本唐を貴用ゆ。筆は造れども拙き也、釉を染る事なども知ずと長嘆いえり。五信子、鐵漿等常に不用なれば、黒く染様を知らざるなり。

一朱墨　至て鮮色也。平にして金箔の模様あり。

一鮫鼈甲　琉球より出す、皆本唐より渡す。

一板工　是も無き由いへども、琉暦を見るに極て細字なるを、あざやかに彫刻せれば、板工も有と見えたり。

一青貝細工　極て精巧也。貝は屋久貝。石決明両品を用ゆ。

一朱塗　至て鮮色、朱は本唐、漆は日本のを用る由なり。

一塗工　精巧なるは無きよし、これ故大かた島なり、此度も風呂鋪を見たるに、上布を紺

地に染め、梅の折枝に色取したる、随分古風なる染方也。
一松　日本の通りなる由。
一木筆花　木蓮と同じと聞ゆ。
一梻沽　大平山より出、木高さ十餘丈、花木筆の如くにして赤色也。此葉を染物や灰汁にする也。
一龍眼　杉の木の如く、葉栗の如にして小し。
一ヤウナ　葉桑の如く、此葉泥水の中え散入て、久しくあれば泥鱠になる也。葉形たしかならねども、桑の如しと云えりしと、覺のまゝ記す。
一桂　香あれども、肉桂には川ひられず。
一古巴梯斯　葉梯の如く花五また也。戊土とも云、六月頃より實なる、よき味の菓子也。
一木蘭　大木あり、葉は樟の如にして小し、よく香ふ。
一アダネ　海濱に有、薄の如にして、廻り大く、花白く、實ボンデン瓜の如くにして、六角

なり、垣にもするなり。

一白丁　垣にするなり。

一火防垣　葉は愼火草の如にして厚し、是を垣にするによく繁り、火のこふさぬ者也。厚く栽たれば火災にも半分程は焦れども、夫より内えは透通らず。

一櫻　緋櫻二色櫻（赤と白也）あり、八重山よりも來る、薩摩より來もあり、皆快く咲すと云。

一海棠　唐より渡る、白もあり、薄紅もあり。

一茉梨花　小く白き花咲奇麗なる者也。寒に傷みやすし。

一佛桑花　ムクゲの花の如にして、至て奇麗なるもの也。

一名護蘭　名護山より出るゆえ云。

一壽蘭　葉名護蘭の如にして大く幹長く、花も名護蘭よりは莖長く咲、香高しと云えり。

一苦竹（にがたけ）　日本の土川竹の事を云、大きに延立也。竹の子を食ひ、竹をば桶の帶にして善也と云へり、總て竹のよき所なる由なり。

一琉球蘭　名產也。丸ながら用ゆるをふくるこ云、割て用るをさきるこ云。

一九年母　多し。

一蜜柑　有れども風味宜しからず。

一柹　梨　無し。

一統志などに圓棲樹こ云菓木、琉球の名產こ云、左樣の樹なしこ云へり。圓棲樹を云へる形狀を以尋しかど、こかく知ずこ云えり。

一葡萄　有。

一蓽撥　多し、蔓生にて土筆の樣なる實を結ぶ、花はなし、蒸して貯へ、胡椒の代に用ゆこ云えり。

一土伏苓　諸方にあり、形狀を云えるに、萆薢にかはらず、只根の肥大白色、くらぶべきにあらず。

一人參　無し。

一馬　日本の通りなり。

一牛　至て大き也。俗に田じゝと云。

一狐　居らず、狸あり。

一家　羊　多し、綿羊も五六疋本唐より渡り居る、羊は青葉を殊外あらし食ふゆへ、島あらし島からしなど云。

一熊　猿　居らず、猿は薩摩より取寄たるがたまノ＼居る也。畢竟深山幽谷なき國ゆゑなるべし。

一渡り鳥の小鳥　さまノ＼有、大抵傳信錄に記せる通り也。

一鶴　鷹　居らず。

一鴈　日本の方より渡るなり。

一雀　至て少く奇麗也。ヨモ鳥とも云、本唐にても琉球雀は珍がる事也。

一子規　居らず。

一鶯　日本の通り也。深山鶯と云適（マヽ）あり、籠に入れ飼置に、四時共に囀る也。

一鴨　鴛鴦　渡る也。

一燕　渡る也。

一魚類　多し。チヌをチンと云。

一赤女（まじ）　日本の小鯛の様に聞ゆ、長六七寸平くして赤色なり。

一口女（くち）　赤女の様にして、色薄黒し。

一わかな　日本のと同じ。

一鯨　取らず。

一海馬　珍しき物也。丸さのまわり五尺計、長さ二間計、鱗なく大なる鰭もなし、頭は馬の如く、口は家の如し。絲満と云所にて取たるを、瀬平子見たる由云えり。皮付の所を乾物にして國王え献する由也。薩摩にても殊外調賓する事也。爰許にて云海馬も有り、たつのをとしごとも云、安産の咒にすると云へり、夫とは大に違へり。

一鰹節　作らず、薩摩にて仕成が廻れり。

一貝　數々有由、その内屋久貝・あざ貝・フツメキなど壗讀にして常に食す、屋久貝は螺鈿、あざ貝は硨磲なる由、傳信錄にあり、フツメキはごうなの如し。

一蜆貝　無し。御饗の節四萬十川の蜆を出されしを尋ね、蜆なる由を聞、これは國許にて貝寄の歌を見しに、蜆（しゞえがい）じやうに拾ひて家づこにせしこ有て、其貝如何なるを知ざりしに、始て見、扨々珍し、國許にて前方不審せし者共え、よき家土產にすべきよしにて、其殼を數々取歸れり、其歌未考。

琉語大略

日を　テダ　　　　月を　オツキ（カナシを付て云）

水を　オベイ　　　火を　オマツ

南風を　ハエ
北風を　テキマシ
冠を　ハチマキ
笏を　クイ
男を　オケガ又ウキガ
女を　オイナゴ
自分の父を　セウ
人の父を　マイ
母を　アンマア又テナゴヲヤ
兄を　スイザ
弟を　オツトウ
男陰を　モロ
女陰を　ホウ
御無事に珍重と云ことを　オフクラシイマインシヤシン
あそこへ行けを　アマンカイ上の詞にマイシヤウリを付る
こゝへ来れを　コマンカイ上に同し
ゆる／＼と居れを　ユルリトメシヤウイメシヤウリをマイシヤウリとも
居申ふを　イマンシヤウリ
遠々鋪を　ユキヤアハン
空腹に成てどうもならぬを　ヤシヤノチヤンナラヌ

飯を上れを　オシヤカヘメシヤウリ又上リメシヤウリ
中の詞　モノサゲメシヤウリ　下の詞　チモノカメ
飯を食ふたを　シヤビタン
受取るを　ウケトヤヘタン　ウケトタン。タンと云は何にも付る
我等はあこから參らんを　ワシヤ。アトカラキヤアベラ
子供來れを　ワラベンチヤカウ
合點せぬを　合點シヤヘラン
疼を　ヤアキル
悅を　アヨル
遠を　トヲコ
彼方を　アナンケン
衣を脱ぐを　キスハヅレ

御目に掛らぬを　オガマヒヤラン
只今を　ナマ
合點したを　合點シヤベタン
其方を　ヤヽ
痛を　アイタ
禮を　ヲボコリ
思はせぶりを　マンセブリ
此方を　コナンケン
身を屈るを　コシマカリ

石風を　イトハリイタミ
嘈雜を　コヽロヤケ
黒モジを　モヽ楊
菲を　ニウナ
妓女を　ゾリ 又尾類
家を　ヲハ
鼠の騒ぐを　キヤンウリメキクシキ
塩を　マシホ
香物を　コジツ 故實と書
醤を　シヤン 唐音也ミソとも
アタメ鍋を　ノンコウ
大茶碗の様なるを　マカリ

傷風を　ハナヒキ
小川を　シバイ
甘蔗を　ヲヂ 又ヲギ
古方を　ヨタ
鶉鶏を　アタリ
猫を　マヤア
蝸牛を　ツンナン
油を　タイユ 大油也
醤油を　シヤンユ 唐音也其まゝショウユとも
水さしを　アンビン
盃を　バラ
行燈　トウロウ

火を入れよと云ことを　火トレ　　貝の壚漬に　黄ナシモノと云あり

傳間舟を　サバン　唐音也ヱノミンとも　　獨木舟を　ヒトリフネ　クリフネとも

械を　打カイ　　投杵を　カケチ、

脚踏棉を　パアツ　　下帯上官のを　ハカマ　下官のを　マハシ

物を計へるに　一（ひい）　二（ふう）　三（みい）　以下日本にかわることなし

良熙謂。琉球國の事を記せる諸史、文献通考・一統志等多く不會、華夷通商考に載る所も少しく違あり、和漢三才圖會記せるに合事多し、徐葆光が中山傳信錄最詳にして合えり、其中にも質して見ればか々違有之、外國の事を記すには違あることなれば、唯書を以て信じ難き事なるべし。

大島筆記上（新添）終

大島筆記下（新添）

雜話上

一　琉球國を中華の風になすべきとて、明に世福州の學士三十六人渡され、久米村一圓に住す。今は其家十八家あり、此面々書簡遣取其外多く唐流也。先年清水浦へ漂著せし潛葊銘葊などと皆久米村の者也。潛葊姓は蔡名は淵、銘葊姓は毛名は日新也。

一　久米村四方に門を立、今は門なけれども東門・西門・南門・北門と村の名に成れり。甚方位を擇しとて、其時の繩張の通を少しもかへず、昔は其村の中に、海邊より少の入江有しに、今は潮の來る事もなく、乾上りたれば、よき家居をもすべき地となり。されども地の繩張に違てはあしゝと見え、其儘廣地にしてある也。自然に宜なる處もあるがよし、人

腹中にも隙のある様なものなれば、其儘置べき事也とて、脇から見れば無益の地の様に見ゆるをも、そのまゝ置り。又大なる石の立たるあり、其石をも取除れば、自由のよき事なれども、方位ありとて其まゝ立ある也。此村より多く北京南京え通事稽古に参る也。

一　尺、日本の尺と同じ鯨尺同き也。本唐なども爰の通也。所により周尺とて、今の尺八寸を用る事もある也。又所により一尺二寸を一尺と用る所もあり。

良熙謂　周尺を家々に用ると云にはあらず、これは古制を用る時の事なるべし、神主などの制法に入ることゝ見へたり。又一尺二寸を一尺と用るは、やはり鯨尺を用ゆとみえたり。本唐の尺皆一統に今のかねざし一尺にかはらざる事、長崎の通事の噺傳へに聞り。しかれば日本、唐土今は尺にかはることなしと見えたり。扨周尺を今の八寸を用ること、彼方の事の未聞しによき證を得たりと云べし。但日本只今の尺何を本とせるや知ざりしに、是等を通じて考れば、李唐の世の制を用たると見えたり、日本中古の制度、多く唐によれば、ますく\疑ふ事有ざるべし。

一　升　日本の京升と同じ、北京などの一升は爰の京升五合にあたる。

一　秤　日本の通り也。本唐もかはる事なし、一斤百六十目也。総じて物の取遣り、多く秤目を用ゆ、野菜に至迄夫なり。

一　俵　起こ云が丸の事也。先搔二斗七升也。先搔こは俵の入り第一也。常の一俵は二斗五升也。先搔は二斗七升也。これを斤目へうつす也。

一　鎮西八郎爲朝の鏃あり、トガリ矢也。長七寸計也。爲朝の社こて別段には無こいえり。

一　弓矢は薩摩の通り也。本唐のは四尺計のこり深なる弓なり。

一　程順則は久米村の人也。本唐に留學し、學富み徳義有りし、知行兼備こ云べき程の人也。學はたゞ詩文章こ心得、四書六經の解義こ心得て、あの樣な胸の收りたるは稀なるも也。古良親方こ云。七十三歳にて卒せりこ覺ゆ。程順則の孫今は名護親方こ云、去る壬申の歳江戸え使者の時も上りし也。其時富士を詠ぜし詩あり（良澍云、程順則六諭衍義枕山樓詩話等を表章せり）

眞是蹲山祖。扶桑第一尊。満頭生白髪。鎮國護兒孫。

一　寛保癸亥歳十二月の大彗星琉國えもよく見へたる由なり。

一 琉球の暦久米村にて作る、本唐より來る、内に用ゆると云る也。薩摩より來れるをも用ゆ、琉暦節氣の日數、日本の暦と違ある故、閏月の置樣に違あるる事もあり、當年四月の閏琉暦五月の閏也。合朔の算も時として違あれば、月の大小も毎々違ふ也。甲子日々の順は違はず行あふ月多し、本唐琉球共日月食は付けず、食の前方に觸ある也。拜食の日は至て大事に愼む事也。容易に外えも出ず、拜む者は清き盤に水を入れ、移して拜む也。まことに日月の食、暦術に知れるを以て考れば、天は至て近きもの也。遠と心得て天に背き我儘すれば、忽天譴に逢筈なり。昭然として上に位し、天下(○に)臨む、可畏哉、可愼哉と云えり。

一 西洋の學者暦に精しき由いえり、良熙日本の暦術、今以精しき由を語る。

一 琉球の王爵本唐より封ずれども御國の薩摩クルメになれり、爰は唐の分、爰は國王の分、爰は薩摩の分と云樣なる事にはあらず、本唐へは只三年に一度ツヽの進貢也。

一 琉球の學校、小學四書六經を業とす、近頃までは備旨と云書を用ひ居たるが、近年四

其假註わたり、是が集註の昭考に簡明な末疏じやとて、今は是を用ゆと照屋里之子云えり。禹貢の九州の圖・井田の圖等あり、簡決にして全體見難き書也と云えり。學校あまり大なるとは聞えず、聖堂と並び立り、聖堂にて丁祭(ていさい)とて二月八月あり、三司官國王の名代に來り拜す、學頭一人して祭り、衆官數々ある事也。購部をすゝめ樂を奏する事也、學校の名は明倫堂と云、王子以下誰にても就學ある事也。學校にあらずして自宅にて講する者もあり、王子按司三司官などへ出講する事もある也。國王の侍讀は各別也。久米村の學宮は本唐の通りに直讀に教る也。夫を講官より國讀に通ずる樣にも教る也。點本は薩摩の僧文之が點を用ゆ。傍より琉球朱子學なりやと問えるに、甚怪みたる樣子なり 子細は本唐も琉球も學業と云へば、小學・四書集註章句・五經集傳より外はなく、何學と云樣なる名目はなき故也。良熙近思錄學術の大事なる由を演說す。

一 先王廟は安里(あさと)と云所に有、天孫氏二十五紀と云、一時にして正殿にあり、八幡宮も安里(あさと)に有由なり。

一　宗旨は臨濟宗と眞言宗と兩派也。眞言を正道宗とも云、臨濟は日本山城花園山妙心寺開山國師の流にして、其傳脉の事僧祖顯をく云えり。神社は眞言の寺より祭もある也。禪寺の方より神社の事構はすとなり。

一　琉球にて書簡の遣取日本の通り也。久米村の者同士は文翰なり。王府よりも押立たる書付は文章なり。

一　文書、三司官は朱印を押す、外の役人は黒印也。印を封し置に、琉國にては包たる上を封す、本唐にては印を内にて封じ、押されぬ樣にして、上は只包み置也。

一　琉球運天の津え奥州船漂著し、瀰平其川方にて參る、首里より二十四五里の所也。奥州者言語通じ難きのみならず、運天の者も同じ琉球人なれども通じがたし、彼是不自由にありし也。王城より遠所にて、物の取運び、或は船或は陸にて、扨々仕にくき事多かりし、此度爰許え漂著し、御城下の衆此所にての彼是ひしと存じ遣りたるなど云えり。

一　本唐の船も二十二三年前漂著し、是は尚又彼是やかましき事也し。其時唐船え遣る石

灰の仕成を見たるに、琉國にて年来せし石灰よりは仕様かはり有て、彌舟の爲堅固になる也。總じて將軍家よりの御掟にて、本唐、朝鮮の船は本々へ送り、日本の船は薩摩え送る事也。紅毛、韃靼の船は又外に御掟ある由也。

一　外國の備え、不虞の備え武器等、皆々國府に夫々備えある事の由也。

一　刀・脇指・鎗等皆日本の通の由、されども常は帶せぬ也。上官人の行列は式ある事也。劍の調えも別にある事なる由也。

一　蝮蛇をハブと云是は甚毒あり、一年三ヅヽ鼻に穴あくと也。七穴あるあり、五ツ以上のハブの毒にあたれば、心を衝き即死する程の毒也。若ハブに咬るれば、乍毒を抜く療治をせねば、一體が腐る程也。煙草の脂をつくる事も存じて居る也。鼻穴二ツほどのは毒淺き由也。傍より鼓弓などするは、ハブを驚しの爲なる由傳聞たりと云しに、左様の事は不存由云えり。外に赤マタと云虫有、これも日本のくちなわに似て、腹白く背は黒赤まだら也。女陰をねぶらんとす、踊る時は狂氣する也。夫故とり分女は畏るゝ也。八月祭前後三

日事を止め守る事、此毒虫の咒の様に聞ゆるなり。

一　三線歌えかけ弾事琉球が始也。柳天川の曲などが久しき也、蛇皮を胴に張る、糸は男糸。女糸。中糸と名く、人指ゆびにて弾く、日本の三線轉柱より下四寸程を、くゝりしめてひけば、琉球の調子に合と長嶺云えり。

一　琉球の西南八重山の属に與那國と云あり。それえ臺灣とも東寧州が近く見える、折々在て大なる艸履流れ寄也。ごふした事やら知ず。扨臺灣の見えると云事は制禁也。

一　琉球の濱邊椰子も折々流れ来る、大よしも流れ寄也。傍より間に大よしに字の影付たるが、南方流れよりし由いえるに、それは唐の漁船の屋根下に横に掛る、昔はゝカブキの様なるに字が影付て有、大方それならん由いえり、又問に檀の様なる木肌の赤色なるが、毎々流れ来る由云えるに、夫は大方柞と云木なるべし、至て堅く、木唐にても樯船具等に遣ふ唐木也と云えり。

一　通商考に火の酒琉球の名産也と記せるを問に、左様の酒名はなき由也。良照云、長崎にてアラキ焼酎・

火つ酒の酒名有、夫故に求林齋聞違えるなるべし。

一　泡盛とは燒酎の中、至て宜きは蒸して落る雫微細なる泡、盛り高になる、夫を上とする故也と云えり。

一　九年母の砂糖漬を桔餅と云。唐音なり 此製方琉國に絶たりしを、十二三年前本唐にて潮平習ひたる由也。

一　琉國にて或者え詩を送りたれば、平仄等も揃はざりしにや、送りたる者の方へ返書に、詩一升送らるゝと有之、彼見致せば貝八合計り有之候と云て遣りて、笑柄と成たる事ありし。又久米村にて送春の詩を皆々作り居たる所え、或者來り送春の題を見、我等も作らん、先づ春の首をくゝびつて、久米の南門を引出しをつぱらひ、またかえらんかと、跡からねめつめ申す、箇樣の事なるにやと、大笑たりし事もありし。

一　先年江戸え上る時、京の宿の椽に、東風平親雲上と書捨しが落たるを、或町人拾ひ、薩摩の吳服所小山田權右衛門え見せ、拐琉球人面白き詩の句を書置り、東風平 親 雲上と讀

み、大笑に逢し。

一　安須壽里之子親雲上申すに、此前寛保の年號、歌によつて又改元有しと云事、琉國にて申す、其歌は寛保を文字で見ればよき字なり、よみにて讀は不食ほう也と、此歌世に行はれし故、改られたりと、良凞伴て左様の事無由を申し、寛保の延享に改りしは甲子改元也。朝廷改元の例、即位の時か又は辛酉甲子の歳、訣有つて改元あり、其外臨時議定の改元あり、年號の文字名家より勘文あり、雖陳の大會あつて、上卿執奏の勅裁あり、文字勘富の衆は及第の例ありて甚重き事也。左様の俗說齊東野人の語、全く不可取義申せしに、年號議定の重き事いづれも驚歎せり。ついでに今以百人一首の繪に書たる様の、冠服有やと問るに、良凞古の通り冠服・束帶それ〳〵有事云聞せり。

一　琉國の樂笙と云へど笙ある由いえり良凞謂傳信錄に笙はなし・箏・箏・笛・嗩吶・大皷などにて樂舞す、日本の唐以來傳來の樂とは違ひ、後世の樂と聞ゆ、日本古樂の名目など承り珍歎がりし。

一　潮平權七孫介え語るに、各樣にも人支配可有之、人支配程成難きものはなし、頭より

云付れば何でも行様に思えども、中々純熟する事ならぬ者也。数の活き者相手ゆえ、かうしたれば宜と思て云付る事も、存の外其かたで閊え、大に悩になる事多也。去年十二開切の百姓五千人程訴訟するに、何れも困究し年貢も上げられず、又給人えの作得も得せぬ様に成たるゆえ、箇條々々を立て願出しに、夫を云伏る為、澗平を三司官より呼出し、其捌方書付十枚ほどに認め云付られ、澗平申すに、私を遣され、此事捌けとならば其通にては不レ行れ、それは只理をせめ文筆に書候事にて、下えは一つも不レ行事に候程に、返上申すと云しかば、甚不届と有てしかられしかども、兎角命ぜられし故、左様ならば私の存慮の通に致せとならば可レ参と申す。然らば能様にせよと有しゆえ、其書付は返上し、扱村々え参り段々様子を見しに、皆髪うつさばき居れり、扱夫々様子を聞くに、一ヶ條許す事有て許し。總じて百姓は一日もたゞ居て成らぬ義を云諭し、何も納得し、髪を結鎌を研などし、田え出可レ申と云出し也。その内一ヶ條を申せば、百姓年始節日又は祭日など、必ず豕を用ゆる事也。それが總高七十石程の費也。それが無益と有て、上より豕かふ事を停てありし

也。是百姓を憐みての事也。然に内を聞ばおゝきな者にて、百姓共は常々家などたべる事は成らず、一年に五度か三度かたべるを、樂んである事なれば、此制令は百姓共の爲なれども、無理な事の樣に思ひ、とかく右の節會に家肉を用るゆへ、村々にかふ事ならねば、臨々より買調えて、其節に用るゆえ、たとひ家かふての村の費より、却て倍々にも當れる也。夫等を段々白狀したりし故、第一にそれを南來の通りにさせしなり。總て上よりは下の情知れにくき者なり。それで只上みから思付の事を云付、又は法すくめにすると、夫程猾姦曲の者出來る事也。それを知らず只唐虞三代の事と、筆で書た程にして、下で行はるゝ者ではなき事也。此用方相仕廻たるが當春二月也。夫から歸家して薩摩え上らんとて、四月に乘船したる也と云り。

一 酢吸の圖に久米村の學者、正議大夫多嘉良親雲上贊をす。相顧語れり。

三聖聚頭爲何事。一甕團來共嘗酢。縱以方便辯分味。九九元來八十一。

一 近年雲岩と云禪僧甚かはつた人也。髮も其まゝ生い、鬚もそのまゝなり。寢るにも蒲

廓の虫の無き綿計なるを著る。米あれば食、無れば食す、人家え来ても、給物出せば食ふ、さも無れば假初の茶にてもどふ事なし。餘所え行物語などする内、雨降出し歸る時傘をも借らず、借し申さんと云えど、何分借らず、其儘したゝ濡れかえり、彼綿までの蒲團を引被り、臥せし様の事なり。寺からも宜き所え移轉の命有しにも、色々斷り肯はず。只しづかに書の見らるゝ所が好とて、殊外書を博く見し也。書をも是非に覺えんとするに非ずして、自然によく覺たり。第一易の占によく逢せり。或者落地生豆を雲岩え持參らんとせし時、其道に眞言の寺有て立寄それえ遣、雲岩え只參らんとせしに、不圖道にて行逢し雲岩、その儘落地生豆給はる志忝しと云、其者大に驚し事など有し。薩摩より活道と云僧來り、殊勝に鉦鼓を鳴し念佛せるに、其儘參り色々論じつまり、鐘木を引奪て歸つた事もありし、今爰に雲の巖の歌、此雲巖を美稱して詠る也。歌別に記す。

一　和歌の會はむつかしき者也。按司家にて毎月十八日に有、向ふに和歌三神の像を掛け、前に香を焼き、文臺を置。此文臺は桐の白木に、かづらを岩綠青の付立に書り、葉は

言の葉の通り也。扨夫々その讀人懷紙に歌を書、懷中し列坐し、次第々々に文臺の前え進み寄り、懷紙を置、又退居る、それを集る役人ありて集め、又詠上る役人有て、進み出て歌ふ如くに詠上る也。此席えは國王も稀に出合ある事也。潮平も打々覗きに參りし也。詩の會と逢ひ扨々むつかしき者也。津嘉山親雲上も和歌好にて、先年未唐え一所に參りし時の諸方にてよみし、舟に乘ばよみ、籠れる所なればよみ、晴やかなる所ではよみ、數々出來し、潮平えもよめ／＼、詠ぬは不届と有しかども、いそがはしき役、中々歌所では無きと申、習はざりしが、いか樣一年も同じく居しに、習たらば能事なるべきに拵云へり。今の池城親方の祖父池城親方が、北京え使者に行、歸國の節錦を二本賜りしに、少し過きて是を見よの歌を詠たり（歌別に記す）其時唐人も是を見よの五文字、扨々聞事也。面々共を下日に見成たる五文字、誠に賜物を重じたる詠と稱したりし。平敷親雲上もよく詠り、手護の花をよめる垂髪子の歌それなり。今の久志親雲上その弟子也。久志は雨夜物語の作者也。

眞淵謂十八日は人丸の緣日也。又臺は所謂細道の文臺也。蔦かづらを書事則詩也。此事を申せしに

潮平も悦びし。會式吾國の通り也。古え大内家西國え數々堂上家を招き、和歌の會大に行はれし、多其風の流れ行はれてかく有にや。異國にて吾國の和歌を翫び、しかも本式の會席たる事奇なる哉と云べし。且琉球は和語並の國なれば、まだしも成に、是を見よの詞を聞は、和歌本唐の者えも人に因て通ずると見へれば、古の阿倍仲麿の唐州の濱にて、天の原とよみたりしも、詩友などに譯を聞、感じたると云得ぬるも、怪からざることとなるべし。

一　明後年江戸えは國王の弟讀谷山王子使者なるべし、久米村の者牧志（まきし）親雲上、龜島親雲上えも江戸上りの命有し也。牧志は文學を心懸け、龜島は通事の稽古晴を出せし者也と云えり。

一　經學にて名あるは與那原親雲上なる由、照屋長續語れり。

一　薩摩の畫師木村文圃在京せし頃、畫の名あり、大内えも召れたりとかや、第一の法橋に進められ、今は木村法橋と云。是が富士を畫たるを本唐へも遣りしに、殊の外珍賞がり、山の形を稱美し贊をも仕たり。潮平本唐にても、數々名山をも見たるに、高山も有れ

ども、とかく富士の樣なかはつたうるはしき山は見ず、殊外の名山なりと云えり。潮平富士を見たるは、辰の年江戸上りの時也。此時伏見にて王城の地を遙拜し奉りたる、山の形狀甚だ穩に相見ゆ。薩摩の伊集院十藏と云人、本じめにて連參られたり。道中に五月廿八日の虎が雨虎の石など覺え居る由いえり。只近江の湖の致景と、富士とは、扨々驚歎に堪たる事也。何分富士の樣なる山は、恐く何方にも有まいと、每々讚歎せし也。

一　薩摩の讃良新兵衞詩人也。其詩を本唐えも遣せしに、本唐の者吟味して見て、音調のあしき事有と云しを聞て、中々詩作は成がたき事也といえりとぞ。

一　薩摩の兒玉宗之丞本唐の音によく通ぜり、唐音は移りにくき者なり。

一　琉國にて畫をよく書者なし、故に多く薩摩え賴み、又は國王の押立たる用物は、本唐えも云遣はす。本唐え賴は殊の外やかましき事也。いか樣琉國にても坐間味親雲上は繪を好んで書けり。

一　櫻は薩摩よりも來り、八重山よりも來る。國に有來ば緋櫻二色櫻也。二色櫻とは紅と

白と交り咲也。とかく土地に不相應と見え、快く滿盛にはならぬなり。本唐にて總て見ぬ也。只日本の櫻の花とのみ申も理り也。

一　琉國にて鴨など取るには、泥水え著た時分、その邊の地に烏帽子屋を兩方え立、それを鳥に見馴さする也。烏帽子屋とは直に土より屋根を成せり、夫を見馴ると鴨が其邊までは皆來る也。その時分兩方の烏帽子屋え人を入れ、網を兩方え引張て置て、食で來所をトンと打かぶせて取る也。又鳥もちを付たるはごにても取也。

一　投網あり筒網と云。

一　琉國にては正金銀を遣えり、故に今の銀は四割引にす、本唐え遣はす時は御國薩摩え御願申し吹直し、慶長銀位にし通用するなり。

一　去る丙子の歳明年冊封使可有との事極り、急に命あり一夜の用意にて、薩摩え上れとの事、九月十日乃ち那覇の湊えすつと出れば、船は勿論諸器物、下官これかれちやんと用意してあり、其儘乗たり。乗にくき時節なれども、國王の急務にて参る事なれば、何の考

る事もなく、運を天に任せたる事也。時に幸に大順風にて一日一夜に、山川の湊え着しなり。

一 良凞言、古より琉球薩摩の間の海路三百八十里と云ぬるに、段々常々往海の様子且積りを聞に、大まては無き様也。此度も始に尋しに三百里計と云し。大島まで百五十里、大島より山川まで百五十里、合て三百里と云し。後に段々精く詮議するに、二百三四十里と云に成りし也。支圖には薩摩と琉球との圖を出し、海路百里と記せり、此一晝一夜に著し事を聞に、誠に二百里には足ざる樣にも思はるゝ也。すれば所謂袋中が琉球神道に、彦火火出見尊の御渡りなされたる龍宮なると傳しも、無間の說にも非るべし。其他彼國の祭法神名等ゝ傳えにて考合すれば、據無にしもあらざるべきか。

一 三方目四方など云は、輕き役なれども、いやな役也。盗賊拆捕に行者也。近年も捕手に行時、直に盗賊を組留しに、彼奴組れながら小刀を懐中し居て、それにて脇腹を刺たるに、刺れながら組留たり。其刺れたる捕ては死せしを、國王より憐み厚く葬して、家族をも厚く撫養の命有し事杯云えり。

一　潤平先祖は浦添の出にて、官は鎖を勤たり、後に亂世を經て農民に落居たりしに、慶長十六年薩摩黄門様御馬入れられし時、帳箱など荷ふ夫役を仕たりしに、黄門様の御目に留り御尋ありて、家筋の様子聞え、其儘本の官に復するの命有て、夫より今に至まで代々親方親雲上を勤め申すと云えり。

一　黴毒病には野猪肉に土伏苓を切入れ、汁にして給れば、いか様野猪半疋計り一膳も給る内、皆脂が出る也。其内力持などさせ、方々歩ませする事也。礒邊などえ運せ、石持などさする也。さふ行れぬ者などは、内庭にて石持をさする也。其内段々毒氣發する也。揉脂の出上る所え、藁を温め吸上さする事也、かふ療治すれば後に害無し、左なければ形を損する也。水牛類の者木膚え行、福州にて傳染し、面體杯損する事多し。

一　日本の様に穢多と云者は無が、誰にても癩疾の者を一村え集へ、人家え交えず、穢多の如くするなり。

一　近年達磨と云禅僧あり、偏たかはつた人で有し。其衣に蝨夥しく居たれども、一つも

殺さず、其儘我身を以養と云也。後に一切經の中に、何れやらにそう云事有て見出し、昔も同心の人が有たと云て、満足で有し。約束の行合やさ、袖や黒染の兩袂、此比の詠ぜる也。別に記す袖の振合の詞、出家には不相應なると云た者も有たが、自然と行合の事は緣たるに紛なし、出家も嫌ふべきに非すと云えり。

一　去る丁丑の歳の册封使が、ランチウを見たし、尾の三ツある魚じやと云て、通事え申す。通事は海士へ申聞、掛海を捜す事じや、海士等が目まつ赤にして、漸フカナ拵二三枚取り、夫を大きな鉢に入て、天使館え持行しに、天使館が只どやノヽとわき笑ふ音したるゆえ、潮平天使館近の役所詰也しが、何事ぞと直に行て、様子を聞に、魚が大に違つた也。好の魚は小き魚の尾の三ツ有の也。琉國にては三尾魚と云、夫を出して有た也、諸州の者が附來るゆえ、どうしても聞違え有事也。

一　其時の册封使の全魁と云が、自分の詩を數首板に刻み其板を琉國え持來、好に任せ押て遣た、其詩の句點等を求しゆえ、良熙つけ遣せし。全魁が詩格やはり明の七才子なとの

風也。

奉使琉球留別諸同學四首

面聆天語出京華。奉使遙乘海上槎。曉發旗亭折楊柳。春寒驛路有梅花。高檣龍護飛青翰。優詔鸞啣降紫霞。自是聖朝威德遠。炎風朔雪被無涯。

芸省翩々鵷鷺行。追陪多年在明光。趨朝同染宮槐翠。視草分霑御墨香。萬里關書眞鄭重。經年離別詎彷徨。朝來杯酒青門路。匹馬西風帶夕陽。一

桄榔經雨綠初肥、閩越春連海氣微。欣見殊方歸化育。致誇擁傳亦光暉。天長日月帆檣正。夜靜魚龍星斗稀。回首中原瞻魏闕。欝葱佳氣五雲飛。

遐陬奕葉篤忠貞。世子陪臣拜手迎。海外通侯榮册命。日邊使客泛蓬瀛。去依夏木風清暑。歸賦皇華雪計程。轉眼鳳城春又滿。一樽重話隔年情。

長白全魁稿

登虎邱恭依 御製元韻

維舟虎邱岸。躡屐虎邱嶺。細柳沿谿橋。天眺帶烟井。真容花雨落。劍去池光耿。澗洞潛蛟龍。露草出毒虺。闔閭昔營葬。萬夫鑿深壙。千門封石穴。鶴舍在蛇宮。檇李將指傷。霸業不能騁。懷古登蘇臺。騷人屢悲哽。尋春三月暮。青絲浮萬頃。往事紛興亡。鐘聲夕陽冷。趺坐生公臺。天遠日初永。往倚参察觀。留連逐清景。下山林鳥噪。高樹亂人影。君恩深未報。鑑湖何敢請。

遊支硎恭依御製元韻

巢由買山隱。支公有慚色。茲山名支硎。不買公亦得。始知古賢達。千載獨超特。追懷晉風流。杳々白雲隔。寺鐘送昏黃。流水情何極。斯風瞻足空。神天鶴鳴息。前人去已遠。後哲復登歷。披榛訪寒山。綠草迷行跡。

侍講臣金魁

一　先年組合術〔良熙謂、武備志載する所の拳法ときこゆ〕の上手とて、本唐より公相君〔是は嘗美の隣なる由なり〕弟子を数々つれ渡れり。其わざ左右の手の内、何分一つは乳の方を押え、片手にてわざをなし、払足をよ

くきかする術也。甚痩く弱々としたる人でありしが、大力の者無理に取付たを、其儘倒したる事など有しなり。

一　相撲、日本の通にあるなり。

一　馬術執行由断なくする也。石の多き土地ゆえ、よく乘ねば乘にくき事なり。

一　日本の笏の樣なものを、琉語にクィと云由良漂謂杭牙者通語なるべし。

一　棊、寶永酉歳先年清水浦え漂著せし琉人の中、碁をうちし者後に我如古親雲上となれり。その者より今の津澗親雲上は、二三目もつよし、潮平は津澗に二目にて打といえり。

九月廿五日洞仙寺にて御饗の時、潮平棊の相手に、邵方の悅藏出打けるに、潮平先にてうちしに、數番まけぬ。悅藏には三目もちがへると、潮平いえり。

一　象棊、日本と大に違へり、本唐の象棊もこれなる由いえり。武備志に戰國人象棊一面布陣の圖あり、それと同じき也。萬寶全書に出せるにもあへり、萬寶全書にしるせし遣ひ方よりは、琉人のさすは手短にしてたやすく見ゆ。日本の將棊は殊外六ヶ鋪き事にて、つ

い覺えられぬと、潮平子など云えり。

一　年頭に子共など書初する事、日本と大樣ちがはぬと見へたり。其文に曰。

奉吉書　新年開筆萬事大吉利也。菅德大明神樣御寶前。

改玉の年の始に筆とりて、萬づの寶我ぞ聚さる。

豐國の硯の海も靜にて、筆かき初る春の祝言。

一　三司官出勤は日交也。潮平などは日勤にて、朝四ッ時に出、晩は多く八ッ時に仕廻ふ事也。事しげくして、多晩えもかゝる也。

一　琉國當時の官人

王子　攝政　　今歸仁王子

玉川王子

具志川王子

今王ノ弟　讀谷山王子

按司

美里按司
伊江按司
越来按司
國頭按司
浦添按司

三司官

宜平親方
池城親方
東風平親方

物奉行

坐喜味親方
小波津親方
宮城親方

平等之側

伊舎堂親方

吟味奉行　與那原親雲上

那覇官御物城　仲程親雲上

兼　眞境名親雲上

琉球假屋奉行　玻名城親方

明倫堂學頭　我謝親方

長史　大嶺親雲上

眞玉橋里之子親雲上

講官　喜友名通事親雲上

侍講　城田親雲上

筆頭　仲尾須親雲上

曆者　伊差川親雲上

一　重金丸の事を尋ねしに、それは琉球王第一の寶劍にて、王府の中に秘藏してあり、靈

徳あり。前方王府同様のありしにも、どうして出たやら、脇にうつり在て無恙し由也。

一 琉國にては紅葉稀なり。たまノ丶柞の薄紅葉あるのみ也。幾久なる紅葉はなしとぞ。

一 天妃宮殊外崇び祭ること也。これは本紹興府の女子 良熙按、一統志、福建興化縣下謂、天妃ハ莆ノ宋都巡檢林愿之女、生而神靈、能言ニ人ノ禍福ヲ、歿後郷人立ニ廟於此ニ、宣和中路允廸、浮レ海使ス二高麗ニ、中流風大作、諸船沈溺、獨允廸所乘舟、神降ニ於檣ニ、遂獲ニ安濟ヲ、歴代累封至ニ天妃ニ、 今船に祀れば舟菩薩と云

此度も難風にあいし時、無恙ごさらえでもつきたらば、額を可掛と船中何れも祈願せるに、ケ様にこゝもとえ、何れも無難に到著せしからは、歸國の後本府えも額字願まんと存ぜしに、幸に少平え書もらひたしとて、昭應の二字を良熙撰み、少平書き遣はせし也。右の宮は國王も參詣の所なるよしいえり。

一 琉國にて病人を醫師え見せるに、珍鋪事あり。一日大田と云者病氣たりし時、惺齋を迎え見せしに、良熙も其坐に居れり、潮平家賴え申すに、何も有合ず、まづ將棊の盤にても苦しかるまじと云。家賴云に、上えは何を置んや、潮平云紙なりともしくべしと、則紙

一束を上て置き、病人の前に出せり。扨醫者え瀾平より段々病體をいえり、醫者脈を見て是はさ問に、瀾平云漂泊の船中何も有合不申ゆへさ挨拶す。醫者云脈臺の御心得に仰哉。脈臺は本朝にては制度有之、醫者の氣息病人の氣息をしらべ合、診脈する器也。今見聞いたす大田の病氣は、とかく相傳を主さするの證さ見えれば、次の間にてさくさ隊しめて何はん、脈臺には及ばすさて取らせ、次の間にて診案せり。是にて見れば、日本古昔の通に、脈臺を彼國にては、今以て用る事さ見えたり。

一 十年程以前琉國にて珍鋪事ありし、貝那原さ云所に天女二人天降り、人の目にも見えし。其處に川あり、それにて水なご遣ひ遊びたりし、さまく\神變なる事有し由、いかさま數日見へ、其近邊の者は皆見たりし由なり。その後其天女の降りし所をば、清め祭り今に人皆拜禮渇仰をなせりさ、瀾平及其他の者もいへり。

一 王子の家によく事の捌たるが有り、役に遣はれて、われが調寶になり、自分にも面白く思ひ勤たりしゆへ、後には下司を勤む。それより展轉して、今は富屋武親方の家さなれ

る由也。これは潮平物語也。船中の者の說に、潮平親雲上もちやうご筒樣の事也。才があるゆへ、家がらよりは輕き役を勤めり、左なければとく親方の役をも可ㇾ蒙事なれども、あの働が調賣にて、あの通り也。されどもとかく近年の内には、勢頭當えも進むべき事也といえり。

一　船中に日本の藤原双六の通なる、琉球官職の双六を打て慰み居たりし由、その本脇より借度と申たれども、かさゞりし由也。親雲上をば黄はちまきと立て有し由、見たる者いへり。良熙謂、傳信錄所載官職の簡明白也、あの割を以て日本職源双六の如く製せば、中らずといへども遠かるまじきなり。

一　先年江戸え上りし時、上野えも參拜被仰付により、寄進物すべきよしにて、七尺の卷龍の燭臺龍は銀箔を置、臺は金箔を置たりを差上し。琉國は風強き所にて、屋根甚卑し、家内にて製せられず外にて取立たり。其日朝にて見れば、甚だ高過たる燭臺の樣に存ぜしに、參詣してみれば至て小く見えたる也。扨々廣大成御寺哉と、いづれも驚嘆せし也。薩摩の案初て渡られし時、琉國の家居柱數多きを、殊外厭はるゝ事なるに、今暫在番有之て、御ためし被成よ

かしこ申す、在番日久しき内、毎々大風ありて、後は柱がまだ少き程に存せらるゝ事也。本書は家高く、然も天井なし、ゆゑに掛物至て長し、其掛物琉國にてはごふも掛られぬ事也。その者どもが上野など見ては、扨々高大こ一入存する由いえり。

一　或日の物語に、女の情はあぢなものにて存外なる思はく有、第一私共小身にて娘數もてば費用多き事也。私娘も一人は婚禮させしに、色々無益なる事をなす、大體は左樣もさせねども、精くそれを制すれば、一生ぐち／＼申すにより、事によりて大目にする事も有也。小身にて娘數は中々こまりたる者也。箇樣の事を二才（潮平等をさす）めが承りてや、姉が里返りの節には、物取殿の御出など申したりしほどに、呵り且笑し事抔もいひし。あの二才此度召連れ乘船する時、二才が母教訓に舟端え出な、大食すなと申せしを、念を入たる事とをかしく存たりしが、大洋難風の時など成程身よりは氣遣もつよくいひし。扨私役方殊の外閙はしく、宿でも同刻に飯をも給申さねば、二才めらが大食するやも左樣に不存いしに、今一所に食を致し見ゆれば、誠に彼が母申せし如く、食禮もなく、縱ひ給申すゆえ、

重き御料理等被遣候節も、彼等が無禮の給樣恐入たる事に候。且さまで宗族共氣遣申は人情にて、その數々の奢華風に進しに、幸に漂著し、殊に明君仁義の政を成し給ふ御國え參り、夥しき御厄害に逢申し、船作事も被仰付、且段々重き御會釋にあひ申候事、琉球國永々の記錄にも留り、琉球國王と申朱印を押給らん事、大難を遁れ候のみならず、私の餘榮、宗族共の悦び、何と譬ん書事など、落涙して語し時もありし、

一 御國の山のかこひ、入海の樣子、よく唐に似たり。尤唐の海端は樹木繁れり、魚のつきてよき爲といふなり。只山の形木立の樣子、すべて唐に違はず、取分山東の蒙山衛（良照謂春秋の時の龜蒙日なり）のかゝりに能似たり。蒙山衛は天下の人才を出す所、御國の地靈、必ず其如くなるべしといへり。

一 先年清水浦え漂著せし親雲上共え、五臺山緣起を被遣たるゆへ、あの邊の景地を承及び。此度も大樣相尋ね、吸江邊の樣子承り、甚面白がりし樣也。其節被遣たる剛石の硯石、城田親雲上の家に有りしを、長嶺幼少の時見たりし由云えり、其折漂著せし者今はすべて

なき由也。

一　重陽に潤半菊の花を見て、扨菊なるかな、あの己が儘に咲たるこそ、本の菊なれと云て、殊外賞し、一輪の大菊をば好まざる由也、扨其序に菊につきおかしき話あり。先年御園え漂著せし松田親雲上が子は、私従兄弟なり、殊外菊好にて、毎年手入をよく〳〵し咲せるに、或年その手入の節、松田他所え役義の事にて行しに、妻へも手入れの事云置、その節私も居合しが、菊の手入れはむつかしき者なり、中々婦人抔の成る事にてなし、殊に婦人は衣食の世話あれば、左様の隙ある者にてなし、悪しては仮初の事に、夫婦中違ひになる事ある程に、その事は用捨有べしと云し。其後いかゞ有りしや、知らざりしに、松田役事もすみ、帰家の後、かの菊の事にて、妻を已に留別せんとせし程の事にて、私を急に呼に参りしゆへ、即ち行き何事にやと尋ねしに、かの菊の事よりの云分なれば、其節語りし事など申出し、なだめて和熟させし。かゝる事はさせる事にてはなけれども、菊を見るに付思出にまかせ、眠り覚しに申すなど云えり。

一　魚を取に釣もあり網もあり、又居手籠（いでろ）と云物にても取る。此仕様は大きなる籠を作る頸をする事、丁ど大きなる壺の頸の様にするなり。其底まわりに竹の端を数々おき、扨陰の廻りは、魚一二枚入るほど間ぬ様にし、その頸の廻より下え竹の刺け数々出し置き、その底廻りの薄竹のはしに餌をさし、底に石をつけ、口に縄をつけ、深みへをろす也。魚ども始めは内の餌を見入らんとすれども、籠の目より入られぬゆへ、とかくする内、上の口より入る也。扨上え出んとするに、上より下りたる竹のはしにて、目を突き口を突く故、得出ぬ也。数々入を待て引上取也。よく取れる者也といえり。

一　鹿狩は弓を用ゆ、傍より夏山に照射（ともし）して取事は無やと尋しに、左様の取方はなし、鹿は火に畏るものなれば、火には必逃ぐべしと云へり。

一　或夜鹿いたふ鳴けるを聞て、鹿多しと見ゆ、なぜに取らざるやと問るに、助三郎傍よりあのやさしき聲をするに、いかにして取んやと云しに、潮平こまり、是は大に誤りたると云て、大笑せる由なり。

一　濁酒、琉国に常に不用。但神事の時、神え上るに仕成す計り也。

一　琉国に遊火・天燈・龍燈など云ことなし、只海の光る事は毎々有也。

一　琉国にて老人星見える時は、余程高く見える也。良熙云、北極出地二十四五度なれば、老人星南に上る事十二三度なるべし、大槪上りやうを問えるに、其程にきこへし也。

一　潮平家に土佐左近将監光起の画、粟に鶉、桔梗のあしらひ極彩色あり、久しく家に持傳え秘藏す。福州えも持たせ、本唐の者にも数々見せぬるに、皆珍らしがり、殊外見事也とて、稱美せしなり。

一　詩を乞しゆえ賦し、小序を書遣はせしに、見舉り甚だ稱美にあづかり、却て當惑いたせると云。又云く此詩文とり歸ても、急に家族朋友などには見せられぬ也。あのおやぢかう云德義は無かと、何れも申さう程に、私の存念に、子孫へ相渡さば、扨々よき爺で有たそうなと、子孫の者が深めしふ可存。然ば此詩文は家の寶と取て置き申さうと申た也。

良熙申に足下のやうすかゝる難義に逢れながら、屈たくの氣も見えず、数人入り来り何か

やかましく問答などすれど、あぐみも見えず、萬端殊の外無造作洒落、いさゝかも胸中たくはへ無様に存するから、小序の中にその様子を書たる由申せば、いや私は唐でもさふ申て有た、私何學んだ者でも無れども、どの國え參ても無用捨に、思わくのありの儘で有申すゆへ、左みへ申か。福州に居申た時、私の舟え捧托大膽醜翁と書て張て有た、捧托はかけ引の事、かけ引の大膽至極なおやぢじやとなぶられ申た、おかしき事で有たと申す。詩も作りた者と見え、偓齋が詩の萬里飛鴻一日過の句を、氣格高しと云ひ、良淵が休言の轉落を有情致などいえり。祖願が無青眼友の句を甚不仕付など呵り、又中に坊主に作らせ、各の詩を求め、私は作らず、高ふ出て居申すなどゝ、をどけ云笑えり。詩文の御答を得申さず、代りに御尋の事、本唐、琉球にて存じたる事をば、隨分申殘す心得也などいえり。

一　琉國にて源氏・伊勢・徒然草など何れも常々見申す抔いえり、此度の船中にも伊勢・徒然を携えり、謠も内外二百番渡り有て、謠ふ事也。淨瑠璃本は近松が作多有り、近年のも

来る由いえり。

一　琉國に、至て丁寧に、物事に念を入れたる者あり。私父申せしに、丁寧にして物に念の入るは随分宜き事也。若き者などは尚左様ありたき事也。されども手短と云事を忘ると、無性に成て益に立ぬ者になる程に、簡の字を忘れなと、戒し事ありと語れり。

一　赤穂の四十七士の事福州にて兩度承りたり、いづれも義心を感じ、落涙して語り云たる事也といえり。義士の記錄は、琉球えは渡らざる由いえり。

一　潮平、良淵に問えるに、北野天神宮の事大概承及べり、大雷の事など其通りなるやと、良淵答るに、先以菅丞相、博文高識忠義誠實の人也。大宰の帥に成給ひ筑紫に下り給えるに、一日として朝廷の事を忘れ給はず、天變地妖は西宮數年の後の事にて、其變災を尚厭ひ思召てや、薨後二十年餘にして、尚も王朝の近き守りに成んとの神託にて、右近の馬場に一夜の松の神變ありしより、齋き奉り、今に至まで天下の守護神と成給ふ由語りしを、潮平大に感じ、俗說に惑ひ居申たるに、とくと聞へ、且天意昭明忠誠萬世を感ぜる

事、感慨するに堪ず、箇様の話は歸國し、國王なぞえも聞かせば、人道天道の遠からざるの戒にも相成べければ、甚の得益也といえり。

一　九月廿五日首途の御祝とて御料理被遣たる夜、彼是御懇意の至りて難有さ、何の世までも忘れ難く、其上程なく歸國の事なれば、いづれもと無隔意語を合し、名殘を思へば感情無究。且いづれも國を四月に出て段々遲留し、つゞまり難風に逢ひ、漸御國え漂著し已に數月になり、最早歸國に及べば、一日も早くと存ん者なるに、名殘惜しく存する事、かはつた者也とて頻に落涙に及べり。扨此度の御恩惠、御禮も申盡されぬから、歌曲に作りフクラシの歌に合せて、歌ひ舞べしとて、先フクラシを歌ひ舞ひ、扨宜壽須一曲を作り長嶺その答え歌を作り、いづれも歌ひ、潮平子舞り。かく歌を作り申せば、歸國の後人々歌ひ覺え、國と共にいつまでも歌ひ申せば、國中一統に御國の御恩を歌ふ事になり、せめて御恩の忘れざるの便にもせん事也と云あえり。（歌曲は別に記す。）

一　助三郎より潮平が手跡を求めけるに、形見に殘すとて忠孝の二字を書くれり。人道爲

事つまり、此二字え歸する事と存する、其思入を殘す由にて、書たる由いえり。

雜話　下

一　進貢使北京え上るに、使者は親方親雲上也。まづ進貢船は矢倉を組立、狹間を明、帆も蒲葵を用ゆ、飾り物數々あり、武器も砲・鐵炮・槍・大刀・弓矢等を備、百五六十人も上り、船二三艘も仕立つ也。進貢の旗を立つ、福州まで四百里計、福州近くなれば、殊の外大波也。幾波も上を越さする樣なる事あり、飯杯炊く事ならず、故にとくと飯の用意なごし、走らするなり。されども餘りかはりたる難風は、常には無き也。福州え着時兵船と云を漕出し、例の通り云かはすなり、海賊の備には海防官・千總守備なごありて、海賊を見掛れば、其まゝ退治するの官也。扨福建省の明安縣（良凞謂、一統志無明安縣、傳信錄有、閩安鎭是也、）の湊え入る、鎭

守並に琉官屋の者出迎ふ。此時出る通事を河口通事と云、（河口見き傳信録）是が受取て福州の官府え出る也。琉官屋に琉人留學の者數々居る、其名目を存留と云。河口通事は本唐より備くゝある也。爰から川え入て、夥く諸國の船掛りある事、大阪川口の如し、其中を通るに、進貢の旗あるゆえ、皆明けて通す也。若邪魔にも成そうなるは、兵船から呵り、障なく通す様にす、此間三日程也。夫より清流と云へ著、清流より川上り二十三日也。（良熈按、清ノ閩武備志見ニ千楊州中、一統志清ノ縣、屬ニ千汀洲府ニ）琉球進貢爲清流船十二艘出す、此船清流の名物也。竹の綱にて引上ること也。竹を細くひごの様に割り、組手の様にうつ也、纖め々々は一筋づゝで繋ぐ也。土用竹などもよしといえり、瀬早く難所ありて、船の毎々損する所え、鼓山の道霈和尚（良熈謂、道霈は清の康熈の僧、江戸泉岳寺青松寺に、此和尚の額あり、康熈乙酉閩沙門道霈書すと有由なり）南無阿彌陀佛と云碑を川上え立た也。夫より浦城と云へ著く（浦城在武備志、浙江方輿地圖・一統志、浦城縣屬ニ千建寧府ニに）山越と云になる、福州より北京まで凡七百里計、總て八月の末から出て、十二月に北京え著し也。南京より北京え行には、六十日餘もかゝるなり。山越も難儀なる所多し、棒より上にある輿の様なる轎なるに、山の片そへ下を

見れば、何十丈有るやら知れぬを見下し通る、其棒標が山の方え當る程にて廻る所なども有り、甚危きこと也。北京え上るには、福州より作造官これは高官にあらずが付上る也。福州より大方子の方え／＼と行也。南京は總體賑やかなれども、今も殿屋などの華麗高大にはなし、福州浙江府繁昌なる所也。福建省建寧府・浙江府・淮安府・山東など通る也、州は福州・嚴州・杭州・蘇州・揚州等也。西湖古傳えたる通り好き景也。福州にて船改の番所あ吉（マヽ）に仕たる者也。船の通る所に、番所の前え桁をし、板を鋪き、其上に番人鐵炮を持て居、通る船え打掛引よせ、改むる也。松江も通る也。浙江には伍子胥が廟有。一統志在二浙江杭州府呉山一伍子胥が怒り潮とて、不圖波み立つ事あり、良淵謂、所謂伍子胥が怒潮也、一統志呉山又名二胥山一、左臨二大江一、右瞰二西湖一、爲二一郡勝概一、この潮起る時はすさまじき事也。何方やら此邊にて、あまり船込にて、少し脇え廻し、漕込し所にて珍鋪事を見たり、岸の上に大方の池を築出しに拵え、よく石灰にて塗塞ぎ、それに油を一ぱいたゝえり。扨それを買ふ船にや、船を其岸え寄せ、其池のふちにセン指てあるを抜き、澁紙の樋を掛け、池から船え油を取なり、船え直に入る也。總じて是に限らず、賣

船へ積に、米にても俵をする事なく、船え直に入るなり。扨油取仕廻ふたる時、センをさし、船を乘出す也。扨々大なる商賈也。良熈謂、呉志所謂濡須の油船なるべし 嚴州の内に富春江あり、嚴子陵の釣垂れし所あり、良熈謂、桐廬縣也 廟あり像あり、一統志、富春山在二桐廬縣の西三十里一、一名嚴陵山、前清麗奇絶、號二錦峰繡嶺一、乃漢嚴子陵隱レ釣ス所、臨二大江一、上有二東西の二釣臺一、祠在二釣臺書院內一 廟前に石碑あり、明の天啓年中、徐告と云が作たる詩、石碑にしてあり、それを正面摺に長崎すらせて持てり、行帥にして文徵明樣、見事そうなる事也。

不レ問二南陽一心自閑。雙臺壁立富春山。羊裘五月無二人識一。鳳輦當年客自還。半榻箕踞驚二帝坐一。孤舟浪蕩愧二朝班一。此來幸接先生面。願借先生一釣竿。

天啓丁卯仲秋望日月賓徐告題

正面板摺者少きゆえ、適々すれば其ついでに數々賴み求る事也。かく行內に何方やらで有た、劉備。關羽 張飛、桃園に義を結びし所と云をも通れり、義氣立て面白き事也。扨揚州を經淮安府よりは段々寒氣强し、日々の雪にはこまる事也。雨降樣子と見る內すぐに雪に成る也。上に絨織羽織の樣にして牡丹掛の物なり、チュンモウとも云、胡服と見ゆ を著、打拂ひ拂打ひ行也。山東の邊は平地

曠濶也。それゆえ多く車を遣ふ也。車を遣ふに一人して押行也。帆をも掛る、帆は日本船の帆の様に木綿也。風をよく持時は獨とゆくなり、地廣な所に帆掛車の行を、遠いから見れば、海に舟を浮べたる様なり。扨泰山を問へるに、潮平は見ぬ様に云えるが、蒙山（良煕按、一統志亀山在二泗水縣東北五十里一、詩に奄に有二亀蒙一を即此なり。又曰蒙山在二費縣西北七十里一、書蒙羽其蓺に詩に、奄に有二亀蒙一即此。又以二其居を魯地之東一に、一名二く東山一と、孟子所謂孔子登二東山一に小レ魯を、是也）を見たる方角、彼是を以て詮義するに、長嶺見覺へたる由云出づ、左程すぐれて高山では無れ共、だゝいが地廣山つゞきでないゆへ、其山ばかりによいと有て、日も其山から出る様に見ゆる故、いかう高山と思はるゝ也といえり。（良煕按、泰山屬二山東済南府一、蒙山屬二兗州府一、則以二潮平不一レ見、可レ爲レ得二實也歟）山東を出抜け段々と北京えかゝる也。北京は寒強きゆへ、著服もまづ綿子を下へ著、其上に掛子（くはう）を著、其上に袍子（はうつ）を著、又其上に裘をも著る也。裘は狐裘程温なるはなし。北京の總門え入り、程なく關帝の廟あり、是え參詣せねばならぬ也。道幅三十間もあり、上るも下るも夥しき人ごみ、何共言れぬ事也。行道と歸る道とありて、行者は歸る事ならず、歸る者は行事ならず、只込に込む也。官人行列で通れ共、禮する事もなら

す、少しにても俯(うつむ)けば踏殺さるゝ也。官人は先え鞭持た者が行也。馬などが後ろから、肩えかゝつてありくほどなり。此中にも炭(たん)を俵にし馬につけ、其荷の上に乗り、眠り居る者などあり。誠に馬烟天をかすむると、軍記に有も理り、ひつしりと埃立、空まで曇る程の事也。かく埃立つゆへ、店舗々々悉く帷幕を張れり。夫を二町計行て、少しくつろぐ所より、順天府に著けば、會同館(ほいとんくわん)とて、琉球使臣の居所あり、（良㵎謂、會同館は琉球人に限らず遠夷の臣を宿す所と見ゆ、明律に見）夫を出て二町程行けば、大河二筋あり、幅六十間づゝもあらんか、冬時はすつへりと氷り、厚さ五六尺もあらん、其氷をたゝき砕き、桔槹(つるべ)の入る程の穴を明け置、底の水を汲む也。勿論その氷の上往來も成事なり。北京の內裏の廻り、七里程と云、大門の內に役所々々あり、六部院(りくぶゐん)あり、（良㵎謂、六部院明制の通也、所謂吏部・禮部・兵部・戸部・刑部・工部也、）六部共に大なる額に、金字に禮部院などゝあり、官人の家にも榜をうつ、譬へば翰林院學士何某家などゝ、大書してある也。總じて街門にも、何街々々と金字の額打てあり、街の樣子門々ありて、薬局のごとし。總じて店舗に幕二通りづゝ有り、常は綿幕也。雨の時は油幕をひく、此二枚一つに緒に通し

て有り、常は油幕はすつと、上え引揚てある也。雨の時緒をたるめて、下ろす様にしてあり。扨街々の入り口に、兵の家二三軒づゝ何方でも有る也。是が町内々々の守り也。扨常城え元日に朝覲する事也。總門は車の通る故、石の閾が車轍の所きれてある也。夫で眞中に石の閾の切れがあり、夫に扉が當つてあるなり。（良熙謂、是所謂古の闑ノ遺製と見ゆ）此門は兩扉開けて車の通る事也。門二つあり、内門は門扉は立、片扉に柱を立て寄せ少しあけ、一人づゝ入る程にしてあり、其つか柱は銅で包で有り、其處はあちの王子といえ共、一人づゝならでは入らぬ也。手に赤紙にて張たる燈籠をともして入る、丑の刻より入る也。此時琉人冠に纓をつくる、纓の色は冠と同色也、結て餘りを下え垂る也。扨入て見るに、殿庭に大なる丸き石あり、高さ三四尺も有んか、其上に長き針の様なるものが、渡してある也。本は北にてそれを南え、石の上に持せ掛た様にしてある也。石には刻限の筋があり、節氣附が仕てあり、晷で見る爲也。此所にてとんと仰のきて見れば、七星（北斗なり）が眞下に見える也。帽子の端が領へつく程に仰ぎて見たる也。殊外北えよりたる都也。さて夜が明て、總々朝覲の者

を見渡してみれば、皆裘を著て居る故、雨ふりに簑著つれて居る様に覚ふ、夥しき朝覲人也。清帝え謁するは金清宮と云殿也。扨北京より帰国の節は、福州えまで欽差官つく也。是は伴送官と違ひ、重き官也。進士探花からも成り、禮部儀制（これは郎中もなるなり）からも成る也。此前付たる欽差官は博學の人、名は良と云し。帰路は彼清流船を下るに、一丈ほどすつとさぐる所あり、極て乗りにくき也。（良熙按、一統志汀州府清流縣、有二長空灘一、在二清流縣東一、灘下有レ潭、深不レ可レ測、其中屹立一大石、水勢洶湧、舟楫難二於往來一、蓋是乎）夫で前方欽差官の内いやがり、病氣とて陸行の願ありしが、古來の式にて清流船の往來なれば、陸行はならぬと有て、舟行で有し也。総じて此間の道程、指南廣義にもあり、路程と云書もあり、是は二册物の道中記なり。此度は薩摩えの事ゆへ、此書は携すと云へり、後に福州より其儘船にて、東海を廻り北京え上りし事もあり、其時金郷（良熙謂、武備志浙江沿海圖、有金郷大嶼、金郷衛、一統志温州府金郷衛即此也、武備志・浙江方輿地圖亦有之、非二兗州府、金郷縣一也）近くにて、海賊に付られしを漸と乗り抜し也。此時金郷え船を入しに、所の者出て船寄せし所、潮時ゆえ瀬みえぬ共、潮退ば八ツの瀬あり、甚危しと教えり。其時山險有八瀬風太來などの語を、其時云た通りに潮平云聞

せり。夫より臈え船を寄し也。この船路にて蘇州•杭州•揚州の內、所は忘れたるが、昔し日本人著岸したる港口とて、所の古迹に云傳へてある也。漢沔（良熈云、此地名未レ考）は福州より三百里程北え上りての所也。漢沔の洋中より針路を直東にはかれば、薩州え當ると思はるゝ也。進貢船などの歸路は、漢沔より東南の方へ乘て琉球へ返る也。扨段々北へ乘て山東の東え上る也。此海濱甚だ質素不自由なる所也。百里程も出ねば米も無し、只黍稗など給て居る也。家居も茅や、又家により柔がらにて屋根をし、屋根も地から直に葺上せたるが多き也。殊外佗たる所也。夫より蒙山衛（良熈按、一統志等蒙山春秋ノ時ノ魯地、即龜蒙山也、然ニ公署未レ見ニ蒙山衛一、俟ニ更攷一）を通るなり。是もかくの如く寒素な所也。民屋も茅舍のみまばらに立たる所也。夫にかはつた事は、結構な朱塗の欄などある家が有ゆえ、其事を問ひしに、此所は世々英才の人物の出る所也。是より皆出身して北京に出た、其家々が此通り殘てあり、門立つて見ゆるなり。異たる土地にて、蒙山は靈地、その靈秀のなす處にや、英發の人物天下に名を成すは、多く此所より出ると里人も云傳へし也。是から通る中か、又は福州より行道か、何方やらで有た、丁ご

日本詞の様に云ふ處ありし。日本詞を聞傳へしにや、歳十五歳などゝ云、御出被成たか是え御上り被成など云し、所が有た也。扨總じて唐の東海は餘ほど乘りにくき事也。此時分瀬平に付、長嶺も始て北京え行しといえり、以上福州より北京へ往來大略の話也。

一　金華府（良淵云、屬ニ浙江布政司ー）の寺にて、船祭・天妃祭などするを見たり、三日程かゝる蠟燭を、段々とぼし立て、消えまでとぼす、華表に五色の絹の綱を掛る也。甚見事なる事也。華表爰許の鳥居の様なもあり、大な石にて造り、大文字數々彫てあり、額も掛る也。

一　西湖其等（マヽ）とがふ好き景也。いか様近江の湖の様也。只聳たる山々が多き也。

一　鳳凰山といえる山諸所に有、鳳の羽を兩方えのべ、首を立たる様なる山形なれば、何方でも鳳凰山と名付なり。

一　洞庭湖又は姑蘇などは見ずといえり。（良淵云、洞庭湖を見ざるは尤也、湖廣岳州府なれば、姑蘇は蘇州の地、寒山寺は府を去事甚近ければ、見ざる事如何にや、聞知せずして徒に打過ぬるにや、毎々尋ざれ共、見ざるよしいえり。）

一　胡椒本唐にても無き物也。センサイと云所から唐えも渡す也。（瀬平仙齊と書様にいえど萬國の中の名に、此字を

著たる國なし、恐くは陝西ならん。本唐の西北洲、濶地の樹木に應じたる國なるべし、可二更考一此前福州の濱え胡椒を持來りし時、ドフゾの生の實が落たるには、生出て壹尺餘にもなれり、其邊の者も胡椒が出來たりしとて、皆悦び居たり。其明年又センサイの者來りたるゆへ、是は胡椒なるやと尋しに、成程紛なき胡椒也。此方え何分買取たきとて、十貫目の料を以、右の一本を買ひ、其木を其儘打伐たる也。外え生立させては、センサイの大なる不廻りに成由也。

一 本唐にも白米・赤米共あり、兎角悪米也。

一 淹茶、本唐にても専ら行ふ事也。改めて饗する時は、まづ穿心罐と云土瓶ありて、それに湯をたぎらし置く、此眞中に穴あるは氣を取らする爲也といえり。扨蓋碗あり、それえ淹茶一匙ほど入れ、かの罐の湯を入れ、蓋をして出す、客えは別に茶碗を出し、それえ蓋碗のを移し進むる也。それで茶のかすは蓋碗え残る也。是一人に一碗づゝ持出る頃、丁ど出加減宜き也。是を正式とす。此時は客より屹度禮を云事也。若禮いふ事麁相なれば、氣の付ぬ者と評する事也。チョカにて茶を出し、頒ちあたふるは略式也。

一　茶器に素焼物多し、是ハウスイジヤンと云より出る也。良熙按、一統志杭州於潜縣也、琉人華音多類二于此一。

一　茶は清明茶・丹桂等あり、清明茶は福州の内鼓山良熙云、山上石あり、打てば太鼓の音をなすゆへ名付る由、一統志に見ゆと云所に寺あり、其寺の僧三月清明の節に取り、製方するゆへ、清明と茶名を云。即鼓山共云、常に是れを用、又蘭香とて蘭の如き薫のする茶をも用ゆ、又建寧府に茶多し、其内に武夷と云者製する茶、和らかにして老人など給て宜と云えり、名を丹桂と云皆甚だ精緻なる製也。新安の三省臺の邊にては、山の上に茶の木ありて、片岸までごふも人の行れぬ所なるゆゑ、弓にて茶の枝を射折り、夫を取り製す、其射るを親雲上見たりし由也。三省臺は墨師の號也。

一　陸翁茶略と云書あり、茶の事を委く論じたる書の由いえり。

一　香提、これ紫金錠などを用ゆ、折々香を焼きかたる也。扇子え付るはつい取ための便也。總じて本唐の風俗、香品を常に用るは、大體口より入る物の悪氣が、内を傷るよりは、鼻より入る氣の、肺を傷る事甚だあしく、病に成こと深し、故に悪氣悪臭を避る爲、

香を断せぬ也。舶路なとにも甚だ不浄の臭あり、又陸行にも田畑に専ら不浄の臭氣あり、又は病人死穢等の悪臭、皆人を害する事ゆえ、此香提を時々鼻え當て、悪臭を去る也。扨又痛あり、又は蟲咬なとには、刻みつくるの用あり、左様の爲に香提を付る事也。總じて常にも香を炷き、又は人え贈るもそれ故也。常々伽羅なと炷きつくる事ならぬゆへ、色々香をも製する也。餅香にもす、是にも大小あり、線香にもす、是には官香短香あり、官香は官物也。ゆへに香氣よし、短香は平常に用る也。竹心香は竹のひごにつけたる也。是は多く内證に用る也、箇様に香品を様々にしてあるも、たへす香をたかせん爲也。

一　唐紙、蘇州のを上とす、今は好紙普通にはなし。良灝當御藏の古唐紙を持たせしを出したるに、是等は随分好紙也。當時本唐にても擇ざれば、箇様の紙はなしといえり。

一　直眠紙は野を引て用ゆ、唐紙よりは厚き紙也。福州より出る、唐にて諸帳面は此紙也。

一　蘭紙も福州より出る、叅羅帋とも云、日本の薄様の様にして色至て白し、物を包なとに用ゆ、字を書には便ならす。

一　綿紙、鼻紙に用ふる也。薄きゆへ何枚も重ねて用ふる也。藁唐紙と云も此類也。黄色に染て火縄に造り、竹筒え入れ貯る也。總じて唐人は烟草を飲むに、直に火をつけぬ也。皆黄綿紙の火縄を用ゆ、それで火入と烟管と唾壺とを別々に出し、此火縄を置き、傍に火打硫黄等を置也。

一　呈紙、眞の紅唐紙あり。

一　報紙、呈紙より下品なり、色唐紙の事也。

一　二令紙、常の唐紙より幅廣く厚き紙也。色も取分白し、正面摺などは多く是を用ゆ。

一　久米村の儒家、北京又は福州にも留學するに、福州にて五六年留學するよりは、北京にて一年餘の學問が、唐語にもよく通じてよき也。其子細は福州には琉人も多く詰て居るゆえ、常々琉語にて通じ合ふ事多きゆへ、唐音に成にくゝ、學問も半加取らぬ也。所謂衆楚大咻之なり。

一　イスベ鏡（紅毛詞と聞ゆ）福州にて見たる也。遠近の景象妙に分る者也。日本にて云紅毛の浮目

鏡の事とみえたり。

一　琉人總じて紅毛者とは付合す、嫌ふとみえたり、琉球船え海賊につくも、多く紅毛の船也といえり、それゆえか此度潮平子が指の痛みを、春說痛治せし時、藥籠を始め、膏藥の貼方の手業、鉗の遣方など、殊外珍らしがり稱美し、承及たる紅毛流なるべしと、旗川の度々皆集り見たる由也。

一　磁石は廣東(かんとん)より出るを上とす。

一　蠟石出所、福州え出るは四ヶ所程有由也。其内川西(せんすゑ)と云より出るが上品也。

一　唐墨、四角にして長きあり、大墨也。

一　筆、南京の蔣瑞元を上品とす、是は平(ひら)の賣物にてはなし、官筆とす。蔣開文は平賣にす、筆宜からず、心無し筆を福州にても水筆と云、水に漬し和げれば、いか樣にも成ゆへなるべし。此水筆一本ヅヽ、諸官人へ渡す也。十一月に渡す、一年に一本ヅヽにて濟む也。大小共に一本にて官府の事は調ふ也。北京にても其通り也。六部院え渡すも一人へ一年に

一本ヅヽ也。水筆の心毛は鼠鬚也。狸毛は無し、外は何の毛やら知れずといへり。

一　福州の藥鋪の川芎なごは大なる者也。あの火入れの廻り程なるを見たりと、惺齋えいへり。火入指渡し三寸計也。

一　今は韃馬の種を取て諸國えわたす也。馬の後ろ足、蹄の上の毛の中え焼印をする、杭州なれば杭の字、福州なれば福の字を印にする也。いつまでもよく見ゆる者也。皆北京より渡る馬也。

一　硯は福州の下の方より出る、金花石と云が上品也。色は瑪瑙の光ありて薄黒き石也。

一　唐人も郷土の音にかはりありて、呼法の違ひある也。官人は皆南京の呼法を用ゆる也。聲音は南方の方正しきゆへ、それを用ゆ。唐人も詩の聲律なごは、打寄て吟味せねば郷音にて紛る事あるゆへ、大事にする也。

一　本唐にても生花をして樂めり、立花と云はなし。福州にて生花の會ありて、一二の次第を云、角な花生は生にくし、ごうやらぐり〳〵して定りにくき也。或日海棠に何やらあ

しらひ、生て有たるを、何とやら不調法に見えたゆえ、直し置たれば、福州の人来り見、扨々あしき生様かな、かふした者では無と云て、自分に先刻直したる枝を又直し、始の通りに生て、段々其生方を云。扨々不案内なる事じやと云て、大笑に逢し事ありと雨森いえり。

一　人の中（〇ロカ）の邊の鬚を、琉人は剃るを本唐の者見て云は、それは物給るに邪魔になるゆへ、剃るにや、其爲ならばひたと兩方え撫付々々すれば、後には兩方えはねて、食事の邪魔には成ぬもの也。だゝい人中（〇ロカ）の邊の鬚は、食物の毒を消す功あるものゆへ、剃はあしき由いえりと也。

一　驢は荷馬にす、琉球にも飼つけり。

一　常の油は多く大油と云、ふばの油を桐油と云。桐油は鼠甚嫌ふもの也。

一　本唐にては瓦鋪にて、居處は牀を構ふ、其上に席をしき、又氈をも鋪、又皮をも鋪、椅子をも立る也。一席に三人も居る也。客と對する時は、一席ツヽも設受る也。冬は牀の

上に蒲團を幾重も鋪、上に氈などしき寢臥すると、ほつこりと兩方が高くなる、そうして上には薄く著る也。上え厚くは著ぬなり、嚴寒の時は石炭を燒て置也。是は牀の下を常に堀置、それへ石炭を入れ火をおこらす也。石炭は火打石の樣なるもの也。

一 福州に豪家ありしが罪あり、闕所に會たり、其時段々賣拂ひ物有之、文徵明が卷軸を買し也。それをば闕許え置たり、此度持參たればみせ可申に、あつたら事じやと潮平いえり、子昂千字文を正面楊にせしをば持參たりとてみせ、歸る時分此帖をば少平に贈れり。

一 本唐の所々の官人は、其所の者をばかけず、皆膈に遠方より來り官せり、官人の門前には疲人(マヽ)五六人常住居れり、相撲など取て門前に居る、それを官人より養ひ置ねば成らぬ事也。是がその官人の事をたへず、覲分と云目附役え告る事也。それで官人由斷ならぬ事也。扱官人惡事ある時、孔子の像を門内えかき、楊を打て置也。是が門内に御座ある時は其官人ちつとも往來ならぬ事也。

一　蘇州の虎丘と云所に寺あり、良熙謂、即虎丘寺生公講し經石崖頭處道の側也。海端え築出したる所也。此路を通る者、此寺え行ねば不屆者と云程の致景也。其道に店舗多し、皆碁を打せて生業とせり。店舗なき所は大な傘立て、其下で打する也、碁が何面も打掛てあり、碁盤は合せ紙也。本唐の碁盤多くそれ也。それを通る者打んと思えば、白でも黒でも見合せて取り、店の主と賭碁を打也。どれやら五十計の店主、旅人は三十計の者と打しに、店主十手計打、さあ〳〵此碁勝たり、百目はころ〳〵じやと云しに、旅人段々打、ついに仕廻に一石打て数十石生返り勝になり、店主より百目とり、ついつい行たりしをみたり。潮平も切々唐え行たれ共、そうした事は始てみたりし由いえり。

一　馬掛子、本唐にて總じて羽織の様なるものを掛子と云、馬に乗時著るのゆへ馬掛子と云。牡丹掛にてかひ〳〵しき服也。是も胡服と見へたり。本唐にて買得たるを此度、持來り、潮平子著たるをみるに、表は紫緞子、裏は淺黃綸子を付け、其上に綿羊の皮を付り。綿入たると見ゆ。牡丹は眞鍮也。金銀のもある由、懸といえり。領廻の縫様琉球などにて

は、決して得せずといえり、綿羊の皮、色至て白く、毛一ツ、縮まり廻れり。冬毛の時は如此見事に縮といえり、色は水にて洗ひ曝せる故、浮やかに白し、曝ざればきび色なる由。

一 杭州の内晉の岳王の廟あり、(良淵謂、岳飛也、廟は西湖の上、棲霞嶺の下に即岳飛の墓所ありと、一統志にみゆ)此王を讒せし者秦檜なり夫婦を鐵像にし、岳廟の前に半分埋み置き、往來の者足にて踏行也。岳廟え参る者まづ此像を踏み、或はたゝきなどせねば、参つたに立ぬと云風俗也。それ故鐵像殊外すれてある也。女像の乳などはまつ白く成てある也。

良淵謂、秦檜滔天之罪、人々當得而誅之、此擧也眞伸萬世之憤懣。

一 諸州の商船法式の通にすれば、利六分廻り程に漸行也。それで色々の内事有ゆえ、うかと商船には交はられぬ事也。

一 本唐夜る坐え出すは燈籠、(圖有)竹の籠細工よくする也。上よりへしつけ、蠟燭の心を切り、又ほつと直る樣にある也。客の歸を送るに、則是の燈籠を持出、沓などみせ送る也。輕くして提るに便なり。

一　商人物を賣行に、多く鈴を振て行也。

一　木唐の家居高く作り、天井なし、故に掛物長し、掛物の仕様、略すれば風帶。一文字などをせず、緣は何分ある也。軸は大きく内え卷込む樣にする也、精には殊の外續切を重ね奇麗な領の樣にする也。

一　漆は日本のを上とす、朱は福州の下の方のが至てよき也。長崎などへ渡るは、楊州より出る也。朱宜しからず、とかく黑む也。

一　木唐にて飯を蒸に、勿論竈の前に牀ありて、腰掛て焼く也。まづ大なる鍋にて大抵に焼き、それを竹の籠の杓子にてすくひ、揚げ／＼甑へ入れ、即其の殘りの湯にて蒸也。蒸はそろ／＼と焼く也。さて總て酒にても溫むるは、其こしきの中え入れ溫むる也。酒は酒瓶なりで甑え入る也。鍋も其儘掛て置、又晩に焼く時水を入れ、米を炊き込、又其通りにするなり。蒸飯は夏も大方一日ありても損ねぬ者なり。（良熙云、この炊き様にて孔子接レて淅をのわざよく解せり。）

一　卓棹（ほこ）、改めては一人に一卓也。次の略は一卓三人也。客中一人主左一人侍食右一人也。尚略す

るには四人も六人も向合て、一卓に對する也。一人一卓の極々の結構とは云は、一卓四ツ椀、それを三度かへて以上十二椀也。其餘は三人八ツ椀或は六ツ椀也。其内客椀出るは飯を盛るため也。汁を吸は七也。さて本唐にて人を請待し、料理を饗するには、丁ど其坐へ出す通りの料理物を調へ、客の宿へも贈ること也。四維羅(しいろ)に云長櫃の様な、仕切の段々ある昇荷え、それ〳〵料理物を器に入れ、是を贈る也。それで改たる饗は、本唐にてはつい成にくきこと也。酒は爰許の様に献酬のしげ〳〵しきことはなし、多くは銘々に飲む也。拳酒盛はある也。

一　本唐の者の印入れは、合せ紙にてする也。扇子入れなども、合紙にてし、上を黒・赤の筋を引て模様となす、印入れは中に合せ紙の隔てをす。掃底には反古を入れ、上から搗(つき)込て置也。是え印石を入るゆへ、方々持提ても印が損ねぬ也。蓋は黄色なる紙にて、上を張たる合せ紙にてする也。

一　本唐にて常々の書簡に印を押ことなし、皆花押也。

一 本唐にて對客の時、座席の上下殊外嚴重なること也。昭穆々々と居る也。

一 古書の圖にある爵玉ある也。是は久しき禮器と見えたり。

一 關帝王の圖、本式に書くは一年もかゝる也。いかふ傳ある由なり。靈を留めて書事也。賣物は多く關大王(くはんたいわう)と云て賣る也。

一 官人は何分硯は別にして蓋をし、筆墨を入置也。筆船は其爲也。筆船日本にては軸盆に用る也 店鋪の商人など引出しの硯箱を用ふる也。

一 婦人の糸・絹切れ・針など入る器は、上は丸く白檀磨き又は梨子地等にす。日本の摘桶の樣なる形の物也。ちよつ／＼とすがる樣にする故角が立ぬ也。日本えも此器渡りあるに、何の用たるを知らざりしに此話にて解せり。

一 忘れ草とて、小き環を三ツ程を一ツに付け、夫に木の葉、魚の形、雲版などの形を付け、銀錫などにて鑄たる者あり。物の忘れぬため、無名指へ入る事なるよし、記憶環也。日本にて子供の指をくゝると云樣なる事也。

一　醫師の針はすれ共、日本の如き針にて腹へさす事、本唐にも琉球にも無き由也。

一　當時本唐にて稱美する畫は、康熙の時分の孫億、字は萬年が花鳥也。

以上參會の諸人（安藝禮七・吉田孫助・植木惺齋・深尾春諾・戸部助五郎・有澤助三郎・祝少平也）多く尋るに任せ申たる話也。適々尋ざれ共申たるも有、皆合せ錄する事如レ此。

戸部良熈

大島筆記下（新添）終

大島筆記附錄（新添）

寶永二年乙酉秋、清水浦漂着の琉球人の話、其時の記錄に有之内、當年の話錄に無之して、有的證可併考者記之。

一 中山王十二代
中山王六十歲、嫡子中城王子四十六歲、孫讀谷山王子廿五歲、曾孫思德王子三歲。

良淵謂、寶永二年の中山王は尙貞也。傳信錄の系譜を以て見れば十二代にあらず、英祖より二十三代也。十二代と記せるは如何にや、尙貞嫡中城王子は尙純也。孫讀谷山王子は尙益也。曾孫思德王子は尙敬也。今王尙穆は此子也。

一 琉球國崇元寺と中寺に、鎭西八郎の位牌有之、一年に二度宛の祭仕候由、依之中山王は鎭西八郎の末葉と中山に付、念を入尋候得共、聢と不存と申候。

一　右の寺城元より一里計脇、泊と申所に御座候由。
一　右の寺の正面に爲朝公位牌建有之由、其側に大雁股の矢の根御座候由。
一　北京より勅使御座候節、先崇元寺へ入拜有之、其後入城の由。
一　國王代々の位牌三十三年の法事過候得ば、右崇元寺へ入れ候由、崇元寺知行三十石の由、尤禪宗。
一　天界寺。天王寺、此兩寺は王妃又は太子の位につかぬ内逝去の分、此二ケ寺の内へ位牌立る、是も禪宗知行寺の由。
一　護國寺。臨海寺是は眞言宗なり。
以上大率傳信錄に合へり、傳信錄に崇元寺先王代々の牌あり、春秋に祭あること記せり。但爲朝の牌のこと、傳信錄崇元寺の條闕たるゆへとくとしれず。瀬平其外の者へも尋たれ共、不レ存由云、只とがり矢の根有之由いえり。
一　中山王へ正月元日目見への式、四ツ時分より晩六ツ時分に仕廻申候。目見への仕樣は

中山王高き座鋪に居、官人は庭へ揃、目錄を以何十人何官、何十人何役と書付を以て申、尤中山王の弟も、諸官一所の目見への由、目見へ相濟廣間へ上り、御酒出候由。

一　右元日雪船と申て、床に立申候由、惣て元日の作法は六ヶ敷事、切唐(マヽ)の作法めで候由明方へ向て、早天より國王の勤有之、段々政有之、終日無間斷候由、諸官儀式の禮拜終て庭上に莚を鋪、六人づゝ並、酒を飲事等有之由、正月の作法六ヶ敷事にて、輙く噺にも難成候由。

元日の禮、大抵傳信錄に合へり、但前條は酒を賜ふ殿上と云、後條は庭上と云。潮平酒を賜ふ事は云はず庭上の禮あり、殿上にても禮ある由までいえり、本錄に記せる通り也。

一　田方には稻計作り申由、一年に兩度稻仕付申所も御座候由、是は惣田故常の田方一ヶ年に一度の所、稀も無御座候。

一　畑方作物、麥(大)・粟(中)。黍(凡)。さんすいも(大)・いも(大)。大豆(大)・小豆。唐豆(少)、此大小の印は出來の多少にて御座候。

一　福州へは海邊よりいか程道程有之哉と尋候へば、潮と湖の境定海（てんかい）と申所より、道程凡百里計御座候て、其内は大河の湖の様成所、河船にて參申候て福州へ着申由、松田・奥間咄なり。

定海、浙江寧波府に屬する事、一統志に見へたり。武備志沿海の地圖、傳信錄針路圖等にて見るに、成程定海の海より湖へつゞける樣子あり、實話なるべし。

戸部良凞

再考

晋岳王の事宋の岳飛なる事疑なし。しかるに潮平晋の岳王と云へるは、何故ぞと云事を詳にせず。良凞、潮平へ問へるに、たゞあの方にて云ひならはせる由を云て、その義を不明、言語も時として難レ通義もあれば、問答さだかならざるにや、人を以再び書きもら

いしに、晋岳王廟とかきこせり。頃ろ因大邦君の厳命再攻るに、岳飛、生國は相州、湯陰縣也。宋史に出 湯陰縣は河南彰德府にして、春秋の時の晋の東陽の地也。一統志に しかれば古の晋國の産也、それゆへ晋の岳王と稱するにや、或は宋の清晋晋に近ふして、晋と覺へたるにや。されども瀾平外の名達を稱するに、代の號をいはず、たゞ岳王を稱するには、いつでも晋の岳王といひ、杭州などにても晋岳王と云よしいへれば、晋といへる多くは胡論なるにも非ざるべし。岳王といへる宋の孝宗の時、廟を鄂に建て忠烈と號く、宋史に 是孝宗の乾道年中なり、一統志に 同じ代の淳熙六年に武穆と諡し、寧宗の嘉定四年に鄂王に追ひ封すとあり、宋史に この鄂は武昌府にして、禹貢の荊州の域、戰國の楚の地、一統志に 楚の熊渠と云もの、其子の紅と云を鄂王に封じたるより、史記に 鄂王の號始れり、孝宗の時今は南方が手に入つてあるゆへ、鄂へ祠をたて鄂王にも封ぜりと見へり。しかれば鄂の字を用ふべきことなれども、岳の姓を用ひて、岳王とも稱すると見へたり。岳武穆王とも、一統志に 趙子昂が詩にも岳王と遣ひぬれ

ば、一統志に岳の字を用ゆるも通じてあると見へたり。又殷の代にいへる鄂の地は、史記に春秋の時も鄂と云ふ。春秋にこれは卽ち春秋の時の晋の邑也。康熙字典にしかれば岳飛生國晋なれば、古晋の地の鄂に封じて、楚の鄂にあらず、晋の鄂なりと云ひわけする樣にも思はるれども、鄂王に封ぜること實宋史・一統志等、楚の鄂地たる明白たれば、其說は非なり。知鄂州の羅願と云者は、秦檜がたのものゝ子にてありしが、忠烈廟へ參拜し、卽死せることなども、楚の鄂廟のことなり。一統志に尤生國古晋の湯陰縣にも、岳飛の祠を奉じ、精忠と號せることとあれども、これは明の代のことゝ見へたり。一統志にあゝ當時は讒奸の爲にをはるるといへども、百年論定り、其靈德もまた著しくなりぬる、天地本原のたがはざる、人心秉彜好德のやまざる、倍信するに餘りあることとなるべし良熙謹記す。

西湖志曰。宋少保鄂王忠武岳飛墓〔夢梁錄〕。在棲霞嶺下子雲樹〔萬曆杭州府志〕。初飛潛瘞九曲叢祠。孝宗時改葬是處。墓木皆南向。景泰間同知馬偉脩葺。取檜折幹爲二。植墓前名分屍檜。正德八年都指揮李隆。鑄檜與檜妻王氏万俟卨三像。跪墓前。嘉靖十四

年巡按御史張景。刻㆓盡忠報國四大字於石㆒。樹㆓墓之南㆒。

良灝謂此西湖志卷二十六に出、西湖志は清雍正十三年乙卯に成れる書なり。今歳寶暦甲申より三十年前の書也。近良灝始閣之、岳王祠前の鐵像、秦檜夫婦なるを記し、その仕手明の李隆なることを迄知れり、潮平。長續所㆑言不㆑欺㆑我、而其像良灝必秦檜ならんと察せしに、果して然り、故に爲㆑引證更に記之。

神代の昔し彦火々出見尊、龍宮へ遊行なされたると云は、海神宮へ御出被成たることにて、海神宮の地古傳說さま〴〵あり、何分海神をまつりたる所には決せり、そのわたつみの宮の地ゆへ、龍宮と水府の樣に云ひ傳へたるもの也。しかるに袋中といへる僧、慶長の頃琉球國に三年が間居て、馬幸明と云親雲上官のものにたのまれ、琉球神道記をあらはせるうちに言へるは、國土を視るに不寒不熱にして、草木四時に萎まず、人心亦柔軟也。諺に龍宮世界と云。私云しかれば琉球の二字恐くは龍宮の韻也。那覇は阿那婆達多龍王の所居なるべし（以上神道記の文）とあり。（この外に龍宮のことを云へれども、本琉球のことにあらざれば、こゝに不㆑引）これ琉球

は龍宮なるべしと傳へることとなれども、火々出見尊の御入被成たるとは袋中はいはず。今傳へて神道記にも左樣に云ひしと云は、神道記を見ずに語り傳へしことなるべし。日本紀の通證にも、琉球神道記曰、琉球王門牓記龍宮城と引けれども、神道記に左樣なし、これも神道記を見ずに、人傳にて引けりと見ゆ。按するに琉球にて雨乞の神をアマツ、の神といへるは、琉人の歌に見へたり、このアマツ、ノ神は海神なり。海をアマとよむこと古語也。神をツ、又はツミなどゝよむも古語也。この祭場は王城豐見城にあると見へたり、王城は國王祈雨の處、豐見城は國中祈雨の處なる由、傳信錄に記せり。傳信錄にて見れば、其間日本の町數廿四五町計りもあるべし、然れば豐見城王城近くして、海神をまつり、豐玉の緣をぼろにも聞え、琉球國海神をまつり、龍宮と諺に云へるはなきにしもあらず。殊にアモリの歌にホヽデミの詞もある由、潮平いえれば、火々出見尊遊行被成たると云も、大にちがひたる說にもあらざるべき歟。されども火々出見尊琉球へ御入り被成たる考、并に琉球王の門に龍宮城とあること、神道記に見へたる樣に云へる

は誤り也。良熈初め其說を信じ居たれども、近頃神道記を得、一閲せしに、右に引くば
かりにして、通證に引ることなし、ゆへに再び攷へてこゝに附せりと云。

琉球歌

うたひ物也。これに琴三絃鼓弓などをも入るよしなり、この歌をうたひまふ、舞は扇を
持又は四竹を打ても舞なり。この歌ふしばかり往古よりかはらず、このふしにうたはる
ゝ樣に、新歌をつくる也。時々のはやり歌にて古風をうしなふことなく、いにしへの風
俗かはらざる殊勝のこと也。その上時として哀樂の情をのべ、作りうたひまふ事、古の
詩歌の體も見へ、國風の遺事有識の人尙びざらんや。
けふのふくらしやなをによなたちよるつぶておるはなの露きやたくさ
この曲はいにしへより、いわゐのうたとして、先最初にうたふ事也。ふくらしの歌と

云、國王の前などにてもうたひまふよし也。傳信錄にいわゆる太平歌は是なるべし、けふの福は何に譬んや、蕾である花の露に逢たるごとく、雨露の恩にあひ、時を得たるごとくといふ、こゝろなりきや、たくは行逢た也。

中垣のすきまほきくしよる風にとなりさく梅の匂ひのしほらしや

ほきくしは、吹來し也。

庭の糸柳かぜにさそはれて露の玉ちらそ十五夜御月

琉球の國風月を賞したつとぶ事、最ふかし、人の德義を稱するも、威儀の見事なるをも位の高きをも、美人の事をも、とかくに月を以て稱する事多し。

智のさある人や世の中の手本朝夕つとめて沙汰よのくす

さあるのさは、助字。のくすは、殘す也。

利根傷や芥子の花ごゝろ風やそらなでも露のしぎさ

花ごゝろは、花のごとくなり。たとふる事を多くは心と云。そらなでは、傷はすしても

なり。しぎさは頻なり。

はるは花ざかり夏かしや童部秋はてゝ無藏が冬うとめば

無藏は無上の轉語なるべし、國俗上もなき能事を稱して、無藏と云、高位の人をも云、美人をもいふ。冬うとめは、冬枯んとおもへばなり。

東(あか)れあかゝれば夜のあけんとして月どのきやかよる

東れは、明れ也東天を云國語也。ともては、おもふて也。月の軒端にあがる頃まで待と云心也。

月むてれきよらしやいきゝまいりわらべ露の玉ひるて貫(きやん)ひ遊は

むは、助字也。月照りきよらかなり。糸とりまいれ、露の玉ひらふて、貫ひて遊べと、童部へいひし體なり。

月しろの守り勢高さの眞物御かけてれわたて國やまるも

月の潔白のごとき守りつゝしみは、高貴の人の高貴の人たる所也。勢高は、高位を云。か

く潔白にあれば君徳のひかり照り渡りて、円中一統圓満によき國となるぞと也。

玉の御簾やしら雲に見るち内に居る里や行月見なり

見るちは、見る内なり。玉のみすに白雲など満るがかゝりたる、そのうちに美人の居るを月と見なしたるなり。里は、美少年を云國語なり。扨又玉の御簾を雲と見、美人を月と見たる、そのまゝのとりかたもありといへり。

爬龍舟や無藏がもねの上のこゝろおち乗たび漕ば覺ずだいもの

爬龍舟は那覇などに有、飾たる遊舟なり。もねは、胸也。おちは、打也。覺ずだいものは、面白くて覺ましき也。

九重の内につほて露まちよさ嬉しこと菊のはなさやよる

やよるは、よろこぶの國語也。

今日はゆきやうがていろ／＼の遊びあつちやうむかけのまさてたちよろ

ゆきやうがは、逢也行合のことばの約也。あつちやは、明日なり。うむかけは、面影也。

まさてたちよろは、増て立なり。

伊祖の軍守夏過て冬やおざけもてよらて遊ひむしよち

これは至て久しき曲のよし、昔軍のたび／＼ありし頃、伊祖と云所へ、防戦のためゆきし、それをなぐさめて歌しなり。おざけは、酒也。よらては、よひて也。遊ひんしよちは、遊事なさん也。醉臥沙場君莫笑、古來征戰幾人回の句と、異域同情といふべし。

廿一日よめのいなむかしなるいさめて極樂の木戸にいよき

よめは、夢也。これはむかし名苅子と云童部、わづらひなやみ、物いふ事もえせざりしほどなるに、ふと起あがり、此うたをうたひ、ほどなく廿一日に身まがりしよし也。

鳥もなきわたる渡海やへちらめとひ夢のほうもの御側にもて

人を送りし歌也。へちらめは、經つらん也。とひは、遠きなり。

旅や濱やとひ草葉うてまくらねてもわすられぬ無藏が御側

野邊を濱の字にて書、皆字を假名につかふ、萬葉集の例のごとし、うては、御手也。

花と露の縁あたらましまに夜々ことにお側こそやいをらまい

上の句よき縁を云、下の句かくのごとくならぬを嘆てなり。

禮儀わすれりは闇の夜の小道わざゝそくなよる歩みぐれしや

禮儀威儀をわすれんは、闇の夜の小道也。我身をそこなふ場じや程に、歩みくるしき道なり可敬可畏こ也。わざゝは我身也。くれしやは苦しや也。

瑠璃の玉ともれ肝のもてなしや疵つかぬ間の寶たいもの

瑠璃の玉とおもへと、心を大事にいひたる也。肝は、心を云、疵つかぬでこそ寶なれ、疵つけては寶といふにたらずとのいましめ也。

櫓楫定めてゝ船もはらしゆるす法はつさそな肝の手綱

船の海路を自由にゆくは、櫓楫の定まりたるゆへ也、人の心も我まゝなれば、いか様に乗ちがへんやしれぬ程に、心の行方の寸法をはづすななり。

異見よす書や身の上の寶耳の根をあけて肝にとめれ

諫の入にきく、又諫の善事たるを、切に述り。

那覇のおや泊りおし立るはしら薩摩山川にひちよはしら

那覇より船出して、薩摩へ行をおくり祝ふ也。ひちよは、一帆也。はしらはしるべも通はせてなり。

便や伽羅こもて花の物かたりいつまてんあかぬきやらの匂ひ

便の風を香に比せり。

末吉のかいしやうや首里の鐘こもて無藏くちやしらわきもやたさ

末吉は、所の名、かいしやうは、喚鐘也。首里は、王城也。鐘は、時のかね也。曉の鐘と思ひて無藏に別れしと也。くちやしらは、口惜やなり。わきは、祀也。傳信錄を按するに、末吉の山下萬壽寺あり。

殿かなしおねの渡中おしてれは波やおしそへて風やまこも

薩摩の衆の歸國を祝ふての曲也。かなしは、至ての尊稱也。おねは、御船也。渡中、渡海

多くは薩摩衆の往來を云こと葉なり。

旅のうす衣やはたもさあたん裏添てたふらの人のなたさ

たもさあたんは、寒くあらん也。たふらは、賜るなり。なたさは、無なり。

此間やたかひにおもひかたらたすもはやとかれよす近くなたさ

別をおしめる也。

きのふよけふよとめはいなむかし成はたゝ遊ひまいしやうれ夢の浮世

とめはは、と思へば也。まいしやうれは、めされの國語也。

かくきたいすれば天と地やかたみはづかしや影のうつりとめば

隱さんとすれども、天地が鏡のごとく照なれば、微塵の隱惡も、忽天地のかゞみへうつるとなり。四知の道に遂せる親切の言といふべし。

曉のわかれ袖に浪立て中島の小橋わたしくれしや

中島は所の名。

月日かさなれば年よおる事もしれなげないそぐ旅の習や

これは歌かずつくらぬものゝ詠たるや、調もかなひがたくぞ見ゆる。

約束のゆきゝやあだにすまたしちやう袖のふりやわせも御縁ざらめ

近年達禪といへる禪僧、悟道の人なりしが、此歌を詠じて人をわらはせたりしよし、かやうの事口より出そむなき僧にていひしを人皆稱せしよしいへり、すまたにしちやうは、その筈の事と云語なり。

袖や墨染になさなあてん心さだめたる人やほとけ

これも達禪が歌也。染なさなあてんは染なさでもなり。

穗花咲しればちりひちもつかぬしらちやねや靡きあぼしまこら

これは至て久しき曲なるよし、稻祭の神樂歌にも、川ゆといへり、しらちやねは白稻也好稻也。あぼしは、畦なり。まこらは、枕也。稻のみのりしなひなびきて、畦を枕にしたる體也。

千年へる松のみとり葉の下に龜かうたすれは鶴やまいかた
以下五首の體を中歌といふ。
おもひね覺のあるつきや鳥もはら〳〵と我身人ともに
かたりたや〳〵月の山の端にかゝるまてん
月やむかしの月やするかわていくものや人の心
とまりあかしの浦千とり浪路歸くらしをて島の聲きゝよさ
むかしおち乗る竹馬むいまに枝んつくとしやいつかよつたさ

あま川

あま川のいきやしんひろかたちよられゆゑんふかくおもてたもれ
天川は所の名、いきは、池なり。しんひろは、千尋なり。たちよらは、立よるなり。うれゆゑんは、我故を也。

柳

柳はみどり花はくれなゐ人はたゞなさけ梅はにほひ

言辭優美の體といふべし。

右柳・天川は琉球國三絃の曲章なり。

おもふてたんしやんこんまいよちれてきやあれさうさきよらゐい〳〵ふくら

たんしやんは、拍子のこと葉。ちれてきやあれは、連て來よ也。きよらゐは、善き也。是つね〴〵うたふ歌なり。このことばを中うたの間にとりうたふ事もあるなり。

やんざらゐゝとほれとほりがとほれ此きをひにとほれだんにあはしてとほれ今の拍子にとほれ無理やふつてとほれ

右琉球人舉重のことばなり。

やんさらゐゝ〳〵やんさら〳〵あんさらゐ

是福州の者舉重の言葉にて、琉球にてもこれを用る也。

以下大島にて作りうたひし歌。

大島の泊りおし立るはしらさつま山川にひちよはしら

八月のはじめ三四輩、はじめて船よりあがり、大島の洞仙寺に遊び、舟へ歸るさまに、祝ひうたひし也。

雲きりもはらていつよりもまさて名に立て照る十五夜御月

名月の夜つくりし也。

行をかもことやふくらしやとあよるわかれよることよかねておもひは

行をかもは、行拝む也初て會し也。いづれもへ會しを悦び、又別をかなしめる也。

無事に居る事よ百世までと願て便あるならは文やもたさ

わかれゆる袖に匂ひうつちたふれ匂ひのある間や御側ともら

うつちたふれは、うつして賜れ也、ともらは、と思はん也。

菊のはなこゝろ德のある人はかたらでもあかぬ匂ひまさる

是は崎間筑登之が助三郎へ書贈りし也。香の字を題に書し、この歌をつくれり、かたら

でもは、語りても也、徳のある人は菊の花のごときの匂ひなり、傍にて口々つとひかたりてもあかず、次第に匂ひのまさるごとくと也。

以上四首は崎間筑登之作れり。

春の初かせや土佐の御未金しなひく若草やたみのすかた

長峰築登之御國の民人、よく上に奉る事の様を、つく〴〵見て、感じて詠ぜし也。

使あるならはふみもたそはずよたかひに百世まて願ておらい

是は長峰より助三郎にをくりたる也。

土佐の殿金し御恩たふときや世々ある間や御沙汰しやへら

是この度あつき御恩惠をかふむりし有難さにたへず、宜壽須里之子親雲上詠じつとひ歌舞し也。しやべらは、仕侍らん也。

白濱の眞砂よみやつくすとも土佐の御恩せやさんやしらん

是宜壽須うたひしに答へたる也。長峰筑登之つくれり、さんやしらんは、算しつくされ

ぬなり。此二うたをつくり詠せじは、歸國の後、國人どもへうたはせ、御恩をせめては
いつまでも、うたひ物にさせんとの事なるよしいへり。
ふくらしと此二うたとをうたひ、潮平子まひ遊びし也。

戸部良凞記

琉球人和歌

平浦親雲上作

垂髪子にこの花の名を聞すなようさな心にうちもこそする
かくて今民の草葉の枯行をあはれと見すや雨つゝの神
いまこゝに雲の岩をと名を書てあれとしらすや雪の山人
あさましやひなに年へていかはかりうさえにたるすかたなるらん

みかへれしそのまなちれや東のまも忘られかたき面影にして
よるへなく浮て世わたるみつからは波にたゝよふ海士の捨舟
なかゝらん契ともかな白露のむすひ初ぬる青柳のいと
こゝろをはいさ白露の玉にあかてなひく柳のいとゝはかなし
若もそのくるしき波にたゝよはし金のきしに南無阿彌陀佛
はかなくてたのみもなきは人なれや花もちりては又咲にけり
あはれとて聞けん人もなきものをなにすゝむしのふりたてゝ鳴
かたみとて殘るもはかなから衣きつゝ馴にし人はなきよに
思へ君うきよになにか久方の月もみてれは又かくるなり
御園に咲くれなゐの梅のはなかほるや千世のかさしなるらん
はるまちしかひも有哉わか宿のくれなゐ梅は花咲にけり

池城親方作

是を見よけふそまことの唐錦着へて故郷へ帰る袖かな

雨夜物がたり

あら玉の年たちかへる春なれば、空も長閑に出る日の、光りかゞやく百敷や、元日三五の朝拜は、いともかしこし諸人の、君萬歳とよばふなる。國土長久民安全の、いのりのための社參あり、老若男女貴賤都鄙、群集の袖のいろ／＼に、見へてゆたけき物見なり。野邊の氣しきもはるめきて、霞いろこる若草を、さら／＼繪師もおよばじかし。むつき廿日ある御もとより、前栽の梅のさかりになりぬとて、消息給はらせ給ふ。さればなんとて急まいる。門打入よりいみじくにほふ。おましにはかめに松さしたり、見るに若やぐ心地ぞする　心ある人々ひとりふたり、先よりまいりあひ給て、春のことぶきかたり罷へて、紅梅の例よりもいとおもしろく咲たりければ、安氏は口とき人にて、硯をとりよせて、

梅もしれいく春はなにあくかれていろ香にふかくそむるこゝろを

あるじめで給ふにやありけん、ほゝゑみてかへす〴〵し給ふ、梅に木づたへ鶯のなきければ、常氏。

うくひすのうたにもうたふ千代かけて君かかさしににほふうめかえ

梅のはないろ香にあかぬこゝろにやとしとし去年にまさると云ふらん

短尺に書て枝々にゆひつけさす。金氏の翁もよみ給へとすゝめければ、いなひがたくふるめかしながら、

袖ふれし人こそ見へねたそかれにそれかとにほふ軒の梅が香

雨いとしめやかに降ければ、心ものどやかにて、盃などとり出て、さしつさゝれつ、いとうるはしく興あり。春宵一刻價千金にもかへがたき夜なり。袖ふれしむかしの人は誰ならん、其名ゆかしく、きかまほしきと、人々聞へ給へば。翁はかほ打あかめて、はづかしながら、かゝる雨夜のつれ〴〵をかたりなぐさめんと、ゐよりてはづかしければ、盃をたび

てんとて、心地よきほど引うけて、いでや又わかき時の事なるに、龍洞寺の上人はいとたふとく、才かしこくおはし給へば、物まなびにくだりて、泉崎の里にやどりて侍りき。女あるじはやもめ住にて、二九ばかりなる女をかしづきたてゝふたりぞありける。あるしれる人のいひ聞へしは、主の女を見給ひにけるか、世にありかたき美人なり。ゆきゝの人かの女を見ては、心空にて道のいはかどに、あしの指をけぞこなはぬはなし、楊貴妃李夫人は見ぬ世の人ながら、いかでか是にはよもまさじといふ。賢を賢として色にかへ、父母につかへよとこそ、かしこき書にもあんめれば、學問に志さん人のいかで、美人を見るとも心のうつるやはとぞおもひける。前栽のたゝずまひ、木立ものふりて、池水にとびかふ螢のかげ見へて、夏もわするゝ心地して、涼しき住ゐなり。ひとり燈をかゝげて文をひろげて、淵明が秋風の言葉など見侍りけるに、女ののゝしる聲なり。いかなるにかと心のとめてきけば、母あるじのものゝ氣のやうにぞ、もてあつかひさはぎける。此家はおとな下女ひとり、女わらはひとり、男わらはひとり、三人こそつかはれければ、かゝるとは

ぎにはさぞ人すくなにて、醫師よぶなどのたよりにもやと、具したりつるわが供をよごおこしてやれりければ、いとうれしく醫師よびにやらす。やゝありて絶入たるやうにて、女はなくけはひなれば、かゝる折は人助にもやとおもひて、事のやうをとふに、かの母あるじ頭をもたげ、我を見るより、あれはづかしおそろしや、都の人はおはしますなれば、そこをゆるさせ給へ、しそきさらんとわなゝきうつふしたり。太刀に手をかけ、あら／＼しくならしておどしければ、手をする／＼、あなさふとしばししのばせ給へ、名のり申さん。久米島の大文字なるか、去年貢米をあづかり渡海し侍りしが、いかなるすく縁にや御女のさまをおがみ奉しより、およばぬ戀にあくがれて、起ふししげき吳竹の、よゝをかさね、まごろむ時のまもなく、なきあかし、佛を身におひ奉り、歸島し侍しかど、猶もおもひはますかゞみ、夢にやみんとしたへども、まごろむ夜半もあらばこそ、夢のうきはしかけたへて、おがみ奉らす、終に夕の露ときへ果侍りぬ。今度も貢米のふねに飛のりして、今一度おがみ奉らんとこそわたり申つれさて、いちあしを出して戸外に出て打ふした

り。やう〳〵打みしろきて、心地つきて湯などまいらして、本のおまし所にゐて入にける。女はつみふかしとはいひながら、ことに此女は國色あるゆへ、猶罪をうけ給ふもことはりなり。此外にもあまたありとなん、母あるじはわがかげにこそ、物の氣も事ゆへなくせいしたれど、女やいひ聞せけん、うれしくおもひけり。夜もあけ行ほどに、からうじて醫師もたづね出て、藥などものし給へば、書間よりは本のごとしとて、かぎりなくかたじけなしとぞ思ひをる、かの女を見しより俤のはなれやらで、

おもほへず戀の山路にたどり來て　猶行末はさていかにせん

宗うそぶきて、是までなりとわらふ。戀の山路の行すゑを、きかずばやまじと、人々せめ給へば、その後よりなれ〳〵しくなるまゝ、おもいはいやまさりにまさる。先にしれる人の聞へしやうに、にほひやかになまめきたるすがた、まみ口つき物うちいひたるけはひ、いとあひきやうありて、此世の人とはおもはれず。文を見聞にも心愛にあらざれば、見れどもしかも見へず、聞どもしかもきこへずなりにければ、かゝるわがこゝろやめ給へ

と、佛神にも申けれど、猶戀しくのみまさりつゝ、日をふるほどに、身もやせおとろへ、見ぐるしくやありけん。上人もおどろき給ひて、もし物の氣にもやと、加持などし給ひたれど、かひなし、父母に先だちて、さかさまに死するならば、不孝これより大なるはなしと、おもひかへせり梓弓、ひきかへすべき心ならねば、とてもかくても、死ぬるわが命なれば、いかでおもひのほどを、ほのかにもすこし聞へしらせむと、心をつくせども、便なければ、せんかたもなく、いつもいたづらふしゝて聞ば、母あるじはあなた奥のおまし、女はこなたのおましを、わが方ちかくあるけはひなれば、人をしづめて起出て、いとしづかに中の戸を引ければ、あけたり。手あしもふるひながらさぐるに、車櫃やうの物の上に女のもてあそぶ、調度どものあるを、とりのけて、その上よりやをらゐざりおりて、かやをあけてさぐりたるに、いといみじくかほりみちて、くゆりかゝる心地なり。折しも初秋の頃なれば、いと凉しげに、紗綾のひとへ小袖をぞきたりける、いとゞ心は空にきへまどひて、夢うつゝともおもひわかれず。やう／＼心をしづめて、袖を引つゝおこして、

手をとりて物をもいはず、たゞ泣になく。女もいは木にしあらねば、さすがあはれさやおもひゐたりけん。人の入たりとものゝしらず、物におそわれたる心地して、身はあせになりて、かゝるまさなき事なし給ひぞと、いふもいきの下なり。きゝまごへるけしきにて、なくも心くるしく、らうたけながらかきいだきて、此ほど心におもひつめたる事、すこしいひ聞しらせんとて、かくわりなくまさなき事をし侍るも、なめしとておもひ給ふらん。去ながら御身の、人にかわりてかたちのいとめでたく、生れたまふゆへならんかし。ゆるし給へ、水のあわときえはてなんわが命の親に頼れ給ふてとばかり、ことすくなにて、なく女も、なかぬほたるの身をば、こがすことを哀と おもひ、よし今は見きとないひぞとて、思ひよはれるさまことはりなり。おろかならずしめやかに、打物かたらひて、鳥もしはなき、かねもきこゑて、おぼへず夜もしらく／＼とあけ行まゝ、心あはたゞしく、又の夜をたのみて、戸をひき立て、なく／＼わかれて、わがおましに来て、打ふしておもひあまりて。

契おきしそのことのはもうつり香もゆめかとぞおもふ心まとひに世のおぼへとも、行すゑ頼しき、まめ人なりしが、かくきつなをもとめ給ふは、おもはざりける。すく世かな、鬼神もとりひしぐ、たけき心の武士も、戀語にまよふならひなれば、物うき旅の容にては、若人は猶あるべき。日高くなるまゝ、やう〱起出て、前栽の垣根におみなへしの、くねる事もいと哀に見へて、われ落にきと、人にかたるなとつらねし、遍昭がことまで、おもひ出るもなつかしや。此ほどのおこたりをくひて、龍洞寺へわたるにしも、先へはやらで、あとへ滞もごる心地してまいりぬ。上人も日中の照明はてゝ、境よりしぞき給ひて、文の道、またはいにしへ今の節ある物がたりなど、かたり聞へ給ひてかへさに、松の尾にのぼりて、那覇の氣しきを見わたせば、民のかまどのけぶりにも、見へてにぎはふ。此時よげに音たかき、波の上の神の御社ふしおがみ、西にむかへば霧こめて、見へつかくれつほの〲と、沖にとふとき社壇あり、我行すゑのあらましを、心の中にひとりごちて、神のめぐみをあふぐもおろかならずや。南にさしかゝり、落平を見るに

岩間づたひに、そゝせてながれおつる水は、白妙の布うちさ、人でさらすかと見へて、またなき名所也。入江のちかく、おしかもの浮遊もおかし。

なをさりの契りとは見すおしとりのつかひはなれぬ深きおもひは

打ながめやるにも、おもひまぎるゝ時のまもなく、千鳥の鳴音も、泪にひちて、しほしほとかへり來て、唐の文ばかりは心にしますず、見あく時は、小衣いせ物がたりなど見て、晝はくらしつゝ、夜はしげくもあらず、まれ〳〵人をしづめ忍びてす、神のいかきもこえぬべし。哀にもあるわりなきわざかな、中の戸を引音もあら〳〵しくはあらねど、人聞とがめもいかゞ、おそろしくつゝみて、蠟を引たれば少も音たてず、いと心やすし。とやせん、かくやあらんとたどるまに、冬も立、霜月の十日あまり、五日六日にもなれば、いと心ゞく、軒端の梅咲たり、夜更月かげすさまじく、花のかほりも清し。おもふ人にも見せまほしくおもひて、さま〴〵にそゝのかし出。かたみに見はやすまゝ、心くまなき月も、端ぢかくさし入て、此世の外の心地して。

色も香もおもひなしかは梅のはなともにそめつる月のひかりも

此夜はわがおましにて、かたり給へとて、屏風を引しつらひて、きしかたのあはれなりし事どもを、かたらひつゝして、秋のよのちよをひとよになさばやと、わらひければ、女も打えみてければ、月日地におちなん時の世なり。鳥のなく音をだに、夜ふかしてよと、打わらふ。おもふ事叶はぬはうき世なる、鳥もしば／＼鳴ければ、女はおき出て、いなんとするを引とゞめて、きつにはめなてくたかけのと、いひてわらひつなきつ、別れいにけり。ひとりはえねられず、燈をとぼし手習し侍りける、おぼへず紙のぬれければ、おしぬぐひて。

あはぬよもあふ夜もおなしわが袖は濡れにそぬるゝかはくまもなし

光陰矢のごとく、しはすの廿日、受領あまたもたる人のもとより、一の子とあるじの女と、めあはせんと媒をやりて、いろ／＼と言さはやかに、いひたらし聞へしかば、母あるじもうれしく、女の幸をおもひてこそ、朝夕月日にも、心の中のことぐさにして、いのり

つれゞ、たやすくうけ引をぞし給ひける。媒もしたりがほに、打よろこび、年の內も日かずすくなし、春立なば、二月の初つかたは、むかへとらんと聞へたり。あるじも月日のさだめは、おとこまゝにしたがはんと、いらへ事聞へたれば、媒はさま〴〵の事ども、いひ契りて出でいぬ。けふはいはゝんとて、ゆゑある人々、よびつどひて、くだものあつ物などもてなし給ふも、いとめでたし。媒はすしいでゝ、かしこにいきて、たゞ今の返事をこまやかに、あらぬ事まで聞へければ、某のぬしはよろこびきはまりなし。その日は空も雪氣にかきくもり、雨あられまじりにふりくらし、夜ふくるまゝ、いとゞ手あしもつめたく、ひとりはいかゞ寐られやはするとて、やをらさぐり入に、火箱によきほど、火をいれてゐたり。はやあたり給へとて、なさけ〳〵しく、おしやるほど、やゝ手あしもあたゝまる。女ははなをすゝりて、いかなるすくせぞや、君にほだされて、あるにもあらぬ、身をもちそこなひたると、おもへばうたて、うらめしく、また逢事も是までなれば、なつかしくもある君かなと、かほをおほひてなく。はや事あらはれ、母の勘當をやかうふらんと、

胸うちふたがりて、死ぬべき期きたる哉と、おもひおごろき。何事ぞもし事あらはれなばよし死するより外の事あらじ、かねて聞へかはせしことなり、歎なし給ひぞと、男らしく聞へければ、いや〳〵その事にてはなきぞよとて、またなく、猶その事とのみおもひおどろきたり。女はやう〳〵おしぬぐひて、けふかやう〳〵になん、媒ありしときこへたれば、いとうき事におもひながら、これこそ女の一期の定、千秋萬歳、めでたき事なれどはいひながら、猶ゆかしくやまさりけん、そひふししたり。女はけはひかご〳〵しく、定ある身になりぬれば、けふより不義のうへに、不義をかさね、罪ふかき身とならば、往生もとぐべからず。これは此ほどの形見と、御らんぜよとて、紅梅いろのさやのひとへ、胴衣をぞ打かつぎたる。きくゆべき言葉もしらず、もの〻あやめもわかずあきれたり。女もいまは、浮世のわかれならば、心のたけをせきかね、泪の玉をつまぐりて、いつまでかくてあらんやは、いざかへり給へ、みづからも、爰にはえあらじ、立のかんとふりきり、泪と〻もに入にしかば、引とめん事かたし、肝もこ〻ろもきへまごひ、東西もわかず、た

どり出て、わがましに打ふし、かゝる折にや、人はしぬらんと、ひとりごちてゐあかして
やう／＼日あかくなるまゝ、形見をとりて見るに、匂ひいとよく焼しめて、泪をもよほす
便なり。

あたなれといひけん人もかくてこそ忘れかたみを歎きつゝ見め

ひたこもりにこもりて、戸をもあけず、晝夜のさかひをもしらず、形見を引かつぎて、
ひれふしたり。友人はおどろき、よきさかなをもとめて、手をつくしてもてあつかひ、煩
のおもらぬさきに、都へとすゝめける。さてともに梅をながめし夜の、起出かみの耳はさ
みのあいらしさ、打ふるまひたるけはひ、そのむつごとのふし／＼とりあつめ、猶わすれ
がたく、今一度のあふよしもやと、中の戸を引とも、しんやさしかためけんえあかず、逢
事かたみになりけり。此女かたちより、心なんまさりける、おしむかひなく、年も暮は
てゝ、晦日にもなりぬ。かくては學問もはかゆかず、また物いひさがなき世のならひに
て、あら玉に疵をつけなんも、ほゐなき事なれば、都へのぼるにはしかじと、おもひ定

て、あるじにかくとつげければ、母子ともに出て、きしかた行末の事ども、かたりなぐさめて、さま〳〵にもてなし給ふ。黄昏にもなれば、此ほどのこゝろざしを謝して、出にけり。母子の人々は戸口まで、ゐざり出て、見送り給ふも情ふかし。海面を行にはまかせいとはげしく、夜もくらくなるまゝ心ぼそく、浦山しくもかへる波かなと、磯打おささへかこちがほなる、草葉の露を見るにも。

なからへは猗うかるへき道芝の葉末の露ときへましものを

わが門にさしかゝり、しばしやすらひ目をおしぬぐひ、引つくらひて入にけり。すゝとりかまどのはらへを清め、春迎のいそぎの折なれば、父母のよろこびかぎりなし。春もたち、世の中にぎはしき事ながら、胸には霞立こめて、春やむかしのはるならねば、こもりゐて、

中々にさらぬ別のそれならてこゝろひとつに物をこそおもへ

かの女はたゞならぬ氣しきを、おぼへたれば、いかゞはせんと身をもだへ、歎しつゝみ、末

世に名をながさんも、ほゐなき事におもひさだめ、不食のやまひに打ふしてむ、月の十日あまり、有明の月にきほゐて、雲かくれたるよし聞よりも、寶玉を海底におとし、月のひかりをうしなふ心地して。

むしかへす關寺もかな死手の山こへゆく人もあらしとおもへは

いま一日むなしきからをも、見まほしく忍びて、有明の月もつれなく見へて、墓をあけ棺をひらきて、

音にたてゝなきからを掘おこしてもなと一ことのいらへたにせぬ

いだきつきて、なけども、さけべども、かひなし。本のごとく、棺も墓もおさめ、なくなくかへさに、母あるじを立ながら、とふらひてかへりぬ。月も日もけふにめぐり來にけりと、はなをすゝりてかたりければ、人々もさすがに、木石にあらねば、哀なる物がたり哉とて、感涙をながしける。長物がたりに夜ふかしつる哉とて、人々立わかれぬ、月はあり明にて、ひかりおさまれる物から、影さやかに見へて、中々おかしきあけぼのなり。

右琉球國久志親雲上作

辛巳の九月に故郷を出て、あら玉の年立かへる正月廿一日にもなりぬ。春の日やはらけく、長閑なれば、おもふどちさそひ出て、初春の野山、青みわたれる景色をながめがてらに、永峰の南西銘のわたり、那覇と云所より、そこはかとなくたどり行ば、ほどなく田上などいふ村にゆきつきぬ。その村に心ぼそうつくりなせる、家ふたつあり、軒をならべていとむつまじけなる隣なり。何のしつらゐもなく、あらたなる屋敷なめり。まわりには小山崎ひて、すゞきなど所々にうつし植て、秋にもならば、月見る友と、打まねく尾花ともなりなんかし。いかなる人のすみかならんと、草刈わらはに問へ侍れば、かれなん新納の殿、皆吉の殿の御住家なりときこゆるに、打驚き。さらでだに、旅のならひは物うきに、まいてさそらへ給ふ御住家、いかばかりかは、御つれ〴〵に物し給ふらんと、おもひやる

にも哀におぼへて、憚をもかへりみず、訪ひまゐらでしに、かれも是も旅人なれば、何かはくるしからん、皆よく、これへ〳〵と、めされしゆへ、まいりて御作業を見奉るに、似るものなく、哀におぼゆれば、坐に涙をもよふすつまさなる事のみおほかりき。菜園には色々の菜種を、御手づからの御作と見へて、いとなつかし。あるじの君は圍碁をたてこのまし給ふから、何嘉氏なりける人と、四五盤打かはせ給ふ。互旅宿のつれ〴〵をも打わすれ、斧の柄の朽したためしも、かくやありけんかしとおもしろう、その後いろ〳〵の御もてなしに、たうへ過てまろうどどもは、何くれとうたひかなづるありさま、いかばかり見にくかりけんかし。夫より卽坐にありあふ三郎が許に、まふでゝ見れば、旅人あなるとて、花のごとく、月のごとく、美人ども来りあつまりて、うたや三味線とり〴〵に、舞かなづるありさまは、いひしらすまで、えならねば、みな〳〵旅のあはれなるかたも打わすれ、千秋をひとよになりはやと おもふほどに、はや有明の月をまち出で、八聲の鳥もつげわたる、春の夜の朦朧月夜に、しくものはなしと、はしちかう まいりて、打ながめ侍りし

に、東天しらみわたれば、いざや歸らん。おもふ人々まちもこそすれと、立出けるを、あるじの三郎袖をひかへて、情なし／＼、はるのよの、夢ばかりなる手枕の、うたがひもあらぬを、また夜ふかきに、歸らせ給ふはほゐなし。此朝け新納の殿の茶を點らせ給ふと、くれ／＼仰られしものをと、せちに留けるを、神山ぬしけふは亡父の忌日に侍れば、つゝしみ申日なり、かしこにまふでなば、漢陳遵が轄を井に投じて、客をとゞめし例にならひ給はゞ、いかゞはせんと、まかてられしかば、みな／＼一同に立かへる。道芝の露ふみわけて、よく／＼おもへば、唐の詩仙といはれし杜子美・李太白さやらんは、金蘭の契あさからぬに、おの／＼天の一方にさそらへて、落月在屋梁猶疑見顔色などゝ、なげかれし例もあるに、いまの御二ところは、おもふどち軒をならべて、あさよふに隔なく、うさもつらさもかたりあはせ給ふは、せめての御事とさへは、おもひ奉ると感じつゝ、かへるさのなやみも、わすれにき。

出會詩歌

異郷秋感

異國曾無青眼友。客江只見海鷗群。秋風吹涙三千里。洒向西山日暮雲。

仲秋二首

良宵有感倚窓敲。處々山川眼裏鮮。一段清光天似洗。月明共酔五更前。

一輪明月出山東。波動寒光起冷風。大島江邊比何物。孤雲遠樹思無窮。

右壬午秋　　琉球沙門　祖顧

良灝謂。異郷秋感詩。雖有可疑。姑録之。

中秋見月於琉球客船二首

南天晴望上紅樓。夜色琉璃滿海州。嘩々總看人若玉。遠波孤月照清秋。

逢著客舟同賞筵。無邊明月海邦懸。休言覇口歸程遠。雲霧不遮南北天。

那覇琉球大港

右　　　　　　　　　　　戸部良凞

同

平分秋色客船前。明鏡無瑕海上懸。此夜佳期眞得趣。與君同賞是奇緣。

右　　　　　　　　　　　植木擧因

寄承務使翁丈詩二首并序

琉球國官船。將往薩摩。忽遭颶風。檣摧柁折。船頻歷危險。幸而漂來于我土佐西港。舟客皆無恙。國相令良凞先往。介于將命。因得通刺於承務使翁丈。丈德宏量大。不拒良凞駑下。言譚通快。殆如舊相識矣。一日再會于大島。清談多時。益知高風。顧夫殊方萬里。不圖有今日之奇遇也。聊述鄙懷。敢呈諸左右云。

江頭蕭瑟海雲消。解道高懷愛沉寥。却想客舟孤島外。金城秋色夢中遥。

金城琉球地名

塞鴻南向北風高。清夢方觀八月濤。爲許使臣臨危險。鶴巢無恙見英豪。

三巴旗琉球王節

右　　　　　　　　　　戸部良煕

呈琉球國承務使翁丈二首

海國使船逢孟婆。折檣衝霧楫衝波。君今莫歎歸途杳。萬里飛鴻一日過。

海上秋容似駐君。陰晴朝暮港頭雲。回看歸國何堪望。料識愁心已十分。

右　　　　　　　　　　植木擧因

琉球國の使船風波のけわしきにあひ、我土佐のみなと、大島といふ所によせぬるを、僕輩まかり、使主にも物いひかはしなどしけるが、大和ことの葉を、もとあられけると聞へければ。

おもはずも舟のとまりに逢島の浦めづらしき今日にもあるかな

天か下みなもとなれはあひにあひて心へたつなたし国人

舟なつむ日数はあらしさつま路にやすく送らん風をこそまて

潮平禮狀の寫

昨日は船中御光臨、詩歌の御作被下候て、漂泊之僕山海とも不被思召、御厚志不浅、忝存候氣を晴し申候。故郷へ帰り永く家珍に可仕候。然ども身上に應不申御賞美、近頃御挨拶可申上様も無御座候。御察可被下候。いづれも様へも憚ながら宜鋪奉願候以上。

八月廿日

戸部介五郎様　　潮平親雲上

照屋里之子留別の歌

帰るさもわすれはてにき此夕君かなさけの玉のことの葉

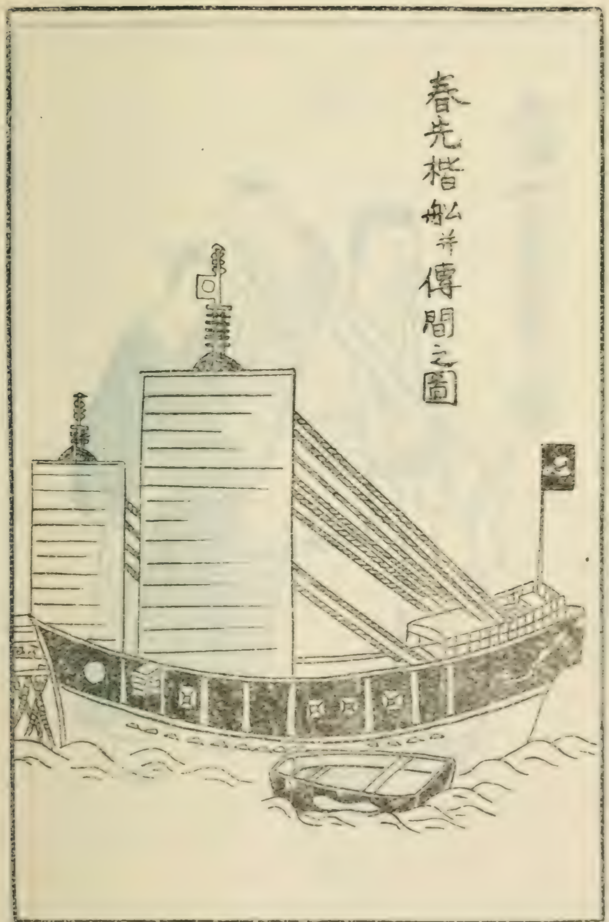
長嶺に送別の和歌を請はれて　　良熙

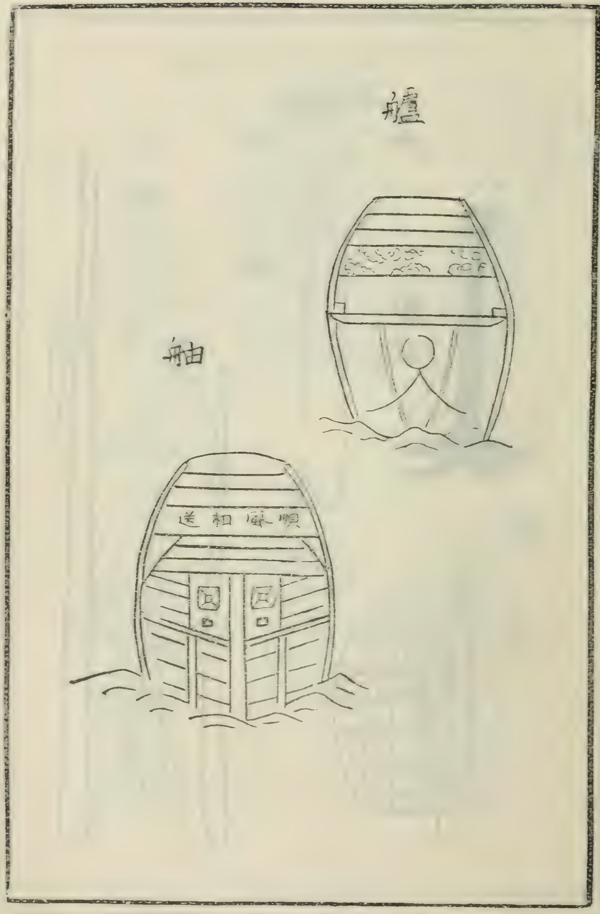
あまさかる雲井のよその草まくら思ひやるにもぬるゝそでかな

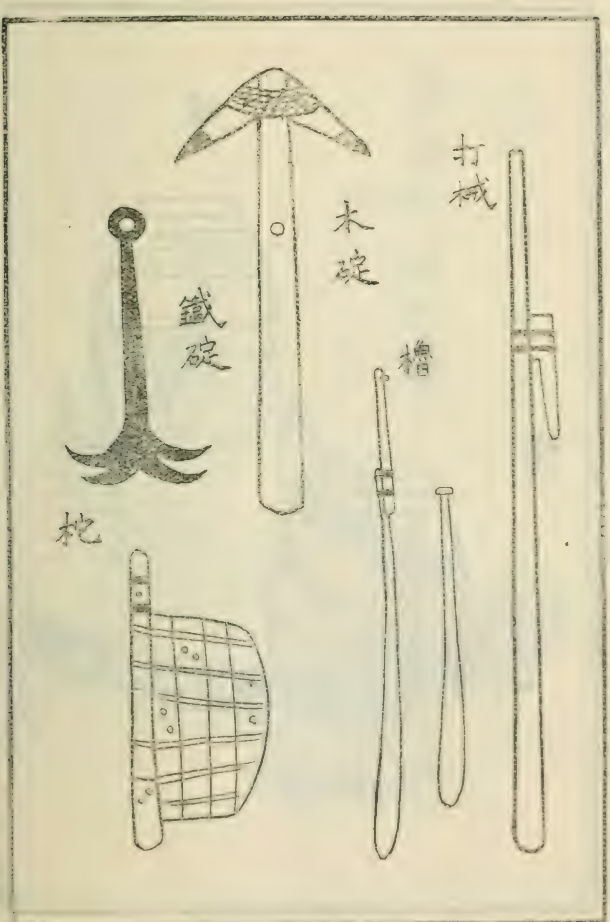
大島筆記附錄（新）終

圖繪


琉球人冠服大帯之圖

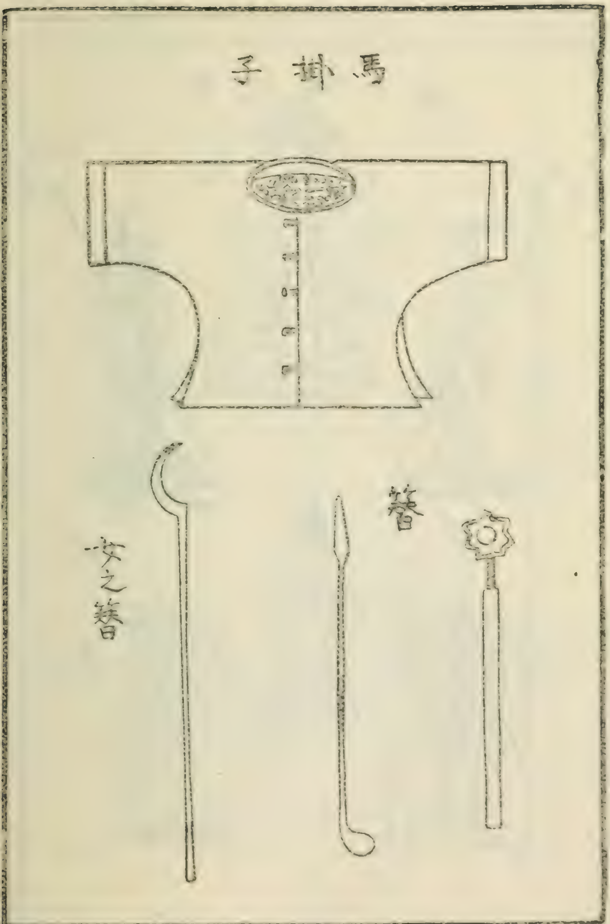

春先楷船并傳間之圖

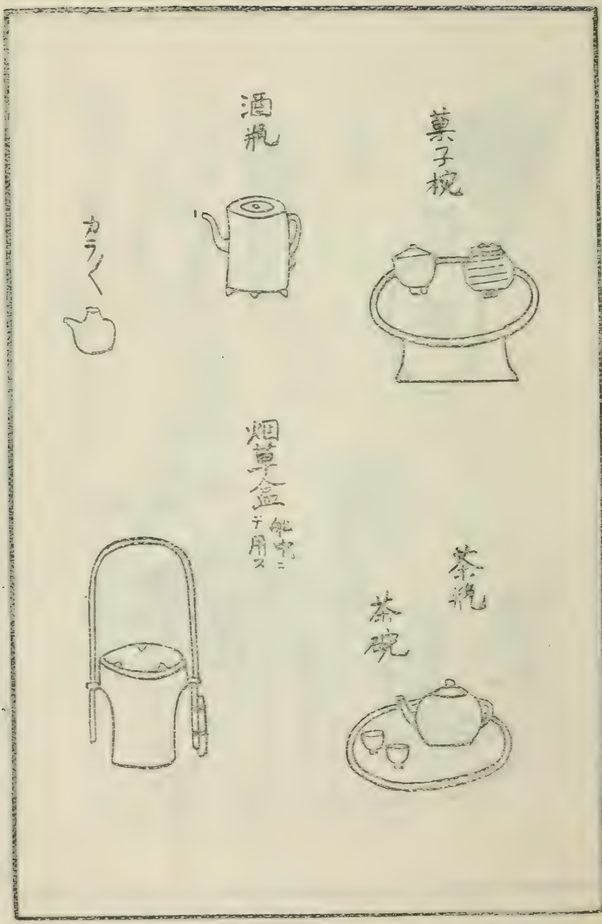

艫
舳
順風相送

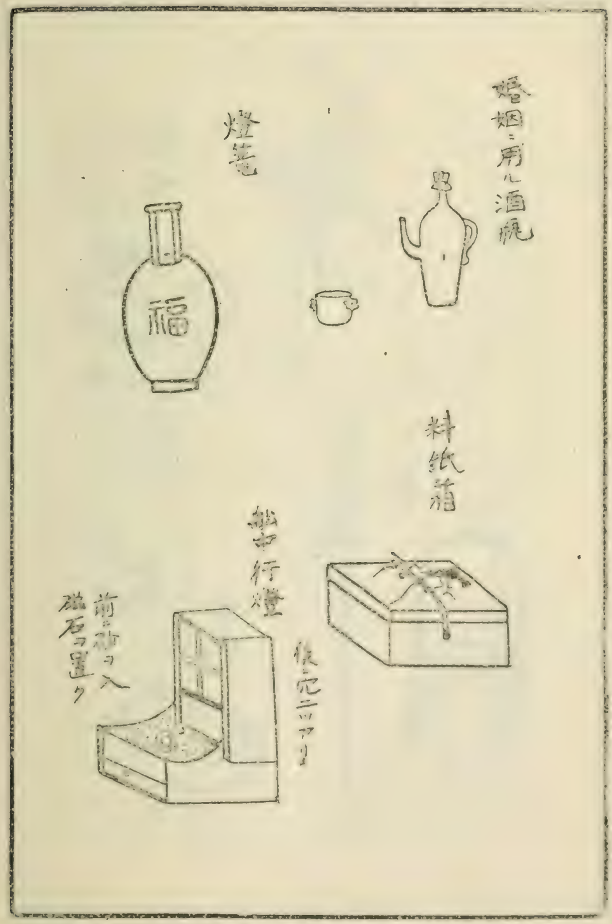

打械
木碇
鐵碇
櫓
柁

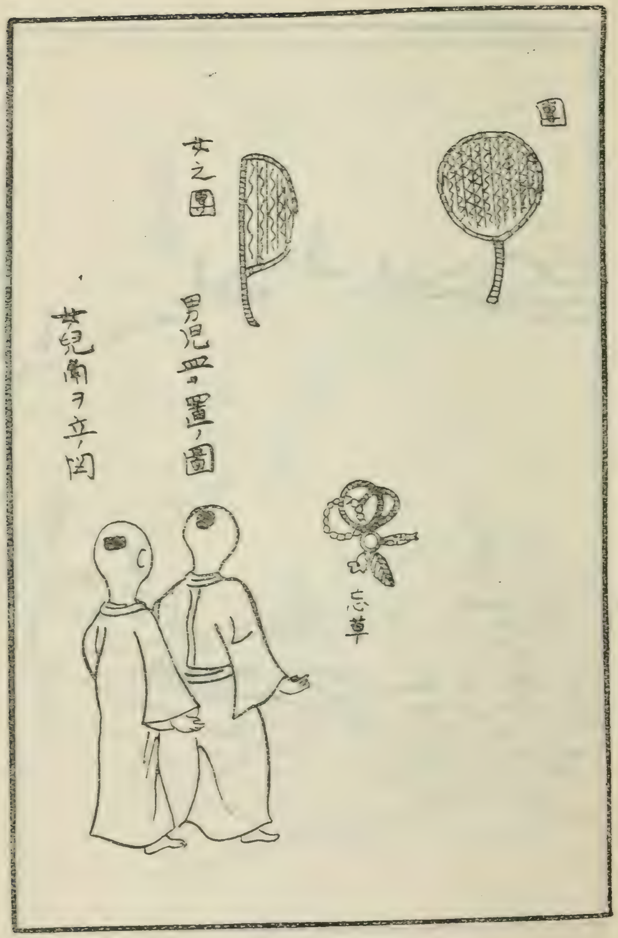


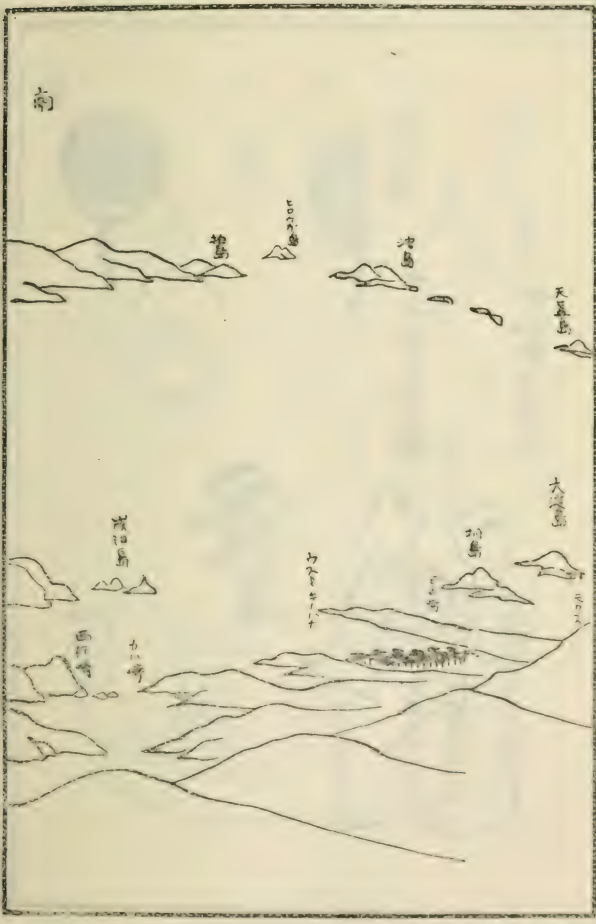
天妃神之像

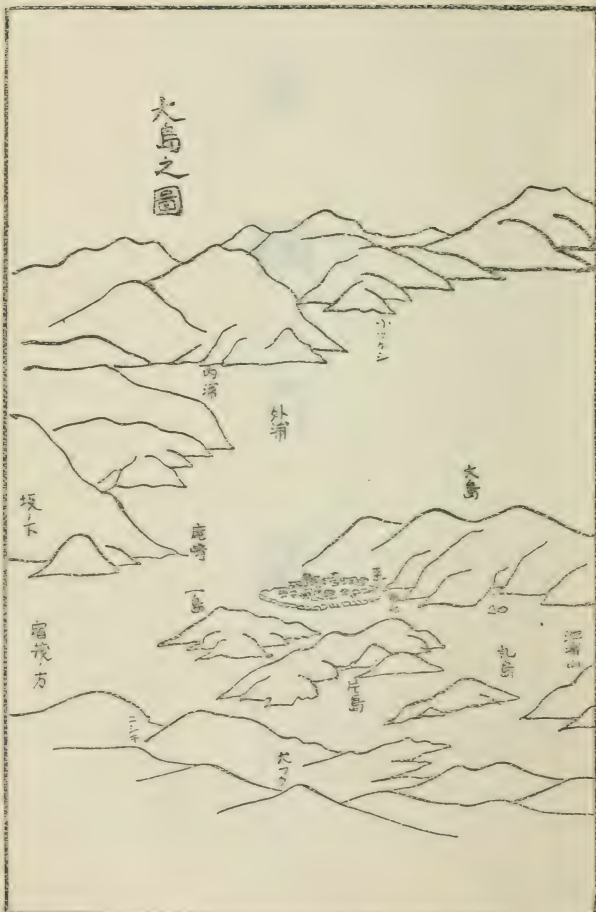

馬掛子
女之簪
簪


菓子椀
酒瓶
カラく
烟草盒
舩中ニテ用ス
茶瓶
茶碗


婚姻ニ用ル酒瓶
燈籠
福
料紙箱
船中行燈
前ニ袖ヲ入
磁石ヲ置ク
後ニ穴二ツアリ


團
女之團
男兒丱ヲ置ク圖
女兒角ヲ立ツ圖
忘草


南
沖島


大島之圖
小ツケシ
内浦
外浦
大島
坂ノ下
一島
片島
ニシキ

南國奇話

南國奇話

一　私儀船働き渡世に仕、雙親養育仕候身分にて御座候處、三ヶ年以前寅年三月、備前國岡山岩田町多賀屋金十郎所持の廻船神力丸千八百石積の加子に被相雇。同年七月下旬松平伊豫守様より江戸表江御積廻し米千七百石并御家中の荷物等積廻し、上乘御役人并船頭加子人數左の通に御座候

上乘御役人　宇治　甚助
右同　片山　繁藏
沖船頭　五左衛門
加子　彌太右衛門　右五郎

三吉　彌一郎
仁三郎　理八
下ノ關 忠吉　加州チリ濱 清兵衛
榮吉　才次郎
乙吉　武三郎
彌吉　好松
廣島 伊勢次郎　讃州津田浦 勝之助

〆拾九人

右者八月二日三日比にても御座候哉岡山出船仕、同國尻海由へ船揚り仕。同月廿日同所出船仕、同廿二日頃播磨坂越湊へ船揚り仕、同廿四日比同所出船、同廿六日比紀伊國由良湊へ船掛り仕、同廿八日同所出船仕候處、西風強く即日晩七ツ時分、同國汐ノ見崎へ着船仕候處、登汐強折節北風に替り沖中へ被吹廻、同廿九日夜迄に帆も破れ申候程の義に御座

候處。追々此風强く相成申候に付、翌晦日朝五ッ時分より荷打仕、何卒同國大島湊へ入船仕度、色々相働き候得共、何分風波烈敷近寄候儀も相成不申所。同日八ッ時分楫折れ申候に付、何れも當惑仕打臥、相働候者は三四人斗に相成申候。夫より楫の代りとして、掛目百廿貫目斗りの碇四挺、舳先へ曳せ置、帆柱も切捨、彼是致候内、夜に入申候に付、終夜入汐を汲取、翌朔日も矢張風波烈敷御座候故、無據荷打仕、銘々抽丹誠を神佛を祈念仕居申候内、次第々々に東南へ被吹流、四方に一向山等も見へ不申樣に相成。夫より二日斗も東風吹申候、又三四日斗も西風吹申候。夫より九月中は風定り不申漂流仕居申候に付、方角も相分り兼申候處。十月上旬より北東風吹詰、片汐にて次第々々に東南へ吹流申候。九月下旬比より水に渴し居申候處、十月に入折々降雨御座候に付、天水を取相凌申候。十一月六日晩七ッ時分小島二ッ相見へ、右島の廻りを被吹流候節、右曳せ在之候碇の綱も切れ捨り申候處、彌々風波烈敷追々夜にも入候に付、最早破船に及候哉と、彌神佛を祈念仕居申候内、南へ十五里斗被吹流、翌七日晩七ッ時分小島へ吹附申候。右島より貳丁斗り沖

岩滑の上にて、終に及破船に申候に付、乗組の者共島へ游付申候處、十九人の内五左衛門・乙吉・好松・彌一郎・惣吉〆五人溺死致申候。残り拾四人右島へ揚り見候處、人家も無御座、五六尺斗りの茅斗り生居申候島にて御座候。翌八日右溺死仕候五人死骸手足も離れ〳〵に相成、島根へ流寄候に付、右島へ取埋仕候。十四人の者共三日三夜斗り飢居申候處、晩七ッ時分にても御座候哉、漁船と相見へ六七人乗の小船漕参り申候得共、一向言語通不申、人體一通りにて身尺六七尺斗在之、痩居申候、天窓は坊主にて、額に髪を置、裸にて御座候。私共甚空腹にて難儀仕候に付、口と腹を教へ色々と手品仕候處、ウベ幷ドウカイと申物の由、里芋の様成煎物を呉候に付給申候。然る處右船は小船にて、私共難乗込御座候付、大船指越候様手品仕候處、合點仕候哉罷歸り。翌日九ッ時分少し大き成船に、六七人乗参り、乗込候處廿丁斗東の方陸地へ着船仕申候。此所はバタン國の内サブタンと申所にて御座候、居宅抔は茅仕立にて、軒口にては高三尺斗り、不残土間にて御座候。平常食物はウベ・ドウカイ専一に仕候、牛・野牛・豕・鷄・雉等給べ相見へ申候、私

共も給申候、五穀の類は無御座候、鼓抔は大體年中居申候由、尤十一月十二月比は減申候由に御座候。蚊帳は芭蕉の糸にて織物の樣成物にて御座候、至て暖氣成國故、年中裸にて相暮し申候由、婦人抔も裸にて褌仕、惣髪にて後へ下げ、耳に環を入居申候。

一 蝘蜓長さ三尺斗りも在之、脊に金色の星在之候、毒蟲と相見へ、見付次第殺し申候由。

一 蝮太さ一尺五寸廻り、長さ一丈二尺斗り御座候を見請申候。

一 水牛は牛より大に相見へ、毛色は牛より薄く御座候、角抔も牛よりは太く大きに相見へ申候、車抔を曳せ申候、用事濟候時は、水中へ這入、顏を出し居申候、喰物は牛同樣にて御座候。

一 艸木は都て葉指等も違ひ居申候、日本有振れ候艸木は、一向見請不申候。

一 セレトヤ木御座候、凡太さ二尺廻り位御座候、但し實は日本に八ツ房と申、蕃椒の大きにて、色も赤く、辛みも甚敷御座候。

一 日數二日右の處に逗留仕居申候所、人數男女六人斗り罷越、何れぞへ連越候體に付、

早速同道仕候處、至て高山の嶮敷道斗りを通候義、十里斗りと相覺申候、及暮に其所の小屋にて、二夜逗留仕候、右途中の支度ウベ并ドウカイ等焚候て、右婦人持參仕居申候、後日船渡り仕候て、庄屋と申様成所と相見へ、家居も少し大きく御座候所へ參り申候所、阿蘭陀人と相見へ、髪赤く着物羅紗にて、銀の牡丹懸け仕、頭巾を着て、足元に股引様の物にて、劒を帯し居申候侍、拾二三人罷越申候て、私共を引纏ひ、イバナと申所の陣屋體の所へ連越、尋方仕候様子に相見へ候得共、一向言語相通じ不申候。此陣屋の柱に、文政七申年六月六日、日本奥州南部八戸徳次郎船拾壹人乗流來候趣、亂字にて認め御座候。此所にて二日斗居申候、右侍拾壹人何れも曲彔の様成物に腰を掛居申候、鐵炮等も備り附御座候。

一　夫より又々右侍同道仕、大將の居申候所と相見へ、私共を連行申處、主人と相見へ申候仁、一通り見分の上にて、裏長屋へ連越し申候。

一　此屋敷内婦人は錦羅紗繻絆様の物を着、裾は袴様の物を着居申候、耳に環を入、兩鬢

は縮め、髪の様に短く致、中髪の後を一ツにすき揚髪の様に致し、櫛等も指居申候。

一　食物は大體前類同樣にて、上輩分は曲彔に乘、飯臺にて南京の鉢に入、銀の匕にて給居申候樣に相見へ申候、下人の類は摑み喰にて御座候。

一　大將の居屋敷・陣屋・侍屋敷等は、屋根は釉瓦葺に仕、白壁にて御座候、門抔は無御座候、座敷向臺所等は都て板敷にて、疊等は無御座候。

一　右大將の裏長屋にて、六十日斗も居申候と存候、始終侍二人宛見守りに參り居申候、給物等は大體前條同樣の義に御座候。

一　癸卯年正月七日比にても御座候而、侍貳人船頭水主都合卅貳人、私共十四人都合四拾六人乘にて、船の大さ凡四五百石位積と相見へ申候、帆を二つ懸候て、右のバタン國出船仕、午未の方へ十四五日斗りも走り申候、其間は四方に山等も相見へ不申候。漸十五日目斗りに山を見掛け、又一日も走り、夫より二日斗は東へ走り申候樣に相見へ申候處、マネラ國と申所へ着船仕候。バタン國よりマネラ國迄、海上凡千里餘も御座候義に相見へ申

候。船中にて寢臥仕候處は、芭蕉の葉にて拵へ候、箕の樣成物を著申し候、水は瓢に入數百持居申候。

一　バタン國出船の砌、屋敷の大將より土產にドツカイを與、對面の節落淚致し申候。

一　阿蘭陀の屬國の由、マネラ國ルスン シヤム共云、此所へ卯正月下旬着船の節、三日斗私共は船に逗留仕り、侍分は船揚り仕候處、四日目に私共も上陸仕候、長屋建にて八角に相成候屋敷へ連越申候。右軒下は切石を敷、內は板座も在之、又は土間も在之、一角の桁行貳拾間斗にて、梁行七間斗御座候、惣て壁は石と土と練立にて御座候。兩方に三間計りの出入口在之、戶は外手・內手二方に相成、開き戶にて御座候、右の內に役人の詰所も御座候。右の所にて百日斗逗留仕居申候。

一　大唐米・鯛・大方魚の類、日本に是有候魚類、色々日々送り與、私共手元にて煎焚仕候て給申候、塩・醬油・薪樣の物も與申候。

一　正月下旬の頃より茄子・大根・冬瓜・西瓜抔も澤山に御座候。

一 綿の木見請申候、大木の方は三尺廻り斗にて、刀豆樣の物實成りて、中に粒に相成綿御座候。種も二三十粒斗り取り歸り、長崎にて揚り屋の內庭へ蒔候處、七本程生居申候、葉は黄櫨(よぜ)の木同樣に御座候。

一 男女の髪は、バタン國・マネラ國も同樣に御座候。

一 逗留中番の侍劍を帶し、鐵炮を持居申候。長々の逗留故何となく心易相成、町見物仕度出掛け候處、番人より制し候に付、全心易に任せ番を、私共より補轉し置、外へ出懸候處、劍を拔候に付、私共握取申候、及引にして一向切れ不申候、右の次第彼地上役人より及見、番人を嚴敷呵候樣相見へ申候。彼地の者は日本人よりは、力弱く相見へ申候。凡掛目拾五貫目斗御座候石火矢抔置御座候時、私共打寄片腰にて指上げ見せ申候處、大に驚申候。其後は漸々町へ出掛候得共、格別に制し不申候、町々樣子見及候處、畓を作り居申候者多く是有。右の外に格別家業は無之樣相見へ、男女共日々町中歩行居申候。

一 逗留中薪を數十駄割申候。

一 此國にはカントウ國・ホツケン國・ホクチウ國抔より、段々織物絹布の類、出店も御座候、尚又諸國の役人相詰居申候、出會も段々御座候。

一 右店の戸棚抔は、都てギヤマンにて、甚美々敷仕御座候、町並家の屋根は、紬瓦葺にて、相應の居宅多相見へ申候。

一 毎日早朝より四ツ時分迄、牛・豕・魚類商ひ御座候。

一 着類食物抔はバタン國に格別相更り候義無御座候得共、マネラ國にては下人にても、裸にて居申候者は無之候。

一 卯五月四日比より、右マネラ國より商船にて出帆仕候節は、船場迄役人付添見送り申候て、船中へは參り不申候。右の船は凡五六百石積位の船にて、船頭加子拾五人斗り乘居申候、帆十一斗懸り居申候、西へ晝夜四日斗走り、夫より又西北へ八日斗走り申候處、マカヲ國と申所へ着船仕候。

一 マネラよりマカヲ迄、海上凡千里斗と相積り申候、着船の上船頭より彼地役場へ掛け

合に、三日斗懸り申ゅ、其間は私共船に逗留仕居申ゅ處、右懸合相濟ゅて、上陸仕ゅ、阿蘭陀屋敷へ連行呉申ゅ、日並は五月廿日比と相覺へ申ゅ。

一 阿蘭陀屋敷大手構は石垣にて、内手に柱を立、石垣と右柱にて相余梁を渡し、其上に瓦を敷、其上土を塗御座ゅ。石垣と板の間三間斗在之、物置腰掛と申様に相成居申ゅ、入口の處も二三間斗り明け置、開き戸附居申ゅ。此門番にクワンボウ(つぼう?)(マヽ)六人晝夜居申ゅ、右屋敷内家居は白壁附、屋根は釉瓦葺、間仕切は色々御座ゅへ共、都て板敷疊等は無御座ゅ。

一 右屋敷内に小屋有之、石敷の土間にて御座ゅ處、右の場所に私共居申ゅ。

一 彼地の者共、平常の着物食物等に到る迄、前後同様格別相代りゅ義は無御座ゅ。

一 私共賄方も大唐米肴等にて御座ゅ、賄方致ゅ者の内、ジャガタラ國出生、くろんぼうと申者も罷越居申ゅ、此者は平常共裸にて御座ゅ由、髪は縮み色は黒く、體は能肥ゅ者にて御座ゅ。

一 右くろんぼうの婦人も參り居申ゅ處、男女同様色黒く、髪も縮み居申ゅ得共、裸にて

は無御座候、着物阿蘭陀人同樣御座候。

一 此屋敷にては何等の尋も無御座候。

一 此所日本にては、大阪ミ申樣成所にて、繁昌ミ相見へ申候、諸國より出會所も有之、役人の類相詰相見へ申候。

一 此處にて四十日斗逗留仕候。

一 町内店には織物絹布類多く相見へ、到て美々敷仕御座候、侍屋敷等柱は漆塗、白壁、板敷天井下は板にて仕、其上蠟石を組、二階座敷に仕在之、寶ギヤマンにて甚奇麗に仕御座候。右樣の屋敷等は連參候て、紹申候義に御座候處、屋敷内の男女、大勢見物に相詰申候。其節右屋敷の主人より銀四枚宛、惣體へ呉申候、右銀一枚に付其土地の錢九百文に相替り申候由、申義に御座候。

一 六月廿八日卅石斗積候川船にて、役人四五人、船頭加子五六人、私共十四人、都合廿五六人計にて、マカヲ國を出船仕、三日計西へ走り申候。右川の左右を見渡し申候處、田

地等多く相見へ、稍々荒涼候場所も有之、又苗を植候處も御座候、暖國故年中實戴候義と奉存候。

一　七月朔日カントウ國へ着船仕候、船揚仕候て二里斗り參り申候。

一　マカヲよりカントウ迄、里數參拾里計御座候。

一　屋敷の内門屋根釉瓦葺、壁の甎は長さ六尺斗、厚さ二寸、幅四寸斗の瓦にて、練立にて御座候、柱は無御座候。

一　屋敷は石瓦にて練立、内は板敷、屋根釉瓦葺にて御座候。

一　屋敷内にて私共居申候所は、座は瓦敷、屋敷の二階も付申候。

一　平常着物はこはぜ掛、細帯締、足袋は膝迄屆き候袋の様に相見へ、下人着物は腰切。髪は辻髪、三ッ打後へ下げ居申候。

一　女は着物男同様にて、少し長く、足より貳參寸上迄屆き申候。下人にても同様、髪は頂より二三寸巻、丸く、曲菊の花を挿居申候。

一　喰物は前條同樣、相違りい義も無御座い、大唐米杯は澤山に御座い、此所にては食物象牙杯の匕にて給申い。

一　此屋敷にて尋方御座い。

一　町中盆にはギヤマン燈籠數を燈し、誠に奇麗成事に御座い、僧も屋敷ゟ十七八人參り申い、甕瓷等大體日本同樣に御座い。

一　豆腐油揚げ杯無御座い。

一　稻。黍。胡麻。粟杯作り付相見へ申い。

一　イギリス國。オランダ國。モウロス國。琉球國。朝鮮國。タロス國等の出屋敷御座い。

一　此所に五十日斗逗留仕い。

一　八月廿日比私共拾四人、貳參拾石斗り積い船に乘せ、上乘役人八人、船頭加子拾人斗、都合卅四人乘組、カントウ國出船、北東へ日數六十日斗走り申い處、十月下旬サフこ中國へ着船仕い。廣東よりサフ迄は大川筋船渉しにて御座い、里數の義は唐の里數にて四

千八百七十里斗りご承り申候、何れ着船の翌日船揚り仕候。

一　廣東國よりサフ國迄、道筋の内、陸地通行致して候は、私共輿に乗せ申候、輿ご中は屋根并柱共黒塗にし、三方は厚張様の物にて張黒塗、左右顔の通には、ギヤマンにて四方見晴しい様に相成居申候、前は竹簾に御座候。

一　カントウ國よりサフ國迄、往還二筋に相成、雨天の道は敷石に仕御座候、日和道は一ト通りにて御座候。

一　此處にては彼地役人の宅にて、三十日斗逗留仕候、給物等は廣東國同様に御座候。

一　此地は毛皮着物色々商店に相見へ申候、右着物は冬衣の由承り申候。

一　歸掛に布子一枚・蒲團一枚・小蒲團一枚、日本の品に似寄の仕立に仕呉申候。

一　商船四船、一船に荷百二十人乗居申候、私共右の内二艘へ七人宛乗せて、十一月二十三日此サフ國出船仕り、四艘共寅卯の方へ走り申候義、日数廿日斗ご相見へ申候處、十二月十三日長崎へ着船仕、翌十四日朝四ツ時分船揚り仕候、右サフより長崎迄、海上三百里

斗りこ奉存候、申日私共同所御役所へ御引書に相成、所持の品々御改の上、御取上に相成、揚り屋入被仰渡候、其後度々御詮議場へ、御呼出被仰付最早漂流仕候節より、御引渡しに相成候迄に、歩々御尋御座候に付、前條の趣、夫々有體に申上候。

一　異國逗留中、切支丹宗旨被勧候義は無之哉と御尋の趣、奉畏候、此儀は兼て長崎御役所にて、嚴敷御尋に付、一向右樣の義被相勧候義は勿論、及見聞義も無御座候。

一　當七月下旬高松よりの御出役樣へ御引渡に相成、同月廿九日長崎出立、陸地にて豐前國小倉迄罷歸り、同所より八月七日比にて御座候出船仕、同月十五日御當地へ着船仕候。

一　バタン國・ルスン國・マカヲ國・廣東國、都て暖國つへ、雪霜は一向降り不申候由、ヱゲサフ國は寒暖共日本同樣にて、十一月十二月正二月比は降り申候由

一　月代仕候、庖丁樣の物御座候、私共も貸り請、月代仕候處、隨分能く切れ申候物に御座候。

一　上輩は沓、輕輩は跣足。

一　阿蘭陀人日傘の骨は眞鍮、絹にて桔梗張。
一　酒は何國共燒酎にて御座候、一通の酒は給候義無御座候。
一　日本の扇・團扇・傘・日笠・紙類・松前昆布・煎海鼠等段々見請申候。
一　バタン國・マネラ國大將屋敷にて、加藤清正公の像掛物に致し御座候を見請申候。
一　寺院ニ相見へ候處も御座候て、本尊は千手觀音の像ニ拜れ申候。
一　マネラ國・バタン國共三四月比は、日輪眞九ツ時は北に相見へ、南へ影指し申候。
一　北極星地より二三間斗空に高く相見へ申候。
一　マネラ國にては、咎人は兩足を鎖にて繫ぎ、公用に遣候樣に相見へ、水等を汲せ申候、尤役人鐵炮を持居申候。
一　廣東國咎人は首に環を入、錠をおろし、右環に三四間斗の鎖を付、其鎖に壱貫七八貫目斗りの石を付御座候、途中步行の節は右石を自身肩に負ひ持申候。
一　本唐の外廣東國・サフ國是等の國にては、町々の道筋都て切石敷にて御座候。

一　右本唐にては眞字通用仕候。

一　阿蘭陀の詞大旨

○米 ハウイ ○肴 ヤミカト ○喰事 コマカス ○父 アマ ○兄弟 シリボス ○男 チンフレ ○午 タチヤイ ○眠 マタ ○指 ココ ○乳 ミツ ○着物 ライノヽ ○日 ナラチ ○風 サラチサチ ○星 ビトヘン ○酒 ビノツ ○火 ホイロ ○烟草 バコ ○陸 イナ ○女房 カコボ ○女 モヘロ ○髪 ホウコ ○鼻 モヽタニ ○耳 タブ ○家 ババイ ○月ホハン ○雲 デムノヽ ○雨 ニモイ ○雪 ヤクハ ○馬 カハヨ ○牛 バカ ○犬 チト ○野牛 カラネイワ ○鐵炮 バリトブ ○船 アバン ○加子 ヘゴトン ○帆 アベン ○家バゴ ○猫 フサ ○劍 カタナ ○船頭 カビタニ ○碇 サジ ○一 ウノフ ○二 ドウス ○三 テレイス ○四 コツウロ ○五 シレリ ○六 サイス ○七 セイテイ ○八 チウチヨウ ○九 ノヒベ ○十 ゼイス

右奉申上候通渡世にては御座候得共、他所船に被相雇、右之通不計難風に逢、異国江漂流

仕候事、奉掛御役界候段、奉恐入候、私共もケ様存命にて、歸國仕候段、御國恩の程、重々難有仕合に奉存候。

天保三壬辰八月

寒川郡津田村北山

平畑百姓久八悴

行年廿五歳

勝　之　助

榮力丸漂流記談

漂流記談叙

伯之舟子文太、以　嘉永庚戌之歲、漂流乎北彌利堅、西轉東徙、竟至漢土乍浦、中間凡歷五年、而始得歸矣、於是　官命爲尚德館使、令養月俸若干、許帶刀、今茲丙辰春、余與同僚諸子、講讀餘暇、更聞其話、采輯以爲三冊、命曰漂流記談、文太爲人强記、小有氣節、以故其談、海外事、往々有可聞、非尋常漂客、虛言妄說、稱彼而噱我者比矣、唯其經年之不久、流寓屢易其地也、事或有缺詳確者、是固可惜也、雖然、渠賴漂泊之力、耳目稍有所啓發、又且其歸鄕之後、得腰挾雙刀、而屢

上於君子之堂、亦幸矣、且近歳、外夷時窺邊海、而夷情之難通、甑甕不啻、當此時、海外之事、得一事可以爲警、得一情可以爲備、甚乃身蹈其地、目撃其情狀、雖不足得其詳確乎、推此尋彼、亦足以窺其端緒也、是所以有取於文太耶、人或疑文太話不可信、余謂古人於物、蟻馬且不棄、況人乎、苟擇其可取、而取之、何暇問其他、以余觀之、則世之不知外事、不諳夷情、好大言防海者、比於文太此話、其信疑自有在焉耳、

安政丙辰春二月　敦齋小吏誌

漂流記談凡例

一編中外域ノ國名地名ハ字ノ左傍ニ━━━━テ注下シ、姓名ハ是ヲ右傍ニ注下シ、官名船名總テ名物言語ノ處ヘハ「　」ヲ用ユ、人ヲシテ見易カラシメンガタメナリ。

一漂人ノ說ニ據ルニ、斤目ハ亞墨利加ノ一斤、　本朝ノ百二十目計ニ當ル、唐土ハ百六十目ニ當ル、寸尺ハ亞墨利加ノ一ト定木、本朝ノ三尺五寸計ニ當ル、唐土ハ　本朝ト異ナルコトナシ、里數ハ亞墨利加ノ一里、　本朝ノ十八丁餘ニ當ル、唐土ハ六丁弱ヲ一里トス。總テ此類一々注スルコト煩シケレバ、漂流ノ始メヨリ唐土香港へ至ル迄ヲ、英吉利法ヲ用イ、上海ヨリ乍浦エ至二拾七里ハ唐土ノ法ニ據レリ、夫ヨリ　日本迄道法ハ本文ニ用ナケレバ敢テアゲズ。

一時刻ハ英吉利法ニ從テ晝夜二十四時ト定ム。

一船炮ノ制作ハ漂人モ其詳ヲ得ズ、且西洋諸書へ出ル所ト異ナルコト無レバ、略シテ記セズ、唯其作廻手續ノ概略ヲ擧ル而已。

一雜部ノ内事少シク有益ニ渉ルモノアリ、其全ヲ得ズト雖モ、且別ニ標出セリ、其他部件狎瑣ノ事ハ漂人經歷ノ次第ニ隨テ、其後ニ出セリ。

一漂人滯泊ノ地ハ諸國邊鄙ニシテ、都府ニ至ラザレバ、制度文物全體ヲ得ルコトアタハズ、往々此ヲ見テ彼ヲ信ジ、推考其實ヲ失コトヲ免レズ、又其稱呼ノ部件、漂人ノ訛聽アリテ、彼乍浦ヲ乍浦ト唱ヘ、花盛頓ヲ花盛頓ト稱スル類アリト雖モ、強テ漂人ノ罪ニアラザレバ、深ク咎ムルニ足ラズ、其儘ヲ記シ置タリ。

一編中頗ル事忌諱ニ觸ルヽコトアリト雖モ、夷賊ノ辭ニ從テ記シ、又其情實ヲ詳ニセント是非有ノ儘ヲ擧ゲザルコトヲ得ズ、亦以防邊ノ一助ニ備フルノミ。

一總テ此編ハ漂人流泊ノ次第ヲ主トシテ說キタレバ、事頗ル訛誤疑似ニ渉ルコトモ有ト雖更ニ考訂是正ヲ加ヘズ、且ハ以テ疑ヲ闕キ且ハ以テ參考ニ備フルナリ。

一此編集ムル處、彼アリテ此ナク、此有テ彼ナク、接續全未セザル多シ、然テ隨テ聞キ隨テ記ス、前後左右照應スルニ暇アラズ、其闕失ニ至リテハ別ニ附錄トナシ、追々記シ得ベシ。

榮力丸乗組十七人名前

舩頭　萬藏　播州加古郡宮西村　漂流三年　六十歳　チーアイヘイにて病死

楫取　長助　播州神戸　同　四十九歳　歸國

賄方

淺五郎　播州西本庄　同　三十四歳　歸國

甚八　同所　同　三十六歳　歸國

幾松　播州神戸　同　三十七歳　歸國

喜代藏　播州東本庄　同　三十二歳　歸國

清太郎　同州西本庄　同　二十八歳　歸國

德兵衛　備中勇碕　同　二十九歳　歸國

京助　同讃岐安次　三十一歳　長崎にて病死

次作　同播州西本庄　二十七歳　金星門にて亞墨利加本國に連歸る

安太郎　同同　宮西村　二十六歳　薩州樺島沖にて病死

民蔵　同伊豫岩本　二十六歳　歸國

亀蔵　同藝州椋浦　二十二歳　次作同様

岩吉　同紀州熊津浦　二十二歳　乍浦にて出奔

炊方

仙太郎　同藝州瀬戸田　十八歳　上海にて亞墨利加船に残る

茶汲

彦太郎　同播州東本庄　十五歳　次作同様

表方

利七　同伯州長瀬村　二十七歳　幼名與太郎後利七と改め歸國の後故ありて文太と改む

漂流記談　巻之一

發端

爰に伯耆國河村郡長瀬村に文太といへる者あり、幼年より船乘を渡世といたしけるが、去し嘉永三庚戌のとし、攝州卯糸郡大石村松屋八三郎所持の、榮力丸と呼べる新造船に雇はれ、大阪北安治川一丁目小西屋新六と申問屋にて、酒并に荒物等積いれ、千五百石積み三十一反帆にて、船頭萬藏始都合拾七人乘組、同年九月十五日右大石村を出帆いたし、所々船掛し、同十月十九日江戸に著船し大河端靈岸島、井上新八郎荷物送り屆け、同二十三日江戸より相州浦賀に著し、大小豆麥干鰯糟等取集凡四百石計積入、同二十六日同所出帆いたす。然るに先日以來荒續きにて、諸方の船も夥く此處に風を見合居けるが、今日は何

れも出帆いたし、八十餘艘の積船、各順風に帆をあげ方々へ分れけり、榮力丸は伊豆遠江の沖に向て馳せ、志摩國大王崎を二十九日の暮方に上行所、其夜四ッ時こ覺しき頃、風は北に吹替り、雨さへ強く降出し、大浪山の如く打掛々々打來る。船中暗さは暗し、實に危急に逼りけれ共、船は新造也、乘組は屈強のもの共なれば、息つきあへず力の限り働きけるが、如何にせん風は益々吹募、船幾たびか覆へらんこす。最早一生懸命こ各髻を切り髻を斷て、伊勢大神宮、金毘羅大權現、其外思々に信向する處の神々へ祈願をこめ、唯一筋に助命をぞ祈ける。翌晦日五ッ時に至れば、柁は半ばより折れ挫り、帆柱は横にふり傾き、今は檣を切より外なしこて、斧を以て切り掛たれ共、船の動搖すさまじければ、容易に切得る事あたはず。四ッ時より切始、八ッ時頃迄に漸く三分の一擊切けるが、荒浪船を打あげ打をろす、其勢に帆檣は彼切口より腰をつき、山も崩るゝ斗の音して、一時にどうこ振り折たり。此時は人々も更に生たる心はなかりけり。船へは潮水夥敷入たれは、船底や損じぬらんこ、又も力限り働て漸くに潮水を替へほしたり、更れ共船素より新造なる故

底に損じは是なし。舟端より躍り入りたる潮水にて、かく容易に替干す事も得たり。かくて其夜八ツ頃にも至りければ、風も少しは穏になり、明れば十一月朔日は猶更波風和らぎ、海面もいとよく霽たり、何國の沖にや有るらんと四方を詠め見れば、北の方に當て海上三四十里もあらんと思ふ所に、雲か山かと見ゆるものあり、心を留めて能々見れば、雲にはあらず山也けり。扨は何國の山にも有なんと、評議區々なれ共、何れ紀州鼻か土佐山かと見得たり。此內船舶夥しく海面に漂ひ來り、其外帆檣を切し空船二艘漂ひ居たれば、是ぞ一昨日我々と共に浦賀を出し類船共、この大風浪にて碎たるに相違なくとて、人々奇異の思ひをなしける。かゝる處に風は又南に吹變りぬ、されば猶豫なすべからずとて、何か物とも取集め假帆をしつらひ、北をさして馳せんとなしけれども、柁は失ひたり、如何してよからんと案じける內、道の程十里計行くと思ふとき、風さへ落たれば、船を遣るべき術もつき、十方に暮れて居たりける。然るに此夜の九ツ時頃西風變、雪も降だし寒き事限りなし、此上は所詮風に任せ、何方に成共馳付たらんには、又助かる道もありぬべし

こ、則碇二番に加賀苧綱を差、是を梶の代りとして船の表に持、又梶をおり込み、潮風に任せ辰巳方に流る。五日には西風大に吹来又荒ごと成けれ共、詮方なければ風に逆はず、漸々持こたへたり。九日には風又東に替りぬ、則戌亥より亥子の方差て、碇二番を巻あげ折たる梶をたて、十三日迄風に随て馳せ、最早是迄には二百七十里余も馳たらんと思はれけれ共、地方は一向に見得ず、雲水渺々として心細くぞ有ける。然るに此朝五ッ時頃より、西の方墨を流せし如く、真黒掻曇、大風吹来、船動揺する事限りなく、左右手馬込（手馬を引入る左右の穴を云）より潮水をせき込、危き事今も船を沈めんとす、十七人は力を合せて色々働き、食事する暇もなければ、終日物一つたべず。かゝる波風なれば、又袴碇を艫の方へ持ちて梶と致し、舟の動揺を制すべき処なれ共、如何にしても、船を廻して舳を艫となす事叶はざれば迚、又船中歩行さへ叶はず、四ッ這して働く程の事なれば、所詮百二十貫目余の碇を艫へ持行事のなるべきにあらず。是に依て表に有處の碇の加賀苧綱を、船の左右の外側より艫の方に持越、綱尻を角みの立にくゝり付、しかして後表より碇二番を海に投入れたれ

ば、船の行に随ひ、碇は自然艫の方に廻り、加賀苧縄両筋は左右に分れ流れて梶と成。此にて先づ船の動揺を制し、辰巳へと流れゆき、辛じて危き場を逃れたり。十四日には少し和らぎければ、又々碇を表にもちて梶とせし事、二日の通りにして船を馳たり。船頭萬蔵始皆々打寄相談しけるは、所詮此冬空に向ひ風も定まりなく、荒續きなればいか様に思ふ共、地方に寄る事は覺束なし、幸に米穀多し、食物も澤山なれば、饑べき氣遣なし。如斯して來春二三月頃迄洋中に漂ひ、船を大切に持こたへたらんには、歸る事のなきにも有るべからずとて、船中に心を配、破れ損じたる物とも繕ひ、船を堅くし神を祈て日を送けり。扨食物は右云るが如く、多く積たれ共、味噌醤油は殘なく盡き、肝要の水さへ乏しくなりたれば、これにては飯を炊く事も成がたくとて、是より一人前の飯を搏(握?)飯に拵、銘々に分ち與へ、又法を以潮水を焚き、眞水を取りけれ共、一日纔に四升ならではとれ不申、其上三日の間焚詰たれば、四日目にははや薪に盡きたり。此にては水は得るとも薪無くては叶はずとて、是より別して水を惜む事にて、飯を炊く外は一滴たり共、容易に飲事

なゆるさゞりし。塩水を取ル法は先大釜を洗ひ、其中に塩水を汲込、四斗樽のしきとかゞみを抜、それをこしきの如く彼釜の上にかく。又別に鍋を洗ふてその樽の上に戴せ置、右四斗樽の胴中に穴を明け、樋を差込、樋の先に椀を付け置けば、釜中の塩水沸上り、その露上の鍋尻溜、又椀に滴り落、樋を傳ふて外に出るなり。

船頭萬藏は一船の棟梁なれば、兎や角と心痛いたし、尚更多くの船子共、飲食も心の儘ならざる位なれば、心氣を勞したる上、如何なる病ひをも取出さん事の斗り難ければ、何卒して彼等の憂苦を慰めんと、時折節は碁將棊など取出し進めけれ共、皆々心面白からねば、一二番にておしやり。又釣道具をも出し魚を釣れとて與へ、鱶杯釣取たれ共、是れも味噌醤油なければ食物ともなしがたく、先干してはたくわへぬ。又或時は銘々へ金子多く與へ、博奕を存分始よと許しけれ共、是も明日さへ知れぬ身を以、金銀多く得たりとて、又何にかすべきと思ひければ、勝も負るも勇みなくて、誰一人手を下ろすものもなかりしかば、船頭はじめ頭立たるもの共は、人々の心の中推察して、いとゞ思ひを苦しめけり。

十二月朔日は又荒れとなり、同七日浪風强左右より潮水多く積き込、十九日は殊更はげしく、廿日の四ツ時分迄には、迚も命を助かるべくはあらざりけり。さしも數十年船を家とせし者なれ共、生來知らぬ浪風なれば、屈强の若者さへ歩行する事叶はず、其上飲食乏しく、數日の勞れに心身共に弱り果たれば、如何共なすべき樣なし。爰に又一つの不思議有けり、全體此荒に逢しより、船中一人づゝ夜の船の二の間、段尻苫の下に寢番を勤居けるが、此十九夜は文太當番にて、表の間に寢居たり。數日の疲れにて不覺寢ころみけるが、夢ともなくうつゝともなく、人のゆり起す如く覺ければ、驚さめてあたりを見れ共、何とて目に遮ぎるものなし、夢にや有なんと、又寢入けるに、何國ともなく、白髮の如何にも威光あらたかなる老翁二人出來り、利七〳〵と呼起し給ひ、（此時は利七と申せし頃なれば共儘に出す）我は其方が氏神一宮大明神。住吉大明神也、其方今宵寢るべき處にあらず、疾く起出て心を附べしとの給ふ聲とひとしく目覺たれば、がばと起あがり、扨々有難き夢を見つるもの哉、島か山にても見出すか、或は助け船にても出逢ふ事のあるべきを、氏神の知せ給ふなるべし、何

にもせよ難有事也と、身も世もあらぬ心地して、矢庭に艪にかけ登り、四方を眺めけれ共、何も見得ず。されば又本の段尻苫の下へ寝んと思へども、神の告もおそろしければ、先々神を祈拝せんと鬮の間迄て出けるが、一時に波の音すさまじく山をも崩す斗にて、唯一打に表の段尻苫を打落しぬ、夜は漆の如く黒ければ、物のあやめは分ねど、船は微塵に砕ぬらんと思ふこそ、先ほど氏神の告給ふは此事こそありぬべし、若本の所へ伏居たらば此苫の為に、おしに打れて死すべかりしを、不思議にも命を助かりし者哉と、此時の嬉しさ譬ん方なく、猶更信心彌増りける。かくて鬮の間へ居ける者共も此物音に驚き、何事ならんと出來時に、されば何事なる哉、様子はしかと見定ねど、表の方は打碎きぬと覺へたりと答へければ、皆々は驚きて、表の方を取調けるに、段尻苫は落て、さきごと八寸計二間が間さけたり、梶取長助は竿（尺竿にて潮水を試むる所の物）を取て潮水を試けるに、六尺計打入たり。夫より拾一人は潮水をかへ、残り六人は船の割れ目を塞がんと、衣類抔を巻込、潮水を防ぎけれ共、荒浪打かゝれば、幾度か打貫れ、防留る事不能。是に依五尺船の（みよしの側にある木の名なり）に

衣物を横巻にして打込ければ、漸々に留遂(?)することを得たり。漂流以来凡五拾三日の間、都合九度の大風波に逢たれ共、就中尤も烈しきは、十月廿九日晦日と、十一月十三日と、昨十九日より今日迄との荒は、未曾有の事にて、迚も言語に述べらるゝ事にはあらず。扨こそ皆々は心の中に、船はかく損じ人力は疲れにつかれたれば、今一度大浪来たらんには、所詮持こたゆべしとも思はれず、此上は運を天に任するより外なしと思ども、總じて船中には不吉の言葉を忌む習なれば、唯顔と顔を見合せ必死を極めたる風情也。此内又吉々打連立艫の方につどひければ、杈方兩人仙太郎十八歳彦太郎十五歳にて、いと若きものなれば、何の遠慮もなく、飯を焚つゝ云けるは、只今飯も澤山に焚たれば、皆々十分食し給へ、水も十分使ひ給へ、薪水食物何ほどゆたかに有たり共、先程の如き大浪来たらば、只一當に微塵となり、皆々も共に最期に助かる事はよも叶まじ。去れば物食も水飲も、今日限と思ふ也とて出しければ、皆々も一時に聲を上げ、我々とても疾より覺悟は極めたれども、萬々一も命を助かる事あらんかと、夫を便に今迄は口にさへ不出也、此言へ至りて

は、いかでか食を喫へ通るべき、最早是迄なり、と云出せし時は如何斗哀しかりし、兎や角する内、浪風も次第に穏になり、先々心落付けるが、終日の労れにて、皆々は前後不覚に寝入ける。かくて其夜も明ければ、安太郎は只一人起出て、神を拝せんと船端に出けるが、驚たりし聲して皆々早く出て見給へ、城の天主こそ見得けれと呼はりたれば、皆々は此沖中に天守の見得べき筈なしとおもへども、何にせよ出て見んとて争出て望みける處、成程城の如くぞ見得ける。種々評議する内兼々長崎にて夷國船抔見及たる物有ければ、あれこそ阿蘭陀船に相違なしといゝける故、能く／＼見れば船こそ有ける。皆々は神の助けの有けると、昨日にかへて今日の嬉さはいはん方なし、飛上／＼喜び勇も道利なり。是より手々に物を揚て彼方を招き、聲をかるゝ計叫び立ければ、一心の通じけるにや、彼の船より手を挙て見せぬ。今や遅しと待居けるが、不思議や其船先の方は引越す様に見得ければ、こはいかに我々が漂流の體と見受たらば助け呉ん筈なるを、かく見捨過るは如何ならんと、いと力を落し居ける處。左にはあらで彼船はくるりと巻し帆をたれて近寄、端舟を

下ろし来らんとす。去れ共彼端船は至て小ければ、迚も十七人一所に乗る事かたかるべし迚、此方より手馬を乗下ろして出ぬ。

此乗下ろしといふは、至て急なる時に用ゆる法にて、兼て船中に横さまに並べ繋ぎ居る所の手馬に、其儘乗り移り、船の動揺に隨て、繋ぎし綱を切り離せて、手馬込より一時にすべり落、水上に出る也。

扨皆々は我一早く助からんと思ふにぞ、元船は其儘に乗捨、又船中要用のものも命だに助なば用なしとて、身拵する暇さへなく、古き股引したる儘にて、櫓を押立漕ども／＼船進まず、能々思ば船の進ざるにはあらず、久しく食物も十分ならねば、力疲れて櫓定に力入らざる也。斯て漕寄けれ共、餘りに漕寄たらば、彼大船に乗敷れん事の恐しくて、彼是猶豫致しければ、彼方よりも見兼てや、帆を少し巻船を廻して近く来り、我船を浪風の蔭となし、船より綱を投出し、此方へ與へければ、皆々其綱を取て手馬を繋ぎ留、彼船は引寄たり。其時又彼船より手々に縄を下ろし、我らを取付せ、上ゟ引上げ、難なく彼船に

乗移事を得、是にて先命を助かりける。（此助けられし處は本邦より東南六百五十里に當る）然る處彼船中の者見廻りけるに、皆夷人にて見習わぬ面體而已也、髪の毛赤く、眼も又赤く、口鬚逆さまに生茂り、白きもあり黒きもあり、其内に見上る如の大男、逆鬚生茂りたる口の端に血を付たるあり、皆々思ふ様夷國には人を取喰所も有と聞けば、我らを助けしも殺し喰爲にも哉、更れば折角艱難を助かりても、此上如何成憂目に逢んも斗難ければ、鰐の口を遁、又虎の口に入たる思ひをぞなしにける。後に聞けば口の端に血の付たるは、此頃の大荒に此船も危かりし故、其節船を働くとて疵せしとて、右の通にて兎角言語は不通、彼人よりは手眞似して見せけれ共、夫すら始の程は語りがたく、困り果たる事共也。扨此船は北亞墨利加の商船にて、船中都合十二人乗居たり、彼人手眞似して、飲食は如何哉と問ふ様子なれ共、皆々は疲れ方の上、未だ心も落付ざる折なれば、物ほしくも不有、只水には久しく渇し居たる故、水を少し貰ひ飲しに、其甘き事譬ん方なし、其後八ッ時分に至れば、麥の粉の焼物様の物を出し食せしむ、（此焼物は西洋の常食也、委しくは雜部に出す）又牛豚の塩漬を與けれども、何れも喰ふ者なく、

其儘にて差置ぬ。彼等にては我が日本人成る事は、船の制縄にても知りけるにや、此儀は一向に尋ず、皆々に向て日本にては、日に幾度食事いたす哉と問ける故、三度と答ければ、彼人重て申様、扨々我々事も賣買船にて、此度用事を調ひ、本國に返り懸け故、薪水食料多分ならず、まして只今其許達多く助けるに付ては、尚又飲食乏、是而已甚心痛致也。更ればば今より人々心を合一同に食を減じ、三度の者は二度とし、二度の者は一度にし、湯水も數多不呑して、本國に無難に歸着致事肝要なれば、兼て心得居らるべしと、一々手品して申ければ、皆々も至極尤の事故、同意の趣を亦手品にて答へけり。一漂人乗居たる船へは、米穀も澤山積たれ共、右助られし節は荒し内にて、彼方の船さへ動搖甚しければ、迚も此方の船中の物抔、取上る事叶ず、且大船近寄れば、本船は打碎斗の事なれば、所詮取入る事不成由一去る故にやカラッホーナイへ至る迄には、同行の内目の見得ぬ程に衰し者七人出来たり、かくて日を重ねける内、船中者病氣にて人手不足なしければ、漂人の内二人を手傳として借度由申ける故、則誰彼と評議いたし、先彦太郎・文太兩人を出し、彦太郎は炊

を手傳、文太は船を手傳、こも〴〵に彼人に立雜り働きける。さるに依て兩人は衣服飲食總て彼人と同樣にいたさせ、何の煩ひもなくてありける。文太は船を働きけるが、船の樣子日本とは大に變りつれ共、風を受浪を凌ぐの味に至ては、兼て仕覺し事なれば、其仕方も自ら覺易く、其上工風能仕懸たれば、至極働よく。帆檣元より三本にて、いと高き者なれども、縄階子有て登りよく、暫しの間樣子大底覺し。餘の人々は兎角賓客の如く、何も用事なく、二度宛食物たべ居たり。總じて此船に助られしより（十二月二十一日）寅卯の方に向て馳ける事凡四十三日、明る亥年春二月四日五日頃終に北亞墨利加・カラヮホーナイ・サンフランシ丶コといふ處に着船す。此湊の入口差渡し一里半餘り、三里程奥に入りて船を掛。見渡す處諸方の船、小は二三千石より、大は八千石餘の船、凡そ二千餘艘も繋ぎてあり、此船に有事二十日計にして荷物を揚たるが、積物は唐の廣東ゟ仕入し茶・麥の粉・砂糖・藥種等凡千石計也。漂人事は早々船手の役人に達し有しと見得て、荷物揚仕舞たる後、役人と見へたる者上下七人來、大將體のものは蘂餅樣の羅紗の冠を着し、其冠の左の方に金

にて、千鳥懸にしたる模様有、衣服は筒袖黒羅紗にて、左右の肩に金糸總をたれ、又胸の兩脇に金の牡丹留め各九ツを付、其牡丹留の模樣丸の内にまた連桔梗の輪廓有て、其內に碇のかたを紋の如く付たり 碇の形是は船手大將の印なり 刀を革紐にて肩よりかけ腰にて留たり、次又役人三人同じ裝束にて同牡丹留なり、尤銅金相違あり。其內大將と思しき人、漂人に向申けるは、明日は我らが船に乘せ移し、其方共皆々公邊よりの賄ひとなるべければ、左樣心得居べしとて、廿翌日引渡相成、其役船に移りけり、漂人は其船に入て見受る所、船の名は「バアケーボール」バアケーとは船の作り也ボールとは船の名なり と云て如何にも大くいかめしき船にて、今迄の商船とは事替り、惣鐵張の船なり。鐵板は幅一尺二三寸長さ二間厚六分計のものにて、太き鋲もて打圍、舟の丈け二十三四間横四間餘、乘組七拾人、頭役體の者拾三人、石火矢四挺 玉目壹貫貳百目位 鉤銃八拾挺、六挺摘みの「ヒストール」五六挺、槍の類貳拾本計、釖六拾本、手斧樣物四拾本計備へ有之。扨日本人を船の中の間へ置、此度は上より賄と成て、甚手厚き持成にて、拾七人の面々へ衣服を與へ、ウンサイ縞の敷蒲團一枚宛、綿の代りに草様のもの入となり 着て

寝る蒲團三枚宛、（毛織の單なり）筒袖にて日本の襦袢様の物四枚宛、（ヘリト様の物にて、上着二枚下着二枚なり）上同羽織様の物一枚ヅヽ、同はつち様の物二ッ宛、（上にき一ッ、下はき一ッ）羅紗の冠物一ヅヽ、メリヤス足袋二足宛、草履大小二足ヅヽ、又食事の器物拾七人前、「パン」拾七枚（錫の如き金にて作物にて、鍋より堅く椀に代りとする者也、俗に西洋の麦の粉様焼物を「パン」と云つるは誤也。「パン」と云は其食を盛る處の器物の事也と又太云り）「ツヽホン」拾七本（匕なり）「ホーク」拾七本（小さき熊手の細き物にて肉をつきさし喰ものなり）「ナイフ」拾七本（小刀の類也「ツヽホン」以下三品膳部の三ツ道具にて、日本の箸の代也、西洋諸國皆是を用）大金鉢二枚（惣人數の食物を盛置物也）金の手提様の者一ツ（入子にて中の分は器物を洗ふ爲也、外側は茶を入るもの也）「チイハン」拾七枚（金にて作る茶を入て呑もの也）を與ふ。食物は「フライデ」（麦の粉様の焼ものなり）蜜。砂糖。茶。塩。酢の類都て七日分ヅヽ渡、右何れも幅二尺に長四尺餘深さ一尺八寸計の箱に入て有り。扨役人漂人に問て、日本には何を常食といたし、且日に幾度食事するやと申ければ、米を炊き日に三度ツヽ食するよしを答ふ、彼重て云日に三度食する事いと易き事なれ共、多人數の事故闇敷節は焚出し出來兼る事も可有間、兼て心得置べしと也。斯て此船中に居る事一年餘にも及びければ歸國の事甚だ心せかれ、色々案じ煩ひて、竊に役人共え様子を尋ければ、役人申けるは、其方の事は本國

花盛頓は願出し有之事なれば、何れ早晩御差圖有之べし、左樣相成候得ば早速日本へ送りて遣べしとなり。花盛頓とは本國の都の名也。又此役人と申は此船の大將にて、彼方にては「キヤクテン」と云、其名はメシテハンダと呼。惣じて船手の督を「カマト」と唱へ、此は四千人の頭にて、海船方の大名也。又一船の大將を「キヤクテン」と唱へて、是は物頭體のもの也。西洋諸國同樣なり 爰に又此地の由來を尋けるに、元は西墨利加州メキシコと云國の領分なりしが、吾弘化三丙午年に當て、同西墨利加州の内、共和政治と云國、彼メキシコの都城を散々取巻攻けれ共、城中よく拒ぎければ中々落がたく見得ける故、英吉利へ加勢をこひ、火車を作、道を穿ち、城内へ忍込、一時に火を放ち、鐵炮を打掛杯して攻ければ、メキシコも終に打敗られ、地を割て和睦をこひたり。其割與し地則此カラツホーナイにて周り七百里有、其節迄は人の住居もなかりし。

吾弘化三丙午年英吉利船、相州浦賀來、薪水乞しが、其節世上の風説に何國か合戰の歸りと見へて、船中には手負の者もありしと云はやせり、全く此時の戰にて有しと也。

當時は金山も出來、住居甚賑しき事こは成れり、全體此カラツホーナイこ云は、金山輩の處故、唐土にては金山こ書して、カラツホーナイこ讀せたり。此地左右入海有て、其北の方八拾里計奥に金山有、山の廻り四拾里貳拾里(町？) 金の出る穴は、深さ貳丈計、夫より底へは掘入らず、凡金の出る事其數を不知、依て萬國寄集、夥敷金を掘出、其金をば悉く共和政治州出張し、役處に買取り、又其掘出し高に應じ、賃錢を與へるこ也、更れば金さへ多く掘出せば、此國の利益こもなり、雇人の得分こなる故、他邦私領の差別なく、此地に入込、日々繁華に趣ける、朝に金山に働に行者は皆蒸氣船に乘、相圖の半鐘を鳴らし、我一こ爭ひて早く行をよしこす。此方の競馬の如く、其時は此湊邊にて往來する走船どもは、半鐘の聲こ蒸氣船の烟を望て、何れも路を開き通す事なり。唐土廣東よりも役人來り居、出住居する者二町計軒を並て、店抔出し、其外旅宿に就て働くもの、凡四萬人計有。總じて此地家作は石造或は木造、石造は三階、木造は五階にも建たり。又他所より來り居る者共は、屋根に牛の皮を張り、四方に板を圍ひしも有、さらに麁相成假り造も有、今は皆他

邦の者なれば、金銀さへもふけなば、いつ何時も家居打捨歸らんこ思ふ故、いかにも風雨を凌ぐ計り構へたる也、金山の趣總じて此類也。扨又此地は皇國こ同帶なれ共、格別南に寄たる土地柄にて、寒暑共不甚、雪も降らず、大風も餘り不吹、草は冬こなれば芽立ち、春こなれば都て赤らあり。元來時候なれば夏冬共甚暮し能、冬は布子一枚にて可凌、夏は單物様の物にて濟也。山は土山砂山共有れごも、見へ掛りには爲差高山もなし、海は潮の滿干有、總じて近海は遠方也、田畑は未だ開けざる體にて、弘法芋を多く作る、飲食衣服の類は悉く諸方より交易して取來る也、鳥獸草木は指て替し者も見受ず。漂人共は此處に逗致しけれ共、何をなすこ云事もなければ、折節は漁獵にも出魚抔釣し事もあり。又或時は上陸して處々見物遊參に行し事もあり。此内同行の内病人有て、彼方の醫を賴み治療を受し事も有たり、斯りける内に早霜月こも成れり、漂人共は歸國の事而已思ひつゞけけれ共、兎角埒明ず、如何はせんこ案じけるが、或日に彼唐土より來り居る處の役人へ出逢ひ、何くれこ物語し、段々懇意に成りたり。其人漂人に向て、其許達は日本人の由なる

が、此地ゑ来られしは、何由緒きにでも志し被参たるにやと問ふに付、蘭船の惣答ふ、更れば何頃より来りたもふ哉、昔二月頃来りたり、扨は月日も餘程立たる事なるが如何致さるゝ積にや、此地に足を留めたもふにや、否我々は歸國の事而已心懸り、大將ゑも願ひ居たれ共、今に埒明ず、兎角案じ居申也と云ば、其時唐人申には、夫は實に氣の毒千萬成事也、左れば我等共より當處役所ゑ掛合其許達を貰ひ受べし、幸ひ此方には佛朗西船唐土廣東迄送り歸す人の次手もあれば、其人と共に送り付參すべき間、先々心を落附居らるべしとて、萬事深切いたし呉、其上船頭萬藏病氣の節は、藥など送り與へければ、何れも心嬉しく思ひ居たり。夫より彼唐人は供人多く隨へ、漂人の乘居たる船ゑ来り、右の相談いたし、並に佛朗西船の「キヤクテン」も言葉を添へ、種々說呉けれ共、此方の役人一向に承知せず。此方より別船を以送り遣はすべきあいだ、御世話被下に不及とて止ぬ。此上は船將メシテハンダへ願出さんと一同申合せ、則願出しけるは、我々事長々御厚恩に預り、何れも大慶いたし候得共、兎角歸國の御沙汰無御座、既に唐人共よりも色々願呉候得共、

一圓御承知不被下候ては折角御世話被成下候ても、私共本意達し不申、何卒此上の御恩には、一刻也とも早く歸國致候樣の手續御取計被下度、偏に奉願と言葉を盡して申ければ、メシテハンダ答へけるは、先達も申聞候如く、其方共の儀は本國江願出し有之處、全體本國よりは日本江掛合の儀も有て、今來年の內是非船手の總督を差向候筈故、總督此地江立寄、其節其方共を乘せ參るべき都合の事は、先達も申來り居る也。然るに其船今以參らず、夫故斯延引となりければ、今少相待たらば埒明可申と云に付、漂人然らば我々只今乘居たる、此鐵船にて御送被下事には無之哉、我らは此船にて歸る事とのみ存居たる也と申ければ、いや此船は其方共見掛の通、鐵張にて元軍用のために制致つれ共、甚重くして船足遲く、乘廻し自由ならず、右に付只此地の役船といたし有れば、中々以此船にて送り遣事不叶と、取て付べき島もなければ、皆興醒てこそ止にけり。更れ共皆々は兼て此國より、日本江參り何角難題をも申出んとの工み聞居たる上、今又メシテハンダの申趣を承知れば、何分我々を其軍船へ乘せ行、日本江近寄手くだといたすに相違なしと思ふにぞ、ゆ

く未如何成べきと共に心痛致ける。

此鐵張の船は彼船將の申如く、彼地の人の工風にて作り始けれ共、海上不便にて、今は唯此處の役舟と而已いたせし也。此船の役向は本國よりの命を受、海手の事は一切裁許し、或は諸方より來集する所の船の吟味、荷物改め等いたし、其先々よりの送り手形と引合、船荷送り手形より少き時は、勿論穿鑿をとげ、又手形より物多き時は尚更糺明し、若哉沖合にて強盗は致さぬかとの吟味也。其外召捕者等此船へ運來、罪の輕重に寄りて裁許し、死罪に行ふ者は陸へ揚げて取行、總じて重き役場也。

右船將メシテハンダの申聞し、亞墨利加本國より乘來る處の總督の船と申は、名を「サシコハナ」と申て、此節カラツホーナイへ來らんとて、本國を出るが、冬空にて風波の模樣惡しく故、南亞墨利加の鼻より亞弗利加へ船を廻らし、遂に唐土廣東に付ければ、カラツホーナイへは來らず、依て一手の船將別船にて漂人受取として來りぬ。此船の名を「セイメイレン」と云り。「セイメイレン」此地へ不着前、壬子二月初頃メシテハンダ我々へ申

には、其方共歸國も不遠埒明べし。其譯はヶ樣〳〵と後「サンコハナ」廣東江直に廻り「セイメイレン」代りに來るべき事共逐一申聞。夫より漂人共の姿を鏡にて取んとて、一人に付四枚ヅヽ寫し、三枚は役所に與ふ、役所江納めたる三枚は國王江差出、餘は「キャクテン」一杯の頭役たるもの江納て、一枚は我々が土産にせよとて人々に與ふ。兎角する内七日八日と覺しき頃、役人共申には皆々出て見られよ、其方共を日本江送歸す船の來りたりと、則出て見ければ此鐵船よりは遙に大きく、さもいかめしき船也と。同十日頃彼船より小船二艘を差越、漂人迎として來られ、此より雙方受取渡しと相定たれば、漂人は船中の物共に暇を告げ、久くなじみたる故、互に名殘惜しみ涙々立別れ彼船へと乘移りぬ。船頭萬藏は此頃病中なれば別船を誂て先に乘せ移したり。扨船の入口に四人立並び、夫より左右に拾貳人ヅヽ、床几に腰をかけ居けるが、其中の間と覺しき處江漂人を座せしめ、暫くして奧の方より船將出て來り、「イギリスシヒキサペン」申す、漂人「ノウサ」と答、「イギリスシヒキサペン」とは英吉利詞を知りて居る歟と問ふ事、「ノウサ」とは不知と云事也。是は惣

體西洋諸國を從へ、萬國に交易するゆへ、何方にも英吉利通ぜざる處なき樣に致ん爲、不知者ゐは敎んこの事にて、ケ樣尋しもの也。船の大さ三拾間橫五間餘、石火矢貳拾貳挺 玉目廿四貫匁位 同眞鍮の筒一挺、此は陸戰に用るよし、外に槍樣のもの四拾本、劍銃其數を不知。是に付ても漂人共思ふには、斯る軍船にて日本ゐ送られなば、御打拂有之は必定なり、萬一御請取有之共御疑掛り如何成憂目を見ん事難計、評議區々に案じ煩ひける。同十二日頃此湊を出帆して、午未の方をさして馳せたり、凡二千二百餘里を經て、サンッチヤイのオーアイヘイこ云島に着す、 サンズチヤイは此島の惣名にて、都合六島有大成は六十里、小なるは四五里あり、オーアイヘイとは六島の一島なり、是より先英吉利の大將をサンズイチと呼る者、「チヤイレンシ」と云船に乘て、始て此島に來り、開し故是を此島の名とし「サンッチヤイ」とつゞめてよぶ也、大將の居る島をワーフウと云オーアイヘイ去る事十八里北なり 此島ゐ着岸の頃は三月三日四日こ思れけるに、此地は赤道を去る事近き故、甚だあたゝかにて、人々褌計にて居たる、然るに奥の方ゐ見ゆる山ゐは雪白く殘りたり、至極高き事こ思る。扨此度此島ゐ船を着けしは、唐土の廣東ゐは夥敷里數故、薪水不續故此處にて積入るゝ爲也。着岸の日船頭萬藏は船中にて病死す、久々の病氣にて、病付しより六ヶ月めに果

たり。今は老年の上、種々の雜儀を凌ぎ、且多くの船子支配して心配せしゆへ、かく大病にも取結び、勿論醫療はカラッホーナイにて名醫の六七人も頼みしか共、終に其驗なかりしは、あはれといはん悔しさや云ん。然る處船將は萬藏葬り式を營み哭んとて、先漂人に日本の葬り方を問ひける故、棺に入て葬るよし答ければ、則大工に命じ、棺を作らしめ、屍を其中に入、此島の山に葬らんと致せしが、此日は風波烈しく平生の船場に船を掛る事不叶故、内川に乘入れ巖石の下に掛たれば、山に登るにも往來の道なし。依て島人を頼道を新に開かしむ、島人は日本人を見物せんと多勢群集し、我も／＼と荊棘を踏散し、須臾の間幅八間竪二十間計開き、夫より本道に出て二十町計、奥の山の上に穴を掘、是に葬ける。漂人始亞墨利加人も左右に立並び、經抔讀て歸りぬ、先に萬藏をして遠洋にて死せしめば、海中鐵炮抔發放し、水葬となすべかりしを、着岸の日死せし故、幸に地方に葬らるゝ事を得たる也。扨此島人は土俗にて履を穿と申事なく、幼少の時より石角嚴稜をも踏なれし故に、右荊棘の道開き節も、皆躶跣にて有し、家作は土或は石にて糀室の如く造、屋

根は砂糖黍の葉を重込、雨のたゝき流さぬ様になし、塗屋のあたりに日覆風よけの爲にや、砂糖黍の五六寸廻りなるを種へたり。總じて暖地故、冬といへ共、草木枯る事なく克繁茂し、砂糖黍にても斯る大成もの有り。食物は芭蕉實多く、名をブキヽレと申、薩摩芋又多く、椰子の實心をコヽノッと云て、食物ともいたし、油幷藥用とする也。此島に滯留する事凡九日にて、又西の方に向て出帆致す。四月下旬唐土の內香港といへる處に着岸す、（サンツチャイ逗留の時より此香港に着岸迄海上に三月十五夜四月十五夜兩度其月を眞上に北に寄て見渡たりと）香港は廣東の屬島にて、四方七里有、日本道の道法也。

阿片一亂の節和睦のため英吉利に渡せしより、遂に英吉利支配となり、當時は陣屋抔多く構、軍士の屋舖も三千軒計有て、日夜炮術けいこ抔いたし、朝夕三百人つゝ警衞として出張せり。全體此土の風俗甚惡く、反覆常ならぬ故、其押として右等きびしく手當いたすもの也。其外諸國の役所も有之、漂人とも乘たる船着岸より、程へて役用に寄て、媽港と云處に至れり、巳午の方五十里計り隔りし地也。役用濟て又香港に歸りぬ、（香港逗留中媽港に行事前後）

也五度四五日過たる頃、また此島に掛居たり、亞墨利加「サシコハナ」といへる軍船に乗移らせたり。此は彼カラッホーナイへ往し時、本國より同所に乗掛しかども、風波の爲にさゝへられ、終に廣東に廻し總督の船なり。此「サシコハナ」と申船は世界に三艘と云大船にて長さ五拾六間餘横七間餘、石火矢十一挺 内大炮三挺、長九尺四五寸日本の尺 筒口七寸貳分同尺 二重臺に居たり 玉目七貫八百目位 次の六挺は鐵造 玉目六貫八百目位 小の分は銅造なり 玉目一貫八百匁と一貫六百目 鎗様の物八拾本、劒筒六挺、搦數しれず、乗組は三百七十人、總て船中人衆の多寡は船の大小に寄るにあらず、石火矢の數に寄るとぞ。此船に乗移りしよりたちける内、或日の暮方に漂人共食事して居たる處に、英吉利衣服着したるもの一人来り、思ひがけなく日本言葉にて、おまへ方は日本の人なるよし、日本は何國の人なるやと問はれて、皆々打驚未だ返答にも不及ければ、其時彼の人申には、そふなく〳〵魂解事はなかばい、我は肥前島原口の津の力松と申もの也、おまへがたの事は一昨年より噂を聞たれば、逢て色々噺し度事もあれ共、何様今日は役用にて来り、段々用事も有、日も既に暮に及びたれば、明日にても我住家に

尋ね參るべし。此書の上の方にて、日本力松と云ふて尋ねたまはゞ、直樣知れ申也と云捨て歸れり、跡にて皆々打寄執は奇代なる事もある物哉、同じ日本にてさへ處をへだてゝあらんには、逢度思ふ者へも心の儘逢事出來ぬ物を、斯る異國にて日本人に出合ひたる事、若や神の御引合にも有んかと、噂とり〳〵早く夜も明よかし尋ね行む、又我々が憂き艱難をも咄し、互に力ともなりて歸國の望も遂なんと、何れも夜の目も合せず待明し、明ると其儘船將に暇を願、上陸して彼力松方へと急ぎ行、更れ共唐土の言葉未だ一向不案内なる故、如何致しよからんと、東風西風歩行せる内、不度英吉利手の人と見得たる老人に出逢ければ、天の與へと早速尋ねしに、其人克知りたる樣子にて、チン〳〵ショウシュ・ナンバツルイ・ハウスと教たり、チン〳〵ショウシュとは、此地に在る處の神社也、「ナンバツルイハウス」とは夫より三番目の隣の家と云事なり。此「チン〳〵ショウシュ」神の名なるが文太云此神軍神と見得、右の大將木像を安置せりと、按するに此者定て關帝を祭るものなるべし、唐土にては關帝の社有て祭る事に一、既に長崎にても唐人屋敷の鎭守は關帝にて、至極結構を盡したり 右の敎に從ひ早く其家に到ければ、力松折惡しく英吉利屋敷の親方の許に行たる留守の由にて、力松の女房

出迎ひ内に誘ひ入れり、直様手紙を認力松方へ遣しけり。暫くして使はもどり力松の口上をのべ、親方の内にて日本の人見度との事故、何卒此方ゟ参り呉れいへと申に付、皆々は一所に連立彼親方の家へ到ければ、力松はや門外迄出て不斜喜び、直に内ゟ案内致す。親方と申ものは後家にて、是も出迎二階へ通し、色々持成しありて、後彼後家申には、扨々長々の漂流に皆々無事被居いと申は、何寄珍重也。此方の力松も日本の人也、定て咄しも多かるべしと、つくと打くつろぎ咄し給ふ、我々も漂流中の咄し聞たけれ共、話間御邪魔になるべければ、指控へて外に退き可申と立去りけり。夫より力松も種々咄し致し、何角と様子委敷聞たりける。

抑此力松と申者は、肥前島原口の津の生れにて、十四歳の時肥後川尻村の船頭庄蔵の船へ乗組、同肥後の國利三郎と申者と三人にて、天保五年の秋薩摩芋を積に廻し、途中にて難風に逢ひ、戌亥の風に吹流され、四十日計、漂ひヘレベンと云ふ小島にたどり付たるに、島人共衣服船等も盡く奪ひとり、三人を連て銘々の住ひたる處へ歸り養ひ置たり。

素より外に食物もなき離れ島にて、只薩摩芋魚鳥を取喰、甚熱國にて冬の頃にても、單物一つにてよし。島人我々へ衣服を出し着せたり。扨力松等歸り度と云事を手眞似して見せけるに、島人其胸のあたりに掛居たる、眞鍮の十文字形の守りの樣なる物を指し、是を拜みなば送り歸すべし、左もなくば捨置べしと云趣也。依て拜みければ大に喜びし體にて、諾ひけり（此守と云は切支丹の礫に逢し寫し也、委しくは雜話に出す）其後大木の二丈計も有を指して、是れにて船を造り送り歸すと云樣子なれば、いかゞ成事やらん、何果べきと思ふ內、大勢打寄其大木を切倒し、船の形にしつらひ、火にて燒掘貫いて船となしたれば、六十日計に成就しけり。此島には別に船の類なければ、斯にわかに製造したるにて、此より力松等三人を此船に乘、島人四人にて送り呉、段々に島々に所々へ着し、島送りにこそはしたりける。所に寄りては船のある處もあり、漸く數月を經てメネラと云地に着岸し、メネラより船にて唐の媽港へ送れり、是は此時媽港へは日本の漂人乙吉・岩松・久吉の三人、英吉利人に救れ居たる故、メネラより力松を日本に送る事を苦勞に思ひ、事を幸に媽港は送り附た

る也。メネラ人は媽港に上陸して、力松等を乙吉共が居る親方の門前に置捨て歸りけり、跡にて乙吉の親方力松等を見て、乙吉に告て云、彼處に日本人と覺しきもの三人居れり、定て漂流し手前共を尋ね來りたるに相違なしと、乙吉直樣出て見ければ、力松等大に喜び、暗夜に燈火を得たる心地して、具に事の始末を委しく咄しければ、乙吉其送れし島はいづくぞと尋ぬ、不知と答ふ、乙吉曰、其船印旗印は如何と云、しか〳〵也と答へぬれば、それはシツパンシヤ（イスパニヤの事也）の印なれば、定てメネラなるべしとて、其儘親方に賴み同く世話いたしける。其後一度は日本にも送り歸されし共、打拂はれ近寄事不成、終に斯此地の人と成たる也（日本に送り歸されし時の委細は乙吉が傳に出す故こゝに略す） 又此親方と申は則今の親方也となん。

かくて又力松皆々へ申に、其許達は承知致されしや存申さね共、亞墨利加日本へ交易の口開かん爲め、近年の内參りぬ覺悟にて有之處、日本は形の如きの神國にて、外國の交易拒と申はきびしき御禁制なれば、御打拂は必定なり。既に我々先年商船にて參てさへ、散

々の憂目を見たる位なれば、まして今軍船にて送れたまはゞ、御受取無之而已か、返て大變と成間敷にあらず。夫に引替此地江住居被致なば、何程結構の暮しも出來申べし、又皆々の内には定て親兄弟もなき人も有べし、無理成る歸國いたし、危き難に逢んより、此地へ留り給へ、若住居の志し有し人は、今より我家に殘り、彼亞墨利加船へは手紙にて、其段申送れば何も六ヶ敷事は無之、兎角分別次第返答あられよといへば、皆々顔と顔見合、何と言葉もなし、只差うつむき居たりける。其時文太進み出て、成程被申通り亞墨利加日本江參り、其節我々を召連罷越ては族にも承知致し、兼て夫のみ案じ居るなり、更ればとて今留ることも歸ことも、卽座に決定致す事も難出來、何樣一先船に歸り、得と評議いたし、愈留り度ものは留り、歸り度者は歸るとの取極を附け、其上御返答可申、今日は先々此限御暇申也とて、皆々は船に歸り一同打寄、今日の次第如何に被考し哉と、互に尋ね合けれども、誰一人留り度と申者無之。口を揃て申には、當時の勢ひ亞墨利加人共軍船にて、日本江參り我々共を餌にして、其利を釣出んとの工みは誠に火を見る如く明らかなれば、そ

れを知りつゝ日本に參る事さへ甚以恐入たるに、まして此地に永住致し、夷國の爲に犬となりては、日本　御上樣　御公儀樣に對し敵對致す而已ならず、六十餘州の神々樣に背き奉るの道理也。必竟此度船中にて不思議の命を助りしも、全く氏神始神々樣の冥助なれば其御恩を忘此地に留り、切支丹宗門にも入たらんには、愈以天罰恐ろしき思ふなれば、所詮日本に歸るより外分別なし、力松が今日の申分何共其意を得がたし、よきにすかして己がものとせん腹なれば、我らが爲にはあらじ、此以後は餘りに親しくも交るべからずとて、こもぐヽに申合、只歸國の手段のみに、心を苦しめ月日を重ねける。此内漂人乘たる船交易見改のため、香港より五拾里西の方に當て黃浦と云る處に行ける、是は廣東城より二里川下の中島也。香港逗留中黃浦に前後四度行り 其後又三百里丑の方へ當りて廈門と云る處に行けり。是れは廣東の城下にて日本の五六萬石の城下にて、唐土の船二千餘艘も掛り、外國の船も多く有り。扨又この廈門に兩度行しが其初の一度は五六月の頃にて海賊一件の取扱、此海賊の一件と申は亞墨利加商人船二十八人乘にて、唐土の廈門に參りし事有しに、其歸りが

け唐人四百餘人亞墨利加金山ゑ行んとて、賃錢を與へ右亞墨利加商船を賴乘行ける船中にて、不度此船の船頭、金銀を多く蓄へ居りたる事を知り、唐人ども惡心を生じ、遂に船頭を殺害せり、次の船頭大に怒り、仇を報んとて、矢庭に渡合、唐人七八人を打殺せしか共、多勢に無勢力及ばずして切ふせられたり。その餘の亞墨利加人も散々戰ひけれ共、多くは殺されけるが、其内十二人をば唐人引捕手痛いましめ置、金銀財寶心の儘に奪ひ取りたり。扨唐人はかく亂暴働きたれ共、海船の使ひ方一向に不案内にて、一歩も進る事不當ば、依之殘しめの十二人の者を六人宛、二時代りに手錠をゆるめし、船の僴廻を致させける。更れ共唐人は斯る惡事をなしたる故、事の露顯せん事を恐れ、廈門へも得歸らず、勿論又亞墨利加へも行べきにもあらざれば、如何してよからんと案じけるが、不度思ひ付、兎角此上は遠國に遁のび、亞墨利加人らは打殺して、其口をけし、其至りし國より漂流の體に取扱はせ、歸國致しなば事仔細なかるべしとて、夫より計を決し琉球差て船を艤き寄せ、竟に琉球近傍の小島ゑ着せり。先元船は湊口に掛け置、別に小船を以て鐵炮荷物等總

て陸に揚させ、追々唐人もあがり、今は早揚仕舞はんとする時、更らば彼十二人の亞墨利加人を殺さんと計りしが、亞墨利加人は早くも其計を悟り、荷物唐人過半あがりたるを見るや否、矢庭に碇綱の鐵鎖を切り離し、帆を卷揚げ沖手の方へ馳せ出す、折節風も追手なれば天の助けと遁のび行る。然る處船中にはまだ唐人二十六七人有て、多勢なれば敵し難く思ひ、亞墨利加人は帆檣の上に掛け登りける故、唐人共下より氣をもみ、炮器はなし唯あきれ果て居たりける。斯て其翌日遙沖合に、英吉利の蒸氣船と覺しきもの見得ければ、亞墨利加人は帆檣の上より、頻に招きたるに、英吉利船も見當しにや、次第に船を近寄遣眼鏡にて望みける處、其旗印亞墨利加に相違無之、其上不時旗を揚げ居たれば（此不時旗と申は別にケ様の旗有にあらず、平常立たる所の旗の立様にて、不時有る事をしらせる也、此旗の立居れば沖合にて役船或は類船にても、見かけ次第に近寄せ、すくひ助る也、西洋諸國皆此定め有、此度も斯る大變故、右の不時旗を揚げたり、尤彼別の旗にあらざるゆへ、唐人には一向にわからざりし也）何かは以て猶豫すべき蒸氣の煙を盛にたてゝ、暫の間に馳付たり。其時拾貳人のものは始て生たる心地して、各帆檣の上より事の始末具に語りければ、惡さも惡しと英吉利人は此方の船に乘移り、何の苦もなく惡徒等を召捕、高

手小手にいましめ英吉利人十六人を差添是を守らしめ、亜墨利加人江、申付其許者は此より早く厦門に行、此旨委敷役船江申居置べし、我々は其琉球の小島江行、彼悪徒等残らず搦め取、追付又厦門江行べしと、頼付敷も只一艘琉球差て急ける。英吉利船は軍船の事なれば人数も多く、其上道筋の案内は彼十二人のもの江聞置たれば、早々彼小島江馳せ付、島の役人に掛合ければ、島人も此頃四百餘人の悪徒等入込、盗賊亂妨を働らき恐れたる折柄なれば、早速案内し處々へ隱れ居たる唐人共を探り出しければ、此時唐人も必死に迫、有合鐵炮を打掛防戰せしか共、元来島合の聚にて、其上玉薬も盡たれば、散々に打負悉く召捕れたり。英吉利人は思儘に悪徒を搦取、直様出帆して厦門江歸り僉方吟味となりにける。扨此一件は唐土・英吉利・亜墨利加三ヶ國の掛合なれば、則早船を以此旨香港の漂人乘たる役船江届け来る。依之此方より軍船四艘にて厦門へ行罪人を請取、四百餘人を四艘に乘、香港江こそ連歸りぬ。右罪人四百餘人の内、其張本は廿七人也、此は格別きびしくいましめ、又外に四人は悪徒に與せず、船中にて十二人の者へひそかに飲食を與へたれば、此は

別船に乘叮嚀に取扱ひけり。右の如く罪も定り、亞墨利加より早速成敗致すべきの所なれ共、此邊には亞墨利加の地方無之、更りとて又船端へ釣下げ一人〳〵に鐵炮にて打殺す事も、快よからざれば（西洋にて刑殺べき罪人あれば、地方に上殺せしとも、已が地方無き處なれば、船中にて一人づゝ釣置、鐵炮を以打殺す事なり、それは切支丹の法にて、又物以て殺す事は出來ぬ故なり）罪の次第をのべ廣東役所に引渡、彼手をかりて刑戮せんと思へども、又思ふには若し引渡たる跡にて、廣東役所より依怙の沙汰を以て、自國の者とて助けたらば、我本意を遂せずと。則ち彼四人の善者を人質として留置、廣東より張本人許しあらば、此方にて此四人の善者を殺すべし、さあらんには廣東役所にても、惡徒に替て善人を見殺しに致す樣の、無筋の仕置は有之間敷、たとへ役所より左樣の仕置あれども善者の親類共始、世上の人心許し不申、早速訴へ出是非廿七人死罪と申付べしとの手術にて、遂に不殘引渡しけり、廣東役所受取て直樣張本人を嚴科に行ひ、其餘は罪の輕重に隨ひて、其品申付、事治りければ、亞墨利加役船よりも、見改の役人立合相違無之上、彼の四人の善人は禮物として一人に銀百枚宛與へ、厦門へ送り歸しける。（銀一枚は唐土にて一貫六百目通用銀也、日本の金二分餘に當る）漂人共は彼

是月日も移りぬれども歸國の手掛もなく、其上此船日本へ參りたり共、軍船にては請取るゝ事無覺束、更りとては亞墨利加の手を離るゝ事も難出來、進退爰に極り如何なるべしと思ふにぞ。折々は上陸して庄藏方にも行き、又彼「チン・ショウシユ」の神社へも參詣し、歸國の事抔祈りける。或日又神社へ參りたるに、此宮の神主體の人漂人へ尋て、其許達は日本人と申され候が、働にても致され候にや、又漂流せられしにやと申ければ、皆々具に今迄の事委しくのべける。宮守重て更らば此地へ永住致さるゝ心なるやと問ふに付、否是非本國に歸る積りにて、夫而已日夜祈居る也と答ふ。宮守曰く扨は君達の何程歸り度被思候ても、彼亞墨利加船に被居ては所詮埓明く事無覺束、我は此唐土の者成が、御承知も可有之、此唐土と日本とは兄弟の如く國柄にて、至て睦じければ、其許達の事にても我らへ任せられば、隨分善に世話して參らすべし。其譯は此地より廣東へ陸二十里有、廣東城下より南京迄は又陸七百里餘有、我今廣東へ付狀して參らせば、廣東より世話して南京へ送り、又南京より乍浦年々の往來有れば無難に歸國致さるゝ事は疑ひなしと、いと細やかに

申聞ければ。皆々は大に喜び、何卒其都合に致度間、付ケ状の義偏に頼入るよし申置、足を早めて船に帰り、又々打寄種々評議いたしけるが、中にも年老たるもの、又は病人杯は迚も陸地の彼是千里も隔てたる、南京迄行き遂る事、甚心ろ元なければ船に残らんといふも有、其餘壮健の面々は宮守の世話にて廣東に欠落せんと云も有、爰に於て同行二つに分りたり。更れ共先明日は一同上陸して、去住の計を決せんと其夜を明し、翌朝早く打連立、船將へは今日日本の神祭日故、皆々上陸して心祝ひに酒食致す也と欺き、其許を受直様彼宮守かたへ参、例の付状を貰ひ請、又其夜は庄蔵に行て逗留せり 総じて船中にては月に一度二度は上陸を免し今日出し時刻より明日の其時刻迄は、逗留する也 此庄蔵と申者は力松と同船にて流され、此地に留まり英吉利へはいり居たるが、此節は人夫拾人計連れ亞墨利加カラホーナイへ働きに行し留守なれども、其女房至て心よきものにて、いと懇ろに世話し呉れば、皆々も頼母敷思ひ、此夜止宿して欠落の相談をぞ致しける。是より拾六人のうち七人は船へ留るに決し、又文太はじめ屈強の者九人は欠落に決しけるが、斯る様子を察したるにや、彼女房皆々へ申には、君達は遙々

の東國に參られし事なれば、嘸歸り度思はるべし、我とても甚氣の毒に思ふ也、吾夫庄藏內へ居られなば如何樣にも御世話いたして參す、折悪敷他行致したれば詮方なし、夫と又隣家の力松とのは、同じ日本人にても腹の違し人にて、迚も賴となしがたし、君達今廿四五日も早く此地に來られなば、周防の國十一人乘りの漂客を、庄藏世話して送り歸せし便りも有しに、惜き事なりとて打しほれて咄しける。

周防の國の人と申は、船頭宗助と申者を始として都合十二人乘にて流され、香港にて庄藏に世話に成たる者也、雲州權一も此中にあり。

其翌日（頃は六月下旬とおぼへたり）文太等九人は渡し船をやとひて、八町の瀨戸を向の岸へ渡り、殘りの七人は此處迄見送して來り、今世の暇乞とも成まじきにあらざれば、互に袖をしぼりける。九人は夫より二里計過のび、九龍と申陣屋へ到り、是も廣東の下域なり。爰より山道に掛り、又二里計行たるとき、手に鐵炮を携へ、腰に劍を帶び棒抔つきたる者六十人計出て來り、九人の者をくる〳〵と取卷、一人に五六人づゝかゝり、左右の手をとり、有無を

云ずたゝき倒し、劍をぬいて胸先に當て、金銀衣類を出さずんば差殺すべき有様なれば、皆々は餘の事に氣塞、又腹たてたくも、なんども多勢に無勢なれば詮方なく、おめ／＼こ衣服路用、其外方々より携へ來し珍物、亞墨利加にて寫し貰し銘々の畫像、根付時計迄悉く奪ひ取られ、眞裸となり、追剝共は思ひの儘はぎとり、九人をば叩きはなしにして迯失ぬ。跡にて九人は十方にくれ、如何せんと狼狽けれ共、彼宮守より貰ひし付狀さへ取れし上は、廣東に行事叶はずとて、其儘ふり歸り數々に元來し道をたどりて、香港へ立歸りける。折節彼渡し場へ唐土の川開船着き居たるが、其船兼て心易き人にて有し故、先是にたより、事の次第を委しく咄しければ、船人夫は氣の毒千萬な事なれども、先々無事に歸られしは此上の仕合也。元來彼地の近邊は至て人氣等悪く所にて、其上先年阿片の一亂より引續き、當時は明清の騷動も有れば、法度も行届き兼、盜賊追剝家々にして起、既に當所の者にても、彼等が爲に殺れし者も甚多し、只今其許達は手向致されざりし故、幸に命を助り給しなり。夫は兎もあれ其許達の容體にては、迚も元船に歸らるゝ事は成るまじ

く、今宵は先此船に逗留して、餘人の悉く歸り揃ふを待給ふと申ければ、皆左と同じ、竟に此船へ泊りける。早く歸し者は申の刻なりしが、其遲き分は戌の刻にも及びたり。扨此夜は皆々衣服抔も借て着用し、夫より手紙を認、元船に殘りし七人に事の次第を知らせ、且衣類を送り與へ樣申遣しければ、七人より早速衣服等持せ越し、又船將始皆々は女郎買抔にも參り居たる心得なれば、何も子細なき故、此上は早く船に歸り可申と答たり。依て皆々は心ならずも、その不知顏にて元船へ歸りけれ共、船中には實に知らざりしにや、何事も云はず、唯女郎買に衣服金銀悉く遣ひ果たりとて罵りける故、おかしくも其體に持てなし置ぬ。斯くて此月も立、七月の初つかた、此「サシコハナ」船役用によりて、四拾里餘午の方金星門と云る所に行、其領分の小島に船を掛けたり。是も廣東の下城にて土地の繁昌、本邦の四五萬石の城下になすへし。爰に逗留する事六十日計也、折節亞墨利加の商船本國に歸る便宜有て、則播州の治作・彦太郎・藝州の龜藏三人を、此船に乘て連れ歸りける。亞墨利加人にては兼て漂人共を已がものとなし度心なれ共、皆々餘りに強て歸國を願

ける故、所詮取込事叶すとて、竟に送り歸すに決したれ共、若哉其内にも心ゆるみたる者もあれば、何卒して己が方へ引入んとの本心なるに、先達ての香港へ居たる時、皆々は欠落まで致し掛たるが、七人のものは其儀にも同ぜずして、船へ殘りたる事追々聞へければ、強ち歸國の事而已思ひ詰たるにも不有、留れば止る心の有にもやと思ひける故、斯く連歸りしなり、此三人は七人の中にても、最年少きもの也となん。是より先亞墨利加本國より「ストシツパノー」と云船（此船は兵粮軍器を貯る船なり、陸戰の輜重小荷駄などの類ひなり）此地へ來ける、其後間もなく治作等を連歸し樣子を見れば、國王よりの命を受來る事と思はると、扨此金星門と云は纔の小地なれ共、外國の交易を受ず、諸國の船も多く集りいれ共、法令嚴重なれば、敢て上陸するものなし。此「サシコハナ」も此度軍船四艘にて來り、色々交易の事進めけれ共、中々不許氣色なり。其上何國の湊にても長く逗留する内には、船人共へ免し月に一度づゝ上陸して、酒食する事通例なれ共、此地にては總督より固く上陸を禁じたり。其譯は土人甚勇強にて、外夷を恐れざる故、動もすれば喧嘩抔仕掛、理不盡に打たゝき、時に寄りては死

傷にも至る事毎々なれば、何れも是を恐れ上陸を不致と也。

此逗留中、或日遙か側に掛居たる外國船、爭論に及ける樣子にて、互に合戰を始め、鐵炮彩敷打掛たり。一方は船二艘、又一方は一艘にて、凡二時計打合けれ共、勝負決せず。此内金星門より追々に船を出しければ、一艘の方は沖手を差て逃失ける。我々が船は二里計隔りたれば、樣子委敷は難分、今少大きくならば見物に行べしと、船に火を仕掛居けれ共、其内事靜りたれば行かで止ぬ。右合戰の内其は左に不當樣見得にけり、是より「サシコハナ」は香港へ歸り、又十一月頃厦門へ行く、此度は厦門土人と亞墨利加人との騷動に依てなり。其子細は亞墨利加人土人と爭論に及びけるに、土人いかりて千人計徒黨を催し、亞墨利加交易屋敷へ押寄、種々亂暴に及び、終に六七人も打殺せり。亞墨利加人も此を憤り、夫より英吉利人倶に上陸して、土人千人計集居たる處に、此旨早速香港へ註へ出る故、取扱のため行しなり。總じて西洋諸國には年内軍船六艘づゝ、洋中に勤番いたし、夫より年々又軍船二艘づゝ仕出し、先に出たる六艘の内二艘、三年の期滿たる分と交代し

て、又三年勤番いたし、依て一年の内一日も海中に軍船の出居らぬ時は無き様仕組たるなり。其六船の役目と云は、何と極たる事なく、彼方此方と着岸し、交易通信の手掛をも見出し、諸國の存亡强弱等を探り、命をそむくものは是れを正し、寇を成す者は是を防ぎ、其外自國の商船盜賊喧嘩抔一切取扱致也。此「サシコハナ」も矢張右の如船にて、總督の居たる事故、斯諸方に役用有て行ける也。扨厦門の一亂も取扱相濟歟、出帆して此より臺灣を左の方に見なし、東南一千三百里をへて、五日五夜にヘレペンと云所に着船す、（此時は蒸氣の眞木に痛み有れば、殊の外手間取しよし）此ヘレペンと云島は都合十七島有、其都をメネラと云、シツハンニシ（イスパニヤ）の支配なり、大きなる島は五百八十里廻り（是地圖に出す所の呂宋の事也と）此地赤道を去る事十六度より二十二度の内にて甚暖熱の國也、本邦の十一月十二月と覺しき頃、貴人は絹か紗の類の衣服一枚、下賤の者は股引樣の物一つにて居たり、人品は本邦と同樣にて少し短き方也。暖地故草木も能繁滋し、茄子・蕃椒・綿の木抔、大きさ階子を掛て登るべき有、米穀は一年に三度づゝ實のるなり。「ヘレペン」の湊の西の方に入口有、是より二十里程奧に入、

又差渡七八里計なる湊有、其湊より辰巳の方十二里行し所に、メネラの城郭有り、海を後ろへ負ひ堀を前に當、東は大河西は田野にて、城壁の高さ一丈二三尺ばかり、鐵炮石火矢夥敷備、要塞堅固の城下也。其外出城の如きもの六ヶ處、總じて朝晩城内より兵卒三十人程づゝ出て、炮術戰闘の調練をなし、赤白の裝束を分て、進退分合意の如くせり。此地の人性質甚勇剛にして人に屈せず、其上城郭堅固なれば、英吉利を始として何れも畏敬して敢て近付者なし、既に往年英吉利人此島を押領せんと、軍船四五艘差向けるが、土人も又船を以是を迎ゐ、左右ゐ分れて、英吉利船を挾み打に致す也。敵味方鐵炮烈敷打合、黒煙天地にみなぎり、物のあいろも分かぬ計なるが、英吉利人は是を幸に掛抜け、遙内海の方ゐ入て見物致しける。メネラ人は夫とは夢にも不知、玉藥のあらん限、面もふらず戰ける處、雙方船兩三船破裂せり。是に寄りて戰少しゆるみければ、初て英吉利人に欺かれし事を悟り、大に怒り、更らば荒手を入れかへ、只一打に英吉利船を打碎んと、船を差添追かけ來りける。英吉利人も一旦は敵を欺きしかども、メネラ人の猛勢敵し難くや思ひけん、

蛛の子を散したる如く、沖手を差て退帆せり、是より再び近よる事を得ずとなん。右の通の國柄故、我々が船も逗留中、折々上陸せしに、土人に無禮致とて早速劍にて額に傷られ、辛じて船へ歸りしもの數々有り。嗚呼金星門メネラの一小島を以て、其剛勇外夷を畏服し、あへて近海に近付けず、是實に賞歎すべきの大なるものに不有哉。斯て此處に逗留する事三拾餘日にして、香港へ歸れり。メネラへ逗留の久しきは、蒸氣船の車の眞木折れたれば、是を造作せんと、重さ五千八百貫目の碇をつぶし、右の眞木とせんとたゞ鍛冶を集め營みけれ共、思通に出來兼ね、遂に鐵と鉛をわかし、左右より眞木を包みて、當座の間を合せける故に、斯く手間取し也。

此ヘレペンと申島は彼前條載せたる如く、力松等漂着せし處なるが、甚開けざる地にて、船さへなき有樣也。然るに今爰に見得たる處にては、メネラの繁昌大方ならぬ樣子なれ共、畢竟ヘレペンと云は屬島にて、メネラとは大に離れたる故、前條の如く未だ開けざるよし也。總じて十七島の内にても、開けたる所と開けざる處と有之となん。

「香港」へ歸し頃は、子の十二月廿七日にて、此日は立春いよし、彼「チンノ\ショウシュ」より聞けり。

漂流記談 卷之一 終 （尾題新補）

漂流記談　巻之二

丑二月上旬香港出帆、折節南京にては、明・清の戰ありと聞へければ、其模樣をも一見せばやと、卽ち北に行く事七百里にして、江河に至り、此河を泝る事十三里ウヽサンに至る。此所より枝川あり、其枝川に隨ひ十七里、上海へ至れり。爰には亞墨利加屋敷あれば、滯泊する事二日、土人を雇ひて南京への案内者として、一人銀百枚宛の賃銀を與へ、再び枝川を下る事十七里、彼ウヽサン迄かへり、此より南京をさして渡らんとて、百里計登りし時、潮退き水淺して船進まず。されども此河二千二百里の流れにて、河の入口幅八里計もありて、至て廣ければ處によりて、又深き方もあらんとて、彼案内者をして所々測量させけるに、深き處は絕て無之。全體世並の船なれば通るべけれ共、此船は世界三艘といふ大船にて、かく淺瀨に乘込たれば、進退にきはまり、人々如何はせんと案じ煩ひける。

中にも彼案内者は川の深淺船の大小等のさし心得なく、たゞ金錢を貪りて案内しける故、此體を見て大に恐れ、各斷落せんごて小船に乘てのがれければ、此方の船人共大に怒り矢庭に表にありあふ、代八車に仕懸たる唐金筒を鱸の方へ引廻し、一貫六百目位の鐵玉を込み、逃る船を目當に發放する事凡五發。されども彼船運や强かりけん、間合外れ一つもあたる事なく、竟に逃失てけり。然る處案内者の内兩人、船に殘り居たれば、手痛く打擲せらる。此より種々思案しつれごも、船は鏃つかへて動かず、此所にて二夜は明しぬ。此上は船に積みたる石火矢抔も悉く水中へ投げ入れ、船を輕くするより外に術なしご、一決したる所、翌十五日は水嵩增り、船も漸く浮にけり。皆々安堵の思ひをなし、さらば此より南京へは纔に百里計なれば、彌進んご致せしかごも、又思ふには、此餘如何なる淺瀨有之、又もやかゝる事にも逢なんかも、底氣味あしく、遂に合戰見物の趣向は止め、元來し路をさして引返し、ウヽサンより上海へこそは着にける。嗚呼漂客共をして此時船を進むるを得せしめば、唐土の戰狀をも見受け、當時海寇防禦の一蕩ごもなるべかりしを、不幸にし

て志を達する事を得ず、惜しといふも餘りあり。扨此上海と申は、江南省の下城にて、城の廻り三里(日本道)計、壁の高さ一丈八尺計、險固の地なり。然る處文太再び上海へ返りし所、明兵は既に南京を攻落し、使を此上海へさし越し、近日人衆をさし向可申間、其覺悟致居るべしと申來りたれば。城將マンレイン(姓名)二百九十挺の石火矢を備へ、大に防戰の用意をなす。依之上海の騷動大方ならず、老弱婦女號泣の聲、晝夜たへず、我も〳〵と船用意して去んと、上を下へとかへしける。

抑此明清の騷動と申は、我嘉永二酉年より起れり、其濫觴を尋ぬるに、唐土廣西へタヽ(姓名。タヽの字辨ずべからず、たゞ唐土にては如此申合りと文太いへり)といへるものあり。此者本は明の後胤にて當時零落して農業をいたし居けるが、元來慈愛深きものにて、近邊の民共も其恩惠に服し、これが爲に用ひらるゝ事を樂めり。然るに清朝には往年英吉利阿片烟を以て中國を亂りしより、諸方の地方を奪ひ取られ、且歳々の交易清より出す所のものは、皆其値段を安くして取り、おのれより送る品の代物は高値に致し、且其金銀も至りて品あしく、値段相應

不致、中へ交易の品物仕出しは地方は甚迷惑いたし日々衰微（〇に）趣き。依之人々困窮にたへず人氣一向に背き、家々亂を思ふの勢こ成行ければ、此折柄を見合せ彼タヽ嶋に人衆を招集め、百人計を引率して廣西の城を攻けるに、廣西に拒ぐ事あたはず、城竟に落てけり。明兵は勝に乗りて、順々諸地を攻め取り、且炮器等は悉く香港へ居たる英吉利より買入れ用ひける故、向ふ所敵なく纔四年の間に、城数九十餘、船数六百艘を奪ひ取り、人數二十萬に及べり。然して其取得たる地方へは、悉く明の古法を施し、衣服旗章等其外頭の髪迄明の制に復し、おのれが教化に從ふ所のものは、其民の金銀を悉く取上げ、衣服等の用具は上より割渡し、米穀は軍用の外一切作り取りに致させけるゆへ、さのみ困窮もいたさず。たま〳〵には謀叛の企てあれども、金銀なければ軍用一向に調はず、加之暴虐の仕向は絶て致さず、人々安堵せしゆへ自然能教化に從ひけり。嘉永五子年極月竟に勢に乘じて南京へこ押寄たりしも、此南京は清朝の大都城にて、總構への廻り二十里四方、日本道其内に外堀内堀あり、又其内に田野多く開け、米穀も入その數を

知らず、都市の繁榮城郭の要害、たとふるに物なし。全體此土には山岳等の據所なく、四方原地なれば、非常の備は諸方の郭門を閉ぢ、敵を引受拒ぎ守らんに、幾年籠城なしたり共、糧食には事缺不申樣構へたり。然るに當時清朝は北京に都し、且昇平も久敷打續たれば、武備も自然にゆるみ、南京へは纔に四千人計を戍兵と致し、又南京郭内より出る所の米穀は、南京城へたくはへる事もなく、餘分は皆北京へ年々廻米致しけり。依之明將深く謀を廻らし、南京はかゝる要害宜き地なれば、所詮力を以て攻がたく、いかにも攻べき氣色を隱し、彼をして油斷せしめ、當年の秋作も又北京へ廻米いたしたる後で、漸々攻入たらんには、たとへ千里の金城ありといへども、糧食に窮し落城せん事うたがひなしとて、深く計を包みて居けるが、果して秋作をも悉く廻米してければ、時こそ到れりと、明將は二十餘萬人の兵を卒して、一時に南京へと攻寄せたり。南京城中には大に驚き、遽に人數を招集して老弱をいとはず、僧巫を擇ばす城中へ入れ込み、幾んど四十餘萬人に及び、又鐵炮なども諸州縣より取集、英吉利よりも買入れたり。扨明

兵急に攻寄せ、既に兩三度戰ひつれども、城兵要害（〇に）據りて善く拒ぎたれば屢敗北せり。依之明將は戰を止め、二千萬人を四方へ分ち、諸方の郭門を押へて、圍み守る事凡六十日計。然る處城中には米穀已に北京へ廻せし後にて、俄に四十萬餘の人數を呼び入れたれば、纔の日數に粮米乏しく相成り、今に五十日も守りたらば、戰はずして屈すべき勢なれば、人々自ら安んぜず、往々逃散するものもあり、又は出て降るものも多かりければ、明將其機を窺ひ、諸手一時に郭中へ攻入、手痛く合戰しけるに、何かは以てたまるべき、散々に打亂され、且明軍は炮器炮藥等英吉利仕込なれば、其勢甚烈しく、淸軍には炮器丈は買入たれ共、藥は多年城中に蓄へ置しなれば、多分損じ藥力甚弱し、遠間なれば一向屆かざりしゆへ、城竟に明兵のために乘取られたり、時は嘉永五丑年二月五日也。明將は既に城を攻落し、淸の大將を生捕り、其身を五ッ割、又副將をば二ッ割に致し、其外死傷斬戮數をしらず、南京の地これが爲赤しとなん。此より南京を根城と致し守兵八千九百人を留め置き、己れは又兵を卒て南京より六里計、例のチンチヤシフ

ウミ申城を三日に攻落し、此より河を渡り北京へ攻入らんこ交しけり。此節諸方へ使を遣はし、近々攻入べきよしを申送りき、人氣を擾亂せしめ置んため也、即ち本文上海へ使の参りしも此時こぞ。

上海には英吉利・アメリカ等の屋敷あれば、明兵の攻來るよし聞こ均しく、銘々屋敷の前へは川を掘り、嚴重に備へを建てゝ又英吉利・亞並佛蘭西・西洋四國の軍船十六艘を、蒸氣船こ一艘挾みに繋ぎ置、今にも敵あらば拒ぎ戰ひ、若衆寡敵せず敗北せば、彼蒸氣船にて隣々の軍船を一艘宛引船こして、逃去らん用意なり。（總て軍船の備へ方は何國もみな如此といへり）元來後明兵を起せし始め、外國の唐の地方へ屋敷あるものへは、使をもつて諸國の屋敷へは、決して手出し不致間、何れも清朝を救ふべからず、私もまた援を諸國へ求めず、事平ぎたらば交易和親等、總じて清朝の通りに致し遣すべく段申越し居たれば、今此處へ攻來りたりとて、そのみ騷ぐに不及れども、敵の情實はかりがたく、不意の用意怠るべからざるゆへ、かくの如く備しもの也。かゝる騷亂の折柄故、漂人ごもは一日も安き心はなかりける。此頃船中に

居たる所、日本尾州乙吉と申者自名乘りて尋來り、皆々驚き一應の挨拶は致しつれども、船中の事故委細の話も難出來、乙吉も皆々へ上陸して己が在家を尋ね來るべき樣申置、そこ／＼にして歸りける。此より皆々喜悅の思ひをなし、四日程へて船將へしばしの暇を願ひ上陸して、右乙吉居宅を尋行ければ、乙吉も大に悅び座敷へ招待して、座も漸く定まり互ひに身の上の咄しに及べり。乙吉漂人共へ各達先達て漂流の節、亞墨利加船に助られ、カラツポーナイへ參られし次第より、昨年香港へ來られたる迄の事は、委細承知致したり何卒よき便りもあらば、御世話も致度とぞ存つれども、萬事心に任ず、今幸にして對顏を得たるは本望の至り也、長々の年月艱難苦致されし半、先々皆々無事に被在たる事、此上の仕合也と、種々深切にもてなしけるにつき、皆々も包む所なく、銘々生所名前を名のり、又チーアイヘイにて船頭萬藏死去致し、金星門(かみさもん)にて三人亞墨利加へ取られ、今は既に十三人と成たる事より、香港にて力松の取扱ひ、並アメリカ軍船日本へ參べく由の事、悉く、一々咄しければ。乙吉重て申には、扨その亞墨利加船日本へ參ると申事、實に虛言に

あらず。此儀は年久敷催しにて、既に各達の乗居られたる船抔も、此度は先南京の戰の樣子を見屆け、其上にて日本へ罷越所存にて、去月頃より軍船十三艘呼び揃へ、集り次第に發船致す積りの所、全體日本人諸國に勝れ勇氣烈敷國柄ゆへ、諸夷に於ても兼て西洋などの摺り物にて見及び（この摺り物と申は「ニユトシペツパラ」と申て、諸國の事を番附け樣にして、互ひに通じ合もの也。按に海國圖志にアメリカの新聞紙、阿蘭陀の新聞紙など申て有之たれば、此「ニユトシペツパラ」と申も、恐らく、聊擧て參考にそなふ）其武威を承知致し居れば、所詮日本へ參れば打拂はるゝに相違なしとて、一向船も集らず。されども亞墨利加總督は是非日本へ行く覺悟なれば、よし十三艘は集らずとも、七艘也八艘也集りたるほどにて、來月は行くに決したり。然ば其節に至りては、極て各達を乘せ行、これを質とし何角手寄りを付る所存に相違なし、されども各達の御承知の通、日本の御法にて、外國の船と申せば、近海へも近附ぬはず、幸に近寄たり共、願事の一つも致したらんには、如何成御怒に逢ん事も難計、各達も御請取有之事はよもあるまじ、萬一御受取有之とも、一生牢舍など仰付られたらば、折角歸りたりとも、父母兄弟へ逢れぬ樣成行たらば、かへりたる詮は無之、此儀は我甚無覺束思ふ

也。それに引かへ此所より廿七里南日本道乍浦と申所ありて、日本長崎へは年々通路有之事故、此より積を以て歸朝致されなば、事故なく志を達し給ふべし。乍更當時は明清の大戰にて、迚も夏船は出申間敷なれども、秋にも至れば必ず幸便あるべし、されば此上は彼亞墨利加船より暇を取り被申事專一なりと申に付。皆々思ふ樣、成ほど乙吉の申し尤も其理なきにあらず、其譯は我等此船に乘しより此方、凡船中の人々日本へ行く事を恐れ、二人三人とかけ落するもの、今既に六十人に及べり。此等の事を以て思ひ合するに、乙吉こそは我等を欺くものにあらずと思ふにぞ、皆々口を揃へて乙吉に申樣、我々事も其儀のみ常に憂と致し、其故先達て香港にて力松へも近寄、よきに世話しもらはんと存なれども、何さま力松は腹あしき者にて、所詮頼みと成べきにあらねば、思ひを決し既に駈落迄致かけたれ共、此も得遂ず萬事齟齬し、竟に今日までは手を空しくして、彼〇に身を任せたるなり。今貴樣の御親切にて、事の次第承りたれば、日本渡海も近く相成、愈以彼の船へ長居せん事、甚不安心に思ふ也。何卒よき計もあらば、偏に御はからひを頼み度段申ければ、

乙吉又申には左こそ道理にては、彼力松と申者は同じ日本人なれ共、我々と腹の相違しものにて、頼みなしがたく、我にして其時香港へ居合せなば、周防の人と倶に歸し參らすべかりしを、全く各達の運の來らぬにて候。それは兎もあれ各達乘り居られたる船は、軍船の事故、今にはかに暇を乞たり迚、容易に許は有之間敷けれども、何分一まづ各達より暇を乞ひ見らるべし。其上聞入ずんば、又我各達に代りて游說致すべしと、委細申聞ければ皆々大に悅び、則ち匆々に暇を告げ、此日は別れ歸りぬ。

抑此乙吉と申者は、尾張智多郡尾ノ浦の產なるが、天保元年寅の秋、尾州の廻船十五人乘りにて、江戸に下りける道、遠州灘にて吹流され、漂流する事十四ヶ月、其間に乘組十二人死亡致し、殘る者は久吉・岩吉。乙吉僅かに三人、中にも乙吉は其時十六歲也。扨本邦より遙東北の方に當りたるヒンネンといふ島へ流されける所、島人どもかけ出て、此方の船をも打碎き、少々有合ふ器物なども悉く奪ひ取り、右三人をば婦人共おのれが內へ連歸り、火をたきあたらしめんとする體なれども、火打といふものもなきにや、木と

木とをすりて火を取る、されども寒さに手冱へたれば火出ず、三人へ代りてすれといふ様子ゆへ、すりけれども同じく冱へて火出ず、しばらくして漸くに火を取り焼火にあたらしめ、其後何の皮か大なる皮を取出し、三人へ着せたり。抑此島の様子を見るに、一郷一棟にて大なる長屋の如く、其内幾所にも仕切銘々住居と致せり、總じて一向に開けつる所にて。食物等も烹飪する事なく、生魚干肴又は肉等を火にて焼き、常食と致す、器物と申も英吉利より渡りたる、丼様のものを各一づゝ所持し、此に食物を盛りて喰なゝをかしきは其器に小便を仕込み、其便水にて顔を洗ひなど致す、萬事此類也。此處英吉利人三年目ごとに来りて、獣膽獣皮類交易致すよしなるが、此島に居る事三四ヶ月にして、果して英吉利船二艘来たり、三人を見て大に怪みて尋ぬるゆへ、日本人の由を語りければ連歸んとて、島人へ相頼みけれども、島人惜しみて一向不聞入、英吉利人すなはち器物抔多く與へ、漸々にもらい受船へ乗て歸り、唐士瑪港と申所にとめおき手習等教へたり。此地に参りしより三年目に庄造・治三郎・力松等三人メネラより送られ来

る。天保七申年英吉利人瑪港へ來り、乙吉・力松等六人を船に乘せ、日本へ何角願の爲相州久里濱沖まで來りけるに。地方より番船出來りければ、英吉利人先六人のものを隱しおき、日本言葉にて番船へ向ひ、我らは漂流人何國誰、何地の某を乘せ來りたれば、役人始め親類もろこも早々受取ごして來るべき由申ければ、番船のもの共分らぬ／＼こ申捨て、地方をさしてかへりける。兎角する内陸より一貫目位の石火矢を以て、船を目當に打出したり、其玉あやまたず此方の本船を打つらぬき、次の玉は又端舟を打貫き、本船端船こも都合四玉あたれり。此船陸を距ること凡二十町もあらんこ思ふに、其玉船端を貫き、餘勢一町計も飛び、濤へ入りければ、英吉利人大に恐れ、矢庭に船を沖へこ艘ぎ出せり。中にも船將は炮術の妙あるをうたがひ、帆檣へかけ登り、遠眼鏡を以て陸の方を窺ひ望みけれごも、人數の混雜こ發炮の煙こにて、一向見え不申。此内船は遙に沖へ馳せ出でしため、これより薩州へ船を廻し、佐田の岬へ至り、此度は日本人計端舟を以て上陸せしめ。六人は佐田岬の番所に至り、國所名前等委細申出し、何卒御受取下さ

れゆ様相願けれ共、番所の答に汝等が申所勿論相違なき狀は承知致したれ共、一旦浦賀にて打拂出れたるもの故、容易に受取事かなひがたし、乍去我等は此所へ出役致し居る事ゆへ、此段委細城下へ相達し御裁判可奉願間、其迄は先本船へかへり居るべしと被申に付、無詮方又本船へ返り、其夜は寢もやらず、兎や角案じ煩ひ居けるに、其翌日陸より獵船出來ければ、すはや歸國の願も叶ひしならんと、何れも喜合けるに、案に相違して彼役人より、一應は願ひつれども、所詮受取事不叶、此上は一刻も早く退帆致し申べく、左なくば打拂可有之段申來りたり。皆々大に驚き歎き、如何はせんと狼狽騷ぎ、此かたの船よりは遠眼鏡にて、陸の方を窺ひみれば、入海六里の間一圓幕を張り、處々の山々へは旌旗を飜し、須臾する内石火矢など發放する事數しれず、尤船は入海の中程にかゝり居ければ、玉は屆かざりけれども、恐れまごふて、這々の體にて退帆す。かゝる所に船二艘磯より出來り、此方の船を挾みて付添來り、しばらくして引返しけり。乙吉の話に、我共時には狼狽のあまり、心も附かざりしが、今思へば、始の船の付添來りし時、我等海へ飛入り、船を目當に泳ぎ付なば、漂流人を御請取被成には無之、海へ溺れしものを御助被成譯なれば、其思召

にて右の如く、御取計被下しどもに無之哉と、今更殘念也とかたりぬ　これより歸國の心も絶へはて、六人銘々に別れ、乙吉は英吉利商船並軍船を六ヶ年働き、終には上海にて英吉利役問屋ホージウケンピール姓名と申親方の内に居て、人使ひ役を勤め、當卯歳にて生年四十一歳になりけるとなん。

漂人どもは本船へ返り、乙吉の教の如く暇を乞はんとせしかども、此頃總督は病氣に付亞墨利加本國へかへりければ、右の段船將迄願出しけり。されども船將一向に不聞入、强く申時は大に怒りて、汝等は何と考へたる哉、此船今來月の中日本へ參り可申に付、其節は江戸表にて銘々親本(マヽ)へ返し可遣所存なるに、今更暇願致と申は、日本へ歸國は好み申さずならんなど、しかり付抔なしける故、此上は無詮方、又折を見合せ乙吉方へ參り、右の次第をのべ何卒游說の儀相願度段申ければ、乙吉心よく承り合せくれ、早速船へ來り船將へ說けるは、其許達此漂人共を日本へ送り付に、親々役人共へ手渡せんとの御存寄は、誠に御厚志の至り、彼らに於ても忝く思ふ也。されども日本にては國法に於て、親兄弟へ直渡しと申事も不相成、其上軍船などにて送り返されたらんには、假ひ御受取たり共、直樣

牢舎にても申付られ、生涯親兄弟へ逢ふことさへかなひ不申、まして故郷へかへさるゝなど ゝ申事は決して無之、左あらんには折角御不便を加へらるるも、恩が仇と成り可申、彼等も所詮免れぬ事と覺悟いたしなば、日本近海にて如何なる暗礁へも乘かけさせ、船と共に打碎れん事も計がたく、それにひきかへ今此ときに於て、首尾よく暇を遣し、此處より乍浦へ送り遣し、乍浦より日本へ歸りなば事故なく歸國し、又其許達の厚恩を長々いたゞく可申と、種々陳說し。或はすかし、或は慰さめければ、船將も追々納得して、竟に十三人の內十二人へ暇遣し、仙太郎一人をば日本へ參り、浦賀にて手渡しせんとて留め置けり。漂人も籠鳥の穩ぬけしたる心地せしかども、又仙太郎の心中思ひやられて、いと不便也。これより十二人は乙吉方へ上り世話と成りけれ共、多人數の事故、乙吉手前も甚氣毒に存、皆々乙吉に申出、當年はかゝる騒亂の中にて迚も、夏船秋船の便りは無覺束、左すればいつも當と申事もなく、長々御世話に預らんこと甚以心ならず、何卒可然所もあらば何方へなりとも働かせ呉ゆ樣相願ければ。乙吉申事は、各達に於ては左樣に思ひゆも無

理ならぬ事ながら、左して心遣ひなし給ふに不及、かく各達を御世話致も、其子細なきにあらず。元來我等日本より打拂はれたる後、英吉利の軍船に乘り、既に廣東より南京迄攻入たる事もありしに、其節は數四五人も打殺したり。此等の事素より好む所にあらね共、當時軍船へ働居たる故、心ならずも罪を作りたり、況我十六歳にて漂流し、父母へ一つの孝養も得遂ざるのみか、却て大なる歎きをかけたれば、朝夕此のみ思ひつゞけ、心に忘るゝ隙なし。此上せめては國の漂流人を世話して歸國せしめ、父母の冥福とも致さんと思ふより、紀州善助以來漂人を世話して、歸國せしむる事今既六度也。右の仕合故各達とてもかく世話致し參らするは、我役目とおもふゆへ、少しも苦勞とは存不申。さりとて我身分に於て餘計なければ、何卒其志ありとも詮方なけれども、今我英吉利よりのまかなひにて、十人二十人の養ひに差支ゆる事もなき故、何も配慮あるべからずと申ければ、皆々其深志に感じ共に涙にむせびけり。

紀州善助は兵庫中村屋伊兵衛の船へ乘組、江戸下り道にて吹流され、メキシコ船に助け

られ、後唐土の厦門に送られ、遂に香港へ出で庄造へ世話となり、又乙吉の取扱ひにて歸國せし也。

扨上海の騷動日に增して甚敷、人々風の音鳥の聲にも、閩兵寄來るかと驚きさはぎければ、近鄕惡黨ども其虛に乘じて、黨を結び群を率ひ、所々へ流言して、すはや閩勢寄せたりとて亂入しければ、其度毎に町家など大に恐れ、取るものも取あへず、我こそ逃走りぬ。其留守をつけ込、人家に入りて金帛財物など夥敷盜取り、種々の姦計をなせり、依之英吉利・アメリカの館を始め、何れも劍銃持の「メシイ」役名夜々は、不寐の番を致し警衛す。漂人六人は右の添番に雇はれ、餘の六人は乙吉親方に雇はれ、阿片煙を積入し船倉へ備ふ、皆々晝は乙吉宅へ歸り食事などすれ共、夜は必ず彼方へ行て勤けり。かくて乙吉方へ逗留する事四十日計、此内アメリカ國許より交代の總督、「メスチスツヒン」船名と申蒸氣船に乘りて來る。此總督は則丑の六月浦賀に來りし彼理ならんか何角取調べ終りて後、船將へ日本人の事尋ねけるに、船將具に事の子細を伸べ暇遣たる段申ければ。總督大に怒り彼日本人共は華盛頓よ

り預りしものにて、日本へ參りし節の言種ともなすべきゆへ、此迄手厚く取計置けるに、汝等の身分として勝手に暇遣たる儀、言語同斷なり、唯今の内其行先へ參り捕へ來るべし、左なくば罪は汝にありと居丈高になりて申付ければ。船將大に恐れてまづ使者を乙吉方へ遣し、日本人事總督より是非引返すべき樣申付ゆへば、唯今の内相返可被下由申越たり。其時乙吉使者へ對して其儀一圓承知難致事にて候。元來日本人の我家へ來るは勝手で出奔致たるにはあらず、則船將より堅きゆるしを受けたれば、今更二舌をつかはれ候筈なし。且彼等を我等世話致し不申ば、此節は何國如何なる所へ逃去申さん事も難計、畢竟我あればこそ今迄此所へながらへ居たるなり。勿論船將より彼等飯料とては一粒も受たる事は無之、左れば彼等身分はアメリカへ任せたるものにあらず、我らもまた預り受たる者にも無之、何とて返し可申哉、それとも右漂人共は日本へ行給らんときの繩とも可成子細あらば、先達て殘し置れたる仙太郎もこれあり、又ウルメス（人名）も來りたる事なれば、何も事欠く事はよもあるまじ、何分にも其許は使者の事故、返りて此旨船將へ申べしとて、使者

をば歸しぬ。

此ウルメスと申ものは、アメリカ人にて先年力松と同じ流されし治三郎と共に、馬港へ在し時、六ヶ年の間日本語並に假名字等を學びしもの也。此度交代の總督へ隨ひ來りたり、ゆへは乙吉の言葉如右。

使者かへりて船將へ委細申ければ、船將又重ねて使者を以て乙吉へ申けるが、日本人事は我等に任せたる身分に無之樣被申けれども、彼等は三年四年大切に養置たるもの共なれば、今とても生すも殺すも此方の心次第なり。何さまにも當時出し給ふ事あたはずんば、我等　日本渡海致す迄は貴樣へ急度預け置申間一人も取逃す事不相成、萬一取逃さるゝ儀もあらば、貴樣を代りと致し日本へ誘ひ參るべくゆへ、左樣心得居らるべき段申越す。乙吉答て此は近頃迷惑なる事被申もの哉、日本人を預ると申た所が一人や二人の事にあらざれば、足手をくゝりて置るゝものでもなし、又左樣手ひごく致たらば如何成心を生するとも難計ければ、所詮我ら力に叶ひ不申。且彼等を取逃したらば、我を日本へ連行く段被

申ゆへ共、我は日本へ行るゝ義理にあらず、其上當時は英吉利屋敷に勤居りたれば、何程連行度思ことも、決して此儀相叶不申こ、憚る所なく申ければ、使者も答ふるに言葉なく、唯何さまにも船將の命なれば、急度預り置取逃し不申樣致されかしこ、云殘して走歸りけり。然る所漂人共は先刻より始終事の次第を物蔭より聞居たれば、此餘如何なる難儀にも及んかこ、身の上を案じ。又我等事に付て乙吉迄かく心配致させ、猶々彼が迷惑こも可相成儀出來いたしなば、彼に對して義理立不申、兎角此所を逃去り暫く影を隱すにしかずこ思ひけるにぞ、皆々乙吉に向て心の通り委細語り、かゝる樣子にては、出帆の節は是非我等を取りに來るに相違なし、其節に到り貴樣へも、よしなき心配かけんも甚氣毒に存ずれば、一先此所を立出何地へなり共逃れ行んここ可宜、何卒我意に任せ給へこ申ければ。乙吉申には左まで案じ給ふに及ばず、アメリカ日本へ向て出帆致す事中々容易の事にあらず、渡海の上程なく交易の願ひごこ叶たらば兎もあれ、若事成らずして打拂にても逢なん時は、隨分一戰にも及ぶ覺悟なれば、船をも多く揃へ、人數をも能々撰び、前方より出帆

の定日を觸出し、萬事厳重に取扱ふべし。さすればその觸出しを聞き、其期に至りて逃去り、少しの内身を隱し給はゞ、彼等も限ある門出故、いかに日本人集むるとて、出帆の期を一日とも延引致す事はよもあらじ。然るを今よりかけ出し何處を當ご申事もなく、所々へさまよひ長々苦勞せんよりは、先我所へ落付、時を待給ふべしと申出しかば、皆々其儀に同じ、こゝろならずも日を重ねける。されども漂人共は乙吉心中も疑敷、又其期に至りて首尾よく隱る（ママ）遂せんことの無覺束ければ、一日千秋の思ひをなしけるが。中にも播州の喜代藏餘の案らしさに、心を決し獨り乙吉宅を拔け出て、上海より道程十七八里斗〔道〕日本なる名風州（なんわいちう）と申所まで逃のび、名風州の關所にかゝり、我は上海より乍浦へ歸る日本人なれば、無相違御通し可被下と申けれ共、當時明清騒亂の最中なれば、喜代藏をば明の廻し人と心得、矢庭に鐵鎖を以て其首をしばり、本の上海へ送り返しぬ。上海の役所これを受取吟味なしける所、事の子細委細白狀致しければ、則役所より乙吉迄届け來り、いよ〳〵右の通りに無相違にや、若し相違も有之紛敷ものならば、早速死刑に行ふべしとの事に付、

乙吉大に驚き飛が如くに役所へかけ付、少しも相違無之趣申達し、己が宅へつれ帰りぬ。
かくて兎や角する内、アメリカ船日本へ行く日限り漸く極りし様子なれば、乙吉皆々へ申けるは、アメリカ船は明日は彌出帆致す様子なれば、定て受取に来るべし、其期に先ちて銘々處々に分れ、何方へ成り共隱れ居らるべしとして。其翌朝早く食事など仕舞はせ、思ひ〱に出し置き、己等夫婦も又他出の支度して亜墨利加人の来るを今や遅しと待居ける。
かゝる所に案に違はず船人共来り、今日出船致申に付、先達てより預置し日本人無相違御返し可有之と申ければ。乙吉答て扨其日本人の事にて候。平日は何方へ雇はれ参りても、午食には必我宅へ帰りて食事致つれども、昨日は早朝より親方並諸方へ雇れ行き、晝食に至りても一向返り不申、今や〱と待居れども、只今まで絶て音信無之故、我等夫婦も思案し、此より尋ね行く積りにて、かく身拵へいたしたる所也。つら〱考へ見るに、今日出船の事も昨日より定り居たる事なれば、彼等も極て聞居たるべし、然るに兼て日本へ連行き、生すも殺すも勝手次第などゝ被申事、克存居たれば、夫を恐れて遁れ隱れたらんか

しるべからず。何さま此儘にて差置べき事ならねば、其許は早く船へ返り此旨申達、方々へ人を出し尋ね可被申、我々も直に出申さんと使者を返し、己れも夫婦連にて遊びに出、隠置仕舞たり。船人は船へ返りて右の段申達しければ、目船よりも人を出し處々尋けれども、一向に居所不相分、され共此等の詮儀にて延引せしにや四ッ時の出帆、日暮にこそは成りにけり。漂人共は今朝より所々に散じ、或は酒楼或は娼家など、奥深き内へひそまり居けれ共、酒をのむ(〇も)味を辨へず、女郎を買ふにも樂しからず。たゞ彼アメリカ船の蒸氣の煙りの動靜計望み居けるが。殊の外手間取ければ、事や出來けんと案じ煩ひけるに、暮方に至りて烟漸く移り行き一里計も遠ざかりければ、すはや出帆致したりと、皆々安堵の思ひをなし、それより一人二人と乙吉方へ返りける内、乙吉夫婦も同じく歸來り、今朝皆々を出したる跡にて、ケ様〳〵の次第なりとて委敷申聞せ、何れも心を落附け食事など致すべしと申けれども、皆々いまだ安き心なく、飯を喰ふにも一兩人宛門外へ番を付け、代り〳〵に食事致したり。然る所「ペレメス」と申アメリカ船一艘は、矢張此地に殘り居たれ

ば、もしや我々を尋ね出さんためにやと、乙吉たづねけるに、此はいかなる事にても、唐土の土地へ船の一艘も殘さず、出帆致すこと申事は絕て無之事の由也。是より人々も蘇生し心地し、此上は早々乍浦へ送りくれゆよう、屢相賴けれども、乙吉兎角に事を急がず。當年はかゝる騷動なれば夏船の便りはこれありまじく、殊に上海も此時節に願ひ出したりとも、急に埓は明がたし。其上又乍浦へ參られたりとも、彼地は食物等も甚あしく、長く滯留せん事なんぎにも有之、旁以て爰所へ逗留致し、時節を見合せ給ふべし、各達の儀は吾等請込をれば、何も我に任せ居らるべし、よきに取計申さんとてゆふ／＼として居たりける。皆々も甚心遑き、且は乙吉の心中は難斗、矢張我々を程よき諭し、英吉利へ取込むの心にもあらんかと、甚案じ煩ひける。かゝりける內攝州幾松は亦乍浦へ奔らんとて、竊に乙吉方を斷出し兩三日を經れ共かへらざりければ、乙吉も大に驚き思ふ樣、日本人々樣に事を急しなれば、此上は早く乍浦へ送り遣はすにしかず、幸ひ上海も明兵の北京へ攻登りしと聞て、人氣少しは靜りたれば、役所へ願ひ出さんと、則出願に及けれども全體此漂人

はアメリカの深く心を置し者共故、役所よりも後患を恐れ容易に世話致さず。兎角其儘にて捨置ければ、文太はじめ喜代蔵・民蔵共内々相談しけるは、かゝる勢にては所詮いつを當てゝ申事もなく、其内には如何成變の出來ぬにも限り不申、其上機松もかけ落後、既に五六日に及びたれば、定て乍浦へ到着致し、首尾よく受取られ居たるに相違なし。我々はひそかに立出て乍浦をさして出奔せばやと評議一決して、廼ち三人は上海より河船を雇ひ乍浦へと急ぎたる。此より所々を經て四月十七日竟に乍浦へ着岸す、されども此地の樣子一向不案内なれば、何處へ行き何方へ訴へ出ん事も知り難し。途方に暮ける故彼乗せきたりし船頭は、此地の者故何角樣子尋ねければ、船頭教へてあれ成屋敷こそは、日本より買來る所の銅會所なれば、先彼所へ行き願見らるべしとて申に付、直樣行き見受たる處、門戸とざして人なき樣子なれば詮方なく、又道行く人に尋、嘉會所と申所を承り、（嘉會所と申は年々日本へ渡る船問屋也）此へも行け共、此所にては一向に取合ず。則立出て西風東風歩行きける内、土人の甚心よきものに出逢ひ、色々事の子細を噺し、何方へ参り可然哉と尋ければ、いとゞ懇に

世話いたし、乍浦陸城の宮と申て、陸かゝりの大將の屋敷を教へけり。依之三人は屋敷へ入り、取次を以て大將へ對面致し被下ゆ樣申出ければ、取次のもの其許達は何人にて、何用ありて來たり哉、委敷申出すべしといふに付、上海より持來り言葉書を出し、事の始末具に語りけり。扨この言葉書と申は上海にて乙吉親方の内へ在之時、番頭アメラ（人名）と申者ひそかに我々へ教へ、迚も乙吉の手を待てば竟に埒明く事は有まじく故、一刻も早くかけ落して、乍浦へ參るにしかず。さりとて又先方へ參りても、言語通じ兼事情明ならぬ故、受取申間敷、各達若し出奔の志あらば、我その乍浦へ至りし時の言葉書を致し進すべしと認め呉たる一通をもらい居り、此度差出さんと思へども、人數十二人と有之ければ、其儘にても差出しがたく、依之喜代藏謄筆して十二人の所を三人と書替へ差出し也。然る所取次の者は内へ入り、やゝしばらくして出て來り、其許達被申處遂一大將へ申届たる處、先達ても幾松と申もの上海より出奔して、其所へ來り受取呉ゆ樣申出たるに付、段々取調べ有之處、同流十二人の由申たれども唯一人にて來たる事故、受取事不相叶、早速上海へ追

送したり、今又其許達同じく三人にて出奔致し來たれば、中々以受取事不相成。殊に上海より此地に來る道筋、夫々の府衛も有之事故、其手を經ずんばたとひ何たる證據有之とも、聞屆る事ならず、早々元の船にて上海へ返りて申と、つれなく申はなされ。皆大に當惑し、いかゞはせんと狼狽けれども、何さまにも術と共に平に願ひ見るより外、詮方無之と。又一同辭を揃種々かきくどきたるに、彼役人より重て申けるは、其許共歎きは無理からぬ事ながら、右申通諸方の手を越し受取事不相成事故、上海へ返り、彼役所へ願ひ早く此方へ送り來る樣、厚く相賴み、猶其上延引をも致さんと案申儀ならば、我等より付け狀致し遣し、早く埒明き申やう言遣べき間、左樣致せと申聞ければ皆々其理に服し。さらば一先上海へ返らんと申せしかども、文太一圓不聞入、皆々能々考へ見られよ、いかに乙吉の心中計がたく共、あれほど迄に深切に世話致呉たる者を、先達て幾松かけ出で、彼が手前も甚氣の毒に存たるに、又ゝ我等かけ出し、恩を仇となし踏付たる致かた、いたしたれば、此餘又何の顔を以て再び乙吉へ對面可致哉。此は人面獸心なれば、御役人よりは何ほ

ど嚴重に被申付共、命を的に無理願ひ致すより外に道無之と思ふなり。されども貴樣達歸り度は歸り給へ、我一人は土へ食ひ付きても、其儀は御同意不致とて、又々役人へ願ひ申けるは、我等上海へ居たりとも土地等も一向不案內に有之、其上此所に二人かれこれに三人と散在し居れば、今更彼地へ返りても何國へ落附と申所も無之、又下地一所に居たる者共へ、出逢ふ事も無覺束。且當時はかゝる騷亂の中の事なれば、一度此乍浦をされば、我身の行末いかゞ成行、歸朝の志遂らるゝや、又異鄕の鬼と相成る哉又々はかりがたく、よしいへか(?)歸りたるとも餘の者共は、後日此所へ送られ首尾よく歸朝致し、我等は何國如何成船にてかへり可申哉此亦計難く。萬一左樣にも相成り、處々へ別れ年月をへだて、歸たらんには日本役所に於て、極て詮儀あるべし、其節に至り我も一たび乍浦へ參りしかども、乍浦にて突返され竟に流落して、別れ／＼と相成し段、申開たり共いかゞ疑ひを蒙る間敷にあらず。此度御受取は(?)被下ば、御法の事なれば詮方なけれども、何卒其節の申開とも可相成一通を、大將より認めもらひ持返りたらば、我身の拂ひ立申間、此儀願入也

こ申ければ、大將漸々得心し且は右の一册に認むる事を迷惑に存、則ち處々の役人共を召し集め、色々評儀致し、遂に受取る事こはなりぬ。

扨この日本にて前々より唐土の通船御ゆるし有之、漂人等有之節は、何角世話致し申樣この儀にて有之を、茲作浦にて漂人を突返し、餘の國へ送られ歸りては、何ほご法によりて致たる儀にても、其節の事情は　日本へ通じ不申故、　日本へ參りても甚首尾あしきゆへ、此一册を認むる事に迷惑致したる樣子也。

役人共三人へ申渡して曰く、其許達の申處甚不便に存つれ共、全體其許共はアメ利加の懸り合有之人々にて、只今迄の首尾如何成り居りたる儀哉不相分、其上漂着ものにて、役人より送來りし事にもあらず、兎角表向の評議にも難相成ゆへ、追々九人のもの此地へ落合ふ迄は、先々しばしの內隱れ居るべし。其內餘人も來る事明白に相成たらば、其節評議致しいヶ樣こもよき計ふべし。何を申も此屋敷は陸懸りの役所ゆへ、先舟手役所の改めを受可申こて。通辭三人其外役人多く付、彼舟手役所へ遣しければ、舟手役所より國所年齡

迄委敷取調べ、其上にて彼嘉會所へ連行き、世話致させける。扨此船手役所にて漂人取調べの後、又漂人を上海より乗せ来りし船頭を詮儀し、何故かゝる出奔者を乗せ来たる哉、又賃錢何程にて乗せたる哉と尋ければ、五百文にて乗たる由申につき、役人共聞届け、則漂人へ賃錢の儀聞合けるに、一貫六百通用の銀五枚にて雇ひたる旨答へ申ければ、彼船頭は早速に咎めを受、銀は悉く取上げ、三日程いましめ牢舎被申付。此より三人は嘉會所の二階へ稍居致し、月日を送り居たりける。爰に幾松は先達て乍浦へ逃げ来りたれ共、役所より突返されすご〳〵と上海へ返りけるが、乙吉の心中も甚恥入り默々として居たり。され共乙吉は少しも怒りたる氣色なく、却て漂人の心を察し、此儘延引致しなば、折角世話致しても一人逃げ二人走らば、ゆく人數も揃はぬ様成行たらんは、世話致す甲斐なしとて直様又上海役所へ願ひ出し、漸々に聞届け相濟、此より役人付添船にて送り出しぬ。九人の者は世に嬉しく思ひ、銘々親方其外懇意の内へも行て、暇を告げ用意そこ〳〵にして船へ乗り移り、乙吉夫婦も別船にて平馮（ハンチウの下州也）迄行き、此所にて又改を受く。元來上海よ

り乍浦へ送る者は平馬迄出し、此所へ渡し置て返り、此よりは平馬より受取先方へ送り届くる事、定格に有之所、此砌所々騒亂の折柄ゆへ、右の續にては不都合にやありけん、上海、平馬兩處の役人馴合にて、上海の役人其儘乍浦へ送り屆、平馬よりは役人四人差添へ送り行きたる迄也。竟に漂人九人を乍浦船手の官へ連出て、双方役人立合にて受取渡し相濟、送りの役人共は立歸り、跡にて九人は例の文太等三人の住居せる嘉會所二階へ一所になしたり、頃は四月廿二日也。乙吉夫婦は此夕別宿を取り、翌日皆々の所へ逢に參り、何角物語致し夕方に及んで一別を告げ歸りければ、漂人共は久々彼等夫婦の世話に預り、殊に異國へ漂流致しては、日本人と聞きてもなつかしく思ふ者を、まして親兄弟にもかはる處なく、我身にかへて深切を盡し呉、全く其賴を以て此所迄達したれば、恩義報るにかぎりなし。然るを別れたらば、又逢ふ時も計られねば、いと名殘惜しくて、不覺涙にむせび合ひけり。かくて五月頃までは此所に住居いたせしか共、諸事不自由にて殊に食物等甚だ麁糲なれば、人々大に難儀致し、此にて又乙吉兼て申せし事を思ひ出し、彼が深切成事を

感じける。其後程經て嘉會所の本宅の方へ移しける、此所は番頭など身分よきものゝ居る所なれば、住居は餘程よき所なり。けれども食物は矢張本の如くにて、實に凌ぎ方なく當惑致しける。此より秋迄は通辭一人(其名は「ウ、シヨン」といへり)付添一人(其名長四といへり)付き居り、閉塞て門外にも出ること不叶。然るに八月八日午浦の役人幷に通事共大勢付添て、所々の神社佛閣等を巡拜せしめ、又其篩西津(ほーれけん)(ホルトルル)(唐土にては如此書なり)の役所へ立寄りける。因之其役人共へ、先達て日本へ行し亞墨利加船は歸りたる哉否哉を尋ねけれ共、此處は異國船入津の場所ならざれば、一向に樣子不相分。此より處々徘徊して、又嘉會所へかへりぬ、此後は折々他出致し少し心を長閑に相成り。爰に又十月十日薩州の漂流人スウチウ(地名)より、此午浦へ送られ來り、又同部屋に住居す。

此薩州人は船頭平左衛門を始として、十九人乘りにて、去る丑年六月琉球より登りける途中難風に逢ひ、唐土のソウメン府と申處に漂着致し、同所よりスウチウに送られ、終に此處へ來りたる也。

時々は又皆々打連立て、西津の役所へ行て、諸方の風説等尋問し徒然を慰めけり。抑又上海の一亂を索る所、去ぬる八月五日の夜明兵七千人、異國人の姿して散り〲に上海郭内へ忍び込み、内より郭門を開きて一時に城中へ攻め入り、一夜の間に城を思ふ圖に乘取たり。清勢は不意に城を攻落され、這々の體にて城外へ落行きければ、本城の江南を始として名風州(なんふうちう)・ハンチウ・平馬・ニンホウ・福建・廣東其外所々の下城に至る迄、總勢都合拾貳萬、軍船五十八艘にて、明兵の立籠りし上海城を四方八方より取卷攻めけれ共、城中炮具兵器を始として兵粮等迄、無殘所備へ居たるを其儘に乘取りたれば、纔三千人の小勢なれ共中々攻落すことあたはず。依之清勢は英吉利より蒸氣仕懸にて土中を穿つ車を借出し、城中へ掘り入る事二町斗、豈計らん甚土地濕に落込み、其内へ入りし士卒共夥敷壓死せり。元來此土甚濕地なる故かく崩れたる也。清勢は更らに手をかへ、地雷火にて城の屏二十間計打崩し、跡につゞいて屈强の勇士喚き叫んで攻入けるが、城中よりも大炮亂發しければ、間もなく味方七十人計打倒され、竟に乘入る事不叶、其上寒氣も烈しく雪も降

り出したれば、一先退て鋭を養ひ、再擧を謀らんとて引退きける。此話八月八日より始めて極月頃迄に落ち〳〵に聞けり右の騒動故互ひの合戰にて、手負死人夥敷有之、因て清兵の死骸を大なる桶に入れ、河船に乘せて漂人旅舘側へ着き、此所にて船より取あげ、此より南北陸路四丁の間を肩にて荷ひ、外海へ持出て、又海船へ乘せ死人の在所〳〵へ送り届くる事、前後凡四續、桶一つに首數七十許積入れたり。漂人共は皇國に生れ、數百年昇平の化に浴し、かゝる事とては夢だにもしらざる所、今更ヶ樣の事を見受たれば、舌を振はぬ者こそなかりける。かくて兎や角する内、其年も暮れ、又寅の春とはなれり。然る所昨年は夏船冬船とも渡海せざればゞ、この正月乙吉夫婦は又上海より乍浦へ見舞として出來れり、漂人共は昨年分れしより又見ぬ人と思ひしに、今はからず尋ね來ぬれば、皆々不斜喜び、且其心のやさしきを感じ互に四方山物語しけるが、咄しの序又彼アメリカ船日本へ參りし樣子尋ねけるに、乙吉胸を打て歎息していへるには、その儀は誠に何とも申方なき次第なり。彼アメリカは船十三艘を呼集めぬれ共、一向に集らず、され共一度日本へ行くに決し、諸方へ觸出したれば、

船の多少を論するにいさゝあらす、其上此度　日本へ渡る儀に付ては、諸國の人もひそかにあざけり、此度の渡海武勇無雙の日本を的こして、其地へ踏込む事なれば、所詮其利を得る事おもひよらす、よしなき事して危地に落入らんよりは、やむにしかすなごゝ申合ければ、たこひ打拂はれ身は　日本海の水屑こなるこも、行かすば叶はぬ義理こ成たれば、ついに思ひを決し、昨年四月　日本へ進發し、同六月浦賀へ着岸せし迄は、御承知の事なるが、扨おもひもよらぬ事にて、打拂等の氣色は一向これなく、依之其きよを付け込、既に浦賀内海迄乘入り、傍若無人の振廻致せしかども、强て拒防ぐものなし。竟に久里濱にて應接有之、其節は諸方の人數凡一萬計も出張警衛有之由、又アメリカより獻上致す所の蒸氣車も御受取有之趣、就中船より一つの旗を出し、これを　日本へ預け置き、願し通交易ゆるしあらば、此を返すべし、若許し無之に於ては、返すに及ず、後日軍船數十艘をさし向、腕檢儀にて取返すべしこ、いはぬ計の仕方迄致し、おもふ儘に狼藉を行ひ、又來春早々返翰受取こして參るべき由、申殘し返たる由承れり。元來此度の儀は、右の通

深く 日本の武威を恐れ居たる事故、近海に於て唯一打にうち拂給はゞ、再び 日本へ近寄る事はあるまじきに、かく穩便の御取計有之上は、如何成變とも成行間敷にかぎらず、此には定て御様子あるべけれども、あつたら機會を失ひ給ひたり。其外魯西亞も長崎へ參り、交易並婚姻等の儀願ひ出したる處、御拒も無之、却て莫大の御馳走に預り、當時は將軍家御他界につき、追て御返答可有之との御事にて、一先歸帆致たると申事なり。我も當時は英吉利へ支配せられ居れども、日本は生國の事なれば、惡しけれと思ひ不申、かゝる事を聞くに付ては、歎息にたへ不申也と語りければ、皆々も驚き入りたるばかりなり。
扨明兵は去る丑年南京を攻落し、又近邊の小城をも乘取り、勢に乘じて北京の都へ攻め寄せんとて、二十萬人を卒じて江河を渡、北行する事二日計。然る所北京にては南京城陷る事、旦夕にありと聞へければ、一將に命じて數十萬の人衆を率ひて、南京を救はんとて來りけるが、はからずも半途にて明兵と出會ひ、則合戰に及ける。清勢は新手の事敵しがたく、明兵散々打敗られ、河を渡りて引退く。清兵は北を逐ふて河迄至りけれど

も、明兵河の向ひに陣取り、強く固めたれは敢て河を渡る事あたはず。かくて兩陣河を界へて相對する事七八月にして、相引にこそは引にける。其後上海をも乘取り、又今年二月明兵は再び北京へ攻上らんと、其勢二十餘萬人船二百艘計にて攻上せしかば、清の江南を始として、十八州の將士何れも計ておもふには、明賊の勢たとへば破竹の如し、而して北京の勝敗も未だ計がたし、此時に當りて猶與致しなば、萬一明勢北京をも攻落し、人衆をまとめて歸り來らんに、孫吳あり共其鋒に敵がたし。されば當時明勢北京へ參りし虛を窺、上海をも攻落し、勝に乘じて南京へ攻入り明の巢窟を覆へし、再び恢復の業をなすにしかずとの評議にて、則廣東・福建より軍船百二十艘用意し、大小石火矢夥敷備へ、又江南・ハンチウ用意薄しとて廣東・福建より大炮七千挺揃へ兩所へ遣れり。既に此道の海船漂人逗留せる嘉會所の側へ着し、爰より陸へあげ、四丁の濱を肩にて荷ひ、乍浦城の外城へ運び、河船にて上海へ送事凡三日三夜也。明勢も此節北京城を圍み居由、清は素より米穀に事欠ぐ事はあるまじけれども、金銀甚拂底なれば、明兵へは敵

しがたからんこ、世上取り〳〵噂し傳へけり。此後北京の勝敗、并十八州恢復の始末は文太等歸朝の後故相分不申こ也。

二月廿二日夕同流の岩吉書置して逐電せり、皆々其書置を取て見けるに、其趣意は昨年此所に來りしより、渡海の事のみ日夜相待居れども、一向に出船無之。さすれば當年夏船も無覺束、しかのみならず此所は食物も甚あしく、其故皆々共多く煩ひ申樣の仕合、此餘長居致さば命も續きがたくおもふ也。されば何國へなりこも駈落して、身の住家を拵へ、永住の計をなすにしかずこの事也。皆々も大に驚きつれば、かくて止むべきに非ざれば、直樣此趣を以て通辭へ訴ふ。通辭は又これを番頭へ達したれ共、番頭其儘にて捨置、役所へ達ざりし。此より六月初旬にいたりて、歸國の願ひ致さんため、兩度迄役所へ參、永々御世話に預りたる事故、此上長々御苦勞かけ申さんより、一刻も早々歸國致させ被下候樣、船主諸共願ひければ、役人共漸々に聞屆、さらば當夏船二艘仕出し渡海せしめ申さんこて、其段舟主へ申付られけり。同廿九日漂人共役所へ呼出し、人別改ありける所、岩吉

一人不足なしければ、色々吟味に相成り、通辭を詰問せられけるに、通辭は其節早々番頭迄相届たる段申付、則番頭二人を召出取糺有之處、逐電の趣相知れ、依て方々へ人を出し尋ねけれ共、一向に行方しれず。それより又上海へも遣し、色々搜しける所、漸くに居處相分りたれども、當時は英吉利屋敷へかくまはれ居ける故、連歸る事不相成。又其旨同樣に達し致しなば、事甚六ヶ敷懸合永く相成るべきに付、役所の手前は上海にて積疾にかゝり、七月五日死去致たる段申達し、其にて先事濟けり。（漂人にては岩吉の死生慥には不相分、されども多分かくの子細ならんと思るゝよし）去れ共二人の番頭は右の達し延引致し、幷薩州人を役所の改め無之内に、船に遣したる兩罪に依て、早速鐵鎖を以て戒しめられ。これより薩州人をも舟より呼上げ、總方改め相濟、終に渡海の評議決しけり。渡海の節彼番頭共は漂流人の前にて、大將罷出百杖刑に行はれけり。

　薩州人を役所の改め無之内に、船へ遣はすこ申子細は、同じ日本人にても、薩州人は萬事甚手荒く、少しにても己の心にまかせぬ時は、忽ち人を打擲し。又異國に居りても、

諸方へ出る節は必ず脇差を挟み、動もすれば人を傷つくる様の次第なれば、唐土人も大に恐れ、薩州人と申て避て通しける。依之長く陸へ置ては、何れも迷惑致事故、番頭共の計らひにて、船へ遣し置たるなり。

七月十日愈　日本出船極り、源寶船と云船に乗移し、同十二日乍浦出帆いたしぬ。薩州の漂人は豊利船にて二日前に出船致す、同廿二日の朝薩州のこしき島を見かけて馳込み、其日當國くしき野の内葉島といふ所に舟かゝり、風を待て長崎へ行んとす、薩州より番船四艘御差出しに相成り、翌日通辭一人参り、舟の様子等尋、鹿兒島の御城下へ相達したる趣にて、其日の四ツ時鹿兒島より御役人上下八九人にて参られ、唐人は掛合并漂人へも委敷事の次第尋られければ、みな／＼國所名前一々しるして差出し、且薩州漂人事も乍浦にて同部室に暮居たる趣申上る處。尚又異船近来に、屢々日本へ参る事柄等、委しく咄し可申様被申けれ共、一々も難申上、大抵に御對申上置たり。然る處播磨の安太郎は、出帆以前より煩ひ付たるが、此節餘程さし重り、煩惱堪へがたく見へければ、薩州御役人へ相願

ける處、早速醫師一人御送り被下、治療相願けれ共、病氣甚重く容易に治すべしとも見へざれ共、長崎へ參り得と治療可致樣申て、藥はあたへられざりき。此より何事も相濟て出船致す、薩州より引船四十艘にて唐船を取圍み、湊をひき出しけり、尤出帆の節薩州へ唐人二人を留めおかれたり。此は唐船滯泊中、何角の諸雜費かゝりたれば、後日長崎表より償ひを受取んための證據にて、何方へ着致しても、皆如此となり。廿五日肥後天草島の内大江浦に着し、廿六日出帆してかば島沖に至れり。此處にて安太郎は終に黄泉の客と成りぬ、不便といふも餘り有。其翌廿七日つゞがなく長崎表へ着船致す、此節英吉利人日本へ來るといふ最中なれば、長崎の御手當大方ならん、九州御大名十一頭、海陸を取固め御備へあり。廿八日長崎御役人大井萬三郎と申人被參、漂流人御受取あり。安太郎死體は別船にて直に大音寺と申寺へ葬り、漂人共は御役人に従ひ、唐人（船頭一人、通辭一人、世話人一人）諸共立山御役所へ參りぬ。此よりさき漂人乍浦へ逗留致せし内、舟主船頭通辭の面々屢々申聞けるには、其許達此後　日本へ歸朝被致たりとも、かならず亞墨利加などへ助けられたる儀不可

申出、勿論亞墨利加などよりもらい居らるゝ書附諸物等は悉く取捨、矢張唐土へ漂着して送り歸されし樣致し申さるべし、若有樣申出されなば御國法に於て必牢舍被申付、一生難苦被致間、必ず我等が教にたがふて後悔し給ふなど、理をせめて申含めければ、皆々尤とて同意しけり。中にも文太并備中德兵衛は其儀不承知にていふ樣、我々事は漂流致たるなれば何地へ流れ付く事も難斗、其を深く御咎め有之筈なし。且昨年上海にて仙太郎はアメリカ船に取られ、其後アメリカ船も日本へ參りたれば定めて歸國致し居可申、仙太郎歸國致なば、我等事は一々知れ居る事うたがひなし、何程僞り申たるとて御聞屆可濟ともおぼえず、却て罪を重ぬる迄也。されば有の儘申上るにしかず。又アメリカよりもらい居る諸物も捨るに不及と、色々申諭しけれ共衆人は兎角會得不致、彼等の教ゆる所全く僞りにもあらず、其上一刻も早々渡海を望み居る事故、彼等の心につかひては、身の行末もはかりがたければ、何卒其意に從ひ可申樣染々申ければ、兩人も迷惑ながら詮方なく、持合せし黃金の根付、時計なども悉く乍浦の知る人に與へたり。然る所此度長崎へ着船、御役人受

取として被參たる節も、又唐人より兼ていへる如く、皆々へ爾數申聞ければ、皆々遂に少々杯殘りし諸物、其外覺書なども悉く海へ投入れ捨にけり。かくて御吟味と相成り、何れも御白洲へ呼出されけれ共、船頭萬藏死去し、梶取長助老人なり、その上不辨の生れ付なれば、誰一人おつとりて御對申あげるもの無之、依て播州淺五郎罷出、彼唐人の教への通り唐土へ助けられたる次第申上、其日の御吟味は相濟ける、今日の御奉行は水野筑後守樣也。此より三日御白洲にて淺五郎例の通り何角申上る所、其晩目安方早川直三郎と申人被申附けるは、扨其方儀は五年以來漂泊致せし事故、異國の情態も委しく相知れ可申筈の處、何を尋ても一向に辨へ不申、先日薩州の漂人歸國致たるに、彼等は纔に一年計の間にて、風土人物天候地理まで克覺へ御對申上、殊勝の至りなり。汝等何故遂一不申上哉、甚以奇怪の至りなり、今日の御吟味は此にて相濟べけれ共、明日は急度御尋の趣有之間、退出の後皆々打寄り得と談合致し、明日は能心得て御對可申上と嚴重に被申渡たり。皆々は各退出致しいかゞあるべきと案じ煩ひけれども、せんすべなければ其夜の内に青木何某と

申御役人の許へ參り、今日御申渡の趣定て御うたがひ被遊るの儀と奉恐入候。然る所我等儀只今まで有體の事不申上、僞りの御對仕たるは全く本心より出たる儀には無之、先達て乍浦へ逗留の節より、唐人共精々申聞たる儀有之に付、さもあるべき事もやと存じ、かくおし包み申事に御座候。其儀はすなはちケ樣〳〵と具に申上ければ、青木殿申には成ほど左樣の子細可有之、唐人かく申諭せしは餘の儀にあらず、畢竟日本へ送り來りたる節、己等が助けたる樣申成せば、過分の御禮謝も可有之と、其利を貪りてなり。されば汝等其言葉に欺かれたるは強ち罪とも申べからず、何さまにも明日は委しく有の儘申上べし、當時は海寇渡來の折からゆへ、　公儀にも何角具に御聞被成儀故、強て包み隱し申せば却て御疑ひを蒙り、事によりては牢舍にても被仰附可申、元來漂流の事故何方へ參たりとて、御咎あるべき筈なし、憎き唐人の振舞やとて、御いきどふりありける。皆々此を聞直樣立返り、愈明日は實情申上げんと一同評議致し、翌日又御白洲へ出けれ共、淺五郎は三日の御檢儀に始終僞り申上たる事故、今日は罷出がたく。則文太代りて罷出、漂流以來の事殘す

所なく申上ければ、御役人一々聞届給ひ、さもあるべき儀也。全體一日以前に薩州の漂民歸國致し、御吟味有之處、船頭平左衛門と申者、漂流中委細の日記二冊迄致居たるを差上げ居たる所、其内に其方共の事は逐一載せて有之故、御上には何も御承知有之を、昨日迄は僞りのみ申上たるゆへ、御咎めにも可相成の處、今日は有の儘御對申上たるからは何も子細なし。此上は何角ありし事共洩さず噺し聞せ申様との仰にて、此より毎度文太淺五郎罷出御噺等致たり。此内閏の七月乙吉英吉利船にて長崎へ来り、何角申出し事有之趣、對面は不致けれ共、右乙吉參りたるに付別に兩日御白洲に被召出、御尋有之ける。九月五日讃州京助は長崎にて病死せり。同十一月初旬御國より御役人村瀬某受取として被參、同十三日御受取渡しの節、御白洲へ罷出遂に御暇を賜はる。此日の御奉行は荒尾石見守様なり。總じて御吟味に付御白洲へ出し事、前後二十一度なり。同十五日長崎表出立、十二月六日終に御國へ歸着、夫より無程御扶持被　仰附、殊に帶刀御免學校々付の使人に被　召出し事とはなりぬ。

雜部

この部後卷に載す所に比すれば、事柄少しく有益に渉る事有之は、別錄こして此に擧るものなり。

船の部

一「セイメイレン」船役割 漂人カウツポーナイより唐土廣東迄乘來りたる亞船にて本文に委し

一「キヤクテン」一人
右は船將なり則此船の司こす。

一「キヤクテンメチ」一人
右は副將なり。

一「ハクマイ」一人

右は副將の次に居て、上は大將副將に代りて、專ら下々を取治め、間屆等致す也。

一 次 四人

右は四天王といふが如きものにて組方の頭廻しをなし、鐵炮の向け方、船の進退、戰の駈引等、萬事差圖する役也。尤も番見役をも勤め、何國にても上陸の時などは水等を試み、其外飲食等にても此もの嘗めて後ならでは、何れも飲食する事ならざる也。

各石火矢一挺宛預る。

一 天文方五人 内一人は頭役なり

右は一人石火矢一挺ヅヽ預る。尤頭役一人は石火矢無之、時に寄りては、四天王預りの分、受持にする事有之、此者測量兼帶。

一 次 一人

右者船中目附役也。

一　次　一人

右は手習算盤の師匠也。又衣服藏兼帶。

一「サラショウ」一人

右は鐵炮師匠なり。

一　醫者　三人

一　次　四人

右の内二人は船の表の柱「ホーマーシ」を司る、二人は眞中の柱「メンヤーシ」を司る、皆石火矢二挺共預る、此者鐵炮の才領なり。

一　次　四人

右の内二人は艫の柱「ミツマーシ」を司る、二人は表のやりだし柱「ヤビマーシ」を司る、皆石火矢一挺宛預り、此もの鐵炮の才領也。

一　次　一人

右は石火矢装藥の差圖するもの。

一　次　一人

右は帆の作包するもの。

一　次　四人

右は使番役にて、此ものは未だ年若にて、勤め習ひのものを用方。

以上諸士格の分。

一　「シチヨウシ」二人

右は飲食、衣服出し入れの、付け留めを司る。

一　「ヤスタ」四人

右は先膳奉行の類にて、食物等の作廻し、又船中喧嘩口論など吟味す、徒目附様の役兼帯。

一　「メレイ」廿八人

右は劍術持の徒士也。廿八人の内四人頭廻しにて帶劍す、諸處の番を致し、又召捕者などご致す。

一「ホーシン」四人

右は相圖笛を吹、人衆を集め、帆の揚げ下ろしを差圖し、朝は七ツ一歩頃に起て、船中の人を起し、其外人又交代の時刻を合圖す。

一「コーリマーシ」四人

右は遠眼鏡役。

一「ベイルホーヤ」四人

右は時の鐘を打ッ役。

一大鼓方　一人

右は十五歳以下の子供勤る役也、後々「メレイ」の内にあがり勤る。

一笛吹　一人

右も大盤方と同様にて、「メレイ」の内に入る者也。此両人を入ル時は、「メレイ」三十人となる也。

一　塩硝蔵預　一人

一　水預り　一人

一　僧　一人

一　桶屋　一人

一　大工　三人

一　鍛冶　三人

右の外兼帯役等有之といへども、先「セーイメイレン」惣役割荒増なり。

一　「サシコハナ」船役割　唐土香港にて漂人共彼「セーメイレン」より乗移りし蒸氣船也、本文にくはし

一　「カマト」一人

右は四千人の總督にて、海手懸りの大名也。此下に「キヤクテン」あり、「キヤクテン」の下に「ボツキヤアナン」あり、其以下は「セイメイレン」の役人こ何も異なる事なし、唯人數の多きのみ也、故に別に錄せず。

一 「ボツキヤナン」一人

右は千石位の席にて總督の副也。

一 「スツチンワトカ」九人

右は蒸氣掛りの役人也。一人は頭分にして、蒸氣掛りの惣支配をなす、尤も鍛冶に長じたる物なり。其餘八人も同樣鍛冶の上手、内四人は二人づゝ四時替りに、機の所の目附を致し、第一機の損じを心附け、いさゝかも損じあれば、早速蒸氣をこめ、又諸所のつがい目〳〵油を繼ぎまはる。又船掛役人より差圖ゆ時は船をこめ、或はすゝめ或は引返しなどする役也。尤も船掛役人より差圖有之こは、言葉にてのぶるに非ず、船上より三所に針がねを通じ、三丈計も底へおり居る此針がねをひけば、目附役人底

より承知して、船の進退をなす。針がねを一ッ引く時は舟を先へすゝめ、二ッ引く時は留め、三ッ引くときは湊へ歸る也。又餘の四人に又二人宛四時替りに、釜竈の火焼場の目附を致し、先石炭のさしつぎより、燼の炭をかへ棄など支配す。又鍛冶細工の支配釜帶。都右の九人は専ら鍛冶の事を司るといへども、差圖支配をする迄にて、手づから鍛錬の事をなすにあらず、鍛冶の本職は別に三人ありて、内一人は棟梁也。右三人三十七人の小物を下に遣ひて、鍛冶仕事をなさしむ、尤右三十七人は前の火焼役のもの、釜帶に勤むる也。

一　樂人　十二人

右は「カヤド」三度の食前、半時丈音樂を奏づ、尤是は「カヤド」に限る事なり。

一　醫者　五人

右醫者は乘組人數の多少によりて、員數のかはりあり。

右「サシコハナ」船役割荒增なり。

一　四天王以上の給金は一年算用、其以下は月算用也。頭立たる者は、其給金も随て貴し、船方などは大抵拾二枚也。尤船方にて役あるものは少々宛多く、十五六枚より十九枚までも有、測量方などは十九枚なり。

一　船中總人數の代り合は四時に限りたり、毎日のなしわざ早朝より「チョーベール」一時仕事の事也は、小物に命じて其構々の船の板の間を洗はしめ、此事畢りて食事をなさしむ。すべて食事の間を半時と定め、食後の休息も又半時と定む。右半時の休息畢りて、それぞれ用事を申付る、尤も用事なき時にても、その番に當り居れば、矢張用ある時と同じく船の上に登り、出張居る事なり。又晝食晩食も半時〳〵の制あり、但し日の長短に寄りて、のびちゞみあり。

一　「カマト」の乘たる船は、毎日朝の七ツ二歩時頃、石火矢を一發し、又夜は五ツ八歩時

頃一發す。船中この合圖にて寢起する也、これ「カマト」の船に限り也。

一　水中一同何役にても、四時替りにて勤る事なれ共、湊出入或は備立の時などは、船中惣出仕なり。

一　毎日廿一歳以下の子供分の物は、晝夜四時の間は師匠に從つて、手習ひ算盤の稽古をなさしむ。惣じて子供をはじめ不行儀にて、たとへば灰吹など蹴飛したるは、その灰吹をいたゞかしめ、四時の間船中さらし置。勿論灰吹に限らず何物にても、その物〳〵よりて戒しめ、如此也。尤灰吹さ中も、餘ほど大ひなるものにて桶を用ゆ。

一　船中夏の頃には、夜半頃醫者手燭を持て、寢入たるものを見分し、息違いにても、宜しからざる物あれば、寢入たる儘にて、ひそかに脈を診し、其病症を帳面に書取置、翌日其物を呼出し、藥など與へ養生をなさしむ、尤養生中は仕事も休み申付る也。

一　食事中喧嘩口論などする物あるときは、早速引捕へ手錠をおろす。尤此刑は食事中に限らねども、食事中格別に嚴重なり。

一　喧嘩口論の時「ナイコ」小刀なりなどいへる、きれ物を持出たるものあれば、たとひ理段はよし共、咎を受る事きびしく、早速牢下しに逢ふ事也。又喧嘩の時聲を揚たるは負たる合圖にて、相手早速手を引て退く、もし聲を揚たるをも構はず、闘ひかけたるものならば必片成敗と成る事。此惣じて喧嘩するに、傍人より荷擔する事至極嚴禁ゆへ、如何様の大喧嘩といへども、荷擔は素より取さへもせず、皆々見物致役人の捌を待となり。

一　毎月朔日には舟中一同へ、給銀と煙草と洗粉とを渡す、是は上より渡し切り也。其他衣類の入用抔、反物にても切れの類にても、順次第渡すといへども、皆來月の給銀に立用して引るゝ事也。すべてこれ等の類船將より副將へ渡り、副將よりそれ〴〵支配頭へ渡り、支配頭又その組下に渡す也。

一　洗濯日一ヶ月八度宛にあり、右の外みだりに洗濯する事不叶。其洗濯にあたりては、何國の湊にかゝり居るといへども、舟中一同に洗濯し、笛にて合圖をなせば、一時に舟上の繩にかけてさし上げほす也。又同國の船とも同じ湊にかゝり居れば、十艘にても二

十艘にても、右合圖次第一同にさしあげほす也。

一　船軍の時醫者調合薬の如きものを構へ、盥へ水を盛り、其外器械薬物種々備へ置、手負有る時は早速此所へ連來、治療を施すなり。

一　同前の時、大工は木とかすがひとさい槌と三品を用意し、敵より鐵炮にて船を打抜ときは、早速此木を打込みかすがひにて留める也。此木は玉目の大小に随て、同じ大きに拵置たり、依て一貫目の穴明しときは、直に一貫目穴へ用ゆる木を出し、二貫目穴明くときは二貫目穴へ用ゆる木を出す事、兼ての用意也。

一　同前の時、帆或は綱道具などに、火付く時は、龍吐水にて早速打消す。尤龍吐水は別にあるにあらず、船の四所に厚き銅の筒を以て、上より下へ通し置、水をあげんと欲する時は、其仕掛を低昂すれば、水底より吸あがりて、皮の樋口より高く吹出し打消す也。

一　「カマド」の船にかぎらず、すべて軍船は何れの湊を出る時も、非常の備へにす。右火矢へ不殘玉薬を込置也。又入港の時は湊口にてこれを打捨る、尤も時の都合に寄り、玉

丈抜こり、薬計にて放すもあり。又玉こもに打捨るあり、ひさしく込置、玉くさりたるは盡く打すてる也。

一　湊の出入國印の旗を差上げ示す時は、他の知りたる船よりも、又さしあげ示す事禮あり。

一　沖合にて船こ船こ出會たる時は、國印の旗を揚げて示す也。萬國皆同じ、もし旗を揚げざる船、海賊こ見定め打放しても、苦しからぬ事萬國の極り也。

一　軍船には種々やう／＼の旗あり、一連の軍舟五艘にても拾艘にても、旗の合圖にて、何から何まで、知らせ合ひ應答なすゆへ、何ほご隔り居ても、相對して物いふ如く、早速用意辨ずる也。若又間違にして、旗の見へ兼る時は、先石火矢を一發し、先方の船是に心附き、遠目鏡を以て見る時、此方より直樣旗をあげ示す也。

一　蒸氣船は甚得失あるものにて、其速なる事常船の及ぶ所にあらず、一晝夜の行程、ならし二百四十里英吉利道に當る。又敵の小船近付時は、車輪の歯方にて打碎き、若し敵船少

し遠きには、その湯風呂のネジを抜き、熱湯を吹出し濺ぎかくる也。その勢廿間に達す、其樋は革にて作りたること、彼龍吐水と同事也。右の通故軍戦には甚妙なるものといへども、又これ丈けの損失もあり。如何となれば船の中の間は一向その機巧のみにて、塞ぎ居たれば、物置事かたく、大切の石炭さへも、多く貯へる事あたはずして、わづかに十二日分を積めり、其上順風にても蒸氣を用ひざれば、船重くして行こと遅し。勿論大逆風に至れば、矢張進む事あたはず、されば石炭に時ありてつくる事あり、又大炮の一丸蒸氣の湯風呂に中る時は、其船忽ち破碎す、總じて湯風呂にかぎらず何れの機巧にても打碎れなば、舟の工合損じ其用をなさゞる也。

一　蒸氣の湯風呂、「サシコハナ」船などにては、五間に四間高さ一丈七八尺、鐵板鋲綴なり。湯風呂の水は或所のネジを抜ときは、海水おのづから飛入る様に仕掛たり。

一　鐵炮は本編に出る如く、一貫目より十貫目計なるを見受たり。其外小銃六挺揃ひ、劍筒等数多けれども、炮器の儀は總て西洋諸書に出る所と、何も異なる事なければ、其制

作は略す。たゞ船中にての作廻をいふに、石火矢は皆四ッ小馬臺に仕懸け、臺の下又二重臺を設け、二重臺は船板へ近付けには致さず、舟板に幅二寸計厚さ二三歩位の、唐金板を平たく植へ付け、たとへば輪違ひの如く、幾つも重ねかけて居へ、其上に炮臺を乗せたり。此は炮臺至て重きゆへ、船板へ近付けに居へては、左右の振廻し仕にくき故、輪金の上に乗する時は、臺裏すかせたるに依て、左右へ廻さんと思へば、其輪金の角々に力をもたせ振廻せば、大にかろくかゝる也。西洋法の「ベッランギ」に類するものならんか、尤「ベッチキ」は臺小馬を傳はする道なり、此輪金に振廻しのため也。右の如く石火矢を居へ置き、これを進退するは、先船上へ環を打ち、其環にナンバくるゝの事を下げ、幾處にも構へ、皆其ナンバへ綱を縦横に通し、幾筋も下ろし、石火矢の前後左右の環へくゝり付、進めんと欲する時は、炮首の綱をくり越て出し、退かんと欲する時は、炮尾の綱を繰越して引けば、其機巧ありて、自然と炮の進退意の如くなるなり。西洋法の「ホケク」に類するものならんか、尤「ホワケ」は石火矢を臺へ載するものなり、此綱は進

退きするためなり、如此して船の左右へ、大炮小炮幾段にし並べ置備ふるなり。

一 右石火矢甚大なる分は、廿二人作廻し、四五貫目の分は十八人作廻也。先十八人の分に付ていふに、筒の左右に各五人宛、筒の尻へ四人、火蓋切一人、外に十八才以下の子供玉の出し入れ持運び役一人、同じく子供革の手提へ藥を入れ持運び役一人、都合十七人、組頭差添十八人と成る也。舟の部に一挺の鐵炮才領といへるは此ものをいふなり 扨筒の右側へ居る五人の内、前の二人は玉込み役、込み棒役、左側へ居る五人の内、前の二人は藥込み役、筒掃除役、左右眞中の一人は例のナンバより臺へ付きたる綱を持ち居る、左右後の二人は筒を進退する時の手傳也。臺尻の四人は二人にて棒役にて筒を左右へ振廻す、一人はナンバより臺へ付きたる綱をもち、一人は火蓋切手傳也。尤筒進退の節は左右臺尻のもの共、一同かゝる事あり、先一挺の石火矢役人如右。

一 船打にて玉の町着は、筒の大小藥の強弱に寄るといへども、大抵十二町計にて落る、それより遠くは届かぬ樣思はると也。

一　火藥庫は大なる鐵の箱に入れ、船の底へ置、其四邊皆鐵造の箱に、水を滿て詰たるもの也。其藥庫を開く日には、船中火を禁じ、烟草も吸ふ事不叶、小出しの藥たり共、稠敷嚴重に致したる事にて、矢張船底へ貯へたり。發炮の時も側近邊へは藥を置ず、一袋〳〵に取次して持出す也。其袋は毛織の薄きものにて、袋の儘込み入る、口藥は一ドンドロ」を鳥の莖に入れ打こと也。

一　總て石火矢の中らば甚あしきものゆへ、必しも的中を要とせず、無二無三と打ひしぐを以て、主とする樣思はることなり。

一　船中にて月六度の大炮稽古あり、尤も實丸或は實烟を發放するは二度位也。實丸實烟發放の時にあらず共、其炮臺の作廻手續等、總て實の發放と同樣稽古す、或は其稽古中に笑ひ戯れ、或は餘所見等致ものあれば、稽古濟たる後、或は手錠おろされ、或は牢下し、鞭たれ等の罰あり。

一　一ヶ月十四度宛、劍術調練あり、尤船中の事故百四十人のものは、半分は晝迄半分は

背後に調せり。（百四十人と云しは「セイメイレン」の人數にて云しものなり）或は又二日に分けて調する事もあり。備へ方は或は一行二行、或は三行四行にして、皆劍筒をもち進退駈引致す。「ソトショウ」一人采配を取てこれを支配せり。或は又一貫二百目位の石火矢一挺、代八車にて先へ引てすゝみ、陸地にて川などに逢ひ、人數八人位にて、筒を持越す時のさまなどなせり。劍筒「メレイ」の持分は皆火打仕掛也。其他の從卒共は事馴れざれば、手入れ等行屆かぬ故、劍も筒も湊にてさびを塗り留め、「ドンドロ」仕掛也。發放は大抵十二發、内三發は實丸にて、其餘は烟りのみ也。

一 媽港へボーシケンの船懸り居しが、或時客ありて祝炮を致さんとて、發炮しけるに火移らず、發炮役火藥庫の番人を責め、藥庫に水入りたるならんとなじりければ、番人は改め見んとて「ビードロ」の燈籠に火を點し、船底へ入りて改めける内、いかゞしたりけん、火藥に火移り、舟一時に破碎し、乘組四百人計死したり、尸骸は素より船かす迄、二里餘も側へ飛散りしとかや、此は文太等媽港到着五日前の事なり。

一　亞墨利加花盛頓は、軍船大小合せて七拾艘、大は人數七百人には三十人乘こ也。

右船炮荒増なり。

一　英吉利人の狡黠なる事、世界に冠たり、海中の島嶼にても、取りて益なき所は取らす、又取り度思ふ地にても、取りやすければ己一力を以て取り、かたき所は外國の人を仕懸けて、己は側より見物いたし、その勝敗則不利、依て或は加勢こ唱へ、或は中濟こ成り、遂には己も共に乘り込み、漸々切支丹宗に引入れ、思ふ儘押領なせり、總て此類なり。

一　英吉利・亞墨利加共に「ニコーシペソバラ・ステンボー」こて、公用の書狀を通達する蒸氣船四艘あり、英吉利は地中海に二艘を繋ぎおき、又アラビヤこアフリカ海この間に二

艘を繋ぎおく。アメリカはカラボーナイへ二艘、パナマの東灘に二艘繋ぎ、皆如此して不時の急用などを辯す。甚便利なるものにて、此船大炮も數挺乗せ、人數も相應に乗組あり。又其船平日は　本邦の飛脚屋の如く、諸國より書状を頼來るを請取置、日限ありてこれを達す、如此互に轉達し合ふ也。殊に何ごととかわりたる事など有ときは、相撲の番附樣のすりものとして、此より彼に達し、彼より又其先へ通じ、順々轉達して何國にても、凡四月餘りには行渡る樣致したり。故に何事も世界中のこと、隅々まで知れざる所なき也。又その外に小舟にて用事を達するものもあれども、此は四艘の外の餘事なり。

一　唐七虎の口と申處の臺場を見受たるが、此は廣東より二十里下也。扨此虎の口の臺場、兩岸は山にして川幅一里計、其川の中に島有、島の長さ十八九町、幅は七八町、此島の山を平らげて平地とし、四方に石垣を築き、その上に石の玉垣を構へ、内に大筒を處々に並ぶ。又川の兩岸山の麓を平らげて、要害の場所に、島同樣石垣を築き、其上に

玉垣を構へ、大筒を並べたり。臺場の長さ十四五町位、臺場も夥しく見受たれども、斯の如き大にして、要害よろしき臺場はなかりし。以前は石火矢など城壁に構へたる由ながら、今にては英夷大亂の後ゆへ、石火矢も處まばらに構へたり。此川は東西より寅に流るゝ川也。

一　五大洲の内かわる〴〵治亂有りて、戰爭の斷間とてはなし、彼と是との取合、是と彼との合戰、或は交易より戰ひを起し、或は合戰未だ雌雄を決せず、或は新たに和睦を構へ、この類種々騷動ありて、既に彼二三年前、英吉利強兵を以て、天竺のボンデンを攻め、ボンデンも克ふせぎつれども、力つきて終に降參せしなどの事、あまたあれども、その虚實も詳ならず故、當時戰爭の國々をも精しう知る事を得ざりしが、昨年正月頃に至りて、始て其慥なる說を聞たり。當時天下の内早戰爭に及びしものと、やがて戰爭に及ばんとするものと凡そ五組有。此等の事は矢張彼「ニコーシペツパラ」にて、相撲番附の如くして天下に傳播せり。其一つ英吉利人・佛蘭西・アメリカの援兵をかり加へて、

魯西亜と戰ふ也。其二は佛蘭西と英吉利との爭ひ也。其三は墨是哥と有奈土遁、其四は本邦と亞墨利加、其五は唐山の明清也。扨この英吉利・魯西亜爭戰の起本は、二十ケ年計以前、英吉利貳十艘の軍船を以て、魯西亜の有海港より攻入しが、魯西亜ははやく水陸より兵を出し、その前後を絶きりければ、英夷進んでは戰ふことあたはず、退ては歸ることも能はず、進退據をうしなひ、大に困窮し、今より以後再び魯西亜の地に足踏すまじき故、ゆるし呉レ樣ひたすらに相願ければ、魯西亜も許諾し、則誤りの一札を取り、堅き盟約をなして返へせり。これより二三年ほどへて、英夷何とぞ往日の遺恨をむくわんと、彼海港續魯西亜領の外、黑海より地中海に出るところの要地〳〵に臺場を築き、此處彼處と軍艦二十艘三十艘宛出し置、アメリカ・佛蘭西なとゝ調し合せ、魯西亜海港へ船舶の往來を妨げ、軍船六艘の外は一切通路を斷絶せるが、彼海港は魯西亜第一の大港口にて、その内には軍船商船夥しく是有ことゆへ、その通路口を塞がれ、大に迷惑なしけれ共詮方なく、空しく數年を過ける處、英夷の勢は日々に烈しく、魯西亜も彌

いきごうりに堪へず、遂に計を決し、軍船千艘水路より進ませ、騎兵拾八萬、陸路より進ませ、一戰してその出口をおしひらかんと日夜戰ひけるなり。又英吉利・佛蘭西の爭は、唐土百五拾年計以前までは、異國の入津を許さゞりしが、間もなく佛蘭西上海への入津を許され、商館など建て、年に三艘づゝ渡來し、通商致し居しが、其後英夷鴉片亂の餘威を以て、亦此所に商館を建て、廣く交易し、其上佛蘭西をおしつけ、種々無法をしかけければ、佛蘭西怒り、英夷の本國を攻んとの騷動あり。され共漂人乍浦逗留中、兩方和睦となりし由聞けり。墨是哥と共和政治との戰は、丙午の戰に取れしカラッポーナイを、取返さんとの戰にて、右墨是哥には日本人の子孫と申者有之、甚だ慷慨なるものゝよしにて、此節專ら恢復の計をなし居けることなん。この日本人の子孫と申は五十年計以前、尾張の商船江戸におもむかんとせし途中、風波におし流され、メキシコに漂着す。此船八百石位の船にて、相應の乗組あれども、段々死人も有之、漂着の節は漸く四人と成れり。扨このメキシコは古來より外邦と交通せざる國ゆへ、日本へ送り返す

事も得せず、たゞその儘扶助し置、その人の才に隨ひて、これを用ひたり。内一人は尾州の御家來にや、又は他の浪人便船に乘合せたるにや、餘程才略もあり、武藝も長じける故、同流の人は申に及ばず、メキシコ人へもおしへなどして、大に信用せられ、遂に「ソウショウ」といへば士大將迄に成りたり。此ものゝ子孫今に殘りて、此讐恢復の企をなす、子孫都合十七人あること也。又　日本も共和政治とは一昨年渡來したるをいふ也。明請のことは本編に載せたればこゝに略す。

一　外國にては國の廣大にして、宮殿なるは唐土第一、人は　日本第一といへり。尤も性利根發明なるは佛蘭西第一、武勇は　日本第一となり。

一　外國にては本邦の海は、深しといふて恐る、それは彼等が船の碇綱は鐵のくさりなれば、深くては事急なる時、碇重くて揚り兼る故也。唐土の海は惣じて淺く、且荒さも本邦の如く甚しからず。

一　カラッポーナイにて、或時丙午の年、相州久里濱へ渡來したるアメリカ船の事聞け

る、其節の大將は「カランビシ」といふて、石火矢を三段に備へ、小船は「ビンセン」といふて、石火矢一艘に備ふ、此「ビンセン」といふ船は彼土にても見受し元來アメリカは其頃より本邦を窺ふの志あれば、例のメキシコを攻て歸りがけ、本邦へ立寄り樣子を窺ひし也。されば本邦の暴風に恐怖し、何一言の應對にも及ばず、唯途中薪水につきたる故、これを乞ひに來りし趣を述けり。其節 本邦の御役人船傍に在しが、彼「カランビシ」の「カマド」端舟にて來り、乘入らんとせしを、本邦の船より蹴落され、餘程頭に傷をかうぶりたり。「カマド」一大に怒りて直樣鐵炮の火蓋を切て放さんとせしが、「ホツキアナン」副將なり色々と諫め、我等一命を捨ることは、さのみ惜しく共思ざれども、今此所にて手荒く取計へば、我方にて以後の不爲は申に及ばず、萬國の交易迄も不爲筋に相成ゆ間、いかにも怒をしづめられよと申ければ、「カマド」も漸々に怒を忍び、夫より薪水を貰ひ、直に久里濱を出帆せり。出帆の節は 本邦より一通の書を與へ給ひければ、定て都合宜事にてもあらんと、唐土の香港に着し彼尾州久吉方へ參り、其書をよみもらいけるが、案に相違し

て、此度は其儘にて差歸すなれども、以後若し近海に近づかば、中々以差歸し不申、此趣兼て心得置べしとの書也。依て亞墨利加人は大に驚き、且其武威を恐れ、再び渡來はせざりしとなん。

一　本編にいへるごとく明清の騷動、未だ何れも勝つべしとも相知れ不申、されども彼是の趣を以てこれを計るに、多分明人勝利を得んか。如何となれば英夷の清朝を窺ふ事、年久敷事にて、已六七年前にも屬從の諸國より、兵士を取集め、當時不用のもの、凡十二萬騎に及ぶ位の事故、事を幸ひこの兵士を以て、清の上海邊土地よき處を奪ひ取らんと計りけるが、其内思ひ寄らず、清國には明兵起りて、其勢破竹の如し、依て英夷は一先己が計りごとをやめ、明清の勝敗を見物せるにて、そしらぬ顔にてありけるに、明勢は日を追ふて盛に成行たれば、此より趣向をかへ、後明の援助をなし、表向は手出し致さぬ顔にて、内實は品よき炮器戰具等を明へ賣與へ、ひそかに恩儀を施て置き、明愈勝利を得し後は、又よきに導き、己れが利を計らんと、專ら工みける由。されば行々明人

の勝利とも可成は、理の當然にて有之也。扨又その明清の勝敗に寄て、本邦の利不利とも成るべき事、必しも無きに限らず。若し此以後に至りて、清朝勝を得て、只今迄の勢に何も異なる事なし。たとひ明勝利を得たりとも、本編にいへる約の如く、萬國と交易通信する事、清朝同樣に致しなば、矢張清朝の弊風に習ふ譯故、所詮長く國を園むる事思ひも寄らず。然れども當時明將は英傑の者にて、此等の事は疾にも計り知りたる事なるべければ、事平らぎたる日には、定て其約を變じ、萬國を追拂ひ、唐土の地へは寄せ付申さぬ心得にて可有之。左樣これあるに於ては、本邦の藩屏と成りて、外國の拒きこれよりよきはなし、され共唐土人の悪風は天下無類にて、兎角利に目ざし、明日の不爲は知らずして、今日目前の欲に迷ふ習ひなれば、事平らぎたる英夷より大利を以てこれを導き、種々の手段を廻らさば、多分其術に落いる事もありぬべし。萬一英夷に欺かれ、その計略に陷りなば、いつか本邦渡海の手引をも致さん事、計りがたし。左樣成行たらんには、當時明清の合戰にて、以前に有之軍船を大小千二百艘造り立たれば、

是を以て渡來せば、何たる事もかなふまじ。如此して唐土敵とならば、何れの國か敵ならざらん、　本邦日々夷賊の擾亂を受け、永々の不利共成まじきにあらんとて、暫に乙吉なども深くこれを憂ひ居りたる由。按るに、此話は文太乍浦にて見聞したるときの事にて、當時にては明の餘賊といふものは、ことごとく敗亡したる趣きなれば、此條の趣とは相違あり

一　共和政治　本邦を窺ふことさけだし一日にあらず、其起本を尋るに、共和政治もと王國にして、王位も十六軒の豪家より、四年目〳〵に寄り合持なるが、何とぞ王號を帝號にあらため、寄合持を永代持にせんと欲しけれども、帝號の儀は天下の公論ある事故、容易に稱する事不叶、古來不通の土地に交通して萬國の爲筋をなすか、或は一帝國を服屬するにあらざれば、帝號を得る事あたはず。依て五大洲の内そここゝと心掛くといへども皆諸國の領分となり、いまは　本邦ならでは獨立の國なき故、ひそかに本邦を伺ふ心を生じたり。然所　本邦は元より神武萬國に轟き居ことなれば、容易に交通すべからず。此より「ニコーシベツバラ」を以て、ひろく同盟の諸國に相談しけるに、諸國とても兼て

恐れたる事故、別に計策も無之といへども、銘々も固より其志有事なれば、姑らく亞墨利加を先にたて、其樣子を見んとの心にて、則又諸國より「ニコーシベッパラ」を以て、アメリカへ答へ、色々計りごとを出して、我は先年日本某の國へ參りし時、ケ樣の取扱振にてありし、我は日本何方の湊へケ樣の體にて參るけれ共、ケ樣の始末にてありし、海の淺深はケ樣、山の要害はケ樣、應對振はケ樣ケ樣なれば、今度まいるもケ樣〳〵に致すべくなど、思ひ〳〵二三百年以前の事迄引出し、何角と申越しける故、亞墨利加も衆議を參考し、本邦の樣子も荒增會得し、其志いよ〳〵つのりける。唯和蘭國よりはこれをおし止め、日本は武威至て烈しく、凡夷船と見ることは何國の差別なし、無二無三に打拂ふの嚴法にして、殊に火術に長じ、異船海口に寄ると見れば、海上一面火にして「グワンメネツプハヤ」（十分時なり本朝の二十分時にあたる）の間に、十艘にても二十艘にても燒盡すの術あれば、通信交易等はおもひも寄らず、總て參る時は打拂はれ、却て天下萬國の笑ものとならんといひければ、アメリカも又つら〳〵考ふるに、誠に蘭人のいへるに違はず、萬國

のかく恐れをなしたるも全くこれ故也。既に我先年（丙午のとし前に委し）事に託して浦賀へ入港せしも、實は瀬踏にてありしが、海岸一面防禦の手當すさまじく、矢庭におひ返されれ、且其節一通の書を渡されたれば、唐土へ參り　日本の漂流人へ讀もらいければ、再び渡來するに於ては見懸次第、みなごろしにすべしとの事にてありし。彼につき此につき迚も、近寄こと相叶がたし、去り迚又我　日本へ志したることは、一朝一夕の故あらず。ひろく萬國へも流布したる事故、今更手を空しくして打捨たらば、卑怯未練の謗を得、何の恥辱かこれにしかん。去れど又　日本武勇萬國に勝れたるは、開國の初にこそあらめ、今は昇平久しく打續きたれば、武威も次第に衰敗にをもむきたるべし。我今大船十餘艘用意し、大炮數十百挺を備へ、遽に入津し多く發炮し、務めて氣勢を張る時は多分その魂を奪ふべし。もし果して志を得ば、通信交易 石炭食料薪水の願ひも、何の難ことかあるべき、且我より　日本を責ていふべし。當時萬國皆通信し有無を交易せり、　日本何ぞ獨り通信交易せざることを得んや、もし是を許しあらば、我國及萬國の

利のみにあらず　日本の大利益となること夥し。石炭は海舶の往來是非缺べからざるの品なれ共、斤目甚重ふして多分は蓄へがたし、本國より唐土へ赴き、唐土より本邦に歸るいつにても　日本近海にて困窮せり。日本若し賣與へられ我金銀を以て相應に報なば、我に於ても利益あり　日本に於ても損失なし。又漂流人に至りては、天下の窮民にして憐れむべきのもの也。故に凡そ萬國漂流人あれば、平日恩仇の差別なく、薪水食料はおろか、成べき丈け不便を加へ遣す事常例也。則我日本漂人（文太等をさしていふ）をねん心に取扱ひ送り返すも、右の心得にて有之を、　日本にては他邦の漂流人へも絶て不便を加へず、却て異邦外域（ママ）人と見れば、恩仇の差別なく、皆これを打拂ふ、すでに先年我國の民、蝦夷に漂着せし時にも直に長崎へ送り出し牢舍など致させ、内二人は遂に死したる事のありし。此等の事我に何のうらみありて、かゝる仕向に逢ふ事にや、何とぞ此以後漂着人これあるにおゐては、いかにも憐愍を加へ、薪水食料なども與へ、丁寧に取扱るべしなどゝ、種々ねだりを申出し、萬一聞入なくば、先石炭丈けとふべし、石炭を許

されずんば、石炭の置場所丈けをこふべし、置場所を許ざれば、伊豆の大島をこふべし、大島を得て石炭を澤山に貯置たらば、當分途中の困窮をば免るべし。先當座の困窮を免れおきて、夫より心ゆるし計ごこをめぐらし、漸々他方に近寄り、權貴の人より應接の役人共に至迄、財寶を惜まずして賂を行ひ、器玩劍銃舟車等にても、凡そ機巧精奇にして、人の耳目をよろこばす樣の者を、替る〳〵献上し、あくまで其心を惑し置、廣く交易することを乞遂ぐべし。萬一それにても聞入なくば、大島は最早我物ゆへ、これを根城となし、軍船數艘用意し、諸國より江戸へ運漕の船を皆沖合にて遮り妨げば、江戸の人民何を以て口をうるほすべきや、必ず數月ならずして屈すべしと、樣々評議して、遂に志を決し、丑の年軍船蒸氣船十三艘、人數四千人にて參るべき旨を觸出し置「メステスッピン」といへる蒸氣船に、蒸氣車雛形その外品々積重ね、唐土近海に集り、日を定めて　本邦へ進發せんとす、則漂人ども乘り居たりし「サシコハナ」船は其一ツにして、水軍總大將は彼「メステスッピン」に乘り居たり。（彼留理なるべし）然る所アメリカ　我朝に渡來

するに付ては、萬國も徒に自滅を取る事とのみ心得、ひそかに笑ひ居る所なれば、上下恐れ危ぶみて、深淵薄氷のおもひをなし、呼び集むる十三艘さへも、兎角あつまらず。又船中にある士卒どもゝ、固よりいさゝかの給銀にて雇はれ、諸方より集り居たれば、一人逃げ二人去り、「サシコハナ」船の人計にても、欠落六十人に及び、其他の舟もこれに準じければ、「カマド」も當惑せしか共、かくて止むべきにあらざれば、四月初旬纔六艘にて上海を出帆し、琉球にて九艘と相成り、浦賀表へ參りけり。其内漂人乍浦へおもむきしが、漂人は申に及ばず、道路の人に至るまで、皆アメリカの　日本より敗北して返る事のみ取沙汰して居る所、初冬の頃に至りて、魯西亞船長崎より上海へ歸着し、其噺しを聞きつるに、魯西亞・亞墨利加の渡來する事を日本へ注進しもし、交易を許され、永々兄弟同盟の國となし給はらんには、以来外國の異變何事にても聞次第注進し奉るべし。元來英吉利・アメリカは同盟の國なるが、我に於ては兩國とも敵讐の國なり、就ては彼等より彼是謀を企る様子を見屆たらば、早速に援助し奉らんなどゝ申出し、なんな

く應接被　仰附、書翰も御受取に相成り、種々御馳走被成下、至極結構の御取扱ひにて、且御返答には、當時　將軍御他界なれば、御返翰は追て可被下こと被　仰渡けよし風聞あり。されど漂人共は一向にこれを信ぜずありけるが、其後また亜墨利加。上海へ歸着し、其噂を聞に、これ又久里濱に於て應接有之、尤も一萬五千計の御人數にて、御固めはありつれど、書翰も御取上げに相成て、種々結構御饗應有之、御返翰は後六ヶ月を經て、頂戴可罷越旨被　仰聞、此亦無難にて歸着せし由也。漂人は矢張是を信ぜずありけるが、（此の起にては魯西亜の來りしは、アメリカより前のこと也。されども此の年には、六月三日アメリカ浦賀に渡來し、亜墨利加歸帆の後、魯西亜長崎へ參りし事故、此話前後相違せり、或は本邦へ渡來の前後は如此なれ共、上海へ着せし時、魯西亜アメリカへ先し事共より混せしにや、又魯西亜より亜墨利加の異變注進せんとの言葉も、五年渡來の事にては無之後日の事をいふものならんか、なたなければ適せず）寅正月乙吉夫婦は、乍浦へ見舞こして參りたり故、何はさて置、先此事の虚實を尋ければ、乙吉も涙ながらに、事の始末を說出し、殘念なりこて歎息しける故、漂人共も大に驚き、あれほどまでに危み恐れて、渡來したる事なれば、只一打に御打立に相成りたらば、再び　日本へ近寄事はよもも有まじ、かゝる事の有べしこ知りたらば、

我等幸ひ其船へ乗組居りしこそ天の與へ、いつそ其儘渡來して間合を伺ひ、賊情を御内通申あげ置、其跡にて共に打砕れて死すべかりしを、あつたら機會を失はせ奉りしは無念とも殘念ともいふべき樣なしと申ければ、乙吉申には六ケ月を經て渡來せよとの御言葉を味はえ奉るに、さし當り武備も御嚴重ならざる故、一旦は御差返しに相成、六ケ月までにはあくまで嚴重御備へ被成、再び來らば其儘御打拂に可被成との御手段なるべし。夫故英吉利に於ても、返りて恐れ居たる由申に付、左もありなんとて、其日も相濟今日か／＼とよき消息をのみ相待居る内、渡來の時に到りても、御打拂にも不相成由承りたり。依之萬國も大に驚き、アメリカも名を揚げし趣、惡しといふも餘りあり。扨歸朝の後世上の沙汰承れば、どふか亞墨利加より日本へ來るは、十八日或は廿日位にて來るべき由、申出しけると也。此のみにても彼が大言虚説はよく分りたり、その子細はアメリカのカラツポーナイより唐土廣東迄、西南海程さし渡し七千二百里（英吉利道ほふ）あり、漂人共此海路を軍船にて送られつるに、都合七十餘日を經たり。若し蒸氣船ならば一ケ

月位にても達すべけれども、本彼「カラッポーナイ」へは鑁張役船の外一切船は無之、軍船蒸氣船とも悉く花盛頓王都に有之、「カラッポーナイ」とは腹背と相成たる故、彼カラッポーナイ」より差渡し七千二百里の處を渡らんとする時は、先一旦南亞墨利加金州を廻らざる事を得ず。如此なれば中々莫大の道法と相成り、其上深く寒帯に乗入り、やがて南極圏近邊を通行することゆへ、夏の頃といへ共風波至て荒く、無難に通行する事覺束なし、これに寄り「カラッポーナイ」へ至るまでには、幾ばくの日數を重ね、幾許の艱難をおかして、漸々に達する事を得る也。すでに漂人を乗せん爲め、来り懸りし「サシコハナ」ごもは、一年餘障り、其上途中にて怪俄いたし、帆檣及び蒸氣の眞木までおりなどして、遂に「カラッポーナイ」へ来る事を得ず、無據西洋へ乗廻したりし。如此難所といひ、且「カラッポーナイ」より 本邦迄の間絶て島國無故、石炭繼ぎ場所なし、依て蒸氣船においては此海路より通行する事更らになし、皆王都より直に西洋へ乗り出し、アメリカ洲より地方傳ひ、喜望峰を廻り印度沖より漢土廣東へ達する事常也。然る所こ

れ又ほとんど全地球をめぐること故、二萬里計の里数にて、片道常に軍船六七ヶ月、蒸氣船四ヶ月餘かゝる也。何とて廿日や三十日に來るべけんや。尤も蒸氣船は餘の船に比すれば、いかにも神速なれども、彼石炭甚重き物にして、十二日分の外積がたし、既に漂人唐土より「サシコハホ」にてメキラ迄行しも、往還十二日にして、石炭のこらず焚盡し、用意炭とて平生焚かぬ分まで焚つくし、如此物ゆへ彼處にて取り入れ、此所にて積込み、これのみにも多くひまどり、その上蒸氣船よくはしるといへども、ならし一日貳百四十里に過ぎず。又人の説に蒸氣船は風の順逆をいとはぬといひけれ共、彼亦逆風にては進み得ず、唯進まぬ計ならず、隨分大逆風になりては、矢張跡しざりする也。よりて石炭の隙取と、風の順逆とにて、いか樣にはやくとも、四ヶ月ならでは達する事を得ず。況や軍船足おそきものをや、且彼　本邦より打拂はれ、其仇を報ひんとて再び渡來すること、合戰の儀中々以容易ならざる事故、軍船蒸氣船共多く相調へ、何かの用意して來ることなれば、いか樣のことありても、三年より內に來るといふことは思ひも寄らず。

されば最初渡來の節盡く御打拂ひと相成り、三年の後再び渡來致す迄には、武備御調へに相成りたらんこと、何の子細かこれあらん、惜しき事にて有りつることなれ。唯おのれが管見を以て、天の大なるをはかるにひとし、兎角大和魂のやむことなき、そはしる人ぞしらん。

漂流記談　巻之二　終　（新補）

一輯
二輯　全二冊

定價　第一輯　金六圓
特價　金五圓

昭和五年八月二十五日印刷
昭和五年九月　五　日發行

不許複製

編輯發行人　京都市田中門前町一六　吉田文造

印刷者　京都市坊城通五條下ル　西川太良吉

發行所　京都市帝大北門前町　更生閣

發賣所　京都市川端丸太町　進文堂

